

平成十七年法律第八十六号

会社法

目次

第一編 総則

第一章 通則(第一条―第五条)

第二章 会社の商号(第六条―第九条)

第三章 会社の使用人等

第一節 会社の使用人(第十条―第十五条)

第二節 会社の代理商(第十六条―第二十条)

第四章 事業の譲渡をした場合の競業の禁止等(第二十一条―第二十四条)

第二編 株式会社

第一章 設立

第一節 総則(第二十五条)

第二節 定款の作成(第二十六条―第三十一条)

第三節 出資(第三十二条―第三十七条)

第四節 設立時役員等の選任及び解任(第三十八条―第四十五条)

第五節 設立時取締役等による調査(第四十六条)

第六節 設立時代表取締役等の選定等(第四十七条・第四十八条)

第七節 株式会社の成立(第四十九条―第五十一条)

第八節 発起人等の責任等(第五十二条―第五十六条)

第九節 募集による設立

第一款 設立時発行株式を引き受ける者の募集(第五十七条―第六十四条)

第二款 創立総会等(第六十五条―第八十六条)

第三款 設立に関する事項の報告(第八十七条)

第四款 設立時取締役等の選任及び解任(第八十八条―第九十二条)

第五款 設立時取締役等による調査(第九十三条・第九十四条)

第六款 定款の変更(第九十五条―第一百一条)

第七款 設立手続等の特則等(第一百二条―第一百三十三条)

第二章 株式

第六節 単元株式数

第一節 総則(第四百条―第五百二十一条)

第二節 株主名簿(第五百二十一条―第五百二十六条)

第三節 株式の譲渡等

第一款 株式の譲渡(第五百二十七条―第五百三十五条)

第二款 株式の譲渡に係る承認手続(第五百三十六条―第五百四十五条)

第三款 株式の質入れ(第五百四十六条―第五百五十四条)

第四款 信託財産に属する株式についての對抗要件等(第五百五十四条の二)

第四節 株式会社による自己の株式の取得

第一款 総則(第五百五十五条)

第二款 株主との合意による取得

第一目 総則(第五百五十六条―第五百五十九条)

第二目 特定の株主からの取得(第五百六十条―第五百六十四条)

第三目 市場取引等による株式の取得(第五百六十五条)

第三款 取得請求権付株式及び取得条項付株式の取得

第一目 取得請求権付株式の取得の請求(第五百六十六条・第五百六十七条)

第二目 取得条項付株式の取得(第五百六十八条―第五百七十条)

第四款 全部取得条項付種類株式の取得(第五百七十一条―第五百七十三条の二)

第五款 相続人等に対する売渡しの請求(第五百七十四条―第五百七十七条)

第六款 株式の消却(第五百七十八条)

第四節の二 特別支配株主の株式等売渡請求(第五百七十九条―第五百七十九条の十)

第五節 株式の併合等

第一款 株式の併合(第五百八十条―第五百八十二条の六)

第二款 株式の分割(第五百八十三条・第五百八十四条)

第三款 株式無償割当て(第五百八十五条―第五百八十七条)

第六節 単元株式数

第一款 総則(第五百八十八条―第五百九十一条)

第二款 単元未満株主の買取請求(第五百九十二条・第五百九十三条)

第三款 単元未満株主の売渡請求(第五百九十四条)

第四款 単元株式数の変更等(第五百九十五条)

第七節 株主に対する通知の省略等(第五百九十六条―第五百九十八条)

第八節 募集株式の発行等

第一款 募集事項の決定等(第五百九十九条―第六百二条の二)

第二款 募集株式の割当て(第六百三条―第六百六条の二)

第三款 金銭以外の財産の出資(第六百七条)

第四款 出資の履行等(第六百八条・第六百九条)

第五款 募集株式の発行等をやめることの請求(第六百十条)

第六款 募集に係る責任等(第六百十一条―第六百十三条の三)

第九節 株券

第一款 総則(第六百二十四条―第六百二十八条)

第二款 株券の提出等(第六百二十九条・第六百三十条)

第三款 株券喪失登録(第六百三十一条―第六百三十三条)

第十節 雑則(第六百三十四条・第六百三十五条)

第三章 新株予約権

第一節 総則(第六百三十六条・第六百三十七條)

第一款 新株予約権の発行

第二款 募集事項の決定等(第六百三十八条―第六百四十一条)

第二款 募集新株予約権の割当て(第六百四十二条―第六百四十五条)

第三款 募集新株予約権に係る払込み

第四款 募集新株予約権の発行をやめることの請求(第六百四十七条)

第五款 雑則(第六百四十八条)

第三節 新株予約権原簿(第六百四十九条―第六百五十三条)

第四節 新株予約権の譲渡等

第一款 新株予約権の譲渡(第六百五十四条―第六百六十一条)

第二款 新株予約権の譲渡の制限(第六百六十二条―第六百六十六条)

第三款 新株予約権の質入れ(第六百六十七条―第六百七十二条)

第四款 信託財産に属する新株予約権についての對抗要件等(第六百七十二條の二)

第五節 株式会社による自己の新株予約権の取得

第一款 募集事項の定めに基づく新株予約権の取得(第六百七十三条―第六百七十五条)

第二款 新株予約権の消却(第六百七十六條)

第六節 新株予約権無償割当て(第六百七十七條―第六百七十九条)

第七節 新株予約権の行使

第一款 総則(第六百八十条―第六百八十三条)

第二款 金銭以外の財産の出資(第六百八十四条)

第三款 責任(第六百八十五条―第六百八十六条の三)

第四款 雑則(第六百八十七条)

第八節 新株予約権に係る証券

第一款 新株予約権証券(第六百八十八条―第六百九十一条)

第二款 新株予約権付社債券(第六百九十二条)

第三款 新株予約権証券等の提出(第六百九十三条・第六百九十四条)

第四章 機関

第一節 株主総会及び種類株主総会等

第一款 株主総会(第六百九十五条―第七百二十条)

第二款 種類株主総会(第七百二十一条―第七百二十五条)

第三款 電子提供措置(第七百二十五条の二)

第七節 株主総会以外の機関の設置(第七百二十六条―第七百二十八条)

第三節 役員及び会計監査人の選任及び解任	第十一節 役員等の損害賠償責任(第四百二十三条―第四百三十条)
第一款 選任(第三百二十九条―第三百三十八条)	第十二節 補償契約及び役員等のために締結される保険契約(第四百三十条の二・第四百三十条の三)
第二款 解任(第三百三十九条・第三百四十条)	第五章 計算等
第三款 選任及び解任の手續に関する特則(第三百四十一条―第三百四十七條)	第一節 会計の原則(第四百三十一条)
第四節 取締役(第三百四十八条―第三百六十一条)	第二節 会計帳簿等
第五節 取締役会	第一款 会計帳簿(第四百三十二条―第四百三十四条)
第六節 取締役等(第三百六十二条―第三百六十五条)	第二款 計算書類等(第四百三十五条―第四百四十三条)
第七節 監査役(第三百八十一条―第三百八十九条)	第三款 連結計算書類(第四百四十四条)
第八節 監査役会	第三節 資本金の額等
第一款 権限等(第三百九十条)	第一款 総則(第四百四十五条・第四百四十六条)
第二款 運営(第三百九十一条―第三百九十五条)	第二款 資本金の額の減少等
第九節 会計監査人(第三百九十六条―第三百九十九条)	第一 目資本金の額の減少等(第四百四十七条―第四百四十九条)
第九節の二 監査等委員会	第二目 資本金の額の増加等(第四百五十条・第四百五十一条)
第一款 権限等(第三百九十九条の二―第三百九十九条の七)	第三目 剰余金についてのその他の処分(第四百五十二条)
第二款 運営(第三百九十九条の八―第三百九十九条の十二)	第四節 剰余金の配当(第四百五十三条―第四百五十八条)
第三款 監査等委員会設置会社の取締役会の権限等(第三百九十九条の十四・三百九十九条の十五)	第五節 剰余金の配当等を決定する機関の特則(第四百五十九条・第四百六十条)
第十節 指名委員会等及び執行役	第六節 剰余金の配当等に関する責任(第四百六十一条―第四百六十五条)
第一款 委員の選定、執行役の選任等(第四百条―第四百三条)	第七章 事業の譲渡等(第四百六十七条―第四百七十条)
第二款 指名委員会等の権限等(第四百四条―第四百九条)	第八章 解散(第四百七十一条―第四百七十四条)
第三款 指名委員会等の運営(第四百十條―第四百十四條)	第九章 清算
第四款 指名委員会等設置会社の取締役の権限等(第四百十五條―第四百十七條)	第一節 総則
第五款 執行役の権限等(第四百十八條―第四百二十二條)	第一款 清算の開始(第四百七十五条・第四百七十六条)
	第二款 清算株式会社との機関
	第一目 株主総会以外の機関の設置(第四百七十七條)
	第二目 清算人の就任及び解任並びに監査役の退任(第四百七十八條―第四百八十条)
	第三目 清算人の職務等(第四百八十一条―第四百八十八条)
	第四目 清算人会(第四百八十九条・第四百九十条)
	第五目 取締役等に関する規定の適用(第四百九十一条)
	第三款 財産目録等(第四百九十二条―第四百九十八条)
	第四款 債務の弁済等(第四百九十九条―第五百三条)
	第五款 残余財産の分配(第五百四条―第五百六条)
	第六款 清算事務の終了等(第五百七条)
	第七款 帳簿資料の保存(第五百八条)
	第八款 適用除外等(第五百九条)
	第二節 特別清算
	第一款 特別清算の開始(第五百十條―第五百十八條の二)
	第二款 裁判所による監督及び調査(第五百十九條―第五百二十二條)
	第三款 清算人(第五百二十三條―第五百二十六條)
	第四款 監督委員(第五百二十七條―第五百三十二條)
	第五款 調査委員(第五百三十三條・第五百三十四條)
	第六款 清算株式会社の行為の制限等(第五百三十五条―第五百三十九條)
	第七款 清算の監督上必要な処分等(第五百四十條―第五百四十五條)
	第八款 債権者集会(第五百四十六條―第五百六十二條)
	第九款 協定(第五百六十三條―第五百七十二條)
	第十款 特別清算の終了(第五百七十三條・第五百七十四條)
	第三編 持分会社
	第一章 設立(第五百七十五条―第五百七十九條)
	第二章 社員
	第一節 社員の責任等(第五百八十條―第五百八十四條)
	第二節 持分の譲渡等(第五百八十五條―第五百八十七條)
	第三節 誤認行為の責任(第五百八十八條・第五百八十九條)
	第三章 管理
	第一節 総則(第五百九十條―第五百九十二条)
	第二節 業務を執行する社員(第五百九三条―第六百二条)
	第三節 業務を執行する社員の職務を代行する者(第六百三条)
	第四章 社員の加入及び退社
	第一節 社員の加入(第六百四條・第六百五條)
	第二節 社員の退社(第六百六條―第六百十三條)
	第五章 計算等
	第一節 会計の原則(第六百十四條)
	第二節 会計帳簿(第六百十五條・第六百十六條)
	第三節 計算書類(第六百十七條―第六百十九條)
	第四節 資本金の額の減少(第六百二十條)
	第五節 利益の配当(第六百二十一条―第六百二十三條)
	第六節 出資の払戻し(第六百二十四條)
	第七節 合同会社の計算等に関する特則
	第一款 計算書類の閲覧に関する特則(第六百二十五條)
	第二款 資本金の額の減少に関する特則(第六百二十六條・第六百二十七條)
	第三款 利益の配当に関する特則(第六百二十八條―第六百三十一條)
	第四款 出資の払戻しに関する特則(第六百三十二條―第六百三十四條)
	第五款 退社に伴う持分の払戻しに関する特則(第六百三十五條・第六百三十六條)
	第六章 定款の変更(第六百三十七條―第六百四十條)
	第七章 解散(第六百四十一条―第六百四十三條)
	第八章 清算
	第一節 清算の開始(第六百四十四條・第六百四十五條)

第一節 総則（第九百三十九条・第九百四十条）

第二節 電子公告調査機関（第九百四十一条―第九百五十九条）

第八編 罰則（第九百六十条―第九百七十九条）

附則

第一編 総則

第一章 通則

（趣旨）

第一条 会社の設立、組織、運営及び管理については、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 会社 株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社をいう。
- 二 外国会社 外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体であつて、会社と同種のもの又は会社に類似するものをいう。
- 三 子会社 会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。
- 三の二 子会社等 次のいずれかに該当する者をいう。

- イ 子会社
 - ロ 会社以外の者がその経営を支配している法人として法務省令で定めるもの
- 四 親会社 株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

- 四の二 親会社等 次のいずれかに該当する者をいう。
- イ 親会社
 - ロ 株式会社の経営を支配している者（法人であるものを除く。）として法務省令で定めるもの

- 五 公開会社 その発行する全部又は一部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について株式会社の承認を要する旨の定款の定めを設けていない株式会社をいう。
- 六 大会社 次に掲げる要件のいずれかに該当する株式会社をいう。

- イ 最終事業年度に係る貸借対照表（第四百三十九条前段に規定する場合にあつては、

同条の規定により、定時株主総会に報告された貸借対照表をいい、株式会社の成立後最初の定時株主総会までの間においては、第四百三十五条第一項の貸借対照表をいう。ロにおいて同じ。）に資本金として計上した額が五億円以上であること。

ロ 最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が二百億円以上であること。

七 取締役会設置会社 取締役会を置く株式会社又はこの法律の規定により取締役会を置かなければならない株式会社をいう。

八 会計参与設置会社 会計参与を置く株式会社をいう。

九 監査役設置会社 監査役を置く株式会社（その監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがあるものを除く。）又はこの法律の規定により監査役を置かなければならない株式会社をいう。

十 監査役会設置会社 監査役会を置く株式会社又はこの法律の規定により監査役会を置かなければならない株式会社をいう。

十一 会計監査人設置会社 会計監査人を置く株式会社又はこの法律の規定により会計監査人を置かなければならない株式会社をいう。

十一の二 監査等委員会設置会社 監査等委員会を置く株式会社をいう。

十二 指名委員会等設置会社 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会（以下「指名委員会等」という。）を置く株式会社をいう。

十三 種類株式発行会社 剰余金の配当その他の第八十八条第一項各号に掲げる事項について内容の異なる二以上の種類の株式を発行する株式会社をいう。

十四 種類株主総会 種類株主（種類株式発行会社におけるある種類の株式の株主をいう。以下同じ。）の総会をいう。

十五 社外取締役 株式会社の取締役であつて、次に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。

イ 当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役（株式会社の第三百六十三条第一項各号に掲げる取締役及び当該株式会社の業務を執行したその他の取締役をいう。以下同じ。）若しくは執行役又は支配人その他の使用者（以下「業務執行取締役等」という。）でなく、かつ、その就任の前十年間

当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役等であつたことがないこと。

ロ その就任の前十年内のいずれかの時ににおいて当該株式会社又はその子会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）又は監査役であつたことがある者（業務執行取締役等であつたことを除く。）にあつては、当該取締役、会計参与又は監査役への就任の前十年間当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役等であつたことがないこと。

ハ 当該株式会社の親会社等（自然人であるものに限り。）又は親会社等の取締役若しくは執行役若しくは支配人その他の使用者でないこと。

ニ 当該株式会社の親会社等（当該株式会社及びその子会社を除く。）の業務執行取締役等でないこと。

ホ 当該株式会社の取締役若しくは執行役若しくは支配人その他の重要な使用者又は親会社等（自然人であるものに限り。）の配偶者又は二親等内の親族でないこと。

十六 社外監査役 株式会社の監査役であつて、次に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。

イ その就任の前十年間当該株式会社又はその子会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員。ロにおいて同じ。）若しくは執行役又は支配人その他の使用者であつたことがないこと。

ロ その就任の前十年内のいずれかの時ににおいて当該株式会社又はその子会社の監査役であつたことがある者にあつては、当該監査役への就任の前十年間当該株式会社又はその子会社の取締役、会計参与若しくは執行役又は支配人その他の他の使用者であつたことがないこと。

ハ 当該株式会社の親会社等（自然人であるものに限り。）又は親会社等の取締役、監査役若しくは執行役若しくは支配人その他の使用者でないこと。

ニ 当該株式会社の親会社等（当該株式会社及びその子会社を除く。）の業務執行取締役等でないこと。

ホ 当該株式会社の取締役若しくは執行役若しくは支配人その他の重要な使用者又は親会社等（自然人であるものに限り。）の配偶者又は二親等内の親族でないこと。

十六 社外監査役 株式会社の監査役であつて、次に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。

イ その就任の前十年間当該株式会社又はその子会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員。ロにおいて同じ。）若しくは執行役又は支配人その他の使用者であつたことがないこと。

ロ その就任の前十年内のいずれかの時ににおいて当該株式会社又はその子会社の監査役であつたことがある者にあつては、当該監査役への就任の前十年間当該株式会社又はその子会社の取締役、会計参与若しくは執行役又は支配人その他の他の使用者であつたことがないこと。

ハ 当該株式会社の親会社等（自然人であるものに限り。）又は親会社等の取締役、監査役若しくは執行役若しくは支配人その他の使用者でないこと。

ニ 当該株式会社の親会社等（当該株式会社及びその子会社を除く。）の業務執行取締役等でないこと。

ホ 当該株式会社の取締役若しくは支配人その他の重要な使用者又は親会社等（自然人

であるものに限り。）の配偶者又は二親等内の親族でないこと。

十七 譲渡制限株式 株式会社がその発行する全部又は一部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当該株式会社の承認を要する旨の定めを設けている場合における当該株式をいう。

十八 取得請求権付株式 株式会社がその発行する全部又は一部の株式の内容として株主が当該株式会社に對して当該株式の取得を請求することができる旨の定めを設けている場合における当該株式をいう。

十九 取得条項付株式 株式会社がその発行する全部又は一部の株式の内容として当該株式会社が一定の事由が生じたことを条件として当該株式を取得することができる旨の定めを設けている場合における当該株式をいう。

二十 単元株式数 株式会社がその発行する株式について、一定の数の株式をもって株主が株主総会又は種類株主総会において一個の議決権を行使することができる一単元の株式とする旨の定款の定めを設けている場合における当該一定の数をいう。

二十一 新株予約権 株式会社に對して行使することにより当該株式会社の株式の交付を受けることができる権利をいう。

二十二 新株予約権付社債 新株予約権を付した社債をいう。

二十三 社債 この法律の規定により会社が行う割当てにより発生する当該会社を債務者とする金銭債権であつて、第六百七十六条各号に掲げる事項についてのために従い償還されるものをいう。

二十四 最終事業年度 各事業年度に係る第四百三十五条第二項に規定する計算書類につき第四百三十八条第二項の承認（第四百三十九条前段に規定する場合にあつては、第四百三十六条第三項の承認）を受けた場合における当該各事業年度のうち最も遅いものをいう。

二十五 配当財産 株式会社が剰余金の配当をする場合における配当する財産をいう。

二十六 組織変更 次のイ又はロに掲げる会社がその組織を変更することにより当該イ又はロに定める会社となることをいう。

イ 株式会社 合名会社、合資会社又は合同

会社

ロ 合名会社、合資会社又は合同会社 株式
会社

二十七 吸収合併 会社が他の会社とする合併であつて、合併により消滅する会社の権利義務の全部を合併後存続する会社に承継させるものをいう。

二十八 新設合併 二以上の会社がする合併であつて、合併により消滅する会社の権利義務の全部を合併により設立する会社に承継させるものをいう。

二十九 吸収分割 株式会社又は合同会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割後他の会社に承継させることをいう。

三十 新設分割 一又は二以上の株式会社又は合同会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割により設立する会社に承継させることをいう。

三十一 株式交換 株式会社がその発行済株式（株式会社が発行している株式をいう。以下同じ。）の全部を他の株式会社又は合同会社に取得させることをいう。

三十二 株式移転 一又は二以上の株式会社がその発行済株式の全部を新たに設立する株式会社に取得させることをいう。

三十三 株式交付 株式会社が他の株式会社をその子会社（法務省令で定めるものに限る。第七百七十四条の三第二項において同じ。）とするために当該他の株式会社の株式を譲り受け、当該株式の譲渡人に対して当該株式の対価として当該株式会社の株式を交付することをいう。

三十四 公告方法 会社（外国会社を含む。）が公告（この法律又は他の法律の規定により官報に掲載する方法によりしなければならないものとされているものを除く。）をする方法

法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて法務省令で定めるものをいう。以下同じ。）により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて法務省令で定めるものとする方法

（法人格）

第三条 会社は、法人とする。

（住所）

第四条 会社の住所は、その本店の所在地にあるものとする。

（商行為）

第五条 会社（外国会社を含む。次条第一項、第八条及び第九条において同じ。）がその事業としてする行為及びその事業のためにする行為は、商行為とする。

第二章 会社の商号

第六条 会社は、その名称を商号とする。

2 会社は、株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社の種類に従い、それぞれその商号中に株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社という文字を用いなければならない。

3 会社は、その商号中に、他の種類の会社であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

（会社と誤認させる名称等の使用の禁止）

第七条 会社でない者は、その名称又は商号中に、会社であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

第八条 何人も、不正の目的をもって、他の会社である」と誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならない。

2 前項の規定に違反する名称又は商号の使用によつて営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある会社は、その営業上の利益を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。（自己の商号の使用を他人に許諾した会社の責任）

第九条 自己の商号を使用して事業又は営業を行うことを他人に許諾した会社は、当該会社が当該事業を行うものと誤認して当該他人と取引をした者に対し、当該他人と連帯して、当該取引によつて生じた債務を弁済する責任を負う。

第三章 会社の使用人等

第一節 会社の使用人

第十条 会社（外国会社を含む。以下この編において同じ。）は、支配人を選任し、その本店又は支店において、その事業を行わせることができる。

（支配人の代理権）

第十一条 支配人は、会社に代わつてその事業に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

2 支配人は、他の使用人を選任し、又は解任することができる。

3 支配人の代理権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

（支配人の競業の禁止）

第十二条 支配人は、会社の許可を受けなければ、次に掲げる行為をしてはならない。

一 自ら営業を行うこと。

二 自己又は第三者のために会社の事業の部類に属する取引をすること。

三 他の会社又は商人（会社を除く。第二十四条において同じ。）の使用人となること。

四 他の会社の取締役、執行役又は業務を執行する社員となること。

2 支配人が前項の規定に違反して同項第二号に掲げる行為をしたときは、当該行為によつて支配人又は第三者が得た利益の額は、会社に生じた損害の額と推定する。

（表見支配人）

第十三条 会社の本店又は支店の事業の主任者であることを示す名称を付した使用人は、当該本店又は支店の事業に関し、一切の裁判外の行為をする権限を有するものとみなす。ただし、相手方が善意であつたときは、この限りでない。

（ある種類又は特定の事項の委任を受けた使用人）

第十四条 事業に関するある種類又は特定の事項の委任を受けた使用人は、当該事項に関する一切の裁判外の行為をする権限を有する。

2 前項に規定する使用人の代理権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

（物品の販売等を目的とする店舗の使用人）

第十五条 物品の販売等（販売、賃貸その他これらに類する行為をいう。以下この条において同じ。）を目的とする店舗の使用人は、その店舗に在る物品の販売等をする権限を有するものとみなす。ただし、相手方が善意であつたときは、この限りでない。

第二節 会社の代理商

第十六条 代理商（会社のためにその平常の事業の部類に属する取引の代理又は媒介をする者で、その会社の使用人でないものをいう。以下この節において同じ。）は、取引の代理又は媒介をしたときは、遅滞なく、会社に対して、その旨の通知を発しなければならない。

（代理商の競業の禁止）

第十七条 代理商は、会社の許可を受けなければ、次に掲げる行為をしてはならない。

一 自己又は第三者のために会社の事業の部類に属する取引をすること。

二 会社の事業と同種の事業を行う他の会社の取締役、執行役又は業務を執行する社員となること。

2 代理商が前項の規定に違反して同項第一号に掲げる行為をしたときは、当該行為によつて代理商又は第三者が得た利益の額は、会社に生じた損害の額と推定する。

（通知を受ける権限）

第十八条 物品の販売又はその媒介の委託を受けた代理商は、商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百二十六条第二項の通知その他の売買に関する通知を受ける権限を有する。

（契約の解除）

第十九条 会社及び代理商は、契約の期間を定めなかつたときは、二箇月前までに予告し、その契約を解除することができる。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由があるときは、会社及び代理商は、いつでもその契約を解除することができる。

（代理商の留置権）

第二十条 代理商は、取引の代理又は媒介をしたことによつて生じた債権の弁済期が到来しているときは、その弁済を受けるまでは、会社のために当該代理商が占有する物又は有価証券を留置することができる。ただし、当事者が別段の意思表示をしたときは、この限りでない。

第四章 事業の譲渡をした場合の競業の禁止等

（譲渡会社の競業の禁止）

第二十一条 事業を譲渡した会社（以下この章において「譲渡会社」という。）は、当事者の別段の意思表示がない限り、同一の市町村（特別区を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区又は総合区。以下この項において同じ。）の区域内及びこれに隣接する市町村の区域内においては、その事業を譲渡した日から二十年間は、同一の事業を行つてはならない。

2 譲渡会社が同一の事業を行わない旨の特約をした場合には、その特約は、その事業を譲渡した日から三十年の期間内に限り、その効力を有する。

3 前二項の規定にかかわらず、譲渡会社は、不正の競争の目的をもって同一の事業を行ってはならない。

(譲渡会社の商号を使用した譲受会社の責任等)
第二十二條 事業を譲り受けた会社(以下この章において「譲受会社」という。)が譲渡会社の商号を引き続き使用する場合に、その譲受会社も、譲渡会社の事業によって生じた債務を弁済する責任を負う。

2 前項の規定は、事業を譲り受けた後、遅滞なく、譲受会社がその本店の所在地において譲渡会社の債務を弁済する責任を負わない旨を登記した場合に、適用しない。事業を譲り受けた後、遅滞なく、譲受会社及び譲渡会社から第三者に対しその旨の通知をした場合において、その通知を受けた第三者についても、同様とする。

3 譲受会社が第一項の規定により譲渡会社の債務を弁済する責任を負う場合には、譲渡会社の責任は、事業を譲渡した日後二年以内に請求又は請求の予告をしない債権者に対しては、その期間を経過した時に消滅する。

4 第一項に規定する場合において、譲渡会社の事業によって生じた債権について、譲受会社にした弁済は、弁済者が善意でかつ重大な過失がないときは、その効力を有する。

(譲受会社による債務の引受け)

第二十三條 譲受会社が譲渡会社の商号を引き続き使用しない場合においても、譲渡会社の事業によって生じた債務を引き受ける旨の広告をしたときは、譲渡会社の債権者は、その譲受会社に対して弁済の請求をすることができる。

2 譲受会社が前項の規定により譲渡会社の債務を弁済する責任を負う場合には、譲渡会社の責任は、同項の広告があった日後二年以内に請求又は請求の予告をしない債権者に対しては、その期間を経過した時に消滅する。

(許害事業譲渡に係る譲受会社に対する債務の履行の請求)

第二十三條の二 譲渡会社が譲受会社に承継されない債務の債権者(以下この条において「残存債権者」という。)を害することを知って事業を譲渡した場合には、残存債権者は、その譲受会社に対して、承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。ただし、その譲受会社が事業の譲渡の効力が生じた時において残存債権者を害することを知らなかったときは、この限りでない。

2 譲受会社が前項の規定により同項の債務を履行する責任を負う場合には、当該責任は、譲渡会社が残存債権者を害することを知って事業を譲渡したことを知った時から二年以内に請求又は請求の予告をしない残存債権者に対しては、その期間を経過した時に消滅する。事業の譲渡の効力が生じた日から十年を経過したときも、同様とする。

3 譲渡会社について破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定があったときは、残存債権者は、譲受会社に対して第一項の規定による請求をする権利を行使することができない。

(商人との間での事業の譲渡又は譲受け)

第二十四條 会社が商人に対してその事業を譲渡した場合には、当該会社を商法第十六条第一項に規定する譲渡人とみなして、同法第十七条から第十八条の二までの規定を適用する。この場合において、同条第三項中「又は再生手続開始の決定」とあるのは、「再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定」とする。

2 会社が商人の営業を譲り受けた場合には、当該商人を譲渡会社とみなして、前三条の規定を適用する。この場合において、前条第三項中「再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定」とあるのは、「又は再生手続開始の決定」とする。

第二編 株式会社

第一章 設立

第一節 総則

第二十五條 株式会社は、次に掲げるいずれかの方法により設立することができる。

一 次節から第八節までに規定するところにより、発起人が設立時発行株式(株式会社の設立に際して発行する株式をいう。以下同じ。)の全部を引き受ける方法

二 次節、第三節、第三十九条及び第六節から第九節までに規定するところにより、発起人が設立時発行株式を引き受けるほか、設立時発行株式を引き受ける者の募集をする方法
各発起人は、株式会社の設立に際し、設立時発行株式を一株以上引き受けなければならない。

第二節 定款の作成

(定款の作成)

第二十六條 株式会社を設立するには、発起人が定款を作成し、その全員がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

2 前項の定款は、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして法務省令で定めるものをいう。以下同じ。)をもって作成することができる。この場合において、当該電磁的記録に記録された情報については、法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

(定款の記載又は記録事項)

第二十七條 株式会社の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 目的
二 商号
三 本店の所在地
四 設立に際して出資される財産の価額又はその最低額
五 発起人の氏名又は名称及び住所

第二十八條 株式会社を設立する場合には、次に掲げる事項は、第二十六条第一項の定款に記載し、又は記録しなければならない。

一 金銭以外の財産を出資する者の氏名又は名称、当該財産及びその価額並びにその者に対して割り当てる設立時発行株式の数(設立しようとする株式会社が種類株式発行会社である場合にあつては、設立時発行株式の種類及び種類ごとの数。第三十二条第一項第一号において同じ。)

二 株式会社の成立後に譲り受けることを約した財産及びその価額並びにその譲渡人の氏名又は名称
三 株式会社の成立により発起人が受ける報酬その他の特別の利益及びその発起人の氏名又は名称

四 株式会社の負担する設立に関する費用(定款の認証の手数料その他株式会社に損害を与えるおそれがないものとして法務省令で定めるものを除く。)

第二十九條 第二十七条各号及び前条各号に掲げる事項のほか、株式会社の定款には、この法律の規定により定款の定めがなければその効力を生じない事項及びその他の事項でこの法律の規定に違反しないものを記載し、又は記録することができる。

(定款の認証)

第三十條 第二十六条第一項の定款は、公証人の認証を受けなければ、その効力を生じない。

2 前項の公証人の認証を受けた定款は、株式会社の成立前は、第三十三条第七項若しくは第九項又は第三十七条第一項若しくは第二項の規定による場合を除き、これを変更することができない。

(定款の備置き及び閲覧等)

第三十一條 発起人(株式会社の成立後にあつては、当該株式会社)は、定款を発起人が定めた場所(株式会社の成立後にあつては、その本店及び支店)に備え置かなければならない。

2 発起人(株式会社の成立後にあつては、その株主及び債権者)は、発起人が定めた時間(株式会社の成立後にあつては、その営業時間)内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、発起人(株式会社の成立後にあつては、当該株式会社)の定めた費用を支払わなければならない。

一 定款が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求
三 定款が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて発起人(株式会社の成立後にあつては、当該株式会社)の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

3 株式会社の成立後において、当該株式会社の親会社社員(親会社の株主その他の社員をいう。以下同じ。)がその権利を行使するため必要があるときは、当該親会社社員は、裁判所の許可を得て、当該株式会社の定款について前項各号に掲げる請求をすることができる。ただし、同項第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該株式会社の定めた費用を支払わなければならない。

4 定款が電磁的記録をもって作成されている場合であつて、支店における第二項第三号及び第四号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として法務省令で定めるものとして、株式会社に於いての第一項の規定の適用については、同項中「本店及び支店」とあるのは、「本店」とする。

第三節 出資

(設立時発行株式に関する事項の決定)

第三十二条 発起人は、株式会社の設立に際して次に掲げる事項(定款に定めがある事項を除く。)を定めようとするときは、その全員の同意を得なければならない。

一 発起人が割当てを受ける設立時発行株式の数

二 前号の設立時発行株式と引換えに払い込む金銭の額

三 成立後の株式会社の資本金及び資本準備金の額に関する事項

2 設立しようとする株式会社が種類株式発行会社である場合において、前項第一号の設立時発行株式が第八十条第三項前段の規定による定款の定めがあるものであるときは、発起人は、その全員の同意を得て、当該設立時発行株式の内容を定めなければならない。

(定款の記載又は記録事項に関する検査役の選任)

第三十三条 発起人は、定款に第二十八条各号に掲げる事項についての記載又は記録があるときは、第三十条第一項の公証人の認証の後遅滞なく、当該事項を調査させるため、裁判所に対し、検査役の選任の申立てをしなければならない。

2 前項の申立てがあった場合には、裁判所は、これを不適法として却下する場合を除き、検査役を選任しなければならない。

3 裁判所は、前項の検査役を選任した場合に、成立後の株式会社が当該検査役に対して支払う報酬の額を定めることができる。

4 第二項の検査役は、必要な調査を行い、当該調査の結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録(法務省令で定めるものに限る。)を裁判所に提供して報告をしなければならない。

5 裁判所は、前項の報告について、その内容を明瞭にし、又はその根拠を確認するため必要があると認めるときは、第二項の検査役に対し、更に前項の報告を求めることができる。

6 第二項の検査役は、第四項の報告をしたときは、発起人に対し、同項の書面の写しを交付し、又は同項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により提供しなければならない。

7 裁判所は、第四項の報告を受けた場合において、第二十八条各号に掲げる事項(第二項の検査役の調査を経ていないものを除く。)を不当と認めたときは、これを変更する決定をしなければならない。

8 発起人は、前項の決定により第二十八条各号に掲げる事項の全部又は一部が変更された場合には、当該決定の確定後一週間以内に限り、その設立時発行株式の引受けに係る意思表示を取り消すことができる。

9 前項に規定する場合においては、発起人は、その全員の同意によって、第七項の決定の確定後一週間以内に限り、当該決定により変更された事項についての定めを廃止する定款の変更をすることができる。

10 前各項の規定は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める事項については、適用しない。

一 第二十八条第一号及び第二号の財産(以下この章において「現物出資財産等」という。)について定款に記載され、又は記録された価額の総額が五百万円を超えない場合 同条第一号及び第二号に掲げる事項

二 現物出資財産等のうち、市場価格のある有価証券(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第一項に規定する有価証券をいい、同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利を含む。以下同じ。)について定款に記載され、又は記録された価額が当該有価証券の市場価格として法務省令で定める方法により算定されるものを超えない場合 当該有価証券についての第二十八条第一号又は第二号に掲げる事項

三 現物出資財産等について定款に記載され、又は記録された価額が相当であることについて弁護士、弁護士法人、弁護士・外国法事務弁護士共同法人、公認会計士(外国公認会計士(公認会計士法(昭和二十三年法律第百三十三号)第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士をいう。))を含む。以下同じ。)、監査法人、税理士又は税理士法人の証明(現物出資財産等が不動産である場合にあつては、当該証明及び不動産鑑定士の鑑定評価。以下この号において同じ。))を受けた場合 第二十八条第一号又は第二号に掲げる事項(当該証明を受けた現物出資財産等に係るものに限る。)

11 次に掲げる者は、前項第三号に規定する証明をすることができない。

一 発起人

二 第二十八条第二号の財産の譲渡人

三 設立時取締役(第三十八条第一項に規定する設立時取締役をいう。))又は設立時監査役(同条第三項第二号に規定する設立時監査役をいう。))

四 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者

五 弁護士法人、弁護士・外国法事務弁護士共同法人、監査法人又は税理士法人であつて、その社員の数以上が第一号から第三号までに掲げる者のいずれかに該当するもの(出資の履行)

第三十四条 発起人は、設立時発行株式の引受け後遅滞なく、その引き受けた設立時発行株式につき、その出資に係る金銭の全額を払い込み、又はその出資に係る金銭以外の財産の全部を給付しなければならない。ただし、発起人全員の同意があるときは、登記、登録その他権利の設定又は移転を第三者に対抗するために必要な行為は、株式会社の成立後にすることを妨げない。

2 前項の規定による払込みは、発起人が定めた銀行等(銀行(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第一項に規定する銀行をいう。第七百三十三条第一号において同じ。)、信託会社(信託業法(平成十六年法律第百五十四号)第二条第二項に規定する信託会社をいう。以下同じ。))その他これに準ずるものとして法務省令で定めるものをいう。以下同じ。))の払込みの取扱いの場所においてしなければならない。

(設立時発行株式の株主となる権利の譲渡)

第三十五条 前条第一項の規定による払込み又は給付(以下この章において「出資の履行」という。))をすることにより設立時発行株式の株主となる権利の譲渡は、成立後の株式会社に對抗することができる。

(設立時発行株式の株主となる権利の喪失)

第三十六条 発起人のうち出資の履行をしていないものがある場合には、発起人は、当該出資の履行をしていない発起人に対して、期日を定め、その期日までに当該出資の履行をしなければならない旨を通知しなければならない。

2 前項の規定による通知は、同項に規定する期日の二週間前までにしなければならない。

3 第一項の規定による通知を受けた発起人は、同項に規定する期日までに出資の履行をしない

ときは、当該出資の履行をすることにより設立時発行株式の株主となる権利を失う。

(発行可能株式総数の定め等)

第三十七条 発起人は、株式会社が発行することができる株式の総数(以下「発行可能株式総数」という。))を定款で定めていない場合には、株式会社の成立の時までに、その全員の同意によって、定款を変更して発行可能株式総数の定めを設けなければならない。

2 発起人は、発行可能株式総数を定款で定めている場合には、株式会社の成立の時までに、その全員の同意によって、発行可能株式総数についての定款の変更をすることができる。

3 設立時発行株式の総数は、発行可能株式総数の四分の一を下ることができない。ただし、設立しようとする株式会社が公開会社でない場合は、この限りでない。

第四節 設立時役員等の選任及び解任
(設立時役員等の選任)

第三十八条 発起人は、出資の履行が完了した後、遅滞なく、設立時取締役(株式会社の設立に際して取締役となる者をいう。以下同じ。))を選任しなければならない。

2 設立しようとする株式会社が監査等委員会設置会社である場合には、前項の規定による設立時取締役の選任は、設立時監査等委員(株式会社の設立に際して監査等委員(監査等委員会の委員をいう。以下同じ。))となる者をいう。以下同じ。))である設立時取締役とそれ以外の設立時取締役とを区別してしなければならない。

3 次の各号に掲げる場合には、発起人は、出資の履行が完了した後、遅滞なく、当該各号に定める者を選任しなければならない。

一 設立しようとする株式会社が会計参与設置会社である場合 設立時会計参与(株式会社の設立に際して会計参与となる者をいう。以下同じ。))

二 設立しようとする株式会社が監査役設置会社(監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。))である場合 設立時監査役(株式会社の設立に際して監査役となる者をいう。以下同じ。))

三 設立しようとする株式会社が会計監査人設置会社である場合 設立時会計監査人(株式会社の設立に際して会計監査人となる者をいう。以下同じ。))

4 定款で設立時取締役（設立しようとする株式会社）が監査等委員会設置会社である場合にあっては、設立時監査等委員である設立時取締役又はそれ以外の設立時取締役。以下この項において同じ。、設立時会計参与、設立時監査役又は設立時会計監査人として定められた者は、出資の履行が完了した時に、それぞれ設立時取締役、設立時会計参与、設立時監査役又は設立時会計監査人に選任されたものとみなす。

第三十九条 設立しようとする株式会社が取締役会設置会社である場合には、設立時取締役は、三人以上でなければならない。

2 設立しようとする株式会社が監査役会設置会社である場合には、設立時監査役は、三人以上でなければならない。

3 設立しようとする株式会社が監査等委員会設置会社である場合には、設立時監査等委員である設立時取締役は、三人以上でなければならない。

4 第三百三十一条第一項（第三百三十五条第一項において準用する場合を含む）、第三百三十三条第一項若しくは第三項又は第三百三十七条第一項若しくは第三項の規定により成立後の株式会社（取締役（監査等委員会設置会社）にあっては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役）、会計参与、監査役又は会計監査人となることができない者は、それぞれ設立時取締役（成立後の株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、設立時監査等委員である設立時取締役又はそれ以外の設立時取締役）、設立時会計参与、設立時監査役又は設立時会計監査人（以下この節において「設立時役員等」という。）となることができない。

5 第三百三十一条の二の規定は、設立時取締役及び設立時監査役について準用する。

第四十条 設立時役員等の選任は、発起人の議決権の過半数をもって決定する。

2 前項の場合には、発起人は、出資の履行をした設立時発行株式一株につき一個の議決権を有する。ただし、単元株式数を定款で定めている場合には、一単元の設立時発行株式につき一個の議決権を有する。

3 前項の規定にかかわらず、設立しようとする株式会社が種類株式発行会社である場合において、取締役の全部又は一部の選任について議決権を行使することができないものと定められた

種類の設立時発行株式を発行するときは、当該種類の設立時発行株式については、発起人は、当該取締役となる設立時取締役の選任についての議決権を行使することができない。

4 設立しようとする株式会社が監査等委員会設置会社である場合における前項の規定の適用については、同項中「取締役」とあるのは、「監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役」と、「当該取締役」とあるのは「これらの取締役」とする。

5 第三項の規定は、設立時会計参与、設立時監査役及び設立時会計監査人の選任について準用する。

（設立時役員等の選任の方法の特則）

第四十一条 前条第一項の規定にかかわらず、株式会社の設立に際して第百八条第一項第九号に掲げる事項（取締役（監査等委員会設置会社）にあっては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役）に関するものに限る。）についての定めがある種類の株式を発行する場合には、設立時取締役（設立しようとする株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、設立時監査等委員である設立時取締役又はそれ以外の設立時取締役）の選任は、同条第二項第九号に定める事項についての定款の定め例に従い、当該種類の設立時発行株式を引き受けた発起人の議決権（当該種類の設立時発行株式についての議決権に限る。）の過半数をもって決定する。

2 前項の場合には、発起人は、出資の履行をした種類の設立時発行株式一株につき一個の議決権を有する。ただし、単元株式数を定款で定めている場合には、一単元の種類の設立時発行株式につき一個の議決権を有する。

3 前二項の規定は、株式会社の設立に際して第百八条第一項第九号に掲げる事項（監査役に関するものに限る。）についての定めがある種類の株式を発行する場合について準用する。

（設立時役員等の解任）

第四十二条 発起人は、株式会社の成立の時までの間、その選任した設立時役員等（第三十八条第四項の規定により設立時役員等に選任されたものとみなされたものを含む。）を解任することができる。

（設立時役員等の解任の方法）

第四十三条 設立時役員等の解任は、発起人の議決権の過半数（設立時監査等委員である設立時

取締役又は設立時監査役を解任する場合にあっては、三分の二以上に当たる多数）をもって決定する。

2 前項の場合には、発起人は、出資の履行をした設立時発行株式一株につき一個の議決権を有する。ただし、単元株式数を定款で定めている場合には、一単元の設立時発行株式につき一個の議決権を有する。

3 前項の規定にかかわらず、設立しようとする株式会社が種類株式発行会社である場合において、取締役の全部又は一部の解任について議決権を行使することができないものと定められた種類の設立時発行株式を発行するときは、当該種類の設立時発行株式については、発起人は、当該取締役となる設立時取締役の解任についての議決権を行使することができない。

4 設立しようとする株式会社が監査等委員会設置会社である場合における前項の規定の適用については、同項中「取締役」とあるのは、「監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役」と、「当該取締役」とあるのは「これらの取締役」とする。

5 第三項の規定は、設立時会計参与、設立時監査役及び設立時会計監査人の解任について準用する。

（設立時取締役等の解任の方法の特則）

第四十四条 前条第一項の規定にかかわらず、第四十一条第一項の規定により選任された設立時取締役（設立時監査等委員である設立時取締役を除く。次項及び第四項において同じ。）の解任は、その選任に係る発起人の議決権の過半数をもって決定する。

2 前項の規定にかかわらず、第四十一条第一項の規定により又は種類創立総会（第八十四条に規定する種類創立総会をいう。）若しくは種類株主総会において選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。第四項において同じ。）を株主総会の決議によって解任することができ旨の定款の定めがある場合には、第四十一条第一項の規定により選任された設立時取締役の解任は、発起人の議決権の過半数をもって決定する。

3 前二項の場合には、発起人は、出資の履行をした種類の設立時発行株式一株につき一個の議決権を有する。ただし、単元株式数を定款で定めている場合には、一単元の種類の設立時発行株式につき一個の議決権を有する。

4 前項の規定にかかわらず、第二項の規定により設立時取締役を解任する場合において、取締役の全部又は一部の解任について議決権を行使することができないものと定められた種類の設立時発行株式を発行するときは、当該種類の設立時発行株式については、発起人は、当該取締役となる設立時取締役の解任についての議決権を行使することができない。

5 前各項の規定は、第四十一条第一項の規定により選任された設立時監査等委員である設立時取締役及び同条第三項において準用する同条第一項の規定により選任された設立時監査役の解任について準用する。この場合において、第一項及び第二項中「過半数」とあるのは、「三分の二以上に当たる多数」と読み替えるものとする。

（設立時役員等の選任又は解任の効力についての特則）

第四十五条 株式会社の設立に際して第百八条第一項第八号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を発行する場合において、当該種類の株式の内容として次の各号に掲げる事項について種類株主総会の決議があることを必要とする旨の定款の定めがあるときは、当該各号に定める事項は、定款の定めに従い、第四十条第一項又は第四十三条第一項の規定による決定のほか、当該種類の設立時発行株式を引き受けた発起人の議決権（当該種類の設立時発行株式についての議決権に限る。）の過半数をもって決定がなければ、その効力を生じない。

一 取締役（監査等委員会設置会社の取締役を除く。）の全部又は一部の選任又は解任
二 監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役の全部又は一部の選任又は解任
三 会計参与の全部又は一部の選任又は解任
四 監査役となる設立時監査役の選任又は解任
五 会計監査人となる設立時会計監査人の選任又は解任

2 前項の場合には、発起人は、出資の履行をした種類の設立時発行株式一株につき一個の議決権を有する。ただし、単元株式数を定款で定め

ている場合には、一単元の種類の設立時発行株式につき一個の議決権を有する。

第五節 設立時取締役等による調査

第四十六条 設立時取締役（設立しようとする株式会社が監査役設置会社である場合にあっては、設立時取締役及び設立時監査役。以下この条において同じ。）は、その選任後遅滞なく、次に掲げる事項を調査しなければならない。

一 第三十三条第十項第一号又は第二号に掲げる場合における現物出資財産等（同号に掲げる場合においては、同号の有価証券に限る。）について定款に記載され、又は記録された価額が相当であること。

二 第三十三条第十項第三号に規定する証明が相当であること。

三 出資の履行が完了していること。

四 前三号に掲げる事項のほか、株式会社の設立の手續が法令又は定款に違反していないこと。

2 設立時取締役は、前項の規定による調査により、同項各号に掲げる事項について法令若しくは定款に違反し、又は不当な事項があると認めるときは、発起人にその旨を通知しなければならない。

3 設立しようとする株式会社が指名委員会等設置会社である場合には、設立時取締役は、第一項の規定による調査を終了したときはその旨を、前項の規定による通知をしたときはその旨及びその内容を、設立時代表執行役（第四十八条第一項第三号に規定する設立時代表執行役をいう。）に通知しなければならない。

第六節 設立時代表取締役等の選定等

第四十七条 設立時取締役は、設立しようとする株式会社が取締役会設置会社（指名委員会等設置会社を除く。）である場合には、設立時取締役（設立しようとする株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、設立時監査等委員である設立時取締役を除く。）の中から株式会社の設立に際して代表取締役（株式会社を代表する取締役をいう。以下同じ。）となる者（以下「設立時代表取締役」という。）を選定しなければならない。

2 設立時取締役は、株式会社の成立の時までの間、設立時代表取締役を解職することができる。

3 前二項の規定による設立時代表取締役の選定及び解職は、設立時取締役の過半数をもって決定する。

（設立時委員の選定等）

第四十八条 設立しようとする株式会社が指名委員会等設置会社である場合には、設立時取締役は、次に掲げる措置をとらなければならない。

一 設立時取締役の中から次に掲げる者（次項において「設立時委員」という。）を選定すること。

イ 株式会社の設立に際して指名委員会の委員となる者

ロ 株式会社の設立に際して監査委員会の委員となる者

ハ 株式会社の設立に際して報酬委員会の委員となる者

ニ 株式会社の設立に際して執行役となる者（以下「設立時執行役」という。）を選任すること。

三 設立時執行役の中から株式会社の設立に際して代表執行役となる者（以下「設立時代表執行役」という。）を選定すること。ただし、設立時執行役が一人であるときは、その者が設立時代表執行役に選定されたものとする。

2 設立時取締役は、株式会社の成立の時までの間、設立時委員若しくは設立時代表執行役を解職し、又は設立時執行役を解任することができる。

3 前二項の規定による措置は、設立時取締役の過半数をもって決定する。

第七節 株式会社の成立

第四十九条 株式会社は、その本店の所在地において設立の登記をすることによって成立する。

（株式会社の成立）

第五十条 発起人は、株式会社の成立の時に、出資の履行をした設立時発行株式の株主となる。

2 前項の規定により株主となる権利の譲渡は、成立後の株式会社に對抗することができない。（引受けの無効又は取消しの制限）

第五十一条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第九十三条第一項ただし書及び第九十四条第一項の規定は、設立時発行株式の引受けに係る意思表示については、適用しない。

2 発起人は、株式会社の成立後は、錯誤、詐欺又は強迫を理由として設立時発行株式の引受けの取消しをすることができない。

第八節 発起人等の責任等

（出資された財産等の価額が不足する場合の責任）

第五十二条 株式会社の成立の時ににおける現物出資財産等の価額が当該現物出資財産等について

定款に記載され、又は記録された価額（定款の変更があつた場合にあっては、変更後の価額）に著しく不足するときは、発起人及び設立時取締役は、当該株式会社に對し、連帯して、当該不足額を支払う義務を負う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、発起人（第二十八条第一号の財産を給付した者又は同条第二号の財産の譲渡人を除く。第二号において同じ。）及び設立時取締役は、現物出資財産等について同項の義務を負わない。

一 第二十八条第一号又は第二号に掲げる事項について第三十三条第二項の検査役の調査を経た場合

二 当該発起人又は設立時取締役がその職務を行うについて注意を怠らなかつたことを証明した場合

3 第一項に規定する場合においては、第三十三条第十項第三号に規定する証明をした者（以下この項において「証明者」という。）は、第一項の義務を負う者と連帯して、同項の不足額を支払う義務を負う。ただし、当該証明者が当該証明をするについて注意を怠らなかつたことを証明した場合は、この限りでない。

（出資の履行を仮装した場合の責任等）

第五十二条の二 発起人は、次の各号に掲げる場合には、株式会社に對し、当該各号に定める行為をする義務を負う。

一 第三十四条第一項の規定による払込みを仮装した場合 払込みを仮装した出資に係る金銭の全額の支払

二 第三十四条第一項の規定による給付を仮装した場合 給付を仮装した出資に係る金銭以外

の財産の全部の給付（株式会社が当該給付に代えて当該財産の価額に相当する金銭の支払を請求した場合にあっては、当該金銭の全額の支払）

2 前項各号に掲げる場合には、発起人がその出資の履行を仮装することに關与した発起人又は設立時取締役として法務省令で定める者は、株式会社に對し、当該各号に規定する支払をする義務を負う。ただし、その者当該出資の履行を仮装したものを除く。）がその職務を行うについて注意を怠らなかつたことを証明した場合は、この限りでない。

3 発起人が第一項各号に規定する支払をする義務を負う場合において、前項に規定する者が同項の義務を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

4 発起人は、第一項各号に掲げる場合には、当該各号に定める支払若しくは給付又は第二項の規定による支払がされた後でなければ、出資の履行を仮装した設立時発行株式について、設立時株主（第六十五条第一項に規定する設立時株主をいう。次項において同じ。）及び株主の権利を行使することができない。

5 前項の設立時発行株式又はその株主となる権利を譲り受けた者は、当該設立時発行株式についての設立時株主及び株主の権利を行使することができない。ただし、その者に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

（発起人等の損害賠償責任）

第五十三条 発起人、設立時取締役又は設立時監査役は、株式会社の設立についてその任務を怠つたときは、当該株式会社に對し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

2 発起人、設立時取締役又は設立時監査役がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該発起人、設立時取締役又は設立時監査役は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

（発起人等の連帯責任）

第五十四条 発起人、設立時取締役又は設立時監査役が株式会社又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の発起人、設立時取締役又は設立時監査役も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

（責任の免除）

第五十五条 第五十二条第一項の規定により発起人又は設立時取締役の負う義務、第五十二条の二第一項の規定により発起人の負う義務、同条第二項の規定により発起人又は設立時取締役の負う義務及び第五十三条第一項の規定により発起人、設立時取締役又は設立時監査役の負う責任は、総株主の同意がなければ、免除することができない。

（株式会社不成立の場合の責任）

第五十六条 株式会社が成立しなかつたときは、発起人は、連帯して、株式会社の設立に關してした行為についてその責任を負い、株式会社の設立に關して支出した費用を負担する。

第九節 募集による設立

第一款 設立時発行株式を引き受ける者の募集

(設立時発行株式を引き受ける者の募集)

第五十七條 発起人は、この款の定めるところにより、設立時発行株式を引き受ける者の募集をする旨を定めることができる。

2 発起人は、前項の募集をする旨を定めようとするときは、その全員の同意を得なければならぬ。

(設立時募集株式に関する事項の決定)

第五十八條 発起人は、前条第一項の募集をしようとするときは、その都度、設立時募集株式(同項の募集に応じて設立時発行株式の引受けの申込みをした者に対して割り当てる設立時発行株式をいう。以下この節において同じ。)について次に掲げる事項を定めなければならない。

一 設立時募集株式の数(設立しようとする株式会社の種類株式発行会社である場合にあつては、その種類及び種類ごとの数。以下この款において同じ。)

二 設立時募集株式の払込金額(設立時募集株式一株と引換えに払い込む金銭の額をいう。以下この款において同じ。)

三 設立時募集株式と引換えにする金銭の払込みの期日又はその期間

四 一定の日までに設立の登記がされない場合において、設立時募集株式の引受けの取消しをすることができることとするときは、その旨及びその一定の日

2 発起人は、前項各号に掲げる事項を定めようとするときは、その全員の同意を得なければならない。

3 設立時募集株式の払込金額その他の前条第一項の募集の条件は、当該募集(設立しようとする株式会社が種類株式発行会社である場合にあつては、種類及び当該募集)ごとに、均等に定めなければならない。

(設立時募集株式の申込み)

第五十九條 発起人は、第五十七條第一項の募集に応じて設立時募集株式の引受けの申込みをしようとする者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 定款の認証の年月日及びその認証をした公証人の氏名

二 第二十七條各号、第二十八條各号、第三十條第一項各号及び前条第一項各号に掲げる事項

三 発起人が出資した財産の価額

四 第六十三條第一項の規定による払込みの取扱いの場所

五 前各号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

2 発起人のうち出資の履行をしていないものがある場合には、発起人は、第三十六條第一項に規定する期日後でなければ、前項の規定による通知をすることができない。

3 第五十七條第一項の募集に応じて設立時募集株式の引受けの申込みをする者は、次に掲げる事項を記載した書面を発起人に交付しなければならない。

一 申込みをする者の氏名又は名称及び住所

二 引き受けようとする設立時募集株式の数

4 前項の申込みをする者は、同項の書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、発起人の承諾を得て、同項の書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該申込みをした者は、同項の書面を交付したものとみなす。

5 発起人は、第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、直ちに、その旨及び当該変更があつた事項を第三項の申込みをした者(以下この款において「申込者」という。)に通知しなければならない。

6 発起人が申込者に対してする通知又は催告は、第三項第一号の住所(当該申込者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を発起人に通知した場合にあつては、その場所又は連絡先)にあてて発すれば足りる。

7 前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。

(設立時募集株式の割当て)

第六十條 発起人は、申込者の中から設立時募集株式の割当てを受ける者を定め、かつ、その者に割り当てる設立時募集株式の数を定めなければならない。この場合において、発起人は、当該申込者に割り当てる設立時募集株式の数を、前条第三項第二号の数よりも減少することができる。

2 発起人は、第五十八條第一項第三号の期日(同号の期間を定めた場合にあつては、その期間の初日)の前日までに、申込者に対し、当該申込者に割り当てる設立時募集株式の数を通知しなければならない。

(設立時募集株式の申込み及び割当てに関する特則)

第六十一條 前二条の規定は、設立時募集株式を引き受けようとする者がその総数の引受けを行う契約を締結する場合には、適用しない。

(設立時募集株式の引受け)

第六十二條 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める設立時募集株式の数について設立時募集株式の引受人となる。

一 申込者 発起人の割り当てた設立時募集株式の数

二 前条の契約により設立時募集株式の総数を引き受けた者 その者が引き受けた設立時募集株式の数

(設立時募集株式の払込金額の払込み)

第六十三條 設立時募集株式の引受人は、第五十八條第一項第三号の期日又は同号の期間内に、発起人が定めた銀行等の払込みの取扱いの場所において、それぞれの設立時募集株式の払込金額の全額の払込みを行わなければならない。

2 前項の規定による払込みをすることにより設立時発行株式の株主となる権利の譲渡は、成立後の株式会社に對抗することができない。

3 設立時募集株式の引受人は、第一項の規定による払込みをしないときは、当該払込みをすることにより設立時募集株式の株主となる権利を失う。

(払込金の保管証明)

第六十四條 第五十七條第一項の募集をした場合には、発起人は、第三十四條第一項及び前条第一項の規定による払込みの取扱いをした銀行等に對し、これらの規定により払い込まれた金額に相当する金銭の保管に関する証明書の交付を請求することができる。

2 前項の証明書を交付した銀行等は、当該証明書の記載が事実と異なること又は第三十四條第一項若しくは前条第一項の規定により払い込まれた金銭の返還に関する制限があることをもつて成立後の株式会社に對抗することができない。

第二款 創立総会等
(創立総会の招集)

第六十五條 第五十七條第一項の募集をする場合には、発起人は、第五十八條第一項第三号の期日又は同号の期間の末日のうち最も遅い日以後、遅滞なく、設立時株主(第五十條第一項又は第百二條第二項の規定により株式会社の株主

となる者をいう。以下同じ。)の総会(以下「創立総会」という。)を招集しなければならない。

2 発起人は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、いつでも、創立総会を招集することができる。

(創立総会の権限)

第六十六條 創立総会は、この節に規定する事項及び株式会社の設立の廃止、創立総会の終結その他株式会社の設立に関する事項に限り、決議をすることができる。

(創立総会の招集の決定)

第六十七條 発起人は、創立総会を招集する場合には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 創立総会の日時及び場所

二 創立総会の目的である事項

三 創立総会に出席しない設立時株主が書面によって議決権を行使することができることとするときは、その旨

四 創立総会に出席しない設立時株主が電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、その旨

五 前各号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

2 発起人は、設立時株主(創立総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない設立時株主を除く。次条から第七十一條までにおいて同じ。)の数が千人以上である場合には、前項第三号に掲げる事項を定めなければならない。

(創立総会の招集の通知)

第六十八條 創立総会を招集するには、発起人は、創立総会の日(二週間(前条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めたときを除き、設立しようとする株式会社が公開会社でない場合にあつては、一週間(当該設立しようとする株式会社が取締役会設置会社以外の株式会社である場合において、これを下回る期間を定款で定めした場合にあつては、その期間)前までに、設立時株主に対してその通知を発しなければならない。)

2 次に掲げる場合には、前項の通知は、書面で行なければならない。

一 前条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めた場合

二 設立しようとする株式会社が取締役会設置会社である場合

3 発起人は、前項の書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、設立時株主の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができ、この場合において、当該発起人は、同項の書面による通知を発したものとみなす。

4 前二項の通知には、前条第一項各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

5 発起人が設立時株主に対してする通知又は催告は、第二十七条第五号又は第五十九条第三項第一号の住所（当該設立時株主が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を発起人に通知した場合にあつては、その場所又は連絡先）にあつて発すれば足りる。

6 前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。

7 前二項の規定は、第一項の通知に際して設立時株主に書面を交付し、又は当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合について準用する。この場合において、前項中「到達したものとあるのは、当該書面の交付又は当該事項の電磁的方法による提供があつたものと読み替えるものとする。

（招集手続の省略）

第六十九条 前条の規定にかかわらず、創立総会は、設立時株主の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。ただし、第六十七条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めた場合は、この限りでない。

（創立総会参考書類及び議決権行使書面の交付等）

第七十条 発起人は、第六十七条第一項第三号に掲げる事項を定めた場合には、第六十八条第一項の通知に際して、法務省令で定めるところにより、設立時株主に対し、議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類（以下この款において「創立総会参考書類」という。）及び設立時株主が議決権を行使するための書面（以下この款において「議決権行使書面」という。）を交付しなければならない。

2 発起人は、第六十八条第三項の承諾をした設立時株主に対し同項の電磁的方法による通知を発するときは、前項の規定による創立総会参考

書類及び議決権行使書面の交付に代えて、これらの書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。ただし、設立時株主の請求があつたときは、これらの書類を当該設立時株主に交付しなければならない。

第七十一条 発起人は、第六十七条第四号に掲げる事項を定めた場合には、第六十八条第一項の通知に際して、法務省令で定めるところにより、設立時株主に対し、創立総会参考書類を交付しなければならない。

2 発起人は、第六十八条第三項の承諾をした設立時株主に対し同項の電磁的方法による通知を発するときは、前項の規定による創立総会参考書類の交付に代えて、当該創立総会参考書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。ただし、設立時株主の請求があつたときは、創立総会参考書類を当該設立時株主に交付しなければならない。

3 発起人は、第一項に規定する場合には、第六十八条第三項の承諾をした設立時株主に対する同項の電磁的方法による通知に際して、法務省令で定めるところにより、設立時株主に対し、議決権行使書面に記載すべき事項を当該電磁的方法により提供しなければならない。

4 発起人は、第一項に規定していない場合において、第六十八条第三項の承諾をしていない設立時株主から創立総会の日の一週間前までに議決権行使書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の請求があつたときは、法務省令で定めるところにより、直ちに、当該設立時株主に対し、当該事項を電磁的方法により提供しなければならない。

（議決権の数）

第七十二条 設立時株主（成立後の株式会社がある総株主の議決権の四分の一以上を有することその他の事由を通じて成立後の株式会社がその経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして法務省令で定める設立時株主を除く。）は、創立総会において、その引き受けた設立時発行株式一株につき一個の議決権を有する。ただし、単元株式数を定款で定めている場合には、一単元の設立時発行株式につき一個の議決権を有する。

2 設立しようとする株式会社の種類株式発行会社である場合において、株主総会において議決権を行使することができる事項について制限がある種類の設立時発行株式を発行するときは、

創立総会において、設立時株主は、株主総会において議決権を行使することができない事項に相当する事項に限り、当該設立時発行株式について議決権を行使することができない。

3 前項の規定にかかわらず、株式会社の設立の廃止については、設立時株主は、その引き受けた設立時発行株式について議決権を行使することができる。

（創立総会の決議）

第七十三条 創立総会の決議は、当該創立総会において議決権を行使することができる設立時株主の議決権の過半数であつて、出席した当該設立時株主の議決権の三分の二以上に当たる多数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、その発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当該株式会社の承認を要する旨の定款の定めを設ける定款の変更を行う場合（設立しようとする株式会社が種類株式発行会社である場合を除く。）には、当該定款の変更についての創立総会の決議は、当該創立総会において議決権を行使することができる設立時株主の半数以上であつて、当該設立時株主の議決権の三分の二以上に当たる多数をもって行わなければならない。

3 定款を変更してその発行する全部の株式の内容として第七十七条第一項第三号に掲げる事項についての定款の定めを設け、又は当該事項についての定款の変更（当該事項についての定款の定めを廃止するものを除く。）をしようとする場合（設立しようとする株式会社が種類株式発行会社である場合を除く。）には、設立時株主全員の同意を得なければならない。

4 創立総会は、第六十七条第二号に掲げる事項以外の事項については、決議をすることができない。ただし、定款の変更又は株式会社の設立の廃止については、この限りでない。

（議決権の代理行使）

第七十四条 設立時株主は、代理人によつてその議決権を行使することができる。この場合においては、当該設立時株主又は代理人は、代理権を証明する書面を発起人に提出しなければならない。

2 前項の代理権の授与は、創立総会ごとにしなければならない。

3 第一項の設立時株主又は代理人は、代理権を証明する書面の提出に代えて、政令で定めると

ころにより、発起人の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該設立時株主又は代理人は、当該書面を提出したものとみなす。

4 設立時株主が第六十八条第三項の承諾をした者である場合には、発起人は、正当な理由がなければ、前項の承諾をすることを拒んでならない。

5 発起人は、創立総会に出席することができる代理人の数を制限することができる。

6 発起人（株式会社社の成立後にあつては、当該株式会社。次条第三項及び第七十六条第四項において同じ。）は、創立総会の日から三箇月間、代理権を証明する書面及び第三項の電磁的方法により提供された事項が記録された電磁的記録を発起人が定めた場所（株式会社社の成立後にあつては、その本店。次条第三項及び第七十六条第四項において同じ。）に備え置かなければならない。

7 設立時株主（株式会社社の成立後にあつては、その株主。次条第四項及び第七十六条第五項において同じ。）は、発起人が定めた時間（株式会社社の成立後にあつては、その営業時間。次条第四項及び第七十六条第五項において同じ。）内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

一 代理権を証明する書面の閲覧又は謄写の請求

二 前項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

（書面による議決権の行使）

第七十五条 書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、法務省令で定める時までに当該議決権行使書面を発起人に提出して行う。

2 前項の規定により書面によつて行使した議決権の数は、出席した設立時株主の議決権の数に算入する。

3 発起人は、創立総会の日から三箇月間、第一項の規定により提出された議決権行使書面を発起人が定めた場所に備え置かなければならない。

4 設立時株主は、発起人が定めた時間内は、いつでも、第一項の規定により提出された議決権

行使書面の閲覧又は謄写の請求をすることができる。

(電磁的方法による議決権の行使)

第七十六条 電磁的方法による議決権の行使は、法令で定めるところにより、発起人の承諾を得て、法務省令で定める時までに議決権行使書面に記載すべき事項を、電磁的方法により当該発起人に提供して行う。

2 設立時株主が第六十八条第三項の承諾をした者である場合には、発起人は、正当な理由がなければ、前項の承諾をすることを拒んではならない。

3 第一項の規定により電磁的方法によって行使した議決権の数は、出席した設立時株主の議決権の数に算入する。

4 発起人は、創立総会の日から三箇月間、第一項の規定により提供された事項を記録した電磁的記録を発起人が定めた場所に備え置かなければならない。

5 設立時株主は、発起人が定めた時間内は、いつでも、前項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求をすることができる。

(議決権の不統一行使)

第七十七条 設立時株主は、その有する議決権を統一しないで行使することができる。この場合においては、創立総会の日前三日前までに、発起人に対してその旨及びその理由を通知しなければならぬ。

2 発起人は、前項の設立時株主が他人のために設立時発行株式を引き受けた者でないときは、当該設立時株主が同項の規定によりその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことができる。

(発起人の説明義務)

第七十八条 発起人は、創立総会において、設立時株主から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が創立総会の目的である事項に関しないものである場合、その説明をすることにより設立時株主の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合として法務省令で定める場合は、この限りでない。

(議長の権限)

第七十九条 創立総会の議長は、当該創立総会の秩序を維持し、議事を整理する。

2 創立総会の議長は、その命令に従わない者その他当該創立総会の秩序を乱す者を退場させることができる。

(延期又は続行の決議)

第八十条 創立総会においてその延期又は続行について決議があった場合には、第六十七条及び第六十八条の規定は、適用しない。

(議事録)

第八十一条 創立総会の議事については、法務省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 発起人(株式会社)の成立後にあつては、当該株式会社。次条第二項において同じ。)は、創立総会の日から十年間、前項の議事録を発起人が定めた場所(株式会社の成立後にあつては、その本店。同条第二項において同じ。)に備え置かなければならない。

3 設立時株主(株式会社の成立後にあつては、その株主及び債権者。次条第三項において同じ。)は、発起人が定めた時間(株式会社の成立後にあつては、その営業時間。同項において同じ。)内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

一 第一項の議事録が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
二 第一項の議事録が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
4 株式会社(株式会社の成立後において、当該株式会社の親会社社員は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、第一項の議事録について前項各号に掲げる請求をすることができる。

(創立総会の決議の省略)

第八十二条 発起人が創立総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき設立時株主(当該事項について議決権を行使することができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の創立総会の決議があつたものとみなす。

2 発起人は、前項の規定により創立総会の決議があつたものとみなされた日から十年間、同項の書面又は電磁的記録を発起人が定めた場所に備え置かなければならない。

3 設立時株主は、発起人が定めた時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

一 前項の書面の閲覧又は謄写の請求
二 前項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

4 株式会社(株式会社の成立後において、当該株式会社の親会社社員は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、第二項の書面又は電磁的記録について前項各号に掲げる請求をすることができる。

(創立総会への報告の省略)

第八十三条 発起人が設立時株主の全員に対して創立総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を創立総会に報告することを要しないことにつき設立時株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の創立総会への報告があつたものとみなす。

(種類株主総会の決議を必要とする旨の定めがある場合)

第八十四条 設立しようとする株式会社が種類株式発行会社である場合において、その設立に際して発行するある種類の株式の内容として、株主総会において決議すべき事項について、当該決議のほか、当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の決議があることを必要とする旨の定めがあるときは、当該事項は、その定款の定めに従い、創立総会の決議のほか、当該種類の設立時発行株式の設立時種類株主(ある種類の設立時発行株式の設立時種類株主(ある種類の設立時発行株式の設立時種類株主(以下この節において同じ。)を構成員とする種類創立総会(ある種類の設立時発行株式の設立時種類株主の総会をいう。以下同じ。))の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類創立総会において議決権を行使することができる設立時種類株主が存しない場合は、この限りでない。

(種類創立総会の招集及び決議)

第八十五条 前条、第九十条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第九十二条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)、第百条第一項又は第百一条第一項の規定により種類創立総会の決議をする場合には、発起人は、種類創立総会を招集しなければならない。

2 種類創立総会の決議は、当該種類創立総会において議決権を行使することができる設立時種類株主の議決権の過半数であつて、出席した当

該設立時種類株主の議決権の三分の二以上に当たる多数をもって行う。

3 前項の規定にかかわらず、第百条第一項の決議は、同項に規定する種類創立総会において議決権を行使することができる設立時種類株主の半数以上であつて、当該設立時種類株主の議決権の三分の二以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(創立総会に関する規定の準用)

第八十六条 第六十七条から第七十一条まで、第七十二条第一項及び第七十四条から第八十二条までの規定は、種類創立総会について準用する。この場合において、第六十七条第一項第三号及び第四号並びに第二項、第六十八條第一項及び第三項、第六十九條から第七十一条まで、第七十二条第一項、第七十四條第一項、第三項及び第四項、第七十五條第二項、第七十六條第二項及び第三項、第七十七條、第七十八條本文並びに第八十二条第一項中「設立時株主」とあるのは、「設立時種類株主(ある種類の設立時発行株式の設立時株主をいう。)」と読み替えるものとする。

第三款 設立に関する事項の報告

第八十七条 発起人は、株式会社の設立に関する事項を創立総会に報告しなければならない。

2 発起人は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を創立総会に提出し、又は提供しなければならない。

一 定款に第二十八條各号に掲げる事項(第三十三條第十項各号に掲げる場合における当該各号に定める事項を除く。)の定めがある場合
第三十三條第二項の検査役の同条第四項の報告の内容
二 第三十三條第十項第三号に掲げる場合
同号に規定する証明の内容

第四款 設立時取締役等の選任及び解任

解任

(設立時取締役等の選任)
第八十八条 第五十七條第一項の募集をする場合には、設立時取締役、設立時会計参与、設立時監査役又は設立時会計監査人の選任は、創立総会の決議によって行われなければならない。

2 設立しようとする株式会社が監査等委員会設置会社である場合には、前項の規定による設立時取締役の選任は、設立時監査等委員である設

立時取締役とそれ以外の設立時取締役とを区別してしなければならない。

第八十九条 創立総会の設立時取締役の選任

（累積投票による設立時取締役の選任）
 第八十九条 創立総会の目的である事項が二人以上の設立時取締役（設立しようとする株式会社）が監査等委員会設置会社である場合にあっては、設立時監査等委員会である設立時取締役又はそれ以外の設立時取締役。以下この条において同じ。）の選任である場合には、設立時株主（設立時取締役の選任について議決権を行使することができる設立時株主に限る。以下この条において同じ。）は、定款に別段の定めがあるときを除き、発起人に對し、第三項から第五項までに規定するところにより設立時取締役を選任すべきことを請求することができる。

2 前項の規定による請求は、同項の創立総会の日の五日前までにしなければならない。

3 第七十二条第一項の規定にかかわらず、第一項の規定による請求があった場合には、設立時取締役の選任の決議については、設立時株主は、その引き受けた設立時発行株式一株（単元株式数を定款で定めている場合にあっては、一単元の設立時発行株式）につき、当該創立総会において選任する設立時取締役の数と同数の議決権を有する。この場合においては、設立時株主は、一人のみに投票し、又は二人以上に投票して、その議決権を行使することができる。

4 前項の場合には、投票の最多数を得た者から順次設立時取締役に選任されたものとする。

5 前二項に定めるもののほか、第一項の規定による請求があった場合における設立時取締役の選任に關し必要な事項は、法務省令で定める。（種類創立総会の決議による設立時取締役等の選任）

第九十条 第八十八条の規定にかかわらず、株式会社の設立に際して第八十九条第一項第九号に掲げる事項（取締役（設立しようとする株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、監査等委員会である取締役又はそれ以外の取締役）に關するものに限る。）についての定めがある種類の株式を発行する場合においては、設立時監査等委員会である設立時取締役又はそれ以外の設立時取締役。以下この条において同じ。）の選任後遅滞なく、次に掲げる事項を調査しなければならない。

一 第三十三条第十項第一号又は第二号に掲げる場合における現物出資財産等（同号に掲げる場合において、同号の有価証券に限る。）について定款に記載され、又は記録された価額が相当であること。

第九十一条 第八十八条の規定により選任された設立時取締役、設立時会計参与、設立時監査役又は設立時会計監査人は、株式会社の成立の時点までの間、創立総会の決議によって解任することとができる。

する種類創立総会の決議によって選任しなければならない。

第九十二条 第九十条第一項の規定により選任された設立時取締役は、株式会社の成立の時点までの間、その選任に係る種類の設立時発行株式の設立時種類株主を構成員とする種類創立総会の決議によって解任することとができる。

2 前項の規定にかかわらず、第四十一条第一項の規定により又は種類創立総会若しくは種類株主総会において選任された取締役を株主総会の決議によって解任することができる旨の定款の定めがある場合には、第九十条第一項の規定により選任された設立時取締役は、株式会社の成立の時点までの間、創立総会の決議によって解任することとができる。

第九十三条 設立しようとする株式会社が監査等委員会設置会社である場合における前項の規定の適用については、同項中「取締役」とあるのは「監査等委員会である取締役又はそれ以外の取締役」と、「設立時取締役」とあるのは「設立時監査等委員会である設立時取締役又はそれ以外の設立時取締役」とする。

4 第一項及び第二項の規定は、第九十条第二項において準用する同条第一項の規定により選任された設立時監査役について準用する。

第九十四条 設立時取締役等（設立しようとする株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、設立時取締役及び設立時監査役）の全部又は一部が発起人である場合には、創立総会において、その決議によって、前条第一項各号に掲げる事項を調査する者を選任することができる。

2 前項の規定により選任された者は、必要な調査を行い、当該調査の結果を創立総会に報告しなければならない。

第六款 定款の変更

（発起人による定款の変更の禁止）
 第九十五条 第五十七条第一項の募集をする場合には、発起人は、第五十八条第一項第三号の期日又は同号の期間の初日のうち最も早い日以後は、第三十三条第九項並びに第三十七条第一項及び第二項の規定にかかわらず、定款の変更をすることができない。

（創立総会における定款の変更）
 第九十六条 第三十条第二項の規定にかかわらず、創立総会においては、その決議によって、定款の変更をすることができる。

（設立時発行株式の引受けの取消し）
 第九十七条 創立総会において、第二十八条各号に掲げる事項を変更する定款の変更の決議をした場合には、当該創立総会においてその変更に対して反対した設立時株主は、当該決議後二週間以内に限り、その設立時発行株式の引受けに係る意思表示を取り消すことができる。

（創立総会の決議による発行可能株式総数の定め）
 第九十八条 第五十七条第一項の募集をする場合において、発行可能株式総数を定款で定めてい

ないときは、株式会社の成立の時点までに、創立総会の決議によって、定款を変更して発行可能株式総数の定めを設けなければならない。

（定款の変更の手続の特則）

第九十九条 設立しようとする会社が種類株式発行会社である場合にあっては、次の各号に掲げるときは、当該各号の種類の設立時発行株式の設立時種類株主全員の同意を得なければならない。

一 ある種類の株式の内容として第八十八条第一項第六号に掲げる事項についての定款の定めを設け、又は当該事項についての定款の変更（当該事項についての定款の定めを廃止するものを除く。）をしようとするとき。

二 ある種類の株式について第三百二十二条第二項の規定による定款の定めを設けようとするとき。

第一百条 設立しようとする株式会社が種類株式発行会社である場合において、定款を変更してある種類の株式の内容として第八十八条第一項第四号又は第七号に掲げる事項についての定款の定めを設けるときは、当該定款の変更は、次に掲げる設立時種類株主を構成員とする種類創立総会（当該設立時種類株主に係る設立時発行株式の種類が二以上ある場合にあっては、当該二以上の設立時発行株式の種類別に区分された設立時種類株主を構成員とする各種別創立総会。以下この条において同じ。）の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類創立総会において議決権を行使することができる設立時種類株主が存しない場合は、この限りでない。

一 当該種類の設立時発行株式の設立時種類株主

二 第八十八条第二項第五号ロの他の株式を当該種類の株式とする定めがある取得請求権付株式の設立時種類株主

三 第八十八条第二項第六号ロの他の株式を当該種類の株式とする定めがある取得請求権付株式の設立時種類株主

前項に規定する種類創立総会において当該定款の変更に対して反対した設立時種類株主は、当該種類創立総会の決議後二週間以内に限り、その設立時発行株式の引受けに係る意思表示を取り消すことができる。

第一百一条 設立しようとする株式会社が種類株式発行会社である場合において、次に掲げる事項

第九十九条 設立しようとする株式会社が種類株式発行会社である場合にあっては、次の各号に掲げる

ときは、当該各号の種類の設立時発行株式の設立時種類株主全員の同意を得なければならない。

（定款の変更の手続の特則）

第九十九条 設立しようとする会社が種類株式発行会社である場合にあっては、次の各号に掲げる

ときは、当該各号の種類の設立時発行株式の設立時種類株主全員の同意を得なければならない。

一 ある種類の株式の内容として第八十八条第一項第六号に掲げる事項についての定款の定めを設け、又は当該事項についての定款の変更（当該事項についての定款の定めを廃止するものを除く。）をしようとするとき。

二 ある種類の株式について第三百二十二条第二項の規定による定款の定めを設けようとするとき。

第一百条 設立しようとする株式会社が種類株式発行会社である場合において、定款を変更してある種類の株式の内容として第八十八条第一項第四号又は第七号に掲げる事項についての定款の定めを設けるときは、当該定款の変更は、次に掲げる設立時種類株主を構成員とする種類創立総会（当該設立時種類株主に係る設立時発行株式の種類が二以上ある場合にあっては、当該二以上の設立時発行株式の種類別に区分された設立時種類株主を構成員とする各種別創立総会。以下この条において同じ。）の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類創立総会において議決権を行使することができる設立時種類株主が存しない場合は、この限りでない。

一 当該種類の設立時発行株式の設立時種類株主

二 第八十八条第二項第五号ロの他の株式を当該種類の株式とする定めがある取得請求権付株式の設立時種類株主

三 第八十八条第二項第六号ロの他の株式を当該種類の株式とする定めがある取得請求権付株式の設立時種類株主

についての定款の変更をすることにより、ある種類の設立時発行株式の設立時種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、当該定款の変更は、当該種類の設立時発行株式の設立時種類株主を構成員とする種類創立総会（当該設立時種類株主に係る設立時発行株式の種類が二以上ある場合にあつては、当該二以上の設立時発行株式の種類別に区分された設立時種類株主を構成員とする各種類創立総会）の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類創立総会において議決権を行使することができる設立時種類株主が存しない場合は、この限りでない。

一 株式の種類追加

二 株式の内容の変更

三 発行可能株式総数又は発行可能種類株式総数（株式会社が発行することができる一の種類の株式の総数をいう。以下同じ。）の増加
前項の規定は、単元株式数についての定款の変更であつて、当該定款の変更について第三百二十二条第二項の規定による定款の定めがある場合における当該種類の設立時発行株式の設立時種類株主を構成員とする種類創立総会については、適用しない。

第七款 設立手続等の特則等

（設立手続等の特則）

第二百二条 設立時募集株式の引受人は、発起人が定めた時間内は、いつでも、第三十一条第二項各号に掲げる請求をすることができる。ただし、同項第二号又は第四号に掲げる請求をするには、発起人の定めた費用を支払わなければならない。

2 設立時募集株式の引受人は、株式会社の成立の時に、第六十三条第一項の規定による払込みを行った設立時発行株式の株主となる。

3 設立時募集株式の引受人は、第六十三条第一項の規定による払込みを仮装した場合に、次条第一項又は第六十三条第二項の規定による支払がされた後でなければ、払込みを仮装した設立時発行株式について、設立時株主及び株主の権利を行使することができない。

4 前項の設立時発行株式又はその株主となる権利を譲り受けた者は、当該設立時発行株式についての設立時株主及び株主の権利を行使することができる。ただし、その者に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

5 民法第九十三条第一項ただし書及び第九十四条第一項の規定は、設立時募集株式の引受けの

申込み及び割当て並びに第六十一条の契約に係る意思表示については、適用しない。

6 設立時募集株式の引受人は、株式会社の成立後又は創立総会若しくは種類創立総会においてその議決権を行使した後は、錯誤、詐欺又は強迫を理由として設立時発行株式の引受けの取消しをすることができない。

（払込みを仮装した設立時募集株式の引受人の責任）

第二百二条の二 設立時募集株式の引受人は、前条第三項に規定する場合に、株式会社に対し、払込みを仮装した払込金額の全額の支払をする義務を負う。

2 前項の規定により設立時募集株式の引受人の負う義務は、総株主の同意がなければ、免除することができない。

（発起人の責任等）

第二百三条 第五十七条第一項の募集をした場合における第五十二条第二項の規定の適用については、同項中「次に」とあるのは、「第一号に」とする。

2 第二百二条第三項に規定する場合には、払込みを仮装することに関与した発起人又は設立時取締役として法務省令で定める者は、株式会社に對し、前条第一項の引受人と連帯して、同項に規定する支払をする義務を負う。ただし、その者（当該払込みを仮装したものを除く。）がその職務を行うについて注意を怠らなかつたことを証明した場合は、この限りでない。

3 前項の規定により発起人又は設立時取締役の負う義務は、総株主の同意がなければ、免除することができない。

4 第五十七条第一項の募集をした場合において、当該募集の広告その他当該募集に関する書面又は電磁的記録に自己の氏名又は名称及び株式会社の設立を賛助する旨を記載し、又は記録することを承諾した者（発起人を除く。）は、発起人とみなして、前節及び前三項の規定を適用する。

第二章 株式

第一節 総則

（株主の責任）

第二百四条 株主の責任は、その有する株式の引受価額を限度とする。

（株主の権利）

第二百五条 株主は、その有する株式につき次に掲げる権利その他この法律の規定により認められた権利を有する。

一 剰余金の配当を受ける権利
二 残余財産の分配を受ける権利
三 株主総会における議決権

2 株主に前項第一号及び第二号に掲げる権利の全部を与えない旨の定款の定めは、その効力を有しない。

（共有者による権利の行使）

第二百六条 株式が二以上の者の共有に属するとき、共有者は、当該株式についての権利を行使する者一人を定め、株式会社に對し、その者の氏名又は名称を通知しなければ、当該株式についての権利を行使することができない。ただし、株式会社が当該権利を行使することに同意した場合は、この限りでない。

（株式の内容についての特別の定め）

第二百七条 株式会社は、その発行する全部の株式の内容として次に掲げる事項を定めることができる。

一 譲渡による当該株式の取得について当該株式会社の承認を要すること。
二 当該株式について、株主が当該株式会社に對してその取得を請求することができること。

三 当該株式について、当該株式会社が一定の事由が生じたことを条件としてこれを取得することができること。
株式会社は、全部の株式の内容として次の各号に掲げる事項を定めるときは、当該各号に定める事項を定款で定めなければならない。

一 譲渡による当該株式の取得について当該株式会社の承認を要すること
次に掲げる事項イ 当該株式を譲渡により取得することについて当該株式会社の承認を要する旨
ロ 一定の場合においては株式会社が第三百三十六条又は第三百三十七条第一項の承認をしたものとみなすときは、その旨及び当該一定の場合

二 当該株式について、株主が当該株式会社に對してその取得を請求することができることと次に掲げる事項
イ 株主が当該株式会社に對して当該株主の有する株式を取得することを請求することができる旨
ロ イの株式一株を取得するのと引換えに当該株主に対して当該株式会社の社債（新株予約権付社債）についてのものを除く。）を交付するときは、当該社債の種類（第六百

八十一条第一号に規定する種類をいう。以下この編において同じ。）及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

ハ イの株式一株を取得するのと引換えに当該株主に対して当該株式会社の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）を交付するときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法

ニ イの株式一株を取得するのと引換えに当該株主に対して当該株式会社の新株予約権付社債を交付するときは、当該新株予約権付社債についてのロに規定する事項及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権についてのハに規定する事項
ホ イの株式一株を取得するのと引換えに当該株主に対して当該株式会社の株式等（株式、社債及び新株予約権をいう。以下同じ。）以外の財産を交付するときは、当該財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法

ヘ 株主が当該株式会社に對して当該株式を取得することを請求することができる期間当該株式について、当該株式会社が一定の事由が生じたことを条件としてこれを取得することができること
次に掲げる事項
イ 一定の事由が生じた日に当該株式会社がその株式を取得する旨及びその事由
ロ 当該株式会社が別に定める日が到来することをもってイの事由とするときは、その旨

ハ イの事由が生じた日にイの株式の一部を取得することとするときは、その旨及び取得する株式の一部の決定の方法
ニ イの株式一株を取得するのと引換えに当該株主に対して当該株式会社の社債（新株予約権付社債）についてのものを除く。）を交付するときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

ホ イの株式一株を取得するのと引換えに当該株主に対して当該株式会社の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）を交付するときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法

ヘ イの株式一株を取得するのと引換えに当該株主に対して当該株式会社の社債（新株予約権付社債）についてのものを除く。）を交付するときは、当該社債の種類（第六百

八十一条第一号に規定する種類をいう。以下この編において同じ。）及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

ハ イの株式一株を取得するのと引換えに当該株主に対して当該株式会社の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）を交付するときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法

付社債についての二に規定する事項及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権についてのホに規定する事項

ト イの株式一株を取得するのと引換えに当該株主に対して当該株式会社の株式等以外の財産を交付するときは、当該財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法（異なる種類の株式）

第八八条 株式会社は、次に掲げる事項について異なる定めをした内容の異なる二以上の種類の株式を発行することができる。ただし、指名委員会等設置会社及び公開会社は、第九号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を発行することができない。

- 一 剰余金の配当
- 二 残余財産の分配
- 三 株主総会において議決権を行使することができる事項
- 四 譲渡による当該種類の株式の取得について当該株式会社の承認を要すること。
- 五 当該種類の株式について、株主が当該株式会社に對してその取得を請求することができること。
- 六 当該種類の株式について、当該株式会社が一定の事由が生じたことを条件としてこれを取得することができること。
- 七 当該種類の株式について、当該株式会社が株主総会の決議によってその全部を取得すること。
- 八 株主総会（取締役会設置会社にあつては株主総会又は取締役会、清算人会設置会社（第四百七十八条第八項に規定する清算人会設置会社をいう。以下この条において同じ。）にあつては株主総会又は清算人会）において決議すべき事項のうち、当該決議のほか、当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の決議があることを必要とするもの
- 九 当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会において取締役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役。次項第九号及び第一百二十二条第一項において同じ。）又は監査役を選任すること。

2 株式会社は、次の各号に掲げる事項について内容の異なる二以上の種類の株式を発行する場合には、当該各号に定める事項及び発行可能種類株式総数を定款で定めなければならない。

一 剰余金の配当 当該種類の株主に交付する配当財産の価額の決定の方法、剰余金の配当をす条件その他剰余金の配当に関する取扱の内容

二 残余財産の分配 当該種類の株主に交付する残余財産の価額の決定の方法、当該残余財産の種類その他残余財産の分配に関する取扱の内容

三 株主総会において議決権を行使することができる事項 次に掲げる事項

イ 株主総会において議決権を行使することができる事項

ロ 当該種類の株式につき議決権の行使の条件を定めるときは、その条件

四 譲渡による当該種類の株式の取得について当該株式会社の承認を要すること 当該種類の株式についての前条第二項第一号に定める事項

五 当該種類の株式について、株主が当該株式会社に對してその取得を請求することができること 次に掲げる事項

イ 当該種類の株式についての前条第二項第二号に定める事項

ロ 当該種類の株式一株を取得するのと引換えに当該株主に対して当該株式会社の他の株式を交付するときは、当該他の株式の種類及び種類ごとの数又はその算定方法

六 当該種類の株式について、当該株式会社が一定の事由が生じたことを条件としてこれを取得することができること 次に掲げる事項

イ 当該種類の株式についての前条第二項第三号に定める事項

ロ 当該種類の株式一株を取得するのと引換えに当該株主に対して当該株式会社の他の株式を交付するときは、当該他の株式の種類及び種類ごとの数又はその算定方法

七 当該種類の株式について、当該株式会社が株主総会の決議によってその全部を取得すること 次に掲げる事項

イ 第七十一條第一項第一号に規定する取得対価の価額の決定の方法

ロ 当該株主総会の決議をすることができるか否かについての条件を定めるときは、その条件

八 株主総会（取締役会設置会社にあつては株主総会又は取締役会、清算人会設置会社にあつては株主総会又は清算人会）において決議すべき事項のうち、当該決議のほか、当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の決議があることを必要とするもの

九 当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会において取締役又は監査役を選任すること

すべき事項のうち、当該決議のほか、当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の決議があることを必要とするもの

次に掲げる事項

イ 当該種類株主総会の決議があることを必要とする事項

ロ 当該種類株主総会の決議を必要とする条件を定めるときは、その条件

九 当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会において取締役又は監査役を選任すること 次に掲げる事項

イ 当該種類株主を構成員とする種類株主総会において取締役又は監査役を選任すること

ロ イの定めにより選任することができる取締役又は監査役の全部又は一部を他の種類の株主と共同して選任することとするときは、当該他の種類株主の有する株式の種類及び共同して選任する取締役又は監査役の数

ハ イ又はロに掲げる事項を変更する条件があるときは、その条件及びその条件が成就した場合における変更後のイ又はロに掲げる事項

ニ イからハまでに掲げるもののほか、法務省令で定める事項

3 前項の規定にかかわらず、同項各号に定める事項（剰余金の配当について内容の異なる種類の種類株主が配当を受けることができる額その他法務省令で定める事項に限る。）の全部又は一部については、当該種類の株式を初めて発行する時までに、株主総会（取締役会設置会社にあつては株主総会又は取締役会、清算人会設置会社にあつては株主総会又は清算人会）の決議によって定める旨を定款で定めることができる。この場合においては、その内容の要綱を定款で定めなければならない。

（株主の平等）

第九九条 株式会社は、株主を、その有する株式の内容及び数に応じて、平等に取り扱わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、公開会社でない株式会社は、第五百五条第一項各号に掲げる権利に関する事項について、株主ごとに異なる取扱いを行う旨を定款で定めることができる。

3 前項の規定による定款の定めがある場合には、同項の株主が有する株式を同項の権利に關する事項について内容の異なる種類の株式とみなす。

2 種類株式発行会社がある種類の株式の内容として第百八条第一項第四号又は第七号に掲げる事項についての定款の定めを設け、又は当該事項についての定款の変更（当該事項についての定款の定めを廃止するものを除く。）をしようとするときは、当該種類の株式を有する株主全員の同意を得なければならない。

2 種類株式発行会社がある種類の株式の内容として第百八条第一項第四号又は第七号に掲げる事項についての定款の定めを設け、又は当該事項についての定款の変更（当該事項についての定款の定めを廃止するものを除く。）をしようとするときは、当該種類の株式を有する株主全員の同意を得なければならない。

2 種類株式発行会社がある種類の株式の内容として第百八条第一項第四号又は第七号に掲げる事項についての定款の定めを設け、又は当該事項についての定款の変更（当該事項についての定款の定めを廃止するものを除く。）をしようとするときは、当該種類の株式を有する株主全員の同意を得なければならない。

する事項について内容の異なる種類の株式とみなして、この編及び第五編の規定を適用する。（定款の変更の手續の特則）

第一百十條 定款を変更してその発行する全部の株式の内容として第百七条第一項第三号に掲げる事項についての定款の定めを設け、又は当該事項についての定款の変更（当該事項についての定款の定めを廃止するものを除く。）をしようとする場合（株式会社の種類株式発行会社である場合を除く。）には、株主全員の同意を得なければならない。

第一百十一條 種類株式発行会社がある種類の株式の発行後に定款を変更して当該種類の株式の内容として第百八条第一項第六号に掲げる事項についての定款の定めを設け、又は当該事項についての定款の変更（当該事項についての定款の定めを廃止するものを除く。）をしようとするときは、当該種類の株式を有する株主全員の同意を得なければならない。

2 種類株式発行会社がある種類の株式の内容として第百八条第一項第四号又は第七号に掲げる事項についての定款の定めを設ける場合には、当該定款の変更は、次に掲げる種類株主を構成員とする種類株主総会（当該種類株主に係る株式の種類が二以上ある場合にあつては、当該二以上の株式の種類別に区分された種類株主を構成員とする各種類株主総会。以下この条において同じ。）の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる種類株主が存しない場合は、この限りでない。

一 当該種類の株式の種類株主

二 第百八条第二項第五号ロの他の株式を当該種類の株式とする定めがある取得請求権付株式の種類株主

三 第百八条第二項第六号ロの他の株式を当該種類の株式とする定めがある取得請求権付株式の種類株主

（取締役の選任等に関する種類株式の定款の定めの特則）

第一百十二條 第百八条第二項第九号に掲げる事項（取締役に関するものに限る。）についての定款の定めは、この法律又は定款で定めた取締役の員数を欠いた場合において、そのために当該員数に足りる数の取締役を選任することができないときは、廃止されたものとみなす。

（取締役の選任等に関する種類株式の定款の定めの特則）

第一百十二條 第百八条第二項第九号に掲げる事項（取締役に関するものに限る。）についての定款の定めは、この法律又は定款で定めた取締役の員数を欠いた場合において、そのために当該員数に足りる数の取締役を選任することができないときは、廃止されたものとみなす。

（取締役の選任等に関する種類株式の定款の定めの特則）

第一百十二條 第百八条第二項第九号に掲げる事項（取締役に関するものに限る。）についての定款の定めは、この法律又は定款で定めた取締役の員数を欠いた場合において、そのために当該員数に足りる数の取締役を選任することができないときは、廃止されたものとみなす。

（取締役の選任等に関する種類株式の定款の定めの特則）

第一百十二條 第百八条第二項第九号に掲げる事項（取締役に関するものに限る。）についての定款の定めは、この法律又は定款で定めた取締役の員数を欠いた場合において、そのために当該員数に足りる数の取締役を選任することができないときは、廃止されたものとみなす。

（取締役の選任等に関する種類株式の定款の定めの特則）

第一百十二條 第百八条第二項第九号に掲げる事項（取締役に関するものに限る。）についての定款の定めは、この法律又は定款で定めた取締役の員数を欠いた場合において、そのために当該員数に足りる数の取締役を選任することができないときは、廃止されたものとみなす。

2 前項の規定は、第八十八条第二項第九号に掲げる事項（監査役に関するものに限る。）についての定款の定めについて準用する。

三 新株予約権（第二百三十六条第一項第四号の期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が第二百八十二条第一項の規定により取得することとなる株式の数

（発行可能株式総数）
第百十三条 株式会社は、定款を変更して発行可能株式総数についての定めを廃止することができない。

（議決権制限株式の発行数）
第百十五条 種類株式発行会社が公開会社である場合において、株主総会において議決権を行使することができる事項について制限のある種類の株式（以下この条において「議決権制限株式」という。）の数が発行済株式の総数の二分の一を超えるに至ったときは、株式会社は、直ちに、議決権制限株式の数を発行済株式の総数の二分の一以下にするための必要な措置をとらなければならない。

2 定款を変更して発行可能株式総数を減少するときは、変更後の発行可能株式総数は、当該定款の変更が効力を生じた時における発行済株式の総数を下ることができない。

（反対株主の株式買取請求）
第百十六條 次の各号に掲げる場合には、反対株主は、株式会社に對し、自己の有する当該各号に定める株式を公正な価格で買い取することを請求することができる。

3 次に掲げる場合には、当該定款の変更後の発行可能株式総数は、当該定款の変更が効力を生じた時における発行済株式の総数の四倍を超えることができない。

一 前項の規定による通知は、公告をもってこれに代えることができる。

4 新株予約権（第二百三十六条第一項第四号の期間の初日が到来していないものを除く。）の新株予約権者が第二百八十二条第一項の規定により取得することとなる株式の数は、発行可能株式総数から発行済株式（自己株式（株式会社）が有する自己の株式をいう。以下同じ。）を除く。）の総数を控除して得た数を超えてはならない。

二 第一項の規定による請求（以下この節において「株式買取請求」という。）は、効力発生日の二十日前の日から効力発生日の前日までの間に、その株式買取請求に係る株式の数（種類株式発行会社にあっては、株式の種類及び種類ごとの数）を明らかにしてしなければならない。

（発行可能種類株式総数）
第百十四條 定款を変更してある種類の株式の発行可能種類株式総数を減少するときは、変更後の当該種類の株式の発行可能種類株式総数は、当該定款の変更が効力を生じた時における当該種類の発行済株式の総数を下ることができない。

三 次に掲げる行為をする場合において、ある種類の株式（第二百二十二条第二項の規定による定款の定めがあるものに限る。）を有する種類株主に損害を及ぼすおそれがあるとき、当該種類の株式

2 ある種類の株式についての次に掲げる数の合計数は、当該種類の株式の発行可能種類株式総数から当該種類の発行済株式（自己株式を除く。）の総数を控除して得た数を超えてはならない。

一 取得請求権付株式（第百七条第二項第二号への期間の初日が到来していないものを除く。）の株主（当該株式会社を除く。）が第百六十七条第二項の規定により取得することとなる同項第四号に規定する他の株式の数

二 取得条項付株式の株主（当該株式会社を除く。）が第百七十条第二項の規定により取得することとなる同項第四号に規定する他の株式の数

ホ 当該株式会社の新株予約権を引き受ける者の募集（第二百四十一条第一項各号に掲げる事項を定めるものに限る。）

一 取得請求権付株式（第百七条第二項第二号への期間の初日が到来していないものを除く。）の株主（当該株式会社を除く。）が第百六十七条第二項の規定により取得することとなる同項第四号に規定する他の株式の数

ハ 単元株式数についての定款の変更

二 取得条項付株式の株主（当該株式会社を除く。）が第百七十条第二項の規定により取得することとなる同項第四号に規定する他の株式の数

イ 株式の併合又は株式の分割

一 取得請求権付株式（第百七条第二項第二号への期間の初日が到来していないものを除く。）の株主（当該株式会社を除く。）が第百六十七条第二項の規定により取得することとなる同項第四号に規定する他の株式の数

ロ 第百八十五条に規定する株式無償割当て

二 取得条項付株式の株主（当該株式会社を除く。）が第百七十条第二項の規定により取得することとなる同項第四号に規定する他の株式の数

ホ 当該株式会社の新株予約権を引き受ける者の募集（第二百四十一条第一項各号に掲げる事項を定めるものに限る。）

一 取得請求権付株式（第百七条第二項第二号への期間の初日が到来していないものを除く。）の株主（当該株式会社を除く。）が第百六十七条第二項の規定により取得することとなる同項第四号に規定する他の株式の数

ハ 単元株式数についての定款の変更

イ 当該株主総会に先立って当該行為に反対する旨を当該株式会社に對し通知し、かつ、当該株主総会において当該行為に反対した株主（当該株主総会において議決権を行使することができるものに限る。）

ロ 当該株主総会において議決権を行使することができない株主

二 前号に規定する場合以外の場合 すべての株主

3 第一項各号の行為をしようとする株式会社は、当該行為が効力を生ずる日（以下この条及び次条において「効力発生日」という。）の二十日前までに、同項各号に定める株式の株主に對し、当該行為をする旨を通知しなければならない。

4 前項の規定による通知は、公告をもってこれに代えることができる。

5 第一項の規定による請求（以下この節において「株式買取請求」という。）は、効力発生日の二十日前の日から効力発生日の前日までの間に、その株式買取請求に係る株式の数（種類株式発行会社にあっては、株式の種類及び種類ごとの数）を明らかにしてしなければならない。

6 株券が発行されている株式について株式買取請求をしようとするときは、当該株式の株主は、株式会社に對し、当該株式に係る株券を提出しなければならない。ただし、当該株券について第二百二十三条の規定による請求をした者については、この限りでない。

7 株式買取請求をした株主は、株式会社の承諾を得た場合に限り、その株式買取請求を撤回することができる。

8 株式会社が第一項各号の行為を中止したときは、株式買取請求は、その効力を失う。

9 第百三十三条の規定は、株式買取請求に係る株式については、適用しない。

（株式の価格の決定等）
第百十七條 株式買取請求があった場合において、株式の価格の決定について、株主と株式会社との間に協議が調ったときは、株式会社は、効力発生日から六十日以内にその支払をしなければならない。

2 株式の価格の決定について、効力発生日から三十日以内に協議が調わないときは、株主又は株式会社は、その期間の満了の日後三十日以内に、裁判所に對し、価格の決定の申立てをすることができる。

3 前条第七項の規定にかかわらず、前項に規定する場合において、効力発生日から六十日以内に同項の申立てがないときは、その期間の満了後は、株主は、いつでも、株式買取請求を撤回することができる。

4 株式会社は、裁判所の決定した価格に対する第一項の期間の満了の日後の法定利率による利息をも支払わなければならない。

5 株式会社は、株式の価格の決定があるまでは、株主に對し、当該株式会社が公正な価格と認める額を支払うことができる。

6 株式買取請求に係る株式の買取りは、効力発生日に、その効力を生ずる。

7 株券発行会社（その株式（種類株式発行会社）にあっては、全部の種類株式）に係る株券を発行する旨の定款がある株式会社をいう。以下同じ。）は、株券が発行されている株式について株式買取請求があったときは、株券と引換えに、その株式買取請求に係る株式の代金を支払わなければならない。

（新株予約権買取請求）
第百十八條 次の各号に掲げる定款の変更をする場合には、当該各号に定める新株予約権の新株予約権者は、株式会社に對し、自己の有する新株予約権を公正な価格で買い取することを請求することができる。

一 その発行する全部の株式の内容として第百七条第一項第一号に掲げる事項についての定めを設ける定款の変更 全部の新株予約権

二 ある種類の株式の内容として第百八条第一項第四号又は第七号に掲げる事項についての定款の定めを設ける定款の変更 当該種類の株式を目的とする新株予約権

2 新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者は、前項の規定による請求（以下この節において「新株予約権買取請求」という。）をするときは、併せて、新株予約権付社債についての社債を買い取することを請求しなければならない。ただし、当該新株予約権付社債に付された新株予約権について別段の定めがある場合は、この限りでない。

3 第一項各号に掲げる定款の変更をしようとする株式会社は、当該定款の変更が効力を生ずる日（以下この条及び次条において「定款変更日」という。）の二十日前までに、同項各号に定める新株予約権の新株予約権者に對し、当該

定款の変更を行う旨を通知しなければならない。
い。

4 前項の規定による通知は、公告をもってこれに代えることができる。

5 新株予約権買取請求は、定款変更日の二十日前の日から定款変更日の前日までの間に、その新株予約権買取請求に係る新株予約権の内容及び数を明らかにしなければならない。

6 新株予約権証券が発行されている新株予約権について新株予約権買取請求をしようとするときは、当該新株予約権の新株予約権者は、株式会社に對し、その新株予約権証券を提出しなければならない。ただし、当該新株予約権証券について非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第百十四条に規定する公示催告の申立てをした者については、この限りでない。

7 新株予約権付社債券（第二百四十九条第二号に規定する新株予約権付社債券をいう。以下この項及び次条第八項において同じ。）が発行されている新株予約権付社債に付された新株予約権について新株予約権買取請求をしようとするときは、当該新株予約権の新株予約権者は、株式会社に對し、その新株予約権付社債券を提出しなければならない。ただし、当該新株予約権付社債券について非訟事件手続法第百十四条に規定する公示催告の申立てをした者については、この限りでない。

8 新株予約権買取請求をした新株予約権者は、株式会社の承諾を得た場合に限り、その新株予約権買取請求を撤回することができる。

9 株式会社が第一項各号に掲げる定款の変更を中止したときは、新株予約権買取請求は、その効力を失う。

10 第二百六十条の規定は、新株予約権買取請求に係る新株予約権については、適用しない。

（新株予約権の価格の決定等）

第百十九條 新株予約権買取請求があった場合において、新株予約権（当該新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合において、当該新株予約権付社債についての社債の買取りの請求があったときは、当該社債を含む。以下この条において同じ。）の価格の決定について、新株予約権者と株式会社との間に協議が調ったときは、株式会社は、定款変更日から六十日以内にその支払をしなければならない。
2 新株予約権の価格の決定について、定款変更日から三十日以内に協議が調わないときは、新

株予約権者又は株式会社は、その期間の満了の日後三十日以内に、裁判所に對し、価格の決定の申立てをすることができる。

3 前条第八項の規定にかかわらず、前項に規定する場合において、定款変更日から六十日以内に同項の申立てがないときは、その期間の満了後は、新株予約権者は、いつでも、新株予約権買取請求を撤回することができる。

4 株式会社は、裁判所の決定した価格に対する第一項の期間の満了の日後の法定利率による利息を支払わなければならない。

5 株式会社は、新株予約権の価格の決定があるまでは、新株予約権者に對し、当該株式会社が公正な価格と認める額を支払うことができる。

6 新株予約権買取請求に係る新株予約権の買取りは、定款変更日に、その効力を生ずる。

7 株式会社は、新株予約権証券が発行されている新株予約権について新株予約権買取請求があったときは、新株予約権証券と引換えに、その新株予約権買取請求に係る新株予約権の代金を支払わなければならない。

8 株式会社は、新株予約権付社債券が発行されている新株予約権付社債に付された新株予約権について新株予約権買取請求があったときは、その新株予約権付社債券と引換えに、その新株予約権買取請求に係る新株予約権の代金を支払わなければならない。

（株主等の権利の行使に関する利益の供与）

第百二十條 株式会社は、何人に對しても、株主の権利、当該株式会社に係る適格旧株主（第百四十七条の二第九項に規定する適格旧株主をいう。）の権利又は当該株式会社の最終完全親会社等（第百四十七条の三第一項に規定する最終完全親会社等をいう。）の株主の権利の行使に關し、財産上の利益の供与（当該株式会社がその子会社の計算においてするものに限る。以下この条において同じ。）をしてはならない。

2 株式会社が特定の株主に對して無償で財産上の利益の供与をしたときは、当該株式会社は、株主の権利の行使に關し、財産上の利益の供与をしたものと推定する。株式会社が特定の株主に對して有償で財産上の利益の供与をした場合において、当該株式会社がその子会社の受けた利益が当該財産上の利益に比して著しく少ないときも、同様とする。
3 株式会社が第一項の規定に違反して財産上の利益の供与をしたときは、当該利益の供与を受

けた者は、これを当該株式会社又はその子会社に返還しなければならない。この場合において、当該利益の供与を受けた者は、当該株式会社がその子会社に對して当該利益と引換えに給付したものとあるときは、その返還を受けることができる。

4 株式会社が第一項の規定に違反して財産上の利益の供与をしたときは、当該利益の供与をすることに關与した取締役（指名委員会等設置会社にあつては、執行役を含む。以下この項において同じ。）として法務省令で定める者は、当該株式会社に對して、連帯して、供与した利益の価額に相當する額を支払う義務を負う。ただし、その者（当該利益の供与をした取締役を除く。）がその職務を行うについて注意を怠らなかつたことを証明した場合は、この限りでない。

5 前項の義務は、総株主の同意がなければ、免除することができる。

第百二十一條 株主名簿

（株主名簿）
第百二十一條 株式会社は、株主名簿を作成し、これに次に掲げる事項（以下「株主名簿記載事項」という。）を記載し、又は記録しなければならない。

- 一 株主の氏名又は名称及び住所
- 二 前号の株主の有する株式の数（種類株式発行情会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）
- 三 第一号の株主が株式を取得した日
- 四 株式会社が株券発行情会社である場合には、第二号の株式（株券が発行されているものに限る。）に係る株券の番号

（株主名簿記載事項を記載した書面の交付等）
第百二十二條 前条第一号の株主は、株式会社に對し、当該株主についての株主名簿に記載され、若しくは記録された株主名簿記載事項を記載した書面の交付又は当該株主名簿記載事項を記録した電磁的記録の提供を請求することができる。

2 前項の書面には、株式会社の代表取締役（指名委員会等設置会社にあつては、代表執行役。次項において同じ。）が署名し、又は記名押印しなければならない。
3 第一項の電磁的記録には、株式会社の代表取締役が法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

4 前三項の規定は、株券発行情会社については、適用しない。

（株主名簿管理人）

第百二十三條 株式会社は、株主名簿管理人（株式会社に代わつて株主名簿の作成及び備置きその他の株主名簿に関する事務を行う者をいう。以下同じ。）を置く旨を定款で定め、当該事務を行うことを委託することができる。

（基準日）

第百二十四條 株式会社は、一定の日（以下この章において「基準日」という。）を定めて、基準日において株主名簿に記載され、又は記録されている株主（以下この条において「基準日株主」という。）をその権利を行使することができる者と定めることができる。

2 基準日を定める場合には、株式会社は、基準日株主が行使することができる権利（基準日から三箇月以内に行使するものに限る。）の内容を定めなければならない。

3 株式会社は、基準日を定めたときは、当該基準日の二週間前までに、当該基準日及び前項の規定により定めた事項を公告しなければならない。ただし、定款に当該基準日及び当該事項について定めがあるときは、この限りでない。

4 基準日株主が行使することができる権利が株主総会又は種類株主総会における議決権である場合には、株式会社は、当該基準日後に株式を取得した者の全部又は一部を当該権利を行使することができる者と定めることができる。ただし、当該株式の基準日株主の権利を害することができない。

5 第一項から第三項までの規定は、第百四十九条第一項に規定する登録株式質権者について準用する。

（株主名簿の備置き及び閲覧等）

第百二十五條 株式会社は、株主名簿をその本店（株主名簿管理人がある場合にあつては、その営業所）に備え置かなければならない。

2 株主及び債権者は、株式会社の営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしなければならない。

- 一 株主名簿が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- 二 株主名簿が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事

項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
 3 株式会社は、前項の請求があつたときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができる。
 一 当該請求を行う株主又は債権者（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。
 二 請求者が当該株式会社の業務の遂行を妨げ、又は株主の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。
 三 請求者が株主名簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。
 四 請求者が、過去二年以内において、株主名簿の閲覧又は謄写によつて知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものがあるとき。

5 前各項の規定は、第二百九十九条第一項（第三百二十五条において準用する場合を含む。）の通知に際して株主に書面を交付し、又は当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合について準用する。この場合において、第二項中「到達したもの」とあるのは、「当該書面の交付又は当該事項の電磁的方法による提供があつたもの」と読み替えるものとする。

第三節 株式の譲渡等

第一款 株式の譲渡

（株式の譲渡）
 第二百七条 株主は、その有する株式を譲渡することができる。

（株券発行会社の株式の譲渡）
 第二百二十八条 株券発行会社の株式の譲渡は、当該株式に係る株券を交付しなければ、その効力を生じない。ただし、自己株式の処分による株式の譲渡については、この限りでない。

2 株券の発行前にした譲渡は、株券発行会社に對し、その効力を生じない。
 （自己株式の処分に関する特別）

第二百二十九条 株券発行会社は、自己株式を処分した日以後遅滞なく、当該自己株式を取得した者に対し、株券を交付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、公開会社でない株券発行会社は、同項の者から請求がある時まで（株式の譲渡を交付しないことができる。）

第二百三十条 株式の譲渡は、その株式を取得した者の氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載し、又は記録しなければ、株式会社その他の第三者に對抗することができない。

2 株券発行会社における前項の規定の適用については、同項中「株式会社その他の第三者」とあるのは、「株式会社」とする。

（権利の推定等）
 第二百三十一条 株券の占有者は、当該株券に係る株式についての権利を適法に有するものと推定する。

2 株券の交付を受けた者は、当該株券に係る株式についての権利を取得する。ただし、その者に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

（株主の請求によらない株主名簿記載事項の記載又は記録）
 第二百三十二条 株式会社は、次の各号に掲げる場合には、当該各号の株式の株主に係る株主名簿

記載事項を株主名簿に記載し、又は記録しなければならない。

一 株式を発行した場合

二 当該株式会社の株式を取得した場合

三 自己株式を処分した場合

2 株式会社は、株式の併合をした場合には、併合した株式について、その株式の株主に係る株主名簿記載事項を株主名簿に記載し、又は記録しなければならない。

3 株式会社は、株式の分割をした場合には、分割した株式について、その株式の株主に係る株主名簿記載事項を株主名簿に記載し、又は記録しなければならない。

（株主の請求による株主名簿記載事項の記載又は記録）
 第二百三十三条 株式を当該株式を発行した株式会社以外の者から取得した者（当該株式会社を除く。以下この節において「株式取得者」という。）は、当該株式会社に對し、当該株式に係る株主名簿記載事項を株主名簿に記載し、又は記録することを請求することができる。

2 前項の規定による請求は、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令で定める場合を除き、その取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人と共同してしなければならない。

第二百三十四条 前条の規定は、株式取得者が取得した株式が譲渡制限株式である場合には、適用しない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 当該株式取得者が当該譲渡制限株式を取得することについて第二百三十六条の承認を受けていること。

二 当該株式取得者が当該譲渡制限株式を取得したことについて第二百三十七条第一項の承認を受けていること。

三 当該株式取得者が第二百四十条第四項に規定する指定買取人であること。

四 当該株式取得者が相続その他の一般承継により譲渡制限株式を取得した者であること。

（親会社株式の取得の禁止）
 第二百三十五条 子会社は、その親会社である株式会社の株式（以下この条において「親会社株式」という。）を取得してはならない。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 他の会社（外国会社を含む。）の事業の全部を譲り受ける場合において当該他の会社の有する親会社株式を譲り受ける場合

二 合併後消滅する会社から親会社株式を承継する場合

三 吸収分割により他の会社から親会社株式を承継する場合

四 新設分割により他の会社から親会社株式を承継する場合

五 前各号に掲げるもののほか、法務省令で定める場合

3 子会社は、相当の時期にその有する親会社株式を処分しなければならない。

（株主からの承認の請求）
 第二百三十六条 譲渡制限株式の株主は、その有する譲渡制限株式を他人（当該譲渡制限株式を発行した株式会社を除く。）に譲り渡そうとするときは、当該株式会社に對し、当該他人が当該譲渡制限株式を取得することについて承認をするか否かの決定をすることを請求することができる。

（株式取得者からの承認の請求）
 第二百三十七条 譲渡制限株式を取得した株式取得者は、株式会社に對し、当該譲渡制限株式を取得したことについて承認をするか否かの決定をすることを請求することができる。

2 前項の規定による請求は、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令で定める場合を除き、その取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人と共同してなければならない。

（譲渡等承認請求の方法）
 第二百三十八条 次の各号に掲げる請求（以下この条において「譲渡等承認請求」という。）は、当該各号に定める事項を明らかにしてしなければならない。

一 第二百三十六条の規定による請求 次に掲げる事項

イ 当該請求をする株主が譲り渡そうとする譲渡制限株式の数（種類株式発行会社にあつては、譲渡制限株式の種類及び種類ごとの数）

ロ イの譲渡制限株式を譲り受ける者の氏名又は名称

ハ 株式会社が第二百三十六条の承認をしない旨の決定をする場合において、当該株式会

項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
 3 株式会社は、前項の請求があつたときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができる。
 一 当該請求を行う株主又は債権者（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。
 二 請求者が当該株式会社の業務の遂行を妨げ、又は株主の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。
 三 請求者が株主名簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。
 四 請求者が、過去二年以内において、株主名簿の閲覧又は謄写によつて知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものがあるとき。

5 前各項の規定は、第二百九十九条第一項（第三百二十五条において準用する場合を含む。）の通知に際して株主に書面を交付し、又は当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合について準用する。この場合において、第二項中「到達したもの」とあるのは、「当該書面の交付又は当該事項の電磁的方法による提供があつたもの」と読み替えるものとする。

記載事項を株主名簿に記載し、又は記録しなければならない。

他の会社（外国会社を含む。）の事業の全部を譲り受ける場合において当該他の会社の有する親会社株式を譲り受ける場合
 合併後消滅する会社から親会社株式を承継する場合
 吸収分割により他の会社から親会社株式を承継する場合
 新設分割により他の会社から親会社株式を承継する場合
 前各号に掲げるもののほか、法務省令で定める場合
 子会社は、相当の時期にその有する親会社株式を処分しなければならない。
 （株主からの承認の請求）
 第二百三十六条 譲渡制限株式の株主は、その有する譲渡制限株式を他人（当該譲渡制限株式を発行した株式会社を除く。）に譲り渡そうとするときは、当該株式会社に對し、当該他人が当該譲渡制限株式を取得することについて承認をするか否かの決定をすることを請求することができる。
 （株式取得者からの承認の請求）
 第二百三十七条 譲渡制限株式を取得した株式取得者は、株式会社に對し、当該譲渡制限株式を取得したことについて承認をするか否かの決定をすることを請求することができる。
 2 前項の規定による請求は、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令で定める場合を除き、その取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人と共同してなければならない。
 （譲渡等承認請求の方法）
 第二百三十八条 次の各号に掲げる請求（以下この条において「譲渡等承認請求」という。）は、当該各号に定める事項を明らかにしてなければならない。
 一 第二百三十六条の規定による請求 次に掲げる事項
 イ 当該請求をする株主が譲り渡そうとする譲渡制限株式の数（種類株式発行会社にあつては、譲渡制限株式の種類及び種類ごとの数）
 ロ イの譲渡制限株式を譲り受ける者の氏名又は名称
 ハ 株式会社が第二百三十六条の承認をしない旨の決定をする場合において、当該株式会

社又は第四百四十条第四項に規定する指定買取人がイの譲渡制限株式を買い取ることを請求するときは、その旨

二 前条第一項の規定による請求 次に掲げる事項

イ 当該請求をする株式取得者の取得した譲渡制限株式の数（種類株式発行会社にあつては、譲渡制限株式の種類及び種類ごとの数）

ロ イの株式取得者の氏名又は名称

ハ 株式会社が前条第一項の承認をしない旨の決定をする場合において、当該株式会社又は第四百四十条第四項に規定する指定買取人がイの譲渡制限株式を買い取ることを請求するときは、その旨

（譲渡等の承認の決定等）

第三百三十九条 株式会社は、第三百三十六条又は第三百三十七条第一項の承認をするか否かの決定をするには、株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）の決議によらなければならない。ただし、定款に別段の定めがある場合は、この限りでない。

2 株式会社は、前項の決定をしたときは、譲渡等承認請求をした者（以下この款において「譲渡等承認請求者」という。）に対し、当該決定の内容を通知しなければならない。

（株式会社又は指定買取人による買取り）

第四百四十条 株式会社は、第三百三十八条第一号ハ又は第二号ハの請求を受けた場合において、第三百三十六条又は第三百三十七条第一項の承認をしない旨の決定をしたときは、当該譲渡等承認請求に係る譲渡制限株式（以下この款において「対象株式」という。）を買い取らなければならない。この場合においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 対象株式を買い取る旨

二 株式会社が買い取る対象株式の数（種類株式発行会社にあつては、対象株式の種類及び種類ごとの数）

2 前項各号に掲げる事項の決定は、株主総会の決議によらなければならない。

3 譲渡等承認請求者は、前項の株主総会において議決権を行使することができない。ただし、当該譲渡等承認請求者以外の株主の全部が同項の株主総会において議決権を行使することができない場合は、この限りでない。

4 第一項の規定にかかわらず、同項に規定する場合には、株式会社は、対象株式の全部又は一

部を買い取る者（以下この款において「指定買取人」という。）を指定することができる。

5 前項の規定による指定は、株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）の決議によらなければならない。ただし、定款に別段の定めがある場合は、この限りでない。

（株式会社による買取りの通知）

第四百四十一条 株式会社は、前条第一項各号に掲げる事項を決定したときは、譲渡等承認請求者に対し、これらの事項を通知しなければならない。

2 株式会社は、前項の規定による通知をしようとするときは、一株当たり純資産額（一株当たりの純資産額として法務省令で定める方法により算定される額をいう。以下同じ。）に前条第一項第二号の対象株式の数を乗じて得た額をその本店の所在地の供託所に供託し、かつ、当該供託を証する書面を譲渡等承認請求者に交付しなければならない。

3 対象株式が株券発行会社の株式である場合には、前項の書面の交付を受けた譲渡等承認請求者は、当該交付を受けた日から一週間以内に、前条第一項第二号の対象株式に係る株券を当該株券発行会社の本店の所在地の供託所に供託しなければならない。この場合においては、当該譲渡等承認請求者は、当該株券発行会社に対し、遅滞なく、当該供託をした旨を通知しなければならない。

4 前項の譲渡等承認請求者が同項の期間内に同項の規定による供託をしなかったときは、株券発行会社は、前条第一項第二号の対象株式の売買契約を解除することができる。

（指定買取人による買取りの通知）

第四百四十二条 指定買取人は、第四百四十条第四項の規定による指定を受けたときは、譲渡等承認請求者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 指定買取人として指定を受けた旨

二 指定買取人が買い取る対象株式の数（種類株式発行会社にあつては、対象株式の種類及び種類ごとの数）

2 指定買取人は、前項の規定による通知をしようとするときは、一株当たり純資産額に同項第二号の対象株式の数を乗じて得た額を株式会社の本店の所在地の供託所に供託し、かつ、当該供託を証する書面を譲渡等承認請求者に交付しなければならない。

3 対象株式が株券発行会社の株式である場合には、前項の書面の交付を受けた譲渡等承認請求者は、当該交付を受けた日から一週間以内に、第一項第二号の対象株式に係る株券を当該株券発行会社の本店の所在地の供託所に供託しなければならない。この場合においては、当該譲渡等承認請求者は、指定買取人に対し、遅滞なく、当該供託をした旨を通知しなければならない。

4 前項の譲渡等承認請求者が同項の期間内に同項の規定による供託をしなかったときは、指定買取人は、第一項第二号の対象株式の売買契約を解除することができる。

（譲渡等承認請求の撤回）

第四百四十三条 第三百三十八条第一号ハ又は第二号ハの請求をした譲渡等承認請求者は、第四百四十一条第一項の規定による通知を受けた後は、株式会社への承諾を得た場合に限り、その請求を撤回することができる。

2 第三百三十八条第一号ハ又は第二号ハの請求をした譲渡等承認請求者は、前条第一項の規定による通知を受けた後は、指定買取人の承諾を得た場合に限り、その請求を撤回することができる。

（売買価格の決定）

第四百四十四条 第四百四十一条の規定による通知があつた場合には、第四百四十条第二項第二号の対象株式の売買価格は、株式会社と譲渡等承認請求者との協議によつて定める。

2 株式会社又は譲渡等承認請求者は、第四百四十一条第一項の規定による通知があつた日から二十日以内に、裁判所に対し、売買価格の決定の申立てをすることができる。

3 裁判所は、前項の決定をするには、譲渡等承認請求の時における株式会社の資産状態その他一切の事情を考慮しなければならない。

4 第一項の規定にかかわらず、第二項の期間内に同項の申立てがあつたときは、当該申立てにより裁判所が定めた額をもつて第四百四十一条第二号の対象株式の売買価格とする。

5 第一項の規定にかかわらず、第二項の期間内に同項の申立てがないとき（当該期間内に第一項の協議が調つた場合を除く。）は、一株当たり純資産額に第四百四十条第一項第二号の対象株式の数を乗じて得た額をもつて当該対象株式の売買価格とする。

6 第四百四十一条第二項の規定による供託をした場合において、第四百四十条第一項第二号の対象

株式の売買価格が確定したときは、株式会社は、供託した金銭に相当する額を限度として、売買代金の全部又は一部を支払つたものとみなす。

7 前各項の規定は、第四百四十二条第一項の規定による通知があつた場合について準用する。この場合において、第一項中「第四百四十条第一項第二号」とあるのは「第四百四十二条第一項第二号」と、「株式会社」とあるのは「指定買取人」と、第二項中「株式会社」とあるのは「指定買取人」と、第四項及び第五項中「第四百四十条第一項第二号」とあるのは「第四百四十二条第一項第二号」と、前項中「第四百四十一条第二項」とあるのは「第四百四十二条第二項」と、「第四百四十条第一項第二号」とあるのは「同条第一項第二号」と、「株式会社」とあるのは「指定買取人」と読み替えるものとする。

（株式会社が承認をしたとみなされる場合）

第四百四十五条 次に掲げる場合には、株式会社は、第三百三十六条又は第三百三十七条第一項の承認をする旨の決定をしたものとみなす。ただし、株式会社と譲渡等承認請求者との合意により別段の定めをしたときは、この限りでない。

一 株式会社が第三百三十六条又は第三百三十七条第一項の規定による請求の日から二週間（これを下回る期間を定款で定めた場合）にあつては、その期間）以内に第三百三十九条第二項の規定による通知をしなかった場合

二 株式会社が第三百三十九条第二項の規定による通知の日から四十日（これを下回る期間を定款で定めた場合）にあつては、その期間）以内に第四百四十一条第一項の規定による通知をしなかった場合（指定買取人が第三百三十九条第二項の規定による通知の日から十日（これを下回る期間を定款で定めた場合）にあつては、その期間）以内に第四百四十二条第一項の規定による通知をした場合を除く。）

三 前二号に掲げる場合のほか、法務省令で定める場合

第三款 株式の質入れ

（株式の質入れ）

第四百四十六条 株主は、その有する株式に質権を設定することができる。

2 株券発行会社の株式の質入れは、当該株式に係る株券を交付しなければならない、その効力を生じない。

(株式の質入れの對抗要件)

第四百七条 株式の質入れは、その質権者の氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載し、又は記録しなければ、株式会社その他の第三者に對抗することができない。

2 前項の規定にかかわらず、株券発行会社の株式の質権者は、継続して当該株式に係る株券を占有しなければ、その質権をもって株券発行会社その他の第三者に對抗することができない。

3 民法第三百六十四条の規定は、株式については、適用しない。

(株主名簿の記載等)

第四百八条 株式に質権を設定した者は、株式会社に對し、次に掲げる事項を株主名簿に記載し、又は記録することを請求することができる。

一 質権者の氏名又は名称及び住所

二 質権の目的である株式

第四百九条 前条各号に掲げる事項が株主名簿に記載され、又は記録された質権者(以下「登録株式質権者」という。)は、株式会社に對し、当該登録株式質権者についての株主名簿に記載され、若しくは記録された同条各号に掲げる事項を記載した書面の交付又は当該事項を記録した電磁的記録の提供を請求することができる。

2 前項の書面には、株式会社の代表取締役(指名委員会等設置会社にあつては、代表執行役、次項において同じ。)が署名し、又は記名押印しなければならない。

3 第一項の電磁的記録には、株式会社の代表取締役が法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

4 前三項の規定は、株券発行会社については、適用しない。

(登録株式質権者に対する通知等)

第五百十条 株式会社が登録株式質権者に対してする通知又は催告は、株主名簿に記載し、又は記録した当該登録株式質権者の住所(当該登録株式質権者が別に通知又は催告を受けた場所又は連絡先を当該株式会社に通知した場合にあつては、その場所又は連絡先)にあてて発すれば足りる。

2 前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。

(株式の質入れの効果)

第五百十一条 株式会社が次に掲げる行為をした場合には、株式を目的とする質権は、当該行為

によつて当該株式の株主が受けることのできる金銭等(金銭その他の財産をいう。以下同じ。)について存在する。

一 第六百六十七条第一項の規定による取得請求権付株式の取得

二 第七十条第一項の規定による取得条項付株式の取得

三 第七十三条第一項の規定による第七十一条第一項に規定する全部取得条項付種類株式の取得

四 株式の併合

五 株式の分割

六 第八十五条に規定する株式無償割当て

七 第二百七十七条に規定する新株予約権無償割当て

八 剰余金の配当

九 残余財産の分配

十 組織変更

十一 合併(合併により当該株式会社が消滅する場合に限る。)

十二 株式交換

十三 株式移転

十四 株式の取得(第一号から第三号までに掲げる行為を除く。)

2 特別支配株主(第七十九条第一項に規定する特別支配株主をいう。第七十四条第三項において同じ。)が株式売渡請求(第七十九条第二項に規定する株式売渡請求をいう。)により売渡株式(第七十九条の二第二項において規定する売渡株式をいう。以下この項において同じ。)の取得をした場合には、売渡株式を目的とする質権は、当該取得によつて当該売渡株式の株主が受けることのできる金銭について存在する。

第五百十二条 株式会社(株券発行会社を除く。以下この条において同じ。)は、前条第一項第一号から第三号までに掲げる行為をした場合(これらの行為に際して当該株式会社が株式を交付する場合に限る。)

又は同項第六号に掲げる行為をした場合において、同項の質権の質権者が登録株式質権者(第二百八条第五項の規定による請求により第七十四条各号に掲げる事項が株主名簿に記載され、又は記録されたものを除く。以下この条において同じ。)であるときは、前条第一項の株主が受けることができる株式について、その質権者の氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載し、又は記録しなければならぬ。

2 株式会社は、株式の併合をした場合において、前条第一項の質権の質権者が登録株式質権者であるときは、併合した株式について、その質権者の氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載し、又は記録しなければならない。

3 株式会社は、株式の分割をした場合において、前条第一項の質権の質権者が登録株式質権者であるときは、分割した株式について、その質権者の氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載し、又は記録しなければならない。

第五百十三条 株券発行会社は、前条第一項に規定する場合には、第七十五条第一項の株主が受ける株式に係る株券を登録株式質権者に引き渡さなければならない。

2 株券発行会社は、前条第二項に規定する場合には、併合した株式に係る株券を登録株式質権者に引き渡さなければならない。

3 株券発行会社は、前条第三項に規定する場合には、分割した株式について新たに発行する株券を登録株式質権者に引き渡さなければならない。

第五百十四条 登録株式質権者は、第七十五条第一項の金銭等(金銭に限る。)

又は同条第二項の債権の弁済に充てることができる。

2 株式会社が次の各号に掲げる行為をした場合において、前項の債権の弁済期が到来していないときは、登録株式質権者は、当該各号に定める者に同項に規定する金銭等に相当する金額を供託させることができる。この場合において、質権は、その供託金について存在する。

一 第七十五条第一項第一号から第六号まで、第八号、第九号又は第十四号に掲げる行為

二 組織変更

第七百四十四条第一項第一号に規定する組織変更後持分会社

三 合併(合併により当該株式会社が消滅する場合に限る。)

第七百四十九条第一項に規定する吸収合併存続会社又は第七百五十三条第一項に規定する新設合併設立会社

四 株式交換

第七百六十七条に規定する株式交換完全親会社

五 株式移転

第七百七十三条第一項第一号に規定する株式移転設立完全親会社

同条第二項の金銭に相当する金額を供託させることができる。この場合において、質権は、その供託金について存在する。

第四款 信託財産に属する株式についての對抗要件等

第五百十四条の二 株式については、当該株式が信託財産に属する旨を株主名簿に記載し、又は記録しなければ、当該株式が信託財産に属することを株式会社その他の第三者に對抗することができない。

2 第二百一十一条第一号の株主は、その有する株式が信託財産に属するときは、株式会社に對し、その旨を株主名簿に記載し、又は記録することを請求することができる。

3 株主名簿に前項の規定による記載又は記録がされた場合における第二百二十二条第一項及び第二百三十二条の規定の適用については、第二百二十二条第一項中「記録された株主名簿記載事項」とあるのは「記録された株主名簿記載事項(当該株主の有する株式が信託財産に属する旨を含む。)」と、第二百三十二条中「株主名簿記載事項」とあるのは「株主名簿記載事項(当該株主の有する株式が信託財産に属する旨を含む。)」とする。

4 前三項の規定は、株券発行会社については、適用しない。

第四節 株式会社による自己の株式の取得

第一款 総則

第五百十五条 株式会社は、次に掲げる場合に限る。当該株式会社の株式を取得することができる。

一 第七十七条第二項第三号イの事由が生じた場合

二 第三百三十八条第一号ハ又は第二号ハの請求があつた場合

三 次条第一項の決議があつた場合

第四百六十六条第一項の規定による請求があつた場合

五 第七百七十一条第一項の決議があつた場合

六 第七百七十六条第一項の規定による請求をした場合

七 第九百九十二条第一項の規定による請求があつた場合

八 第九百九十七条第三項各号に掲げる事項を定めた場合

九 第二百三十四条第四項各号（第二百三十五条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる事項を定めた場合

十 他の会社（外国会社を含む。）の事業の全部を譲り受ける場合において当該他の会社が有する当該株式会社の株式を取得する場合

十一 合併後消滅する会社から当該株式会社の株式を承継する場合

十二 吸収分割をする会社から当該株式会社の株式を承継する場合

十三 前各号に掲げる場合のほか、法務省令で定める場合

第二款 株主との合意による取得

第一目 総則

（株式の取得に関する事項の決定）

第二百五十六条 株式会社が株主との合意により当該株式会社の株式を有償で取得するには、あらかじめ、株主総会の決議によって、次に掲げる事項を定めなければならない。ただし、第三号の期間は、一年を超えることができない。

一 取得する株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）

二 株式を取得するのと引換えに交付する金銭等（当該株式会社の株式等を除く。以下この款において同じ。）の内容及びその総額

三 株式を取得することができる期間

四 前項の規定は、前条第一号及び第二号並びに第四号から第十三号までに掲げる場合には、適用しない。

（取得価格等の決定）

第二百五十七条 株式会社は、前条第一項の規定による決定に従い株式を取得しようとするときは、その都度、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 取得する株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び数）

二 株式一株を取得するのと引換えに交付する金銭等の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法

三 株式を取得するのと引換えに交付する金銭等の総額

四 株式の譲渡しの申込みの期日

2 取締役会設置会社においては、前項各号に掲げる事項の決定は、取締役会の決議によらなければならない。

3 第一項の株式の取得の条件は、同項の規定による決定ごとに、均等に定めなければならない。

（株主に対する通知等）

第一百五十八条 株式会社は、株主（種類株式発行会社にあつては、取得する株式の種類の種類株主）に対し、前条第一項各号に掲げる事項を通知しなければならない。

2 公開会社においては、前項の規定による通知は、公告をもってこれに代えることができる。

（譲渡しの申込み）

第一百五十九条 前条第一項の規定による通知を受けた株主は、その有する株式の譲渡しの申込みをしようとするときは、株式会社に渡し、その申込みに係る株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び数）を明らかにしなければならない。

2 株式会社は、第二百五十七条第四号の期日において、前項の株主が申込みをした株式の譲受けを承諾したものとみなす。ただし、同項の株主が申込みをした株式の総数（以下この項において「申込総数」という。）が同条第一項第一号の数（以下この項において「取得総数」という。）を超えないときは、取得総数を申込総数で除して得た数に前項の株主が申込みをした株式の数（以下この項において「申込総数」という。）を乗じて得た数（その数に満たない端数がある場合にあつては、これを切り捨てるものとする。）の株式の譲受けを承諾したものとみなす。

第二目 特定の株主からの取得

（特定の株主からの取得）

第一百六十条 株式会社は、第二百五十六条第一項各号に掲げる事項の決定に併せて、同項の株主総会の決議によって、第二百五十八条第一項の規定による通知を特定の株主に対して行う旨を定めることができる。

2 株式会社は、前項の規定による決定をしようとするときは、法務省令で定める時までに、株主（種類株式発行会社にあつては、取得する株式の種類の種類株主）に対し、次項の規定による請求をすることができる旨を通知しなければならない。

3 前項の株主は、第一項の特定の株主に自己をも加えたものを同項の株主総会の議案とすることを、法務省令で定める時までに、請求することができる。

4 第一項の特定の株主は、第二百五十六条第一項の株主総会において議決権を行使することができる。ただし、第一項の特定の株主以外の株主の全部が当該株主総会において議決権を行使することができない場合は、この限りでない。

5 第一項の特定の株主を定めた場合における第二百五十八条第一項の規定の適用については、同項中「株主（種類株式発行会社にあつては、取得する株式の種類の種類株主）」とあるのは、「第百六十条第一項の特定の株主」とする。

（市場価格のある株式の取得の特則）

第一百六十一条 前条第二項及び第三項の規定は、取得する株式が市場価格のある株式である場合において、当該株式一株を取得するのと引換えに交付する金銭等の額が当該株式一株の市場価格として法務省令で定める方法により算定されるものを超えないときは、適用しない。

（相続人等からの取得の特則）

第一百六十二条 第百六十条第二項及び第三項の規定は、株式会社が株主の相続人その他の一般承継人からその相続その他の一般承継により取得した当該株式会社の株式を取得する場合に、適用しない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 株式会社が公開会社である場合

二 当該相続人その他の一般承継人が株主総会又は種類株主総会において当該株式について議決権を行使した場合

（子会社からの株式の取得）

第一百六十三条 株式会社がその子会社の有する当該株式会社の株式を取得する場合における第百五十六条第一項の規定の適用については、同項中「株主総会」とあるのは、「株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）」とする。

（特定の株主からの取得に関する定款の定め）

第一百六十四条 株式会社は、株式（種類株式発行会社にあつては、ある種類の株式。次項において同じ。）の取得について第百六十条第一項の規定による決定をするときは同条第二項及び第三項の規定を適用しない旨を定款で定めることができる。

2 株式の発行後に定款を変更して当該株式について前項の規定による定款の定めを設け、又は当該定めについての定款の変更（同項の定款の定めを廃止するものを除く。）をしようとするときは、当該株式を有する株主全員の同意を得なければならない。

第三目 市場取引等による株式の取得

第一百六十五条 第百五十七条から第百六十条までの規定は、株式会社が市場において行う取引又は

は金融商品取引法第二十七条の二第六項に規定する公開買付けの方法（以下この条において「市場取引等」という。）により当該株式会社の株式を取得する場合には、適用しない。

2 取締役会設置会社は、市場取引等により当該株式会社の株式を取得することを取締役会の決議によって定めることができる旨を定款で定めることができる。

3 前項の規定による定款の定めを設けた場合における第百五十六条第一項の規定の適用については、同項中「株主総会」とあるのは、「株主総会（第百六十五条第一項に規定する場合にあつては、株主総会又は取締役会）」とする。

第三款 取得請求権付株式及び取得条項付株式の取得

第一目 取得請求権付株式の取得の請求

（取得の請求）

第一百六十六条 取得請求権付株式の株主は、株式会社に對して、当該株主の有する取得請求権付株式を取得することを請求することができる。ただし、当該取得請求権付株式を取得するのと引換えに第百七条第二項第二号ロからホまでに規定する財産を交付する場合において、これらの財産の帳簿価額が当該請求の日における第百六十一条第二項の分配可能額を超えているときは、この限りでない。

2 前項の規定による請求は、その請求に係る取得請求権付株式の数（種類株式発行会社にあつては、取得請求権付株式の種類及び種類ごとの数）を明らかにしなければならない。

3 株券発行会社の株主がその有する取得請求権付株式については、第一項の規定による請求をしようとするときは、当該取得請求権付株式に係る株券を株券発行会社に提出しなければならない。ただし、当該取得請求権付株式に係る株券が発行されていない場合は、この限りでない。

（効力の発生）

第一百六十七条 株式会社は、前条第一項の規定による請求の日に、その請求に係る取得請求権付株式を取得する。

2 次の各号に掲げる場合には、前条第一項の規定による請求をした株主は、その請求の日に、第百七条第二項第二号（種類株式発行会社にあつては、第百八条第二項第五号）に定める事項についての定めに従い、当該各号に定める者となる。

- 一 第一百七十七条第二項第二号ロに掲げる事項についての定めがある場合 同号ロの社債の社債権者
- 二 第一百七十七条第二項第二号ハに掲げる事項についての定めがある場合 同号ハの新株予約権の新株予約権者
- 三 第一百七十七条第二項第二号ニに掲げる事項についての定めがある場合 同号ニの新株予約権付社債についての社債の社債権者及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者
- 四 第一百七十七条第二項第五号ロに掲げる事項についての定めがある場合 同号ロの他の株式の株主
- 三 前項第四号に掲げる場合において、同号に規定する他の株式の数に一株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。この場合においては、株式会社は、定款に別段の定めがある場合を除き、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額にその端数を乗じて得た額に相当する金銭を前条第一項の規定による請求をした株主に対して交付しなければならない。
- 一 当該株式が市場価格のある株式である場合 当該株式一株の市場価格として法務省令で定める方法により算定される額
- 二 前号に掲げる場合以外の場合 一株当たり純資産額
- 四 前項の規定は、当該株式会社の社債及び新株予約権について端数がある場合について準用する。この場合において、同項第二号中「一株当たり純資産額」とあるのは、「法務省令で定める額」と読み替えるものとする。
- 第二目 取得条項付株式の取得（取得する日の決定）
- 第一百七十八条 第一百七十七条第三号ロに掲げる事項についての定めがある場合には、株式会社は、同号ロの日を株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）の決議によつて定めなければならない。ただし、定款に別段の定めがある場合は、この限りでない。
- 二 第一百七十七条第二項第三号ロの日を定めたときは、株式会社は、取得条項付株式の株主（同号ハに掲げる事項についての定めがある場合にあつては、次条第一項の規定により決定した取得条項付株式の株主）及びその登録株式質権者に對し、当該日の二週間前までに、当該日を通知しなければならない。

- 三 前項の規定による通知は、公告をもつてこれに代えることができる。
- （取得する株式の決定等）
- 第一百六十九条 株式会社は、第一百七十七条第二項第三号ハに掲げる事項についての定めがある場合において、取得条項付株式を取得しようとするときは、その取得する取得条項付株式を決定しなければならない。
- 二 前項の取得条項付株式は、株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）の決議によつて定めなければならない。ただし、定款に別段の定めがある場合は、この限りでない。
- 三 第一項の規定による決定をしたときは、株式会社は、同項の規定により決定した取得条項付株式の株主及びその登録株式質権者に対し、直ちに、当該取得条項付株式を取得する旨を通知しなければならない。
- 四 前項の規定による通知は、公告をもつてこれに代えることができる。
- （効力の発生等）
- 第一百七十条 株式会社は、第一百七十七条第二項第三号イの事由が生じた日（同号ハに掲げる事項についての定めがある場合にあつては、第一号に掲げる日又は第二号に掲げる日のいずれか遅い日。次項及び第五項において同じ。）に、取得条項付株式（同条第二項第三号ハに掲げる事項についての定めがある場合にあつては、前条第一項の規定により決定したもの。次項において同じ。）を取得する。
- 一 第一百七十七条第二項第三号イの事由が生じた日 前条第三項の規定による通知の日又は同条第四項の公告の日から二週間を経過した日
- 二 次各号に掲げる場合には、取得条項付株式の株主（当該株式会社を除く。）は、第一百七十七条第二項第三号イの事由が生じた日に、同条（種類株式発行会社にあつては、第八十八条第二項第六号）に定める事項についての定めに従い、当該各号に定める者となる。
- 一 第一百七十七条第二項第三号ニに掲げる事項についての定めがある場合 同号ニの社債の社債権者
- 二 第一百七十七条第二項第三号ホに掲げる事項についての定めがある場合 同号ホの新株予約権の新株予約権者
- 三 第一百七十七条第二項第三号ヘに掲げる事項についての定めがある場合 同号ヘの新株予約権付社債についての社債の社債権者及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権の新株

- 株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者
- 四 第八十八条第二項第六号ロに掲げる事項についての定めがある場合 同号ロの他の株式の株主
- 三 株式会社は、第一百七十七条第二項第三号イの事由が生じた後、遅滞なく、取得条項付株式の株主及びその登録株式質権者（同号ハに掲げる事項についての定めがある場合にあつては、前条第一項の規定により決定した取得条項付株式の株主及びその登録株式質権者）に対し、当該事由が生じた旨を通知しなければならない。ただし、第八十六条第二項の規定による通知又は同条第三項の公告をしたときは、この限りでない。
- 四 前項本文の規定による通知は、公告をもつてこれに代えることができる。
- 五 前各項の規定は、取得条項付株式を取得するのと引換えに第一百七十七条第二項第三号ニからトまでに規定する財産を交付する場合において、これらの財産の帳簿価額が同号イの事由が生じた日における第四百六十一条第二項の分配可能額を超えているときは、適用しない。
- 第四款 全部取得条項付種類株式の取得（全部取得条項付種類株式の取得に関する決定）
- 第一百七十一条 全部取得条項付種類株式（第八十八条第一項第七号に掲げる事項についての定めがある種類の株式をいう。以下この款において同じ。）を発行した種類株式発行会社は、株主総会の決議によつて、全部取得条項付種類株式の全部を取得することができる。この場合においては、当該株主総会の決議によつて、次に掲げる事項を定めなければならない。
- 一 全部取得条項付種類株式を取得するのと引換えに金銭等を交付するときは、当該金銭等（以下この条において「取得対価」という。）についての次に掲げる事項
- イ 当該取得対価が当該株式会社の株式であるときは、当該株式の種類及び種類ごとの数又はその数の算定方法
- ロ 当該取得対価が当該株式会社の社債（新株予約権付社債についてのものを除く。）であるときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法
- ハ 当該取得対価が当該株式会社の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）であるときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法
- ニ 当該取得対価が当該株式会社の新株予約権付社債であるときは、当該新株予約権付社債についてのロに規定する事項及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権についてのハに規定する事項
- ホ 当該取得対価が当該株式会社の株式等以外の財産であるときは、当該財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法
- 二 前号に規定する場合には、全部取得条項付種類株式の株主に対する取得対価の割当てに関する事項
- 三 株式会社が全部取得条項付種類株式を取得する日（以下この款において「取得日」という。）
- 二 前項第二号に掲げる事項についての定めは、株主（当該株式会社を除く。）の有する全部取得条項付種類株式の数に応じて取得対価を割り当てることを内容とするものでなければならない。
- 三 取締役は、第一項の株主総会において、全部取得条項付種類株式の全部を取得することを必要とする理由を説明しなければならない。
- （全部取得条項付種類株式の取得対価等に関する書面等の備置き及び閲覧等）
- 第一百七十二条 全部取得条項付種類株式を取得する株式会社は、次に掲げる日のいずれか早い日から取得日後六箇月を経過する日までの間、前条第一項各号に掲げる事項その他法務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。
- 一 前条第一項の株主総会の日（二週間前の日）（第二百九十九条第一項の場合にあつては、同項の提案があつた日）
- 二 第一百七十二条第二項の規定による通知の日又は同条第三項の公告の日のいずれか早い日
- 全部取得条項付種類株式を取得する株式会社は、株主は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該株式会社の定めた費用を支払わなければならない。
- 一 前項の書面の閲覧の請求
- 二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

- く。）であるときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法
- ニ 当該取得対価が当該株式会社の新株予約権付社債であるときは、当該新株予約権付社債についてのロに規定する事項及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権についてのハに規定する事項
- ホ 当該取得対価が当該株式会社の株式等以外の財産であるときは、当該財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法
- 二 前号に規定する場合には、全部取得条項付種類株式の株主に対する取得対価の割当てに関する事項
- 三 株式会社が全部取得条項付種類株式を取得する日（以下この款において「取得日」という。）
- 二 前項第二号に掲げる事項についての定めは、株主（当該株式会社を除く。）の有する全部取得条項付種類株式の数に応じて取得対価を割り当てることを内容とするものでなければならない。
- 三 取締役は、第一項の株主総会において、全部取得条項付種類株式の全部を取得することを必要とする理由を説明しなければならない。
- （全部取得条項付種類株式の取得対価等に関する書面等の備置き及び閲覧等）
- 第一百七十二条 全部取得条項付種類株式を取得する株式会社は、次に掲げる日のいずれか早い日から取得日後六箇月を経過する日までの間、前条第一項各号に掲げる事項その他法務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。
- 一 前条第一項の株主総会の日（二週間前の日）（第二百九十九条第一項の場合にあつては、同項の提案があつた日）
- 二 第一百七十二条第二項の規定による通知の日又は同条第三項の公告の日のいずれか早い日
- 全部取得条項付種類株式を取得する株式会社は、株主は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該株式会社の定めた費用を支払わなければならない。
- 一 前項の書面の閲覧の請求
- 二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて株式会社の定められたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求
(全部取得条項付種類株式の取得をやめることの請求)

第一百七十一条の三 第一百七十一条の規定による全部取得条項付種類株式の取得が法令又は定款に違反する場合において、株主が不利益を受けるおそれがあるときは、株主は、株式会社に對し、当該全部取得条項付種類株式の取得をやめることを請求することができる。
(裁判所に対する価格の決定の申立て)

第一百七十二条 第一百七十一条各号に掲げる事項を定めた場合には、次に掲げる株主は、取得日の二十日前の日から取得日の前日までの間に、裁判所に對し、株式会社による全部取得条項付種類株式の取得の価格の決定の申立てをすることができる。

一 当該株主総会に先立つて当該株式会社に對する全部取得条項付種類株式の取得に反對する旨を当該株式会社に對し通知し、かつ、当該株主総会において当該取得に反對した株主(当該株主総会において議決権を行使することのできるものに限る。)

二 当該株主総会において議決権を行使することのできない株主
とがでない株主
株式会社は、取得日の二十日前までに、全部取得条項付種類株式の株主に對し、当該全部取得条項付種類株式の全部を取得する旨を通知しなければならない。

三 前項の規定による通知は、公告をもつてこれに代えることができる。
株式会社は、裁判所の決定した価格に對する取得日後の法定利率による利息をも支払わなければならない。

五 株式会社は、全部取得条項付種類株式の取得の価格の決定があるまでは、株主に對し、当該株式会社がその公正な価格と認める額を支払うことができる。
(効力の発生)

第一百七十三条 株式会社は、取得日に、全部取得条項付種類株式の全部を取得する。

二 次の各号に掲げる場合には、当該株式会社が以外の全部取得条項付種類株式の株主(前条第一

項の申立てをした株主を除く。)は、取得日に、第一百七十一条第一項の株主総会の決議による定めに従い、当該各号に定める者となる。

一 第一百七十一条第一号イに掲げる事項について定めがある場合 同号イの株式の株主
二 第一百七十一条第一号ロに掲げる事項について定めがある場合 同号ロの社債の社債権者
三 第一百七十一条第一号ハに掲げる事項について定めがある場合 同号ハの新株予約権の新株予約権者
四 第一百七十一条第一号ニに掲げる事項について定めがある場合 同号ニの新株予約権付社債についての社債の社債権者及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者
(全部取得条項付種類株式の取得に関する書面の備置き及び閲覧等)

第一百七十三条の二 株式会社は、取得日後遅滞なく、株式会社が取得した全部取得条項付種類株式の数その他の全部取得条項付種類株式の取得に関する事項として法務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

二 株式会社は、取得日から六箇月間、前項の書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。
三 全部取得条項付種類株式を取得した株式会社の株主又は取得日に全部取得条項付種類株式の株主であつた者は、当該株式会社に對して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該株式会社の定め費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求
二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
三 前項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて株式会社の定められたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

第五款 相続人等に対する売渡しの請求
(相続人等に対する売渡しの請求に関する定款の定め)

第一百七十四条 株式会社は、相続その他の一般承継により当該株式会社の株式(譲渡制限株式に限る。)を取得した者に對し、当該株式を当該株式会社に売り渡すことを請求することができる旨を定款で定めることができる。
(売渡しの請求の決定)

第一百七十五条 株式会社は、前条の規定による定款の定めがある場合において、次条第一項の規定による請求をしようとするときは、その都度、株主総会の決議によつて、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 次条第一項の規定による請求をする株式の数(種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数)
二 前号の株式を有する者の氏名又は名称
三 前項第二号の者は、同項の株主総会において議決権を行使することができない。ただし、同号の者以外の株主の全部が当該株主総会において議決権を行使することができない場合は、この限りでない。
(売渡しの請求)

第一百七十六条 株式会社は、前条第一項各号に掲げる事項を定めたときは、同項第二号の者に對し、同項第一号の株式を当該株式会社に売り渡すことを請求することができる。ただし、当該株式会社が相続その他の一般承継があつたことを知った日から一年を経過したときは、この限りでない。

二 前項の規定による請求は、その請求に係る株式の数(種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数)を明らかにしてしなければならない。

三 株式会社は、いつでも、第一項の規定による請求を撤回することができる。
(売買価格の決定)

第一百七十七条 前条第一項の規定による請求があつた場合には、第一百七十五条第一項第一号の株式の売買価格は、株式会社と同項第二号の者との協議によつて定める。

二 株式会社又は第一百七十五条第一項第二号の者は、前条第一項の規定による請求があつた日から二十日以内に、裁判所に對し、売買価格の決定の申立てをすることができる。

三 裁判所は、前項の決定をするには、前条第一項の規定による請求の時ににおける株式会社の状態その他一切の事情を考慮しなければならない。

四 第一項の規定にかかわらず、第二項の期間内に同項の申立てがあつたときは、当該申立てにより裁判所が定めた額をもつて第一百七十五条第一項第一号の株式の売買価格とする。
(当該期間内に第一項の協議が調つた場合を除く。)

五 前条第一項の規定による請求は、その効力を失う。

第六款 株式の消却
株式会社は、自己株式を消却することができる。この場合においては、消却する自己株式の数(種類株式発行会社にあつては、自己株式の種類及び種類ごとの数)を定めなければならない。

二 取締役会設置会社においては、前項後段の規定による決定は、取締役会の決議によらなければならない。

第四節の二 特別支配株主の株式等売渡請求
(株式等売渡請求)

第一百七十九条 株式会社の特別支配株主(株式会社の総株主の議決権の十分の九(これを上回る割合を当該株式会社の定款で定めた場合にあつては、その割合)以上を当該株式会社が以外の者及び当該者が発行済株式の全部を有する株式会社その他これに準ずるものとして法務省令で定める法人(以下この条及び次条第一項において「特別支配株主完全子法人」という。)が有している場合における当該者をいう。以下同じ。)

は、当該株式会社の株主(当該株式会社及び当該特別支配株主を除く。)の全員に對し、その有する当該株式会社の株式の全部を当該特別支配株主に売り渡すことを請求することができる。ただし、特別支配株主完全子法人に對しては、その請求をしないことができる。

二 特別支配株主は、前項の規定による請求(以下この章及び第八百四十六条の二第二項第一号において「株式売渡請求」という。)をするときは、併せて、その株式売渡請求に係る株式を発行している株式会社(以下「対象会社」という。)の新株予約権の新株予約権者(対象会社及び当該特別支配株主を除く。)の全員に對し、その有する対象会社の新株予約権の全部を当該特別支配株主に売り渡すことを請求することができる。ただし、特別支配株主完全子法人に對しては、その請求をしないことができる。

三 特別支配株主は、新株予約権付社債に付された新株予約権について前項の規定による請求(以下「新株予約権売渡請求」という。)をする

より裁判所が定めた額をもつて第一百七十五条第一項第一号の株式の売買価格とする。
第二項の期間内に同項の申立てがないとき(当該期間内に第一項の協議が調つた場合を除く。)

は、前条第一項の規定による請求は、その効力を失う。

第六款 株式の消却
株式会社は、自己株式を消却することができる。この場合においては、消却する自己株式の数(種類株式発行会社にあつては、自己株式の種類及び種類ごとの数)を定めなければならない。

二 取締役会設置会社においては、前項後段の規定による決定は、取締役会の決議によらなければならない。

第四節の二 特別支配株主の株式等売渡請求
(株式等売渡請求)

第一百七十九条 株式会社の特別支配株主(株式会社の総株主の議決権の十分の九(これを上回る割合を当該株式会社の定款で定めた場合にあつては、その割合)以上を当該株式会社が以外の者及び当該者が発行済株式の全部を有する株式会社その他これに準ずるものとして法務省令で定める法人(以下この条及び次条第一項において「特別支配株主完全子法人」という。)が有している場合における当該者をいう。以下同じ。)

ときは、併せて、新株予約権付社債についての社債の全部を当該特別支配株主に売り渡すことを請求しなければならない。ただし、当該新株予約権付社債に付された新株予約権について別段の定めがある場合は、この限りでない。

(株式等売渡請求の方法)

第七十九條の二 株式売渡請求は、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 特別支配株主完全子法人に対して株式売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称

二 株式売渡請求によりその有する対象会社の株式を売り渡す株主（以下「売渡株主」という。）に対して当該株式（以下この章において「売渡株式」という。）の対価として交付する金銭の額又はその算定方法

三 売渡株主に對する前号の金銭の割当てに関する事項

四 株式売渡請求に併せて新株予約権売渡請求（その新株予約権売渡請求に係る新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合における前条第三項の規定による請求を含む。以下同じ。）をするときは、その旨及び次に掲げる事項

イ 特別支配株主完全子法人に対して新株予約権売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称

ロ 新株予約権売渡請求によりその有する対象会社の新株予約権を売り渡す新株予約権者（以下「売渡新株予約権者」という。）

に対して当該新株予約権（当該新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合において、前条第三項の規定による請求をするときは、当該新株予約権付社債について社債を含む。以下この編において「売渡新株予約権」という。）の対価として交付する金銭の額又はその算定方法

ハ 売渡新株予約権者に対する口の金銭の割当てに関する事項

五 特別支配株主が売渡株式（株式売渡請求に併せて新株予約権売渡請求をする場合にあっては、売渡株式及び売渡新株予約権。以下「売渡株式等」という。）を取得する日（以下この節において「取得日」という。）

六 前各号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

2 対象会社が種類株式発行会社である場合には、特別支配株主は、対象会社の発行する種類の株式の内容に応じ、前項第三号に掲げる事項として、同項第二号の金銭の割当てについて売渡株式の種類ごとに異なる取扱いを行う旨及び当該異なる取扱いの内容を定めることができる。

3 第一項第三号に掲げる事項についての定めは、売渡株主の有する売渡株式の数（前項に規定する定めがある場合にあっては、各種類の売渡株式の数）に応じて金銭を交付することを内容とするものでなければならない。

(対象会社の承認)

第七十九條の三 特別支配株主は、株式売渡請求（株式売渡請求に併せて新株予約権売渡請求をする場合にあつては、株式売渡請求及び新株予約権売渡請求。以下「株式等売渡請求」という。）をしようとするときは、対象会社に対し、その旨及び前条第一項各号に掲げる事項を通知し、その承認を受けなければならない。

2 対象会社は、特別支配株主が株式売渡請求に併せて新株予約権売渡請求をしようとするときは、新株予約権売渡請求のみを承認することとはできない。

3 取締役会設置会社が第一項の承認をするか否かの決定をするには、取締役会の決議によらなければならない。

4 対象会社は、第一項の承認をするか否かの決定をしたときは、特別支配株主に對し、当該決定の内容を通知しなければならない。

(売渡株主等に対する通知等)

第七十九條の四 対象会社は、前条第一項の承認をしたときは、取得日の二十日前までに、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める事項を通知しなければならない。

一 売渡株主（特別支配株主が株式売渡請求に併せて新株予約権売渡請求をする場合にあっては、売渡株主及び売渡新株予約権者。以下この節において「売渡株主等」という。）

該承認をした旨、特別支配株主の氏名又は名称及び住所、第七十九條の二第一項第一号から第五号までに掲げる事項その他法務省令で定める事項

二 売渡株式の登録株式質権者（特別支配株主が株式売渡請求に併せて新株予約権売渡請求をする場合にあつては、売渡株式の登録株式質権者及び売渡新株予約権の登録新株予約権

質権者（第二百七十九條第一項に規定する登録新株予約権質権者をいう。） 当該承認をした旨

2 前項の規定による通知（売渡株主に對してするものを除く。）は、公告をもつてこれに代えることができる。

3 対象会社が第一項の規定による通知又は前項の公告をしたときは、特別支配株主から売渡株主等に対し、株式等売渡請求がされたものとみなす。

4 第一項の規定による通知又は第二項の公告の費用は、特別支配株主の負担とする。

(株式等売渡請求に関する書面等の備置き及び閲覧等)

第七十九條の五 対象会社は、前条第一項第一号の規定による通知の日又は同条第二項の公告の日のいずれか早い日から取得日後六箇月（対象会社が公開会社でない場合にあっては、取得日後一年）を経過する日まで、次に掲げる事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。

一 特別支配株主の氏名又は名称及び住所
二 第七十九條の二第一項各号に掲げる事項
三 第七十九條の三第一項の承認をした旨
四 前各号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

2 売渡株主等は、対象会社に対して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該対象会社の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
三 前項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて対象会社の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

(株式等売渡請求の撤回)

第七十九條の六 特別支配株主は、第七十九條の三第一項の承認を受けた後は、取得日の前日までに対象会社の承諾を得た場合に限り、売渡株式等の全部について株式等売渡請求を撤回することができる。

2 取締役会設置会社が前項の承諾をするか否かの決定をするには、取締役会の決議によらなければならない。

3 対象会社は、第一項の承諾をするか否かの決定をしたときは、特別支配株主に對し、当該決定の内容を通知しなければならない。

4 対象会社は、第一項の承諾をしたときは、遅滞なく、売渡株主等に対し、当該承諾をした旨を通知しなければならない。

5 前項の規定による通知は、公告をもつてこれに代えることができる。

6 対象会社が第四項の規定による通知又は前項の公告をしたときは、株式等売渡請求は、売渡株式等の全部について撤回されたものとみなす。

7 第四項の規定による通知又は第五項の公告の費用は、特別支配株主の負担とする。

8 前各項の規定は、新株予約権売渡請求のみを撤回する場合について準用する。この場合において、第四項中「売渡株主等」とあるのは、「売渡新株予約権者」と読み替えるものとする。

(売渡株式等の取得をやめることの請求)

第七十九條の七 次に掲げる場合において、売渡株主が不利益を受けるおそれがあるときは、売渡株主は、特別支配株主に對し、株式等売渡請求に係る売渡株式等の全部の取得をやめることを請求することができる。

一 株式売渡請求が法令に違反する場合

二 対象会社が第七十九條の四第一項第一号（売渡株主に對する通知に係る部分に限る。）又は第七十九條の五の規定に違反した場合

三 第七十九條の二第二項第二号又は第三号に掲げる事項が対象会社の財産の状況その他の事情に照らして著しく不当である場合

2 次に掲げる場合において、売渡新株予約権者が不利益を受けるおそれがあるときは、売渡新株予約権者は、特別支配株主に對し、株式等売渡請求に係る売渡株式等の全部の取得をやめることを請求することができる。

一 新株予約権売渡請求が法令に違反する場合

二 対象会社が第七十九條の四第一項第一号（売渡新株予約権者に対する通知に係る部分に限る。）又は第七十九條の五の規定に違反した場合

三 第七十九條の二第二項第四号ロ又はハに掲げる事項が対象会社の財産の状況その他の事情に照らして著しく不当である場合

(売買価格の決定の申立て)

第七十九條の八 株式等売渡請求があつた場合には、売渡株主等は、取得日の二十日前の日か

ら取得日の前日までの間に、裁判所に対し、その有する売渡株式等の売買価格の決定の申立てをすることができる。

2 特別支配株主は、裁判所の決定した売買価格に対する取得日後の法定利率による利息をも支払わなければならない。

3 特別支配株主は、売渡株式等の売買価格の決定があるまでは、売渡株主等に対し、当該特別支配株主が公正な売買価格と認める額を支払うことができる。

(売渡株式等の取得)

第七十九条の九 株式等売渡請求をした特別支配株主は、取得日に、売渡株式等の全部を取得する。

2 前項の規定により特別支配株主が取得した売渡株式等が譲渡制限株式又は譲渡制限新株予約権(第二百四十三条第二項第二号に規定する譲渡制限新株予約権をいう。)であるときは、対象会社は、当該特別支配株主が当該売渡株式等を取得したことについて、第三百三十七条第一項又は第二百六十三条第一項の承認をする旨の決定をしたものとみなす。

(売渡株式等の取得に関する書面等の備置き及び閲覧等)

第七十九条の十 対象会社は、取得日後遅滞なく、株式等売渡請求により特別支配株主が取得した売渡株式等の数その他の株式等売渡請求に係る売渡株式等の取得に関する事項として法務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

2 対象会社は、取得日から六箇月間(対象会社が公開会社でない場合にあつては、取得日から一年間)、前項の書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。

3 取得日に売渡株主等であつた者は、対象会社に対して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該対象会社の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求
二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
三 前項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて対象会社の定めたものにより

提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

第五節 株式の併合等

第一款 株式の併合

(株式の併合)

第八十条 株式会社は、株式の併合をすることができる。

2 株式会社は、株式の併合をしようとするときは、その都度、株主総会の決議によつて、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 併合の割合
二 株式の併合がその効力を生ずる日(以下この款において「効力発生日」という。)

三 株式会社が種類株式発行会社である場合には、併合する株式の種類

四 効力発生日における発行可能株式総数
前項第四号の発行可能株式総数は、効力発生日における発行済株式の総数の四倍を超えることができない。ただし、株式会社が公開会社でない場合は、この限りでない。

4 取締役は、第二項の株主総会において、株式の併合をすることを必要とする理由を説明しなければならない。

(株主に対する通知等)

第八十一条 株式会社は、効力発生日の二週間前までに、株主(種類株式発行会社にあつては、前条第二項第三号の種類の種類株主。以下この款において同じ。)及びその登録株式質権者に対し、同項各号に掲げる事項を通知しなければならない。

2 前項の規定による通知は、公告をもつてこれに代えることができる。

(効力の発生)

第八十二条 株主は、効力発生日に、その日の前日に有する株式(種類株式発行会社にあつては、第八十条第二項第三号の種類の株式。以下この項において同じ。)の数に同条第二項第一号の割合を乗じて得た数の株式の株主となる。

2 株式の併合をした株式会社は、効力発生日に、第八十条第二項第四号に掲げる事項について定めに従い、当該事項に係る定款の変更をしたものとみなす。

(株式の併合に関する事項に関する書面等の備置き及び閲覧等)

第八十二条の二 株式の併合(単元株式数(種類株式発行会社にあつては、第八十条第二項

第三号の種類の株式の単元株式数。以下この項において同じ。)を定款で定めている場合にあっては、当該単元株式数に同条第二項第一号の割合を乗じて得た数に満たない端数が生ずるものに限り。以下この款において同じ。)をする株式会社は、次に掲げる日のいずれか早い日から効力発生日後六箇月を経過する日までの間、同項各号に掲げる事項その他法務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。

一 第八十条第二項の株主総会(株式の併合をするために種類株主総会の決議を要する場合にあつては、当該種類株主総会を含む。第八十二条の四第二項において同じ。)の日
二 二週間前(第三十九条第一項の場合にあつては、同項の提案があつた日)

二 第八十二条の四第三項の規定により読み替えて適用する第八十一条第一項の規定による株主に対する通知の日又は第八十一条第二項の公告の日のいずれか早い日

2 株式の併合をする株式会社の株主は、当該株式会社に対して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該株式会社の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求
二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
三 前項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて株式会社の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

(株式の併合をやめることの請求)

第八十二条の三 株式の併合が法令又は定款に違反する場合において、株主が不利益を受けるおそれがあるときは、株主は、株式会社に対し、当該株式の併合をやめることを請求することができる。

(反対株主の株式買取請求)

第八十二条の四 株式会社が株式の併合をすることにより株式の数に一株に満たない端数が生ずる場合には、反対株主は、当該株式会社に対し、自己の有する株式のうち一株に満たない端

数となるものの全部を公正な価格で買い取ることが請求することができる。

2 前項に規定する「反対株主」とは、次に掲げる株主をいう。

一 第八十条第二項の株主総会に先立って当該株式の併合に反対する旨を当該株式会社に対し通知し、かつ、当該株主総会において当該株式の併合に反対した株主(当該株主総会において議決権を行使することができるものに限る。)

二 当該株主総会において議決権を行使することができない株主

3 株式会社が株式の併合をする場合における株主に対する通知については、第八十一条第一項の規定の適用については、同項中「二週間」とあるのは、「二十日」とする。

4 第一項の規定による請求(以下この款において「株式買取請求」という。)は、効力発生日の二十日前の日から効力発生日の前日までの間に、その株式買取請求に係る株式の数(種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数)を明らかにしてしなければならない。

5 株券が発行されている株式については株式買取請求をしようとするときは、当該株式の株主は、株式会社に対し、当該株式に係る株券を提出しなければならない。ただし、当該株券について第二百二十三条の規定による請求をした者については、この限りでない。

6 株式買取請求をした株主は、株式会社の承諾を得た場合に限り、その株式買取請求を撤回することができる。

7 第三百三十三条の規定は、株式買取請求に係る株式については、適用しない。

(株式の価格の決定等)

第八十二条の五 株式買取請求があつた場合において、株式の価格の決定について、株主と株式会社との間に協議が調つたときは、株式会社は、効力発生日から六十日以内にその支払をしなければならない。

2 株式の価格の決定について、効力発生日から三十日以内に協議が調わないときは、株主又は株式会社は、その期間の満了の日後三十日以内に、裁判所に対し、価格の決定の申立てをすることができる。

3 前条第六項の規定にかかわらず、前項に規定する場合において、効力発生日から六十日以内に同項の申立てがないときは、その期間の満了

後は、株主は、いつでも、株式買取請求を撤回することができる。

4 株式会社は、裁判所の決定した価格に対する第一項の期間の満了の日後の法定利率による利息をも支払わなければならない。

5 株式会社は、株式の価格の決定があるまでは、株主に対し、当該株式会社が公正な価格と認める額を支払うことができる。

6 株式買取請求に係る株式の買取りは、効力発生日に、その効力を生ずる。

7 株券発行会社は、株券が発行されている株式について株式買取請求があったときは、株券と引換えに、その株式買取請求に係る株式の代金を支払わなければならない。

(株式の併合に関する書面等の備置き及び閲覧等)

第百八十二条の六 株式の併合をした株式会社は、効力発生日後遅滞なく、株式の併合が効力を生じた時における発行済株式（種類株式発行会社にあつては、第百八十条第二項第三号の種類の発行済株式）の総数その他の株式の併合に関する事項として法務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

2 株式会社は、効力発生日から六箇月間、前項の書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。

3 株式の併合をした株式会社の株主又は効力発生日に当該株式会社の株主であつた者は、当該株式会社に對して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該株式会社の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて株式会社の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

第二款 株式の分割

第百八十三条 株式会社は、株式の分割をすることができる。

2 株式会社は、株式の分割をしようとするときは、その都度、株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）の決議によつて、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 株式の分割により増加する株式の総数の株式の分割前の発行済株式（種類株式発行会社にあつては、第三号の種類の発行済株式）の総数に対する割合及び当該株式の分割に係る基準日

二 株式の分割がその効力を生ずる日

三 株式会社が種類株式発行会社である場合には、分割する株式の種類

(効力の発生等)

第百八十四条 基準日において株主名簿に記載され、又は記録されている株主（種類株式発行会社にあつては、基準日において株主名簿に記載され、又は記録されている前条第二項第三号の種類の種類の株主）は、同項第二号の日に、基準日に有する株式（種類株式発行会社にあつては、同項第三号の種類の株式。以下この項において同じ。）の数に同条第二項第一号の割合を乗じて得た数の株式を取得する。

2 株式会社（現に二以上の種類の株式を発行しているものを除く。）は、第四百六十六条の規定にかかわらず、株主総会の決議によらないで、前条第二項第二号の日における発行可能株式総数をその日の前日の発行可能株式総数に同項第一号の割合を乗じて得た数の範囲内で増加する定款の変更をすることができる。

第三款 株式無償割当て

(株式無償割当て)

第百八十五条 株式会社は、株主（種類株式発行会社にあつては、ある種類の種類の株主）に對して新たに払込みをさせないで当該株式会社の株式の割当て（以下この款において「株式無償割当て」という。）をすることができる。

第百八十六条 株式会社は、株式無償割当てをしようとするときは、その都度、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 株主に割り当てる株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法

二 当該株式無償割当てがその効力を生ずる日

三 株式会社が種類株式発行会社である場合には、当該株式無償割当てを受ける株主の有する株式の種類

2 前項第一号に掲げる事項についての定めは、当該株式会社以外の株主（種類の種類の株主）の有する株式（種類の種類の株式）にあつては、同項第三号の種類の株式）の数に應じて同項第一号の株式を割り当てることを内容とするものでなければならない。

3 第一項各号に掲げる事項の決定は、株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）の決議によらなければならない。ただし、定款に別段の定めがある場合は、この限りでない。

(株式無償割当ての効力の発生等)

第百八十七条 前条第一項第一号の株式の割当てを受けた株主は、同項第二号の日に、同項第一号の株式の株主となる。

2 株式会社は、前条第二号の日後遅滞なく、株主（種類の種類の株主）及びその登録株式質権者に対し、当該株主が割当てを受けた株式の数（種類の種類の株式）に對しては、株式の種類及び種類ごとの数）を通知しなければならない。

第六節 単元株式数

第一款 総則

(単元株式数)

第百八十八条 株式会社は、その発行する株式について、一定の数の株式をもって株主が株主総会又は種類株主総会において一個の議決権を行使することができる一単元の株式とする旨を定款で定めることができる。

2 前項の一定の数は、法務省令で定める数を超えることはできない。

3 種類株式発行会社においては、単元株式数は、株式の種類ごとに定めなければならない。

第百八十九条 単元株式数に満たない数の株式（以下「単元未満株式」という。）を有する株主（以下「単元未満株主」という。）は、その有する単元未満株式について、株主総会及び種類株主総会において議決権を行使することができる。

2 株式会社は、単元未満株主が当該単元未満株式について次に掲げる権利以外の権利の全部又は一部を行使することができる旨を定款で定めることができる。

一 第百七十一条第一項第一号に規定する取得対価の交付を受ける権利

二 株式会社に由る取得条項付株式の取得と引換えに金銭等の交付を受ける権利

三 第百八十五条に規定する株式無償割当てを受ける権利

四 第百九十二条第一項の規定により単元未満株式を買い取ることを請求する権利

五 残余財産の分配を受ける権利

六 前各号に掲げるもののほか、法務省令で定める権利

3 株券発行会社は、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる旨を定款で定めることができる。

(理由の開示)

第百九十条 単元株式数を定める場合には、取締役は、当該単元株式数を定める定款の変更を目的とする株主総会において、当該単元株式数を定めることを必要とする理由を説明しなければならない。

(定款変更手続の特則)

第百九十一条 株式会社は、次のいずれにも該当する場合には、第四百六十六条の規定にかかわらず、株主総会の決議によらないで、単元株式数（種類の種類の株式）にあつては、各種の株式の単元株式数。以下この条において同じ。）を増加し、又は単元株式数についての定款の定めを設ける定款の変更をすることができる。

一 株式の分割と同時に単元株式数を増加し、又は単元株式数についての定款の定めを設けるものであること。

二 イに掲げる数がロに掲げる数を下回るものでないこと。

イ 当該定款の変更後において各株主がそれぞれ有する株式の数を単元株式数で除して得た数

ロ 当該定款の変更前において各株主がそれぞれ有する株式の数（単元株式数を定めている場合にあっては、当該株式の数を単元株式数で除して得た数）

第二款 単元未満株主の買取請求

第百九十二条 単元未満株主は、株式会社に對し、自己の有する単元未満株式を買い取ること請求することができる。

2 前項の規定による請求は、その請求に係る単元未満株式の数（種類の種類の株式）にあつては、単元未満株式の種類及び種類ごとの数）を明らかにしてしなければならない。

3 第一項の規定による請求をした単元未満株主は、株式会社の承諾を得た場合に限り、当該請求を撤回することができる。

(単元未満株式の価格の決定)

第百九十三条 前条第一項の規定による請求があった場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額をもって当該請求に係る単元未満株式の価格とする。

一 当該単元未満株式が市場価格のある株式である場合 当該単元未満株式の市場価格として法務省令で定める方法により算定される額

二 前号に掲げる場合以外の場合 株式会社と前条第一項の規定による請求をした単元未満株主との協議によつて定める額

2 前項第二号に掲げる場合には、前条第一項の規定による請求をした単元未満株主又は株式会社は、当該請求をした日から二十日以内に、裁判所に対し、価格の決定の申立てをすることができる。

3 裁判所は、前項の決定をするには、前条第一項の規定による請求の時ににおける株式会社の資産状態その他一切の事情を考慮しなければならない。

4 第一項の規定にかかわらず、第二項の期間内に同項の申立てがあつたときは、当該申立てにより裁判所が定めた額をもって当該単元未満株式の価格とする。

5 第一項の規定にかかわらず、同項第二号に掲げる場合において、第二項の期間内に同項の申立てがないとき(当該期間内に第一項第二号の協議が調つた場合を除く。)は、一株当たり純資産額に前条第一項の規定による請求に係る単元未満株式の数を乗じて得た額をもって当該単元未満株式の価格とする。

6 前条第一項の規定による請求に係る株式の買取りは、当該株式の代金の支払の時に、その効力を生ずる。

7 株券発行会社は、株券が発行されている株式につき前条第一項の規定による請求があつたときは、株券と引換えに、その請求に係る株式の代金を支払わなければならない。

第三款 単元未満株主の売渡請求

第百九十四条 株式会社は、単元未満株主が当該株式会社に對して単元未満株式売渡請求(単元未満株主が有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を当該単元未満株主に売り渡すことを請求することをいう。以下この

条において同じ。)をすることができる旨を定款で定めることができる。

2 単元未満株式売渡請求は、当該単元未満株主に売り渡す単元未満株式の数(種類株式発行会社にあつては、単元未満株式の種類及び種類ごとの数)を明らかにしてしなければならない。

3 単元未満株式売渡請求を受けた株式会社は、当該単元未満株式売渡請求を受けた時に前項の単元未満株式の数に相当する数の株式を有しない場合を除き、自己株式を当該単元未満株主に売り渡さなければならない。

4 第百九十二条第三項及び前条第一項から第六項までの規定は、単元未満株式売渡請求について準用する。

第四款 単元株式数の変更等

第百九十五条 株式会社は、第四百六十六条の規定にかかわらず、取締役の決定(取締役会設置会社にあつては、取締役会の決議)によつて、定款を変更して単元株式数を減少し、又は単元株式数についての定款の定めを廃止することができる。

2 前項の規定により定款の変更をした場合には、株式会社は、当該定款の変更の効力が生じた日以後遅滞なく、その株主(種類株式発行会社にあつては、同項の規定により単元株式数を変更した種類の種類株主)に対し、当該定款の変更をした旨を通知しなければならない。

3 前項の規定による通知は、公告をもってこれに代えることができる。

第七節 株主に対する通知の省略等

(株主に対する通知の省略)

第百九十六条 株式会社は、株主に対してする通知又は催告が五年以上継続して到達しない場合には、株式会社は、当該株主に対する通知又は催告をすることを要しない。

2 前項の場合には、同項の株主に対する株式会社の義務の履行を行う場所は、株式会社の住所地とする。

3 前二項の規定は、登録株式質権者について準用する。

(株式の競売)

第百九十七条 株式会社は、次のいずれにも該当する株式を競売し、かつ、その代金をその株式の株主に交付することができる。

一 その株式の株主に対して前条第一項又は第百九十四条第二項の規定により通知及び催告をすることを要しないもの

二 その株式の株主が継続して五年間剰余金の配当を受領しなかったもの

2 株式会社は、前項の規定による競売に代えて、市場価格のある同項の株式については市場価格として法務省令で定める方法により算定される額をもって、市場価格のない同項の株式については裁判所の許可を得て競売以外の方法により、これを売却することができる。この場合において、当該許可の申立ては、取締役が二人以上あるときは、その全員の同意によつてしなければならない。

3 株式会社は、前項の規定により売却する株式の全部又は一部を買い取ることができる。この場合においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 買い取る株式の数(種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数)

二 前号の株式の買取りをするのと引換えに交付する金銭の総額

4 取締役会設置会社においては、前項各号に掲げる事項の決定は、取締役会の決議によらなければならない。

5 第一項及び第二項の規定にかかわらず、登録株式質権者がある場合には、当該登録株式質権者が次のいずれにも該当する者であるときに限り、株式会社は、第一項の規定による競売又は第二項の規定による売却をすることができる。

一 前条第三項において準用する同条第一項の規定により通知又は催告をすることを要しない者

二 継続して五年間第百五十四条第一項の規定により受領することができる剰余金の配当を受領しなかった者

(利害関係人の異議)

第百九十八条 前条第一項の規定による競売又は同条第二項の規定による売却をする場合には、株式会社は、同条第一項の株式の株主その他の利害関係人が一定の期間内に異議を述べることができる旨その他法務省令で定める事項を公告し、かつ、当該株式の株主及びその登録株式質権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、当該期間は、三箇月を下ることができない。

2 第百二十六条第一項及び第百五十条第一項の規定にかかわらず、前項の規定による催告は、株主名簿に記載し、又は記録した当該株主及び登録株式質権者の住所(当該株主又は登録株式

質権者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を当該株式会社に通知した場合にあつては、その場所又は連絡先を含む。)にあてて発しなければならない。

3 第百二十六条第三項及び第四項の規定にかかわらず、株式が二以上の者の共有に属するときは、第一項の規定による催告は、共有者に対し、株主名簿に記載し、又は記録した住所(当該共有者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を当該株式会社に通知した場合にあつては、その場所又は連絡先を含む。)にあてて発しなければならない。

4 第百九十六条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定は、第一項の規定による催告については、適用しない。

5 第一項の規定による公告をした場合(前条第一項の株式に係る株券が発行されている場合に限る。)において、第一項の期間内に利害関係人が異議を述べなかったときは、当該株式に係る株券は、当該期間の末日に無効となる。

第八節 募集株式の発行等

第一款 募集事項の決定等

(募集事項の決定)

第百九十九条 株式会社は、その発行する株式又はその処分する自己株式を引き受ける者の募集をしようとするときは、その都度、募集株式(当該募集に応じたこれらの株式の引受けの申込みをした者に対して割り当てる株式をいう。以下この節において同じ。)について次に掲げる事項を定めなければならない。

一 募集株式の数(種類株式発行会社にあつては、募集株式の種類及び数。以下この節において同じ。)

二 募集株式の払込金額(募集株式一株と引換えに払い込む金銭又は給付する金銭以外の財産の額をいう。以下この節において同じ。)

三 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額

四 募集株式と引換えにする金銭の払込み又は前号の財産の給付の期日又はその期間

五 株式を発行するときは、増加する資本金及び資本準備金に関する事項

2 前項各号に掲げる事項(以下この節において「募集事項」という。)の決定は、株主総会の決議によらなければならない。

3 第一項第二号の払込金額が募集株式を引き受ける者に特に有利な金額である場合には、取締

役は、前項の株主総会において、当該払込金額でその者の募集をすることを必要とする理由を説明しなければならない。

4 種類株式発行会社において、第一項第一号の募集株式の種類が譲渡制限株式であるときは、当該種類の株式に関する募集事項の決定は、当該種類の株式を引き受ける者の募集について当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定めがある場合を除き、当該種類株主総会の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができない種類株主が存しない場合は、この限りでない。

5 募集事項は、第一項の募集ごとに、均等に定めなければならない。

(募集事項の決定の委任)

第二百条 前条第二項及び第四項の規定にかかわらず、株主総会においては、その決議によって、募集事項の決定を取締役（取締役会設置会社にあつては、取締役会）に委任することができる。この場合においては、その委任に基づいて募集事項の決定をすることができない募集株式の数の上限及び払込金額の下限を定めなければならない。

2 前項の払込金額の下限が募集株式を引き受ける者に特に有利な金額である場合には、取締役は、同項の株主総会において、当該払込金額でその者の募集をすることを必要とする理由を説明しなければならない。

3 第一項の決議は、前条第一項第四号の期日（同号の期間を定めた場合にあつては、その期間の末日）が当該決議の日から一年以内の日である同項の募集についてののみその効力を有する。

4 種類株式発行会社において、第一項の募集株式の種類が譲渡制限株式であるときは、当該種類の株式に関する募集事項の決定の委任は、当該種類の株式について前条第四項の定款の定めがある場合を除き、当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができない種類株主が存しない場合は、この限りでない。

(公開会社における募集事項の決定の特則)

第二百一条 第九十九条第三項に規定する場合を除き、公開会社における同条第二項の規定の適用については、同項中「株主総会」とあるのは、「取締役会」とする。この場合においては、前条の規定は、適用しない。

2 前項の規定により読み替えて適用する第九十九条第二項の取締役会の決議によって募集事項を定める場合においては、市場価格のある株式を引き受ける者の募集をするときは、同条第一項第二号に掲げる事項に代えて、公正な価額による払込みを実現するために適当な払込金額の決定の方法を定めることができる。

3 公開会社は、第一項の規定により読み替えて適用する第九十九条第二項の取締役会の決議によって募集事項を定めたときは、同条第一項第四号の期日（同号の期間を定めた場合にあつては、その期間の初日）の二週間前までに、株主に対し、当該募集事項（前項の規定により払込金額の決定の方法を定めた場合にあつては、その方法を含む。以下この節において同じ。）を通知しなければならない。

4 前項の規定による通知は、公告をもってこれに代えることができる。

5 第三項の規定は、株式会社が集集事項について同項に規定する期日の二週間前までに金融商品取引法第四条第一項から第三項までの届出をしていない場合その他の株主の保護に欠けるおそれがないものとして法務省令で定める場合には、適用しない。

(株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合)

第二百二条 株式会社は、第九十九条第一項の募集において、株主に株式の割当てを受ける権利を与えることができる。この場合においては、募集事項のほか、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 株主に対し、次条第二項の申込みをするこ

号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法によって定めなければならない。

一 当該募集事項及び第一項各号に掲げる事項を取締役の決定によって定めることができる旨の定款の定めがある場合（株式会社が取締役会設置会社である場合を除く。） 取締役の決定

二 当該募集事項及び第一項各号に掲げる事項を取締役会の決議によって定めることができる旨の定款の定めがある場合（次号に掲げる場合を除く。） 取締役会の決議

三 株式会社が公開会社である場合 取締役会の決議

四 前三号に掲げる場合以外の場合 株主総会の決議

4 株式会社は、第一項各号に掲げる事項を定めた場合には、同項第二号の期日の二週間前までに、同項第一号の株主（当該株式会社を除く。）に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 募集事項

二 当該株主が割当てを受ける募集株式の数

三 第一項第二号の期日

5 第九十九条第二項から第四項まで及び前二条の規定は、第一項から第三項までの規定により株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合には、適用しない。

(取締役の報酬等に係る募集事項の決定の特則)

第二百二条の二 金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式を発行している株式会社は、定款又は株主総会の決議による第三百六十一条第一項第三号に掲げる事項についての定めに従いその発行する株式又はその処分する自己株式を引き受ける者の募集をするときは、第九十九条第一項第二号及び第四号に掲げる事項を定めることを要しない。この場合において、当該株式会社は、募集株式について次に掲げる事項を定めなければならない。

一 取締役の報酬等（第三百六十一条第一項に規定する報酬等をいう。第二百三十六条第三項第一号において同じ。）として当該募集に係る株式の発行又は自己株式の処分をするものであり、募集株式と引換えにする金銭の払込み又は第九十九条第一項第三号の財産の給付を要しない旨

二 募集株式を割り当てる日（以下この節において「割当日」という。）

2 前項各号に掲げる事項を定めた場合における第九十九条第二項の規定の適用については、同項中「前項各号」とあるのは、「前項各号（第二号及び第四号を除く。）及び第二百二条の二第一項各号」とする。この場合においては、第二百二条及び前条の規定は、適用しない。

3 指名委員会等設置会社における第一項の規定の適用については、同項中「定款又は株主総会の決議による第三百六十一条第一項第三号に掲げる事項についての定め」とあるのは「報酬委員会による第四百九条第三項第三号に定める事項についての決定」と、「取締役」とあるのは「執行役又は取締役」とする。

第二款 募集株式の割当て

(募集株式の申込み)

第二百三条 株式会社は、第九十九条第一項の募集に応じて募集株式の引受けの申込みをしようとする者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 株式会社の商号

二 募集事項

三 金銭の払込みをすべきときは、払込みの取扱いの場所

四 前三号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

2 第九十九条第一項の募集に応じて募集株式の引受けの申込みをする者は、次に掲げる事項を記載した書面を株式会社に交付しなければならない。

一 申込みをする者の氏名又は名称及び住所

二 引き受けようとする募集株式の数

3 前項の申込みをする者は、同項の書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、株式会社の承諾を得て、同項の書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該申込みをした者は、同項の書面を交付したものとみなす。

4 第一項の規定は、株式会社が同項各号に掲げる事項を記載した金融商品取引法第二条第十項に規定する目論見書を第一項の申込みをしようとする者に対して交付している場合その他募集株式の引受けの申込みをしようとする者の保護に欠けるおそれがないものとして法務省令で定める場合には、適用しない。

5 株式会社は、第一項各号に掲げる事項について変更があったときは、直ちに、その旨及び当該変更があった事項を第二項の申込みをした者

(以下この款において「申込者」という。)に通知しなければならない。

6 株式会社が発行者が申込者に対してする通知又は催告は、第二項第一号の住所(当該申込者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を当該株式会社に通知した場合にあっては、その場所又は連絡先)に於て発すれば足りる。

7 前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

(募集株式の割当て)

2 募集株式が譲渡制限株式である場合には、前項の規定による決定は、株主総会(取締役会設置会社にあつては、取締役会)の決議によらなければならない。ただし、定款に別段の定めがある場合は、この限りでない。

3 株式会社は、第百九十九条第一項第四号の期日(同号の期間を定めた場合にあっては、その期間の初日)の前日までに、申込者に対し、当該申込者に割り当てる募集株式の数を通知しなければならない。

4 第二十二条の規定により株主に株式の割当てを受ける権利を与えた場合において、株主が同条第一項第二号の期日までに前条第二項の申込みをしないときは、当該株主は、募集株式の割当てを受ける権利を失う。

(募集株式の申込み及び割当てに関する特則)

2 募集株式の申込み及び割当ては、募集株式を引き受けようとする者がその総数の引受けを行う契約を締結する場合には、適用しない。

3 前項に規定する場合において、募集株式が譲渡制限株式であるときは、株式会社は、株主総会(取締役会設置会社にあつては、取締役会)の決議によつて、同項の契約の承認を受けなければならない。ただし、定款に別段の定めがある場合は、この限りでない。

4 前項に規定する場合において、募集株式が譲渡制限株式であるときは、株式会社は、株主総会(取締役会設置会社にあつては、取締役会)の決議によつて、同項の契約の承認を受けなければならない。ただし、定款に別段の定めがある場合は、この限りでない。

5 前項に規定する場合において、募集株式が譲渡制限株式であるときは、株式会社は、株主総会(取締役会設置会社にあつては、取締役会)の決議によつて、同項の契約の承認を受けなければならない。ただし、定款に別段の定めがある場合は、この限りでない。

6 前項に規定する場合において、募集株式が譲渡制限株式であるときは、株式会社は、株主総会(取締役会設置会社にあつては、取締役会)の決議によつて、同項の契約の承認を受けなければならない。ただし、定款に別段の定めがある場合は、この限りでない。

7 前項に規定する場合において、募集株式が譲渡制限株式であるときは、株式会社は、株主総会(取締役会設置会社にあつては、取締役会)の決議によつて、同項の契約の承認を受けなければならない。ただし、定款に別段の定めがある場合は、この限りでない。

外の場合は、第二十三条第二項の申込みをし、又は第一項の契約を締結することができない。

4 前項に規定する場合における前条第三項並びに第二十六六条の二第一項、第三項及び第四項の規定の適用については、前条第三項及び第二十六六条の二第一項中「第百九十九条第一項第四号の期日(同号の期間を定めた場合にあっては、その期間の初日)」とあり、同条第三項中「同項に規定する期日」とあり、並びに同条第四項中「第一項に規定する期日」とあるのは、「割当日」とする。

5 指名委員会等設置会社における第三項の規定の適用については、同項中「定款又は株主総会の決議による第三百六十一條第一項第三号に掲げる事項についての定め」とあるのは「報酬委員会による第四百九条第三項第三号に定める事項についての決定」と、「取締役」とあるのは「執行役又は取締役」とする。

(募集株式の引受け)

2 募集株式の引受けは、次各号に掲げる者は、当該各号に定める募集株式の数について募集株式の引受人となる。

一 申込者 株式会社の割り当てた募集株式の数

二 前条第一項の契約により募集株式の総数を引き受けた者 その者が引き受けた募集株式の数

(公開会社における募集株式の割当て等の特則)

2 前条第一項の契約により募集株式の総数を引き受けた者 その者が引き受けた募集株式の数

3 前条第一項の契約により募集株式の総数を引き受けた者 その者が引き受けた募集株式の数

4 前条第一項の契約により募集株式の総数を引き受けた者 その者が引き受けた募集株式の数

5 前条第一項の契約により募集株式の総数を引き受けた者 その者が引き受けた募集株式の数

2 前項の規定による通知は、公告をもってこれに代えることができる。

3 第一項の規定にかかわらず、株式会社が同項の事項について同項に規定する期日の二週間前までに金融商品取引法第四條第一項から第三項までの届出をしている場合その他の株主の保護に欠けるおそれがないものとして法務省令で定める場合には、第一項の規定による通知は、することを要しない。

4 総株主(この項の株主総会において議決権を行使することができない株主を除く。)の議決権の十分の一(これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合)以上の議決権を有する株主が第一項の規定による通知又は第二項の公告の日(前項の場合にあっては、法務省令で定める日)から二週間以内に特定引受人(その子会社等を含む。以下この項において同じ。)による募集株式の引受けに反対する旨を公開会社に対し通知したときは、当該公開会社は、第一項に規定する期日の前日までに、株主総会の決議によつて、当該特定引受人に対する募集株式の割当て又は当該特定引受人との間の第二十五條第一項の契約の承認を受けなければならない。ただし、当該公開会社の財産の状況が著しく悪化している場合において、当該公開会社の事業の継続のため緊急の必要があるときは、この限りでない。

5 第三十九條第一項の規定にかかわらず、前項の株主総会の決議は、議決権を行使することができない株主の議決権の過半数(三分の一以上の割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上)を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数(これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上)をもって行わなければならない。

6 第三十九條第一項の規定にかかわらず、前項の株主総会の決議は、議決権を行使することができない株主の議決権の過半数(三分の一以上の割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上)を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数(これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上)をもって行わなければならない。

7 第三十九條第一項の規定にかかわらず、前項の株主総会の決議は、議決権を行使することができない株主の議決権の過半数(三分の一以上の割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上)を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数(これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上)をもって行わなければならない。

8 第三十九條第一項の規定にかかわらず、前項の株主総会の決議は、議決権を行使することができない株主の議決権の過半数(三分の一以上の割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上)を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数(これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上)をもって行わなければならない。

9 第三十九條第一項の規定にかかわらず、前項の株主総会の決議は、議決権を行使することができない株主の議決権の過半数(三分の一以上の割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上)を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数(これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上)をもって行わなければならない。

4 第二項の検査役は、必要な調査を行い、当該調査の結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録(法務省令で定めるものに限る。)を裁判所に提供して報告をしなければならない。

5 裁判所は、前項の報告について、その内容を明瞭にし、又はその根拠を確認するため必要があると認めるときは、第二項の検査役に対し、更に前項の報告を求めることができる。

6 第二項の検査役は、第四項の報告をしたときは、株式会社に対し、同項の書面の写しを交付し、又は同項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により提供しなければならない。

7 裁判所は、第四項の報告を受けた場合において、現物出資財産について定められた第百九十九條第一項第三号の価額(第二項の検査役の調査を経ないものを除く。)を不当と認めたときは、これを変更する決定をしなければならない。

8 募集株式の引受人(現物出資財産を給付する者に限る。以下この条において同じ。)は、前項の決定により現物出資財産の価額の全部又は一部が変更された場合には、当該決定の確定後一週間以内に限り、その募集株式の引受けの申込み又は第二十五條第一項の契約に係る意思表示を取り消すことができる。

9 前各項の規定は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める事項については、適用しない。

一 募集株式の引受人に割り当てる株式の総数が発行済株式の総数の十分の一を超えない場合 当該募集株式の引受人が給付する現物出資財産の価額

二 現物出資財産について定められた第百九十九條第一項第三号の価額の総額が五百万円を超えない場合 当該現物出資財産の価額

三 現物出資財産のうち、市場価格のある有価証券について定められた第百九十九條第一項第三号の価額が当該有価証券の市場価格として法務省令で定める方法により算定されるものを超えない場合 当該有価証券についての現物出資財産の価額

四 現物出資財産について定められた第百九十九條第一項第三号の価額が相当であることについて弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人の証明(現物出資

財産が不動産である場合にあつては、当該証明及び不動産鑑定士の鑑定評価。以下この号において同じ。を受けた場合、当該証明を受けた現物出資財産の価額

五 現物出資財産が株式会社に対する金銭債権（弁済期が到来しているものに限る。）であつて、当該金銭債権について定められた第九十九条第一項第三号の価額が当該金銭債権に係る負債の帳簿価額を超えない場合、当該金銭債権については、現物出資財産の価額次に掲げる者は、前項第四号に規定する証明をすることができない。

一 取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又は支配人その他の使用人

二 募集株式の引受人

三 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者

四 弁護士法人、弁護士・外国法事務弁護士共同法人、監査法人又は税理士法人であつて、その社員の半数以上が第一号又は第二号に掲げる者のいずれかに該当するもの

第四款 出資の履行等

（出資の履行）
第二百八条 募集株式の引受人（現物出資財産を給付する者を除く。）は、第九十九条第一項第四号の期日又は同号の期間内に、株式会社が定めた銀行等の払込みの取扱いの場所において、それぞれの募集株式の払込金額の全額を払い込まなければならない。

2 募集株式の引受人（現物出資財産を給付する者に限る。）は、第九十九条第一項第四号の期日又は同号の期間内に、それぞれの募集株式の払込金額の全額に相当する現物出資財産を給付しなければならない。

3 募集株式の引受人は、第一項の規定による払込み又は前項の規定による給付（以下この款において「出資の履行」という。）をする債務と株式会社に対する債権とを相殺することができない。

4 出資の履行をすることにより募集株式の株主となる権利の譲渡は、株式会社に対抗することができない。

5 募集株式の引受人は、出資の履行をしないときは、当該出資の履行をすることにより募集株式の株主となる権利を失う。

（株主となる時期等）

第二百九条 募集株式の引受人は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める日に、出資の履行をした募集株式の株主となる。

一 第九十九条第一項第四号の期日を定めた場合、当該期日

二 第九十九条第一項第四号の期間を定めた場合、出資の履行をした日

2 募集株式の引受人は、第二百三条の第二項各号に掲げる場合には、当該各号に定める支払若しくは給付又は第二百三条の第三項の規定による支払がされた後でなければ、出資の履行を仮装した募集株式について、株主の権利を行使することができない。

3 前項の募集株式を譲り受けた者は、当該募集株式についての株主の権利を行使することができない。ただし、その者に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

4 第一項の規定にかかわらず、第二百二条の第二項後段の規定による同項各号に掲げる事項についての定めがある場合には、募集株式の引受人は、割当日に、その引き受けた募集株式の株主となる。

第五款 募集株式の発行等をやめることと請求

第二百十条 次に掲げる場合において、株主が不利益を受けるおそれがあるときは、株主は、株式会社に対し、第九十九条第一項の募集に係る株式の発行又は自己株式の処分をやめることを請求することができる。

一 当該株式の発行又は自己株式の処分が法令又は定款に違反する場合

二 当該株式の発行又は自己株式の処分が著しく不公正な方法により行われる場合

第六款 募集に係る責任等

（引受けの無効又は取消しの制限）
第二百十一条 民法第九十三条第一項ただし書及び第九十四条第一項の規定は、募集株式の引受けの申込み及び割当て並びに第二百五条第一項の契約に係る意思表示については、適用しない。

2 募集株式の引受人は、第二百九条第一項の規定により株主となった日から一年を経過した後又はその株式について権利を行使した後は、錯誤、詐欺又は強迫を理由として募集株式の引受けの取消しをすることができない。

（不公正な払込金額で株式を引き受けた者等の責任）
第二百十二条 募集株式の引受人は、次の各号に掲げる場合には、株式会社に対し、当該各号に定める額を支払い義務を負う。

一 取締役（指名委員会等設置会社にあつては、取締役又は執行役）と通じて著しく不公正な払込金額で募集株式を引き受けた場合、当該払込金額と当該募集株式の公正な価額との差額に相当する金額

二 第二百九条第一項の規定により募集株式の株主となった時におけるその給付した現物出資財産の価額がこれについて定められた第九十九条第一項第三号の価額に著しく不足する場合、当該不足額

2 前項第二号に掲げる場合において、現物出資財産を給付した募集株式の引受人が当該現物出資財産の価額がこれについて定められた第九十九条第一項第三号の価額に著しく不足することにつき善意でかつ重大な過失がないときは、募集株式の引受けの申込み又は第二百五条第一項の契約に係る意思表示を取り消すことができる。

（出資された財産等の価額が不足する場合の取締役等の責任）
第二百十三条 前条第二項第二号に掲げる場合には、次に掲げる者（以下この条において「取締役等」という。）は、株式会社に対し、同号に定める額を支払い義務を負う。

一 当該募集株式の引受人の募集に関する職務を行った業務執行取締役（指名委員会等設置会社にあつては、執行役。以下この号において同じ。）その他当該業務執行取締役の行う業務の執行に職務上関与した者として法務省令で定めるもの

二 現物出資財産の価額の決定に関する株主総会の決議があつたときは、当該株主総会に議案を提案した取締役として法務省令で定めるもの

三 現物出資財産の価額の決定に関する取締役会の決議があつたときは、当該取締役会に議案を提案した取締役（指名委員会等設置会社にあつては、執行役）として法務省令で定めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、取締役等は、現物出資財産について同項の義務を負わない。

一 現物出資財産の価額について第二百七条第二項の検査役の調査を経た場合

二 当該取締役等がその職務を行うについて注意を怠らなかつたことを証明した場合

3 第一項に規定する場合には、第二百七条第九項第四号に規定する証明をした者（以下この条

において「証明者」という。）は、株式会社に對し前条第二号に定める額を支払う義務を負う。ただし、当該証明者が当該証明をするについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

4 募集株式の引受人がその給付した現物出資財産についての前条第二号に定める額を支払う義務を負う場合において、次の各号に掲げる者が当該現物出資財産について当該各号に定める義務を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

一 取締役等

二 証明者

（出資の履行を仮装した募集株式の引受人の責任）
第二百十三条の二 募集株式の引受人は、次の各号に掲げる場合には、株式会社に對し、当該各号に定める行為をする義務を負う。

一 第二百八条第一項の規定による払込みを仮装した場合、払込みを仮装した払込金額の全額の支払

二 第二百八条第二項の規定による給付を仮装した場合、給付を仮装した現物出資財産の給付（株式会社が出資の履行を仮装した現物出資財産の価額に相当する金銭の支払を請求した場合にあつては、当該金銭の全額の支払）
2 前項の規定により募集株式の引受人の負う義務は、総株主の同意がなければ、免除することができない。

（出資の履行を仮装した場合の取締役等の責任）
第二百十三条の三 前条第一項各号に掲げる場合には、募集株式の引受人が出資の履行を仮装することに関与した取締役（指名委員会等設置会社にあつては、執行役を含む。）として法務省令で定める者は、株式会社に對し、当該各号に規定する支払をする義務を負う。ただし、その者（当該出資の履行を仮装したものを除く。）がその職務を行うについて注意を怠らなかつたことを証明した場合は、この限りでない。

2 募集株式の引受人が前条第一項各号に規定する支払をする義務を負う場合において、前項に規定する者が同項の義務を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

第九節 株券

第一款 総則

（株券を発行する旨の定款の定め）
第二百十四条 株式会社は、その株式（種類株式発行会社にあつては、全部の種類株式）に係

る株券を発行する旨を定款で定めることができる。

(株券の発行)

第二百十五條 株券発行会社は、株式を発行した日以後遅滞なく、当該株式に係る株券を発行しなければならない。

2 株券発行会社は、株式の併合をしたときは、第八十條第二項第二号の日以後遅滞なく、併合した株式に係る株券を発行しなければならない。

3 株券発行会社は、株式の分割をしたときは、第八十三條第二項第二号の日以後遅滞なく、分割した株式に係る株券（既に発行されているものを除く。）を発行しなければならない。

4 前三項の規定にかかわらず、公開会社でない株券発行会社は、株主から請求がある時まで、これらの規定の株券を発行しないことができる。

(株券の記載事項)

第二百十六條 株券には、次に掲げる事項及びその番号を記載し、株券発行会社の代表取締役（指名委員会等設置会社にあつては、代表執行役）がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

- 一 株券発行会社の商号
- 二 当該株券に係る株式の数
- 三 譲渡による当該株券に係る株式の取得について株式会社の承認を要することを定めたときは、その旨
- 四 種類株式発行会社にあつては、当該株券に係る株式の種類及びその内容

(株券不所持の申出)

第二百十七條 株券発行会社の株主は、当該株券発行会社に対し、当該株主の有する株式に係る株券の所持を希望しない旨を申し出ることができる。

2 前項の規定による申出は、その申出に係る株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）を明らかにしてしなければならない。この場合において、当該株式に係る株券が発行されているときは、当該株主は、当該株券を株券発行会社に提出しなければならない。

3 第一項の規定による申出を受けた株券発行会社は、遅滞なく、前項前段の株式に係る株券を発行しない旨を株主名簿に記載し、又は記録しなければならない。

4 株券発行会社は、前項の規定による記載又は記録をしたときは、第二項前段の株式に係る株券を発行することができない。

5 第二項後段の規定により提出された株券は、第三項の規定による記載又は記録をした時において、無効となる。

6 第一項の規定による申出をした株主は、いつでも、株券発行会社に対し、第二項前段の株式に係る株券を発行することを請求することができる。この場合において、第二項後段の規定により提出された株券があるときは、株券の発行に要する費用は、当該株主の負担とする。

(株券を発行する旨の定款の定めを廃止)

第二百十八條 株券発行会社は、その株式（種類株式発行会社にあつては、全部の種類株式）に係る株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款の変更をしようとするときは、当該定款の変更の効力が生ずる日の二週間前までに、次に掲げる事項を公告し、かつ、株主及び登録株式質権者には、各別にこれを通知しなければならない。

- 一 その株式（種類株式発行会社にあつては、全部の種類株式）に係る株券を発行する旨の定款の定めを廃止する旨
- 二 定款の変更がその効力を生ずる日
- 三 前号の日において当該株式会社の株券は無効となる旨

2 株券発行会社の株式に係る株券は、前項第二号の日に無効となる。

3 第一項の規定にかかわらず、株式の全部について株券を発行していない株券発行会社がその株式（種類株式発行会社にあつては、全部の種類株式）に係る株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款の変更をしようとする場合には、同項第二号の日の二週間前までに、株主及び登録株式質権者に対し、同項第一号及び第二号に掲げる事項を通知すれば足りる。

4 前項の規定による通知は、公告をもってこれに代えることができる。

5 第一項に規定する場合には、株式の質権者（登録株式質権者を除く。）は、同項第二号の日の前日までに、株券発行会社に対し、第四百十八條各号に掲げる事項を株主名簿に記載し、又は記録することを請求することができる。

第二款 株券の提出等

(株券の提出に関する公告等)

第二百十九條 株券発行会社は、次の各号に掲げる行為をする場合には、当該行為の効力が生ずる日（第四号の二に掲げる行為をする場合にあつては、第四百七十九條の二第一項第五号に規定する取得日。以下この条において「株券提出日」という。）までに当該株券発行会社に対し、当該各号に定める株式に係る株券を提出しなければならない旨を株券提出日の一箇月前までに、公告し、かつ、当該株式の株主及びその登録株式質権者には、各別にこれを通知しなければならない。ただし、当該株式の全部について株券を発行していない場合は、この限りでない。

一 第七百七十一條第一項に規定する全部取得条項付種類株式の取得 当該全部取得条項付種類株式

二 取得条項付株式の取得 当該取得条項付株式

四 取得条項付株式の取得 当該取得条項付株式

五 組織変更 全部の株式

六 合併（合併により当該株式会社が消滅する場合に限る。） 全部の株式

七 株式交換 全部の株式

八 株式移転 全部の株式

2 株券発行会社が次の各号に掲げる行為をする場合において、株券提出日までに当該株券発行会社に対して株券を提出しない者があるときは、当該各号に定める者は、当該株券の提出があるまでの間、当該行為（第二号に掲げる行為をする場合にあつては、株式売渡請求に係る売渡株式の取得）によって当該株式に係る株式の株主が受けることのできる金銭等の交付を拒むことができる。

- 一 前項第一号から第四号までに掲げる行為
- 二 当該株券発行会社
- 三 組織変更 第七百四十四條第一項第一号に規定する組織変更後持分会社
- 四 合併（合併により当該株式会社が消滅する場合に限る。） 第七百四十九條第一項に規定する吸収合併存続会社又は第七百五十三條第一項に規定する新設合併設立会社

五 株式交換 第七百六十七條に規定する株式交換完全親会社

六 株式移転 第七百七十三條第一項第一号に規定する株式移転設立完全親会社

3 第一項各号に定める株式に係る株券は、株券提出日に無効となる。

4 第一項第四号の二の規定による公告及び通知の費用は、特別支配株主の負担とする。

(株券の提出をすることができない場合)

第二百二十條 前条第一項各号に掲げる行為をした場合において、株券を提出することができない者があるときは、株券発行会社は、その者の請求により、利害関係人に対し異議があれば一定の期間内にこれを述べることができる旨を公告することができる。ただし、当該期間は、三箇月を下ることができない。

2 株券発行会社が前項の規定による公告をした場合において、同項の期間内に利害関係人が異議を述べなかつたときは、前条第二項各号に定める者は、前項の請求をした者に対し、同条第二項の金銭等を交付することができる。

3 第一項の規定による公告の費用は、同項の請求をした者の負担とする。

第三款 株券喪失登録

(株券喪失登録簿)

第二百二十一條 株券発行会社（株式会社がその株式（種類株式発行会社にあつては、全部の種類株式）に係る株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款の変更をした日の翌日から起算して一年を経過していない場合における当該株式会社を含む。以下この款（第二百二十三條、第二百二十七條及び第二百二十八條第二項を除く。）において同じ。）は、株券喪失登録簿を作成し、これに次に掲げる事項（以下この款において「株券喪失登録簿記載事項」という。）を記載し、又は記録しなければならない。

- 一 第二百二十三條の規定による請求に係る株券（第二百二十八條第二項又は第二百二十九條第三項の規定により無効となつた株券及び株式の発行又は自己株式の処分の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合における当該株式に係る株券を含む。以下この款（第二百二十八條を除く。）において同じ。）の番号

二 前号の株券を喪失した者の氏名又は名称及び住所

三 第一号の株券に係る株式の株主又は登録株式質権者として株主名簿に記載され、又は記録されている者（以下この款において「名義人」という。）の氏名又は名称及び住所

四 第一号の株券につき前三号に掲げる事項を記載し、又は記録した日（以下この款において「株券喪失登録日」という。）

（株券喪失登録簿に関する事務の委託）

第二百二十二条 株券発行会社における第二百二十三条の規定の適用については、同条中「株主名簿」とあるのは「株主名簿及び株券喪失登録簿」と、「株主名簿」とあるのは「株主名簿及び株券喪失登録簿」とする。

（株券喪失登録の請求）

第二百二十三条 株券を喪失した者は、法務省令で定めるところにより、株券発行会社に対し、当該株券についての株券喪失登録簿記載事項を株券喪失登録簿に記載し、又は記録すること（以下「株券喪失登録」という。）を請求することができる。

（名義人等に対する通知）

第二百二十四条 株券発行会社が前条の規定による請求に応じて株券喪失登録をした場合において、当該請求に係る株券を喪失した者として株券喪失登録簿に記載され、又は記録された者（以下この款において「株券喪失登録者」という。）が当該株券に係る株式の名義人でないときは、株券発行会社は、遅滞なく、当該名義人に對し、当該株券について株券喪失登録をした旨並びに第二百二十一条第一号、第二号及び第四号に掲げる事項を通知しなければならない。

2 株式についての権利を行使するために株券が株券発行会社に提出された場合において、当該株券について株券喪失登録がされているときは、株券発行会社は、遅滞なく、当該株券を提出した者に対し、当該株券について株券喪失登録がされている旨を通知しなければならない。

（株券を所持する者による抹消の申請）

第二百二十五条 株券喪失登録がされた株券を所持する者（その株券についての株券喪失登録者を除く。）は、法務省令で定めるところにより、株券発行会社に対し、当該株券喪失登録の抹消を申請することができる。ただし、株券喪失登録日の翌日から起算して一年を経過したときは、この限りでない。

2 前項の規定による申請をしようとする者は、株券発行会社に対し、同項の株券を提出しなければならない。

3 第一項の規定による申請を受けた株券発行会社は、遅滞なく、同項の株券喪失登録者に対し、同項の規定による申請をした者の氏名又は名称及び住所並びに同項の株券の番号を通知しなければならない。

4 株券発行会社は、前項の規定による通知の日から二週間を経過した日に、第二項の規定により提出された株券に係る株券喪失登録を抹消しなければならない。この場合においては、株券発行会社は、当該株券を第一項の規定による申請をした者に返還しなければならない。

（株券喪失登録者による抹消の申請）

第二百二十六条 株券喪失登録者は、法務省令で定めるところにより、株券発行会社に対し、株券喪失登録（その株式（種類株式発行会社にあつては、全部の種類株式）に係る株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款の変更をした場合にあつては、前条第二項の規定により提出された株券についての株券喪失登録を除く。）の抹消を申請することができる。

2 前項の規定による申請を受けた株券発行会社は、当該申請を受けた日に、当該申請に係る株券喪失登録を抹消しなければならない。

（株券を発行する旨の定款の定めを廃止した場合における株券喪失登録の抹消）

第二百二十七条 その株式（種類株式発行会社にあつては、全部の種類株式）に係る株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款の変更をする場合には、株券発行会社は、当該定款の変更の効力が生ずる日に、株券喪失登録（当該株券喪失登録がされた株券に係る株式の名義人が株券喪失登録者であるものに限り、第二百二十五条第二項の規定により提出された株券についてのものを除く。）を抹消しなければならない。

（株券の無効）

第二百二十八条 株券喪失登録（抹消されたものを除く。）がされた株券は、株券喪失登録日の翌日から起算して一年を経過した日に無効となる。

2 前項の規定により株券が無効となった場合には、株券発行会社は、当該株券についての株券喪失登録者に対し、株券を再発行しなければならない。

（異議催告手続との関係）

第二百二十九条 株券喪失登録者が第二百二十条第一項の請求をした場合には、株券発行会社

は、同項の期間の末日が株券喪失登録日の翌日から起算して一年を経過する日前に到来するときに限り、同項の規定による公告をすることができる。

2 株券発行会社が第二百二十条第一項の規定による公告をするときは、当該株券発行会社は、当該公告をした日に、当該公告に係る株券についての株券喪失登録を抹消しなければならない。

（株券喪失登録の効力）

第二百三十条 株券発行会社は、次に掲げる日のいずれか早い日（以下この条において「登録抹消日」という。）までの間は、株券喪失登録がされた株券に係る株式を取得した者の氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載し、又は記録することができる。ただし、

一 当該株券喪失登録が抹消された日
二 株券喪失登録日の翌日から起算して一年を経過した日
三 株券発行会社は、登録抹消日後でなければ、株券喪失登録がされた株券を再発行することができる。

2 株券喪失登録者が株券喪失登録をした株券に係る株式の名義人でないときは、当該株式の株主は、登録抹消日までの間は、株主総会又は種類株主総会において議決権を行使することができる。

3 株券喪失登録がされた株券に係る株式については、第九十七条第一項の規定による競売又は同条第二項の規定による売却をすることができない。

4 株券喪失登録がされた株券に係る株式については、第九十七条第一項の規定による競売又は同条第二項の規定による売却をすることができない。

（株券喪失登録簿の備置き及び閲覧等）

第二百三十一条 株券発行会社は、株券喪失登録簿をその本店（株主名簿管理人がある場合にあつては、その営業所）に備え置かなければならない。

2 何人も、株券発行会社の営業時間内は、いつでも、株券喪失登録簿（利害関係がある部分に限る。）について、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしなければならない。

一 株券喪失登録簿が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
二 株券喪失登録簿が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

（株券喪失登録者に対する通知等）

第二百三十二条 株券発行会社は、株券喪失登録者に対してする通知又は催告は、株券喪失登録簿に記載し、又は記録した当該株券喪失登録者の住所（当該株券喪失登録者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を株券発行会社に通知した場合にあつては、その場所又は連絡先）にあてて発すれば足りる。

2 前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。

（適用除外）

第二百三十三条 非訟事件手続法第四編の規定は、株券については、適用しない。

第十節 雑則

（一に満たない端数の処理）

第二百三十四条 次の各号に掲げる行為に際して当該各号に定める者に当該株式会社の株式を交付する場合において、その者に交付しななければならない当該株式会社の株式の数に一株に満たない端数があるときは、その端数の合計数（その合計数に一に満たない端数がある場合にあっては、これを切り捨てたものとする。）に相当する数の株式を競売し、かつ、その端数に応じたその競売により得られた代金を当該者に交付しなければならない。

一 第一百七十条第一項の規定による株式の取得
二 当該株式会社の株主
三 第二百七十五条第一項の規定による新株予約権の取得
四 第二百三十六条第一項第七号イの新株予約権の新株予約権者
五 合併（合併により当該株式会社が存続する場合に限る。）合併後消滅する会社の株主又は社員
六 合併契約に基づく設立時発行株式の発行
七 合併後消滅する会社の株主又は社員
八 株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得
九 株式交換をする株式会社の株主
十 株式移転計画に基づく設立時発行株式の発行
十一 株式移転をする株式会社の株主
十二 株式交付
十三 株式交付親会社（第七百七十四条の三第一項第一号に規定する株式交付親会社をいう。）に株式交付に際して株式交付子

会社（同号に規定する株式交付子会社をいう。）の株式又は新株予約権等（同項第七号に規定する新株予約権等をいう。）を譲り渡した者

2 株式会社は、前項の規定による競売に代えて、市場価格のある同項の株式については市場価格として法務省令で定める方法により算定される額をもって、市場価格のない同項の株式については裁判所の許可を得て競売以外の方法により、これを売却することができる。この場合において、当該許可の申立ては、取締役が二人以上あるときは、その全員の同意によつてしなければならない。

3 前項の規定により第一項の株式を売却した場合における同項の規定の適用については、同項中「競売により」とあるのは、「売却により」とする。

4 株式会社は、第二項の規定により売却する株式の全部又は一部を買い取ることができる。この場合においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 買い取る株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）
二 前号の株式の買取りをするのと引換えに交付する金銭の総額

5 取締役会設置会社においては、前項各号に掲げる事項の決定は、取締役会の決議によらなければならない。

6 第一項から第四項までの規定は、第一項各号に掲げる行為に際して当該各号に定める者に当該株式会社の社債又は新株予約権を交付するときに準用する。

第二百三十五条 株式会社が株式の分割又は株式の併合をすることにより株式の数に一株に満たない端数が生ずるときは、その端数の合計数（その合計数に満たない端数が生ずる場合にあつては、これを切り捨てるものとする。）に相当する数の株式を競売し、かつ、その端数に応じたその競売により得られた代金を株主に交付しなければならない。

2 前条第二項から第五項までの規定は、前項の場合について準用する。

第三章 新株予約権

第一節 総則

（新株予約権の内容）

第二百三十六條 株式会社が新株予約権を発行するときは、次に掲げる事項を当該新株予約権の内容としなければならない。

一 当該新株予約権の目的である株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法

二 当該新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

三 金銭以外の財産を当該新株予約権の行使に際してする出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額

四 当該新株予約権を行使することができる期間

五 当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

六 譲渡による当該新株予約権の取得について当該株式会社の承認を要することとするときは、その旨

七 当該新株予約権について、当該株式会社が一定の事由が生じたことを条件としてこれを取得することができることとするときは、次に掲げる事項

イ 一定の事由が生じた日に当該株式会社がその新株予約権を取得する旨及びその事由
ロ 当該株式会社が別に定める日が到来することをもつてイの事由とするときは、その旨

ハ イの事由が生じた日にイの新株予約権の一部を取得することとするときは、その旨及び取得する新株予約権の一部の決定の方法

ニ イの新株予約権を取得するのと引換えに当該新株予約権の新株予約権者に対して当該株式会社の株式を交付するときは、当該株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその算定方法

ホ イの新株予約権を取得するのと引換えに当該新株予約権の新株予約権者に対して当該株式会社の社債（新株予約権付社債についてのもをを除く。）を交付するときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

ヘ イの新株予約権を取得するのと引換えに当該新株予約権の新株予約権者に対して当該株式会社の他の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）を交付するときは、当該他の新株予約権の内容及び数又はその算定方法

ト イの新株予約権を取得するのと引換えに当該新株予約権の新株予約権者に対して当該株式会社の新株予約権付社債を交付するときは、当該新株予約権付社債についてのホに規定する事項及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権についてのへに規定する事項

チ イの新株予約権を取得するのと引換えに当該新株予約権の新株予約権者に対して当該株式会社の株式等以外の財産を交付するときは、当該財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法

八 当該株式会社が次のイからホまでに掲げる行為をする場合において、当該新株予約権の新株予約権者に当該イからホまでに定める株式会社の新株予約権を交付することとするときは、その旨及びその条件

イ 合併（合併により当該株式会社が消滅する場合に限る。）合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

ロ 吸収分割 吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社

ハ 新設分割 新設分割により設立する株式会社

ニ 株式交換 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

ホ 株式移転 株式移転により設立する株式会社

九 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に一株に満たない端数がある場合において、これを切り捨てるものとするときは、その旨

十 当該新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）に係る新株予約権証券を発行することとするときは、その旨

十一 前号に規定する場合において、新株予約権者が第二百九十条の規定による請求の全部又は一部をすることができることとするときは、その旨

十二 新株予約権付社債に付された新株予約権の数は、当該新株予約権付社債についての社債の金額ごとに、均等に定めなければならない。

13 金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式を発行している株式会社は、定款又は株主総会の決議による第三百六十一条第一項第四号又は第五号ロに

掲げる事項についての定めに従い新株予約権を発行するときは、第一項第二号に掲げる事項を当該新株予約権の内容とすることを要しない。この場合において、当該株式会社は、次に掲げる事項を当該新株予約権の内容としなければならない。

一 取締役の報酬等として又は取締役の報酬等をもつてする払込みと引換えに当該新株予約権を発行するものであり、当該新株予約権の行使に際してする金銭の払込み又は第一項第三号の財産の給付を要しない旨

二 定款又は株主総会の決議による第三百六十一条第一項第四号又は第五号ロに掲げる事項についての定めに係る取締役（取締役であつた者を含む。）以外の者は、当該新株予約権を行使することができない旨

4 指名委員会等設置会社における前項の規定の適用については、同項中「定款又は株主総会の決議による第三百六十一条第一項第四号又は第五号ロに掲げる事項についての定め」とあるのは「報酬委員会による第四百九条第三項第四号又は第五号ロに定める事項についての決定」と、同項第一号中「取締役」とあるのは「執行役員若しくは取締役」と、同項第二号中「取締役」とあるのは「執行役員又は取締役」とする。（共有者による権利の行使）

第二百三十七條 新株予約権が二以上の者の共有に属するときは、共有者は、当該新株予約権についての権利を行使する者一人を定め、株式会社に對し、その者の氏名又は名称を通知しなければならない。当該新株予約権についての権利を行使することができない。ただし、株式会社が当該権利を行使することに同意した場合は、この限りでない。

第二百三十八條 株式会社は、その発行する新株予約権を引き受ける者の募集をしようとするときは、その都度、募集新株予約権（当該募集に際して当該新株予約権の引受けの申込みをした者に対して割り当てる新株予約権をいう。以下この章において同じ。）について次に掲げる事項（以下この節において「募集事項」という。）を定めなければならない。

一 募集新株予約権の内容及び数

二 募集事項の決定等

募集事項の決定等

募集事項の決定等

募集事項の決定等

募集事項の決定等

- 二 募集新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする場合には、その旨
- 三 前号に規定する場合以外の場合には、募集新株予約権の払込金額（募集新株予約権一個と引換えに払い込む金銭の額をいう。以下この章において同じ。）又はその算定方法
- 四 募集新株予約権を割り当てる日（以下この節において「割当日」という。）
- 五 募集新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日を定めるときは、その期日
- 六 募集新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合には、第六百七十六条各号に掲げる事項
- 七 前号に規定する場合において、同号の新株予約権付社債に付された募集新株予約権についての第百八十八条第一項、第百七十九条第二項、第七百七十七条第一項、第七百八十七條第一項又は第八百八条第一項の規定による請求の方法につき別段の定めをするときは、その定め
- 2 募集事項の決定は、株主総会の決議によらなければならない。
- 3 次に掲げる場合には、取締役は、前項の株主総会において、第一号の条件又は第二号の金額で募集新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由を説明しなければならない。
- 一 第一項第二号に規定する場合において、金銭の払込みを要しないこととするのが当該者に特に有利な条件であるとき。
- 二 第一項第三号に規定する場合において、同号の払込金額が当該者に特に有利な金額であるとき。
- 4 種類株式発行会社において、募集新株予約権の目的である株式の種類の一部が譲渡制限株式であるときは、当該募集新株予約権に関する募集事項の決定は、当該種類の株式を目的とする募集新株予約権を引き受ける者の募集について当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定めがある場合を除き、当該種類株主総会の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができない種類株主が存しない場合は、この限りでない。
- 5 募集事項は、第一項の募集ごとに、均等に定めなければならない。

- （募集事項の決定の委任）
- 第二百三十九条** 前条第二項及び第四項の規定にかかわらず、株主総会においては、その決議によって、募集事項の決定を取締役（取締役会設置会社にあつては、取締役会）に委任することができる。この場合においては、次に掲げる事項を定めなければならない。
- 一 その委任に基づいて募集事項の決定をすることができ募集新株予約権の内容及び数の上限
 - 二 前号の募集新株予約権につき金銭の払込みを要しないこととする場合には、その旨
 - 三 前号に規定する場合以外の場合には、募集新株予約権の払込金額の下限
 - 2 次に掲げる場合には、取締役は、前項の株主総会において、第一号の条件又は第二号の金額で募集新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由を説明しなければならない。
 - 一 前項第二号に規定する場合において、金銭の払込みを要しないこととするのが当該者に特に有利な条件であるとき。
 - 二 前項第三号に規定する場合において、同号の払込金額の下限が当該者に特に有利な金額であるとき。
 - 3 第一項の決議は、割当日が当該決議の日から一年以内の日である前条第一項の募集についてのみその効力を有する。
 - 4 種類株式発行会社において、募集新株予約権の目的である株式の種類の一部が譲渡制限株式であるときは、当該募集新株予約権に関する募集事項の決定の委任は、前条第四項の定款の定めがある場合を除き、当該種類株主総会の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができない種類株主が存しない場合は、この限りでない。
- （公開会社における募集事項の決定の特則）
- 第二百四十条** 第二百三十八条第三項各号に掲げる場合を除き、公開会社における同条第二項の規定の適用については、同項中「株主総会」とあるのは、「取締役会」とする。この場合においては、前条の規定は、適用しない。
- 2 公開会社は、前項の規定により読み替えて適用する第二百三十八条第二項の取締役会の決議によつて募集事項を定めた場合には、割当日の二週間前までに、株主に対し、当該募集事項を通知しなければならない。

- 3 前項の規定による通知は、公告をもつてこれに代えることができる。
 - 4 第二項の規定は、株式会社が募集事項について割当日の二週間前までに金融商品取引法第四条第一項から第三項までの届出をしている場合その他の株主の保護に欠けるおそれがないものとして法務省令で定める場合には、適用しない。
- （株主に新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合）
- 第二百四十一条** 株式会社は、第二百三十八条第一項の募集において、株主に新株予約権の割当てを受ける権利を与えることができる。この場合においては、募集事項のほか、次に掲げる事項を定めなければならない。
- 一 株主に対し、次条第二項の申込みをすることにより当該株式会社の募集新株予約権（種類株式発行会社にあつては、その目的である同一の種類が当該株主の有する種類の株式と同一の種類のもの）の割当てを受ける権利を与える旨
 - 二 前号の募集新株予約権の引受けの申込みの期日
 - 2 前項の場合には、同項第一号の株主（当該株式会社を除く。）は、その有する株式の数に応じて募集新株予約権の割当てを受ける権利を有する。ただし、当該株主が割当てを受ける募集新株予約権の数に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
 - 3 第一項各号に掲げる事項を定める場合には、募集事項及び同項各号に掲げる事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法によつて定めなければならない。
 - 一 当該募集事項及び第一項各号に掲げる事項を取締役の決定によつて定めることができる旨の定款の定めがある場合（株式会社が取締役会設置会社である場合を除く。） 取締役の決定
 - 二 当該募集事項及び第一項各号に掲げる事項を取締役会の決議によつて定めることができる旨の定款の定めがある場合（次号に掲げる場合を除く。） 取締役会の決議
 - 三 株式会社が公開会社である場合 取締役会の決議
 - 四 前三号に掲げる場合以外の場合 株主総会の決議
 - 4 株式会社は、第一項各号に掲げる事項を定めた場合には、同項第二号の期日の二週間前まで

- に、同項第一号の株主（当該株式会社を除く。）に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。
- 一 募集事項
 - 二 当該株主が割当てを受ける募集新株予約権の内容及び数
 - 三 第一項第二号の期日
 - 5 第二百三十八条第二項から第四項まで及び前二条の規定は、第一項から第三項までの規定により株主に新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合には、適用しない。
- 第二款 募集新株予約権の割当て**
- 第二百四十二条** 株式会社は、第二百三十八条第一項の募集に応じて募集新株予約権の引受けの申込みをしようとする者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。
- 一 株式会社の商号
 - 二 募集事項
 - 三 新株予約権の行使に際して金銭の払込みをすべきときは、払込みの取扱いの場所
 - 四 前三号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項
 - 2 第二百三十八条第一項の募集に応じて募集新株予約権の引受けの申込みをする者は、次に掲げる事項を記載した書面を株式会社に交付しなければならない。
 - 一 申込みをする者の氏名又は名称及び住所
 - 二 引き受けようとする募集新株予約権の数
 - 3 前項の申込みをする者は、同項の書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、株式会社の承諾を得て、同項の書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該申込みをした者は、同項の書面を交付したものとみなす。
 - 4 第一項の規定は、株式会社が同項各号に掲げる事項を記載した金融商品取引法第二条第十項に規定する目論見書を第一項の申込みをしようとする者に対して交付している場合その他募集新株予約権の引受けの申込みをしようとする者の保護に欠けるおそれがないものとして法務省令で定める場合には、適用しない。
 - 5 株式会社は、第一項各号に掲げる事項について変更があったときは、直ちに、その旨及び当該変更があった事項を第二項の申込みをした者（以下「申込者」という。）に通知しなければならない。

6 募集新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合には、申込者（募集新株予約権のみの申込みをした者に限る。）は、その申込みに係る募集新株予約権を付した新株予約権付社債の引受けの申込みをしたものとみなす。

7 株式会社が申込者に対してする通知又は催告は、第二項第一号の住所（当該申込者が別に通知又は催告を受けた場所又は連絡先を当該株式会社に通知した場合にあっては、その場所又は連絡先）にあてて発すれば足りる。

8 前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

（募集新株予約権の割当て）

第二百四十三条 株式会社は、申込者の中から募集新株予約権の割当てを受ける者を定め、かつ、その者に割り当てる募集新株予約権の数を定めなければならない。この場合において、株式会社は、当該申込者に割り当てる募集新株予約権の数を、前条第二項第二号の数よりも減少することができる。

2 次に掲げる場合には、前項の規定による決定は、株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）の決議によらなければならない。ただし、定款に別段の定めがある場合は、この限りでない。

一 募集新株予約権の目的である株式の全部又は一部が譲渡制限株式である場合

二 募集新株予約権が譲渡制限新株予約権（新株予約権であつて、譲渡による当該新株予約権の取得について株式会社の承認を要する旨の定めがあるものをいう。以下この章において同じ。）である場合

3 株式会社は、割当日の前日までに、申込者に対し、当該申込者に割り当てる募集新株予約権の数（当該募集新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合にあっては、当該新株予約権付社債についての社債の種類及び各社債の金額の合計額を含む。）を通知しなければならない。

4 第二百四十一条の規定により株主に新株予約権の割当てを受ける権利を与えた場合において、株主が同条第一項第二号の期日までに前条第二項の申込みをしないときは、当該株主は、募集新株予約権の割当てを受ける権利を失う。（募集新株予約権の申込み及び割当てに関する特則）

第二百四十四条 前二条の規定は、募集新株予約権を引き受けようとする者がその総数の引受けを行う契約を締結する場合には、適用しない。

2 募集新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合における前項の規定の適用については、同項中「の引受け」とあるのは、「及び当該募集新株予約権を付した社債の総額の引受け」とする。

3 第一項に規定する場合において、次に掲げるときは、株式会社は、株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）の決議によつて、同項の契約の承認を受けなければならない。ただし、定款に別段の定めがある場合は、この限りでない。

一 募集新株予約権の目的である株式の全部又は一部が譲渡制限株式であるとき。

二 募集新株予約権が譲渡制限新株予約権であるとき。

（公開会社における募集新株予約権の割当て等の特則）

第二百四十四条の二 公開会社は、募集新株予約権の割当てを受けた申込者又は前条第一項の契約により募集新株予約権の総数を引き受けた者（以下この項において「引受人」と総称する。）について、第一号に掲げる数の第二号に掲げる数に対する割合が二分の一を超える場合には、割当日の二週間前までに、株主に対し、「特定引受人（以下この項及び第五項において「特定引受人」という。）の氏名又は名称及び住所、当該特定引受人についての第一号に掲げる数その他の法務省令で定める事項を通知しなければならない。ただし、当該特定引受人が当該公開会社の親会社等である場合又は第二百四十一条の規定により株主に新株予約権の割当てを受ける権利を与えた場合は、この限りでない。

一 当該引受人（その子会社等を含む。）がその引き受けた募集新株予約権に係る交付株式の株主となつた場合に有することとなる最も多い議決権の数

二 前号に規定する場合における最も多い総株主の議決権の数

2 前項第一号に規定する「交付株式」とは、募集新株予約権の目的である株式、募集新株予約権の内容として第二百三十六条第一項第七号二に掲げる事項についての定めがある場合における同号二の株式その他募集新株予約権の新株予約権者が交付を受ける株式として法務省令で定める株式をいう。

3 第一項の規定による通知は、公告をもってこれに代えることができる。

4 第一項の規定にかかわらず、株式会社が同項の事項について割当日の二週間前までに金融商品取引法第四条第一項から第三項までの届出をしていない場合その他の株主の保護に欠けるおそれがないものとして法務省令で定める場合には、第一項の規定による通知は、することを要しない。

5 総株主（この項の株主総会において議決権を行使することができない株主を除く。）の議決権の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の議決権を有する株主が第一項の規定による通知又は第三項の公告の日（前項の場合にあっては、法務省令で定める日）から二週間以内に特定引受人（その子会社等を含む。以下この項において同じ。）による募集新株予約権の引受けに反対する旨を公開会社に対し通知したときは、当該公開会社は、割当日の前日までに、株主総会の決議によつて、当該特定引受人に対する募集新株予約権の割当て又は当該特定引受人との間の前条第一項の契約の承認を受けなければならない。ただし、当該公開会社の財産の状況が著しく悪化している場合において、当該公開会社の事業の継続のため緊急の必要があるときは、この限りでない。

6 第三百九条第一項の規定にかかわらず、前項の株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数（三分の一以上の割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）をもって行われなければならない。（新株予約権者となる日）

第二百四十五条 次の各号に掲げる者は、割当日に、当該各号に定める募集新株予約権の新株予約権者となる。

一 申込者 株式会社の割り当てた募集新株予約権

二 第二百四十四条第一項の契約により募集新株予約権の総数を引き受けた者 その者が引き受けた募集新株予約権

2 募集新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合には、前項の規定により募集新株予約権の新株予約権者となる者は、当該募集新株予約権を付した新株予約権付社債についての社債の社債権者となる。

第三款 募集新株予約権に係る払込み

第二百四十六条 第二百三十八条第一項第三号に規定する場合には、新株予約権者は、募集新株予約権についての第二百三十六条第一項第四号の期間の初日の前日（第二百三十八条第一項第五号に規定する場合にあっては、同号の期日、第三項において「払込期日」という。）までに、株式会社が定めた銀行等の払込みの取扱いの場所において、それぞれの募集新株予約権の払込金額の全額を払い込まなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、新株予約権者は、株式会社の承諾を得て、同項の規定による払込みに代えて、払込金額に相当する金銭以外の財産を給付し、又は当該株式会社に對する債権をもつて相殺することができる。

3 第二百三十八条第一項第三号に規定する場合には、新株予約権者は、募集新株予約権についての払込期日までに、それぞれの募集新株予約権の払込金額の全額の払込み（当該払込みに代えてする金銭以外の財産の給付又は当該株式会社に對する債権をもつてする相殺を含む。）をしないときは、当該募集新株予約権を行使することができない。

第四款 募集新株予約権の発行をやめること

第二百四十七条 次に掲げる場合において、株主が不利を受けるおそれがあるときは、株主は、株式会社に對し、第二百三十八条第一項の募集に係る新株予約権の発行をやめることを請求することができる。

一 当該新株予約権の発行が法令又は定款に違反する場合

二 当該新株予約権の発行が著しく不公正な方法により行われる場合

第五款 雑則

第二百四十八条 第六百七十六条から第六百八十一条までの規定は、新株予約権付社債についての社債を引き受ける者の募集については、適用しない。

第三節 新株予約権原簿

（新株予約権原簿）

第二百四十九条 株式会社は、新株予約権を発行した日以後遅滞なく、新株予約権原簿を作成し、次の各号に掲げる新株予約権の区分に応じ、当該各号に定める事項（以下「新株予約権原簿記載事項」という。）を記載し、又は記録しなければならない。

一 無記名式の新株予約権証券が発行されている新株予約権（以下この章において「無記名新株予約権」という。）当該新株予約権証券の番号並びに当該無記名新株予約権の内容及び数

二 無記名式の新株予約権付社債券（証券発行新株予約権付社債券（新株予約権付社債券であつて、当該新株予約権付社債券についての社債につき社債券を発行する旨の定めがあるものをいう。以下この章において同じ。）に係る社債券をいう。以下同じ。）が発行されている新株予約権付社債（以下この章において「無記名新株予約権付社債」という。）に付された新株予約権（新株予約権付社債券の番号並びに当該新株予約権の内容及び数

三 前二号に掲げる新株予約権以外の新株予約権 次に掲げる事項

イ 新株予約権者の氏名又は名称及び住所
ロ イの新株予約権者の有する新株予約権の内容及び数
ハ イの新株予約権者が新株予約権を取得した日

ニ ロの新株予約権が証券発行新株予約権（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）であつて、当該新株予約権に係る新株予約権証券を発行する旨の定めがあるものをいう。以下この章において同じ。）であるときは、当該新株予約権（新株予約権証券が発行されているものに限る。）に係る新株予約権証券の番号

ホ ロの新株予約権が証券発行新株予約権付社債に付されたものであるときは、当該新株予約権付社債券が発行されているものに限る。）に係る新株予約権付社債券の番号

（新株予約権原簿記載事項を記載した書面の交付等）

第二百五十条 前条第三号イの新株予約権者は、株式会社に対し、当該新株予約権者についての新株予約権原簿に記載され、若しくは記録された新株予約権原簿記載事項を記載した書面の交付又は当該新株予約権原簿記載事項を記録した電磁的記録の提供を請求することができる。

2 前項の書面には、株式会社の代表取締役（指名委員会等設置会社にあつては、代表執行役次項において同じ。）が署名し、又は記名押印しなければならない。

3 第一項の電磁的記録には、株式会社の代表取締役が法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

4 前三項の規定は、証券発行新株予約権及び証券発行新株予約権付社債に付された新株予約権については、適用しない。

（新株予約権原簿の管理）

第二百五十一条 株式会社が新株予約権を発行している場合における第二百二十三条の規定の適用については、同条中「株主名簿の」とあるのは「株主名簿及び新株予約権原簿の」と、「株主名簿に」とあるのは「株主名簿及び新株予約権原簿に」とする。

（新株予約権原簿の備置き及び閲覧等）

第二百五十二条 株式会社は、新株予約権原簿をその本店（株主名簿管理人がある場合にあつては、その営業所）に備え置かなければならない。

2 株主及び債権者は、株式会社の営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

一 新株予約権原簿が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
二 新株予約権原簿が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

3 株式会社は、前項の請求があつたときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができる。

一 当該請求を行う株主又は債権者（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。
二 請求者が当該株式会社の業務の遂行を妨げ、又は株主の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。

三 請求者が新株予約権原簿の閲覧又は謄写によつて知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。
四 請求者が、過去二年以内において、新株予約権原簿の閲覧又は謄写によつて知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

4 株式会社は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得る

て、当該株式会社の新株予約権原簿について第二項各号に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

5 前項の親会社社員について第三項各号のいずれかに規定する事由があるときは、裁判所は、前項の許可をすることができない。

（新株予約権者に対する通知等）

第二百五十三条 株式会社が新株予約権者に対してする通知又は催告は、新株予約権原簿に記載し、又は記録した当該新株予約権者の住所（当該新株予約権者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を当該株式会社に通知した場合にあつては、その場所又は連絡先）にあてて発すれば足りる。

2 前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。

3 新株予約権が二以上の者の共有に属するとき、共有者は、株式会社が新株予約権者に対してする通知又は催告を受領する者一人を定め、当該株式会社にに対し、その者の氏名又は名称を通知しなければならない。この場合においては、その者を新株予約権者とみなして、前二項の規定を適用する。

4 前項の規定による共有者の通知がない場合には、株式会社が新株予約権の共有者に対してする通知又は催告は、そのうちの一人に対してすれば足りる。

第四節 新株予約権の譲渡等

第一款 新株予約権の譲渡

（新株予約権の譲渡）

第二百五十四条 新株予約権者は、その有する新株予約権を譲渡することができる。

2 前項の規定にかかわらず、新株予約権付社債に付された新株予約権のみを譲渡することはできない。ただし、当該新株予約権付社債についての社債が消滅したときは、この限りでない。

3 新株予約権付社債についての社債のみを譲渡することはできない。ただし、当該新株予約権付社債に付された新株予約権が消滅したときは、この限りでない。

（証券発行新株予約権の譲渡）

第二百五十五条 証券発行新株予約権の譲渡は、当該証券発行新株予約権に係る新株予約権証券を交付しなければならない。ただし、自己新株予約権（株式会社が有する自己の新株予約権）は、この限りでない。

新株予約権をいう。以下この章において同じ。）の処分による証券発行新株予約権の譲渡については、この限りでない。

2 証券発行新株予約権付社債に付された新株予約権の譲渡は、当該証券発行新株予約権付社債に係る新株予約権付社債券を交付しなければならない。ただし、自己新株予約権の効力を生じない。ただし、自己新株予約権付社債（株式会社が有する自己の新株予約権付社債をいう。以下この条及び次条において同じ。）の処分による当該自己新株予約権付社債に付された新株予約権の譲渡については、この限りでない。

（自己新株予約権の処分に関する特則）

第二百五十六条 株式会社は、自己新株予約権（証券発行新株予約権に限る。）を処分した日以後遅滞なく、当該自己新株予約権を取得した者に対し、新株予約権証券を交付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、株式会社は、同項の者から請求がある時まで、同項の新株予約権証券を交付しないことができる。

3 株式会社は、自己新株予約権付社債（証券発行新株予約権付社債に限る。）を処分した日以後遅滞なく、当該自己新株予約権付社債を取得した者に対し、新株予約権付社債券を交付しなければならない。

4 第六百八十七条の規定は、自己新株予約権付社債の処分による当該自己新株予約権付社債についての社債の譲渡については、適用しない。

（新株予約権の譲渡の對抗要件）

第二百五十七条 新株予約権の譲渡は、その新株予約権を取得した者の氏名又は名称及び住所を新株予約権原簿に記載し、又は記録しなければならない。株式会社その他の第三者に對抗することができる。

2 記名式の新株予約権証券が発行されている証券発行新株予約権及び記名式の新株予約権付社債券が発行されている証券発行新株予約権付社債に付された新株予約権についての前項の規定の適用については、同項中「株式会社その他の第三者」とあるのは、「株式会社」とする。

3 第一項の規定は、無記名新株予約権及び無記名新株予約権付社債に付された新株予約権については、適用しない。

(権利の推定等)

第二百五十八條 新株予約権証券の占有者は、当該新株予約権証券に係る証券発行新株予約権についての権利を適法に有するものと推定する。

2 新株予約権証券の交付を受けた者は、当該新株予約権証券に係る証券発行新株予約権についての権利を取得する。ただし、その者に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

3 新株予約権付社債券の占有者は、当該新株予約権付社債券に係る証券発行新株予約権付社債に付された新株予約権についての権利を適法に有するものと推定する。

4 新株予約権付社債券の交付を受けた者は、当該新株予約権付社債券に係る証券発行新株予約権付社債に付された新株予約権についての権利を取得する。ただし、その者に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

(新株予約権者の請求によらない新株予約権原簿記載事項の記載又は記録)

第二百五十九條 株式会社は、次の各号に掲げる場合には、当該各号の新株予約権の新株予約権者に係る新株予約権原簿記載事項を新株予約権原簿に記載し、又は記録しなければならない。

一 当該株式会社の新株予約権を取得した場合
二 自己新株予約権を処分した場合
2 前項の規定は、無記名新株予約権及び無記名新株予約権付社債に付された新株予約権については、適用しない。

(新株予約権者の請求による新株予約権原簿記載事項の記載又は記録)

第二百六十條 新株予約権を当該新株予約権を発行した株式会社以外の者から取得した者(当該株式会社を除く。以下この節において「新株予約権取得者」という。)は、当該株式会社に対し、当該新株予約権に係る新株予約権原簿記載事項を新株予約権原簿に記載し、又は記録することを請求することができる。

2 前項の規定による請求は、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令で定める場合を除き、その取得した新株予約権の新株予約権者として新株予約権原簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人と共同してしなければならない。

3 前二項の規定は、無記名新株予約権及び無記名新株予約権付社債に付された新株予約権については、適用しない。

第二百六十一條 前条の規定は、新株予約権取得者が取得した新株予約権が譲渡制限新株予約権である場合には、適用しない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 当該新株予約権取得者が当該譲渡制限新株予約権を取得することについて次条の承認を受けていること。
二 当該新株予約権取得者が当該譲渡制限新株予約権を取得したことについて第二百六十三条第一項の承認を受けていること。
三 当該新株予約権取得者が相続その他の一般承継により譲渡制限新株予約権を取得した者であること。

二 当該新株予約権取得者が当該譲渡制限新株予約権を取得したことについて第二百六十三条第一項の承認を受けていること。

三 当該新株予約権取得者が相続その他の一般承継により譲渡制限新株予約権を取得した者であること。

第二款 新株予約権の譲渡の制限

(新株予約権者からの承認の請求)

第二百六十二條 譲渡制限新株予約権の新株予約権者は、その有する譲渡制限新株予約権を他人(当該譲渡制限新株予約権を発行した株式会社を除く。)に譲り渡そうとするときは、当該株式会社に対し、当該他人が当該譲渡制限新株予約権を取得することについて承認をするか否かの決定をすることを請求することができる。

(新株予約権取得者からの承認の請求)

第二百六十三條 譲渡制限新株予約権を取得した新株予約権取得者は、株式会社に対し、当該譲渡制限新株予約権を取得したことについて承認をするか否かの決定をすることを請求することができる。

2 前項の規定による請求は、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令で定める場合を除き、その取得した新株予約権の新株予約権者として新株予約権原簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人と共同してなければならない。

(譲渡等承認請求の方法)

第二百六十四條 次の各号に掲げる請求(以下この款において「譲渡等承認請求」という。)は、当該各号に定める事項を明らかにしてしなければならない。

一 第二百六十二条の規定による請求
二 第二百六十二条の規定による請求
イ 当該請求をする新株予約権者が譲り渡そうとする譲渡制限新株予約権の内容及び数
ロ イの譲渡制限新株予約権を譲り受ける者の氏名又は名称

二 前条第一項の規定による請求
イ 当該請求をする新株予約権取得者の取得した譲渡制限新株予約権の内容及び数

ロ イの新株予約権取得者の氏名又は名称

(譲渡等承認請求の決定等)

第二百六十五條 株式会社は第二百六十二条又は第二百六十三条第一項の承認をするか否かの決定をするには、株主総会(取締役会設置会社にあつては、取締役会)の決議によらなければならない。ただし、新株予約権の内容として別段の定めがある場合は、この限りでない。

2 株式会社は、前項の決定をしたときは、譲渡等承認請求をした者に対し、当該決定の内容を通知しなければならない。

(株式会社が承認をしたとみなされる場合)

第二百六十六條 株式会社が譲渡等承認請求の日から二週間(これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間)以内に前条第二項の規定による通知をしなかった場合には、第二百六十二条又は第二百六十三条第一項の承認をしたものとみなす。ただし、当該株式会社と当該譲渡等承認請求をした者との合意により別段の定めをしたときは、この限りでない。

第三款 新株予約権の質入れ

(新株予約権の質入れ)

第二百六十七條 新株予約権者は、その有する新株予約権に質権を設定することができる。

2 前項の規定にかかわらず、新株予約権付社債に付された新株予約権のみに質権を設定することはできない。ただし、当該新株予約権付社債についての社債が消滅したときは、この限りでない。

3 新株予約権付社債についての社債のみに質権を設定することはできない。ただし、当該新株予約権付社債に付された新株予約権が消滅したときは、この限りでない。

4 証券発行新株予約権の質入れは、当該証券発行新株予約権に係る新株予約権証券を交付しなければならない。その効力を生じない。

5 証券発行新株予約権付社債に付された新株予約権の質入れは、当該証券発行新株予約権付社債に係る新株予約権付社債券を交付しなければならない。その効力を生じない。

(新株予約権の質入れの對抗要件)

第二百六十八條 新株予約権の質入れは、その質権者の氏名又は名称及び住所を新株予約権原簿に記載し、又は記録しなければならない。株式会社その他の第三者に對抗することができない。

2 前項の規定にかかわらず、証券発行新株予約権の質権者は、継続して当該証券発行新株予約権に係る新株予約権証券を占有しなければ、その質権をもつて株式会社その他の第三者に對抗することができない。

(新株予約権原簿の記載等)

第二百六十九條 新株予約権に質権を設定した者は、株式会社に対し、次に掲げる事項を新株予約権原簿に記載し、又は記録することを請求することができる。

一 質権者の氏名又は名称及び住所
二 質権の目的である新株予約権

2 前項の規定は、無記名新株予約権及び無記名新株予約権付社債に付された新株予約権については、適用しない。

(新株予約権原簿の記載事項を記載した書面の交付等)

第二百七十條 前条第一項各号に掲げる事項が新株予約権原簿に記載され、又は記録された質権者(以下「登録新株予約権質権者」という。)は、株式会社に対し、当該登録新株予約権質権者についての新株予約権原簿に記載され、若しくは記録された同項各号に掲げる事項を記載した書面の交付又は当該事項を記録した電磁的記録の提供を請求することができる。

2 前項の書面には、株式会社の代表取締役(指名委員会等設置会社にあつては、代表執行役。次項において同じ。)が署名し、又は記名押印しなければならない。

3 第一項の電磁的記録には、株式会社の代表取締役が法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

4 前三項の規定は、証券発行新株予約権及び証券発行新株予約権付社債に付された新株予約権については、適用しない。

(登録新株予約権質権者に対する通知等)

第二百七十一條 株式会社が登録新株予約権質権者に対してする通知又は催告は、新株予約権原簿に記載し、又は記録した当該登録新株予約権質権者の住所(当該登録新株予約権質権者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を当該株式会社に通知した場合にあつては、その場所又は連絡先)にあてて発すれば足りる。

2 前項の規定にかかわらず、証券発行新株予約権の質権者は、継続して当該証券発行新株予約権に係る新株予約権証券を占有しなければ、その質権をもつて株式会社その他の第三者に對抗することができない。

(新株予約権証券の占有による権利の推定等)

第二百七十二條 新株予約権証券の占有者は、当該新株予約権証券に係る証券発行新株予約権についての権利を適法に有するものと推定する。

2 前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

(新株予約権の買入れの効果)

第二百七十二条 株式会社は次に掲げる行為をした場合には、新株予約権を目的とする質権は、当該行為によって当該新株予約権の新株予約権者が受けることのできる金銭等について存在する。

一 新株予約権の取得
二 組織変更
三 合併(合併により当該株式会社が消滅する場合に限る。)

四 吸収分割
五 新設分割
六 株式交換
七 株式移転

2 登録新株予約権質権者は、前項の金銭等(金銭に限る。)を受領し、他の債権者に先立って自己の債権の弁済に充てることのできる。

3 株式会社は次の各号に掲げる行為をした場合においては、前項の債権の弁済期が到来しないときは、登録新株予約権質権者は、当該各号に定める者に同項に規定する金銭等に相当する金額を供託させることができる。この場合において、質権は、その供託金について存在する。

一 新株予約権の取得 当該株式会社

二 組織変更 第七百四十四条第一項第一号に規定する組織変更後持分会社

三 合併(合併により当該株式会社が消滅する場合に限る。) 第七百四十九条第一項に規定する吸収合併存続会社又は第七百五十三条第一項に規定する新設合併設立会社

4 前三項の規定は、特別支配株主が新株予約権売渡請求により売渡新株予約権の取得をした場合について準用する。この場合において、前項中「当該各号に定める者」とあるのは、「当該特別支配株主」と読み替えるものとする。

5 新株予約権付社債に付された新株予約権(第二百三十六条第一項第三号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であるものであって、当該社債の償還額が当該新株予約権についての同項第二号の価額以上であるものに限る。)を目的とする質権は、当該新株予約権の行使をすることにより当該新株予約権の新株予約権者が交付を受ける株式について存在する。

第四款 信託財産に属する新株予約権についての対抗要件等

第二百七十二条の二 新株予約権については、当該新株予約権が信託財産に属する旨を新株予約

権原簿に記載し、又は記録しなければ、当該新株予約権が信託財産に属することを株式会社その他の第三者に対抗することができない。

2 第二百四十九条第三号イの新株予約権者は、その有する新株予約権が信託財産に属するときは、株式会社に対し、その旨を新株予約権原簿に記載し、又は記録することを請求することができる。

3 新株予約権原簿に前項の規定による記載又は記録がされた場合における第二百五十条第一項及び第二百五十九条第一項の規定の適用については、第二百五十条第一項中「記録された新株予約権原簿記載事項」とあるのは「記録された新株予約権原簿記載事項(当該新株予約権者の有する新株予約権が信託財産に属する旨を含む。)」と、第二百五十九条第一項中「新株予約権原簿記載事項」とあるのは「新株予約権原簿記載事項(当該新株予約権者の有する新株予約権が信託財産に属する旨を含む。)」とする。

4 前三項の規定は、証券発行新株予約権及び証券発行新株予約権付社債に付された新株予約権については、適用しない。

第五節 株式会社による自己の新株予約権の取得

第一款 募集事項の定めに基づく新株予約権の取得

第二百七十三条 (取得する日の決定)
取得条項付新株予約権(第二百三十六条第一項第七号イに掲げる事項についての定めがある新株予約権をいう。以下この章において同じ。)の内容として同号ロに掲げる事項についての定めがある場合には、株式会社は、同号ロの日を株主総会(取締役会設置会社にあつては、取締役会)の決議によつて定めなければならない。ただし、当該取得条項付新株予約権の内容として別段の定めがある場合は、この限りでない。

2 第二百三十六条第一項第七号ロの日を定めたときは、株式会社は、取得条項付新株予約権の新株予約権者(同号ハに掲げる事項についての定めがある場合にあつては、次条第一項の規定により決定した取得条項付新株予約権の新株予約権者)及びその登録新株予約権質権者に対し、当該日の二週間前までに、当該日を通知しなければならない。

3 前項の規定による通知は、公告をもつてこれに代えることができる。

(取得する新株予約権の決定等)

第二百七十四条 株式会社は、新株予約権の内容として第二百三十六条第一項第七号ハに掲げる事項についての定めがある場合において、取得条項付新株予約権を取得しようとするときは、その取得する取得条項付新株予約権を決定しなければならない。

2 前項の取得条項付新株予約権は、株主総会(取締役会設置会社にあつては、取締役会)の決議によつて定めなければならない。ただし、当該取得条項付新株予約権の内容として別段の定めがある場合は、この限りでない。

3 第一項の規定による決定をしたときは、株式会社は、同項の規定により決定した取得条項付新株予約権の新株予約権者及びその登録新株予約権質権者に対し、直ちに、当該取得条項付新株予約権を取得する旨を通知しなければならない。

4 前項の規定による通知は、公告をもつてこれに代えることができる。

第二百七十五条 株式会社は、第二百三十六条第一項第七号イの事由が生じた日(同号ハに掲げる事項についての定めがある場合にあつては、第一号に掲げる日又は第二号に掲げる日のいずれか遅い日。次項及び第三項において同じ。)に、取得条項付新株予約権(同条第一項第七号ハに掲げる事項についての定めがある場合にあつては、前条第一項の規定により決定したもの。次項及び第三項において同じ。)を取得する。

一 第二百三十六条第一項第七号イの事由が生じた日
二 前条第三項の規定による通知の日又は同条第四項の公告の日から二週間を経過した日
前項の規定により株式会社が取得する取得条項付新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合には、株式会社は、第二百三十六条第一項第七号イの事由が生じた日に、当該新株予約権付社債についての社債を取得する。

3 次の各号に掲げる場合には、取得条項付新株予約権の新株予約権者(当該株式会社を除く。)は、第二百三十六条第一項第七号イの事由が生じた日に、同号に定める事項についての定めに従い、当該各号に定める者となる。

一 第二百三十六条第一項第七号ニに掲げる事項についての定めがある場合 同号ニの株式の株主

二 第二百三十六条第一項第七号ホに掲げる事項についての定めがある場合 同号ホの社債の社債権者

三 第二百三十六条第一項第七号ヘに掲げる事項についての定めがある場合 同号ヘの他の新株予約権の新株予約権者

四 第二百三十六条第一項第七号トに掲げる事項についての定めがある場合 同号トの新株予約権付社債についての社債の社債権者及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者

4 株式会社は、第二百三十六条第一項第七号イの事由が生じた後、遅滞なく、取得条項付新株予約権の新株予約権者及びその登録新株予約権質権者(同号ハに掲げる事項についての定めがある場合にあつては、前条第一項の規定により決定した取得条項付新株予約権の新株予約権者及びその登録新株予約権質権者)に対し、当該事由が生じた旨を通知しなければならない。ただし、第二百七十三条第二項の規定による通知又は同条第三項の公告をしたときは、この限りでない。

5 前項本文の規定による通知は、公告をもつてこれに代えることができる。

第二款 新株予約権の消却

第二百七十六条 株式会社は、自己新株予約権を消却することができる。この場合においては、消却する自己新株予約権の内容及び数を定めなければならない。

2 取締役会設置会社においては、前項後段の規定による決定は、取締役会の決議によらなければならない。

第六節 新株予約権無償割当て

(新株予約権無償割当て)

第二百七十七条 株式会社は、株主(種類株式発行会社にあつては、ある種類の種類株主)に対して新たに払込みをさせないで当該株式会社の新株予約権の割当て(以下この節において「新株予約権無償割当て」という。)をすることができる。

(新株予約権無償割当てに関する事項の決定)

第二百七十八条 株式会社は、新株予約権無償割当てをしようとするときは、その都度、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 株主に割り当てる新株予約権の内容及び数又はその算定方法

二 前号の新株予約権が新株予約権付社債に付されたものであるときは、当該新株予約権付

社債についての社債の種類及び各社債の金額の合計額又はその算定方法

三 当該新株予約権無償割当てがその効力を生ずる日

四 株式会社種類株式発行会社である場合には、当該新株予約権無償割当てを受ける株主の有する株式の種類

2 前項第一号及び第二号に掲げる事項についての定めは、当該株式会社以外の株主（種類株式発行会社にあつては、同項第四号の種類の種類株主）の有する株式（種類株式発行会社にあつては、同項第四号の種類の株式）の数に応じて同項第一号の新株予約権及び同項第二号の社債を割り当てることを内容とするものでなければならない。

3 第一項各号に掲げる事項の決定は、株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）の決議によらなければならない。ただし、定款に別段の定めがある場合は、この限りでない。

（新株予約権無償割当ての効力の発生等）

第二百七十九条 前条第一項第一号の新株予約権の割当てを受けた株主は、同項第三号の日に、同項第一号の新株予約権の新株予約権者（同項第二号に規定する場合にあつては、同項第一号の新株予約権の新株予約権者及び同項第二号の社債の社債権者）となる。

2 株式会社は、前条第一項第三号の日後遅滞なく、株主（種類株式発行会社にあつては、同項第四号の種類の種類株主）及びその登録株式質権者に對し、当該株主が割当てを受けた新株予約権の内容及び数（同項第二号に規定する場合にあつては、当該株主が割当てを受けた社債の種類及び各社債の金額の合計額を含む。）を通知しなければならない。

3 前項の規定による通知がされた場合において、前条第一項第一号の新株予約権についての第二百三十六条第一項第四号の期間の末日が当該通知の日から二週間を経過する日前に到来するときは、同号の期間は、当該通知の日から二週間を経過する日まで延長されたものとみなす。

第七節 新株予約権の行使

第一款 総則

（新株予約権の行使）

第二百八十条 新株予約権の行使は、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

一 その行使に係る新株予約権の内容及び数

二 新株予約権を行使する日

2 証券発行新株予約権を行使しようとするときは、当該証券発行新株予約権に係る新株予約権証券を株式会社提出しなければならない。ただし、当該新株予約権証券が発行されていないときは、この限りでない。

3 証券発行新株予約権付社債に付された新株予約権を行使しようとする場合には、当該新株予約権の新株予約権者は、当該新株予約権を付した新株予約権付社債に係る新株予約権付社債券を株式会社提示しなければならない。この場合において、当該株式会社は、当該新株予約権付社債券に当該証券発行新株予約権付社債に付された新株予約権が消滅した旨を記載しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、証券発行新株予約権付社債に付された新株予約権を行使しようとする場合において、当該新株予約権の行使により当該証券発行新株予約権付社債についての社債が消滅するときは、当該新株予約権の新株予約権者は、当該新株予約権を付した新株予約権付社債に係る新株予約権付社債券を株式会社提出しなければならない。

5 第三項の規定にかかわらず、証券発行新株予約権付社債についての社債の償還後に当該証券発行新株予約権付社債に付された新株予約権を行使しようとする場合には、当該新株予約権の新株予約権者は、当該新株予約権を付した新株予約権付社債に係る新株予約権付社債券を株式会社に提出しなければならない。

6 株式会社は、自己新株予約権を行使することができない。

（新株予約権の行使に際しての払込み）

第二百八十一条 金銭を新株予約権の行使に際してする出資の目的とするときは、新株予約権者は、前条第一項第二号の日に、株式会社が定めたる銀行等の払込みの取扱いの場所において、その行使に係る新株予約権についての第二百三十六条第一項第二号の価額の全額を払い込まなければならない。

2 金銭以外の財産を新株予約権の行使に際してする出資の目的とするときは、新株予約権者は、前条第一項第二号の日に、その行使に係る新株予約権についての第二百三十六条第一項第三号の財産を給付しなければならない。この場合において、当該財産の価額が同項第二号の価

額に足りないときは、前項の払込みの取扱いの場所においてその差額に相当する金銭を払い込まなければならない。

3 新株予約権者は、第一項の規定による払込み又は前項の規定による給付をする債務と株式会社に對する債権とを相殺することができない。（株主となる時期等）

第二百八十二条 新株予約権を行使した新株予約権者は、当該新株予約権を行使した日に、当該新株予約権の目的である株式の株主となる。

2 新株予約権を行使した新株予約権者であつて第二百八十六条の二第一項各号に掲げる者に該当するものは、当該各号に定める支払若しくは給付又は第二百八十六条の三第一項の規定による支払がされた後でなければ、第二百八十六条の二第一項各号の払込み又は給付が仮装された新株予約権の目的である株式について、株主の権利を行使することができない。

3 前項の株式を譲り受けた者は、当該株式についての株主の権利を行使することができる。ただし、その者に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

（満たない端数の処理）

第二百八十三条 新株予約権を行使した場合において、当該新株予約権の新株予約権者に交付する株式の数に一株に満たない端数があるときは、株式会社は、当該新株予約権者に對し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額にその端数を乗じて得た額に相当する金銭を交付しなければならない。ただし、第二百三十六条第一項第九号に掲げる事項についての定めがある場合は、この限りでない。

一 当該株式が市場価格のある株式である場合 当該株式一株の市場価格として法務省令で定める方法により算定される額

二 前号に掲げる場合以外の場合 一株当たり純資産額

第二款 金銭以外の財産の出資

第二百八十四条 株式会社は、第二百三十六条第一項第三号に掲げる事項についての定めがある新株予約権が行使された場合には、第二百八十一条第二項の規定による給付があつた後、遅滞なく、同号の財産（以下この節において「現物出資財産」という。）の価額を調査させるため、裁判所に對し、検査役の選任の申立てをしなければならない。

2 前項の申立てがあつた場合には、裁判所は、これを不適法として却下する場合を除き、検査役を選任しなければならない。

3 裁判所は、前項の検査役を選任した場合に、株式会社が当該検査役に対して支払う報酬の額を定めることができる。

4 第二項の検査役は、必要な調査を行い、当該調査の結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録（法務省令で定めるものに限る。）を裁判所に提供して報告をしなければならない。

5 裁判所は、前項の報告について、その内容を明瞭にし、又はその根拠を確認するため必要があると認めるときは、第二項の検査役に對し、更に前項の報告を求めることができる。

6 第二項の検査役は、第四項の報告をしたときは、株式会社に対し、同項の書面の写しを交付し、又は同項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により提供しなければならない。

7 裁判所は、第四項の報告を受けた場合において、現物出資財産について定められた第二百三十六条第一項第三号の価額（第二項の検査役の調査を経ないものを除く。）を不当と認めたとときは、これを変更する決定をしなければならない。

8 第一項の新株予約権の新株予約権者は、前項の決定により現物出資財産の価額の全部又は一部が変更された場合には、当該決定の確定後一週間以内に限り、その新株予約権の行使に係る意思表示を取り消すことができる。

9 前各項の規定は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める事項については、適用しない。

一 行使された新株予約権の新株予約権者が交付を受ける株式の総数が発行済株式の総数の十分の一を超えない場合 当該新株予約権者が給付する現物出資財産の価額

二 現物出資財産について定められた第二百三十六条第一項第三号の価額の総額が五百万円を超えない場合 当該現物出資財産の価額

三 現物出資財産のうち、市場価格のある有価証券について定められた第二百三十六条第一項第三号の価額が当該有価証券の市場価格として法務省令で定める方法により算定されるものを超えない場合 当該有価証券について

四 現物出資財産について定められた第二百三十六条第一項第三号の価額が相当であることについて弁護士、弁護士法人、弁護士・外国法事務弁護士共同法人、公認会計士、監査法

人、税理士又は税理士法人の証明（現物出資財産が不動産である場合にあつては、当該証明及び不動産鑑定士の鑑定評価。以下この号において同じ。）を受けた場合、当該証明を受けた現物出資財産の価額

五 現物出資財産が株式会社に対する金銭債権（弁済期が到来しているものに限る。）であつて、当該金銭債権について定められた第二十三十六条第一項第三号の価額が当該金銭債権に係る負債の帳簿価額を超えない場合、当該金銭債権についての現物出資財産の価額次に掲げる者は、前項第四号に規定する証明をすることができない。

一 取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又は支配人その他の使用人

二 新株予約権者

三 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者

四 弁護士法人、弁護士・外国法事務弁護士共同法人、監査法人又は税理士法人であつて、その社員の半数以上が第一号又は第二号に掲げる者のいずれかに該当するもの

第三款 責任
（不正な払込金額で新株予約権を引き受けた者等の責任）

第二百八十五条 新株予約権行使した新株予約権者は、次の各号に掲げる場合には、株式会社に對し、当該各号に定める額を支払う義務を負う。

一 第二百三十八条第一項第二号に規定する場合において、募集新株予約権につき金銭の払込みを要しないこととすることが著しく不正な条件であるとき（取締役（指名委員会等設置会社にあつては、取締役又は執行役。次号において同じ。）と通じて新株予約権を引き受けた場合に限る。） 当該新株予約権の公正な価額

二 第二百三十八条第一項第三号に規定する場合において、取締役と通じて著しく不正な払込金額で新株予約権を引き受けたとき 当該払込金額と当該新株予約権の公正な価額との差額に相当する金額

三 第二百八十二条第一項の規定により株主となつた時におけるその給付した現物出資財産の価額がこれについて定められた第二百三十六条第一項第三号の価額に著しく不足する場合 当該不足額

2 前項第三号に掲げる場合において、現物出資財産を給付した新株予約権者が当該現物出資財産の価額がこれについて定められた第二百三十六条第一項第三号の価額に著しく不足することにつき善意でかつ重大な過失がないときは、新株予約権の行使に係る意思表示を取り消すことができる。

（出資された財産等の価額が不足する場合の取締役等の責任）

第二百八十六条 前条第一項第三号に掲げる場合には、次に掲げる者（以下この条において「取締役等」という。）は、株式会社に對し、同号に定める額を支払う義務を負う。

一 当該新株予約権者の募集に関する職務を行つた業務執行取締役（指名委員会等設置会社にあつては、執行役。以下この号において同じ。）その他当該業務執行取締役の行う業務の執行に職務上関与した者として法務省令で定めるもの

二 現物出資財産の価額の決定に関する株主総会の決議があつたときは、当該株主総会に議案を提案した取締役として法務省令で定めるもの

三 現物出資財産の価額の決定に関する取締役会の決議があつたときは、当該取締役会に議案を提案した取締役（指名委員会等設置会社にあつては、取締役又は執行役）として法務省令で定めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、取締役等は、現物出資財産について同項の義務を負わない。

一 現物出資財産の価額について第二百八十四条第二項の検査役の調査を経た場合

二 当該取締役等がその職務を行うについて注意を怠らなかつたことを証明した場合

3 第一項に規定する場合に、第二百八十四条第九項第四号に規定する証明をした者（以下この条において「証明者」という。）は、株式会社に對し前条第一項第三号に定める額を支払う義務を負う。ただし、当該証明者が当該証明をするについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

4 新株予約権者がその給付した現物出資財産についての前条第一項第三号に定める額を支払う義務を負う場合において、次に掲げる者が当該現物出資財産について当該各号に定める義務を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

一 取締役等 第一項の義務

二 証明者 前項本文の義務
（新株予約権に係る払込み等を仮装した新株予約権者等の責任）

第二百八十六条の二 新株予約権行使した新株予約権者であつて次の各号に掲げる者に該当するものは、株式会社に對し、当該各号に定める行為をする義務を負う。

一 第二百四十六条第一項の規定による払込み（同条第二項の規定により当該払込みに代えてする金銭以外の財産の給付を含む。）を仮装した者又は当該払込みが仮装されたことを知つて、若しくは重大な過失により知らないで募集新株予約権を譲り受けた者 払込みが仮装された払込金額の全額を支払（当該払込みに代えてする金銭以外の財産の給付が仮装された場合にあつては、当該財産の給付（株式会社が当該給付に代えて当該財産の価額に相当する金銭の支払を請求した場合にあつては、当該金銭の全額の支払））

二 第二百八十一条第一項又は第二項後段の規定による払込みを仮装した者 払込みを仮装した金銭の全額の支払

三 第二百八十一条第二項前段の規定による給付を仮装した者 給付を仮装した金銭以外の財産の給付（株式会社が当該給付に代えて当該財産の価額に相当する金銭の支払を請求した場合にあつては、当該金銭の全額の支払）

2 前項の規定により同項に規定する新株予約権者の負う義務は、総株主の同意がなければ、免除することができない。

（新株予約権に係る払込み等を仮装した場合の取締役等の責任）

第二百八十六条の三 新株予約権行使した新株予約権者であつて前条第一項各号に掲げる者に該当するものが当該各号に定める行為をする義務を負う場合には、当該各号の払込み又は給付を仮装することに関与した取締役（指名委員会等設置会社にあつては、執行役を含む。）として法務省令で定める者は、株式会社に對し、当該各号に規定する支払をする義務を負う。ただし、その者（当該払込み又は当該給付を仮装したものを除く。）がその職務を行うについて注意を怠らなかつたことを証明した場合は、この限りでない。

2 新株予約権行使した新株予約権者であつて前条第一項各号に掲げる者に該当するものが当該各号に規定する支払をする義務を負う。ただし、その者（当該払込み又は当該給付を仮装したものを除く。）がその職務を行うについて注意を怠らなかつたことを証明した場合は、この限りでない。

該各号に規定する支払をする義務を負う場合において、前項に規定する者が同項の義務を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

第四款 雑則

第二百八十七条 第二百七十六条第一項の場合のほか、新株予約権者がその有する新株予約権を行使することができなくなつたときは、当該新株予約権は、消滅する。

第八節 新株予約権に係る証券

第一款 新株予約権証券

第二百八十八条 株式会社は、証券発行新株予約権を発行した日以後遅滞なく、当該証券発行新株予約権に係る新株予約権証券を発行しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、株式会社は、新株予約権者から請求がある時までは、同項の新株予約権証券を発行しないことができる。

第二百八十九条 新株予約権証券には、次に掲げる事項及びその番号を記載し、株式会社の代表取締役（指名委員会等設置会社にあつては、代表執行役）がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

一 株式会社の商号

二 当該新株予約権証券に係る証券発行新株予約権の内容及び数

（記名式と無記名式との間の転換）

第二百九十条 証券発行新株予約権の新株予約権者は、第二百三十六条第一項第十一号に掲げる事項についての定めによりすることができないこととされている場合を除き、いつでも、その記名式の新株予約権証券を無記名式とし、又はその無記名式の新株予約権証券を記名式とすることを請求することができる。

（新株予約権証券の喪失）

第二百九十一条 新株予約権証券は、非訟事件手続法第一百条に規定する公示催告手続によつて無効とすることができる。

2 新株予約権証券を喪失した者は、非訟事件手続法第六十六条第一項に規定する除権決定を得た後でなければ、その再発行を請求することができない。

第二款 新株予約権付社債券

第二百九十二条 証券発行新株予約権付社債に係る新株予約権付社債券には、第六百九十七条第一項の規定により記載すべき事項のほか、当該

(株主総会の招集の決定)

第二百九十八条 取締役（前条第四項の規定により株主が株主総会を招集する場合にあつては、当該株主。次項本文及び次条から第三百二条までにおいて同じ。）は、株主総会を招集する場合に、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 株主総会の日時及び場所
- 二 株主総会の目的である事項があるときは、当該事項
- 三 株主総会に出席しない株主が書面によって議決権を行使することができることとするときは、その旨
- 四 株主総会に出席しない株主が電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、その旨
- 五 前各号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項
- 2 取締役は、株主（株主総会において決議をすることができない事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。次条から第三百二条までにおいて同じ。）の数が千人以上である場合には、前項第三号に掲げる事項を定めなければならない。ただし、当該株式会社が金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式を発行している株式会社であつて法務省令で定めるものである場合は、この限りでない。
- 3 取締役会設置会社における前項の規定の適用については、同項中「株主総会において決議をすることができない事項」とあるのは、「前項第二号に掲げる事項」とする。
- 4 取締役会設置会社においては、前条第四項の規定により株主が株主総会を招集するときを除き、第一項各号に掲げる事項の決定は、取締役会の決議によらなければならない。

(株主総会の招集の通知)

第二百九十九条 株主総会を招集するには、取締役は、株主総会の日（二週間（前条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めたときを除き、公開会社でない株式会社にあつては、一週間（当該株式会社が取締役会設置会社以外の株式会社である場合において、これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間））前までに、株主に対してその通知を発しなければならない。

- 2 次に掲げる場合には、前項の通知は、書面で行わなければならない。

一 前条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めた場合

- 二 株式会社が取締役会設置会社である場合
- 3 取締役は、前項の書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、株主の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができ。この場合において、当該取締役は、同項の書面による通知を発したものとみなす。
- 4 前二項の通知には、前条第一項各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。（招集手続の省略）
- 第三百条 前条の規定にかかわらず、株主総会は、株主の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。ただし、第二百九十八条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めた場合は、この限りでない。（株主総会参考書類及び議決権行使書面の交付等）
- 第三百一条 取締役は、第二百九十八条第一項第三号に掲げる事項を定めた場合には、第二百九十九条第一項の通知に際して、法務省令で定めるところにより、株主に対し、議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類（以下この節において「株主総会参考書類」という。）及び株主が議決権を行使するための書面（以下この節において「議決権行使書面」という。）を交付しなければならない。
- 2 取締役は、第二百九十九条第三項の承諾をした株主に対し同項の電磁的方法による通知を発するときは、前項の規定による株主総会参考書類及び議決権行使書面の交付に代えて、これらの書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。ただし、株主の請求があつたときは、これらの書類を当該株主に交付しなければならない。
- 第三百二条 取締役は、第二百九十八条第一項第四号に掲げる事項を定めた場合には、第二百九十九条第一項の通知に際して、法務省令で定めるところにより、株主に対し、株主総会参考書類を交付しなければならない。
- 2 取締役は、第二百九十九条第三項の承諾をした株主に対し同項の電磁的方法による通知を発するときは、前項の規定による株主総会参考書類の交付に代えて、当該株主総会参考書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。ただし、株主の請求があつたときは、株主総会参考書類を当該株主に交付しなければならない。

3 取締役は、第一項に規定する場合においては、第二百九十九条第三項の承諾をした株主に対する同項の電磁的方法による通知に際して、法務省令で定めるところにより、株主に対し、議決権行使書面に記載すべき事項を当該電磁的方法により提供しなければならない。

- 4 取締役は、第一項に規定する場合において、第二百九十九条第三項の承諾をしていない株主から株主総会の日の一週間前までに議決権行使書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の請求があつたときは、法務省令で定めるところにより、直ちに、当該株主に対し、当該事項を電磁的方法により提供しなければならない。（株主提案権）
- 第三百三条 株主は、取締役に對し、一定の事項（当該株主が議決権を行使することができる事項に限る。次項において同じ。）を株主総会の目的とすることを請求することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、取締役会設置会社においては、総株主の議決権の百分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の議決権又は三百個（これを下回る数を定款で定めた場合にあつては、その個数）以上の議決権を六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前から引き続き有する株主に限り、取締役に對し、一定の事項を株主総会の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、株主総会の日（八週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前までにしなければならない。）前までに行ななければならない。
- 3 公開会社でない取締役会設置会社における前項の規定の適用については、同項中「六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前」を「有する」とする。
- 4 第二項の一定の事項について議決権を行使することができない株主が有する議決権の数は、同項の総株主の議決権の数に算入しない。
- 第三百四条 株主は、株主総会において、株主総会の目的である事項（当該株主が議決権を行使することができない事項に限る。次条第一項において同じ。）につき議案を提出することができる。ただし、当該議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき株主総会において総株主（当該議案について議決権を行使することができない株主を除く。）の議決権の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の賛成を得られなかった日から三年を経過していない場合は、この限りでない。
- 第三百五条 株主は、取締役に對し、株主総会の日（八週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前までに、株主総会の目的である事項につき当該株主が提出しようとする議案の要領を株主に通知すること（第二百九十九条第二項又は第三項の通知をする場合）を請求することができる。ただし、取締役会設置会社においては、総株主の議決権の百分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の議決権又は三百個（これを下回る数を定款で定めた場合にあつては、その個数）以上の議決権を六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前から引き続き有する株主に限り、当該請求をすることができ。
- 2 公開会社でない取締役会設置会社における前項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前」を「有する」とする。
- 3 第一項の株主総会の目的である事項について議決権を行使することができない株主が有する議決権の数は、同項ただし書の総株主の議決権の数に算入しない。
- 4 取締役会設置会社の株主が第一項の規定による請求をする場合において、当該株主が提出しようとする議案の数が十を超えるときは、前三項の規定は、十を超える数に相当することとなる数の議案については、適用しない。この場合において、当該株主が提出しようとする次の各号に掲げる議案の数については、当該各号に定めるところによる。

- 一 取締役、会計参与、監査役又は会計監査人（次号において「役員等」という。）の選任に関する議案 当該議案の数にかかわらず、これを一の議案とみなす。
- 二 役員等の解任に関する議案 当該議案の数にかかわらず、これを一の議案とみなす。
- 三 会計監査人を再任しないことに関する議案 当該議案の数にかかわらず、これを一の議案とみなす。
- 四 定款の変更に関する二以上の議案 当該二以上の議案について異なる議決がされたとき

れば当該議決の内容が相互に矛盾する可能性がある場合には、これらを一の議案とみなす。

5 前項前段の十を超える数に相当することとなる数の議案は、取締役がこれを定める。ただし、第一項の規定による請求をした株主が当該請求と併せて当該株主が提出しようとする二以上の議案の全部又は一部につき議案相互間の優先順位を定めている場合には、取締役は、当該優先順位に従い、これを定めるものとする。

6 第一項から第三項までの規定は、第一項の議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき株主総会において総株主（当該議案について議決権を行使することができない株主を除く。）の議決権の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の賛成を得られなかった日から三年を経過していない場合には、適用しない。

（株主総会の招集手続等に関する検査役の選任）
第三百六条 株式会社又は総株主（株主総会において議決権を行使することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）の議決権の百分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の議決権を有する株主は、株主総会に係る招集の手続及び決議の方法を調査させるため、当該株主総会に先立ち、裁判所に対し、検査役の選任の申立てをすることができる。

2 公開会社である取締役会設置会社における前項の規定の適用については、同項中「株主総会において決議をすることができる事項」とあるのは「第二百九十八条第一項第二号に掲げる事項」と、「有する」とあるのは「六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前から引き続き有する」とし、公開会社でない取締役会設置会社における同項の規定の適用については、同項中「株主総会において決議をすることができる事項」とあるのは、「第二百九十八条第一項第二号に掲げる事項」と、「有する」とあるのは「六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前から引き続き有する」とし、公開会社でない取締役会設置会社における同項の規定の適用については、同項中「株主総会において決議をすることができる事項」とあるのは、「第二百九十八条第一項第二号に掲げる事項」とする。

3 前二項の規定による検査役の選任の申立てがあつた場合には、裁判所は、これを不適法として却下する場合を除き、検査役を選任しなければならない。

4 裁判所は、前項の検査役を選任した場合に、株式会社が当該検査役に対して支払う報酬の額を定めることができる。

5 第三項の検査役は、必要な調査を行い、当該調査の結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録（法務省令で定めるものに限る。）を裁判所に提供して報告をしなければならない。裁判所は、前項の報告について、その内容を明瞭にし、又はその根拠を確認するため必要があると認めるときは、第三項の検査役に対し、更に前項の報告を求めることができる。

7 第三項の検査役は、第五項の報告をしたときは、株式会社（検査役の選任の申立てをした者が当該株式会社でない場合にあつては、当該株式会社及びその者）に対し、同項の書面の写しを交付し、又は同項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により提供しなければならない。

（裁判所による株主総会招集等の決定）
第三百七条 裁判所は、前条第五項の報告があつた場合において、必要があると認めるときは、取締役に対し、次に掲げる措置の全部又は一部を命じなければならない。

一 一定の期間内に株主総会を招集すること。
 二 前条第五項の調査の結果を株主に通知すること。
 2 裁判所が前項第一号に掲げる措置を命じた場合には、取締役は、前条第五項の報告の内容を同号の株主総会において開示しなければならない。

3 前項に規定する場合には、取締役（監査役設置会社にあつては、取締役及び監査役）は、前条第五項の報告の内容を調査し、その結果を第一項第一号の株主総会に報告しなければならない。（議決権の数）

第三百八条 株主（株式会社がその総株主の議決権の四分の一以上を有することその他の事由を通じて株式会社がその経営を実質的に支配することが可能な関係にあるものとして法務省令で定める株主を除く。）は、株主総会において、その有する株式一株につき一個の議決権を有する。ただし、単元株式数を定款で定めている場合には、一単元の株式につき一個の議決権を有する。

2 前項の規定にかかわらず、株式会社は、自己株式については、議決権を有しない。

第三百九条 株主総会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる

できる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもつて行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる株主総会の決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数（三分の一以上の割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上に当たる多数をもつて行わなければならない。この場合においては、当該決議の要件に加えて、一定の数以上の株主の賛成を要する旨その他の要件を定款で定めることを妨げない。

一 第四百四十条第二項及び第五項の株主総会
 二 第四百五十六条第一項の株主総会（第六十条第一項の特定の株主を定める場合に限る。）
 三 第四百七十一条第一項及び第四百七十五条第一項の株主総会
 四 第四百八十条第二項の株主総会
 五 第四百九十九条第二項、第二百四条第一項、第二百二十五条第三項第四号、第二百四十二条及び第二百五十八条第二項の株主総会
 六 第二百三十八条第二項、第二百三十九条第一項、第二百四十一条第三項第四号、第二百四十三条第二項及び第二百四十四条第三項の株主総会

七 第三百三十九条第一項の株主総会（第三百四十二条第三項から第五項までの規定により選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）を解任する場合又は監査等委員である取締役若しくは監査役を解任する場合に限る。）
 八 第四百二十五条第一項の株主総会
 九 第四百四十七條第一項の株主総会（次のいずれにも該当する場合を除く。）
 イ 定時株主総会において第四百四十七条第一項各号に掲げる事項を定めること。
 ロ 第四百四十七条第一項第一号の額がイの定時株主総会の日（第四百三十九条前段に規定する場合にあつては、第四百三十六条第三項の承認があつた日）における欠損の額として法務省令で定める方法により算定される額を超えないこと。

十 第四百五十四条第四項の株主総会（配当財産が金銭以外の財産であり、かつ、株主に対して同項第一号に規定する金銭分配請求権を与えないこととする場合に限る。）
 十一 第六章から第八章までの規定により株主総会の決議を要する場合における当該株主総会
 十二 第五編の規定により株主総会の決議を要する場合における当該株主総会

して同項第一号に規定する金銭分配請求権を与えないこととする場合に限る。）
 十一 第六章から第八章までの規定により株主総会の決議を要する場合における当該株主総会
 十二 第五編の規定により株主総会の決議を要する場合における当該株主総会

3 前二項の規定にかかわらず、次に掲げる株主総会（種類株式発行会社の株主総会を除く。）の決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の半数以上（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）であつて、当該株主の議決権の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上に当たる多数をもつて行わなければならない。

一 その発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当該株式会社の承認を要する旨の定款の定めを設ける定款の変更を行う株主総会
 二 第七百八十三条第一項の株主総会（合併により消滅する株式会社又は株式交換をする株式会社が公開会社であり、かつ、当該株式会社の株主に対して交付する金銭等の全部又は一部が譲渡制限株式等（同条第三項に規定する譲渡制限株式等をいう。次号において同じ。）である場合における当該株主総会に限る。）

三 第八百四条第一項の株主総会（合併又は株式移転をする株式会社が公開会社であり、かつ、当該株式会社の株主に対して交付する金銭等の全部又は一部が譲渡制限株式等である場合における当該株主総会に限る。）
 4 前三項の規定にかかわらず、第九百九条第二項の規定による定款の定めについての定款の変更（当該定款の定めを廃止するものを除く。）を行う株主総会の決議は、総株主の半数以上（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）であつて、総株主の議決権の四分の三（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上に当たる多数をもつて行わなければならない。

5 取締役会設置会社においては、株主総会は、第二百九十八条第一項第二号に掲げる事項以外の事項については、決議をすることができる。ただし、第三百十六条第一項若しくは第二項に規定する者の選任又は第三百九十八条第二

項に規定する者の選任又は第三百九十八条第二

項の会計監査人の出席を求めることについては、この限りでない。

（議決権の代理行使）

第三百十條 株主は、代理人によつてその議決権を行使することができる。この場合において

は、当該株主又は代理人は、代理権を証明する書面を株式会社提出しなければならぬ。

2 前項の代理権の授与は、株主総会ごとにしななければならない。

3 第一項の株主又は代理人は、代理権を証明する書面の提出に代えて、政令で定めるところにより、株式会社の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該株主又は代理人は、当該書面を提出したものとみなす。

4 株主が第二百九十九条第三項の承諾をした者である場合には、株式会社は、正当な理由がなければ、前項の承諾をすることを拒んではならない。

5 株式会社は、株主総会に出席することができる代理人の数を制限することができる。

6 株式会社は、株主総会の日から三箇月間、代理権を証明する書面及び第三項の電磁的方法により提供された事項が記録された電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。

7 株主（前項の株主総会において決議をした事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。次条第四項及び第三百二十二条第五項において同じ。）は、株式会社の営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

一 代理権を証明する書面の閲覧又は謄写の請求

二 前項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

8 株式会社は、前項の請求があつたときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができる。

一 当該請求を行う株主（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

二 請求者が当該株式会社の業務の遂行を妨げ、又は株主の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。

三 請求者が代理権を証明する書面の閲覧若しくは謄写又は前項第二号の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写によつて知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。

四 請求者が、過去二年以内において、代理権を証明する書面の閲覧若しくは謄写又は前項第二号の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写によつて知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

（書面による議決権の行使）

第三百十一條 書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、法務省令で定める時までに当該記載をした議決権行使書面を株式会社に提出して行う。

2 前項の規定により書面によつて行使した議決権の数は、出席した株主の議決権の数に算入する。

3 株式会社は、株主総会の日から三箇月間、第一項の規定により提出された議決権行使書面をその本店に備え置かなければならない。

4 株主は、株式会社の営業時間内は、いつでも、第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

5 株式会社は、前項の請求があつたときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができる。

一 当該請求を行う株主（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

二 請求者が当該株式会社の業務の遂行を妨げ、又は株主の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。

三 請求者が第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写によつて知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。

四 請求者が、過去二年以内において、第一項の規定により提出された議決権行使書面の閲覧又は謄写によつて知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

（電磁的方法による議決権の行使）

第三百十二條 電磁的方法による議決権の行使は、政令で定めるところにより、株式会社の承諾を得て、法務省令で定める時までに議決権行使書面に記載すべき事項を、電磁的方法により当該株式会社に提供して行う。

2 株主が第二百九十九条第三項の承諾をした者である場合には、株式会社は、正当な理由がなければ、前項の承諾をすることを拒んではならない。

3 第一項の規定により電磁的方法によつて行使した議決権の数は、出席した株主の議決権の数に算入する。

4 株式会社は、株主総会の日から三箇月間、第一項の規定により提供された事項を記録した電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。

5 株主は、株式会社の営業時間内は、いつでも、前項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

6 株式会社は、前項の請求があつたときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができる。

一 当該請求を行う株主（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

二 請求者が当該株式会社の業務の遂行を妨げ、又は株主の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。

三 請求者が前項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写によつて知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。

四 請求者が、過去二年以内において、前項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写によつて知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

（議決権の不統一行使）

第三百十三條 株主は、その有する議決権を統一しないで行使することができる。

2 取締役会設置会社においては、前項の株主は、株主総会の日前三日前までに、取締役会設

置会社に対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知しなければならない。

3 株式会社は、第一項の株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主が同項の規定によりその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことができる。

（取締役等の説明義務）

第三百十四條 取締役、会計参与、監査役及び執行役は、株主総会において、株主から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。

ただし、当該事項が株主総会の目的である事項に關しないものである場合、その説明をすることにより株主の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合として法務省令で定める場合は、この限りでない。

（議長の権限）

第三百十五條 株主総会の議長は、当該株主総会の秩序を維持し、議事を整理する。

2 株主総会の議長は、その命令に従わない者その他当該株主総会の秩序を乱す者を退場させることができる。

（株主総会に提出された資料等の調査）

第三百十六條 株主総会においては、その決議によつて、取締役、会計参与、監査役、監査役会及び会計監査人が当該株主総会に提出し、又は提供した資料を調査する者を選任することができる。

2 第二百九十七条の規定により招集された株主総会においては、その決議によつて、株式会社の業務及び財産の状況を調査する者を選任することができる。

（延期又は続行の決議）

第三百十七條 株主総会においてその延期又は続行について決議があつた場合には、第二百九十八条及び第二百九十九条の規定は、適用しない。

（議事録）

第三百十八條 株主総会の議事については、法務省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 株式会社は、株主総会の日から十年間、前項の議事録をその本店に備え置かなければならない。

3 株式会社は、株主総会の日から五年間、第一項の議事録の写しをその支店に備え置かなければならない。

ばならない。ただし、当該議事録が電磁的記録をもって作成されている場合であつて、支店における次項第二号に掲げる請求に応じることが可能とするための措置として法務省令で定めるものをとつているときは、この限りでない。

4 株主及び債権者は、株式会社の営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

一 第一項の議事録が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧又は謄写の請求

二 第一項の議事録が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

5 株式会社の親会社社員は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、第一項の議事録について前項各号に掲げる請求をすることができる。

(株主総会の決議の省略)

第三百十九条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があつたものとみなす。

2 株式会社は、前項の規定により株主総会の決議があつたものとみなされた日から十年間、同項の書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。

3 株主及び債権者は、株式会社の営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

一 前項の書面の閲覧又は謄写の請求
二 前項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

4 株式会社の親会社社員は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、第二項の書面又は電磁的記録について前項各号に掲げる請求をすることができる。

5 第一項の規定により定時株主総会の目的である事項のすべてについての提案を可決する旨の株主総会の決議があつたものとみなされた場合には、その時に当該定時株主総会が終結したものとみなす。

(株主総会への報告の省略)

第三百二十条 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があつたものとみなす。

第二款 種類株主総会

(種類株主総会の権限)

第三百二十一条 種類株主総会は、この法律に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。

(ある種類の種類株主に損害を及ぼすおそれがある場合の種類株主総会)

第三百二十二条 種類株式発行会社が次に掲げる行為をする場合において、ある種類の株式の種類株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、当該行為は、当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会（当該種類株主に係る株式の種類が二以上ある場合にあつては、当該二以上の株式の種類別に区分された種類株主を構成員とする各種別株主総会。以下この条において同じ。）の決議がなければ、その効力を生じない。

ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる種類株主が存しない場合は、この限りでない。

一 次に掲げる事項についての定款の変更（第一百一条第一項又は第二項に規定するものを除く。）

イ 株式の種類数の追加

ロ 株式の内容の変更

ハ 発行可能株式総数又は発行可能種類株式総数の増加

一 の二 第二百七十九条の三第一項の承認

二 株式の併合又は株式の分割

三 第八十五条に規定する株式無償割当て

四 当該株式会社の株式を引き受ける者の募集（第二百一条第一項各号に掲げる事項を定めるものに限る。）

五 当該株式会社の新株予約権を引き受ける者の募集（第二百四十一条第一項各号に掲げる事項を定めるものに限る。）

六 第二百七十七条に規定する新株予約権無償割当て

七 合併

八 吸収分割

九 吸収分割による他の会社がその事業に関し得る権利義務の全部又は一部の承継

十一 新設分割

十二 株式交換

十三 株式交換による他の株式会社の発行済株式全部の取得

十四 株式移転

十五 株式交付

2 種類株式発行会社は、ある種類の株式の内容として、前項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨を定款で定めることができる。

3 第一項の規定は、前項の規定による定款の定めがある種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会については、適用しない。ただし、第一項第一号に規定する定款の変更（単元株式数についてのものを除く。）を行う場合は、この限りでない。

4 ある種類の株式の発行後に定款を変更して当該種類の株式について第二項の規定による定款の定めを設けようとするときは、当該種類の種類株主全員の同意を得なければならない。

(種類株主総会の決議を必要とする旨の定めがある場合)

第三百二十三条 種類株式発行会社において、ある種類の株式の内容として、株主総会（取締役会設置会社にあつては株主総会又は取締役会、第四百七十八条第八項に規定する清算人会設置会社にあつては株主総会又は清算人会）において決議すべき事項について、当該決議のほか、当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の決議があることを必要とする旨の定めがあるときは、当該事項は、その定款の定めに従い、株主総会、取締役会又は清算人会の決議のほか、当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の決議がなければ、その効力を生じない。

ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる種類株主が存しない場合は、この限りでない。

(種類株主総会の決議)

第三百二十四条 種類株主総会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、その種類の株式の総株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる種類株主総会の決議は、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数（三分の一以上の割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）を有する株主が出

席し、出席した当該株主の議決権の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合 以上）に当たる多数をもって行わなければならない。この場合においては、当該決議の要件に加えて、一定の数以上の株主の賛成を要する旨その他の要件を定款で定めることを妨げない。

一 第一百一条第二項の種類株主総会（ある種類の株式の内容として第八十八条第一項第七号に掲げる事項についての定款の定めを設ける場合に限る。）

二 第二百九十九条第四項及び第二百条第四項の種類株主総会

三 第二百三十八条第四項及び第二百三十九条第四項の種類株主総会

四 第三百二十二条第一項の種類株主総会

五 第三百四十七条第二項の規定により読み替えて適用する第三百三十九条第一項の種類株主総会

六 第七百九十五条第四項の種類株主総会

七 第八百六十六条の三第三項の種類株主総会

3 前二項の規定にかかわらず、次に掲げる種類株主総会の決議は、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主の半数以上（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）であつて、当該株主の議決権の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合 以上）に当たる多数をもって行わなければならない。

一 第一百一条第二項の種類株主総会（ある種類の株式の内容として第八十八条第一項第四号に掲げる事項についての定款の定めを設ける場合に限る。）

二 第七百八十三条第三項及び第八百四条第三項の種類株主総会

(株主総会に関する規定の準用)

第三百二十五条 前条（第二百九十五条第一項及び第二項、第二百九十六条第一項及び第二項並びに第二百九十九条を除く。）の規定は、種類株主総会について準用する。この場合において、第二百九十七条第一項中「総株主」とあるのは「総株主（ある種類の株式の株主に限る。以下この条（第三百八条第一項を除く。）において同じ。）」と、「株主は」とあるのは「株主（ある種類の株式の株主に限る。以下この条（第三百八条第四項及び第二百九十九条第三項を除

く。)において同じ。)は」と読み替えるものと
する。

第三款 電子提供措置

(電子提供措置をとる旨の定款の定め)

第三百二十五条の二 株式会社は、取締役が株主総会(種類株主総会を含む。)の招集の手続を行うときは、次に掲げる資料(以下この款において「株主総会参考書類等」という。)の内容である情報について、電子提供措置(電磁的方法により株主(種類株主総会を招集する場合にあつては、ある種類の株主に限る。)が情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて、法務省令で定めるものをいう。以下この款、第九百一十一条第三項第十二号の二及び第九百七十六條第十九号において同じ。)をとる旨を定款で定めることができる。この場合において、その定款には、電子提供措置をとる旨を定めれば足りる。

- 一 株主総会参考書類
- 二 議決権行使書面
- 三 第四百三十七條の計算書類及び事業報告
- 四 第四百四十四條第六項の連結計算書類(電子提供措置)

第三百二十五条の三

電子提供措置をとる旨の定款の定めがある株式会社の取締役は、第二百九十九條第二項各号に掲げる場合には、株主総会の日の三週間前の日又は同条第一項の通知を発した日のいずれか早い日(以下この款において「電子提供措置開始日」という。)から株主総会の日後三箇月を経過する日までの間(以下この款において「電子提供措置期間」という。)、次に掲げる事項に係る情報について継続して電子提供措置をとらなければならない。

- 一 第二百九十八條第一項各号に掲げる事項
- 二 株主総会参考書類及び議決権行使書面に記載すべき事項
- 三 第三百二条第一項に規定する場合には、株主総会参考書類に記載すべき事項
- 四 第三百五条第一項の規定による請求があつた場合には、同項の議案の要領
- 五 株式会社が取締役会設置会社である場合において、取締役が定時株主総会を招集するときは、第四百三十七條の計算書類及び事業報告に記載され、又は記録された事項
- 六 株式会社が会計監査人設置会社(取締役会設置会社に限る。)である場合において、取

締役が定時株主総会を招集するときは、第四百四十四條第六項の連結計算書類に記載され、又は記録された事項

- 七 前各号に掲げる事項を修正したときは、その旨及び修正前の事項

2 前項の規定にかかわらず、取締役が第二百九十九條第一項の通知に際して株主に對し議決権行使書面を交付するときは、議決権行使書面に記載すべき事項に係る情報については、前項の規定により電子提供措置をとることを要しない。

3 第一項の規定にかかわらず、金融商品取引法第二十四条第一項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない株式会社が、電子提供措置開始日までに第一項各号に掲げる事項(定時株主総会に係るものに限り、議決権行使書面に記載すべき事項を除く。)を記載した有価証券報告書(添付書類及びこれらの訂正報告書を含む。)の提出の手続を同法第二十七條の三十の二に規定する開示用電子情報処理組織(以下この款において単に「開示用電子情報処理組織」という。)を使用して行う場合には、当該事項に係る情報については、同項の規定により電子提供措置をとることを要しない。

(株主総会の招集の通知等の特則)
第三百二十五条の四 前条第一項の規定により電子提供措置をとる場合における第二百九十九條第一項の規定の適用については、同項の「二週間(前条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めたときを除き、公開会社でない株式会社にあっては、一週間(当該株式会社が取締役会設置会社以外の株式会社である場合において、これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間)」とあるのは、「二週間」とする。

2 第二百九十九條第四項の規定にかかわらず、前条第一項の規定により電子提供措置をとる場合には、第二百九十九條第二項又は第三項の通知には、第二百九十八條第一項第五号に掲げる事項を記載し、又は記録することを要しない。この場合において、当該通知には、同項第一号から第四号までに掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

- 一 電子提供措置をとっているときは、その旨
- 二 前条第三項の手続を開示用電子情報処理組織を使用して行ったときは、その旨

三 前二号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

3 第三百一条第一項、第三百二条第一項、第四百三十七條及び第四百四十四條第六項の規定にかかわらず、電子提供措置をとる旨の定款の定めがある株式会社に於いては、取締役は、第二百九十九條第一項の通知に際して、株主に對し、株主総会参考書類等を交付し、又は提供することを要しない。

4 電子提供措置をとる旨の定款の定めがある株式会社に於ける第三百五条第一項の規定の適用については、同項中「その通知に記載し、又は記録する」とあるのは、「当該議案の要領について第三百二十五条の二に規定する電子提供措置をとる」とする。

第三百二十五条の五

電子提供措置をとる旨の定款の定めがある株式会社の株主(第二百九十九條第三項(第三百二十五条において準用する場合を含む。))の承諾をした株主を除く。)は、株式会社に対し、第三百二十五条の三第一項各号(第三百二十五条の七において準用する場合を含む。)に掲げる事項(以下この条において「電子提供措置事項」という。)を記載した書面の交付を請求することができる。

2 取締役は、第三百二十五条の三第一項の規定により電子提供措置をとる場合には、第二百九十九條第一項の通知に際して、前項の規定による請求(以下この条において「書面交付請求」という。)をした株主(当該株主総会において議決権を行使することができる者を定めるための基準日(第二百二十四條第一項に規定する基準日をいう。))を定めた場合に於ては、当該基準日までに書面交付請求をした者に限る。)に對し、当該株主総会に係る電子提供措置事項を記載した書面を交付しなければならない。

3 株式会社が、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部については、前項の規定により交付する書面に記載することを要しない旨を定款で定めることができる。

4 書面交付請求をした株主がある場合において、その書面交付請求の日(当該株主が次項ただし書の規定により異議を述べた場合にあつては、当該異議を述べた日)から一年を経過したときは、株式会社は、当該株主に對し、第二項の規定による書面の交付を終了する旨を通知し、かつ、これに異議のある場合には一定の期

間(以下この条において「催告期間」という。)内に異議を述べるべき旨を催告することができる。ただし、催告期間は、一箇月を下ることができない。

5 前項の規定による通知及び催告を受けた株主がした書面交付請求は、催告期間を経過した時にその効力を失う。ただし、当該株主が催告期間内に異議を述べたときは、この限りでない。(電子提供措置の中断)

第三百二十五条の六

第三百二十五条の三第一項の規定にかかわらず、電子提供措置期間中に電子提供措置の中断(株主が提供を受けることができる状態に置かれた情報がその状態に置かれなかったこととなつたこと又は当該情報がその状態に置かれた後改変されたこと(同項第七号の規定により修正されたことを除く。))をいう。以下この条において同じ。)が生じた場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、その電子提供措置の中断は、当該電子提供措置の効力に影響を及ぼさない。

- 一 電子提供措置の中断が生ずることにつき株式会社が善意でかつ重大な過失がないこと又は株式会社に正当な事由があること。
- 二 電子提供措置の中断が生じた時間の合計が電子提供措置期間の十分の一を超えないこと。
- 三 電子提供措置開始日から株主総会の日までの期間中に電子提供措置の中断が生じたときは、当該期間中に電子提供措置の中断が生じた時間の合計が当該期間の十分の一を超えないこと。
- 四 株式会社が電子提供措置の中断が生じたことを知つた後速やかにその旨、電子提供措置の内容が生じた時間及び電子提供措置の中断の内容について当該電子提供措置に付して電子提供措置をとつたこと。

(株主総会に関する規定の準用)
第三百二十五条の七 第三百二十五条の三から前条まで(第三百二十五条の三第一項(第五号及び第六号に係る部分に限る。))及び第三項並びに第三百二十五条の五第一項及び第三項から第五項までを除く。)の規定は、種類株主総会について準用する。この場合において、第三百二十五条の三第一項中「第二百九十九條第二項各号」とあるのは、「第三百二十五条において準用する第二百九十九條第二項各号」と、同条第一項「同条第一項(第三百二十五

条において準用する第二百九十九條第二項各号」とあるのは、「同条第一項(第三百二十五

6 指名委員会等設置会社の取締役についての第一項の規定の適用については、同項中「二年」とあるのは、「一年」とする。

7 前各項の規定にかかわらず、次に掲げる定款の変更をした場合には、取締役の任期は、当該定款の変更の効力が生じた時に満了する。

一 監査等委員会又は指名委員会等を置く旨の定款の変更

二 監査等委員会又は指名委員会等を置く旨の定款の定めを廃止する定款の変更

三 その発行する株式の全部の内容として譲渡による当該株式の取得について当該株式会社の承認を要する旨の定款の定めを廃止する定款の変更（監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社とするものを除く。）

（会計参与の資格等）

第三百三十三條 会計参与は、公認会計士若しくは監査法人又は税理士若しくは税理士法人でなければならぬ。

2 会計参与に選任された監査法人又は税理士法人は、その社員の中から会計参与の職務を行うべき者を選定し、これを株式会社に通知しなければならぬ。この場合においては、次項各号に掲げる者を選定することはできない。

3 次に掲げる者は、会計参与となることができる。一 株式会社又はその子会社の取締役、監査役

若しくは執行役又は支配人その他の使用人
二 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者
三 税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第四十三条の規定により同法第二条第二項に規定する税理士業務を行うことができない者

（会計参与の任期）
第三百三十四條 第三百三十二條（第四項及び第五項を除く。次項において同じ。）の規定は、会計参与の任期について準用する。

2 前項において準用する第三百三十二条の規定にかかわらず、会計参与設置会社が会計参与を置く旨の定款の定めを廃止する定款の変更をした場合には、会計参与の任期は、当該定款の変更の効力が生じた時に満了する。

（監査役の資格等）

第三百三十五條 第三百三十一條第一項及び第二項並びに第三百三十一條の二の規定は、監査役について準用する。

2 監査役は、株式会社若しくはその子会社の取締役若しくは支配人その他の使用人又は当該会社の会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）若しくは執行役を兼ねることができない。

3 監査役設置会社においては、監査役は、三人以上で、そのうち半数以上は、社外監査役でなければならない。

（監査役の任期）

第三百三十六條 監査役の任期は、選任後四年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 前項の規定は、公開会社でない株式会社において、定款によって、同項の任期を選任後十年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで延長することを妨げない。

3 第一項の規定は、定款によって、任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期を選任した監査役の任期の満了する時までとすることを妨げない。

4 前三項の規定にかかわらず、次に掲げる定款の変更をした場合には、監査役の任期は、当該定款の変更の効力が生じた時に満了する。

一 監査役を置く旨の定款の定めを廃止する定款の変更
二 監査等委員会又は指名委員会等を置く旨の定款の変更

三 監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めを廃止する定款の変更
四 その発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当該株式会社承認を要する旨の定款の定めを廃止する定款の変更

（会計監査人の資格等）
第三百三十七條 会計監査人は、公認会計士又は監査法人でなければならない。

2 会計監査人に選任された監査法人は、その社員の中から会計監査人の職務を行うべき者を選定し、これを株式会社に通知しなければならない。

3 次に掲げる者は、会計監査人となることできない。
一 公認会計士法（昭和二十六年法律第二百三十五号）第二項に規定する計算書類について監査を行うことができない者

二 株式会社の子会社若しくはその取締役、会計参与、監査役若しくは執行役から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者
三 監査法人でその社員の半数以上が前号に掲げる者であるもの
（会計監査人の任期）

第三百三十八條 会計監査人の任期は、選任後一年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

3 前二項の規定にかかわらず、会計監査人設置会社が会計監査人を置く旨の定款の定めを廃止する定款の変更をした場合には、会計監査人の任期は、当該定款の変更の効力が生じた時に満了する。

第二款 解任

第三百三十九條 役員及び会計監査人は、いつでも、株主総会の決議によって解任することができる。

2 前項の規定により解任された者は、その解任について正当な理由がある場合を除き、株式会社に対し、解任によって生じた損害の賠償を請求することができる。

（監査役等による会計監査人の解任）

第三百四十條 監査役は、会計監査人が次のいずれかに該当するときは、その会計監査人を解任することができる。

一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
二 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
三 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 前項の規定による解任は、監査役が二人以上ある場合には、監査役の全員の同意によって行わなければならない。

3 第一項の規定により会計監査人を解任したときは、監査役（監査役が二人以上ある場合）については、監査役の互選によって定めた監査役は、その旨及び解任の理由を解任後最初に招集される株主総会に報告しなければならない。

4 監査役設置会社における前三項の規定の適用については、第一項中「監査役」とあるのは「監査役等」とする。

「監査役等」と、第二項中「監査役が二人以上ある場合には、監査役」とあるのは「監査役」と、前項中「監査役（監査役が二人以上ある場合）については、監査役の互選によって定めた監査役」とあるのは「監査役等委員会が選定した監査役」とする。

5 監査等委員会設置会社における第一項から第三項までの規定の適用については、第一項中「監査役」とあるのは「監査等委員会」と、第二項中「監査役が二人以上ある場合には、監査役」とあるのは「監査等委員会」と、第三項中「監査役（監査役が二人以上ある場合）については、監査役の互選によって定めた監査役」とあるのは「監査等委員会が選定した監査等委員」とする。

6 指名委員会等設置会社における第一項から第三項までの規定の適用については、第一項中「監査役」とあるのは「監査委員会」と、第二項中「監査役が二人以上ある場合には、監査役」とあるのは「監査委員会の委員」と、第三項中「監査役（監査役が二人以上ある場合）については、監査役の互選によって定めた監査役」とあるのは「監査委員会が選定した監査委員会の委員」とする。

（役員）の選任及び解任の株主総会の決議
第三百四十一條 第三百九条第一項の規定にかかわらず、役員を選任し、又は解任する株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数（三分の一以上の割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合）にあつては、その割合以上）をもって行わなければならない。

（累積投票による取締役の選任）
第三百四十二條 株主総会の目的である事項が二人以上の取締役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役。以下この条において同じ。）の選任である場合には、株主（取締役の選任について議決権を行使することができる株主に限る。以下この条において同じ。）は、定款に別段の定めがあるときを除き、株式会社に対し、第三項から第五項までに規定するところにより取締役を選任すべきことを請求することができる。

第三款 特則

（役員）の選任及び解任の手続に関する特則

（役員）の選任及び解任の手続に関する特則
第三百四十一條 第三百九条第一項の規定にかかわらず、役員を選任し、又は解任する株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数（三分の一以上の割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合）にあつては、その割合以上）をもって行わなければならない。

- 2 前項の規定による請求は、同項の株主総会の日の五日前までにしなければならない。
- 3 第三百八条第一項の規定にかかわらず、第一項の規定による請求があつた場合には、取締役の選任の決議については、株主は、その有する株式一株（単元株式数を定款で定めている場合にあっては、単元の株式）につき、当該株主総会において選任する取締役の数と同数の議決権を有する。この場合においては、株主は、一人のみに投票し、又は二人以上に投票して、その議決権を行使することができる。
- 4 前項の場合には、投票の最多数を得た者から順次取締役を選任されたものとする。
- 5 前二項に定めるもののほか、第一項の規定による請求があつた場合における取締役の選任に關し必要な事項は、法務省令で定める。
- 6 前条の規定は、前三項に規定するところにより選任された取締役の解任の決議については、適用しない。
- （監査等委員である取締役等の選任等についての意見の陳述）
- 第三百四十二条の二** 監査等委員である取締役は、株主総会において、監査等委員である取締役の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができる。
- 2 監査等委員である取締役を辞任した者は、辞任後最初に招集される株主総会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。
- 3 取締役は、前項の者に対し、同項の株主総会を招集する旨及び第二百九十八条第一項第一号に掲げる事項を通知しなければならない。
- 4 監査等委員会が選定する監査等委員は、株主総会において、監査等委員である取締役以外の取締役の選任若しくは解任又は辞任について監査等委員の意見を述べることができる。
- （監査役の選任に関する監査役の同意等）
- 第三百四十三条** 取締役は、監査役がある場合において、監査役の選任に関する議案を株主総会に提出するには、監査役（監査役が二人以上ある場合にあっては、その過半数）の同意を得なければならない。
- 2 監査役は、取締役に対し、監査役の選任を株主総会の目的とすること又は監査役の選任に関する議案を株主総会に提出することを請求することができる。
- 3 監査役会設置会社における前二項の規定の適用については、第一項中「監査役（監査役が二人以上ある場合にあっては、その過半数）」とあるのは「監査役会」と、前項中「監査役は」とあるのは「監査役会は」とする。
- 4 第三百四十一条の規定は、監査役の解任の決議については、適用しない。
- （会計監査人の選任等に関する議案の内容の決定）
- 第三百四十四条** 監査役設置会社においては、株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監査役が決定する。
- 2 監査役が二人以上ある場合における前項の規定の適用については、同項中「監査役が」とあるのは、「監査役の過半数をもって」とする。
- 3 監査役会設置会社における第一項の規定の適用については、同項中「監査役」とあるのは、「監査役会」とする。
- （監査等委員である取締役の選任に関する監査等委員会の同意等）
- 第三百四十四条の二** 取締役は、監査等委員会がある場合において、監査等委員である取締役の選任に関する議案を株主総会に提出するには、監査等委員会の同意を得なければならない。
- 2 監査等委員会は、取締役に對し、監査等委員である取締役の選任を株主総会の目的とすること又は監査等委員である取締役の選任に関する議案を株主総会に提出することを請求することができる。
- 3 第三百四十一条の規定は、監査等委員である取締役の解任の決議については、適用しない。（会計参与等の選任等についての意見の陳述）
- 第三百四十五条** 会計参与は、株主総会において、会計参与の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができる。
- 2 会計参与を辞任した者は、辞任後最初に招集される株主総会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。
- 3 取締役は、前項の者に対し、同項の株主総会を招集する旨及び第二百九十八条第一項第一号に掲げる事項を通知しなければならない。
- 4 第一項の規定は監査役について、前二項の規定は監査役を辞任した者について、それぞれ準用する。この場合において、第一項中「会計参与の」とあるのは、「監査役の」と読み替えるものとする。
- 5 第一項の規定は会計監査人について、第二項及び第三項の規定は会計監査人を辞任した者及び第三百四十条第一項の規定により会計監査人を解任された者について、それぞれ準用する。この場合において、第一項中「株主総会において」とあるのは「会計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任について、株主総会に出席して」と、第二項中「辞任後」とあるのは「解任後又は辞任後」と、「辞任した旨及びその理由」とあるのは「辞任した旨及びその理由又は解任についての意見」と読み替えるものとする。
- （役員等に欠員を生じた場合の措置）
- 第三百四十六条** 役員（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役若しくはそれ以外の取締役又は会計参与。以下この条において同じ。）が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員の員数が欠けた場合には、新たに選任された役員（次項の一時役員の職務を行うべき者を含む。）が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。
- 2 前項に規定する場合において、裁判所は、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより、一時役員の職務を行うべき者を選任することができる。
- 3 裁判所は、前項の一時役員の職務を行うべき者を選任した場合には、株式会社がその者に対して支払う報酬の額を定めることができる。
- 4 会計監査人が欠けた場合又は定款で定めた会計監査人の員数が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監査役は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。
- 5 第三百三十七条及び第三百四十条の規定は、前項の一時会計監査人の職務を行うべき者について準用する。
- 6 監査役会設置会社における第四項の規定の適用については、同項中「監査役」とあるのは、「監査役会」とする。
- 7 監査等委員会設置会社における第四項の規定の適用については、同項中「監査役」とあるのは、「監査等委員会」とする。
- 8 指名委員会等設置会社における第四項の規定の適用については、同項中「監査役」とあるのは、「監査委員会」とする。
- （種類株主総会における取締役又は監査役の選任等）
- 第三百四十七条** 第八十八条第一項第九号に掲げる事項（取締役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役）に関するものに限る。）についての定めがある種類の株式を発行している場合における第三百二十九条第一項、第三百三十二条第一項、第三百三十九条第一項、第三百四十一条並びに第三百四十四条の第二項及び第二項の規定の適用については、第三百二十九条第一項中「株主総会」とあるのは「株主総会（取締役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役）については、第八十八条第二項第九号に定める事項については、定款の定めに従い、各種別の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会）」と、第三百三十二条第一項及び第三百三十九条第一項中「株主総会の決議」とあるのは「株主総会（第四十一条第一項の規定により又は第九十条第一項の種類創立総会若しくは第三百四十七条第一項の規定により読み替えて適用する第三百二十九条第一項の種類株主総会において選任された取締役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役。以下この項において同じ。）については、当該取締役の選任に係る種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会（定款に別段の定めがある場合又は当該取締役の任期満了前に当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主が存在しなくなった場合にあっては、株主総会））」の決議」と、第三百四十一条中「第三百九条第一項」とあるのは「第三百九条第一項及び第三百二十四条」と、「株主総会」とあるのは「株主総会（第三百四十七条第一項の規定により読み替えて適用する第三百二十九条第一項及び第三百三十九条第一項の種類株主総会を含む。）」と、第三百四十四条の第二項及び第二項の規定の適用については、第三百二十九条第一項中「株主総会」とあるのは「株主総会（監査役については、第八十八条第二項第九号に定める事項については、定款の定めに従い、各種

類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会」と、第三百二十九条第一項中「株主総会」とあるのは「株主総会（第四十一条第三項において準用する同条第一項の規定により又は第九十条第二項において準用する同条第一項の種類創立総会若しくは第三百四十七条第二項の規定により読み替えて適用する第三百二十九条第一項の種類株主総会において選任された監査役については、当該監査役の選任に係る種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会（定款に別段の定めがある場合又は当該監査役の任期満了前に当該種類株主総会において議決権行使することができる株主が存在しなくなった場合にあつては、株主総会）」と、第三百四十一条中「第三百九条第一項」とあるのは「第三百九条第一項及び第三百二十四条」と、「株主総会」とあるのは「株主総会（第三百四十七条第二項の規定により読み替えて適用する第三百二十九条第一項の種類株主総会を含む）」と、第三百四十三条第一項及び第二項中「株主総会」とあるのは「第三百四十七条第二項の規定により読み替えて適用する第三百二十九条第一項の種類株主総会」とする。

第四節 取締役

第三百四十八条 取締役は、定款に別段の定めがある場合を除き、株式会社（取締役会設置会社を除く。以下この条において同じ。）の業務を執行する。

2 取締役が二人以上ある場合には、株式会社の業務は、定款に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数をもって決定する。

3 前項の場合には、取締役は、次に掲げる事項についての決定を各取締役に委任することができる。

一 支配人の選任及び解任
二 支店の設置、移転及び廃止
三 第二百九十八条第一項各号（第三百二十五条において準用する場合を含む。）に掲げる事項

四 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備
五 第四百二十六条第一項の規定による定款の定めに基づく第四百二十三条第一項の責任の免除

4 大会社においては、取締役は、前項第四号に掲げる事項を決定しなければならない。
（業務の執行の社外取締役への委託）

第三百四十八条の二 株式会社（指名委員会等設置会社を除く。）が社外取締役を置いてある場合において、当該株式会社と取締役との利益が相反する状況にあるとき、その他取締役が当該株式会社の業務を執行することにより株主の利益を損なうおそれがあるときは、当該株式会社は、その都度、取締役の決定（取締役会設置会社にあつては、取締役会の決議）によつて、当該株式会社の業務を執行することを社外取締役に委託することができる。

2 指名委員会等設置会社と執行役との利益が相反する状況にあるとき、その他執行役が指名委員会等設置会社の業務を執行することにより株主の利益を損なうおそれがあるときは、当該指名委員会等設置会社は、その都度、取締役会の決議によつて、当該指名委員会等設置会社の業務を執行することを社外取締役に委託することができる。

3 前二項の規定により委託された業務の執行は、第二条第十五号イに規定する株式会社の業務の執行に該当しないものとする。ただし、社外取締役が業務執行取締役（指名委員会等設置会社にあつては、執行役）の指揮命令により当該委託された業務を執行したときは、この限りでない。

（株式会社の代表）

第三百四十九条 取締役は、株式会社を代表する。ただし、他に代表取締役その他株式会社を代表する者を定めた場合は、この限りでない。

2 前項本文の取締役が二人以上ある場合には、取締役は、各自、株式会社を代表する。
3 株式会社（取締役会設置会社を除く。）は、定款、定款の定めに基づく取締役の互選又は株主総会の決議によつて、取締役の中から代表取締役を定めることができる。

4 代表取締役は、株式会社の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。
5 前項の権限に加えた制限は、善意の第三者に對抗することができない。

第三百五十条 株式会社は、代表取締役その他の代表者がその職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。

（代表取締役の職務を代行する場合の措置）
第三百五十一条 代表取締役が欠けた場合又は定款で定めた代表取締役の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した代表取締役は、新たに選定された代表取締役（次項の一時代表取締役の職務を行うべき者を含む。）が就任するまで、なお代表取締役としての権利義務を有する。

2 前項に規定する場合において、裁判所は、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより、一時代表取締役の職務を行うべき者を選任することができる。

3 裁判所は、前項の一時代表取締役の職務を行うべき者を選任した場合においては、株式会社がその者に対して支払う報酬の額を定めることができる。
（取締役の職務を代行する者の権限）

第三百五十二条 民事保全法（平成元年法律第九十一号）第五十六条に規定する仮処分命令により選任された取締役又は代表取締役の職務を代行する者は、仮処分命令に別段の定めがある場合を除き、株式会社の常務に属しない行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。

2 前項の規定に違反して行った取締役又は代表取締役の職務を代行する者の行為は、無効とする。ただし、株式会社は、これをもって善意の第三者に對抗することができない。

（株式会社と取締役との間の訴えにおける会社の代表）

第三百五十三条 第三百四十九条第四項の規定にかかわらず、株式会社が取締役（取締役であつた者を含む。以下この条において同じ。）に対し、又は取締役が株式会社に対して訴えを提起する場合には、株主総会は、当該訴えについて株式会社を代表する者を定めることができる。
（表見代表取締役）

第三百五十四条 株式会社は、代表取締役以外の取締役は社長、副社長その他株式会社を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合には、当該取締役がした行為について、善意の第三者に対してその責任を負う。
（忠実義務）

第三百五十五条 取締役は、法令及び定款並びに株主総会の決議を遵守し、株式会社のため忠実にその職務を行わなければならない。

第三百五十六条 取締役は、次に掲げる場合には、株主総会において、当該取引につき重要な

事実を開示し、その承認を受けなければならない。
一 取締役が自己又は第三者のために株式会社

の事業の部に属する取引をしようとするとき。

二 取締役が自己又は第三者のために株式会社と取引をしようとするとき。

三 株式会社が取締役の債務を保証することその他取締役以外の者との間において株式会社と当該取締役との利益が相反する取引をしようとするとき。

2 民法第八八条の規定は、前項の承認を受けた同項第二号又は第三号の取引については、適用しない。

（取締役の報告義務）

第三百五十七条 取締役は、株式会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を株主（監査役設置会社にあつては、監査役）に報告しなければならない。

2 監査役会設置会社における前項の規定の適用については、同項中「株主（監査役設置会社にあつては、監査役）」とあるのは、「監査役会」とする。

3 監査等委員会設置会社における第一項の規定の適用については、同項中「株主（監査役設置会社にあつては、監査役）」とあるのは、「監査等委員会」とする。

（業務の執行に関する検査役の選任）

第三百五十八条 株式会社の業務の執行に關し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを疑うに足る事由があるときは、次に掲げる株主は、当該株式会社の業務及び財産の状況を調査させるため、裁判所に對し、検査役の選任の申立てをすることができる。

一 総株主（株主総会において決議をすることができな事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）の議決権の百分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の議決権を有する株主
二 発行済株式（自己株式を除く。）の百分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の数の株式を有する株主

三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の数の株式を有する株主

- 2 前項の申立てがあつた場合には、裁判所は、これを不適法として却下する場合を除き、検査役を選任しなければならない。
 - 3 裁判所は、前項の検査役を選任した場合には、株式会社が当該検査役に対して支払う報酬の額を定めることができる。
 - 4 第二項の検査役は、その職務を行うため必要があるときは、株式会社の子会社の業務及び財産の状況を調査することができる。
 - 5 第二項の検査役は、必要な調査を行い、当該調査の結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録（法務省令で定めるものに限る。）を裁判所に提供して報告をしなければならない。
 - 6 裁判所は、前項の報告について、その内容を明瞭にし、又はその根拠を確認するため必要があると認めるときは、第二項の検査役に対し、更に前項の報告を求めることができる。
 - 7 第二項の検査役は、第五項の報告をしたときは、株式会社及び検査役の選任の申立てをした株主に対し、同項の書面の写しを交付し、又は同項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により提供しなければならない。
- （裁判所による株主総会招集等の決定）**
- 第三百五十九条** 裁判所は、前条第五項の報告があつた場合においては、必要があると認めるときは、取締役に対し、次に掲げる措置の全部又は一部を命じなければならない。
- 一 一定の期間内に株主総会を招集すること。
 - 二 前条第五項の調査の結果を株主に通知すること。
 - 三 裁判所が前項第一号に掲げる措置を命じた場合には、取締役は、前条第五項の報告の内容を同号の株主総会において開示しなければならない。

- 2 前項に規定する場合には、取締役（監査役設置会社にあつては、取締役及び監査役）は、前条第五項の報告の内容を調査し、その結果を第一項第一号の株主総会に報告しなければならない。
- （株主による取締役の行為の差止め）**
- 第三百六十条** 六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前から引き続き株式を有する株主は、取締役が株式会社の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をすることによって、当該株式会社に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該取締役に対し、当該行為をやめることを請求することができる。
- 2 公開会社でない株式会社における前項の規定の適用については、同項中「六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前から引き続き株式を有する株主」とあるのは、「株主」とする。
 - 3 監査役設置会社、監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社における第一項の規定の適用については、同項中「著しい損害」とあるのは、「回復することができない損害」とする。
- （取締役の報酬等）**
- 第三百六十一条** 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として株式会社から受ける財産上の利益（以下この章において「報酬等」という。）については、次に掲げる事項は、定款に当該事項を定めていないときは、株主総会の決議によって定める。
- 一 報酬等のうち額が確定しているものについては、その額
 - 二 報酬等のうち額が確定していないものについては、その具体的な算定方法
 - 三 報酬等のうち当該株式会社の募集株式（第九十九条第一項に規定する募集株式をいう。以下この項及び第四百九条第三項において同じ。）については、当該募集株式の数（種類株式発行会社にあつては、募集株式の種類及び種類ごとの数）の上限その他法務省令で定める事項
 - 四 報酬等のうち当該株式会社の募集新株予約権（第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権をいう。以下この項及び第四百九条第三項において同じ。）については、当該募集新株予約権の数の上限その他法務省令で定める事項
 - 五 報酬等のうち次のイ又はロに掲げるものと引換えにする払込みに充てるための金銭については、当該イ又はロに定める事項
 - イ 当該株式会社の募集株式 取締役が引き受ける当該募集株式の数（種類株式発行会社にあつては、募集株式の種類及び種類ごとの数）の上限その他法務省令で定める事項
 - ロ 当該株式会社の募集新株予約権 取締役が引き受ける当該募集新株予約権の数の上限その他法務省令で定める事項
- 六 報酬等のうち金銭でないもの（当該株式会社の募集株式及び募集新株予約権を除く。）については、その具体的な内容

- 2 監査等委員会設置会社においては、前項各号に掲げる事項は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定めなければならない。
 - 3 監査等委員である各取締役の報酬等について定款の定め又は株主総会の決議がないときは、当該報酬等は、第一項の報酬等の範囲内において、監査等委員である取締役の協議によって定める。
 - 4 第一項各号に掲げる事項を定め、又はこれを改定する議案を株主総会に提出した取締役は、当該株主総会において、当該事項を相当とする理由を説明しなければならない。
 - 5 監査等委員である取締役は、株主総会において、監査等委員である取締役の報酬等について意見を述べることができる。
 - 6 監査等委員会が選定する監査等委員は、株主総会において、監査等委員である取締役以外の取締役の報酬等について監査等委員会の意見を述べることができる。
 - 7 次に掲げる株式会社の取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下この項において同じ。）の報酬等の内容及び定款又は株主総会の決議による第一項各号に掲げる事項についての定めがある場合には、当該定めに基づく取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針として法務省令で定める事項を決定しなければならない。ただし、取締役の個人別の報酬等の内容及び定款又は株主総会の決議により定められているときは、この限りでない。
- 一 監査役会設置会社（公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る。）であつて、金融商品取引法第二十四条第一項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないもの
 - 二 監査等委員会設置会社
- 第五節 取締役会**
- 第一款 権限等**
- 第三百六十二条** 取締役会は、すべての取締役で組織する。
- 2 取締役会は、次に掲げる職務を行う。
 - 一 取締役会設置会社の業務執行の決定
 - 二 取締役の職務の執行の監督
 - 三 代表取締役の選定及び解職

- 3 取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定しなければならない。
 - 4 取締役会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる。
 - 一 重要な財産の処分及び譲受け
 - 二 多額の借財
 - 三 支配人その他の重要な使用人の選任及び解任
 - 四 支店その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - 5 第六百七十六条第一号に掲げる事項その他の社債を引き受ける者の募集に関する重要な事項として法務省令で定める事項
 - 六 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備
 - 七 第四百二十六条第一項の規定による定款の定めに基づく第四百二十三条第一項の責任の免除
- 大会社である取締役会設置会社においては、取締役会は、前項第六号に掲げる事項を決定しなければならない。
- （取締役会設置会社の取締役の権限）**
- 第三百六十三条** 次に掲げる取締役は、取締役会設置会社の業務を執行する。
- 一 代表取締役
 - 二 代表取締役以外の取締役であつて、取締役会の決議によつて取締役会設置会社の業務を執行する取締役として選定されたもの
- 2 前項各号に掲げる取締役は、三箇月に一回以上、自己の職務の執行の状況を取締役に報告しなければならない。
- （取締役会設置会社と取締役との間の訴えにおける会社の代表）**
- 第三百六十四条** 第三百五十三条に規定する場合には、取締役会は、同条の規定による株主総会の定めがある場合を除き、同条の訴えについて取締役会設置会社を代表する者を定めることができる。
- （職業及び取締役会設置会社との取引等の制限）**
- 第三百六十五条** 取締役会設置会社における第三百五十六条の規定の適用については、同条第一

項中「株主総会」とあるのは、「取締役会」とする。

2 取締役会設置会社においては、第三百五十六条第一項各号の取引をした取締役は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を取締役会に報告しなければならない。

第二款 運営

(招集権者)

第三百六十六條 取締役会は、各取締役が招集する。ただし、取締役会を招集する取締役を定款又は取締役会で定めたときは、その取締役が招集する。

2 前項ただし書に規定する場合には、同項ただし書の規定により定められた取締役（以下この章において「招集権者」という。）以外の取締役は、招集権者に対し、取締役会の目的である事項を示して、取締役会の招集を請求することができる。

3 前項の規定による請求があった日から五日以内に、その請求があった日から二週間以内の日を取締役会の日とする取締役会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした取締役は、取締役会を招集することができる。

(株主による招集の請求)

第三百六十七條 取締役会設置会社（監査役設置会社、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社を除く。）の株主は、取締役が取締役会設置会社の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがあると認めるときは、取締役会の招集を請求することができる。

2 前項の規定による請求は、取締役（前条第一項ただし書に規定する場合にあつては、招集権者）に対し、取締役会の目的である事項を示して行わなければならない。

3 前条第三項の規定は、第一項の規定による請求があつた場合について準用する。

4 第一項の規定による請求を行った株主は、当該請求に基づき招集され、又は前項において準用する前条第三項の規定により招集した取締役会に出席し、意見を述べることができる。

(招集手続)

第三百六十八條 取締役会を招集する者は、取締役会の日の一週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前までに、各取締役（監査役設置会社にあつては、各取締役及び各監査役）に対してその通知を発しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、取締役会は、取締役（監査役設置会社にあつては、取締役及び監査役）の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(取締役会の決議)

第三百六十九條 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）をもって行う。

2 前項の決議について特別の利害関係を有する取締役は、議決に加わることができない。

3 取締役会の議事については、法務省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもつて作成されているときは、出席した取締役及び監査役は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

4 前項の議事録が電磁的記録をもつて作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

5 取締役会の決議に参加した取締役であつて第三項の議事録に異議をとなげないものは、その決議に賛成したものと推定する。

(取締役会の決議の省略)

第三百七十條 取締役会設置会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監査役設置会社にあつては、監査役が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす旨を定款で定めることができる。

(議事録等)

第三百七十一條 取締役会設置会社は、取締役会の日（前条の規定により取締役会の決議があつたものとみなされた日を含む。）から十年間、第三百六十九條第三項の議事録又は前条の意思表示を記載し、若しくは記録した書面若しくは電磁的記録（以下この条において「議事録等」という。）をその本店に備え置かなければならない。

2 株主は、その権利を行使するため必要があるときは、株式会社の営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

一 前項の議事録等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前項の議事録等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

3 監査役設置会社、監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社における前項の規定の適用については、同項中「株式会社」の営業時間内は、いつでも」とあるのは、「裁判所の許可を得て」とする。

4 取締役会設置会社の債権者は、役員又は執行役の責任を追及するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、当該取締役会設置会社の議事録等について第二項各号に掲げる請求をすることができる。

5 前項の規定は、取締役会設置会社の親会社社員がその権利を行使するため必要があるときに適用する。

6 裁判所は、第三項において読み替えて適用する第二項各号に掲げる請求又は第四項（前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の請求に係る閲覧又は謄写をすることにより、当該取締役会設置会社又はその親会社若しくは子会社に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、第三項において読み替えて適用する第二項の許可又は第四項の許可をすることができる。

(取締役会への報告の省略)

第三百七十二條 取締役、会計参与、監査役又は会計監査人が取締役（監査役設置会社にあつては、取締役及び監査役）の全員に対して取締役会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を取締役会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第三百六十三條第二項の規定による報告については、適用しない。

3 指名委員会等設置会社についての前二項の規定の適用については、第一項中「監査役又は会計監査人」とあるのは「会計監査人又は執行役」と、「取締役（監査役設置会社にあつては、取締役及び監査役）」とあるのは「取締役」と、前項中「第三百六十三條第二項」とあるのは「第四百七十七條第四項」とする。

(特別取締役による取締役会の決議)

第三百七十三條 第三百六十九條第一項の規定にかかわらず、取締役会設置会社（指名委員会等設置会社を除く。）が次に掲げる要件のいずれ

にも該当する場合（監査等委員会設置会社にあつては、第三百九十九條の十三第五項に規定する場合又は同条第六項の規定による定款の定めがある場合を除く。）には、取締役会は、第三百六十二條第四項第一号及び第二号又は第三百九十九條の十三第四項第一号及び第二号に掲げる事項についての取締役会の決議については、あらかじめ選定した三人以上の取締役（以下この章において「特別取締役」という。）のうち、議決に加わることができるものの過半数（これを上回る割合を取締役会で定めた場合にあつては、その割合以上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を取締役会で定めた場合にあつては、その割合以上）をもって行うことができる。

一 取締役の数が六人以上であること。

二 取締役のうち一人以上が社外取締役であること。

2 前項の規定による特別取締役による議決の定めがある場合には、特別取締役以外の取締役は、第三百六十二條第四項第一号及び第二号又は第三百九十九條の十三第四項第一号及び第二号に掲げる事項の決定をする取締役会に出席することを要しない。この場合における第三百六十六條第一項本文及び第三百六十八條の規定の適用については、第三百六十六條第一項本文中「各取締役」とあるのは「各特別取締役（第三百七十三條第一項に規定する特別取締役をいう。第三百六十八條において同じ。）」と、第三百六十八條第一項中「定款」とあるのは「取締役会」と、「各取締役」とあるのは「各特別取締役」と、同条第二項中「取締役（）」とあるのは「特別取締役（）」と、「取締役及びび」とあるのは「特別取締役及びび」とする。

3 特別取締役の互選によつて定められた者は、前項の取締役会の決議後、遅滞なく、当該決議の内容を特別取締役以外の取締役に報告しなければならない。

4 第三百六十六條（第一項本文を除く。）、第三百六十七條、第三百六十九條第一項、第三百七十条及び第三百九十九條の十四の規定は、第二項の取締役会については、適用しない。

第六節 会計参与

(会計参与の権限)

第三百七十四條 会計参与は、取締役と共同して、計算書類（第四百三十五條第二項に規定する計算書類をいう。以下この章において同じ。）

- 及びその附属明細書、臨時計算書類（第四百四十一條第一項に規定する臨時計算書類をいう。以下この章において同じ。）並びに連結計算書類（第四百四十四條第一項に規定する連結計算書類をいう。第三百九十六條第一項において同じ。）を作成する。この場合において、会計参与は、法務省令で定めるところにより、会計参与報告を作成しなければならない。
- 2 会計参与は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は取締役及び支配人その他の使用人に対して会計に関する報告を求めることができる。
- 一 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
- 二 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したもの
- 3 会計参与は、その職務を行うため必要があるときは、会計参与設置会社の子会社に対して会計に関する報告を求め、又は会計参与設置会社若しくはその子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 4 前項の子会社は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。
- 5 会計参与は、その職務を行うに当たっては、第三百三十三條第三項第二号又は第三号に掲げる者を使用してはならない。
- 6 指名委員会等設置会社における第一項及び第二項の規定の適用については、第一項中「取締役」とあるのは「執行役」と、第二項中「取締役及び」とあるのは「執行役及び取締役並びに」とする。
- （会計参与の報告義務）
- 第三百七十五條** 会計参与は、その職務を行うに際して取締役の職務の執行に關し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、遅滞なく、これを株主（監査役設置会社にあつては、監査役）に報告しなければならない。
- 2 監査役会設置会社における前項の規定の適用については、同項中「株主（監査役設置会社にあつては、監査役）」とあるのは、「監査役会」とする。
- 3 監査等委員会設置会社における第一項の規定の適用については、同項中「株主（監査役設置会社にあつては、監査役）」とあるのは、「監査等委員会」とする。
- 4 指名委員会等設置会社における第一項の規定の適用については、同項中「取締役」とあるのは「執行役又は取締役」と、「株主（監査役設置会社にあつては、監査役）」とあるのは「監査委員会」とする。
- （取締役会への出席）
- 第三百七十六條** 取締役会設置会社の会計参与（会計参与が監査法人又は税理士法人である場合にあつては、その職務を行うべき社員。以下この条において同じ。）は、第四百三十六條第三項、第四百四十一條第三項又は第四百四十四條第五項の承認をする取締役会に出席しなければならない。この場合において、会計参与は、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- 2 会計参与設置会社において、前項の取締役会を招集する者は、当該取締役会の日の一週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前までに、各会計参与に対してその通知を発しなければならない。
- 3 会計参与設置会社において、第三百六十八條第二項の規定により第一項の取締役会を招集の手續を経ることなく開催するとき、会計参与の全員の同意を得なければならない。
- （株主総会における意見の陳述）
- 第三百七十七條** 第三百七十四條第一項に規定する書類の作成に関する事項について会計参与が取締役と意見を異にするときは、会計参与（会計参与が監査法人又は税理士法人である場合にあつては、その職務を行うべき社員）は、株主総会において意見を述べることができる。
- 2 指名委員会等設置会社における前項の規定の適用については、同項中「取締役」とあるのは、「執行役」とする。
- （会計参与による計算書類等の備置き等）
- 第三百七十八條** 会計参与は、次の各号に掲げるものを、当該各号に定める期間、法務省令で定めるところにより、当該会計参与が定めた場所に備え置かなければならない。
- 一 各事業年度に係る計算書類及びその附属明細書並びに会計参与報告 定時株主総会の日の一週間（取締役会設置会社にあつては、二週間）前（日）（第三百九十九條第一項の場合にあつては、同項の提案があつた日）から五年間
- 二 臨時計算書類及び会計参与報告 臨時計算書類を作成した日から五年間
- 2 会計参与設置会社の株主及び債権者は、会計参与設置会社の営業時間内（会計参与が請求に応ずることが困難な場合として法務省令で定める場合を除く。）は、いつでも、会計参与に対し、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該会計参与の定めた費用を支払わなければならない。
- 一 前項各号に掲げるものが書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧の請求
- 二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求
- 三 前項各号に掲げるものが電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
- 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて会計参与の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求
- 3 会計参与設置会社の親会社社員は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、当該会計参与設置会社の第一項各号に掲げるものについて前項各号に掲げる請求をすることができる。ただし、同項第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該会計参与の定めた費用を支払わなければならない。
- （会計参与の報酬等）
- 第三百七十九條** 会計参与の報酬等は、定款にその額を定めていないときは、株主総会の決議によつて定める。
- 2 会計参与が二人以上ある場合において、各会計参与の報酬等について定款の定め又は株主総会の決議がないときは、当該報酬等は、前項の報酬等の範囲内において、会計参与の協議によつて定める。
- 3 会計参与（会計参与が監査法人又は税理士法人である場合にあつては、その職務を行うべき社員）は、株主総会において、会計参与の報酬等について意見を述べることができる。
- （費用等の請求）
- 第三百八十條** 会計参与がその職務の執行について会計参与設置会社に対して次に掲げる請求をしたときは、当該会計参与設置会社は、当該請求に係る費用又は債務が当該会計参与の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを拒むことができる。
- 一 費用の前払の請求
- 二 支出した費用及び支出の日以後におけるその利息の償還の請求
- 三 負担した債務の債権者に対する弁済（当該債務が弁済期にない場合にあつては、相当の担保の提供）の請求
- 第七節 監査役**
- （監査役の種類）
- 第三百八十一條** 監査役は、取締役（会計参与設置会社にあつては、取締役及び会計参与）の職務の執行を監査する。この場合において、監査役は、法務省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。
- 2 監査役は、いつでも、取締役及び会計参与並びに支配人その他の使用人に対して事業の報告を求め、又は監査役設置会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監査役は、その職務を行うため必要があるときは、監査役設置会社の子会社に対して事業の報告を求め、又はその子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 4 前項の子会社は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。
- （取締役への報告義務）
- 第三百八十二條** 監査役は、取締役が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を取締役（取締役会設置会社にあつては、取締役会）に報告しなければならない。
- （取締役会への出席義務等）
- 第三百八十三條** 監査役は、取締役会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。ただし、監査役が二人以上ある場合において、第三百七十三條第一項の規定による特別取締役による議決の定めがあるときは、監査役の互選によつて、監査役の中から特に同条第二項の取締役会に出席する監査役を定めることができる。
- 2 監査役は、前条に規定する場合において、必要があると認めるときは、取締役（第三百六十六條第一項ただし書に規定する場合にあつては、招集権者）に対し、取締役会の招集を請求することができる。
- 3 前項の規定による請求があつた日から五日以内、その請求があつた日から二週間以内の日を取締役会の日とする取締役会の招集の通知が

発せられない場合は、その請求をした監査役は、取締役会を招集することができる。

4 前二項の規定は、第三百七十三条第二項の取締役会については、適用しない。

(株主総会に対する報告義務)

第三百八十四条 監査役は、取締役が株主総会に提出しようとする議案、書類その他法務省令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を株主総会に報告しなければならない。

(監査役による取締役の行為の差止め)

第三百八十五条 監査役は、取締役が監査役設置会社の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によつて当該監査役設置会社に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該取締役に対し、当該行為をやめようとする請求をすることができる。

2 前項の場合において、裁判所が仮処分をもつて同項の取締役に対し、その行為をやめようとするときは、担保を立てさせないものとする。

(監査役設置会社と取締役との間の訴えにおける会社の代表等)

第三百八十六条 第三百四十九条第四項、第三百五十三条及び第三百六十四条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、当該各号の訴えについては、監査役が監査役設置会社を代表する。

一 監査役設置会社が取締役(取締役であった者を含む。以下この条において同じ。)に対し、又は取締役が監査役設置会社に対して訴えを提起する場合

二 株式交換等完全親会社(第八百四十九条第二項第一号に規定する株式交換等完全親会社をいう。次項第三号において同じ。)である監査役設置会社とその株式交換等完全子会社(第八百四十七条の二第一項に規定する株式交換等完全子会社をいう。次項第三号において同じ。)の取締役、執行役(執行役であった者を含む。以下この条において同じ。)又は清算人(清算人であった者を含む。以下この条において同じ。)の責任(第八百四十七条の二第一項各号に掲げる行為の効力が生じた時までにその原因となった事実が生じたものに限る。)を追及する訴えを提起する場合

三 最終完全親会社等(第八百四十七条の三第一項に規定する最終完全親会社等をいう。次項第四号において同じ。)である監査役設置会社とその完全子会社等(同条第二項第二号に規定する完全子会社等をいい、同条第三項の規定により当該完全子会社等とみなされるものを含む。次項第四号において同じ。)である株式会社の取締役、執行役又は清算人に対して特定責任追及の訴え(同条第一項に規定する特定責任追及の訴えをいう。)を提起する場合

2 第三百四十九条第四項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、監査役が監査役設置会社を代表する。

一 監査役設置会社が第八百四十七条第一項、第八百四十七条の二第一項若しくは第三項(同条第四項及び第五項において準用する場合を含む。)又は第八百四十七条の三第一項の規定による請求(取締役の責任を追及する訴えの提起の請求に限る。)を受ける場合

二 監査役設置会社が第八百四十九条第四項の訴訟告知(取締役の責任を追及する訴えに係るものに限る。)並びに第八百五十条第二項の規定による通知及び催告(取締役の責任を追及する訴えに係る訴訟における和解に関するものに限る。)を受ける場合

三 株式交換等完全親会社である監査役設置会社が第八百四十七条第一項の規定による請求(前項第二号に規定する訴えの提起の請求に限る。)をする場合又は第八百四十九条第六項の規定による通知(その株式交換等完全子会社の取締役、執行役又は清算人の責任を追及する訴えに係るものに限る。)を受ける場合

四 最終完全親会社等である監査役設置会社が第八百四十七条第一項の規定による請求(前項第三号に規定する特定責任追及の訴えの提起の請求に限る。)をする場合又は第八百四十九条第七項の規定による通知(その完全子会社等である株式会社の取締役、執行役又は清算人の責任を追及する訴えに係るものに限る。)を受ける場合

(監査役の報酬等)

第三百八十七条 監査役の報酬等は、定款にその額を定めていないときは、株主総会の決議によつて定める。

2 監査役が二人以上ある場合において、各監査役の報酬等について定款の定め又は株主総会の決議がないときは、当該報酬等は、前項の報酬等の範囲内において、監査役の協議によつて定める。

決議がないときは、当該報酬等は、前項の報酬等の範囲内において、監査役の協議によつて定める。

3 監査役は、株主総会において、監査役の報酬等について意見を述べるることができる。

(費用等の請求)

第三百八十八条 監査役がその職務の執行について監査役設置会社(監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。)に対して次に掲げる請求をしたときは、当該監査役設置会社は、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを拒むことができない。

一 費用の前払の請求

二 支出した費用及び支出の日以後におけるその利息の償還の請求

三 負担した債務の債権者に対する弁済(当該債務が弁済期にない場合にあつては、相当の担保の提供)の請求

(定款の定めによる監査範囲の限定)

第三百八十九条 公開会社でない株式会社(監査役設置会社及び会計監査人設置会社を除く。)は、第三百八十一条第一項の規定にかかわらず、その監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨を定款で定めることができる。

2 前項の規定による定款の定めがある株式会社の監査役は、法務省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

3 前項の監査役は、取締役が株主総会に提出しようとする会計に関する議案、書類その他の法務省令で定めるものを調査し、その調査の結果を株主総会に報告しなければならない。

4 第二項の監査役は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は取締役及び会計参与並びに支配人その他の使用人に対して会計に関する報告を求めることができる。

一 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもつて作成されているときは、当該書面

二 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したもの

5 第二項の監査役は、その職務を行うため必要があるときは、株式会社の子会社に対して会計に関する報告を求め、又は株式会社若しくはその子会社の業務及び財産の状況の調査をするることができる。

6 前項の子会社は、正当な理由があるときは、同項の規定による報告又は調査を拒むことができる。

7 第三百八十一条から第三百八十六条までの規定は、第一項の規定による定款の定めがある株式会社については、適用しない。

第八節 監査役会

第一款 権限等

第三百九十条 監査役会は、すべての監査役で組織する。

2 監査役会は、次に掲げる職務を行う。ただし、第三号の決定は、監査役の権限の行使を妨げることはできない。

一 監査報告の作成

二 常勤の監査役の選定及び解職

三 監査の方針、監査役会設置会社の業務及び財産の状況の調査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項の決定

3 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定しなければならない。

4 監査役は、監査役会の求めがあるときは、いつでもその職務の執行の状況を監査役会に報告しなければならない。

第二款 運営

第三百九十一条 監査役会は、各監査役が招集する。

(招集手続)

第三百九十二条 監査役会を招集するには、監査役は、監査役会の日の一週間(これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間)前までに、各監査役に対してその通知を発しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(監査役会の決議)

第三百九十三条 監査役会の決議は、監査役の過半数をもつて行う。

2 監査役会の議事については、法務省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもつて作成されているときは、出席した監査役は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

3 前項の議事録が電磁的記録をもつて作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、法務省令で定める署名又は

記名押印に代わる措置をとらなければならない。

4 監査役会の決議に参加した監査役であつて第二項の議事録に異議をとめないものは、その決議に賛成したものと推定する。

(議事録)

第三百九十四条 監査役会設置会社は、監査役会の日から十年間、前条第二項の議事録をその本店に備え置かなければならない。

2 監査役会設置会社の株主は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、次に掲げる請求をすることができる。

一 前項の議事録が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
二 前項の議事録が電磁的記録に記録されているときは、当該電磁的記録により表示した事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

3 前項の規定は、監査役会設置会社の債権者が役員の責任を追及するため必要があるとき及び親会社社員がその権利を行使するため必要があるときについて準用する。

4 裁判所は、第二項（前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の請求に係る閲覧又は謄写をすることにより、当該監査役会設置会社又はその親会社若しくは子会社に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、第二項の許可をすることができない。

(監査役会への報告の省略)

第三百九十五条 取締役、会計参与、監査役又は会計監査人が監査役会に報告したときは、当該事項を監査役会へ報告することを要しない。

第九節 会計監査人

(会計監査人の権限等)

第三百九十六条 会計監査人は、次章の定めるところにより、株式会社等の計算書類及びその附属明細書、臨時計算書類並びに連結計算書類を監査する。この場合において、会計監査人は、法務省令で定めるところにより、会計監査報告を作成しなければならない。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は取締役及び会計参与並びに支配人その他の使用人に對し、会計に関する報告を求めることができる。

一 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもつて作成されているときは、当該書面

二 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したもの

3 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人設置会社の子会社に対して会計に関する報告を求め、又は会計監査人設置会社若しくはその子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

4 前項の子会社は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。

5 会計監査人は、その職務を行うに当たっては、次のいずれかに該当する者を使用してはならない。

一 第三百三十七条第三項第一号又は第二号に掲げる者

二 会計監査人設置会社又はその子会社の取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又は支配人その他の使用人である者

三 会計監査人設置会社又はその子会社から公認会計士又は監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者

6 指名委員会等設置会社における第二項の規定の適用については、同項中「取締役」とあるのは、「執行役、取締役」とする。

(監査役に対する報告)

第三百九十七条 会計監査人は、その職務を行うに際して取締役の職務の執行に關し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、遅滞なく、これを監査役に報告しなければならない。

2 監査役は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人に對し、その監査に関する報告を求めることができる。

3 監査役会設置会社における第一項の規定の適用については、同項中「監査役」とあるのは、「監査役」とする。

4 監査等委員会設置会社における第一項及び第二項の規定の適用については、第一項中「監査役」とあるのは「監査等委員会」と、第二項中「監査役」とあるのは「監査等委員会が選定した監査等委員」とする。

5 指名委員会等設置会社における第一項及び第二項の規定の適用については、第一項中「取締役」とあるのは「執行役又は取締役」と、「監査役」とあるのは「監査委員会」と、第二項中「監査役」とあるのは「監査委員会が選定した監査委員会の委員」とする。

(定時株主総会における会計監査人の意見の陳述)

第三百九十八条 第三百九十六条第一項に規定する書類が法令又は定款に適合するかどうかについて会計監査人が監査役と意見を異にするときは、会計監査人（会計監査人が監査法人である場合にあつては、その職務を行うべき社員。次項において同じ。）は、定時株主総会に出席して意見を述べることができる。

2 定時株主総会において会計監査人の出席を求める決議があつたときは、会計監査人は、定時株主総会に出席して意見を述べなければならない。

3 監査役会設置会社における第一項の規定の適用については、同項中「監査役」とあるのは、「監査役会又は監査役」とする。

4 監査等委員会設置会社における第一項の規定の適用については、同項中「監査役」とあるのは、「監査等委員会又は監査等委員」とする。

5 指名委員会等設置会社における第一項の規定の適用については、同項中「監査役」とあるのは、「監査委員会又はその委員」とする。

(会計監査人の報酬等の決定に関する監査役の関与)

第三百九十九条 取締役は、会計監査人又は一時会計監査人の職務を行うべき者の報酬等を定める場合には、監査役（監査役が二人以上ある場合にあつては、その過半数）の同意を得なければならない。

2 監査役会設置会社における前項の規定の適用については、同項中「監査役（監査役が二人以上ある場合にあつては、その過半数）」とあるのは、「監査役会」とする。

3 監査等委員会設置会社における第一項の規定の適用については、同項中「監査役（監査役が二人以上ある場合にあつては、その過半数）」とあるのは、「監査等委員会」とする。

4 指名委員会等設置会社における第一項の規定の適用については、同項中「監査役（監査役が二人以上ある場合にあつては、その過半数）」とあるのは、「監査委員会」とする。

第九節の二 監査等委員会

第一款 権限等

(監査等委員会の権限等)

第三百九十九条の二 監査等委員会は、全ての監査等委員で組織する。

3 監査等委員会は、次に掲げる職務を行う。

一 取締役（会計参与設置会社にあつては、取締役及び会計参与）の職務の執行の監査及び監査報告の作成

二 株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容の決定

三 第三百四十二条の二第四項及び第三百六十一条第六項に規定する監査等委員会の意見の決定

4 監査等委員がその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。以下この項において同じ。）について監査等委員会設置会社に対して次に掲げる請求をしたときは、当該監査等委員会設置会社は、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを拒むことができる。

一 費用の前払の請求
二 支出をした費用及び支出の日以後におけるその利息の償還の請求

三 負担した債務の債権者に対する弁済（当該債務が弁済期にない場合にあつては、相当の担保の提供）の請求

(監査等委員会による調査)

第三百九十九条の三 監査等委員会が選定する監査等委員は、いつでも、取締役（会計参与設置会社にあつては、取締役及び会計参与）及び支配人その他の使用人に對し、その職務の執行に関する事項の報告を求め、又は監査等委員会設置会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

2 監査等委員会が選定する監査等委員は、監査等委員会の職務を執行するため必要があるときは、監査等委員会設置会社の子会社に対して事業の報告を求め、又はその子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 前項の子会社は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。

4 第一項及び第二項の監査等委員は、当該各項の報告の徴収又は調査に関する事項についての監査等委員会の決議があるときは、これに従わなければならない。

(取締役会への報告義務)

第三百九十九条の四 監査等委員は、取締役が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に

違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を取締役会に報告しなければならない。

（株主総会に対する報告義務）

第三百九十九条の五 監査等委員は、取締役が株主総会に提出しようとする議案、書類その他法務省令で定めるものについて法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その旨を株主総会に報告しなければならない。

（監査等委員による取締役の行為の差止め）

第三百九十九条の六 監査等委員は、取締役が監査等委員会設置会社の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をすることによって当該監査等委員会設置会社に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該取締役に對し、当該行為をやめようことを請求することができる。

2 前項の場合において、裁判所が仮処分をもって同項の取締役に對し、その行為をやめようことを命ずるときは、担保を立てさせないものとする。

（監査等委員会設置会社と取締役との間の訴えにおける会社の代表等）

第三百九十九条の七 第三百四十九条第四項、第三百五十三条及び第三百六十四条の規定にかかわらず、監査等委員会設置会社が取締役（取締役であつた者を含む。以下この条において同じ。）に對し、又は取締役が監査等委員会設置会社に対して訴えを提起する場合には、当該訴えについては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が監査等委員会設置会社を代表する。

一 監査等委員が当該訴えに係る訴訟の当事者である場合 取締役が定める者（株主総会が当該訴えについて監査等委員会設置会社を代表する者を定めた場合にあっては、その者）

二 前号に掲げる場合以外の場合 監査等委員会が選定する監査等委員

2 前項の規定にかかわらず、取締役が監査等委員会設置会社に対して訴えを提起する場合には、監査等委員（当該訴えを提起する者であるものを除く。）に對してされた訴状の送達は、当該監査等委員会設置会社に対して効力を有する。

3 第三百四十九条第四項、第三百五十三条及び第三百六十四条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる株式会社は監査等委員会設置会社である場合において、当該各号に定める訴えを提起するときは、当該訴えについては、監査等委員会が選定する監査等委員が当該監査等委員会設置会社を代表する。

一 株式交換等完全親会社（第八百四十九条第二項第一号に規定する株式交換等完全親会社をいう。次項第一号及び第五項第三号において同じ。）その株式交換等完全子会社（第八百四十七条の二第二項に規定する株式交換等完全子会社をいう。第五項第三号において同じ。）の取締役、執行役（執行役であつた者を含む。以下この条において同じ。）又は清算人（清算人であつた者を含む。以下この条において同じ。）の責任（第八百四十七条の二第二項各号に掲げる行為の効力が生じたときまでにその原因となつた事実が生じたものに限る。）を追及する訴え

二 最終完全親会社等（第八百四十七条の三第二項に規定する最終完全親会社等をいう。次項第二号及び第五項第四号において同じ。）その完全子会社等（同条第二項第二号に規定する完全子会社等をいう。同条第三項の規定により当該完全子会社等とみなされるものを含む。第五項第四号において同じ。）である株式会社は、取締役、執行役又は清算人に対する特定責任追及の訴え（同条第一項に規定する特定責任追及の訴えをいう。）

4 第三百四十九条第四項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる株式会社は監査等委員会設置会社である場合において、当該各号に定める請求をするときは、監査等委員会が選定する監査等委員が当該監査等委員会設置会社を代表する。

一 株式交換等完全親会社 第八百四十七条第二項の規定による請求（前項第一号に規定する訴えの提起の請求に限る。）

二 最終完全親会社等 第八百四十七条第一項の規定による請求（前項第二号に規定する特定責任追及の訴えの提起の請求に限る。）

第三百四十九条第四項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、監査等委員が監査等委員会設置会社を代表する。

一 監査等委員会設置会社が第八百四十七条第一項、第八百四十七条の二第二項若しくは第

三項（同条第四項及び第五項において準用する場合を含む。）又は第八百四十七条の三第三項の規定による請求（取締役の責任を追及する訴えの提起の請求に限る。）を受ける場合（当該監査等委員が当該訴えに係る訴訟の相手方となる場合を除く。）

二 監査等委員会設置会社が第八百四十九条第四項の訴訟告知（取締役の責任を追及する訴えに係るものに限る。）並びに第八百五十条第二項の規定による通知及び催告（取締役の責任を追及する訴えに係る訴訟における和解に関するものに限る。）を受ける場合（当該監査等委員がこれらの訴えに係る訴訟の当事者である場合を除く。）

三 株式交換等完全親会社である監査等委員会設置会社が第八百四十九条第六項の規定による通知（その株式交換等完全子会社の取締役、執行役又は清算人の責任を追及する訴えに係るものに限る。）を受ける場合

四 最終完全親会社等である監査等委員会設置会社が第八百四十九条第七項の規定による通知（その完全子会社等である株式会社の取締役、執行役又は清算人の責任を追及する訴えに係るものに限る。）を受ける場合

第二款 運営

第三百九十九条の八 監査等委員会は、各監査等委員が招集する。

（招集権者）

第三百九十九条の九 監査等委員会を招集するに

は、監査等委員は、監査等委員会の日の一週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前までに、各監査等委員に對してその通知を發ししなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、監査等委員会は、監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

3 取締役（會計参与設置会社にあつては、取締役及び會計参与）は、監査等委員会の要求があつたときは、監査等委員会に出席し、監査等委員会が求めた事項について説明をしなければならない。

（監査等委員会の決議）

第三百九十九条の十 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の決議について特別の利害関係を有する監査等委員は、議決に加わることができない。

3 監査等委員会の議事については、法務省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもって作成されているときは、出席した監査等委員は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

4 前項の議事録が電磁的記録をもって作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

5 監査等委員会の決議に参加した監査等委員であつて第三項の議事録に異議をとなめないものは、その決議に賛成したものと推定する。

（議事録）

第三百九十九条の十一 監査等委員会設置会社は、監査等委員会の日から十年間、前条第三項の議事録をその本店に備え置かなければならない。

2 監査等委員会設置会社の株主は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、次に掲げる請求をすることができる。

一 前項の議事録が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前項の議事録が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

3 前項の規定は、監査等委員会設置会社の債権者が取締役又は會計参与の責任を追及するため必要があるとき及び親会社社員がその権利を行使するため必要があるときについて準用する。

4 裁判所は、第二項（前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の請求に係る閲覧又は謄写をすることにより、当該監査等委員会設置会社又はその親会社若しくは子会社に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、第二項の許可をすることができない。

（監査等委員会への報告の省略）

第三百九十九条の十二 取締役、會計参与又は會計監査人が監査等委員の全員に對して監査等委員会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を監査等委員会へ報告することを要しない。

第三款 監査等委員会設置会社の取締役会

役会の権限等

(監査等委員会設置会社の取締役会の権限)

第三百九十九条の十三 監査等委員会設置会社の取締役会

は、第三百六十二条の規定にかかわらず、次に掲げる職務を行う。

一 次に掲げる事項その他監査等委員会設置会社の業務執行の決定

イ 経営の基本方針

ロ 監査等委員会の職務の執行のため必要なものとして法務省令で定める事項

ハ 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備

ニ 取締役の職務の執行の監督

三 代表取締役の選定及び解職

二 監査等委員会設置会社の取締役会は、前項第一号イからハまでに掲げる事項を決定しなければならない。

三 監査等委員会設置会社の取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定しなければならない。

四 監査等委員会設置会社の取締役会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を取締役に委任することができない。

一 重要な財産の処分及び譲受け

二 多額の借財

三 支配人その他の重要な使用人の選任及び解任

四 支店その他の重要な組織の設置、変更及び廃止

五 第六百七十六条第一号に掲げる事項その他の社債を引き受ける者の募集に関する重要な事項として法務省令で定める事項

六 第四百二十六条第一項の規定による定款の定めに基づく第四百二十三条第一項の責任の免除

五 前項の規定にかかわらず、監査等委員会設置会社の取締役の過半数が社外取締役である場合には、当該監査等委員会設置会社の取締役会は、その決議によつて、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる。ただし、次に掲げる事項については、この限りでない。

一 第三百二十六条又は第三百三十七条第一項の決定及び第四百四十条第四項の規定による指定

二 第二百六十五条第三項において読み替えて適用する第二百五十六条第一項各号に掲げる事項の決定

三 第二百六十二条又は第二百六十三条第一項の決定

四 第二百九十八条第一項各号に掲げる事項の決定

五 株主総会に提出する議案(会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関するものを除く。)の決定

六 第三百四十八条の二第二項の規定による委託

七 第三百六十一条第七項の規定による同項の事項の決定

八 第三百六十五条第一項において読み替えて適用する第三百五十六条第一項の承認

九 第三百六十六条第一項ただし書の規定による取締役会を招集する取締役の決定

十 第三百九十九条の七第一項第一号の規定による監査等委員会設置会社を代表する者の決定

十一 前項第六号に掲げる事項

十二 補償契約(第四百三十条の二第一項に規定する補償契約をいい。第四百六十六条第四項第十四号において同じ。)の内容の決定

十三 役員等賠償責任保険契約(第四百三十条の三第一項に規定する役員等賠償責任保険契約をいう。第四百六十六条第四項第十五号において同じ。)の内容の決定

十四 第四百三十六条第三項、第四百四十一条第三項及び第四百四十四条第五項の承認

十五 第四百五十四条第五項において読み替えて適用する同条第一項の規定により定めなければならないとされる事項の決定

十六 第四百六十七条第一項各号に掲げる行為に係る契約(当該監査等委員会設置会社の株主総会の決議による承認を要しないものを除く。)の内容の決定

十七 合併契約(当該監査等委員会設置会社の株主総会の決議による承認を要しないものを除く。)の内容の決定

十八 吸収分割契約(当該監査等委員会設置会社の株主総会の決議による承認を要しないものを除く。)の内容の決定

十九 新設分割計画(当該監査等委員会設置会社の株主総会の決議による承認を要しないものを除く。)の内容の決定

二十 株式交換契約(当該監査等委員会設置会社の株主総会の決議による承認を要しないものを除く。)の内容の決定

二十一 株式移転計画の内容の決定

二十二 株式交付計画(当該監査等委員会設置会社の株主総会の決議による承認を要しないものを除く。)の内容の決定

六 前二項の規定にかかわらず、監査等委員会設置会社は、取締役会の決議によつて重要な業務執行(前項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる旨を定款で定めることができる。

第七節 指名委員会等及び執行役

第十節 指名委員会等及び執行役

第四百条 指名委員会、監査委員会又は報酬委員

会(以下この条、次条及び第九百十

一条第三項第二十三号において単に「各委員

会」という。)は、委員三人以上で組織する。

各委員会の委員は、取締役の中から、取締役

会の決議によつて選定する。

各委員会の委員の過半数は、社外取締役でな

ければならない。

監査委員会の委員(以下「監査委員」とい

う。)は、指名委員会等設置会社若しくはその

子会社の執行役若しくは業務執行取締役又は指

名委員会等設置会社の子会社の会計参与(会計

参与が法人であるときは、その職務を行うべき

社員)若しくは支配人その他の使用人を兼ねる

ことができる。

第四百一条 各委員会の委員は、いつでも、取締

役会の決議によつて解職することができる。

前条第一項に規定する各委員会の委員の員数

(定款で四人以上の員数を定めたときは、その

員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任

により退任した委員は、新たに選定された委員

(次項の一時委員の職務を行うべき者を含む)

が就任するまで、なお委員としての権利義務を

有する。

前項に規定する場合において、裁判所は、必

要があると認めるときは、利害関係人の申立て

により、一時委員の職務を行うべき者を選任す

ることができる。

裁判所は、前項の一時委員の職務を行うべき

者を選任した場合には、指名委員会等設置会社

がその者に対して支払う報酬の額を定めること

ができる。

(執行役の選任等)

第四百二条 指名委員会等設置会社には、一人又

は二人以上の執行役を置かなければならない。

執行役は、取締役会の決議によつて選任す

る。

指名委員会等設置会社と執行役との関係は、

委任に関する規定に従う。

第四百三十一條第一項及び第三百三十一條の

二の規定は、執行役について準用する。

株式会社は、執行役が株主でなければならない

旨を定款で定めることができる。ただし、

公開会社でない指名委員会等設置会社について

は、この限りでない。

執行役は、取締役を兼ねることができる。

執行役の任期は、選任後一年以内に終了する

事業年度のうちに最終のものに関する定時株主総

会の終結後最初に招集される取締役会の終結の

時までとする。ただし、定款によつて、その任

期を短縮することを妨げない。

前項の規定にかかわらず、指名委員会等設置

会社が指名委員会等を置く旨の定款の定めを廃

止する定款の変更をした場合には、執行役の任

期は、当該定款の変更の効力が生じた時に満了

する。

(執行役の解任等)

第四百三条 執行役は、いつでも、取締役会の決

議によつて解任することができる。

前項の規定により解任された執行役は、その

解任について正当な理由がある場合を除き、指

名委員会等設置会社に対し、解任によつて生じ

た損害の賠償を請求することができる。

第四百一条第二項から第四項までの規定は、

執行役が欠けた場合又は定款で定めた執行役の

員数が欠けた場合について準用する。

第二款 指名委員会等の権限等

(指名委員会等の権限等)

第四百四条 指名委員会は、株主総会に提出する

取締役(会計参与と設置会社にあつては、取締役

及び会計参与)の選任及び解任に関する議案の

内容を決定する。

監査委員会は、次に掲げる職務を行う。

一 前項の規定にかかわらず、監査等委員会設置

会社の取締役の過半数が社外取締役である場合

には、当該監査等委員会設置会社の取締役会

は、その決議によつて、重要な業務執行の決定

を取締役に委任することができる。ただし、次

に掲げる事項については、この限りでない。

一 第三百二十六条又は第三百三十七条第一項の決

定及び第四百四十条第四項の規定による指定

二 第二百六十五条第三項において読み替えて適

用する第二百五十六条第一項各号に掲げる事項

の決定

一 執行役等（執行役及び取締役をいい、会計参与設置会社にあつては、執行役、取締役及び会計参与をいう。以下この節において同じ。）の職務の執行の監査及び監査報告の作成

二 株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに關する議案の内容の決定

三 報酬委員会は、第三百六十一条第一項並びに第三百七十九条第一項及び第二項の規定にかかわらず、執行役等の個人別の報酬等の内容を決定する。執行役が指名委員会等設置会社の支配人その他の使用人を兼ねているときは、当該支配人その他の使用人の報酬等の内容についても、同様とする。

四 委員がその職務の執行（当該委員が所属する指名委員会等の職務の執行に限るものに限る。以下この項において同じ。）について指名委員会等設置会社に対して次に掲げる請求をしたときは、当該指名委員会等設置会社は、当該請求に係る費用又は債務が当該委員の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、これを拒むことができる。

一 費用の前払の請求
二 支出をした費用及び支出の日以後におけるその利息の償還の請求
三 負担した債務の債権者に対する弁済（当該債務が弁済期にない場合にあつては、相当の担保の提供）の請求

（監査委員会による調査）
第四百五条 監査委員会が選定する監査委員は、いつでも、執行役等及び支配人その他の使用人に対し、その職務の執行に関する事項の報告を求め、又は指名委員会等設置会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

二 監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の職務を執行するため必要があるときは、指名委員会等設置会社の子会社に対して事業の報告を求め、又はその子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

三 前項の子会社は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。

四 第一項及び第二項の監査委員は、当該各事項の報告の徴収又は調査に関する事項についての監査委員会の決議があるときは、これに従わなければならない。

（取締役会への報告義務）

第四百六条 監査委員は、執行役又は取締役が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれ

があると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を取締役会に報告しなければならない。

（監査委員による執行役等の行為の差止め）

第四百七条 監査委員は、執行役又は取締役が指名委員会等設置会社の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によつて当該指名委員会等設置会社に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該執行役又は取締役に対し、当該行為をやめようことを請求することができる。

二 前項の場合において、裁判所が仮処分をもつて同項の執行役又は取締役に対し、その行為をやめようことを命ずるときは、担保を立てさせないものとする。

（指名委員会等設置会社と執行役又は取締役との間の訴えにおける会社の代表等）

第四百八条 第四百二十条第三項において準用する第三百四十九条第四項の規定並びに第三百五十三条及び第三百六十四条の規定にかかわらず、指名委員会等設置会社が執行役（執行役であつた者を含む。以下この条において同じ。）若しくは取締役（取締役であつた者を含む。以下この条において同じ。）に対し、又は執行役若しくは取締役が指名委員会等設置会社に対して訴えを提起する場合には、当該訴えについては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が指名委員会等設置会社を代表する。

一 監査委員が当該訴えに係る訴訟の当事者である場合（取締役会が定める者（株主総会が当該訴えについて指名委員会等設置会社を代表する者を定めた場合にあつては、その者）が選定する監査委員が選定する場合以外の場合）
二 前号に掲げる場合以外の場合 監査委員会が選定する監査委員

三 前項の規定にかかわらず、執行役又は取締役が指名委員会等設置会社に対して訴えを提起する場合においては、監査委員（当該訴えを提起する者であるものを除く。）に対してされた訴状の送達には、当該指名委員会等設置会社に対して効力を有する。

三 第四百二十条第三項において準用する第三百四十九条第四項の規定並びに第三百五十三条及び第三百六十四条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる株式会社が指名委員会等設置会社で

ある場合において、当該各号に定める訴えを提起するときは、当該訴えについては、監査委員会が選定する監査委員が当該指名委員会等設置会社を代表する。

一 株式交換等完全親会社（第八百四十九条第二項第一号に規定する株式交換等完全親会社をいう。次項第一号及び第五項第三号において同じ。）その株式交換等完全子会社（第八百四十七条の二第二項に規定する株式交換等完全子会社をいう。第五項第三号において同じ。）の取締役、執行役又は清算人（清算人であつた者を含む。以下この条において同じ。）の責任（第八百四十七条の二第一項各号に掲げる行為の効力が生じた時までにその原因となつた事実が生じたものに限り。）を追及する訴え

二 最終完全親会社等（第八百四十七条の三第一項に規定する最終完全親会社等をいう。次項第二号及び第五項第四号において同じ。）その完全子会社等（同条第二項第二号に規定する完全子会社等をいい、同条第三項の規定により当該完全子会社等とみなされるものを含む。第五項第四号において同じ。）である株式会社の子会社等（執行役又は清算人に対する特定責任追及の訴え（同条第一項に規定する特定責任追及の訴えをいう。））

四 第四百二十条第三項において準用する第三百四十九条第四項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる株式会社（指名委員会等設置会社である場合において、当該各号に定める請求をするときは、監査委員会が選定する監査委員が当該指名委員会等設置会社を代表する。）

一 株式交換等完全親会社 第八百四十七条第一項の規定による請求（前項第一号に規定する訴えの提起の請求に限る。）

二 最終完全親会社等 第八百四十七条第一項の規定による請求（前項第二号に規定する特定責任追及の訴えの提起の請求に限る。）

五 第四百二十条第三項において準用する第三百四十九条第四項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、監査委員が指名委員会等設置会社を代表する。

一 指名委員会等設置会社が第八百四十七条第一項、第八百四十七条の二第二項若しくは第三項（同条第四項及び第五項において準用する場合を含む。）又は第八百四十七条の三第一項の規定による請求（執行役又は取締役の

責任を追及する訴えの提起の請求に限る。）を受ける場合（当該監査委員が当該訴えに係る訴訟の相手方となる場合を除く。）

二 指名委員会等設置会社が第八百四十九条第四項の訴訟告知（執行役又は取締役の責任を追及する訴えに係るものに限る。）並びに第八百五十条第二項の規定による通知及び催告（執行役又は取締役の責任を追及する訴えに係る訴訟における和解に関するものに限る。）を受ける場合（当該監査委員がこれらの訴えに係る訴訟の当事者である場合を除く。）

三 株式交換等完全親会社である指名委員会等設置会社が第八百四十九条第六項の規定による通知（その株式交換等完全子会社の取締役、執行役又は清算人の責任を追及する訴えに係るものに限る。）を受ける場合

四 最終完全親会社等である指名委員会等設置会社が第八百四十九条第七項の規定による通知（その完全子会社等である株式会社の子会社等（執行役又は清算人の責任を追及する訴えに係るものに限る。））を受ける場合（報酬委員会による報酬の決定の方法等）

第四百九条 報酬委員会は、執行役等の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針を定めなければならない。

二 報酬委員会は、第四百四条第三項の規定による決定をするには、前項の方針に従わなければならない。

三 報酬委員会は、次の各号に掲げるものを執行役等の個人別の報酬等とする場合には、その内容として、当該各号に定める事項について決定しなければならない。ただし、会計参与の個人別の報酬等は、第一号に掲げるものでなければならない。

一 額が確定しているもの 個人別の額
二 額が確定していないもの 個人別の具体的な算定方法

三 当該株式会社の募集株式、当該募集株式の数（種類株式発行会社にあつては、募集株式の種類及び種類ごとの数）その他法務省令で定める事項

四 当該株式会社の募集新株予約権、当該募集新株予約権の数その他法務省令で定める事項

五 次のイ又はロに掲げるものと引換えにする払込みに充てるための金銭 当該イ又はロに定める事項

イ 当該株式会社の募集株式 執行役等が引き受ける当該募集株式の数（種類株式発行

会社にあつては、募集株式の種類及び種類（この数）その他法務省令で定める事項
 ロ 当該株式会社の募集新株予約権 執行役等が引き受ける当該募集新株予約権の数その他法務省令で定める事項
 六 金銭でないもの（当該株式会社の募集株式及び募集新株予約権を除く。） 個人別の具体的な内容

第三款 指名委員会等の運営

（招集権者）

第四百十條 指名委員会等は、当該指名委員会等の各委員が招集する。

（招集手続等）

第四百十一條 指名委員会等を招集するには、その委員は、指名委員会等の日の一週間（これを下回る期間を取締役会で定めた場合にあつては、その期間）前までに、当該指名委員会等の各委員に対してその通知を発しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、指名委員会等は、当該指名委員会等の委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

3 執行役等は、指名委員会等の要求があつたときは、当該指名委員会等に出席し、当該指名委員会等が求めた事項について説明をしなければならない。

（指名委員会等の決議）

第四百十二條 指名委員会等の決議は、議決に加わることができるその委員の過半数（これを上回る割合を取締役会で定めた場合にあつては、その割合以上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を取締役会で定めた場合にあつては、その割合以上）をもつて行う。

2 前項の決議について特別の利害関係を有する委員は、議決に加わることができない。

3 指名委員会等の議事については、法務省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもつて作成されているときは、出席した委員は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

4 前項の議事録が電磁的記録をもつて作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

5 指名委員会等の決議に参加した委員であつて第三項の議事録に異議をとなめないものは、その決議に賛成したものと推定する。

（議事録）

第四百十三條 指名委員会等設置会社は、指名委員会等の日から十年間、前条第三項の議事録をその本店に備へ置かなければならない。

2 指名委員会等設置会社の取締役は、次に掲げるものの閲覧及び謄写をすることができ、
 一 前項の議事録が書面をもつて作成されているときは、当該書面

二 前項の議事録が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したもの
 3 指名委員会等設置会社の株主は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、第一項の議事録について前項各号に掲げるものの閲覧又は謄写の請求をすることができる。

4 前項の規定は、指名委員会等設置会社の債権者が委員の責任を追及するため必要があるとき及び親会社社員がその権利を行使するため必要があるときについて準用する。
 5 裁判所は、第三項（前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の請求に係る閲覧又は謄写をすることにより、当該指名委員会等設置会社又はその親会社若しくは子会社に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、第三項の許可をすることができない。

（指名委員会等への報告の省略）
第四百十四條 執行役、取締役、会計参与又は会計監査人が委員の全員に対して指名委員会等に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を指名委員会等へ報告することを要しない。

第四款 指名委員会等設置会社の取締役の権限等

第四百十五條 指名委員会等設置会社の取締役は、この法律又はこの法律に基づく命令に別段の定めがある場合を除き、指名委員会等設置会社の業務を執行することができない。

（指名委員会等設置会社の取締役会の権限）
第四百十六條 指名委員会等設置会社の取締役会は、第三百六十二條の規定にかかわらず、次に掲げる職務を行う。
 一 次に掲げる事項その他指名委員会等設置会社の業務執行の決定
 イ 経営の基本方針

ロ 監査委員会の職務の執行のため必要なものとして法務省令で定める事項
 ハ 執行役が二人以上ある場合における執行役の職務の分掌及び指揮命令の関係その他の執行役相互の関係に関する事項
 ニ 次条第二項の規定による取締役会の招集の請求を受ける取締役

ホ 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備
 二 執行役等の職務の執行の監督

2 指名委員会等設置会社の取締役会は、前項第一号イからホまでに掲げる事項を決定しなければならない。
 3 指名委員会等設置会社の取締役会は、第一項各号に掲げる職務の執行を取締役に委任することができる。

4 指名委員会等設置会社の取締役会は、その決議によって、指名委員会等設置会社の業務執行の決定を執行役に委任することができる。ただし、次に掲げる事項については、この限りでない。
 一 第三百六十六條又は第三百三十七條第一項の決定及び第四百四十條第四項の規定による指定
 二 第四百五十五條第三項において読み替えて適用する第四百五十六條第一項各号に掲げる事項の決定
 三 第二百六十二條又は第二百六十三條第一項の決定
 四 第二百九十八條第一項各号に掲げる事項の決定

五 株主総会に提出する議案（取締役、会計参与及び会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関するものを除く。）の内容の決定
 六 第三百四十八條の二第二項の規定による委託
 七 第三百六十五條第一項において読み替えて適用する第三百五十六條第一項（第四百十九條第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の承認
 八 第三百六十六條第一項ただし書の規定による取締役会を招集する取締役の決定
 九 第四百零二條第二項の規定による委員の解職及び第四百零一條第一項の規定による委員の解職

十 第四百二條第二項の規定による執行役の選任及び第四百三條第一項の規定による執行役の解任
 十一 第四百八條第一項第一号の規定による指名委員会等設置会社を代表する者の決定
 十二 第四百二十條第一項前段の規定による代表執行役の選定及び同条第二項の規定による代表執行役の解職
 十三 第四百二十六條第一項の規定による定款の定めに基づく第四百二十三條第一項の責任の免除
 十四 補償契約の内容の決定
 十五 役員等賠償責任保険契約の内容の決定
 十六 第四百三十六條第三項、第四百四十一條第三項及び第四百四十四條第五項の承認
 十七 第四百五十四條第五項において読み替えて適用する同条第一項の規定により定めなければならないとされる事項の決定
 十八 第四百六十七條第一項各号に掲げる行為に係る契約（当該指名委員会等設置会社の株主総会の決議による承認を要しないものを除く。）の内容の決定
 十九 合併契約（当該指名委員会等設置会社の株主総会の決議による承認を要しないものを除く。）の内容の決定
 二十 吸収分割契約（当該指名委員会等設置会社の株主総会の決議による承認を要しないものを除く。）の内容の決定
 二十一 新設分割計画（当該指名委員会等設置会社の株主総会の決議による承認を要しないものを除く。）の内容の決定
 二十二 株式交換契約（当該指名委員会等設置会社の株主総会の決議による承認を要しないものを除く。）の内容の決定
 二十三 株式移転計画の内容の決定
 二十四 株式交付計画（当該指名委員会等設置会社の株主総会の決議による承認を要しないものを除く。）の内容の決定
 （指名委員会等設置会社の取締役会の運営）
第四百十七條 指名委員会等設置会社において、招集権者の定めがある場合であっても、指名委員会等がその委員の中から選定する者は、取締役会を招集することができる。

2 執行役は、前条第一項第一号ニの取締役に對し、取締役会の目的である事項を示して、取締役会の招集を請求することができる。この場合において、当該請求があつた日から五日以内

に、当該請求があつた日から二週間以内の日を取締役会の日とする取締役会の招集の通知が発せられないときは、当該執行役は、取締役会を招集することができる。

3 指名委員会等がその委員の中から選定する者は、遅滞なく、当該指名委員会等の職務の執行の状況を取締役会に報告しなければならない。

4 執行役は、三箇月に一回以上、自己の職務の執行の状況を取締役会に報告しなければならない。この場合において、執行役は、代理人（他の執行役に限る。）により当該報告をすることができる。

5 執行役は、取締役会の要求があつたときは、取締役会に出席し、取締役会が求めた事項について説明をしなければならない。

第五款 執行役の権限等

第四百十八条 執行役は、次に掲げる職務を行う。

一 第四百十六條第四項の規定による取締役会の決議によつて委任を受けた指名委員会等設置会社の業務の執行の決定

二 指名委員会等設置会社の業務の執行（執行役の監査委員に対する報告義務等）

第四百十九条 執行役は、指名委員会等設置会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに、当該事実を監査委員に報告しなければならない。

2 第三百五十五條、第三百五十六條及び第三百六十五條第二項の規定は、執行役について準用する。この場合において、第三百五十六條第一項中「株主総会」とあるのは「取締役会」と、第三百六十五條第二項中「取締役会設置会社」とあるのは、第三百五十六條第一項各号」と読み替えるものとする。

3 第三百五十七條の規定は、指名委員会等設置会社については、適用しない。

（代表執行役）

第四百二十条 取締役会は、執行役の中から代表執行役を選定しなければならない。この場合において、執行役が一人のときは、その者が代表執行役に選定されたものとする。

2 代表執行役は、いつでも、取締役会の決議によつて解職することができる。

3 第三百四十九條第四項及び第五項の規定は代表執行役について、第三百五十二條の規定は民

事保全法第五十六條に規定する仮処分命令により選任された執行役又は代表執行役の職務を代行する者について、第四百一条第二項から第四項までの規定は代表執行役が欠けた場合又は定款で定めた代表執行役の員数が欠けた場合について、それぞれ準用する。

（表見代表執行役）

第四百二十一条 指名委員会等設置会社は、代表執行役以外の執行役に社長、副社長その他指名委員会等設置会社を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合に、当該執行役がした行為について、善意の第三者に対してその責任を負う。

（株主による執行役の行為の差止め）

第四百二十二条 六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前から引き続き株式を有する株主は、執行役が指名委員会等設置会社の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によつて当該指名委員会等設置会社に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、当該執行役に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

2 公開会社でない指名委員会等設置会社における前項の規定の適用については、同項中「六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）」前から引き続き株式を有する株主」とあるのは、「株主」とする。

第十一節 役員等の損害賠償責任

（役員等の株式会社に対する損害賠償責任）

第四百二十三条 取締役、会計参与、監査役、執行役又は会計監査人（以下この章において「役員等」という。）は、その任務を怠つたときは、株式会社に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

2 取締役又は執行役が第三百五十六條第一項（第四百十九條第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定に違反して第三百五十六條第一項第一号の取引をしたときは、当該取引によつて取締役、執行役又は第三者が得た利益の額は、前項の損害の額と推定する。

3 第三百五十六條第一項第二号又は第三号（これらの規定を第四百十九條第二項において準用する場合を含む。）の取引によつて株式会社に損害が生じたときは、次に掲げる取締役又は執行役は、その任務を怠つたものと推定する。

一 第三百五十六條第一項（第四百十九條第二項において準用する場合を含む。）の取締役又は執行役

二 株式会社が当該取引をすることを決定した取締役又は執行役

三 当該取引に関する取締役会の承認の決議に賛成した取締役（指名委員会等設置会社においては、当該取引が指名委員会等設置会社と取締役との間の取引又は指名委員会等設置会社と取締役との利益が相反する取引である場合に限る。）

4 前項の規定は、第三百五十六條第一項第二号又は第三号に掲げる場合において、同項の取締役（監査等委員であるものを除く。）が当該取引につき監査等委員会の承認を受けたときは、適用しない。

（株式会社に対する損害賠償責任の免除）

第四百二十四条 前条第一項の責任は、総株主の同意がなければ、免除することができない。（責任の一部免除）

第四百二十五条 前条の規定にかかわらず、第四百二十三条第一項の責任は、当該役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償の責任を負う額から次に掲げる額の合計額（第四百二十七條第一項において「最低責任限度額」という。）を控除して得た額を限度として、株主総会（株式会社に最終完全親会社等（第八百四十七條の三第一項に規定する最終完全親会社等をいう。以下この節において同じ。）がある場合において、当該責任が特定責任（第八百四十七條の三第四項に規定する特定責任をいう。以下この節において同じ。）であるときにあつては、当該株式会社及び当該最終完全親会社等の株主総会。以下この条において同じ。）の決議によつて免除することができる。

一 当該役員等がその在職中に株式会社から職務執行の対価として受け、又は受け得べき財産上の利益の一年間当たりの額に相当する額として法務省令で定める方法により算定される額に、次のイからハまでに掲げる役員等の区分に応じ、当該イからハまでに定める数を乗じて得た額

イ 代表取締役又は代表執行役

ロ 代表取締役以外の取締役（業務執行取締役等であるものに限る。）又は代表執行役

以外の執行役

四

ハ 取締役（イ及びロに掲げるものを除く。）の会計参与、監査役又は会計監査人

二 当該役員等が当該株式会社の新株予約権を引き受けた場合（第二百三十八條第三項各号に掲げる場合に限る。）における当該新株予約権に関する財産上の利益に相当する額として法務省令で定める方法により算定される額

2 前項の場合には、取締役（株式会社最終完全親会社等がある場合において、同項の規定により免除しようとする責任が特定責任であるときにあつては、当該株式会社及び当該最終完全親会社等の取締役）は、同項の株主総会において次に掲げる事項を開示しなければならない。

一 責任の原因となつた事実及び賠償の責任を負う額

二 前項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠

三 責任を免除すべき理由及び免除額

3 監査役設置会社、監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社においては、取締役（これらの会社に最終完全親会社等がある場合において、第一項の規定により免除しようとする責任が特定責任であるときにあつては、当該会社及び当該最終完全親会社等の取締役）は、第四百二十三条第一項の責任の免除（取締役（監査等委員又は監査委員であるものを除く。）及び執行役の責任の免除に限る。）に関する議案を株主総会に提出するには、次の各号に掲げる株式会社の区分に応じ、当該各号に定める者の同意を得なければならない。

一 監査役設置会社、監査役（監査役が二人以上ある場合にあつては、各監査役）

二 監査等委員会設置会社、各監査等委員

三 指名委員会等設置会社、各監査委員

4 第一項の決議があつた場合において、株式会社が当該決議後に同項の役員等に対し退職慰労金その他の法務省令で定める財産上の利益を与えないときは、株主総会の承認を受けなければならない。当該役員等が同項第二号の新株予約権を当該決議後に行使し、又は譲渡するときも同様とする。

5 第一項の決議があつた場合において、当該役員等が前項の新株予約権を表示する新株予約権証券を所持するときは、当該役員等は、遅滞なく、当該新株予約権証券を株式会社に対し預託しなければならない。この場合において、当該役員等は、同項の譲渡について同項の承認を受けた後でなければ、当該新株予約権証券の返還を求めることができない。

(取締役等による免除に関する定款の定め)

第四百二十六条 第四百二十四条の規定にかかわらず、監査役設置会社(取締役が二人以上ある場合に限る)、監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社は、第四百二十三条第一項の責任について、当該役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員等の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、前条第一項の規定により免除することができる額を限度として取締役(当該責任を負う取締役を除く。)の過半数の同意(取締役会設置会社にあつては、取締役会の決議)によって免除することができる旨を定款で定めることができる。

2 前条第三項の規定は、定款を変更して前項の規定による定款の定め(取締役(監査等委員又は監査委員であるものを除く。)及び執行役の責任を免除することができる旨の定めに限る。)を設ける議案を株主総会に提出する場合、同項の規定による定款の定めに基づく責任の免除(取締役(監査等委員又は監査委員であるものを除く。)及び執行役の責任の免除に限る。)についての取締役の同意を得る場合及び当該責任の免除に関する議案を取締役に提出する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「取締役(これらの会社に最終完全親会社等がある場合において、第一項の規定により免除しようとする責任が特定責任であるときにあつては、当該会社及び当該最終完全親会社等の取締役)」とあるのは、「取締役」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定による定款の定めに基づいて役員等の責任を免除する旨の同意(取締役会設置会社にあつては、取締役会の決議)を行ったときは、取締役は、遅滞なく、前条第二項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には一定の期間内に当該異議を述べるべき旨を公告し、又は株主に通知しなければならない。ただし、当該期間は、一箇月を下ることができない。

4 公開会社でない株式会社における前項の規定の適用については、同項中「公告し、又は株主に通知し」とあるのは、「株主に通知し」とする。

5 株式会社最終完全親会社等がある場合において、第三項の規定による公告又は通知(特定

責任の免除に係るものに限る。)がされたときは、当該最終完全親会社等の取締役は、遅滞なく、前条第二項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には一定の期間内に当該異議を述べるべき旨を公告し、又は株主に通知しなければならない。ただし、当該期間は、一箇月を下ることができない。

6 公開会社でない最終完全親会社等における前項の規定の適用については、同項中「公告し、又は株主に通知し」とあるのは、「株主に通知し」とする。

7 総株主(第三項の責任を負う役員等であるものを除く。)の議決権の百分の三(これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上の議決権を有する株主が同項の期間内に同項の異議を述べたとき(株式会社最終完全親会社等がある場合において、第一項の規定による定款の定めに基づき免除しようとする責任が特定責任であるときにあつては、当該株式会社の総株主(第三項の責任を負う役員等であるものを除く。))の議決権の百分の三(これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上の議決権を有する株主又は当該最終完全親会社等の総株主(第三項の責任を負う役員等であるものを除く。)の議決権の百分の三(これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上の議決権を有する株主が第三項又は第五項の期間内に当該各項の異議を述べたときは、株式会社は、第一項の規定による定款の定めに基づく免除をしてはならない。

8 前条第四項及び第五項の規定は、第一項の規定による定款の定めに基づき責任を免除した場合について準用する。

第四百二十七条 第四百二十四条の規定にかかわらず、株式会社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)、会計参与、監査役又は会計監査人(以下この条及び第九百十一条第三項第二十五号において「非業務執行取締役等」という。)の第四百二十三条第一項の責任について、当該非業務執行取締役等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、定款で定めた額の範囲内であらかじめ株式会社が定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行取締役等と締結することができる旨を定款で定めることができる。

2 前項の契約を締結した非業務執行取締役等が当該株式会社の業務執行取締役等に就任したときは、当該契約は、将来に向かってその効力を失う。

3 第四百二十五条第三項の規定は、定款を変更して第一項の規定による定款の定め(同項に規定する取締役(監査等委員又は監査委員であるものを除く。))と契約を締結することができる旨の定めに限る。)を設ける議案を株主総会に提出する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「取締役(これらの会社に最終完全親会社等がある場合において、第一項の規定により免除しようとする責任が特定責任であるときにあつては、当該会社及び当該最終完全親会社等の取締役)」とあるのは、「取締役」と読み替えるものとする。

4 第一項の契約を締結した株式会社が、当該契約の相手方である非業務執行取締役等が任務を怠ったことにより損害を受けたことを知ったときは、その後最初に招集された株主総会(当該株式会社に最終完全親会社等がある場合において、当該損害が特定責任に係るものであるときにあつては、当該株式会社及び当該最終完全親会社等の株主総会)において次に掲げる事項を開示しなければならない。

一 第四百二十五条第二項第一号及び第二号に掲げる事項
二 当該契約の内容及び当該契約を締結した理由
三 第四百二十三条第一項の損害のうち、当該非業務執行取締役等が賠償する責任を負わないとされた額

5 第四百二十五条第四項及び第五項の規定は、非業務執行取締役等が第一項の契約によつて同項に規定する限度を超える部分について損害を賠償する責任を負わないとされた場合について準用する。

第四百二十八条 第三百五十六条第二号(第四百十九条第二項において準用する場合を含む。)の取引(自己のためにした取引に限る。)をした取締役又は執行役の第四百二十三条第一項の責任は、任務を怠ったことが当該取締役又は執行役の責めに帰することができない事由によるものであることをもって免れることができる。

2 前三条の規定は、前項の責任については、適用しない。

(役員等の第三者に対する損害賠償責任)

第四百二十九条 役員等がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該役員等は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

2 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

一 取締役及び執行役 次に掲げる行為

イ 株式、新株予約権、社債若しくは新株予約権付社債を引き受ける者の募集をする際に通知しなければならない重要な事項についての虚偽の通知又は当該募集のための当該株式会社の事業その他の事項に関する説明に用いた資料についての虚偽の記載若しくは記録

ロ 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書並びに臨時計算書類に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録
ハ 虚偽の登記
ニ 虚偽の公告(第四百四十条第三項に規定する措置を含む。)

二 会計参与 計算書類及びその附属明細書、臨時計算書類並びに会計参与報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録
三 監査役、監査等委員及び監査委員 監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

四 会計監査人 会計監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録
四 (役員等の連帯責任)

第四百三十条 役員等が株式会社又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員等も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

第十二節 補償契約及び役員等のために締結される保険契約
(補償契約)

第四百三十条の二 株式会社が、役員等に対して次に掲げる費用等の全部又は一部を当該株式会社が補償することを約する契約(以下この条において「補償契約」という。)の内容の決定を

するに、株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）の決議によらなければならない。

一 当該役員等が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用

二 当該役員等が、その職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における次に掲げる損失

イ 当該損害を当該役員等が賠償することにより生ずる損失

ロ 当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該役員等が当該和解に基づく金銭を支払うことにより生ずる損失

2 株式会社は、補償契約を締結している場合であっても、当該補償契約に基づき、次に掲げる費用等を補償することができない。

一 前項第一号に掲げる費用のうち通常要する費用の額を超える部分

二 当該株式会社が前項第二号の損害を賠償するとすれば当該役員等が当該株式会社に對して第四百二十三条第一項の責任を負う場合には、同号に掲げる損失のうち当該責任に係る部分

三 役員等がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたことにより前項第二号の責任を負う場合には、同号に掲げる損失の全部を補償した株式会社が、当該役員等が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は当該株式会社に損害を加える目的で同号の職務を執行したことを知ったときは、当該役員等に対し、補償した金額に相当する金銭を返還することを請求することができる。

4 取締役会設置会社においては、補償契約に基づく補償をした取締役及び当該補償を受けた取締役は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を取締役会に報告しなければならない。

5 前項の規定は、執行役について準用する。この場合において、同項中「取締役会設置会社において、補償契約」とあるのは、「補償契約」と読み替えるものとする。

6 第三百五十六条第一項及び第三百六十五条第二項（これらの規定を第四百九条第二項において準用する場合を含む）、第四百二十三条第

三項並びに第四百二十八条第一項の規定は、株式会社と取締役又は執行役との間の補償契約について、適用しない。

7 民法第百八条の規定は、第一項の決議によつてその内容が定められた前項の補償契約の締結については、適用しない。

（役員等のために締結される保険契約）

第四百三十条の三 株式会社が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することとを約するものであつて、役員等を被保険者とするもの（当該保険契約を締結することにより被保険者である役員等の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして法務省令で定めるものを除く。第三項ただし書において「役員等賠償責任保険契約」という。）の内容の決定をするには、株主総会（取締役会設置会社にあつては、取締役会）の決議によらなければならない。

2 第三百五十六条第一項及び第三百六十五条第二項（これらの規定を第四百九条第二項において準用する場合を含む）並びに第四百二十三条第三項の規定は、株式会社が保険者との間で締結する保険契約のうち役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が填補することとを約するものであるとして、取締役又は執行役を被保険者とするものの締結については、適用しない。

3 民法第百八条の規定は、前項の保険契約の締結については、適用しない。ただし、当該契約が役員等賠償責任保険契約である場合には、第一項の決議によつてその内容が定められたときに限る。

第五章 計算等

第一節 会計の原則

第四百三十一条 株式会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする。

第二節 会計帳簿等

第一款 会計帳簿

第四百三十二条 株式会社は、法務省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。

2 株式会社は、会計帳簿の閉鎖の時から十年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならない。

（会計帳簿の閲覧等の請求）

第四百三十三条 総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができる株主を除く。）の議決権の百分の三（これを下回る割合を定款で定めした場合にあつては、その割合）以上の議決権を有する株主又は発行済株式（自己株式を除く。）の百分の三（これを下回る割合を定款で定めした場合にあつては、その割合）以上の数の株式を有する株主は、株式会社の営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしなければならない。

一 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

2 前項の請求があつたときは、株式会社は、次のいずれかに該当すると認められる場合を除き、これを拒むことができない。

一 当該請求を行う株主（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

二 請求者が当該株式会社の業務の遂行を妨げ、株主の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。

三 請求者が当該株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものであるとき。

四 請求者が会計帳簿又はこれに関する資料の閲覧又は謄写によつて知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求したとき。

五 請求者が、過去二年以内において、会計帳簿又はこれに関する資料の閲覧又は謄写によつて知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

株式会社は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、会計帳簿又はこれに関する資料について第

一項各号に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

4 前項の親会社社員について第二項各号のいずれかに規定する事由があるときは、裁判所は、前項の許可をすることができない。

（会計帳簿の提出命令）

第四百三十四条 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、会計帳簿の全部又は一部の提出を命ずることができる。

第二款 計算書類等

（計算書類等の作成及び保存）

第四百三十五条 株式会社は、法務省令で定めるところにより、その成立の日における貸借対照表を作成しなければならない。

2 株式会社は、法務省令で定めるところにより、各事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書その他株式会社の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして法務省令で定めるものをいう。以下この章において同じ。）及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。

3 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、電磁的記録をもつて作成することができる。

4 株式会社は、計算書類を作成した時から十年間、当該計算書類及びその附属明細書を保存しなければならない。

（計算書類等の監査等）

第四百三十六条 監査役設置会社（監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含み、会計監査人設置会社を除く。）においては、前条第二項の計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、法務省令で定めるところにより、監査役の監査を受けなければならない。

2 会計監査人設置会社においては、次の各号に掲げるものは、法務省令で定めるところにより、当該各号に定める者の監査を受けなければならない。

一 前条第二項の計算書類及びその附属明細書 監査役（監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会）及び会計監査人

二 前条第二項の事業報告及びその附属明細書 監査役（監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会）及び会計監査人

三 前条第二項の事業報告及びその附属明細書 監査役（監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会）及び会計監査人

四 前条第二項の事業報告及びその附属明細書 監査役（監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会）及び会計監査人

五 前条第二項の事業報告及びその附属明細書 監査役（監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会）及び会計監査人

は監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会）

3 取締役会設置会社においては、前条第二項の計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書（第一項又は前項の規定の適用がある場合にあっては、第一項又は前項の監査を受けたもの）は、取締役会の承認を受けなければならない。

（計算書類等の株主への提供）

第四百三十七条 取締役会設置会社においては、取締役は、定時株主総会の招集の通知に際して、法務省令で定めるところにより、株主に対して、前条第三項の承認を受けた計算書類及び事業報告（同条第一項又は第二項の規定の適用がある場合にあっては、監査報告又は会計監査報告を含む。）を提供しなければならない。

（計算書類等の定時株主総会への提出等）

第四百三十八条 次の各号に掲げる株式会社においては、取締役は、当該各号に定める計算書類及び事業報告を定時株主総会に提出し、又は提供しなければならない。

一 第四百三十六条第一項に規定する監査役設置会社（取締役会設置会社を除く。） 第四百三十六条第一項の監査を受けた計算書類及び事業報告

二 会計監査人設置会社（取締役会設置会社を除く。） 第四百三十六条第二項の監査を受けた計算書類及び事業報告

三 取締役会設置会社 第四百三十六条第三項の承認を受けた計算書類及び事業報告

四 前三号に掲げるもの以外の株式会社 第四百三十五条第二項の計算書類及び事業報告

2 前項の規定により提出され、又は提供された計算書類は、定時株主総会の承認を受けなければならない。

3 取締役は、第一項の規定により提出され、又は提供された事業報告の内容を定時株主総会に報告しなければならない。

（会計監査人設置会社の特則）

第四百三十九条 会計監査人設置会社については、第四百三十六条第三項の承認を受けた計算書類が法令及び定款に従い株式会社の財産及び損益の状況を正しく表示しているものとして法務省令で定める要件に該当する場合には、前条第二項の規定は、適用しない。この場合においては、取締役は、当該計算書類の内容を定時株主総会に報告しなければならない。

（計算書類の公告）

第四百四十条 株式会社は、法務省令で定めるところにより、定時株主総会の終結後遅滞なく、貸借対照表（大会社にあっては、貸借対照表及び損益計算書）を公告しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、その公告方法が第九百三十九条第一項第一号又は第二号に掲げる方法である株式会社は、前項に規定する貸借対照表の要旨を公告することにより足りる。

3 前項の株式会社は、法務省令で定めるところにより、定時株主総会の終結後遅滞なく、第一項に規定する貸借対照表の内容である情報を、定時株主総会の終結の日後五年を経過する日までの間、継続して電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとることができる。この場合においては、前二項の規定は、適用しない。

4 金融商品取引法第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない株式会社については、前三項の規定は、適用しない。

（臨時計算書類）

第四百四十一条 株式会社は、最終事業年度の直後の事業年度に属する一定の日（以下この項において「臨時決算日」という。）における当該株式会社の財産の状況を把握するため、法務省令で定めるところにより、次に掲げるもの（以下「臨時計算書類」という。）を作成することができる。

一 臨時決算日における貸借対照表

二 臨時決算日の属する事業年度の初日から臨時決算日までの期間に係る損益計算書

2 第四百三十六条第一項に規定する監査役設置会社又は会計監査人設置会社においては、臨時計算書類は、法務省令で定めるところにより、監査役又は会計監査人（監査等委員会設置会社にあっては監査等委員会及び会計監査人、指名委員会等設置会社にあっては監査委員会及び会計監査人）の監査を受けなければならない。

3 取締役会設置会社においては、臨時計算書類（前項の規定の適用がある場合にあっては、同項の監査を受けたもの）は、取締役会の承認を受けなければならない。

4 次の各号に掲げる株式会社においては、当該各号に定める臨時計算書類は、株主総会の承認を受けなければならない。ただし、臨時計算書類が法令及び定款に従い株式会社の財産及び損

益の状況を正しく表示しているものとして法務省令で定める要件に該当する場合は、この限りでない。

一 第四百三十六条第一項に規定する監査役設置会社又は会計監査人設置会社（いずれも取締役会設置会社を除く。） 第二項の監査を受けた臨時計算書類

二 取締役会設置会社 前項の承認を受けた臨時計算書類

三 前二号に掲げるもの以外の株式会社 第一項の臨時計算書類

（計算書類等の備置き及び閲覧等）

第四百四十二条 株式会社は、次の各号に掲げるもの（以下この条において「計算書類等」という。）を、当該各号に定める期間、その本店に備え置かなければならない。

一 各事業年度に係る計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書（第四百三十六条第一項又は第二項の規定の適用がある場合にあっては、監査報告又は会計監査報告を含む。）

定時株主総会の日の一週間（取締役会設置会社にあっては、二週間）前日（第三百十九条第一項の場合にあっては、同項の提案があった日）から五年間

二 臨時計算書類（前条第二項の規定の適用がある場合にあっては、監査報告又は会計監査報告を含む。） 臨時計算書類を作成した日から五年間

2 株式会社は、次の各号に掲げる計算書類等の写しを、当該各号に定める期間、その支店に備え置かなければならない。ただし、計算書類等が電磁的記録で作成されている場合であつて、支店における次項第三号及び第四号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として法務省令で定めるものをとっているときは、この限りでない。

一 前項第一号に掲げる計算書類等 定時株主総会の日の一週間（取締役会設置会社にあっては、二週間）前日（第三百十九条第一項の場合にあっては、同項の提案があった日）から三年間

二 前項第二号に掲げる計算書類等 同号の臨時計算書類を作成した日から三年間

株主及び債権者は、株式会社の営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該株式会社の定めた費用を支払わなければならない。

一 計算書類等が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 計算書類等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて株式会社の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

4 株式会社の親会社社員は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、当該株式会社の計算書類等について前項各号に掲げる請求をすることができる。ただし、同項第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該株式会社の定めた費用を支払わなければならない。

（計算書類等の提出命令）

第四百四十三条 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、計算書類及びその附属明細書の全部又は一部の提出を命ずることができる。

第三款 連結計算書類

第四百四十四条 会計監査人設置会社は、法務省令で定めるところにより、各事業年度に係る連結計算書類（当該会計監査人設置会社及びその子会社から成る企業集団の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして法務省令で定めるものをいう。以下同じ。）を作成することができる。

2 連結計算書類は、電磁的記録をもって作成することができる。

3 事業年度の末日において大会社であつて金融商品取引法第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものは、当該事業年度に係る連結計算書類を作成しなければならない。

4 連結計算書類は、法務省令で定めるところにより、監査役（監査等委員会設置会社にあっては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあっては監査委員会）及び会計監査人の監査を受けなければならない。

5 会計監査人設置会社が取締役会設置会社である場合には、前項の監査を受けた連結計算書類は、取締役会の承認を受けなければならない。

6 会計監査人設置会社が取締役会設置会社である場合には、取締役は、定時株主総会の招集の通知に際しては、法務省令で定めるところにより、株主に対し、前項の承認を受けた連結計算書類を提供しなければならない。

7 次の各号に掲げる会計監査人設置会社においては、取締役は、当該各号に定める連結計算書類を定時株主総会に提出し、又は提供しなければならない。この場合においては、当該各号に定める連結計算書類の内容及び第四項の監査の結果を定時株主総会に報告しなければならない。

一 取締役会設置会社である会計監査人設置会社
 第五項の承認を受けた連結計算書類
 二 前号に掲げるもの以外の会計監査人設置会社
 第四項の監査を受けた連結計算書類

第三節 資本金の額等

第一款 総則

(資本金の額及び準備金の額)

第四百四十五条 株式会社の資本金の額は、この法律に別段の定めがある場合を除き、設立又は株式の発行に際して株主となる者が当該株式会社に對して払込み又は給付をした財産の額とする。

2 前項の払込み又は給付に係る額の二分の一を超えない額は、資本金として計上しないことができる。

3 前項の規定により資本金として計上しないこととした額は、資本準備金として計上しなければならない。

4 剰余金の配当をする場合には、株式会社は、法務省令で定めるところにより、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に十分の一を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金(以下「準備金」と総称する。)として計上しなければならない。

5 合併、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転又は株式交付に際して資本金又は準備金として計上すべき額については、法務省令で定める。

6 定款又は株主総会の決議による第三百六十一条第一項第三号、第四号若しくは第五号に掲げる事項についての定め又は報酬委員会による第四百九条第三項第三号、第四号若しくは第五号に定める事項についての決定に基づく株式の発行により資本金又は準備金として計上すべき額については、法務省令で定める。

(剰余金の額)

第四百四十六条 株式会社の剰余金の額は、第一号から第七号までに掲げる額の合計額から第五号から第七号までに掲げる額の合計額を減じて得た額とする。

一 最終事業年度の末日におけるイ及びロに掲げる額の合計額からハからホまでに掲げる額の合計額を減じて得た額

ロ 自己株式の帳簿価額の合計額

ハ 負債の額

ニ 資本金及び準備金の額の合計額

ホ ハ及びニに掲げるもののほか、法務省令で定める各勘定科目に計上した額の合計額

二 最終事業年度の末日後に自己株式の処分をした場合における当該自己株式の対価の額から当該自己株式の帳簿価額を控除して得た額

三 最終事業年度の末日後に資本金の額の減少をした場合における当該減少額(次条第一項第二号の額を除く。)

四 最終事業年度の末日後に準備金の額の減少をした場合における当該減少額(第四百四十八条第一項第二号の額を除く。)

五 最終事業年度の末日後に自己株式の消却をした場合における当該自己株式の帳簿価額

六 最終事業年度の末日後に剰余金の配当をした場合における次に掲げる額の合計額

イ 第四百五十四条第一項第一号の配当財産の帳簿価額の総額(同条第四項第一号に規定する金銭分配請求権行使した株主に割り当てた当該配当財産の帳簿価額を除く。)

ロ 第四百五十四条第四項第一号に規定する金銭分配請求権行使した株主に交付した金銭の額の合計額

ハ 第四百五十六条に規定する基準未済株式の株主に支払った金銭の額の合計額

七 前二号に掲げるもののほか、法務省令で定める各勘定科目に計上した額の合計額

第二款 資本金の額の減少等

第一目 資本金の額の減少等

(資本金の額の減少)

第四百四十七条 株式会社は、資本金の額を減少することができる。この場合においては、株主総会の決議によって、次に掲げる事項を定めなければならない。

二 減少する資本金の額の全部又は一部を準備金とするときは、その旨及び準備金とする額

三 資本金の額の減少がその効力を生ずる日

2 前項第一号の額は、同項第三号の日における資本金の額を超えてはならない。

3 株式会社が株式の発行と同時に資本金の額を減少する場合において、当該資本金の額の減少の効力が生ずる日後の資本金の額が当該日以前の資本金の額を下回らないときにおける第一項の規定の適用については、同項中「株主総会の決議」とあるのは、「取締役会の決定(取締役会設置会社にあつては、取締役会の決議)」とする。

(準備金の額の減少)

第四百四十八条 株式会社は、準備金の額を減少することができる。この場合においては、株主総会の決議によって、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 減少する準備金の額

二 減少する準備金の額の全部又は一部を資本金とするときは、その旨及び資本金とする額

三 準備金の額の減少がその効力を生ずる日

2 前項第一号の額は、同項第三号の日における準備金の額を超えてはならない。

3 株式会社が株式の発行と同時に準備金の額を減少する場合において、当該準備金の額の減少の効力が生ずる日後の準備金の額が当該日以前の準備金の額を下回らないときにおける第一項の規定の適用については、同項中「株主総会の決議」とあるのは、「取締役会の決定(取締役会設置会社にあつては、取締役会の決議)」とする。

(債権者の異議)

第四百四十九条 株式会社が資本金又は準備金(以下この条において「資本金等」という。)の額を減少する場合(減少する準備金の額の全部を資本金とする場合を除く。)には、当該株式会社の債権者は、当該株式会社に對し、資本金等の額の減少について異議を述べることができる。ただし、準備金の額のみを減少する場合であつて、次のいずれにも該当するときは、この限りでない。

一 定時株主総会において前条第一項各号に掲げる事項を定めること。

二 前条第一項第一号の額が前号の定時株主総会の日(第四百三十九条前段に規定する場合にあつた日)における欠損の額として法務省令で定める方法により算定される額を超えないこと。

2 前項の規定により株式会社の債権者が異議を述べることができる場合には、当該株式会社は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第三号の期間は、一箇月を下ることができない。

一 当該資本金等の額の減少の内容

二 当該株式会社の計算書類に関する事項として法務省令で定めるもの

三 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

3 前項の規定にかかわらず、株式会社が同項の規定による公告を、官報のほか、第九百三十九条第一項の規定による定款の定めに従い、同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。

4 債権者が第二項第三号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該資本金等の額の減少について承認をしたものとみなす。

5 債権者が第二項第三号の期間内に異議を述べたときは、株式会社は、当該債権者に對し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等(信託会社及び信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。)をいう。以下同じ。)に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該資本金等の額の減少をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

6 次の各号に掲げるものは、当該各号に定める日にその効力を生ずる。ただし、第二項から前項までの規定による手続が終了していないときは、この限りでない。

一 資本金の額の減少 第四百四十七条第一項第三号の日

二 準備金の額の減少 前条第一項第三号の日

7 株式会社は、前項各号に定める日前は、いつでも当該日を変更することができる。

第二目 資本金の額の増加等

(資本金の額の増加)

第四百五十条 株式会社は、剰余金の額を減少して、資本金の額を増加することができる。この場合においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 減少する剰余金の額
- 二 資本金の額の増加がその効力を生ずる日
- 2 前項各号に掲げる事項の決定は、株主総会の決議によらなければならない。
- 3 第一項第一号の額は、同項第二号の日における剰余金の額を超えてはならない。
(準備金の額の増加)
- 第四百五十一条 株式会社は、剰余金の額を減少して、準備金の額を増加することができる。この場合において、次に掲げる事項を定めなければならない。
- 一 減少する剰余金の額
- 二 準備金の額の増加がその効力を生ずる日
- 2 前項各号に掲げる事項の決定は、株主総会の決議によらなければならない。
- 3 第一項第一号の額は、同項第二号の日における剰余金の額を超えてはならない。
- 第三目 剰余金についてのその他の処分
- 第四百五十二条 株式会社は、株主総会の決議によつて、損失の処理、任意積立金の積立てその他の剰余金の処分(前目定めるもの及び剰余金の配当その他株式会社財産を処分するものを除く。)をすることができる。この場合においては、当該剰余金の処分の額その他の法務省令で定める事項を定めなければならない。
- 第四節 剰余金の配当
- (株主に対する剰余金の配当)
- 第四百五十三条 株式会社は、その株主(当該株式会社を除く。)に対し、剰余金の配当をすることができる。
- (剰余金の配当に関する事項の決定)
- 第四百五十四条 株式会社は、前条の規定による剰余金の配当をしようとするときは、その都度、株主総会の決議によつて、次に掲げる事項を定めなければならない。
- 一 配当財産の種類(当該株式会社の株式等を除く。)
- 二 株主に対する配当財産の割当てに関する事項
- 三 当該剰余金の配当がその効力を生ずる日
- 2 前項に規定する場合において、剰余金の配当について内容の異なる二以上の種類の株式を発行しているときは、株式会社は、当該種類の株式の内容に応じ、同項第二号に掲げる事項として、次に掲げる事項を定めることができる。
- 一 ある種類の株式の株主に対して配当財産の割当てをしないこととするときは、その旨及び当該株式の種類
- 二 前号に掲げる事項のほか、配当財産の割当てについて株式の種類ごとに異なる取扱いを行うこととするときは、その旨及び当該異なる取扱いの内容
- 3 第一項第二号に掲げる事項についての定めは、株主(当該株式会社及び前項第一号の種類の株式の株主を除く。)の有する株式の数(前項第二号に掲げる事項についての定めがある場合においては、各種類の株式の数)に応じ配当財産を割り当てることを内容とするものでなければならない。
- 4 配当財産が金銭以外の財産であるときは、株式会社は、株主総会の決議によつて、次に掲げる事項を定めることができる。ただし、第一号の期間の末日は、第一項第三号の日以前の日でなければならない。
- 一 株主に対して金銭分配請求権(当該配当財産に代えて金銭を交付することを株式会社に対して請求する権利をいう。以下この章において同じ。)を与えるときは、その旨及び金銭分配請求権を行使することができる期間
- 二 一定の数未満の数の株式を有する株主に対して配当財産の割当てをしないこととするときは、その旨及びその数
- 5 取締役会設置会社は、一事業年度の途中において一回に限り取締役会の決議によつて剰余金の配当(配当財産が金銭であるものに限り。以下この項において「中間配当」という。)をすることができる旨を定款で定めることができる。この場合における中間配当についての第一項の規定の適用については、同項中「株主総会」とあるのは、「取締役会」とする。
(金銭分配請求権の行使)
- 第四百五十五条 前条第四項第一号に規定する場合に、株式会社は、同号の期間の末日の二十日前までに、株主に對し、同号に掲げる事項を通知しなければならない。
- 株式会社は、金銭分配請求権を行使した株主に對し、当該株主が割当てを受けた配当財産に代えて、当該配当財産の価額に相当する金銭を支払わなければならない。この場合においては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額をもって当該配当財産の価額とする。
- 一 当該配当財産が市場価格のある財産である場合 当該配当財産の市場価格として法務省令で定める方法により算定される額
- 二 前号に掲げる場合以外の場合 株式会社の申立てにより裁判所が定める額
(基準株式数を定めた場合の処理)
- 第四百五十六条 第四百五十四条第二号の数(以下この条において「基準株式数」という。)を定めた場合には、株式会社は、基準株式数に満たない数の株式(以下この条において「基準未満株式」という。)を有する株主に對し、前条第二項後段の規定の例により基準株式数の株式を有する株主が割当てを受けた配当財産の価額として定めた額に当該基準未満株式の数の基準株式数に対する割合を乗じて得た額に相当する金銭を支払わなければならない。
(配当財産の交付の方法等)
- 第四百五十七条 配当財産(第四百五十五条第二項の規定により支払う金銭及び前条の規定により支払う金銭を含む。以下この条において同じ。)は、株主名簿に記載し、又は記録した株主(登録株式質権者を含む。以下この条において同じ。)の住所又は株主が株式会社に通知した場所(第三項において「住所等」という。)において、これを交付しなければならない。
- 2 前項の規定による配当財産の交付に要する費用は、株式会社の負担とする。ただし、株主の責めに帰すべき事由によつてその費用が増加したときは、その増加額は、株主の負担とする。
- 3 前二項の規定は、日本に住所等を有しない株主に対する配当財産の交付については、適用しない。
(適用除外)
- 第四百五十八条 第四百五十三条から前条までの規定は、株式会社の純資産額が三百万円を下回る場合には、適用しない。
- 第五節 剰余金の配当等を決定する機関の特則
- (剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定め)
- 第四百五十九条 会計監査人設置会社(取締役(監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役以外の取締役)の任期の末日が選任後一年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日後の日であるもの及び監査役設置会社であつて監査役会設置会社でないものを除く。)は、次に掲げる事項を取締役会(第二号に掲げる事項については第四百三十六条第三項を取締役会に限る。)が定めることができる旨を定款で定めることができる。
- 一 第六十条第一項の規定による決定をする場合以外の場合における第四百五十六条第一項各号に掲げる事項
- 二 第四百四十九条第一項第二号に該当する場合における第四百四十八条第一項第一号及び第三号に掲げる事項
- 三 第四百五十二条後段の事項
- 四 第四百五十四条第一項各号及び同条第四項各号に掲げる事項。ただし、配当財産が金銭以外の財産であり、かつ、株主に対して金銭分配請求権を与えないこととする場合を除く。
- 2 前項の規定による定款の定めは、最終事業年度に係る計算書類が法令及び定款に従い株式会社の財産及び損益の状況を正しく表示しているものとして法務省令で定める要件に該当する場合に限り、その効力を有する。
- 3 第一項の規定による定款の定めがある場合における第四百四十九条第一項第一号の規定の適用については、同号中「定時株主総会」とあるのは、「定時株主総会又は第四百三十六条第三項を取締役会」とする。
(株主の権利の制限)
- 第四百六十条 前条第一項の規定による定款の定めがある場合には、株式会社は、同項各号に掲げる事項を株主総会の決議によつては定めない旨を定款で定めることができる。
- 2 前項の規定による定款の定めは、最終事業年度に係る計算書類が法令及び定款に従い株式会社の財産及び損益の状況を正しく表示しているものとして法務省令で定める要件に該当する場合に限り、その効力を有する。
- 第六節 剰余金の配当等に関する責任(配当等の制限)
- 第四百六十一条 次に掲げる行為により株主に對して交付する金銭等(当該株式会社の株式を除く。以下この節において同じ。)の帳簿価額の総額は、当該行為がその効力を生ずる日における分配可能額を超えてはならない。
- 一 第四百三十八条第一号又は第二号ハの請求に応じ行う当該株式会社の株式の買取り
- 二 第四百五十六条第一項の規定による決定に基づく当該株式会社の株式の取得(第四百六十三条に規定する場合又は第四百六十五条第一項に規定する場合における当該株式会社による株式の取得に限る。)

三 第三百五十七條第一項の規定による決定に基づく当該株式会社の株式の取得

四 第四百七十三條第一項の規定による当該株式会社の株式の取得

五 第三百七十六條第一項の規定による請求に基づく当該株式会社の株式の買取り

六 第九百九十七條第三項の規定による当該株式会社の株式の買取り

七 第二百三十四條第四項（第二百三十五條第二項において準用する場合を含む。）の規定による当該株式会社の株式の買取り

八 剰余金の配当

2 前項に規定する「分配可能額」とは、第一号及び第二号に掲げる額の合計額から第三号から第六号までに掲げる額の合計額を減じて得た額をいう（以下この節において同じ。）。

一 剰余金の額

二 臨時計算書類につき第四百四十一條第四項の承認（同項ただし書に規定する場合にあつては、同条第三項の承認）を受けた場合における次に掲げる額

イ 第四百四十一條第一項第二号の期間の利益の額として法務省令で定める各勘定科目に計上した額の合計額

ロ 第四百四十一條第一項第二号の期間内に自己株式を処分した場合における当該自己株式の対価の額

三 自己株式の帳簿価額

四 最終事業年度の末日後に自己株式を処分した場合における当該自己株式の対価の額

五 第二号に規定する場合における第四百四十一條第一項第二号の期間の損失の額として法務省令で定める各勘定科目に計上した額の合計額

六 前三号に掲げるもののほか、法務省令で定める各勘定科目に計上した額の合計額（剰余金の配当等に関する責任）

第四百六十二條 前条第一項の規定に違反して株式会社が行った行為

は、当該行為により金銭等の交付を受けた者並びに当該行為に関する職務を行った業務執行者（業務執行取締役（指名委員会等設置会社にあつては、執行役。以下この項において同じ。）その他当該業務執行取締役の行う業務の執行に職務上関与した者として法務省令で定めるものをいう。以下この節において同じ。）及び当該行為が次の各号に掲げるものである場合における

る当該各号に定める者は、当該株式会社に對し、連帶して、当該金銭等の交付を受けた者が交付を受けた金銭等の帳簿価額に相当する金銭を支払う義務を負う。

一 前条第一項第二号に掲げる行為 次に掲げる者

イ 第九百九十七條第三項後段の規定による決定に係る株主総会の決議があつた場合（当該決議によつて定められた同項第二号の金銭等の総額が当該決議の日における分配可能額を超える場合に限る。）における当該株主総会に係る総会議案提案取締役（当該株主総会に議案を提案した取締役として法務省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）

ロ 第五百五十六條第一項の規定による決定に係る取締役会の決議があつた場合 当該決議によつて定められた同項第二号の金銭等の総額が当該決議の日における分配可能額を超える場合に限る。）における当該取締役会に係る取締役会議案提案取締役（当該取締役会に議案を提案した取締役又は執行役）として法務省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）

二 前条第一項第三号に掲げる行為 次に掲げる者

イ 第五百五十七條第一項の規定による決定に係る株主総会の決議があつた場合（当該決議によつて定められた同項第三号の総額が当該決議の日における分配可能額を超える場合に限る。）における当該株主総会に係る総会議案提案取締役

ロ 第九百九十七條第三項後段の規定による決定に係る取締役会の決議があつた場合（当該決議によつて定められた同項第三号の総額が当該決議の日における分配可能額を超える場合に限る。）における当該株主総会に係る取締役会議案提案取締役

三 前条第一項第四号に掲げる行為 第七百七十一條第一項の株主総会（当該株主総会の決議によつて定められた同項第一号に規定する取得対価の総額が当該決議の日における分配可能額を超える場合における当該株主総会に限る。）に係る総会議案提案取締役

四 前条第一項第六号に掲げる行為 次に掲げる者

イ 第九百九十七條第三項後段の規定による決定に係る株主総会の決議があつた場合（当該決議によつて定められた同項第二号の総額が当該決議の日における分配可能額を超える場合に限る。）における当該株主総会に係る総会議案提案取締役

ロ 第九百九十七條第三項後段の規定による決定に係る取締役会の決議があつた場合（当該決議によつて定められた同項第二号の総額が当該決議の日における分配可能額を超える場合に限る。）における当該取締役会に係る取締役会議案提案取締役

五 前条第一項第七号に掲げる行為 次に掲げる者

イ 第二百三十四條第四項後段（第二百三十五條第二項において準用する場合を含む。）の規定による決定に係る株主総会の決議があつた場合（当該決議によつて定められた第二百三十四條第四項第二号（第二百三十五條第二項において準用する場合を含む。）の総額が当該決議の日における分配可能額を超える場合に限る。）における当該株主総会に係る総会議案提案取締役

ロ 第二百三十四條第四項後段（第二百三十五條第二項において準用する場合を含む。）の規定による決定に係る取締役会の決議があつた場合（当該決議によつて定められた第二百三十四條第四項第二号（第二百三十五條第二項において準用する場合を含む。）の総額が当該決議の日における分配可能額を超える場合に限る。）における当該取締役会に係る取締役会議案提案取締役

六 前条第一項第八号に掲げる行為 次に掲げる者

イ 第四百五十四條第一項の規定による決定に係る株主総会の決議があつた場合（当該決議によつて定められた配当財産の帳簿価額が当該決議の日における分配可能額を超える場合に限る。）における当該株主総会に係る総会議案提案取締役

ロ 第四百五十四條第一項の規定による決定に係る取締役会の決議があつた場合（当該決議によつて定められた配当財産の帳簿価額が当該決議の日における分配可能額を超える場合に限る。）における当該取締役会に係る取締役会議案提案取締役

2 前項の規定にかかわらず、業務執行者及び同項各号に定める者は、その職務を行うについて

注意を怠らなかつたことを証明したときは、同項の義務を負わない。

3 第一項の規定により業務執行者及び同項各号に定める者の負う義務は、免除することができない。ただし、前条第一項各号に掲げる行為の時ににおける分配可能額を限度として当該義務を免除することについて総株主の同意がある場合は、この限りでない。

（株主に対する求償権の制限等）

第四百六十三條 前条第一項に規定する場合において、株式会社が第四百六十一條第一項各号に掲げる行為により株主に対して交付した金銭等の帳簿価額の総額が当該行為がその効力を生じた日における分配可能額を超えることにつき善意の株主は、当該株主が交付を受けた金銭等について、前条第一項の金銭を支払った業務執行者及び同項各号に定める者からの求償の請求に応ずる義務を負わない。

2 前条第一項に規定する場合においては、株式会社の債権者は、同項の規定により義務を負う株主に對し、その交付を受けた金銭等の帳簿価額（当該総額が当該債権者の株式会社に對して有する債権額を超える場合にあつては、当該債権額）に相当する金銭を支払わなければならない。

（買取請求に応じて株式を取得した場合の責任）

第四百六十四條 株式会社が第四百六十一條又は第四百八十二條の四第一項の規定による請求に応じて株式を取得する場合において、当該請求をした株主に對して支払った金銭の額が当該支払の日における分配可能額を超えるときは、当該株式の取得に関する職務を行った業務執行者は、株式会社に對し、連帶して、その超過額を支払う義務を負う。ただし、その者がその職務を行うについて注意を怠らなかつたことを証明した場合は、この限りでない。

2 前項の義務は、総株主の同意がなければ、免除することができない。

（欠損が生じた場合の責任）

第四百六十五條 株式会社が次の各号に掲げる行為をした場合において、当該行為をした日の属する事業年度（その事業年度の直前の事業年度が最終事業年度でないときは、その事業年度の直前の事業年度）に係る計算書類につき第四百三十八條第二項の承認（第四百三十九條前段に規定する場合にあつては、第四百三十六條第三項の承認）を受けた時における第四百六十一條第二項第三号、第四号及び第六号に掲げる額の

合計額が同項第一号に掲げる額を超えるときは、当該各号に掲げる行為に関する職務を行つた業務執行者は、当該株式会社に対し、連帯して、その超過額（当該超過額が当該各号に定める額を超える場合にあっては、当該各号に定める額）を支払う義務を負う。ただし、当該業務執行者がその職務を行うについて注意を怠らなかつたことを証明した場合は、この限りでない。

一 第三百三十八条第一号ハ又は第二号ハの請求に応じ行ふ当該株式会社の株式の買取り
当該株式の買取りにより株主に対して交付した金銭等の帳簿価額の総額

二 第二百五十六条第一項の規定による決定に基づく当該株式会社の株式の取得（第六百六十三条に規定する場合又は第六百六十五条第一項に規定する場合における当該株式会社による株式の取得に限る。）当該株式の取得により株主に対して交付した金銭等の帳簿価額の総額

三 第三百五十七条第一項の規定による決定に基づく当該株式会社の株式の取得 当該株式の取得により株主に対して交付した金銭等の帳簿価額の総額

四 第六百六十七条第一項の規定による当該株式会社の株式の取得 当該株式の取得により株主に対して交付した金銭等の帳簿価額の総額

五 第七百七十条第一項の規定による当該株式会社の株式の取得 当該株式の取得により株主に対して交付した金銭等の帳簿価額の総額

六 第七百七十三条第一項の規定による当該株式会社の株式の取得 当該株式の取得により株主に対して交付した金銭等の帳簿価額の総額

七 第七百七十六条第一項の規定による請求に基づく当該株式会社の株式の買取り 当該株式の買取りにより株主に対して交付した金銭等の帳簿価額の総額

八 第九百九十七条第三項の規定による当該株式会社の株式の買取り 当該株式の買取りにより株主に対して交付した金銭等の帳簿価額の総額

九 次のイ又はロに掲げる規定による当該株式会社の株式の買取り 当該株式の買取りにより株主に対して交付した金銭等の帳簿価額の総額

イ 第二百三十四条第四項 同条第一項各号に定める者

ロ 第二百三十五条第二項において準用する第二百三十四条第四項 株主

十 剰余金の配当（次のイからハまでに掲げるものを除く。）当該剰余金の配当についての第四百四十六条第六号イからハまでに掲げる額の合計額

イ 定時株主総会（第四百三十九条前段に規定する場合にあっては、定時株主総会又は第四百三十六条第三項の取締役会）において第四百五十四条第一項各号に掲げる事項を定める場合における剰余金の配当

ロ 第四百四十七条第一項各号に掲げる事項を定めるための株主総会において第四百五十四条第一項各号に掲げる事項を定める場合（同項第一号の額（第四百五十六條の規定により基準未満株式の株主に支払う金銭があるときは、その額を合算した額）が第四百四十七条第一項第一号の額を超えない場合であつて、同項第二号に掲げる事項についての定めがない場合に限る。）における剰余金の配当

ハ 第四百四十八条第一項各号に掲げる事項を定めるための株主総会において第四百五十四条第一項各号に掲げる事項を定める場合（同項第一号の額（第四百五十六條の規定により基準未満株式の株主に支払う金銭があるときは、その額を合算した額）が第四百四十八条第一項第一号の額を超えない場合であつて、同項第二号に掲げる事項についての定めがない場合に限る。）における剰余金の配当

二 前項の義務は、総株主の同意がなければ、免除することができない。

第六章 定款の変更

第四百六十六条 株式会社は、その成立後、株主総会の決議によつて、定款を変更することができる。

第七章 事業の譲渡等（事業譲渡等の承認等）

第四百六十七条 株式会社は、次に掲げる行為をする場合には、当該行為がその効力を生ずる日（以下この章において「効力発生日」という。）の前日までに、株主総会の決議によつて、当該行為に係る契約の承認を受けなければならない。

一 事業の全部の譲渡

二 事業の重要な一部の譲渡（当該譲渡により譲り渡す資産の帳簿価額が当該株式会社の総資産額として法務省令で定める方法により算

定される額の五分の一（これを下回る割合を定款で定めの場合にあっては、その割合）を超えないものを除く。）

二の二 その子会社の株式又は持分の全部又は一部の譲渡（次のいずれにも該当する場合における譲渡に限る。）

イ 当該譲渡により譲り渡す株式又は持分の帳簿価額が当該株式会社の総資産額として法務省令で定める方法により算定される額の五分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）を超えるとき。

ロ 当該株式会社が、効力発生日において当該会社の議決権の総数の過半数の議決権を有しないとき。

三 他の会社（外国会社その他の法人を含む。次条において同じ。）の事業の全部の譲受け

四 事業の全部の賃貸、事業の全部の経営の委任、他人と事業上の損益の全部を共通にする契約その他これらに準ずる契約の締結、変更又は解約

五 当該株式会社が（第二十五条第一項各号に掲げる方法により設立したものに限り。以下この号において同じ。）の成立後二年以内におけるその成立前から存在する財産であつてその事業のために継続して使用するものの取得、ただし、イに掲げる額のロに掲げる額に對する割合が五分の一（これを下回る割合を当該株式会社の定款で定めた場合にあっては、その割合）を超えない場合を除く。

イ 当該財産の対価として交付する財産の帳簿価額の合計額

ロ 当該株式会社の純資産額として法務省令で定める方法により算定される額

二 前項第三号に掲げる行為をする場合において、当該株式会社の株式が譲り受ける資産に当該株式会社の株式が含まれるときは、取締役は、同項の株主総会において、当該株式に関する事項を説明しなければならない。

（事業譲渡等の承認を要しない場合）

第四百六十八条 前条の規定は、同条第一項第一号から第四号までに掲げる行為（以下この章において「事業譲渡等」という。）に係る契約の相手方が当該事業譲渡等をする株式会社の特別支配会社（ある株式会社の総株主の議決権の十分の九（これを上回る割合を当該株式会社の定款で定めた場合にあっては、その割合）以上を

他の会社及び当該他の会社が発行済株式の全部を有する株式会社その他これに準ずるものとして法務省令で定める法人が有している場合における当該他の会社をいう。以下同じ。）である場合には、適用しない。

二 前条の規定は、同条第一項第三号に掲げる行為をする場合において、第一号に掲げる額の第二号に掲げる額に對する割合が五分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）を超えないときは、適用しない。

一 当該他の会社の事業の全部の対価として交付する財産の帳簿価額の合計額

二 当該株式会社の純資産額として法務省令で定める方法により算定される額

三 前項に規定する場合において、法務省令で定める数の株式（前条第一項の株主総会において議決権を行使することができるものに限り。）を有する株主が次条第三項の規定による通知又は同条第四項の公告の日から二週間以内に前条第一項第三号に掲げる行為に反対する旨を当該行為をする株式会社に対し通知したときは、当該株式会社が、効力発生日の前日までに、株主総会の決議によつて、当該行為に係る契約の承認を受けなければならない。

（反対株主の株式買取請求）

第四百六十九条 事業譲渡等をする場合（次に掲げる場合を除く。）には、反対株主は、事業譲渡等をする株式会社に對し、自己の有する株式を公正な価格で買い取ることを請求することができる。

一 第四百六十七条第一項第一号に掲げる行為をする場合において、同項の株主総会の決議と同時に第四百七十一条第三号の株主総会の決議がされたとき。

二 前条第二項に規定する場合（同条第三項に規定する場合を除く。）

前項に規定する「反対株主」とは、次の各号に掲げる場合における当該各号に定める株主をいう。

一 事業譲渡等をするために株主総会（種類株主総会を含む。）の決議を要する場合 次に掲げる株主

イ 当該株主総会に先立って当該事業譲渡等に反対する旨を当該株式会社に對し通知し、かつ、当該株主総会において当該事業譲渡等に反対した株主（当該株主総会にお

いて議決権を行使することができるものに限る。）

ロ 当該株主総会において議決権を行使することができない株主

二 前号に規定する場合以外の場合 全ての株主（前条第一項に規定する場合における当該特別支配会社を除く。）

3 事業譲渡等を行うとする株式会社は、効力発生日の二十日前までに、その株主（前条第一項に規定する場合における当該特別支配会社を除く。）に対し、事業譲渡等を行う旨（第四百六十七条第二項に規定する場合にあつては、同条第一項第三号に掲げる行為をする旨及び同条第二項の株式に関する事項）を通知しなければならない。

4 次に掲げる場合には、前項の規定による通知は、公告をもってこれに代えることができる。
一 事業譲渡等をする株式会社が公開会社である場合

二 事業譲渡等をする株式会社が第四百六十七条第一項の株主総会の決議によつて事業譲渡等に係る契約の承認を受けた場合

5 第一項の規定による請求（以下この章において「株式買取請求」という。）は、効力発生日の二十日前の日から効力発生日の前日までの間に、その株式買取請求に係る株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）を明らかにしてしなければならない。

6 株券が発行されている株式について株式買取請求をしようとするときは、当該株式の株主は、事業譲渡等をする株式会社に對し、当該株式に係る株券を提出しなければならない。ただし、当該株券について第二百二十三条の規定による請求をした者については、この限りでない。

7 株式買取請求をした株主は、事業譲渡等をする株式会社の承諾を得た場合に限り、その株式買取請求を撤回することができる。

8 事業譲渡等を中止したときは、株式買取請求は、その効力を失う。

9 第三百三十三条の規定は、株式買取請求に係る株式については、適用しない。

（株式の価格の決定等）

第四百七十条 株式買取請求があつた場合において、株式の価格の決定について、株主と事業譲渡等をする株式会社との間に協議が調つたときは、当該株式会社は、効力発生日から六十日以内にその支払をしなければならない。

2 株式の価格の決定について、効力発生日から三十日以内に協議が調わないときは、株主又は前項の株式会社は、その期間の満了の日後三十日以内に、裁判所に對し、価格の決定の申立てをすることができる。

3 前条第七項の規定にかかわらず、前項に規定する場合において、効力発生日から六十日以内に同項の申立てがないときは、その期間の満了後は、株主は、いつでも、株式買取請求を撤回することができる。

4 第一項の株式会社は、裁判所の決定した価格に對する同項の期間の満了の日後の法定利率による利息をも支払わなければならない。

5 第一項の株式会社は、株式の価格の決定があるまでは、株主に對し、当該株式会社が公正な価格と認める額を支払ふことができる。

6 株式買取請求に係る株式の買取りは、効力発生日に、その効力を生ずる。

7 株券発行会社は、株券が発行されている株式について株式買取請求があつたときは、株券と引換えに、その株式買取請求に係る株式の代金を支払わなければならない。

第八章 解散
（解散の事由）

第四百七十一条 株式会社は、次に掲げる事由によつて解散する。
一 定款で定めた存続期間の満了
二 定款で定めた解散の事由の発生
三 株主総会の決議
四 合併（合併により当該株式会社が消滅する場合に限る。）
五 破産手続開始の決定

六 第八百二十四条第一項又は第八百三十三条第一項の規定による解散を命ずる裁判（休眠会社のみなし解散）

第四百七十二條 休眠会社（株式会社であつて、当該株式会社に關する登記が最後にあつた日から十二年を経過したものをいう。以下この条において同じ。）は、法務大臣が休眠会社に對し二箇月以内に法務省令で定めるところによりその本店の所在地を管轄する登記所に事業を廃止してない旨の届出をすべき旨を官報に公告した場合において、その届出をしないときは、その二箇月の期間の満了の時に、解散したものとみなす。ただし、当該期間内に当該休眠会社に關する登記がされたときは、この限りでない。

2 登記所は、前項の規定による公告があつたときは、休眠会社に對し、その旨の通知を発しなければならない。

（株式会社の継続）
第四百七十三条 株式会社は、第四百七十一条第一号から第三号までに掲げる事由によつて解散した場合（前条第三項の規定により解散したものとみなされた場合を含む。）には、次章の規定による清算が終了するまで（同項の規定により解散したものとはみなされた場合にあつては、解散したものとはみなされた後三年以内に限り）、株主総会の決議によつて、株式会社を継続することができる。

（解散した株式会社の合併等の制限）
第四百七十四条 株式会社が解散した場合には、当該株式会社は、次に掲げる行為をすることができない。
一 合併（合併により当該株式会社が存続する場合に限る。）
二 吸収分割による他の会社がその事業に關して有する権利義務の全部又は一部の承継

第九章 清算
第一節 総則
第一款 清算の開始
（清算の開始原因）
第四百七十五条 株式会社は、次に掲げる場合には、この章の定めるところにより、清算をしなければならない。

一 解散した場合（第四百七十一条第四号に掲げる事由によつて解散した場合及び破産手続開始の決定により解散した場合であつて当該破産手続が終了していない場合を除く。）
二 設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合
三 株式移転の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合
（清算株式会社の能力）
第四百七十六条 前条の規定により清算をする株式会社（以下「清算株式会社」という。）は、清算の目的の範囲内において、清算が終了するまではなお存続するものとみなす。

第二款 清算株式会社の機関
第一目 株主総会以外の機関の設置
第四百七十七条 清算株式会社には、一人又は二人以上の清算人を置かなければならない。

2 清算株式会社は、定款の定めによつて、清算人会、監査役又は監査役会を置くことができる。

3 監査役会を置く旨の定款の定めがある清算株式会社は、清算人会を置かなければならない。

4 第四百七十五条各号に掲げる場合に該当することとなつた時において公開会社又は大会社であつた清算株式会社は、監査役を置かなければならない。

5 第四百七十五条各号に掲げる場合に該当することとなつた時において監査等委員会設置会社であつた清算株式会社であつて、前項の規定の適用があるものにおいては、監査等委員である取締役が監査役となる。

6 第四百七十五条各号に掲げる場合に該当することとなつた時において指名委員会等設置会社であつた清算株式会社であつて、第四項の規定の適用があるものにおいては、監査委員が監査役となる。

7 第四章第二節の規定は、清算株式会社については、適用しない。
第二目 清算人の就任及び解任並びに監査役の退任
第四百七十八条 次に掲げる者は、清算株式会社の清算人となる。
一 取締役（次号又は第三号に掲げる者がある場合を除く。）
二 定款で定める者
三 株主総会の決議によつて選任された者

2 前項の規定により清算人となる者がいないときは、裁判所は、利害関係人の申立てにより、清算人を選任する。

3 前二項の規定にかかわらず、第四百七十一条第六号に掲げる事由によつて解散した清算株式会社については、裁判所は、利害関係人若しくは法務大臣の申立てにより又は職権で、清算人を選任する。

4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、第四百七十五条第二号又は第三号に掲げる場合には、該当することとなつた清算株式会社については、裁判所は、利害関係人の申立てにより、清算人を選任する。

5 第四百七十五条各号に掲げる場合に該当することとなつた時において監査等委員会設置会社であつた清算株式会社における第一項第一号の規定の適用については、同号中「取締役」とあるのは、「監査等委員である取締役以外の取締役」とする。

6 第四百七十五条各号に掲げる場合に該当することとなつた時において指名委員会等設置会社であつた清算株式会社における第一項第一号の

規定の適用については、同号中「取締役」とあるのは、「監査委員以外の取締役」とする。

7 第三百三十五条第三項の規定にかかわらず、第四百七十五条各号に掲げる場合に該当することとなった時において監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社であった清算株式会社又は指名委員会等設置会社においては、監査役は、三人以上で、そのうち半数以上は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものでなければならない。

一 その就任の前十年間当該監査等委員会設置会社若しくは指名委員会等設置会社又はその子会社の取締役（社外取締役を除く。）、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員。次号において同じ。）若しくは執行役又は支配人その他の使用人であったことがないこと。

二 その就任の前十年内のいずれかの時において当該監査等委員会設置会社若しくは指名委員会等設置会社又はその子会社の社外取締役又は監査役であったことがある者にあつては、当該社外取締役又は監査役への就任の前十年間当該監査等委員会設置会社若しくは指名委員会等設置会社又はその子会社の取締役（社外取締役を除く。）、会計参与若しくは執行役又は支配人その他の使用人であつたことがないこと。

三 第二条第十六号ハからホまでに掲げる要件第三百三十条、第三百三十一条第一項及び第三百三十一条の二の規定は清算人について、第三百三十一条第五項の規定は清算人会設置会社（清算人会を置く清算株式会社又はこの法律の規定により清算人会を置かなければならない清算株式会社をいう。以下同じ。）について、それぞれ準用する。この場合において、同項中「取締役」とあるのは、「清算人は」と読み替えるものとする。

（清算人の解任）

第四百七十九條 清算人（前条第二項から第四項までの規定により裁判所が選任したものを除く。）は、いつでも、株主総会の決議によって解任することができる。

2 重要な事由があるときは、裁判所は、次に掲げる株主の申立てにより、清算人を解任することができる。

一 総株主（次に掲げる株主を除く。）の議決権の百分の三（これを下回る割合を定款で定

めた場合にあっては、その割合）以上の議決権を六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前から引き続き有する株主（次に掲げる株主を除く。）

イ 清算人を解任する旨の議案について議決権を行使することができない株主

ロ 当該申立てに係る清算人である株主

二 発行済株式（次に掲げる株主の有する株式を除く。）の百分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の数の株式を六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前から引き続き有する株主（次に掲げる株主を除く。）

イ 当該清算株式会社である株主

ロ 当該申立てに係る清算人である株主

3 公開会社でない清算株式会社における前項各号の規定の適用については、これらの規定中「六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）」前から引き続き有する」とあるのは、「有する」とする。

4 第三百四十六条第一項から第三項までの規定は、清算人について準用する。

（監査役の退任）

第四百八十条 清算株式会社の監査役は、当該清算株式会社が次に掲げる定款の変更をした場合には、当該定款の変更の効力が生じた時に退任する。

一 監査役を置く旨の定款の定めを廃止する定款の変更

二 監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めを廃止する定款の変更

2 第三百三十六条の規定は、清算株式会社の監査役については、適用しない。

（清算人の職務等）

第四百八十一条 清算人は、次に掲げる職務を行う。

（清算人の職務）

一 現務の結了

二 債権の取立て及び債務の弁済

三 残余財産の分配

（業務の執行）

第四百八十二条 清算人は、清算株式会社（清算人会設置会社を除く。以下この条において同じ。）の業務を執行する。

2 清算人が二人以上ある場合には、清算株式会社の業務は、定款に別段の定めがある場合を除き、清算人の過半数をもって決定する。

3 前項の場合には、清算人は、次に掲げる事項についての決定を各清算人に委任することができる。

一 支配人の選任及び解任

二 支店の設置、移転及び廃止

三 第二百九十八条第一項各号（第三百二十五条において準用する場合を含む。）に掲げる事項

四 清算人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他清算株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備

4 第三百五十三条から第三百五十七条（第三項を除く。）まで、第三百六十条並びに第三百六十一条第一項及び第四項の規定は、清算人（同条の規定については、第四百七十八条第二項から第四項までの規定により裁判所が選任したものを除く。）について準用する。この場合において、第三百五十三条中「第三百四十九条第四項」とあるのは「第四百八十三条第六項において準用する第三百四十九条第四項」と、第三百五十四条中「代表取締役」とあるのは「代表清算人（第四百八十三条第一項に規定する代表清算人をいう。）」と、第三百六十条第三項中「監査役設置会社、監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社」とあるのは「監査役設置会社」と読み替えるものとする。

（清算株式会社の代表）

第四百八十三条 清算人は、清算株式会社を代表する。ただし、他に代表清算人（清算株式会社を代表する清算人をいう。以下同じ。）その他の清算株式会社が代表する者を定めた場合は、この限りでない。

2 前項本文の清算人が二人以上ある場合には、清算人は、各自、清算株式会社を代表する。

3 清算株式会社（清算人会設置会社を除く。）は、定款、定款の定めに基づく清算人（第四百七十八条第二項から第四項までの規定において裁判所が選任したものを除く。以下この項において同じ。）の互選又は株主総会の決議によって、清算人の中から代表清算人を定めることができる。

4 第四百七十八条第一項第一号の規定により取締役が清算人となる場合において、代表取締役を定めたときは、当該代表取締役が代表清算人となる。

5 裁判所は、第四百七十八条第二項から第四項までの規定により清算人を選任する場合には、

その清算人の中から代表清算人を定めることができる。

6 第三百四十九条第四項及び第五項並びに第三百五十一条の規定は代表清算人について、第三百五十二条の規定は民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された清算人又は代表清算人の職務を代行する者について、それぞれ準用する。

（清算株式会社についての破産手続の開始）

第四百八十四条 清算株式会社の財産がその債務を完済するに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

2 清算人は、清算株式会社が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとす。

3 前項に規定する場合において、清算株式会社が既に債権者に支払い、又は株主に分配したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

（裁判所の選任する清算人の報酬）

第四百八十五条 裁判所は、第四百七十八条第二項から第四項までの規定により清算人を選任した場合には、清算株式会社が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。

（清算人の清算株式会社に対する損害賠償責任）

第四百八十六条 清算人は、その任務を怠ったときは、清算株式会社に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2 清算人が第四百八十二条第四項において準用する第三百五十六条第一項の規定に違反して同項第一号の取引をしたときは、当該取引により清算人又は第三者が得た利益の額は、前項の損害の額と推定する。

3 第四百八十二条第四項において準用する第三百五十六条第一項第二号又は第三号の取引によつて清算株式会社に損害が生じたときは、次に掲げる清算人は、その任務を怠つたものと推定する。

一 第四百八十二条第四項において準用する第三百五十六条第一項の清算人

二 清算株式会社が当該取引をすることを決定した清算人

三 当該取引に関する清算人会の承認の決議に賛成した清算人

4 第四百二十四条及び第四百二十八条第一項の規定は、清算人の第一項の責任について準用す

る。この場合において、同条第一項中「第三百五十六條第一項第二号（第四百九十九條第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは、「第四百八十二條第四項において準用する第三百五十六條第一項第二号」と読み替えるものとする。

（清算人の第三者に対する損害賠償責任）

第四百八十七條 清算人がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該清算人は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

2 清算人が、次に掲げる行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、当該清算人が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

一 株式、新株予約権、社債若しくは新株予約権付社債を引き受ける者の募集をする際に通知しなければならない重要な事項についての虚偽の通知又は当該募集のための当該清算株式会社その他の事項に関する説明に用いた資料についての虚偽の記載若しくは記録

二 第四百九十二条第一項に規定する財産目録等並びに第四百九十四条第一項の貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

三 虚偽の登記

四 虚偽の公告

（清算人及び監査役の連帯責任）

第四百八十八條 清算人又は監査役が清算株式会社又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の清算人又は監査役も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

2 前項の場合には、第四百三十条の規定は、適用しない。

第四目 清算人会

（清算人会の権限等）

第四百八十九條 清算人会は、すべての清算人で組織する。

2 清算人会は、次に掲げる職務を行う。

一 清算人会設置会社の業務執行の決定

二 清算人の職務の執行の監督

三 代表清算人の選定及び解職

3 清算人会は、清算人の中から代表清算人を選定しなければならない。ただし、他に代表清算人があるときは、この限りでない。

4 清算人会は、その選定した代表清算人及び第四百八十三條第四項の規定により代表清算人となつた者を解職することができる。

5 第四百八十三條第五項の規定により裁判所が代表清算人を定めたときは、清算人会は、代表清算人を選定し、又は解職することができる。

6 清算人会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を清算人に委任することができる。

一 重要な財産の処分及び譲受け

二 多額の借財

三 支配人その他の重要な使用人の選任及び解任

四 支店その他の重要な組織の設置、変更及び廃止

五 第六百七十六條第一号に掲げる事項その他の社債を引き受ける者の募集に関する重要な事項として法務省令で定める事項

六 清算人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他清算株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備

次に掲げる清算人は、清算人会設置会社の業務を執行する。

一 代表清算人

二 代表清算人以外の清算人であつて、清算人会の決議によつて清算人会設置会社の業務を執行する清算人として選定されたもの

8 第三百六十三條第二項、第三百六十四条及び第三百六十五條の規定は、清算人会設置会社について準用する。この場合において、第三百六十三條第二項中「前項各号」とあるのは「第四百八十九條第七項各号」と、「取締役は」とあるのは「清算人は」と、「取締役会」とあるのは「清算人会」と、第三百六十四條中「第三百五十三條」とあるのは「第四百八十二條第四項において準用する第三百五十三條」と、第三百六十五條第一項中「第三百五十六條」とあるのは「第四百八十二條第四項において準用する第三百五十六條」と、第三百六十六條中「第三百五十六條」と、「取締役会」とあるのは「清算人会」と、同条第二項中「第三百五十六條第一項各号」とあるのは「第四百八十二條第四項において準用する第三百五十六條第一項各号」と、「取締役は」とあるのは「清算人は」と、「取締役会」とあるのは「清算人会」と

8 第三百六十三條第二項、第三百六十四条及び第三百六十五條の規定は、清算人会設置会社について準用する。この場合において、第三百六十三條第二項中「前項各号」とあるのは「第四百八十九條第七項各号」と、「取締役は」とあるのは「清算人は」と、「取締役会」とあるのは「清算人会」と、第三百六十四條中「第三百五十三條」とあるのは「第四百八十二條第四項において準用する第三百五十三條」と、第三百六十五條第一項中「第三百五十六條」とあるのは「第四百八十二條第四項において準用する第三百五十六條」と、第三百六十六條中「第三百五十六條」と、「取締役会」とあるのは「清算人会」と、同条第二項中「第三百五十六條第一項各号」とあるのは「第四百八十二條第四項において準用する第三百五十六條第一項各号」と、「取締役は」とあるのは「清算人は」と、「取締役会」とあるのは「清算人会」と

8 第三百六十三條第二項、第三百六十四条及び第三百六十五條の規定は、清算人会設置会社について準用する。この場合において、第三百六十三條第二項中「前項各号」とあるのは「第四百八十九條第七項各号」と、「取締役は」とあるのは「清算人は」と、「取締役会」とあるのは「清算人会」と、第三百六十四條中「第三百五十三條」とあるのは「第四百八十二條第四項において準用する第三百五十三條」と、第三百六十五條第一項中「第三百五十六條」とあるのは「第四百八十二條第四項において準用する第三百五十六條」と、第三百六十六條中「第三百五十六條」と、「取締役会」とあるのは「清算人会」と、同条第二項中「第三百五十六條第一項各号」とあるのは「第四百八十二條第四項において準用する第三百五十六條第一項各号」と、「取締役は」とあるのは「清算人は」と、「取締役会」とあるのは「清算人会」と

（清算人会の運営）

第四百九十條 清算人会は、各清算人が招集する。ただし、清算人会を招集する清算人を定款又は清算人会で定めたときは、その清算人が招集する。

2 前項ただし書に規定する場合には、同項ただし書の規定により定められた清算人（以下この項において「招集権者」という。）以外の清算人は、招集権者に對し、清算人会の目的である事項を示して、清算人会の招集を請求することができる。

3 前項の規定による請求があつた日から五日以内に、その請求があつた日から二週間以内の日を清算人会の日とする清算人会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした清算人は、清算人会を招集することができる。

4 第三百六十七條及び第三百六十八條の規定は、清算人会設置会社における清算人会の招集について準用する。この場合において、第三百六十七條第一項中「監査役設置会社、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社」とあるのは「監査役設置会社」と、「取締役が」とあるのは「清算人が」と、同条第二項中「取締役（前条第一項ただし書に規定する場合にあつては、招集権者）」とあるのは「清算人（第四百九十条第一項ただし書に規定する場合にあつては、同条第二項に規定する招集権者）」と、同条第三項及び第四項中「前条第三項」とあるのは「第四百九十条第三項」と、第三百六十八條第一項中「各取締役」とあるのは「各清算人」と、同条第二項中「取締役（）」とあるのは「清算人（）」と、「取締役及び」とあるのは「清算人及び」と読み替えるものとする。

5 第三百六十九條から第三百七十一条までの規定は、清算人会設置会社における清算人会の決議について準用する。この場合において、第三百六十九條第一項中「取締役（）」とあるのは「清算人の」と、同条第二項中「取締役」とあるのは「清算人」と、同条第三項中「取締役及び」とあるのは「清算人及び」と、同条第五項中「取締役であつて」とあるのは「清算人であつて」と、第三百七十条中「取締役が」とあるのは「清算人が」と、「取締役（）」とあるのは「清算人（）」と、第三百七十一条第三項中「監査役設置会社、監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社」とあるのは「監査役設置会社」と、同条第四項中「役員又は執行役」とあるのは「清算人又は監査役」と読み替えるものとする。

5 第三百六十九條から第三百七十一条までの規定は、清算人会設置会社における清算人会の決議について準用する。この場合において、第三百六十九條第一項中「取締役（）」とあるのは「清算人の」と、同条第二項中「取締役」とあるのは「清算人」と、同条第三項中「取締役及び」とあるのは「清算人及び」と、同条第五項中「取締役であつて」とあるのは「清算人であつて」と、第三百七十条中「取締役が」とあるのは「清算人が」と、「取締役（）」とあるのは「清算人（）」と、第三百七十一条第三項中「監査役設置会社、監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社」とあるのは「監査役設置会社」と、同条第四項中「役員又は執行役」とあるのは「清算人又は監査役」と読み替えるものとする。

るのは「清算人又は監査役」と読み替えるものとする。

6 第三百七十二條第一項及び第二項の規定は、清算人会設置会社における清算人会への報告について準用する。この場合において、同条第一項中「取締役、会計参与、監査役又は会計監査人」とあるのは「清算人又は監査役」と、「取締役（）」とあるのは「清算人（）」と、「取締役及び」とあるのは「清算人及び」と、同条第二項中「第三百六十三條第二項」とあるのは「第四百八十九條第八項において準用する第三百六十三條第二項」と読み替えるものとする。

第五目 取締役等に関する規定の適用

第四百九十一条 清算株式会社については、第二章（第一百五十五條を除く）、第三章、第四章第一節、第三百三十五條第二項、第三百四十三條第一項及び第二項、第三百四十五條第四項において準用する同条第三項、第三百五十九條、同章第七節及び第八節並びに第七章の規定中取締役、代表取締役、取締役会又は取締役会設置会社に関する規定は、それぞれ清算人、代表清算人、清算人会又は清算人会設置会社に関する規定として清算人、代表清算人、清算人会又は清算人会設置会社に適用があるものとする。

第三款 財産目録等

（財産目録等の作成等）

第四百九十二条 清算人（清算人会設置会社にあつては、第四百八十九條第七項各号に掲げる清算人）は、その就任後遅滞なく、清算株式会社の財産の現況を調査し、法務省令で定めるところにより、第四百七十五條各号に掲げる場合に該当することとなつた日における財産目録及び貸借対照表（以下この条及び次条において「財産目録等」という。）を作成しなければならない。

2 清算人会設置会社においては、財産目録等は、清算人会の承認を受けなければならない。

3 清算人は、財産目録等（前項の規定の適用がある場合にあつては、同項の承認を受けたもの）を株主総会に提出し、又は提供し、その承認を受けなければならない。

4 清算株式会社は、財産目録等を作成した時からその本店の所在地における清算終了の登記の時までの間、当該財産目録等を保存しなければならない。

(財産目録等の提出命令)

第四百九十三条 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、財産目録等の全部又は一部の提出を命ずることができる。

(貸借対照表等の作成及び保存)

第四百九十四条 清算株式会社は、法務省令で定めるところにより、各清算事務年度(第四百七十五条各号に掲げる場合に該当することとなつた日の翌日又はその後毎年その日に応ずる日(応ずる日がない場合にあっては、その前日)から始まる各一年の期間をいう。)に係る貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。

2 前項の貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書は、電磁的記録をもって作成することができる。

3 清算株式会社は、第一項の貸借対照表を作成した時からその本店の所在地における清算終了の登記の時までの間、当該貸借対照表及びその附属明細書を保存しなければならない。

(貸借対照表等の監査等)

第四百九十五条 監査役設置会社(監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。)においては、前条第一項の貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書は、法務省令で定めるところにより、監査役の監査を受けなければならない。

2 清算人会設置会社においては、前条第一項の貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書(前項の規定の適用がある場合にあっては、同項の監査を受けたもの)は、清算人会の承認を受けなければならない。

(貸借対照表等の備置き及び閲覧等)

第四百九十六条 清算株式会社は、第四百九十四条第一項に規定する各清算事務年度に係る貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書(前条第一項の規定の適用がある場合にあっては、監査報告を含む。以下この条において「貸借対照表等」という。)を、定時株主総会の日の一週間前(第三百九十九条第一項の場合にあっては、同項の提案があつた日)からその本店の所在地における清算終了の登記の時までの間、その本店に備え置かなければならない。

2 株主及び債権者は、清算株式会社の営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請

求をするには、当該清算株式会社の定めた費用を支払わなければならない。

一 貸借対照表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 貸借対照表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて清算株式会社の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

3 清算株式会社の親会社社員は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、当該清算株式会社の貸借対照表等について前項各号に掲げる請求をすることができる。ただし、同項第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該清算株式会社の定めた費用を支払わなければならない。

(貸借対照表等の定時株主総会への提出等)

第四百九十七条 次の各号に掲げる清算株式会社においては、清算人は、当該各号に定める貸借対照表及び事務報告を定時株主総会に提出し、又は提供しなければならない。

一 第四百九十五条第一項に規定する監査役設置会社(清算人会設置会社を除く。)

二 清算人会設置会社 第四百九十五条第二項の承認を受けた貸借対照表及び事務報告

三 前二号に掲げるもの以外の清算株式会社 第四百九十四条第一項の貸借対照表及び事務報告

2 前項の規定により提出され、又は提供された貸借対照表は、定時株主総会の承認を受けなければならない。

3 清算人は、第一項の規定により提出され、又は提供された事務報告の内容を定時株主総会に報告しなければならない。

(貸借対照表等の提出命令)

第四百九十八条 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、第四百九十四条第一項の貸借対照表及びその附属明細書の全部又は一部の提出を命ずることができる。

第四款 債務の弁済等

(債権者に対する公告等)

第四百九十九条 清算株式会社は、第四百七十五条各号に掲げる場合に該当することとなつた

後、遅滞なく、当該清算株式会社の債権者に対し、一定の期間内にその債権を申し出るべき旨を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、当該期間は、二箇月を下ることができない。

2 前項の規定による公告には、当該債権者が当該期間内に申出をしないときは清算から除外される旨を付記しなければならない。

(債務の弁済の制限)

第五百条 清算株式会社は、前条第一項の期間内は、債務の弁済をすることができない。この場合において、清算株式会社は、その債務の不履行によつて生じた責任を免れることができない。

2 前項の規定にかかわらず、清算株式会社は、前条第一項の期間内であっても、裁判所の許可を得て、少額の債権、清算株式会社の財産につき存する担保権によつて担保される債権その他これを弁済しても他の債権者を害するおそれがない債権に係る債務について、その弁済をすることができ。この場合において、当該許可の申立ては、清算人が二人以上あるときは、その全員の同意によつてしなければならない。

(条件付債権等に係る債務の弁済)

第五百一条 清算株式会社は、条件付債権、存続期間が不確定な債権その他その額が不確定な債権に係る債務を弁済することができる。この場合において、これらの債権を評価させるため、裁判所に対し、鑑定人の選任の申立てをしなければならない。

2 前項の場合には、清算株式会社は、同項の鑑定人の評価に従ひ同項の債権に係る債務を弁済しなければならない。

3 第一項の鑑定人の選任の手續に関する費用は、清算株式会社の負担とする。当該鑑定人による鑑定のための呼出し及び質問に関する費用についても、同様とする。

(債務の弁済前における残余財産の分配の制限)

第五百二条 清算株式会社は、当該清算株式会社の債務を弁済した後でなければ、その財産を株主に分配することができない。ただし、その存否又は額について争いのある債権に係る債務についてその弁済をするために必要と認められる財産を留保した場合は、この限りでない。

(清算からの除外)

第五百三条 清算株式会社の債権者(知れている債権者を除く。)であつて第四百九十九条第一

項の期間内にその債権の申出をしなかったものは、清算から除外される。

2 前項の規定により清算から除外された債権者は、分配がされていない残余財産に対してのみ、弁済を請求することができる。

3 清算株式会社の残余財産を株主の一部に分配した場合には、当該株主の受けた分配と同一の割合の分配を当該株主以外の株主に対してするために必要な財産は、前項の残余財産から控除する。

第五款 残余財産の分配

(残余財産の分配に関する事項の決定)

第五百四条 清算株式会社は、残余財産の分配をしようとするときは、清算人の決定(清算人会設置会社にあつては、清算人会の決議)によつて、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 残余財産の種類

二 株主に対する残余財産の割当てに関する事項

2 前項に規定する場合において、残余財産の分配について内容の異なる二以上の種類の株式を発行しているときは、清算株式会社は、当該種類の株式の内容に応じ、同項第二号に掲げる事項として、次に掲げる事項を定めることができる。

一 ある種類の株式の株主に対して残余財産の割当てをしないこととするときは、その旨及び当該株式の種類

二 前号に掲げる事項のほか、残余財産の割当てについて株式の種類ごとに異なる取扱いを行うこととするときは、その旨及び当該異なる取扱いの内容

3 第一項第二号に掲げる事項についての定めは、株主(当該清算株式会社及び前項第一号の種類の株式の株主を除く。)の有する株式の数(前項第二号に掲げる事項についての定めがある場合にあっては、各種類の株式の数)に応じ、残余財産を割り当てることを内容とするものでなければならない。

(残余財産が金銭以外の財産である場合)

第五百五条 株主は、残余財産が金銭以外の財産であるときは、金銭分配請求権(当該残余財産に代えて金銭を交付することを清算株式会社に對して請求する権利をいう。以下この条において同じ。)を有する。この場合において、清算株式会社の決定(清算人会設置会社

清算株式会社の債権者(知れている債権者を除く。)であつて第四百九十九条第一

項の期間内にその債権の申出をしなかったものは、清算から除外される。

2 前項の規定により清算から除外された債権者は、分配がされていない残余財産に対してのみ、弁済を請求することができる。

3 清算株式会社の残余財産を株主の一部に分配した場合には、当該株主の受けた分配と同一の割合の分配を当該株主以外の株主に対してするために必要な財産は、前項の残余財産から控除する。

第五款 残余財産の分配

(残余財産の分配に関する事項の決定)

第五百四条 清算株式会社は、残余財産の分配をしようとするときは、清算人の決定(清算人会設置会社にあつては、清算人会の決議)によつて、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 残余財産の種類

にあつては、清算人会の決議）によつて、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 金銭分配請求権を行使することができる期間

二 一定の数未満の数の株式を有する株主に對して残余財産の割当てをしないこととするときは、その旨及びその数

2 前項に規定する場合においては、清算株式会社は、同項第一号の期間の末日の二十日前までに、株主に對し、同号に掲げる事項を通知しなければならない。

3 清算株式会社は、金銭分配請求権を行使した株主に對し、当該株主が割当てを受けた残余財産に代えて、当該残余財産の価額に相当する金銭を支払わなければならない。この場合においては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額をもつて当該残余財産の価額とする。

一 当該残余財産が市場価格のある財産である場合 当該残余財産の市場価格として法務省令で定める方法により算定される額

二 前号に掲げる場合以外の場合 清算株式会社の申立てにより裁判所が定める額

（基準株式数を定めた場合の処理）

第五百六条 前条第一項第二号の数（以下この条においては「基準株式数」という。）を定めた場合には、清算株式会社は、基準株式数に満たない数の株式（以下この条において「基準未満株式」という。）を有する株主に對し、前条第三項後段の規定の例により基準株式数の株式を有する株主が割当てを受けた残余財産の価額として定めた額に当該基準未満株式の数の基準株式数に対する割合を乗じて得た額に相当する金銭を支払わなければならない。

第六款 清算事務の終了等

第五百七条 清算株式会社は、清算事務が終了したときは、遅滞なく、法務省令で定めるところにより、決算報告を作成しなければならない。

2 清算人会設置会社においては、決算報告は、清算人会の承認を受けなければならない。

3 清算人は、決算報告（前項の規定の適用がある場合にあっては、同項の承認を受けたもの）を株主総会に提出し、又は提供し、その承認を受けなければならない。

4 前項の承認があつたときは、任務を怠つたことによる清算人の損害賠償の責任は、免除されたものとみなす。ただし、清算人の職務の執行

に關し不正の行為があつたときは、この限りでない。

第七款 帳簿資料の保存

第五百八条 清算人（清算人会設置会社にあつては、第四百八十九条第七項各号に掲げる清算人）は、清算株式会社の本店の所在地における清算終了の登記の時から十年間、清算株式会社の帳簿並びにその事業及び清算に関する重要な資料（以下この条において「帳簿資料」という。）を保存しなければならない。

2 裁判所は、利害關係人の申立てにより、前項の清算人に代わつて帳簿資料を保存する者を選任することができる。この場合においては、同項の規定は、適用しない。

3 前項の規定により選任された者は、清算株式会社の本店の所在地における清算終了の登記の時から十年間、帳簿資料を保存しなければならない。

4 第二項の規定による選任の手續に關する費用は、清算株式会社の負担とする。

第五百九条 次に掲げる規定は、清算株式会社に對しては、適用しない。

第八款 適用除外等

一 第五百五十五条

二 第五章第二節第二款（第四百三十五条第四項、第四百四十条第三項、第四百四十二条及び第四百四十三条を除く。）及び第三款並びに第三節から第五節まで

三 第五編第四章及び第四章の二並びに同編第五章中株式交換、株式移転及び株式交付の手續に係る部分

2 第二章第四節の二の規定は、対象会社が清算株式会社の場合は、無償で取得する場合その他法務省令で定める場合に限り、当該清算株式会社の株式を取得することができる。

3 清算株式会社の規定は、適用しない。

法務省令で定める場合に限り、当該清算株式会社の株式を取得することができる。

第二節 特別清算

第一款 特別清算

（特別清算開始の原因）

第五百十條 裁判所は、清算株式会社に次に掲げる事由があると認めるときは、第五百十四條の規定に基づき、申立てにより、当該清算株式会社に對し特別清算の開始を命ずる。

一 清算の遂行に著しい支障を来すべき事情があること。

二 債務超過（清算株式会社の財産がその債務を完済するのに足りない状態をいう。次条第二項において同じ。）の疑いがあること。

（特別清算開始の申立て）

第五百十一條 債権者、清算人、監査役又は株主は、特別清算開始の申立てをすることができる。

2 清算株式会社に債務超過の疑いがあるときは、清算人は、特別清算開始の申立てをしなければならない。

（他の手續の中止命令等）

第五百十二條 裁判所は、特別清算開始の申立てがあつた場合において、必要があると認めるときは、債権者、清算人、監査役若しくは株主の申立てにより又は職権で、特別清算開始の申立てにつき決定があるまでの間、次に掲げる手續又は処分の中止を命ずることができる。ただし、第一号に掲げる破産手續については破産手續開始の決定がされていない場合に限り、第二号に掲げる手續又は第三号に掲げる処分についてはその手續の申立人である債権者又はその処分を行う者に不当な損害を及ぼすおそれがない場合に限る。

一 清算株式会社の財産に對して既にされている強制執行、仮差押え又は仮処分の手續（一般の先取特権その他一般の優先権がある債権に基づくものを除く。）

二 清算株式会社の財産に對して既にされている共助対象外国租税（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号、第五百八条の二及び第五百七十一条第四項において「租税条約等実施特例法」という。）第十一條第一項に規定する共助対象外国租税をいう。以下同じ。）の請求権に基づく国税滞納処分の例によつてする処分（第五百十五條第一項において「外国租税滞納処分」という。）

三 特別清算開始の申立てを却下する決定に對して第八百九十五條第五項の即時抗告がされたときも、前項と同様とする。

（特別清算開始の申立ての取下げの制限）

第五百十三條 特別清算開始の申立てをした者は、特別清算開始の命令前に限り、当該申立てを取り下げることができる。この場合において、前条の規定による中止の命令、第五百四十條第二項の規定による保全処分又は第五百四十一條第二項の規定による処分がされた後は、裁判所の許可を得なければならない。

（特別清算開始の命令）

第五百十四條 裁判所は、特別清算開始の申立てがあつた場合において、特別清算開始の原因となる事由があると認めるときは、次のいずれかに該当する場合を除き、特別清算開始の命令をする。

一 特別清算の手續の費用の予納がないとき。

二 特別清算によつても清算を終了する見込みがないことが明らかであるとき。

三 特別清算によることが債権者の一般の利益に反することが明らかであるとき。

四 不当な目的で特別清算開始の申立てがされたとき、その他申立てが誠実にされたものでないとき。

（他の手續の中止等）

第五百十五條 特別清算開始の命令があつたときは、破産手續開始の申立て、清算株式会社の財産に對する強制執行、仮差押え、仮処分若しくは外国租税滞納処分又は財産開示手續（民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第九十七條第一項の申立てによるものに限る。以下この項において同じ。）若しくは第三者からの情報取得手續（同法第二百五條第一項第一号、第二百六條第一項又は第二百七條第一項の申立てによるものに限る。以下この項において同じ。）の申立てはすることができず、破産手續（破産手續開始の決定がされていないものに限る）、清算株式会社の財産に對して既にされている強制執行、仮差押え及び仮処分の手續並びに外国租税滞納処分並びに財産開示手續及び第三者からの情報取得手續は中止する。ただし、一般の先取特権その他一般の優先権がある債権に基づく強制執行、仮差押え、仮処分又は財産開示手續若しくは第三者からの情報取得手續については、この限りでない。

2 特別清算開始の命令が確定したときは、前項の規定により中止した手續又は処分は、特別清算の手續の關係において、その効力を失う。

3 特別清算開始の命令があつたときは、清算株式会社の債権者の債権（一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手續のために清算株式会社に對して生じた債権及び特別清算の手續に關する清算株式会社に對する費用請求権を除く。以下この節において「協定債権」という。）については、第九百三十八條第一項第二号又は第三号に規定する特別清算開始の取消しの登記又は特別清算終結の登記の日か

ら二箇月を経過する日までの間は、時効は、完成しない。

（担保権の実行の手続等の中止命令）

第五百十六條 裁判所は、特別清算開始の命令があった場合において、債権者の一般の利益に適合し、かつ、担保権の実行の手続等（清算株式会社の財産につき存する担保権の実行の手続、企業担保権の実行の手続又は清算株式会社の財産に対して既にされている一般の先取特権その他一般の優先権がある債権に基づく強制執行の手続をいう。以下この条において同じ。）の申立人に不当な損害を及ぼすおそれがないものと認めるときは、清算人、監査役、債権者若しくは株主の申立てにより又は職権で、相当の期間を定めて、担保権の実行の手続等の中止を命ずることができる。

（相殺の禁止）

第五百十七條 協定債権を有する債権者（以下この節において「協定債権者」という。）は、次に掲げる場合には、相殺をすることができない。

一 特別清算開始後に清算株式会社に對して債務を負担したとき。

二 支払不能（清算株式会社が、支払能力を欠くために、その債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない状態をいう。以下この款において同じ。）になった後に契約によって負担する債務を専ら協定債権をもってする相殺に供する目的で清算株式会社の財産の処分を内容とする契約を清算株式会社との間で締結し、又は清算株式会社に對して債務を負担する者の債務を引き受けることを内容とする契約を締結することにより清算株式会社に對して債務を負担した場合であつて、当該契約の締結の當時、支払不能であつたことを知っていたとき。

三 支払の停止があつた後に清算株式会社に對して債務を負担した場合であつて、その負担の當時、支払の停止があつたことを知っていたとき。ただし、当該支払の停止があつた時において支払不能でなかつたときは、この限りでない。

四 特別清算開始の申立てがあつた後に清算株式会社に對して債務を負担した場合であつて、その負担の當時、特別清算開始の申立てがあつたことを知っていたとき。

2 前項第二号から第四号までの規定は、これらの規定に規定する債務の負担が次に掲げる原因のいずれかに基づく場合には、適用しない。

一 法定の原因

二 支払不能であつたこと又は支払の停止若しくは特別清算開始の申立てがあつたことを協定債権者が知つた時より前に生じた原因

三 特別清算開始の申立てがあつた時より一年以上前に生じた原因

第五百十八條 清算株式会社に對して債務を負担する者は、次に掲げる場合には、相殺をすることができない。

一 特別清算開始後に他人の協定債権を取得したとき。

二 支払不能になった後に協定債権を取得した場合であつて、その取得の當時、支払不能であつたことを知っていたとき。

三 支払の停止があつた後に協定債権を取得した場合であつて、その取得の當時、支払の停止があつたことを知っていたとき。ただし、当該支払の停止があつた時において支払不能でなかつたときは、この限りでない。

四 特別清算開始の申立てがあつた後に協定債権を取得した場合であつて、その取得の當時、特別清算開始の申立てがあつたことを知っていたとき。

2

前項第二号から第四号までの規定は、これらの規定に規定する協定債権の取得が次に掲げる原因のいずれかに基づく場合には、適用しない。

一 法定の原因

二 支払不能であつたこと又は支払の停止若しくは特別清算開始の申立てがあつたことを清算株式会社に對して債務を負担する者が知つた時より前に生じた原因

三 特別清算開始の申立てがあつた時より一年以上前に生じた原因

第五百十九條 特別清算開始の命令があつたときは、清算株式会社の清算は、裁判所の監督に属する。

（裁判所による監督）

第二款 裁判所による監督及び調査

第五百十九條 特別清算開始の命令があつたときは、清算株式会社の清算は、裁判所の監督に属する。

2 裁判所は、必要があると認めるときは、清算株式会社の業務を監督する官庁に對し、当該清算株式会社の特別清算の手続について意見の陳述を求め、又は調査を囑託することができる。

3 前項の官庁は、裁判所に對し、当該清算株式会社の特別清算の手続について意見を述べるることができる。

（裁判所による調査）

第五百二十條 裁判所は、いつでも、清算株式会社に對し、清算事務及び財産の状況の報告を命じ、その他清算の監督上必要な調査をすることができる。

（裁判所への財産目録等の提出）

第五百二十一條 特別清算開始の命令があつた場合には、清算株式会社の、第四百九十二條第三項の承認があつた後遅滞なく、財産目録等（同項に規定する財産目録等をいう。以下この条において同じ。）を裁判所に提出しなければならない。ただし、財産目録等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面を裁判所に提出しなければならない。

（調査命令）

第五百二十二條 裁判所は、特別清算開始後において、清算株式会社の財産の状況を考慮して必要があると認めるときは、清算人、監査役、債権の申出をした債権者その他清算株式会社に知れている債権者の債権の総額の十分の一以上に当たる債権を有する債権者若しくは総株主（株主総会において決議をすることができない事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）の議決権の百分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の議決権を六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前から引き続き有する株主若しくは発行済株式（自己株式を除く。）の百分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の数の株式を六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前から引き続き有する株主の申立てにより又は職権で、次に掲げる事項について、調査委員による調査を命ずる処分（第五百三十三條において「調査命令」という。）をすることができる。

一 特別清算開始に至つた事情

二 清算株式会社の業務及び財産の状況

三 第五百四十條第一項の規定による保全処分をする必要があるかどうか。

四 第五百四十二條第一項の規定による保全処分をする必要があるかどうか。

五 第五百四十五條第一項に規定する役員等責任査定決定をする必要があるかどうか。

六 その他特別清算に必要な事項で裁判所の指定するもの

2 清算株式会社の財産につき担保権（特別の先取特権、質権、抵当権又はこの法律若しくは商法の規定による留置権に限る。）を有する債権者がその担保権の行使によつて弁済を受けることができる債権の額は、前項の債権の額に算入しない。

3 公開会社でない清算株式会社における第一項の規定の適用については、同項中「六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前から引き続き有する」とあるのは、「有する」とする。

第三款 清算人

第五百二十三條 特別清算が開始された場合には、清算人は、債権者、清算株式会社及び株主に對し、公平かつ誠実に清算事務を行う義務を負う。

（清算人の公平誠実義務）

第五百二十四條 裁判所は、清算人が清算事務を適切に行つていないとき、その他重要な事由があるときは、債権者若しくは株主の申立てにより又は職権で、清算人を解任することができる。

2 清算人が欠けたときは、裁判所は、清算人を選任する。

3 清算人がある場合においても、裁判所は、必要があると認めるときは、更に清算人を選任することができる。

（清算人代理）

第五百二十五條 清算人は、必要があるときは、その職務を行わせるため、自己の責任で一人又は二人以上の清算人代理を選任することができる。

2 前項の清算人代理の選任については、裁判所の許可を得なければならない。

（清算人の報酬等）

第五百二十六條 清算人は、費用の前払及び裁判所が定める報酬を受けることができる。

2 前項の規定は、清算人代理について準用する。

第四款 監督委員

(監督委員の選任等)

第五百二十七条 裁判所は、一人又は二人以上の監督委員を選任し、当該監督委員に対し、第五百三十五条第一項の許可に代わる同意をする権限を付与することができる。

2 法人は、監督委員となることができる。

(監督委員に対する監督等)

第五百二十八条 監督委員は、裁判所が監督する。

2 裁判所は、監督委員が清算株式会社業務及び財産の管理の監督を適切に行っていないとき、その他重要な事由があるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、監督委員を解任することができる。

(二人以上の監督委員の職務執行)

第五百二十九条 監督委員が二人以上あるときは、共同してその職務を行う。ただし、裁判所の許可を得て、それぞれ単独にその職務を行い、又は職務を分掌することができる。

(監督委員による調査等)

第五百三十条 監督委員は、いつでも、清算株式会社清算人及び監査役並びに支配人その他の使用人に対し、事業の報告を求め、又は清算株式会社の業務及び財産の状況を調査することができる。

2 監督委員は、その職務を行うため必要があるときは、清算株式会社の子会社に対し、事業の報告を求め、又はその子会社の業務及び財産の状況を調査することができる。

(監督委員の注意義務)

第五百三十一条 監督委員は、善良な管理者の注意をもって、その職務を行わなければならない。

2 監督委員が前項の注意を怠ったときは、その監督委員は、利害関係人に対し、連帯して損害を賠償する責任を負う。

(監督委員の報酬等)

第五百三十二条 監督委員は、費用の前払及び裁判所が定める報酬を受けることができる。

2 監督委員は、その選任後、清算株式会社に對する債権又は清算株式会社の株式を譲り受け、又は譲り渡すには、裁判所の許可を得なければならない。

3 監督委員は、前項の許可を得ないで同項に規定する行為をしたときは、費用及び報酬の支払を受けることができない。

第五款 調査委員

(調査委員の選任等)

第五百三十三条 裁判所は、調査命令をする場合には、当該調査命令において、一人又は二人以上の調査委員を選任し、調査委員が調査すべき事項及び裁判所に対して調査の結果の報告をすべき期間を定めなければならない。

(監督委員に関する規定の準用)

第五百三十四条 前条（第五百二十七条第一項及び第五百二十九条ただし書を除く。）の規定は、調査委員について準用する。

第六款 清算株式会社の行為の制限等（清算株式会社の行為の制限）

第五百三十五条 特別清算開始の命令があつた場合には、清算株式会社が次に掲げる行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。ただし、第五百二十七条第一項の規定により監督委員が選任されているときは、これに代わる監督委員の同意を得なければならない。

一 財産の処分（次条第一項各号に掲げる行為を除く。）

二 借財

三 訴えの提起

四 和解又は仲裁合意（仲裁法（平成十五年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する仲裁合意をいう。）

五 権利の放棄

六 その他裁判所の指定する行為

2 前項の規定にかかわらず、同項第一号から第五号までに掲げる行為については、次に掲げる場合には、同項の許可を要しない。

一 最高裁判所規則で定める額以下の価額を有するものに關するとき。

二 前号に掲げるもののほか、裁判所が前項の許可を要しないものとしたものに關するとき。

3 第一項の許可又はこれに代わる監督委員の同意を得ないでした行為は、無効とする。ただし、これをもって善意の第三者に対抗することができない。

(事業の譲渡の制限等)

第五百三十六条 特別清算開始の命令があつた場合には、清算株式会社が次に掲げる行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。

一 事業の全部の譲渡

二 事業の重要な一部の譲渡（当該譲渡により譲り渡す資産の帳簿価額が当該清算株式会社

の総資産額として法務省令で定める方法により算定される額の五分の一（これを下回る割合を定めた場合にあつては、その割合）を超えないものを除く。）

三 その子会社の株式又は持分の全部又は一部の譲渡（次のいずれにも該当する場合における譲渡に限る。）

イ 当該譲渡により譲り渡す株式又は持分の帳簿価額が当該清算株式会社の総資産額として法務省令で定める方法により算定される額の五分の一（これを下回る割合を定めた場合にあつては、その割合）を超えるとき。

ロ 当該清算株式会社が、当該譲渡がその効力を生ずる日において当該子会社の議決権の総数の過半数の議決権を有しないとき。

2 前条第三項の規定は、前項の許可を得ないでした行為について準用する。

3 第七章（第四百六十七條第一項第五号を除く。）の規定は、特別清算の場合には、適用しない。

(債務の弁済の制限)

第五百三十七条 特別清算開始の命令があつた場合には、清算株式会社が、協定債権者に対して、その債権額の割合に応じて弁済をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、清算株式会社は、裁判所の許可を得て、少額の協定債権、清算株式会社の財産につき存する担保権によつて担保される協定債権その他これを弁済しても他の債権者を害するおそれがない協定債権に係る債務について、債権額の割合を超えて弁済することができる。

(換価の方法)

第五百三十八条 清算株式会社が、民事執行法その他強制執行の手續に關する法令の規定により、その財産の換価をすることができる。この場合においては、第五百三十五条第一項第一号の規定は、適用しない。

2 清算株式会社は、民事執行法その他強制執行の手續に關する法令の規定により、第五百二十二条第二項に規定する担保権（以下この条及び次条において単に「担保権」という。）の目的である財産の換価をすることができる。この場合においては、当該担保権を有する者（以下この条及び次条において「担保権者」という。）は、その換価を拒むことができない。

3 前二項の場合には、民事執行法第六十三条及び第二百九条（これらの規定を同法その他強制執行の手續に關する法令において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

4 第二項の場合において、担保権者が受けるべき金額がまだ確定していないときは、清算株式会社は、代金を別に寄託しなければならない。この場合においては、担保権は、寄託された代金につき存する。

(担保権者が処分をすべき期間の指定)

第五百三十九条 担保権者が法律に定められた方法によらないで担保権の目的である財産の処分をする権利を有するときは、裁判所は、清算株式会社の申立てにより、担保権者がその処分をすべき期間を定めることができる。

2 担保権者は、前項の期間内に処分をしないときは、同項の権利を失う。

第七款 清算の監督上必要な処分等（清算株式会社の財産に関する保全処分）

第五百四十条 裁判所は、特別清算開始の命令があつた場合において、清算の監督上必要があると認めるときは、債権者、清算人、監査役若しくは株主の申立てにより又は職権で、清算株式会社の財産に關し、その財産の処分禁止の仮処分その他の必要な保全処分を命ずることができる。

2 裁判所は、特別清算開始の申立てがあつた時から当該申立てについての決定があるまでの間においても、必要があると認めるときは、債権者、清算人、監査役若しくは株主の申立てにより又は職権で、前項の規定による保全処分をすることができる。特別清算開始の申立てを却下する決定に対して第八百九十条第五項の即時抗告がされたときも、同様とする。

3 裁判所が前二項の規定により清算株式会社が債権者に対して弁済その他の債務を消滅させる行為をすることを禁止する旨の保全処分を命じた場合には、債権者は、特別清算の關係においては、当該保全処分に反してされた弁済その他の債務を消滅させる行為の効力を主張することができない。ただし、債権者が、その行為の當時、当該保全処分がされたことを知っていたときに限る。

(株主名簿の記載等の禁止)

第五百四十一条 裁判所は、特別清算開始の命令があつた場合において、清算の監督上必要があると認めるときは、債権者、清算人、監査役若

に掲げる事項及び同条第二項又は第三項の規定により定められた事項を裁判所に届け出なければならない。

(異議を述べられた議決権の取扱い)

第五百五十三条 債権者集会において、第五百四十八条第二項又は第三項の規定により各協定債権について定められた事項について、当該協定債権を有する者又は他の協定債権者が異議を述べたときは、裁判所がこれを定める。

(債権者集会の決議)

第五百五十四条 債権者集会において決議をする事項を可決するには、次に掲げる同意のいずれもがなければならない。

一 出席した議決権者(議決権を行使することのできる協定債権者をいう。以下この款及び次款において同じ。)の過半数の同意

二 出席した議決権者の議決権の総額の二分の一を超える議決権を有する者の同意

第五百五十八条 第一項の規定によりその有する議決権の一部のみを前項の事項に同意するものとして行使した議決権者(その余の議決権を行使しなかったものを除く。)があるときの同項第一号の規定の適用については、当該議決権者一人につき、出席した議決権者の数に一を、同意をした議決権者の数に二分の一を、それぞれ加算するものとする。

3 債権者集会は、第五百四十八条第一項第二号に掲げる事項以外の事項については、決議をすることができない。

(議決権の代理行使)

第五百五十五条 協定債権者は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該協定債権者又は代理人は、代理権を証明する書面を招集者に提出しなければならない。

2 前項の代理権の授与は、債権者集会ごとに行なければならない。

3 第一項の協定債権者又は代理人は、代理権を証明する書面の提出に代えて、政令で定めるところにより、招集者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該協定債権者又は代理人は、当該書面を提出したものとみなす。

4 協定債権者が第五百四十九条第二項の承諾をした者である場合には、招集者は、正当な理由がなければ、前項の承諾をすることを拒んではならない。

(書面による議決権の行使)

第五百五十六条 債権者集会に出席しない協定債権者は、書面によって議決権を行使することができる。

2 書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、法務省令で定める時までに当該記載をした議決権行使書面を招集者に提出して行う。

3 前項の規定により書面によって議決権を行使した議決権者は、第五百五十四条第一項及び第五百六十七條第一項の規定の適用については、債権者集会に出席したものとみなす。

(電磁的方法による議決権の行使)

第五百五十七条 電磁的方法による議決権の行使は、政令で定めるところにより、招集者の承諾を得て、法務省令で定める時までに議決権行使書面に記載すべき事項を、電磁的方法により当該招集者に提供して行う。

2 協定債権者が第五百四十九条第二項の承諾をした者である場合には、招集者は、正当な理由がなければ、前項の承諾をすることを拒んではならない。

3 第一項の規定により電磁的方法によって議決権を行使した議決権者は、第五百五十四条第一項及び第五百六十七條第一項の規定の適用については、債権者集会に出席したものとみなす。

(議決権の不統一行使)

第五百五十八条 協定債権者は、その有する議決権を統一しないで行使することができる。この場合においては、債権者集会の日の三日前までに、招集者に対してその旨及びその理由を通知しなければならない。

2 招集者は、前項の協定債権者が他人のために協定債権を有する者でないときは、当該協定債権者が同項の規定によりその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことができる。

(担保権を有する債権者等の出席等)

第五百五十九条 債権者集会又は招集者は、次に掲げる債権者の出席を求め、その意見を聴くことができる。この場合において、債権者集会にあつては、これをする旨の決議を経なければならない。

一 第五百二十二条第二項に規定する担保権を有する債権者

二 一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権又は特別清算の手続に関

する清算株式会社に対する費用請求権を有する債権者

(延期又は続行の決議)

第五百六十条 債権者集会においてその延期又は続行について決議があつた場合には、第五百四十八条(第四項を除く。)及び第五百四十九条の規定は、適用しない。

(議事録)

第五百六十一条 債権者集会の議事については、招集者は、法務省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

(清算人の調査結果等の債権者集会に対する報告)

第五百六十二条 特別清算開始の命令があつた場合において、第四百九十二条第一項に規定する清算人が清算株式会社の財産の現況についての調査を終了して財産目録等(同項に規定する財産目録等をいう。以下この条において同じ。)を作成したときは、清算株式会社は、遅滞なく、債権者集会を招集し、当該債権者集会に対して、清算株式会社の業務及び財産の状況の調査の結果並びに財産目録等の要旨を報告するとともに、清算の実行の方針及び見込みに関して意見を述べなければならない。ただし、債権者集会に対する報告及び意見の陳述以外の方法によりその報告すべき事項及び当該意見の内容を債権者に周知させることが適当であると認めるときは、この限りでない。

第九款 協定

(協定の申出)

第五百六十三条 清算株式会社は、債権者集会に対し、協定の申出をすることができる。

(協定の条項)

第五百六十四条 協定においては、協定債権者の権利(第五百二十二条第二項に規定する担保権を除く。)の全部又は一部の変更に關する条項を定めなければならない。

2 協定債権者の権利の全部又は一部を変更する条項においては、債務の減免、期限の猶予その他の権利の変更の一般の基準を定めなければならない。

(協定による権利の変更)

第五百六十五条 協定による権利の変更の内容は、協定債権者の間では平等でなければならない。ただし、不利益を受ける協定債権者の同意がある場合又は少額の協定債権について別段の定めをしても衡平を害しない場合その他協定債

権者の間に差を設けても衡平を害しない場合は、この限りでない。

(担保権を有する債権者等の参加)

第五百六十六条 清算株式会社は、協定案の作成に当たり必要があると認めるときは、次に掲げる債権者の参加を求めることができる。

一 第五百二十二条第二項に規定する担保権を有する債権者

二 一般の先取特権その他一般の優先権がある債権を有する債権者

(協定の可決の要件)

第五百六十七条 第五百五十四条第一項の規定にかかわらず、債権者集会において協定を可決するには、次に掲げる同意のいずれもがなければならない。

一 出席した議決権者の過半数の同意

二 議決権者の議決権の総額の三分の二以上の議決権を有する者の同意

2 第五百五十四条第二項の規定は、前項第一号の規定の適用について準用する。

(協定の認可の申立て)

第五百六十八条 協定が可決されたときは、清算株式会社の申立ては、遅滞なく、裁判所に対し、協定の認可の申立てをしなければならない。

(協定の認可又は不認可の決定)

第五百六十九条 前条の申立てがあつた場合には、裁判所は、次項の場合を除き、協定の認可の決定をする。

2 裁判所は、次のいずれかに該当する場合に

一 協定の不認可の決定をする。

一 特別清算の手続又は協定が法律の規定に違反し、かつ、その不備を補正することができないものであるとき。ただし、特別清算の手続が法律の規定に違反する場合において、当該違反の程度が軽微であるときは、この限りでない。

二 協定が遂行される見込みがないとき。

三 協定が不正の方法によって成立するに至つたとき。

四 協定が債権者の一般の利益に反するとき。

(協定の効力発生時期)

第五百七十条 協定は、認可の決定の確定により、その効力を生ずる。

(協定の効力範囲)

第五百七十一条 協定は、清算株式会社及びすべての協定債権者のために、かつ、それらの者に対して効力を有する。

2 協定は、第五百二十二条第二項に規定する債権者が有する同項に規定する担保権、協定債権者が清算株式会社を保証人その他清算株式会社と共に債務を負担する者に対して有する権利及び清算株式会社以外の者が協定債権者のために提供した担保に影響を及ぼさない。

3 協定の認可の決定が確定したときは、協定債権者の権利は、協定の定めに従い、変更される。

4 前項の規定にかかわらず、共助対象外国租税の請求権についての協定による権利の変更の効力は、租税条約等実施特例法第十一条第一項の規定による共助との関係においてのみ主張することができる。

（協定の内容の変更）

第五百七十二条 協定の実行上必要があるときは、協定の内容を変更することができる。この場合においては、第五百六十三条から前条までの規定を準用する。

第十款 特別清算の終了 （特別清算終結の決定）

第五百七十三条 裁判所は、特別清算開始後、次に掲げる場合には、清算人、監査役、債権者、株主又は調査委員の申立てにより、特別清算終結の決定をする。

一 特別清算が終了したとき。

二 特別清算の必要がなくなったとき。

第五百七十四条 裁判所は、特別清算開始後、次に掲げる場合において、清算株式会社に破産手続開始の原因となる事実があると認めるときは、職権で、破産法に従い、破産手続開始の決定をしなければならない。

一 協定の見込みがないとき。

二 協定の実行の見込みがないとき。

三 特別清算によることが債権者の一般の利益に反するとき。

四 裁判所は、特別清算開始後、次に掲げる場合において、清算株式会社に破産手続開始の原因となる事実があると認めるときは、職権で、破産法に従い、破産手続開始の決定をすることができる。

一 協定が否決されたとき。

二 協定の不認可の決定が確定したとき。

3 前二項の規定により破産手続開始の決定があった場合における破産法第七十一条第一項第四号並びに第二項第二号及び第三号、第七十二条

第一項第四号並びに第二項第二号及び第三号、第六十号（第一項第一号を除く。）、第六十六号（第一項第二号を除く。）、第六十三号第二項、第六十四号第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第六十六号並びに第六十七号第二項（同法第七十条第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める申立てがあった時に破産手続開始の申立てがあったものとみなす。

一 特別清算開始の申立ての前に特別清算開始の命令の確定によつて効力を失つた破産手続における破産手続開始の申立てがある場合

二 前号に掲げる場合以外の場合

二 前号に掲げる場合以外の場合 特別清算開始の申立て

一 第一項又は第二項の規定により破産手続開始の決定があったときは、特別清算の手続のために清算株式会社に對して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に對する費用請求権は、財団債権とする。

第三編 持分会社
第一章 設立
（定款の作成）

第五百七十五条 合名会社、合資会社又は合同会社（以下「持分会社」と総称する。）を設立するには、その社員になろうとする者が定款を作成し、その全員がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

2 前項の定款は、電磁的記録をもつて作成することができる。この場合において、当該電磁的記録に記録された情報については、法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

第五百七十六条 持分会社の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 目的

二 商号

三 本店の所在地

四 社員の氏名又は名称及び住所

五 社員が無限責任社員又は有限責任社員のいずれであるかの別

六 社員の出資の目的（有限責任社員にあっては、金銭等に限る。）及びその価額又は評価の標準

2 設立しようとする持分会社が合名会社である場合には、前項第五号に掲げる事項として、その社員の全部を無限責任社員とする旨を記載し、又は記録しなければならない。

3 設立しようとする持分会社が合資会社である場合には、第一項第五号に掲げる事項として、その社員の一部を無限責任社員とし、その他の社員を有限責任社員とする旨を記載し、又は記録しなければならない。

4 設立しようとする持分会社が合同会社である場合には、第一項第五号に掲げる事項として、その社員の全部を有限責任社員とする旨を記載し、又は記録しなければならない。

第五百七十七条 前条に規定するもののほか、持分会社の定款には、この法律の規定により定款の定めがなければその効力を生じない事項及びその他の事項でこの法律の規定に違反しないものを記載し、又は記録することができる。

（合同会社の設立時の履行）

第五百七十八条 設立しようとする持分会社が合同会社である場合には、当該合同会社の社員になろうとする者は、定款の作成後、合同会社の設立の登記をする時までに、その出資に係る金銭の全額を払い込み、又はその出資に係る金銭以外の財産の全部を給付しなければならない。

ただし、合同会社の社員になろうとする者全員同意があるときは、登記、登録その他権利の設定又は移転を第三者に対抗するために必要な行為は、合同会社の成立後にすることを妨げない。

（持分会社の成立）

第五百七十九条 持分会社は、その本店の所在地において設立の登記をすることによって成立する。

第二章 社員
第一節 社員の責任等
（社員の責任）

第五百八十条 社員は、次に掲げる場合には、連帯して、持分会社の債務を弁済する責任を負う。

一 当該持分会社の財産をもつてその債務を完済することができない場合

二 当該持分会社の財産に対する強制執行がその効を奏しなかった場合（社員が、当該持分会社に弁済をする實力があり、かつ、強制執行が容易であることを証明した場合を除く。）

3 有限責任社員は、その出資の価額（既に持分会社に対し履行した出資の価額を除く。）を限度として、持分会社の債務を弁済する責任を負う。

2 度として、持分会社の債務を弁済する責任を負う。

（社員の抗弁）

第五百八十一条 社員が持分会社の債務を弁済する責任を負う場合には、社員は、持分会社が主張することができる抗弁をもつて当該持分会社の債権者に対抗することができる。

2 前項に規定する場合において、持分会社がその債権者に対して相殺権、取消権又は解除権を有するときは、これらの権利の行使によつて持分会社がその債務を免れるべき限度において、社員は、当該債権者に対して債務の履行を拒むことができる。

（社員の出資に係る責任）

第五百八十二条 社員が金銭を出資の目的とした場合において、その出資をすることを怠ったときは、当該社員は、その利息を支払うほか、損害の賠償をしなければならない。

2 社員が債権を出資の目的とした場合において、当該債権の債務者が弁済期に弁済をしなかったときは、当該社員は、その弁済をする責任を負う。この場合においては、当該社員は、その利息を支払うほか、損害の賠償をしなければならない。

（社員の変更した場合の特則）

第五百八十三条 有限責任社員が無限責任社員となつた場合には、当該無限責任社員となつた者は、その者が無限責任社員となる前に生じた持分会社の債務についても、無限責任社員としてこれを弁済する責任を負う。

2 有限責任社員（合同会社の社員を除く。）が出資の価額を減少した場合であっても、当該有限責任社員は、その旨の登記をする前に生じた持分会社の債務については、従前の責任の範囲内でこれを弁済する責任を負う。

3 無限責任社員が有限責任社員となつた場合であっても、当該有限責任社員となつた者は、その旨の登記をする前に生じた持分会社の債務については、無限責任社員として当該債務を弁済する責任を負う。

4 前二項の責任は、前二項の登記後二年以内に請求又は請求の予告をしない持分会社の債権者に対しては、当該登記後二年を経過した時に消滅する。

2 度として、持分会社の債務を弁済する責任を負う。

（社員の抗弁）

第五百八十一条 社員が持分会社の債務を弁済する責任を負う場合には、社員は、持分会社が主張することができる抗弁をもつて当該持分会社の債権者に対抗することができる。

2 前項に規定する場合において、持分会社がその債権者に対して相殺権、取消権又は解除権を有するときは、これらの権利の行使によつて持分会社がその債務を免れるべき限度において、社員は、当該債権者に対して債務の履行を拒むことができる。

る社員その他持分会社を代表する者を定めた場合は、この限りでない。

2 前項本文の業務を執行する社員が二人以上ある場合には、業務を執行する社員は、各自、持分会社を代表する。

3 持分会社は、定款又は定款の定めに基づく社員の互選によって、業務を執行する社員の中から持分会社を代表する社員を定めることができる。

4 持分会社を代表する社員は、持分会社の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

5 前項の権限に加えた制限は、善意の第三者に對抗することができない。

(持分会社を代表する社員等の行為についての損害賠償責任)

第六百六条 持分会社は、持分会社を代表する社員その他の代表者がその職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。(持分会社と社員との間の訴えにおける会社の代表)

第六百六十一条 第五百九十九条第四項の規定にかかわらず、持分会社が社員に対し、又は社員が持分会社に対して訴えを提起する場合において、当該訴えについて持分会社を代表する者(当該社員を除く。が存しないときは、当該社員以外の社員の過半数をもって、当該訴えについて持分会社を代表する者を定めることができる。)

第六百六十二条 第五百九十九条第一項の規定にかかわらず、社員が持分会社に対して社員の責任を追及する訴えの提起を請求した場合において、持分会社が当該請求の日から六十日以内に当該訴えを提起しないときは、当該請求をした社員は、当該訴えについて持分会社を代表することができる。ただし、当該訴えが当該社員若しくは第三者の不正な利益を図り又は当該持分会社に損害を加えることを目的とする場合は、この限りでない。

第三節 業務を執行する社員の職務を代行する者

第六百六十三条 民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された業務を執行する社員又は持分会社を代表する社員の職務を代行する者は、仮処分命令に別段の定めがある場合を除き、持分会社の常務に属しない行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。

2 前項の規定に違反して行った業務を執行する社員又は持分会社を代表する社員の職務を代行

する者の行為は、無効とする。ただし、持分会社は、これをもって善意の第三者に対抗することができない。

第四章 社員の加入及び退社

第一節 社員の加入

第六百六十四条 持分会社は、新たに社員を加入させることができる。

2 持分会社の社員の加入は、当該社員に係る定款の変更をした時に、その効力を生ずる。

3 前項の規定にかかわらず、合同会社が新たに社員を加入させる場合において、新たに社員となろうとする者が同項の定款の変更をした時にその出資に係る払込み又は給付の全部又は一部を履行していないときは、その者は、当該払込み又は給付を完了した時に、合同会社の社員となる。(加入した社員の責任)

第六百六十五条 持分会社の成立後に加入した社員は、その加入前に生じた持分会社の債務についても、これを弁済する責任を負う。

第二節 社員の退社

第六百六十六条 持分会社の存続期間を定款で定めなかった場合又はある社員の終身の間持分会社が存続することを定款で定めた場合には、各社員は、事業年度の終了の時に退社をすることができ。この場合においては、各社員は、六箇月前までに持分会社に退社の予告をしなればならない。

2 前項の規定は、定款で別段の定めをすることを妨げない。

3 前二項の規定にかかわらず、各社員は、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社することができる。

(法定退社)

第六百六十七条 社員は、前条、第六百九条第一項、第六百四十二条第二項及び第八百四十五条の場合のほか、次に掲げる事由によって退社する。

- 一 定款で定めた事由の発生
- 二 総社員の同意
- 三 死亡
- 四 合併(合併により当該法人である社員が消滅する場合に限る。)
- 五 破産手続開始の決定
- 六 解散(前二号に掲げる事由によるものを除く。)

七 後見開始の審判を受けたこと。

八 除名

2 持分会社は、その社員が前項第五号から第七号までに掲げる事由の全部又は一部によつては退社しない旨を定めることができる。

(相続及び合併の場合の特則)

第六百六十八条 持分会社は、その社員が死亡した場合又は合併により消滅した場合における当該社員の相続人その他の一般承継人が当該社員の持分を承継する旨を定款で定めることができる。

2 第六百四十二条第二項の規定にかかわらず、前項の規定による定款の定めがある場合には、同項の一般承継人(社員以外のものに限る。)は、同項の持分を承継した時に、当該持分を有する社員となる。

3 第一項の定款の定めがある場合には、持分会社は、同項の一般承継人が持分を承継した時に、当該一般承継人に係る定款の変更をしたものとみなす。

4 第一項の一般承継人(相続により持分を承継したものであって、出資に係る払込み又は給付の全部又は一部を履行していないものに限る。)が二人以上ある場合には、各一般承継人は、連帯して当該出資に係る払込み又は給付の履行をする責任を負う。

5 第一項の一般承継人(相続により持分を承継したものに限る。)が二人以上ある場合には、各一般承継人は、承継した持分についての権利を行使する者一人を定めなければならない。当該持分についての権利を行使することができない。ただし、持分会社が当該権利を行使することに同意した場合は、この限りでない。

(持分の差押債権者による退社)

第六百六十九条 社員の持分を差し押さえた債権者は、事業年度の終了時において当該社員を退社させることができる。この場合においては、当該債権者は、六箇月前までに持分会社及び当該社員にその予告をしなければならない。

2 前項後段の予告は、同項の社員が、同項の債権者に対し、弁済し、又は相当の担保を提供したときは、その効力を失う。

3 第一項後段の予告をした同項の債権者は、裁判所に対し、持分の払戻しの請求権の保全に関する必要な処分をすることを申し立てることができる。

(退社に伴う定款のみなし変更)

第六百七十条 第六百六条、第六百七条第一項、前条第一項又は第六百四十二条第二項の規定によ

り社員が退社した場合(第八百四十五条の規定により社員が退社したものとみなされる場合を含む。)には、持分会社は、当該社員が退社した時に、当該社員に係る定款の定めを廃止する定款の変更をしたものとみなす。

(退社に伴う持分の払戻し)

第六百七十一条 退社した社員は、その出資の種類を問わず、その持分の払戻しを受けることができる。ただし、第六百八条第一項及び第二項の規定により当該社員の一般承継人が社員となつた場合は、この限りでない。

2 退社した社員と持分会社との間の計算は、退社の時における持分会社の財産の状況に従つてしなければならない。

3 退社した社員の持分は、その出資の種類を問わず、金銭で払い戻すことができる。

4 退社の時にまだ完了していない事項については、その完了後に計算をすることができる。

5 社員が除名により退社した場合における第二項及び前項の規定の適用については、これらの規定中「退社の時」とあるのは、「除名の訴えを提起した時」とする。

6 前項に規定する場合においては、持分会社は、除名の訴えを提起した日後の法定利率による利息をも支払わなければならない。

7 社員の持分の差押えは、持分の払戻しを請求する権利に対しても、その効力を有する。

(退社した社員の責任)

第六百七十二条 退社した社員は、その登記をする前に生じた持分会社の債務について、従前の責任の範囲内でこれを弁済する責任を負う。

2 前項の責任は、同項の登記後二年以内に請求又は請求の予告をしない持分会社の債権者に対しては、当該登記後二年を経過した時に消滅する。

(商号変更の請求)

第六百七十三条 持分会社がその商号中に退社した社員の氏若しくは氏名又は名称を用いているときは、当該退社した社員は、当該持分会社に対し、その氏若しくは氏名又は名称の使用をやめ、その請求をすることができる。

第五章 計算等

第一節 会計の原則

第六百七十四条 持分会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする。

第二節 会計帳簿

(会計帳簿の作成及び保存)

第六百一十五条 持分会社は、法務省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。

2 持分会社は、会計帳簿の閉鎖の時から十年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならない。

(会計帳簿の提出命令)

第六百一十六条 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、会計帳簿の全部又は一部の提出を命ずることができる。

第三節 計算書類

(計算書類の作成及び保存)

第六百一十七条 持分会社は、法務省令で定めるところにより、その成立の日における貸借対照表を作成しなければならない。

2 持分会社は、法務省令で定めるところにより、各事業年度に係る計算書類(貸借対照表その他持分会社の財産の状況を示すために必要かつ適切なものとして法務省令で定めるものをいう。以下この章において同じ。)を作成しなければならない。

3 計算書類は、電磁的記録をもって作成することとができる。

4 持分会社は、計算書類を作成した時から十年間、これを保存しなければならない。

(計算書類の閲覧等)

第六百一十八条 持分会社の社員は、当該持分会社の営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

一 計算書類が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 計算書類が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

2 前項の規定は、定款で別段の定めをすることを妨げない。ただし、定款によっても、社員が事業年度の終了時に同項各号に掲げる請求をすることを制限する旨を定めることができる。

(計算書類の提出命令)

第六百一十九条 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、計算書類の全部又は一部の提出を命ずることができる。

第四節 資本金の額の減少

第六百二十条 持分会社は、損失のてん補のために、その資本金の額を減少することができる。

2 前項の規定により減少する資本金の額は、損失の額として法務省令で定める方法により算定される額を超えることができない。

第五節 利益の配当

(利益の配当)

第六百二十一条 社員は、持分会社に対し、利益の配当を請求することができる。

2 持分会社は、利益の配当を請求する方法その他の利益の配当に関する事項を定款で定めることができる。

3 社員の持分の差押えは、利益の配当を請求する権利に対しても、その効力を有する。

(社員の損益分配の割合)

第六百二十二条 損益分配の割合について定款の定めがないときは、その割合は、各社員の出資の価額に応じて定める。

2 利益又は損失の一方についてのみ分配の割合についての定めを定款で定めたときは、その割合は、利益及び損失の分配に共通であるものと推定する。

(有責任社員員の利益の配当に関する責任)

第六百二十三条 持分会社が利益の配当により有責任社員員に対して交付した金銭等の帳簿価額(以下この項において「配当額」という。)が当該利益の配当をする日における利益額(持分会社の利益の額として法務省令で定める方法により算定される額をいう。以下この章において同じ。)を超える場合には、当該利益の配当を受けた有責任社員員は、当該持分会社に対し、連帯して、当該配当額に相当する金銭を支払う義務を負う。

2 前項に規定する場合における同項の利益の配当を受けた有責任社員員については、第五百八十条第二項の規定の適用については、同項中「を限度として」とあるのは、「及び第六百二十三条第一項の配当額が同項の利益額を超過する額(同項の義務を履行した額を除く。)の合計額を限度として」とする。

第六節 出資の払戻し

第六百二十四条 社員は、持分会社に対し、既に出資として払込み又は給付をした金銭等の払戻し(以下この編において「出資の払戻し」という。)を請求することができる。この場合において、当該金銭等が金銭以外の財産であるときは、当該財産の価額に相当する金銭の払戻しを請求することを妨げない。

2 持分会社は、出資の払戻しを請求する方法その他の出資の払戻しに関する事項を定款で定めることができる。

3 社員の持分の差押えは、出資の払戻しを請求する権利に対しても、その効力を有する。

第七節 合同会社の計算等に関する特則

第一款 計算書類の閲覧に関する特則

第六百二十五条 合同会社の債権者は、当該合同会社の営業時間内は、いつでも、その計算書類(作成した日から五年以内のものに限る。)について第六百一十八条第一項各号に掲げる請求をすることができる。

第二款 資本金の額の減少に関する特則

(出資の払戻し又は持分の払戻しを行う場合の資本金の額の減少)

第六百二十六条 合同会社は、第六百二十条第一項の場合のほか、出資の払戻し又は持分の払戻しのために、その資本金の額を減少することができる。

2 前項の規定により出資の払戻しのために減少する資本金の額は、第六百三十二条第二項に規定する出資払戻額から出資の払戻しをする日における剰余金額を控除して得た額を超えてはならない。

3 第一項の規定により持分の払戻しのために減少する資本金の額は、第六百三十五条第一項に規定する持分払戻額から持分の払戻しをする日における剰余金額を控除して得た額を超えてはならない。

4 前二項に規定する「剰余金額」とは、第一号に掲げる額から第二号から第四号までに掲げる額の合計額を減じて得た額をいう(第四款及び第五款において同じ)。

一 資産の額

二 負債の額

三 資本金の額
四 前二号に掲げるもののほか、法務省令で定める各勘定科目に計上した額の合計額(債権者の異議)

第六百二十七条 合同会社が資本金の額を減少する場合においては、当該合同会社の債権者は、当該合同会社に対し、資本金の額の減少について異議を述べることができる。

2 前項に規定する場合においては、合同会社は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第二号の期間は、一箇月を下ることができない。

一 当該資本金の額の減少の内容

二 債権者が一定の期間内に異議を述べることができない旨

3 前項の規定にかかわらず、合同会社が同項の規定による公告を、官報のほか、第九百三十九条第一項の規定による定款の定めに従い、同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。

4 債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べなかったときは、当該債権者は、当該資本金の額の減少について承認をしたものとみなす。

5 債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べたときは、合同会社は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相當の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相當の財産を信託しなければならない。ただし、当該資本金の額の減少をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

6 資本金の額の減少は、前各項の手続が終了した日に、その効力を生ずる。

第三款 利益の配当に関する特則

(利益の配当の制限)

第六百二十八条 合同会社は、利益の配当により社員に対して交付する金銭等の帳簿価額(以下この款において「配当額」という。)が当該利益の配当をする日における利益額を超える場合には、当該利益の配当をすることができない。この場合においては、合同会社は、第六百二十一条第一項の規定による請求を拒むことができる。

(利益の配当に関する責任)

第六百二十九条 合同会社が前条の規定に違反して利益の配当をした場合には、当該利益の配当に関する業務を執行した社員は、当該合同会社に対し、当該利益の配当を受けた社員と連帯して、当該配当額に相当する金銭を支払う義務を負う。ただし、当該業務を執行した社員がその職務を行うについて注意を怠らなかつたことを証明した場合は、この限りでない。

2 前項の義務は、免除することができない。ただし、利益の配当をした日における利益額を限度として当該義務を免除することについて総社員の同意がある場合は、この限りでない。

(社員に対する求償権の制限等)

第六百三十条 前条第一項に規定する場合において、利益の配当を受けた社員は、配当額が利益

の配当をした日における利益額を超えることに
つき善意であるときは、当該配当額について、
当該利益の配当に関する業務を執行した社員か
らの求償の請求に応ずる義務を負わない。

2 前条第一項に規定する場合には、合同会社の
債権者は、利益の配当を受けた社員に対し、配
当額（当該配当額が当該債権者の合同会社に対
して有する債権額を超える場合にあっては、当
該債権額）に相当する金銭を支払わせることが
できる。

3 第六百二十三条第二項の規定は、合同会社の
社員については、適用しない。

（欠損が生じた場合の責任）

第六百三十一条 合同会社が利益の配当をした場
合において、当該利益の配当をした日の属する
事業年度の末日に欠損額（合同会社の欠損の額
として法務省令で定める方法により算定され
る額をいう。以下この項において同じ。）が生じ
たときは、当該利益の配当に関する業務を執行
した社員は、当該合同会社に対し、当該利益の
配当を受けた社員と連帯して、その欠損額（当
該欠損額が配当額を超えるときは、当該配当
額）を支払う義務を負う。ただし、当該業務を
執行した社員がその職務を行うについて注意を
怠らなかつたことを証明した場合は、この限り
でない。

2 前項の義務は、総社員の同意がなければ、免
除することができない。

第四款 出資の払戻しに関する特則

（出資の払戻しの制限）

第六百三十二条 第六百二十四条第一項の規定に
かかわらず、合同会社の社員は、定款を変更し
てその出資の価額を減少する場合を除き、同項
前段の規定による請求をすることができない。

2 合同会社が出資の払戻しにより社員に対して
交付する金銭等の帳簿価額（以下この款におい
て「出資払戻額」という。）が、第六百二十四
条第一項前段の規定による請求をした日におけ
る剰余金額（第六百二十六条第一項の資本金の
額の減少をした場合にあっては、その減少をし
た後の剰余金額。以下この款において同じ。）
又は前項の出資の価額を減少した額のいずれか
少ない額を超える場合には、当該出資の払戻し
をすることができない。この場合においては、
合同会社は、第六百二十四条第一項前段の規定
による請求を拒むことができる。

（出資の払戻しに関する社員の責任）

第六百三十三条 合同会社が前条の規定に違反し
て出資の払戻しをした場合には、当該出資の払

戻しに関する業務を執行した社員は、当該合同
会社に対し、当該出資の払戻しを受けた社員と
連帯して、当該出資払戻額に相当する金銭を支
払う義務を負う。ただし、当該業務を執行した
社員がその職務を行うについて注意を怠らなかつたことを証明した場合は、この限りでない。

2 前項の義務は、免除することができない。た
だし、出資の払戻しをした日における剰余金額
を限度として当該義務を免除することについて
総社員の同意がある場合は、この限りでない。

（社員に対する求償権の制限等）

第六百三十四条 前条第一項に規定する場合にお
いて、出資の払戻しを受けた社員は、出資払戻
額が出資の払戻しをした日における剰余金額を
超えることにつき善意であるときは、当該出資
払戻額について、当該出資の払戻しに関する業
務を執行した社員からの求償の請求に応ずる義
務を負わない。

2 前条第一項に規定する場合には、合同会社の
債権者は、出資の払戻しを受けた社員に対し、
出資払戻額（当該出資払戻額が当該債権者の合
同会社に対して有する債権額を超える場合にあ
つては、当該債権額）に相当する金銭を支払わ
せることができる。

第五款 退社に伴う持分の払戻しに関
する特則

（債権者の異議）

第六百三十五条 合同会社が持分の払戻しにより
社員に対して交付する金銭等の帳簿価額（以下
この款において「持分払戻額」という。）が当
該持分の払戻しをする日における剰余金額を超
える場合には、当該合同会社の債権者は、当該
合同会社に対し、持分の払戻しについて異議を
述べることができる。

2 前項に規定する場合には、合同会社は、次に
掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている
債権者には、各別にこれを催告しなければなら
ない。ただし、第二号の期間は、一箇月（持分
払戻額が当該合同会社の純資産額として法務省
令で定める方法により算定される額を超える場
合にあっては、二箇月）を下ることができな
い。

一 当該剰余金額を超える持分の払戻しの内容
二 債権者が一定の期間内に異議を述べること
ができる旨

3 前項の規定にかかわらず、合同会社が同項の
規定による公告を、官報のほか、第九百三十九

条第一項の規定による定款の定めに従い、同項
第二号又は第三号に掲げる公告方法によりする
ときは、前項の規定による各別の催告は、する
ことを要しない。ただし、持分払戻額が当該合
同会社の純資産額として法務省令で定める方法
により算定される額を超える場合は、この限り
でない。

4 債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べ
なかつたときは、当該債権者は、当該持分の払
戻しについて承認をしたものとみなす。

5 債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べ
たときは、合同会社は、当該債権者に対し、弁
済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該
債権者に弁済を受けさせることを目的として信
託会社等に相当の財産を信託しなければならない。
ただし、持分払戻額が当該合同会社の純資
産額として法務省令で定める方法により算定さ
れる額を超えない場合において、当該持分の払
戻しをしても当該債権者を害するおそれがない
ときは、この限りでない。

（業務を執行する社員の責任）

第六百三十六条 合同会社が前条の規定に違反し
て持分の払戻しをした場合には、当該持分の払
戻しに関する業務を執行した社員は、当該合同
会社に対し、当該持分の払戻しを受けた社員と
連帯して、当該持分払戻額に相当する金銭を支
払う義務を負う。ただし、持分の払戻しに関す
る業務を執行した社員がその職務を行うについ
て注意を怠らなかつたことを証明した場合は、
この限りでない。

2 前項の義務は、免除することができない。た
だし、持分の払戻しをした時における剰余金額
を限度として当該義務を免除することについて
総社員の同意がある場合は、この限りでない。

第六章 定款の変更

（定款の変更）

第六百三十七条 持分会社は、定款に別段の定め
がある場合を除き、総社員の同意によって、定
款の変更をすることができない。

（定款の変更による持分会社の種類の変更）
第六百三十八条 合名会社は、次の各号に掲げる
定款の変更をすることにより、当該各号に定め
る種類の持分会社となる。

一 有限責任社員を加入させる定款の変更 合
資会社
二 その社員の一部を有限責任社員とする定款
の変更 合資会社

三 その社員の全部を有限責任社員とする定款
の変更 合同会社
合資会社は、次の各号に掲げる定款の変更を
することにより、当該各号に定める種類の持分
会社となる。

一 その社員の全部を無限責任社員とする定款
の変更 合名会社

二 その社員の全部を有限責任社員とする定款
の変更 合同会社

3 合同会社は、次の各号に掲げる定款の変更を
することにより、当該各号に定める種類の持分
会社となる。

一 その社員の全部を無限責任社員とする定款
の変更 合名会社

二 無限責任社員を加入させる定款の変更 合
資会社

三 その社員の一部を無限責任社員とする定款
の変更 合資会社
（合資会社の社員の退社による定款のみなし変
更）

第六百三十九条 合資会社の有限責任社員が退社
したことにより当該合資会社の社員が無限責任
社員のみとなった場合には、当該合資会社は、
合名会社となる定款の変更をしたものとみな
す。

2 合資会社の無限責任社員が退社したことによ
り当該合資会社の社員が有限責任社員のみとな
った場合には、当該合資会社は、合同会社とな
る定款の変更をしたものとみなす。

（定款の変更時の出資の履行）

第六百四十条 第六百三十八条第一項第三号又は
第二項第二号に掲げる定款の変更をする場合に
おいて、当該定款の変更をする持分会社の社員
が当該定款の変更後の合同会社に対する出資に
係る払込み又は給付の全部又は一部を履行し
ていないときは、当該定款の変更は、当該払込
み及び給付が完了した日に、その効力を生ずる。

2 前条第二項の規定により合同会社となる定款
の変更をしたものとみなされた場合において、
社員がその出資に係る払込み又は給付の全部又
は一部を履行していないときは、当該定款の変
更をしたものとみなされた日から一箇月以内
に、当該払込み又は給付を完了しなければなら
ない。ただし、当該期間内に、合名会社又は合
資会社となる定款の変更をした場合は、この限
りでない。

第七章 解散

(解散の事由)

第六百四十一条 持分会社は、次に掲げる事由によつて解散する。

- 一 定款で定めた存続期間の満了
- 二 定款で定めた解散の事由の発生
- 三 総社員の同意
- 四 社員が欠けたこと。
- 五 合併（合併により当該持分会社が消滅する場合に限る。）
- 六 破産手続開始の決定
- 七 第八百二十四条第一項又は第八百三十三条第二項の規定による解散を命ずる裁判

(持分会社の継続)

第六百四十二条 持分会社は、前条第一号から第三号までに掲げる事由によつて解散した場合に於ては、次章の規定による清算が終了するまで、社員の全部又は一部の同意によつて、持分会社を継続することができる。

2 前項の場合には、持分会社を継続することについて同意しなかつた社員は、持分会社が継続することとなつた日に、退社する。

(解散した持分会社の合併等の制限)
第六百四十三条 持分会社が解散した場合には、当該持分会社は、次に掲げる行為をすることができない。

- 一 合併（合併により当該持分会社が存続する場合に限る。）
- 二 吸収分割による他の会社がその事業に関し有する権利義務の全部又は一部の承継

第八章 清算

第一節 清算の開始

(清算の開始原因)

第六百四十四条 持分会社は、次に掲げる場合には、この章の定めるところにより、清算をしなければならない。

- 一 解散した場合（第六百四十一条第五号に掲げる事由によつて解散した場合及び破産手続開始の決定により解散した場合であつて当該破産手続が終了していない場合を除く。）
- 二 設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合
- 三 設立の取消しの訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合

(清算持分会社の能力)

第六百四十五条 前条の規定により清算をする持分会社（以下「清算持分会社」という。）は、

清算の目的の範囲内において、清算が終了するまではなお存続するものとみなす。

第二節 清算人

(清算人の設置)

第六百四十六条 清算持分会社には、一人又は二人以上の清算人を置かなければならない。

(清算人の就任)

第六百四十七条 次に掲げる者は、清算持分会社の清算人となる。

- 一 業務を執行する社員（次号又は第三号に掲げる者がある場合を除く。）
- 二 定款で定める者
- 三 社員（業務を執行する社員を定款で定めた場合にあつては、その社員）の過半数の同意によつて定める者

2 前項の規定により清算人となる者がいないときは、裁判所は、利害関係人の申立てにより、清算人を選任する。

3 前二項の規定にかかわらず、第六百四十一条第四号又は第七号に掲げる事由によつて解散した清算持分会社については、裁判所は、利害関係人若しくは法務大臣の申立てにより又は職権で、清算人を選任する。

4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、第六百四十四条第二号又は第三号に掲げる場合に該当することとなつた清算持分会社については、裁判所は、利害関係人の申立てにより、清算人を選任する。

(清算人の解任)

第六百四十八条 清算人（前条第二項から第四項までの規定により裁判所が選任したものを除く。）は、いつでも、解任することができる。

2 前項の規定による解任は、定款に別段の定めがある場合を除き、社員の過半数をもつて決定する。

3 重要な事由があるときは、裁判所は、社員その他利害関係人の申立てにより、清算人を解任することができる。

(清算人の職務)

第六百四十九条 清算人は、次に掲げる職務を行う。

- 一 現務の終了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の分配

(業務の執行)
第六百五十条 清算人は、清算持分会社の業務を執行する。

2 清算人が二人以上ある場合には、清算持分会社の業務は、定款に別段の定めがある場合を除き、清算人の過半数をもつて決定する。

3 前項の規定にかかわらず、社員が二人以上ある場合には、清算持分会社の事業の全部又は一部の譲渡は、社員の過半数をもつて決定する。

(清算人と清算持分会社との関係)

第六百五十一条 清算持分会社と清算人との関係は、委任に関する規定に従う。

2 第五百九十三条第二項、第五百九十四条及び第五百九十五条の規定は、清算人について準用する。この場合において、第五百九十四条第一項及び第五百九十五条第一項中「当該社員以外の社員」とあるのは、「社員（当該清算人が社員である場合にあつては、当該清算人以外の社員）」と読み替へるものとする。

第六百五十二条 清算人は、その任務を怠つたときは、清算持分会社に対し、連帯して、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

第六百五十三条 清算人がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該清算人は、連帯して、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

(法人が清算人である場合の特則)
第六百五十四条 法人が清算人である場合には、当該法人は、当該清算人の職務を行うべき者を選任し、その者の氏名及び住所を社員に通知しなければならない。

2 前三条の規定は、前項の規定により選任された清算人の職務を行うべき者について準用する。

(清算持分会社の代表)

第六百五十五条 清算人は、清算持分会社を代表する。ただし、他に清算持分会社を代表する清算人その他清算持分会社を代表する者を定めた場合は、この限りでない。

2 前項本文の清算人が二人以上ある場合には、清算人は、各自、清算持分会社を代表する。

3 清算持分会社は、定款又は定款の定めに基づき清算人（第六百四十七条第二項から第四項までの規定により裁判所が選任したものを除く。以下この項において同じ。）の互選によつて、清算人の中から清算持分会社を代表する清算人を定めることができる。

4 第六百四十七条第一項第一号の規定により業務を執行する社員が清算人となる場合において

て、持分会社を代表する社員を定めていたときは、当該持分会社を代表する社員が清算持分会社を代表する清算人となる。

5 裁判所は、第六百四十七条第二項から第四項までの規定により清算人を選任する場合には、その清算人の中から清算持分会社を代表する清算人を定めることができる。

6 第五百九十九条第四項及び第五項の規定は清算持分会社を代表する清算人について、第六百三十三条の規定は民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された清算人又は清算持分会社を代表する清算人の職務を代行する者について、それぞれ準用する。

(清算持分会社についての破産手続の開始)
第六百五十六条 清算持分会社の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになつたときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

2 清算人は、清算持分会社が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとす。

3 前項に規定する場合において、清算持分会社が既に債権者に支払い、又は社員に分配したものであるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

(裁判所の選任する清算人の報酬)

第六百五十七条 裁判所は、第六百四十七条第二項から第四項までの規定により清算人を選任した場合においては、清算持分会社が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。

第三節 財産目録等

(財産目録等の作成等)

第六百五十八条 清算人は、その就任後遅滞なく、清算持分会社の財産の現況を調査し、法務省令で定めるところにより、第六百四十四条各号に掲げる場合に該当することとなつた日における財産目録及び貸借対照表（以下この節において「財産目録等」という。）を作成し、各社員にその内容を知照しなければならない。

2 清算持分会社は、財産目録等を作成した時からその本店の所在地における清算終了の登記の時までの間、当該財産目録等を保存しなければならない。

3 清算持分会社は、社員の請求により、毎月清算の状況を報告しなければならない。

（財産目録等の提出命令）

第六百五十九条 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、財産目録等の全部又は一部の提出を命ずることができる。

第四節 債務の弁済等

（債権者に対する公告等）

第六百六十条 清算持分会社（合同会社に限る。以下この項及び次条において同じ。）は、第六百四十四条各号に掲げる場合に該当することとなつた後、遅滞なく、当該清算持分会社の債権者に対し、一定の期間内にその債権を申し出るべき旨を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならぬ。ただし、当該期間は、二箇月を下ることができない。

2 前項の規定による公告には、当該債権者が当該期間内に申出をしないときは清算から除外される旨を付記しなければならない。

（債務の弁済の制限）

第六百六十一条 清算持分会社は、前条第一項の期間内は、債務の弁済をすることができない。この場合において、清算持分会社は、その債務の不履行によつて生じた責任を免れることができない。

2 前項の規定にかかわらず、清算持分会社は、前条第一項の期間内であっても、裁判所の許可を得て、少額の債権、清算持分会社の財産につき存する担保権によつて担保される債権その他これを弁済しても他の債権者を害するおそれがない債権に係る債務について、その弁済をすることができ。この場合において、当該許可の申立ては、清算人が二人以上あるときは、その全員の同意によつてしなければならない。

（条件付債権等に係る債務の弁済）

第六百六十二条 清算持分会社は、条件付債権、存続期間が不確定な債権その他その額が不確定な債権に係る債務を弁済することができる。この場合においては、これらの債権を評価させるため、裁判所に対し、鑑定人の選任の申立てをしなければならない。

2 前項の場合には、清算持分会社は、同項の鑑定人の評価に従い同項の債権に係る債務を弁済しなければならない。

3 第一項の鑑定人の選任の手續に関する費用は、清算持分会社の負担とする。当該鑑定人による鑑定のための呼出し及び質問に関する費用についても、同様とする。

（出資の履行の請求）

第六百六十三条 清算持分会社に現存する財産がその債務を完済するのに足りない場合において、その出資の全部又は一部を履行していない社員があるときは、当該出資に係る定款の定めにかかわらず、当該清算持分会社は、当該社員に出資させることができる。

（債務の弁済前における残余財産の分配の制限）

第六百六十四条 清算持分会社は、当該清算持分会社の債務を弁済した後でなければ、その財産を社員に分配することができない。ただし、その存否又は額について争いのある債権に係る債務についてその弁済をするために必要と認められる財産を留保した場合は、この限りでない。（清算からの除外）

第六百六十五条 清算持分会社（合同会社に限る。以下この条において同じ。）の債権者（知れている債権者を除く。）であつて第六百六十一条第一項の期間内にその債権の申出をしなかつたものは、清算から除外される。

2 前項の規定により清算から除外された債権者は、分配がされていらない残余財産に対してのみ、弁済を請求することができる。

3 清算持分会社の残余財産を社員の一部に分配した場合には、当該社員の受けた分配と同一の割合の分配を当該社員以外の社員に対してするために必要な財産は、前項の残余財産から控除する。

第五節 残余財産の分配

（残余財産の分配の割合）

第六百六十六条 残余財産の分配の割合について定款の定めがないときは、その割合は、各社員の出資の価額に応じて定める。

第六節 清算事務の終了等

第六百六十七条 清算持分会社は、清算事務が終了したときは、遅滞なく、清算に係る計算をして、社員が一箇月以内に前項の計算について異議を述べなかつたときは、社員は、当該計算の承認をしたものとみなす。ただし、清算人の職務の執行に不正の行為があつたときは、この限りでない。

第七節 任意清算

（財産の処分の方法）

第六百六十八条 持分会社（合名会社及び合資会社に限る。以下この節において同じ。）は、定款又は総社員の同意によつて、当該持分会社は、

第六百四十一条第一号から第三号までに掲げる事由によつて解散した場合における当該持分会社の財産の処分の方法を定めることができる。

2 第二節から前節までの規定は、前項の財産の処分の方法を定めた持分会社については、適用しない。

（財産目録等の作成）

第六百六十九条 前条第一項の財産の処分の方法を定めた持分会社は第六百四十一条第一号から第三号までに掲げる事由によつて解散した場合においては、清算持分会社（合名会社及び合資会社に限る。以下この節において同じ。）は、解散の日から二週間以内に、法務省令で定めるところにより、解散の日における財産目録及び貸借対照表を作成しなければならない。

2 前条第一項の財産の処分の方法を定めていない持分会社が第六百四十一条第一号から第三号までに掲げる事由によつて解散した場合においては、解散後に同項の財産の処分の方法を定めたときは、清算持分会社は、当該財産の処分の方法を定めた日から二週間以内に、法務省令で定めるところにより、解散の日における財産目録及び貸借対照表を作成しなければならない。

（債権者の異議）

第六百七十条 持分会社が第六百六十八条第一項の財産の処分の方法を定めた場合には、その解散後の清算持分会社の債権者は、当該清算持分会社に対し、当該財産の処分の方法について異議を述べることができる。

2 前項に規定する場合には、清算持分会社は、解散の日（前条第二項に規定する場合にあつては、当該財産の処分の方法を定めた日）から二週間以内に、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第二号の期間は、一箇月を下ることができない。

一 第六百六十八条第一項の財産の処分の方法に従い清算をする旨

二 債権者が一定の期間内に異議を述べることができない旨

3 前項の規定にかかわらず、清算持分会社が同項の規定による公告を、官報のほか、第九百三十九条第一項の規定による定款の定めに従い、同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。

4 債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該財産の処分の方法について承認をしたものとみなす。

5 債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べたときは、清算持分会社は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。

（持分の差押債権者の同意等）

第六百七十一条 持分会社が第六百六十八条第一項の財産の処分の方法を定めた場合において、社員の持分を差押えた債権者があるときは、その解散後の清算持分会社がその財産の処分をするには、その債権者の同意を得なければならない。

2 前項の清算持分会社が同項の規定に違反してその財産の処分をしたときは、社員の持分を差し押さえた債権者は、当該清算持分会社に対し、その持分に相当する金額の支払を請求することができる。

第八節 帳簿資料の保存

第六百七十二条 清算人（第六百六十八条第一項の財産の処分の方法を定めた場合にあつては、清算持分会社を代表する社員）は、清算持分会社の本店の所在地における清算終了の登記の時から十年間、清算持分会社の帳簿並びにその事業及び清算に関する重要な資料（以下この条において「帳簿資料」という。）を保存しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、定款で又は社員の過半数をもつて帳簿資料を保存する者を定めた場合には、その者は、清算持分会社の本店の所在地における清算終了の登記の時から十年間、帳簿資料を保存しなければならない。

3 裁判所は、利害関係人の申立てにより、第一項の清算人又は前項の規定により帳簿資料を保存する者に代わつて帳簿資料を保存する者を選任することができる。この場合においては、前二項の規定は、適用しない。

4 前項の規定により選任された者は、清算持分会社の本店の所在地における清算終了の登記の時から十年間、帳簿資料を保存しなければならない。

5 第三項の規定による選任の手續に関する費用は、清算持分会社の負担とする。

第九節 社員の責任の消滅時効

第六百七十三条 第五百八十条に規定する社員の責任は、清算持分会社の本店の所在地における解散の登記をした後五年以内に請求又は請求の

予告をしない清算持分会社の債権者に対しては、その登記後五年を経過した時に消滅する。

2 前項の期間の経過後であっても、社員に分配していない残余財産があるときは、清算持分会社の債権者は、清算持分会社に対して弁済を請求することができる。

第十節 適用除外等 (適用除外)

第六百七十四条 次に掲げる規定は、清算持分会社については、適用しない。

- 一 第四章第一節
- 二 第六百六条、第六百七条第一項（第三号及び第四号を除く。）及び第六百九条
- 三 第五章第三節（第六百七条第四項、第六百八条及び第六百九条を除く。）から第六節まで及び第七節第二款
- 四 第六百三十八条第一項第三号及び第二項第二号

（相続及び合併による退社の特則）

第六百七十五条 清算持分会社の社員が死亡した場合又は合併により消滅した場合には、第六百八条第一項の定款の定めがないときであつても、当該社員の相続人その他の一般承継人は、当該社員の持分を承継する。この場合においては、同条第四項及び第五項の規定を準用する。

第四編 社債

第一章 総則

（募集社債に関する事項の決定）

第六百七十六条 会社は、その発行する社債を引き受ける者の募集をしようとするときは、その都度、募集社債（当該募集に応じて当該社債の引受けの申込みをした者に対して割り当てる社債をいう。以下この編において同じ。）について次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 募集社債の総額
- 二 各募集社債の金額
- 三 募集社債の利率
- 四 募集社債の償還の方法及び期限
- 五 利息支払の方法及び期限
- 六 社債券を発行するときは、その旨
- 七 社債権者が第六百九十八条の規定による請求の全部又は一部をすることができないこととするときは、その旨
- 七の二 社債管理者を定めないこととするときは、その旨

八 社債管理者が社債権者集会の決議によらずに第七百六条第一項第二号に掲げる行為をすることができるとするときは、その旨

八の二 社債管理補助者を定めることとするときは、その旨

九 各募集社債の払込金額（各募集社債と引換えに払い込む金銭の額をいう。以下この章において同じ。）若しくはその最低金額又はこれらの算定方法

十 募集社債と引換えにする金銭の払込みの期日

十一 一定の日までに募集社債の総額について割当てを受ける者を定めていない場合において、募集社債の全部を発行しないこととするときは、その旨及びその一定の日

十二 前各号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

（募集社債の申込み）

第六百七十七条 会社は、前条の募集に応じて募集社債の引受けの申込みをしようとする者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

- 一 会社の商号
- 二 当該募集に係る前条各号に掲げる事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

2 前条の募集に応じて募集社債の引受けの申込みをする者は、次に掲げる事項を記載した書面を会社に交付しなければならない。

- 一 申込みをする者の氏名又は名称及び住所
- 二 引き受けようとする募集社債の金額及び金額ごとの数
- 三 会社が前条第九号の最低金額を定めたときは、希望する払込金額

3 前項の申込みをする者は、同項の書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、会社の承諾を得て、同項の書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該申込みをした者は、同項の書面を交付したものとみなす。

4 第一項の規定は、会社が同項各号に掲げる事項を記載した金融商品取引法第二十条第十項に規定する目論見書を第一項の申込みをしようとする者に対して交付している場合その他募集社債の引受けの申込みをしようとする者の保護に欠けるおそれがないものとして法務省令で定める場合には、適用しない。

5 会社は、第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、直ちに、その旨及び当該変更があつた事項を第二項の申込みをした者（以

下この章において「申込者」という。）に通知しなければならない。

6 会社が申込者に対してする通知又は催告は、第二項第一号の住所（当該申込者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を当該会社に通知した場合にあっては、その場所又は連絡先）にあてて発すれば足りる。

7 前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。

（募集社債の割当て）

第六百七十八条 会社は、申込者の中から募集社債の割当てを受ける者を定め、かつ、その者に割り当てる募集社債の金額及び金額ごとの数を定めなければならない。この場合において、会社は、当該申込者に割り当てる募集社債の金額ごとの数を、前条第二項第二号の数よりも減少することができる。

2 会社は、第六百七十六条第十号の期日の前日までに、申込者に対し、当該申込者に割り当てる募集社債の金額及び金額ごとの数を通知しなければならない。

（募集社債の申込み及び割当てに関する特則）

第六百七十九条 前二条の規定は、募集社債を引き受けようとする者がその総額の引受けを行う契約を締結する場合には、適用しない。

（募集社債の社債権者）

第六百八十条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める募集社債の社債権者となる。

- 一 申込者 会社の割り当てた募集社債
- 二 前条の契約により募集社債の総額を引き受けた者 その者が引き受けた募集社債（社債原簿）

第六百八十一条 会社は、社債を発行した日以後遅滞なく、社債原簿を作成し、これに次に掲げる事項（以下この章において「社債原簿記載事項」という。）を記載し、又は記録しなければならない。

- 一 第六百七十六条第三号から第八号の二までに掲げる事項その他の社債の内容を特定するものとして法務省令で定める事項（以下この編において「種類」という。）
- 二 種類ごとの社債の総額及び各社債の金額
- 三 各社債と引換えに払い込まれた金銭の額及び払込みの日
- 四 社債権者（無記名社債（無記名式の社債券が発行されている社債をいう。以下この編に

おいて同じ。）の社債権者を除く。）の氏名又は名称及び住所

五 前号の社債権者が各社債を取得した日

六 社債券を発行したときは、社債券の番号、発行の日、社債券が記名式か、又は無記名式かの別及び無記名式の社債券の数

七 前各号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

（社債原簿記載事項を記載した書面の交付等）

第六百八十二条 社債権者（無記名社債の社債権者を除く。）は、社債を発行した会社（以下この編において「社債発行会社」という。）に対して、当該社債権者についての社債原簿に記載され、若しくは記録された社債原簿記載事項を記載した書面の交付又は当該社債原簿記載事項を記録した電磁的記録の提供を請求することができる。

2 前項の書面には、社債発行会社の代表者が署名し、又は記名押印しなければならない。

3 第一項の電磁的記録には、社債発行会社の代表者が法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

4 前三項の規定は、当該社債について社債券を発行する旨の定めがある場合には、適用しない。

（社債原簿管理人）

第六百八十三条 会社は、社債原簿管理人（会社に代わって社債原簿の作成及び備置きその他の社債原簿に関する事務を行う者をいう。以下同じ。）を定め、当該事務を行うことを委託することができる。

（社債原簿の備置き及び閲覧等）

第六百八十四条 社債発行会社は、社債原簿をその本店（社債原簿管理人がある場合にあっては、その営業所）に備え置かなければならない。

2 社債権者その他の法務省令で定める者は、社債発行会社の営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

一 社債原簿が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 社債原簿が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

3 社債発行会社は、前項の請求があつたときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。

一 当該請求を行う者がその権利の確保又は行使に關する調査以外の目的で請求を行ったとき。

二 当該請求を行う者が社債原簿の閲覧又は謄写によつて知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。

三 当該請求を行う者が、過去二年以内において、社債原簿の閲覧又は謄写によつて知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

4 社債発行会社が株式会社である場合には、当該社債発行会社の親会社社員は、その権利を行使するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、当該社債発行会社の社債原簿について第二項各号に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

5 前項の親会社社員について第三項各号のいずれかに規定する事由があるときは、裁判所は、前項の許可をすることができない。

(社債権者に対する通知等)

第六百八十五条 社債発行会社が社債権者に対してする通知又は催告は、社債原簿に記載し、又は記録した当該社債権者の住所(当該社債権者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を当該社債発行会社に通知した場合にあつては、その場所又は連絡先)にあてて発すれば足りる。

2 前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。

3 社債が二以上の者の共有に属するときは、共有者は、社債発行会社が社債権者に対してする通知又は催告を受領する者一人を定め、当該社債発行会社に対し、その者の氏名又は名称を通知しなければならない。この場合においては、その者を社債権者とみなして、前二項の規定を適用する。

4 前項の規定による共有者の通知がない場合には、社債発行会社が社債の共有者に対してする通知又は催告は、そのうちの一人に対してすれば足りる。

5 前各項の規定は、第七百二十条第一項の通知に際して社債権者に書面を交付し、又は当該書

面に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合について準用する。この場合において、第二項中「到達したもの」とあるのは、「当該書面の交付又は当該事項の電磁的方法による提供があつたもの」と読み替えるものとする。

(共有者による権利の行使)

第六百八十六条 社債が二以上の者の共有に属するときは、共有者は、当該社債についての権利を行使する者一人を定め、会社に対し、その者の氏名又は名称を通知しなければ、当該社債についての権利を行使することができない。ただし、会社が当該権利を行使することに同意した場合、この限りでない。

(社債券を発行する場合の社債の譲渡)

第六百八十七条 社債券を発行する旨の定めがある社債の譲渡は、当該社債に係る社債券を交付しなければ、その効力を生じない。

(社債の譲渡の對抗要件)

第六百八十八条 社債の譲渡は、その社債を取得した者の氏名又は名称及び住所を社債原簿に記載し、又は記録しなければ、社債発行会社その他の第三者に對抗することができない。

(社債の質入れの對抗要件)

第六百九十三条 社債の質入れは、その質権者の氏名又は名称及び住所を社債原簿に記載し、又は記録しなければ、社債発行会社その他の第三者に對抗することができない。

(質権に関する社債原簿の記載等)

第六百九十四条 社債に質権を設定した者は、社債発行会社に対し、次に掲げる事項を社債原簿に記載し、又は記録することを請求することができる。

(質権に関する社債原簿の記載等)

第六百九十五条 前条第一項各号に掲げる事項が社債原簿に記載され、又は記録された質権者は、社債発行会社に対し、当該質権者について

第六百九十五条 前条第一項各号に掲げる事項が社債原簿に記載され、又は記録された質権者は、社債発行会社に対し、当該質権者について

第六百九十五条 前条第一項各号に掲げる事項が社債原簿に記載され、又は記録された質権者は、社債発行会社に対し、当該質権者について

第六百九十五条 前条第一項各号に掲げる事項が社債原簿に記載され、又は記録された質権者は、社債発行会社に対し、当該質権者について

第六百九十五条 前条第一項各号に掲げる事項が社債原簿に記載され、又は記録された質権者は、社債発行会社に対し、当該質権者について

第六百九十五条 前条第一項各号に掲げる事項が社債原簿に記載され、又は記録された質権者は、社債発行会社に対し、当該質権者について

第六百九十五条 前条第一項各号に掲げる事項が社債原簿に記載され、又は記録された質権者は、社債発行会社に対し、当該質権者について

第六百九十五条 前条第一項各号に掲げる事項が社債原簿に記載され、又は記録された質権者は、社債発行会社に対し、当該質権者について

第六百九十五条 前条第一項各号に掲げる事項が社債原簿に記載され、又は記録された質権者は、社債発行会社に対し、当該質権者について

第六百九十五条 前条第一項各号に掲げる事項が社債原簿に記載され、又は記録された質権者は、社債発行会社に対し、当該質権者について

2 前項の書面には、社債発行会社の代表者が署名し、又は記名押印しなければならない。

3 第一項の電磁的記録には、社債発行会社の代表者が法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

(信託財産に属する社債についての對抗要件等)

第六百九十五条の二 社債については、当該社債が信託財産に属する旨を社債原簿に記載し、又は記録しなければ、当該社債が信託財産に属することを社債発行会社その他の第三者に對抗することができない。

2 第六百八十一条第四号の社債権者は、その有する社債が信託財産に属するときは、社債発行会社に対し、その旨を社債原簿に記載し、又は記録することを請求することができる。

3 社債原簿に前項の規定による記載又は記録がされた場合における第六百八十二条第一項及び第六百九十条第一項の規定の適用については、第六百八十二条第一項中「記録された社債原簿記載事項」とあるのは「記録された社債原簿記載事項(当該社債権者の有する社債が信託財産に属する旨を含む)」と、第六百九十条第一項中「社債原簿記載事項」とあるのは「社債原簿記載事項(当該社債権者の有する社債が信託財産に属する旨を含む)」とする。

4 前三項の規定は、社債券を発行する旨の定めがある社債については、適用しない。

(社債券の発行)

第六百九十六条 社債発行会社は、社債券を発行する旨の定めがある社債を発行した日以後遅滞なく、当該社債に係る社債券を発行しなければならない。

(社債券の記載事項)

第六百九十七条 社債券には、次に掲げる事項及びその番号を記載し、社債発行会社の代表者がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

一 社債発行会社の商号

二 当該社債券に係る社債の金額

三 当該社債券に係る社債の種類

2 社債券には、利札を付することができる。

(記名式と無記名式との間の転換)

第六百九十八条 社債券が発行されている社債の社債権者は、第六百七十六条第七号に掲げる事項についての定めによりすることができないこととされている場合を除き、いつでも、その記名式の社債券を無記名式とし、又はその無記名

式の社債券を記名式とすることを請求することができる。

(社債券の喪失)

第六百九十九条 社債券は、非訟事件手続法第百六条に規定する公示催告手続によって無効とすることができる。

2 社債券を喪失した者は、非訟事件手続法第百六条第一項に規定する除権決定を得た後でなければ、その再発行を請求することができない。

(利札が欠けている場合における社債券の償還)

第七百条 社債券を発行会社は、社債券が発行されている社債券をその償還の期限前に償還する場合において、これに付された利札が欠けているときは、当該利札に表示される社債券の利息の請求権の額を償還額から控除しなければならない。ただし、当該請求権が弁済期にある場合は、この限りでない。

2 前項の利札の所持人は、いつでも、社債券を発行会社に対し、これと引換えに同項の規定により控除しなければならない額の支払を請求することができる。

(社債券の償還請求権等の消滅時効)

第七百一条 社債券の償還請求権は、これ行使することができる時から十年間行使しないときは、時効によって消滅する。

2 社債券の利息の請求権及び前条第二項の規定による請求権は、これら行使することができる時から五年間行使しないときは、時効によって消滅する。

第二章 社債管理者

(社債管理者の設置)

第七百二条 会社は、社債券を発行する場合には、社債管理者を定め、社債権者のために、弁済の受領、債権の保全その他の社債の管理を行うことを委託しなければならない。ただし、各社債の金額が一億円以上である場合その他社債権者の保護に欠けるおそれがないものとして法務省令で定める場合は、この限りでない。

(社債管理者の資格)

第七百三条 社債管理者は、次に掲げる者でなければならない。

- 一 銀行
- 二 信託会社
- 三 前二号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして法務省令で定める者

(社債管理者の義務)

第七百四条 社債管理者は、社債権者のために、公平かつ誠実に社債の管理を行わなければならない。

2 社債管理者は、社債権者に対し、善良な管理者の注意をもって社債の管理を行わなければならない。

(社債管理者の権限等)

第七百五条 社債管理者は、社債権者のために社債に係る債権の弁済を受け、又は社債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

2 社債管理者が前項の弁済を受けた場合には、社債権者は、その社債管理者に対し、社債の償還額及び利息の支払を請求することができる。この場合において、社債券を発行する旨の定めがあるときは、社債権者は、社債券と引換えに当該償還額の支払を、利札と引換えに当該利息の支払を請求しなければならない。

3 前項前段の規定による請求権は、これ行使することができる時から十年間行使しないときは、時効によって消滅する。

4 社債管理者は、その管理の委託を受けた社債につき第一項の行為をするために必要があるときは、裁判所の許可を得て、社債券を発行会社の業務及び財産の状況を調査することができる。

第七百六条 社債管理者は、社債権者集会の決議によらなければ、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第二号に掲げる行為については、第六百七十六号に掲げる事項についての定めがあるときは、この限りでない。

- 一 当該社債の全部についてその支払の猶予、その債務若しくはその債務の不履行によって生じた責任の免除又は和解(次号に掲げる行為を除く。)
- 二 当該社債の全部についてその訴訟行為又は破産手続、再生手続、更生手続若しくは特別清算に関する手続に属する行為(前条第一項の行為を除く。)

2 社債管理者は、前項ただし書の規定により社債権者集会の決議によらずに同項第二号に掲げる行為をしたときは、遅滞なく、その旨を公告し、かつ、知れている社債権者には、各別にこれを通知しなければならない。

3 前項の規定による公告は、社債券を発行会社における公告の方法によりしなければならない。ただし、その方法が電子公告であるときは、その公告は、官報に掲載する方法でなければならない。

4 社債管理者は、その管理の委託を受けた社債につき第一項各号に掲げる行為をするために必

要があるときは、裁判所の許可を得て、社債券を発行会社の業務及び財産の状況を調査することができる。

(特別代理人の選任)

第七百七条 社債権者と社債管理者との利益が相反する場合において、社債権者のために裁判上又は裁判外の行為をする必要があるときは、裁判所は、社債権者集会の申立てにより、特別代理人を選任しなければならない。

(社債管理者等の行為の方式)

第七百八条 社債管理者又は前条の特別代理人が社債権者のために裁判上又は裁判外の行為をするときは、個別の社債権者を表示することを要しない。

(二以上の社債管理者がある場合の特則)

第七百九条 二以上の社債管理者があるときは、これらの者が共同してその権限に属する行為をしなければならない。

2 前項に規定する場合において、社債管理者が第七百五条第一項の弁済を受けたときは、社債管理者は、社債権者に対し、連帯して、当該弁済の額を支払う義務を負う。

(社債管理者の責任)

第七百十条 社債管理者は、この法律又は社債権者集会の決議に違反する行為をしたときは、社債権者に対し、連帯して、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2 社債管理者は、社債券を発行会社が社債の償還若しくは利息の支払を怠り、若しくは社債券を発行会社について支払の停止があった後又はその前三箇月以内に、次に掲げる行為をしたときは、社債権者に対し、損害を賠償する責任を負う。ただし、当該社債管理者が誠実にすべき社債の管理を怠らなかつたこと又は当該損害が当該行為によって生じたものでないことを証明したときは、この限りでない。

一 当該社債管理者の債権に係る債務について社債券を発行会社から担保の供与又は債務の消滅に関する行為を受けること。

二 当該社債管理者と法務省令で定める特別の関係がある者に対して当該社債管理者の債権を譲り渡すこと(当該特別の関係がある者が当該債権に係る債務について社債券を発行会社から担保の供与又は債務の消滅に関する行為を受けた場合に限る。)

三 当該社債管理者が社債券を発行会社に対する債権を有する場合において、契約によって負担

する債務を専ら当該債権をもってする相殺に供する目的で社債券を発行会社の財産の処分を内容とする契約を社債券を発行会社との間で締結し、又は社債券を発行会社に対して債務を負担する者の債務を引き受けることを内容とする契約を締結し、かつ、これにより社債券を発行会社に対し負担した債務と当該債権とを相殺すること。

四 当該社債管理者が社債券を発行会社に対して債務を負担する場合において、社債券を発行会社に対する債権を譲り受け、かつ、当該債務と当該債権とを相殺すること。

(社債管理者の辞任)

第七百十一条 社債管理者は、社債券を発行会社及び社債権者集会の同意を得て辞任することができる。この場合において、他に社債管理者がないときは、当該社債管理者は、あらかじめ、事務を承継する社債管理者を定めなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、社債管理者は、第七百二条の規定による委託に係る契約に定めた事由があるときは、辞任することができる。ただし、当該契約に事務を承継する社債管理者に関する定めがないときは、この限りでない。

3 第一項の規定にかかわらず、社債管理者は、やむを得ない事由があるときは、裁判所の許可を得て、辞任することができる。

(社債管理者が辞任した場合の責任)

第七百十二条 第七百十条第二項の規定は、社債券を発行会社が社債の償還若しくは利息の支払を怠り、若しくは社債券を発行会社について支払の停止があった後又はその前三箇月以内に前条第二項の規定により辞任した社債管理者について準用する。

(社債管理者の解任)

第七百十三条 裁判所は、社債管理者がその義務に違反したとき、その事務処理に不適任であるときその他正當な理由があるときは、社債券を発行会社又は社債権者集会の申立てにより、当該社債管理者を解任することができる。

(社債管理者の事務の承継)

第七百十四条 社債管理者が次のいずれかに該当することとなった場合において、他に社債管理者がないときは、社債券を発行会社は、事務を承継する社債管理者を定め、社債権者のために、社債の管理を行うことを委託しなければならない。この場合においては、社債券を発行会社は、社

債権者集会の同意を得るため、遅滞なく、これを招集し、かつ、その同意を得ることができなかったときは、その同意に代わる裁判所の許可の申立てをしなければならない。

一 第七百三十三号に掲げる者でなくなったとき。

二 第七百三十一号第三項の規定により辞任したとき。

三 前条の規定により解任されたとき。

四 解散したとき。

2 社債発行会社は、前項前段に規定する場合において、同項各号のいずれかに該当することとなつた日後二箇月以内に、同項後段の規定による招集をせず、又は同項後段の申立てをしなかつたときは、当該社債の総額について期限の利益を喪失する。

3 第一項前段に規定する場合において、やむを得ない事由があるときは、利害関係人は、裁判所に対し、事務を承継する社債管理者の選任の申立てをすることができる。

4 社債発行会社は、第一項前段の規定により事務を承継する社債管理者を定めた場合（社債権者集会の同意を得た場合を除く。）又は前項の規定による事務を承継する社債管理者の選任があつた場合には、遅滞なく、その旨を公告し、かつ、知れている社債権者には、各別にこれを通知しなければならない。

第二章の二 社債管理補助者

（社債管理補助者の設置）

第七百十四条の二 会社は、第七百二条ただし書に規定する場合には、社債管理補助者を定め、社債権者のために、社債の管理の補助を行うことを委託することができる。ただし、当該社債が担保付社債である場合は、この限りでない。

（社債管理補助者の資格）

第七百十四条の三 社債管理補助者は、第七百三十三号に掲げる者その他法務省令で定める者でなければならない。

（社債管理補助者の権限等）

第七百十四条の四 社債管理補助者は、社債権者のために次に掲げる行為をする権限を有する。

一 破産手続参加、再生手続参加又は更生手続参加

二 強制執行又は担保権の実行の手続における配当要求

三 第四百九十九条第一項の期間内に債権の申出をすること。

2 社債管理補助者は、第七百十四条の二の規定による委託に係る契約に定める範囲内において、社債権者のために次に掲げる行為をする権限を有する。

一 社債に係る債権の弁済を受けること。

二 第七百五十一号第一項の行為（前項各号及び前号に掲げる行為を除く。）

三 第七百六条第一項各号に掲げる行為

四 社債発行会社が社債の総額について期限の利益を喪失することとなる行為

3 前項の場合において、社債管理補助者は、社債権者集会の決議によらなければ、次に掲げる行為をしてはならない。

一 前項第二号に掲げる行為であつて、次に掲げるもの

イ 当該社債の全部についてその支払の請求

ロ 当該社債の全部に係る債権に基づく強制執行、仮差押え又は仮処分

ハ 当該社債の全部についてする訴訟行為又は破産手続、再生手続、更生手続若しくは特別清算に関する手続に属する行為（イ及びロに掲げる行為を除く。）

二 前項第三号及び第四号に掲げる行為

4 社債管理補助者は、第七百十四条の二の規定による委託に係る契約に従ひ、社債の管理に関する事項を社債権者に報告し、又は社債権者がこれを知ることができるようにする措置をとらなければならない。

5 第七百五十一号第二項及び第三項の規定は、第二項第一号に掲げる行為をする権限を有する社債管理補助者について準用する。

（二以上の社債管理補助者がある場合の特則）

第七百十四条の五 二以上の社債管理補助者があるときは、社債管理補助者は、各自、その権限に属する行為をしなければならない。

2 社債管理補助者が社債権者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の社債管理補助者も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

（社債管理者等との関係）

第七百十四条の六 第七百二条の規定による委託に係る契約又は担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第二条第一項に規定する信託契約の効力が生じた場合には、第七百十四条の二の規定による委託に係る契約は、終了する。

（社債管理者に関する規定の準用）

第七百十四条の七 第七百四条、第七百七条、第七百八条、第七百十号第一項、第七百一十一号、第七百一十三号及び第七百一十四条の規定は、社債管理補助者について準用する。この場合において、第七百一十四号中「社債の管理」とあるのは「社債の管理の補助」と、同項中「社債権者に対し、連帯して」とあるのは「社債権者に対し」と、第七百一十一号第一項中「において、他」に社債管理者がないときは「とあるのは「において、同条第二項中「第七百二条」とあるのは「第七百十四条の二」と、第七百一十四号第一項中「において、他に社債管理者がないときは」とあるのは「には」と、「社債の管理」とあるのは「社債の管理の補助」と、第七百一十三号各号に掲げる」とあるのは「第七百一十四条の三に規定する」と、「解散した」とあるのは「死亡し、又は解散した」と読み替えるものとする。

第三章 社債権者集会

（社債権者集会の構成）

第七百一十五号 社債権者は、社債の種類ごとに社債権者集会を組織する。

（社債権者集会の権限）

第七百一十六号 社債権者集会は、この法律に規定する事項及び社債権者の利害に関する事項について決議をすることができる。

（社債権者集会の招集）

第七百一十七号 社債権者集会は、必要がある場合には、いつでも、招集することができる。

2 社債権者集会は、次項又は次条第三項の規定により招集する場合を除き、社債発行会社又は社債管理者が招集する。

3 次に掲げる場合には、社債管理補助者は、社債権者集会を招集することができる。

一 次条第一項の規定による請求があつた場合

二 第七百一十四号の七において準用する第七百一十一号第一項の社債権者集会の同意を得るため必要がある場合

（社債権者による招集の請求）

第七百一十八号 ある種類の社債の総額（償還済みの額を除く。）の十分の一以上に当たる社債を有する社債権者は、社債発行会社、社債管理者又は社債管理補助者に対し、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を示して、社債権者集会の招集を請求することができる。

3 次に掲げる場合には、第一項の規定による請求をした社債権者は、裁判所の許可を得て、社債権者集会を招集することができる。

一 第一項の規定による請求の後遅滞なく招集の手続が行われない場合

二 第一項の規定による請求があつた日から八週間以内の日を社債権者集会の日とする社債権者集会の招集の通知が発せられない場合

4 第一項の規定による請求又は前項の規定による招集をしようとする無記名社債の社債権者は、その社債券を社債発行会社、社債管理者又は社債管理補助者に提示しなければならない。（社債権者集会の招集の決定）

第七百一十九号 社債権者集会を招集する者（以下この章において「招集者」という。）は、社債権者集会を招集する場合には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 社債権者集会の日時及び場所

二 社債権者集会の目的である事項

三 社債権者集会に出席しない社債権者が電磁的方法によつて議決権を行使することができることとするときは、その旨

四 前三号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

（社債権者集会の招集の通知）

第七百二十号 社債権者集会を招集するには、招集者は、社債権者集会の日の二週間前までに、知れている社債権者及び社債発行会社並びに社債管理者又は社債管理補助者がある場合にあつては社債管理者又は社債管理補助者に対して、書面をもつてその通知を発しなければならない。

2 招集者は、前項の書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、同項の通知を受けようとする者の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。この場合において、当該招集者は、同項の書面による通知を発したものとみなす。

3 前二項の通知には、前条各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

4 社債発行会社が無記名式の社債券を発行している場合において、社債権者集会を招集するには、招集者は、社債権者集会の日の三週間前までに、社債権者集会を招集する旨及び前条各号に掲げる事項を公告しなければならない。

5 前項の規定による公告は、社債発行会社における公告の方法によりしなければならない。た

だし、招集者が社債発行会社以外の者である場合には、その方法が電子公告であるときは、その公告は、官報に掲載する方法でなければならない。

（社債権者集会参考書類及び議決権行使書面の交付等）

第七百二十一條 招集者は、前条第一項の通知に際しては、法務省令で定めるところにより、知れている社債権者に対し、議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類（以下この条において「社債権者集会参考書類」という。）及び社債権者が議決権を行使するための書面（以下この章において「議決権行使書面」という。）を交付しなければならない。

2 招集者は、前条第二項の承諾をした社債権者に対し同項の電磁的方法による通知を発するとときは、前項の規定による社債権者集会参考書類及び議決権行使書面の交付に代えて、これらの書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。ただし、社債権者の請求があったときは、これらの書類を当該社債権者に交付しなければならない。

3 招集者は、前条第四項の規定による公告をした場合において、社債権者集会の日の一週間前までに無記名社債の社債権者の請求があったときは、直ちに、社債権者集会参考書類及び議決権行使書面を当該社債権者に交付しなければならない。

4 招集者は、前項の規定による社債権者集会参考書類及び議決権行使書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、社債権者の承諾を得て、これらの書類に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該招集者は、同項の規定によるこれらの書類の交付をしたものとみなす。

第七百二十二條 招集者は、第七百十九條第三号に掲げる事項を定めた場合には、第七百二十條第二項の承諾をした社債権者に対する電磁的方法による通知に際して、法務省令で定めるところにより、社債権者に対し、議決権行使書面に記載すべき事項を当該電磁的方法により提供しなければならない。

2 招集者は、第七百十九條第三号に掲げる事項を定めた場合において、第七百二十條第二項の承諾をしていない社債権者から社債権者集会の日の一週間前までに議決権行使書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の請求があったときは、法務省令で定めるところにより、直ちに、当該社債権者に対し、当該事項を電磁的方法により提供しなければならない。（議決権の額等）

第七百二十三條 社債権者は、社債権者集会において、その有する当該種類の社債の金額の合計額（償還済みの額を除く。）に応じて、議決権を有する。

2 前項の規定にかかわらず、社債発行会社は、その有する自己の社債については、議決権を有しない。

3 議決権を行使しようとする無記名社債の社債権者は、社債権者集会の日の一週間前までに、その社債券を招集者に提示しなければならない。（社債権者集会の決議）

第七百二十四條 社債権者集会において決議をする事項を可決するには、出席した議決権者（議決権を行使することができる社債権者をいう。以下この章において同じ。）の議決権の総額の二分の一を超える議決権を有する者の同意がなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、社債権者集会において次に掲げる事項を可決するには、議決権者の議決権の総額の五分の一以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の三分の二以上の議決権を有する者の同意がなければならない。

一 第七百六條第一項各号に掲げる行為に関する事項
二 第七百六條第一項、第七百十四條の四第三項（同条第二項第三号に掲げる行為に係る部分に限る。）、第七百三十六條第一項、第七百三十七條第一項ただし書及び第七百三十八條の規定により社債権者集会の決議を必要とする事項

3 社債権者集会は、第七百十九條第二号に掲げる事項以外の事項については、決議をすることができない。

第七百二十五條 社債権者は、代理人によつてその議決権を行使することができる。この場合において、当該社債権者又は代理人は、代理権を証明する書面を招集者に提出しなければならない。

2 前項の代理権の授与は、社債権者集会ごとにしなければならない。
3 第一項の社債権者又は代理人は、代理権を証明する書面の提出に代えて、政令で定めるところにより、招集者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該社債権者又は代理人は、代理権を証明する書面を提出したものとみなす。

ろにより、招集者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該社債権者又は代理人は、当該書面を提出したものとみなす。

4 社債権者が第七百二十條第二項の承諾をした者である場合には、招集者は、正当な理由がなければ、前項の承諾をすることを拒んではならない。

（書面による議決権の行使）
第七百二十六條 社債権者集会に出席しない社債権者は、書面によつて議決権を行使することができる。

2 書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、法務省令で定めるときに当該記載をした議決権行使書面を招集者に提出して行う。

3 前項の規定により書面によつて行使した議決権の額は、出席した議決権者の議決権の額に算入する。

（電磁的方法による議決権の行使）
第七百二十七條 電磁的方法による議決権の行使は、政令で定めるところにより、招集者の承諾を得て、法務省令で定めるときに議決権行使書面に記載すべき事項を、電磁的方法により当該招集者に提供して行う。

2 社債権者が第七百二十條第二項の承諾をした者である場合には、招集者は、正当な理由がなければ、前項の承諾をすることを拒んではならない。

3 第一項の規定により電磁的方法によつて行使した議決権の額は、出席した議決権者の議決権の額に算入する。

（議決権の不統一行使）
第七百二十八條 社債権者は、その有する議決権を統一しないで行使することができる。この場合において、社債権者集会の日の三日前までに、招集者に対してその旨及びその理由を通知しなければならない。

2 招集者は、前項の社債権者が他人のために社債を有する者でないときは、当該社債権者が同項の規定によりその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことができる。

（社債発行会社社債の代表者の出席等）
第七百二十九條 社債発行会社、社債管理者又は社債管理補助者は、その代表者若しくは代理人を社債権者集会に出席させ、又は書面により意見を述べることができる。ただし、社債管理者又は社債管理補助者にあつては、その社債権者集会が第七百七條（第七百十四條の七において準用する場合を含む。）の特別代理人の選任について招集されたものであるときは、この限りでない。

2 社債権者集会又は招集者は、必要があると認めるときは、社債発行会社に対し、その代表者又は代理人の出席を求めることができる。この場合において、社債権者集会にあつては、これをする旨の決議を経なければならない。（延期又は続行の決議）

第七百三十條 社債権者集会においてその延期又は続行について決議があつた場合には、第七百十九條及び第七百二十條の規定は、適用しない。

（議事録）
第七百三十一條 社債権者集会の議事については、招集者は、法務省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 社債発行会社は、社債権者集会の日から十年間、前項の議事録をその本店に備え置かなければならない。

3 社債管理者、社債管理補助者及び社債権者は、社債発行会社の営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

一 第一項の議事録が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
二 第一項の議事録が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
（社債権者集会の決議の認可の申立て）
第七百三十二條 社債権者集会の決議があつたときは、招集者は、当該決議があつた日から一週間以内に、裁判所に対し、当該決議の認可の申立てをしなければならない。

（社債権者集会の決議の不認可）
第七百三十三條 裁判所は、次のいずれかに該当する場合においては、社債権者集会の決議の認可をすることができない。

一 社債権者集会の招集の手續又はその決議の方法が法令又は第六百七十六條の募集のための当該社債発行会社の事業その他の事項に関する説明に用いた資料に記載され、若しくは記録された事項に違反するとき。

二 決議が不正の方法によって成立するに至つたとき。

三 決議が著しく不公正であるとき。

四 決議が社債権者の一般の利益に反するるとき。

(社債権者集会の決議の効力)

第七百三十四条 社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 社債権者集会の決議は、当該種類の社債を有するすべての社債権者に対してその効力を有する。

(社債権者集会の決議の認可又は不認可の決定の公告)

第七百三十五条 社債発行人社は、社債権者集会の決議の認可又は不認可の決定があつた場合には、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

(社債権者集会の決議の省略)

第七百三十五条の二 社債発行人社、社債管理者、社債管理補助者又は社債権者が社債権者集会の目的である事項について(社債管理補助者にあつては、第七百十四条の七において準用する第七百十一条第一項の社債権者集会の同意をするものについて)提案をした場合において、当該提案につき議決権者の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社債権者集会の決議があつたものとみなす。

2 社債発行人社は、前項の規定により社債権者集会の決議があつたものとみなされた日から十年間、同項の書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。

3 社債管理者、社債管理補助者及び社債権者は、社債発行人社の営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

一 前項の書面の閲覧又は謄写の請求

二 前項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

4 第一項の規定により社債権者集会の決議があつたものとみなされる場合には、第七百三十二条から前条まで(第七百三十四条第二項を除く。)の規定は、適用しない。

(代表社債権者の選任等)

第七百三十六条 社債権者集会においては、その決議によつて、当該種類の社債の総額(償還済みの額を除く。)の千分の一以上に当たる社債

を有する社債権者の中から、一人又は二人以上の代表社債権者を選任し、これに社債権者集会において決議をする事項についての決定を委任することができる。

2 第七百八十八条第二項の規定は、前項に規定する社債の総額について準用する。

3 代表社債権者が二人以上ある場合において、社債権者集会において別段の定めを行わなかつたときは、第一項に規定する事項についての決定は、その過半数をもって行う。

(社債権者集会の決議の執行)

第七百三十七条 社債権者集会の決議は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が執行する。ただし、社債権者集会の決議によつて別に社債権者集会の決議を執行する者を定めたときは、この限りでない。

一 社債管理者がある場合 社債管理者

二 社債管理補助者がある場合において、社債管理補助者の権限に属する行為に関する事項を可決する旨の社債権者集会の決議があつたとき 社債管理補助者

三 前二号に掲げる場合以外の場合 代表社債権者

2 第七百五十五条第一項から第三項まで、第七百八条及び第七百九条の規定は、代表社債権者又は前項ただし書の規定により定められた社債権者集会の決議を執行する者(以下この章において「決議執行者」といふ)が社債権者集会の決議を執行する場合について準用する。

(代表社債権者等の解任等)

第七百三十八条 社債権者集会においては、その決議によつて、いつでも、代表社債権者若しくは決議執行者を解任し、又はこれらの者に委任した事項を変更することができる。

(社債の利息の支払等を怠つたことによる期限の利益の喪失)

第七百三十九条 社債発行人社が社債の利息の支払を怠つたとき、又は定期に社債の一部を償還しなければならぬ場合においてその償還を怠つたときは、社債権者集会の決議に基づき、当該決議を執行する者は、社債発行人社に対し、一定の期間内にその弁済をしなければならない旨及び当該期間内にその弁済をしないときは当該社債の総額について期限の利益を喪失する旨を書面により通知することができる。ただし、当該期間は、二箇月を下ることができない。

2 前項の決議を執行する者は、同項の規定による書面による通知に代えて、政令で定めるところにより、社債発行人社の承諾を得て、同項の規定により通知する事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該決議を執行する者は、当該書面による通知をしたものとみなす。

3 社債発行人社は、第一項の期間内に同項の弁済をしなかつたときは、当該社債の総額について期限の利益を喪失する。

(債権者の異議手続の特則)

第七百四十条 第四百四十九条、第六百二十七条、第六百三十五条、第六百七十条、第七百七十九条(第七百八十一条第二項において準用する場合を含む。)、第七百八十九条(第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。)、第七百九十九条(第八百二条第二項において準用する場合を含む。)、第八百十条(第八百十三条第二項において準用する場合を含む。))又は第八百十六条の八の規定により社債権者が異議を述べるには、社債権者集会の決議によらなければならない。この場合においては、裁判所は、利害関係人の申立てにより、社債権者のために異議を述べることができる期間を延長することができる。

管理者又は社債管理補助者を含む。」「と、第七百八十九条第二項及び第八百十条第二項中「知れている債権者(同項の規定により異議を述べる者ができるものに限る。)」とあるのは「知れている債権者(同項の規定により異議を述べる者ができるものに限り、社債管理者又は社債管理補助者がある場合にあつては当該社債管理者又は社債管理補助者を含む。)」とする。

(社債管理者等の報酬等)

第七百四十一条 社債管理者、社債管理補助者、代表社債権者又は決議執行者に対して与えるべき報酬、その事務処理のために要する費用及びその支出の日以後における利息並びにその事務処理のために自己の過失なくして受けた損害の賠償額は、社債発行人社との契約に定めがある場合を除き、裁判所の許可を得て、社債発行人社の負担とすることができる。

2 前項の許可の申立ては、社債管理者、社債管理補助者、代表社債権者又は決議執行者がする。

3 社債管理者、社債管理補助者、代表社債権者又は決議執行者は、第一項の報酬、費用及び利息並びに損害の賠償額に關し、第七百五十五条第一項(第七百三十七条第二項において準用する場合を含む。))又は第七百十四条の四第二項第一号の弁済を受けた額について、社債権者に先立つて弁済を受けた権利を有する。

(社債権者集会等の費用の負担)

第七百四十二条 社債権者集会に関する費用は、社債発行人社の負担とする。

2 第七百三十二条の申立てに関する費用は、社債発行人社の負担とする。ただし、裁判所は、社債発行人社その他利害関係人の申立てにより又は職権で、当該費用の全部又は一部について、招集者その他利害関係人の中から別に負担者を定めることができる。

第五編 組織変更、合併、会社分割、株式交換、株式移転及び株式交付

第一章 組織変更

第一節 組織変更

(組織変更計画の作成)

第七百四十三条 会社は、組織変更をすることができる。この場合においては、組織変更計画を作成しなければならない。

第二節 株式会社の組織変更

(株式会社の組織変更計画)

第七百四十四条 株式会社が組織変更をする場合には、当該株式会社は、組織変更計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 組織変更後の持分会社（以下この編において「組織変更後持分会社」という。）が合名会社、合資会社又は合同会社のみであるかの別

二 組織変更後持分会社の目的、商号及び本店の所在地

三 組織変更後持分会社の社員についての次に掲げる事項

イ 当該社員の氏名又は名称及び住所

ロ 当該社員が無限責任社員又は有限責任社員のみであるかの別

ハ 当該社員の出資の価額

四 前二号に掲げるもののほか、組織変更後持分会社の定款で定める事項

五 組織変更後持分会社が組織変更の際に組織変更をする株式会社の株主に対してその株式に代わる金銭等（組織変更後持分会社の持分を除く。以下この号及び次号において同じ。）を交付するときは、当該金銭等についての次に掲げる事項

イ 当該金銭等が組織変更後持分会社の社債であるときは、当該社債の種類（第一百七条第二項第二号に規定する社債の種類をいう。以下この編において同じ。）及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

ロ 当該金銭等が組織変更後持分会社の社債以外の財産であるときは、当該財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法

六 前号に規定する場合には、組織変更をする株式会社の株主（組織変更をする株式会社を除く。）に対する同号の金銭等の割当てに関する事項

七 組織変更をする株式会社が新株予約権を発行しているときは、組織変更後持分会社が組織変更の際に当該新株予約権の新株予約権者に対して交付する当該新株予約権に代わる金銭の額又はその算定方法

八 前号に規定する場合には、組織変更をする株式会社の新株予約権の新株予約権者に対する同号の金銭の割当てに関する事項

九 組織変更がその効力を生ずる日（以下この章において「効力発生日」という。）

2 組織変更後持分会社が合名会社であるときは、前項第三号に掲げる事項として、その社員の全部を無限責任社員とする旨を定めなければならない。

3 組織変更後持分会社が合資会社であるときは、第一項第三号に掲げる事項として、その社員の一部を無限責任社員とし、その他の社員を有限責任社員とする旨を定めなければならない。

4 組織変更後持分会社が合同会社であるときは、第一項第三号に掲げる事項として、その社員の全部を有限責任社員とする旨を定めなければならない。

(株式会社の組織変更の効力の発生等)

第七百四十五条 組織変更をする株式会社は、効力発生日に、持分会社となる。

2 組織変更をする株式会社は、効力発生日に、前条第一項第二号から第四号までに掲げる事項についての定めに従い、当該事項に係る定款の変更をしたものとみなす。

3 組織変更をする株式会社の株主は、効力発生日に、前条第一項第三号に掲げる事項についての定めに従い、組織変更後持分会社の社員となる。

4 前条第一項第五号に掲げる事項についての定めがある場合には、組織変更をする株式会社の株主は、効力発生日に、同項第六号に掲げる事項についての定めに従い、同項第五号の社債の社債権者となる。

5 組織変更をする株式会社の新株予約権は、効力発生日に、消滅する。

6 前各項の規定は、第七百七十九条の規定による手続が終了していない場合又は組織変更を中止した場合には、適用しない。

第三節 持分会社の組織変更

(持分会社の組織変更計画)

第七百四十六条 持分会社が組織変更をする場合には、当該持分会社は、組織変更計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 組織変更後の株式会社（以下この条において「組織変更後株式会社」という。）の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数

二 前号に掲げるもののほか、組織変更後株式会社の定款で定める事項

三 組織変更後株式会社の取締役の氏名

四 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ 組織変更後株式会社が会計参与設置会社である場合 組織変更後株式会社の会計参与の氏名又は名称

ロ 組織変更後株式会社を監査役設置会社（監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。）である場合 組織変更後株式会社の監査役の氏名

ハ 組織変更後株式会社を会計監査人設置会社である場合 組織変更後株式会社の会計監査人の氏名又は名称

五 組織変更をする持分会社の社員が組織変更の際に取得する組織変更後株式会社の株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法

六 組織変更をする持分会社の社員に対する前号の株式の割当てに関する事項

七 組織変更後株式会社を組織変更の際に組織変更をする持分会社の社員に対してその株式に代わる金銭等（組織変更後株式会社の株式を除く。以下この号及び次号において同じ。）を交付するときは、当該金銭等についての次に掲げる事項

イ 当該金銭等が組織変更後株式会社の社債（新株予約権付社債についてのものを除く。）であるときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

ロ 当該金銭等が組織変更後株式会社の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）であるときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法

ハ 当該金銭等が組織変更後株式会社の新株予約権付社債であるときは、当該新株予約権付社債についてのイに規定する事項及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権についてのロに規定する事項

二 当該金銭等が組織変更後株式会社の社債等（社債及び新株予約権をいう。以下この編において同じ。）以外の財産であるときは、当該財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法

八 前号に規定する場合には、組織変更をする持分会社の社員に対する同号の金銭等の割当てに関する事項

九 効力発生日

2 組織変更後株式会社が監査等委員会設置会社である場合には、前項第三号に掲げる事項は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定めなければならない。

(持分会社の組織変更の効力の発生等)

第七百四十七条 組織変更をする持分会社は、効力発生日に、株式会社となる。

2 組織変更をする持分会社は、効力発生日に、前条第一項第一号及び第二号に掲げる事項についての定めに従い、当該事項に係る定款の変更をしたものとみなす。

3 組織変更をする持分会社の社員は、効力発生日に、前条第一項第六号に掲げる事項についての定めに従い、同項第五号の株式の株主となる。

4 次の各号に掲げる場合には、組織変更をする持分会社の社員は、効力発生日に、前条第一項第八号に掲げる事項についての定めに従い、当該各号に定める者となる。

一 前条第一項第七号に掲げる事項についての定めがある場合 同号の社債の社債権者

二 前条第一項第七号に掲げる事項についての定めがある場合 同号の新株予約権の新株予約権者

三 前条第一項第七号に掲げる事項についての定めがある場合 同号の新株予約権付社債についての社債の社債権者及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者

5 前各項の規定は、第七百八十一条第二項において準用する第七百七十九条（第二項第二号を除く。）の規定による手続が終了していない場合又は組織変更を中止した場合には、適用しない。

第二章 合併

第一節 通則

(合併契約の締結)

第七百四十八条 会社は、他の会社と合併をすることができる。この場合においては、合併をする会社は、合併契約を締結しなければならない。

第二節 吸収合併

第一款 株式会社が存続する吸収合併

第七百四十九条 株式会社が吸収合併をする場合において、吸収合併後存続する会社（以下この編において「吸収合併存続会社」という。）が株式

会社であるときは、吸収合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 株式会社である吸収合併存続株式会社（以下この編において「吸収合併存続株式会社」という。）及び吸収合併により消滅する会社（以下この編において「吸収合併消滅会社」という。）の商号及び住所

二 吸収合併存続株式会社が吸収合併に際して株式会社である吸収合併消滅会社（以下この編において「吸収合併消滅株式会社」という。）の株主又は持分会社である吸収合併消滅会社（以下この編において「吸収合併消滅持分会社」という。）の社員に対してその株式又は持分に代わる金銭等を交付するときは、当該金銭等についての次に掲げる事項

イ 当該金銭等が吸収合併存続株式会社の株式であるときは、当該株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法並びに当該吸収合併存続株式会社の資本金及び準備金の額に関する事項

ロ 当該金銭等が吸収合併存続株式会社の社債（新株予約権付社債についてのものを除く。）であるときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

ハ 当該金銭等が吸収合併存続株式会社の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）であるときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法

ニ 当該金銭等が吸収合併存続株式会社の新株予約権付社債であるときは、当該新株予約権付社債についてのロに規定する事項及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権についてのハに規定する事項

ホ 当該金銭等が吸収合併存続株式会社の株式等以外の財産であるときは、当該財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法

三 前号に規定する場合には、吸収合併消滅株式会社の株主（吸収合併消滅株式会社及び吸収合併存続株式会社の株主を除く。）又は吸収合併消滅持分会社の社員（吸収合併存続株式会社の株主を除く。）に対する同号の金銭等の割当てに関する事項

四 吸収合併消滅株式会社が新株予約権を発行しているときは、吸収合併存続株式会社が吸

収合併に際して当該新株予約権の新株予約権者に対して交付する当該新株予約権に代わる当該吸収合併存続株式会社の新株予約権又は金銭についての次に掲げる事項

イ 当該吸収合併消滅株式会社の新株予約権の新株予約権者に対して吸収合併存続株式会社の新株予約権を交付するときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法

ロ イに規定する場合において、イの吸収合併消滅株式会社の新株予約権が新株予約権付社債に付された新株予約権であるときは、吸収合併存続株式会社が当該新株予約権付社債についての社債に係る債務を承継する旨並びにその承継に係る社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

ハ 当該吸収合併消滅株式会社の新株予約権の新株予約権者に対して金銭を交付するときは、当該金銭の額又はその算定方法

五 前号に規定する場合には、吸収合併消滅株式会社の新株予約権の新株予約権者に対する同号の吸収合併存続株式会社の新株予約権又は金銭の割当てに関する事項

六 吸収合併がその効力を生ずる日（以下この節において「効力発生日」という。）前項に規定する場合において、吸収合併消滅株式会社が種類株式発行会社であるときは、吸収合併存続株式会社の発行する種類の株式の内容に応じ、同項第三号に掲げる事項として次に掲げる事項を定めることができる。

一 ある種類の株式の株主に対して金銭等の割当てをしないこととするときは、その旨及び当該株式の種類

二 前号に掲げる事項のほか、金銭等の割当てについて株式の種類ごとに異なる取扱いを行うこととするときは、その旨及び当該異なる取扱いの内容

三 第一項に規定する場合には、同項第三号に掲げる事項についての定めは、吸収合併消滅株式会社の株主（吸収合併消滅株式会社及び吸収合併存続株式会社の株主並びに前項第一号の種類の株式の株主を除く。）の有する株式の数（前項第二号に掲げる事項についての定めがある場合にあつては、各種種類の株式の数）に応じて金銭等を交付することを内容とするものでなければならない。

四 吸収合併がその効力を生ずる日（以下この節において「効力発生日」という。）前項に規定する場合において、吸収合併消滅株式会社が種類株式発行会社であるときは、吸収合併存続株式会社の発行する種類の株式の内容に応じ、同項第三号に掲げる事項として次に掲げる事項を定めることができる。

（株式会社が発行する吸収合併の効力の発生等）
第七百五十条 吸収合併存続株式会社は、効力発生日に、吸収合併消滅会社の権利義務を承継する。

二 吸収合併消滅会社の吸収合併による解散は、吸収合併の登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

三 次の各号に掲げる場合には、吸収合併消滅株式会社の株主又は吸収合併消滅持分会社の社員は、効力発生日に、前条第一項第三号に掲げる事項についての定めに従い、当該各号に定める者となる。

一 前条第一項第二号イに掲げる事項について定めがある場合 同号イの株式の株主

二 前条第一項第二号ロに掲げる事項について定めがある場合 同号ロの社債の社債権者

三 前条第一項第二号ハに掲げる事項について定めがある場合 同号ハの新株予約権の新株予約権者

四 前条第一項第二号ニに掲げる事項についての定めがある場合 同号ニの新株予約権付社債についての社債の社債権者及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者

五 吸収合併消滅株式会社の新株予約権は、効力発生日に、消滅する。

六 前条第一項第四号イに規定する場合には、吸収合併消滅株式会社の新株予約権の新株予約権者は、効力発生日に、同項第五号に掲げる事項についての定めに従い、同項第四号イの吸収合併存続株式会社の新株予約権の新株予約権者となる。

七 前各項の規定は、第七百八十九条（第一項第三号及び第二項第三号を除く、第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第七百九十九条の規定による手続が終了していない場合又は吸収合併を中止した場合には、適用しない。

二 吸収合併消滅株式会社の株主又は吸収合併消滅持分会社の社員が吸収合併に際して吸収合併存続持分会社の社員となるときは、次のイからハまでに掲げる吸収合併存続持分会社の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ 合名会社 当該社員の氏名又は名称及び住所並びに出資の価額

ロ 合資会社 当該社員の氏名又は名称及び住所、当該社員が無限責任社員又は有限責任社員の内ずれであるかの別並びに当該社員の出資の価額

ハ 合同会社 当該社員の氏名又は名称及び住所並びに出資の価額

三 吸収合併存続持分会社が吸収合併に際して吸収合併消滅株式会社の株主又は吸収合併消滅持分会社の社員に対してその株式又は持分に代わる金銭等（吸収合併存続持分会社の持分を除く。）を交付するときは、当該金銭等についての次に掲げる事項

イ 当該金銭等が吸収合併存続持分会社の社債であるときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

ロ 当該金銭等が吸収合併存続持分会社の社債以外の財産であるときは、当該財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法

四 前号に規定する場合には、吸収合併消滅株式会社の株主（吸収合併消滅株式会社及び吸収合併存続持分会社の株主を除く。）又は吸収合併消滅持分会社の社員（吸収合併存続持分会社の株主を除く。）に対する同号の金銭等の割当てに関する事項

五 吸収合併消滅株式会社が新株予約権を発行しているときは、吸収合併存続持分会社が吸収合併に際して当該新株予約権の新株予約権者に対して交付する当該新株予約権に代わる金銭の額又はその算定方法

六 前号に規定する場合には、吸収合併消滅株式会社の新株予約権の新株予約権者に対する同号の金銭の割当てに関する事項

七 効力発生日

八 前項に規定する場合において、吸収合併消滅株式会社が種類株式発行会社であるときは、吸収合併存続持分会社及び吸収合併消滅株式会社の株主（吸収合併消滅株式会社の株主を除く。）又は吸収合併存続持分会社の社員（吸収合併消滅株式会社の株主を除く。）に対する同号の金銭等の割当てに関する事項

式の内容に応じ、同項第四号に掲げる事項として次に掲げる事項を定めることができる。

一 ある種類の株式の株主に対して金銭等の割当てをしないこととするときは、その旨及び当該株式の種類

二 前号に掲げる事項のほか、金銭等の割当てについて株式の種類ごとに異なる取扱いを行うこととするときは、その旨及び当該異なる取扱いの内容

3 第一項に規定する場合には、同項第四号に掲げる事項についての定めは、吸収合併消滅株式会社（吸収合併消滅株式会社及び吸収合併消滅持分会社並びに前項第一号の種類の株式の株主を除く。）の有する株式の数（前項第二号に掲げる事項についての定めがある場合にあつては、各種類の株式の数）に応じて金銭等を交付することを内容とするものでなければならない。

（持分会社が存続する吸収合併の効力の発生等）
第七百五十二条 吸収合併存続持分会社は、効力発生日に、吸収合併消滅会社の権利義務を承継する。

2 吸収合併消滅会社の吸収合併による解散は、吸収合併の登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

3 前条第一項第二号に規定する場合には、吸収合併消滅株式会社の株主又は吸収合併消滅持分会社の社員は、効力発生日に、同号に掲げる事項についての定めに従い、吸収合併存続持分会社の社員となる。この場合においては、吸収合併存続持分会社は、効力発生日に、同号の社員に係る定款の変更をしたものとみなす。

4 前条第一項第三号に掲げる事項についての定めがある場合には、吸収合併消滅株式会社の株主又は吸収合併消滅持分会社の社員は、効力発生日に、同項第四号に掲げる事項についての定めに従い、同項第三号の株主の社員となる。

5 吸収合併消滅株式会社の新株予約権は、効力発生日に、消滅する。

6 前各項の規定は、第七百八十九条（第一項第三号及び第二項第三号を除き、第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第八百二条第二項において準用する第七百九十九条（第二項第三号を除く。）の規定による手続が終了していない場合又は吸収合併を中止した場合には、適用しない。

第三節 新設合併

第一款 株式会社を設立する新設合併

（株式会社を設立する新設合併契約）
第七百五十三条 二以上の会社が新設合併をする場合において、新設合併により設立する会社（以下この編において「新設合併設立会社」という。）が株式会社であるときは、新設合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 新設合併により消滅する会社（以下この編において「新設合併消滅会社」という。）の商号及び住所

二 株式会社である新設合併設立会社（以下この編において「新設合併設立株式会社」という。）の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数

三 前号に掲げるもののほか、新設合併設立株式会社の定款で定める事項

四 新設合併設立株式会社の設立時取締役の氏名

五 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ 新設合併設立株式会社が会計参与設置会社である場合 新設合併設立株式会社の設立時会計参与の氏名又は名称

ロ 新設合併設立株式会社が監査役設置会社（監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。）である場合 新設合併設立株式会社の設立時監査役の氏名

ハ 新設合併設立株式会社が会計監査人設置会社である場合 新設合併設立株式会社の設立時会計監査人の氏名又は名称

六 新設合併設立株式会社が新設合併に際して株式会社である新設合併消滅会社（以下この編において「新設合併消滅株式会社」という。）の株主又は持分会社である新設合併消滅会社（以下この編において「新設合併消滅持分会社」という。）の社員に対して交付するその株式又は持分に代わる当該新設合併設立株式会社の株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法並びに当該新設合併設立株式会社の資本金及び準備金の額に関する事項

七 新設合併消滅株式会社の株主（新設合併消滅株式会社を除く。）又は新設合併消滅持分会社の社員に対する前号の株式の割当てに関する事項

八 新設合併設立株式会社が新設合併に際して新設合併消滅株式会社の株主又は新設合併消滅持分会社の社員に対してその株式又は持分に代わる当該新設合併設立株式会社の社員等

を交付するときは、当該社員等についての次に掲げる事項

イ 当該社員等が新設合併設立株式会社の社員（新株予約権付社員）について、そのものを除く。）であるときは、当該社員の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

ロ 当該社員等が新設合併設立株式会社の新株予約権（新株予約権付社員に付されたものを除く。）であるときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法

ハ 当該社員等が新設合併設立株式会社の新株予約権付社員であるときは、当該新株予約権付社員についてのイに規定する事項及び当該新株予約権付社員に付された新株予約権についてのロに規定する事項

九 前号に規定する場合には、新設合併消滅株式会社の株主（新設合併消滅株式会社の株主を除く。）又は新設合併消滅持分会社の社員に対する同号の社員等への割当てに関する事項

十 新設合併消滅株式会社が新株予約権を発行しているときは、新設合併設立株式会社が新設合併に際して当該新株予約権の新株予約権者に対して交付する当該新株予約権に代わる当該新設合併設立株式会社の株主又は金銭についての次に掲げる事項

イ 当該新設合併消滅株式会社の株主の新株予約権の新株予約権者に対して新設合併設立株式会社の株主の新株予約権を交付するときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法

ロ イに規定する場合において、イの新設合併消滅株式会社の株主の新株予約権が新株予約権付社員に付された新株予約権であるときは、新設合併設立株式会社が当該新株予約権を交付する旨並びにその承継に係る社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

ハ 当該新設合併消滅株式会社の株主の新株予約権の新株予約権者に対して金銭を交付するときは、当該金銭の額又はその算定方法

十一 前号に規定する場合には、新設合併消滅株式会社の株主の新株予約権の新株予約権者に対する同号の新設合併設立株式会社の株主の新株予約権又は金銭の割当てに関する事項

2 新設合併設立株式会社が監査等委員会設置会社である場合には、前項第四号に掲げる事項は、設立時監査等委員である設立時取締役とそれ以外の設立時取締役とを区別して定めなければならない。

3 第一項に規定する場合において、新設合併消滅株式会社の全部又は一部が種類株式発行会社であるときは、新設合併消滅会社は、新設合併消滅株式会社の発行する種類の株式の内容に応じ、同項第七号に掲げる事項（新設合併消滅株式会社の株主に係る事項に限る。次項において同じ。）として次に掲げる事項を定めることができる。

一 ある種類の株式の株主に対して新設合併設立株式会社の株式の割当てをしないこととするときは、その旨及び当該株式の種類

二 前号に掲げる事項のほか、新設合併設立株式会社の株式の割当てについて株式の種類ごとに異なる取扱いを行うこととするときは、その旨及び当該異なる取扱いの内容

4 第一項に規定する場合には、同項第七号に掲げる事項についての定めは、新設合併消滅株式会社の株主（新設合併消滅会社及び前項第一号の種類の株式の株主を除く。）の有する株式の数（前項第二号に掲げる事項についての定めがある場合にあつては、各種類の株式の数）に応じて新設合併設立株式会社の株式を交付することを内容とするものでなければならない。

5 前二項の規定は、第一項第九号に掲げる事項について準用する。この場合において、前二項中「新設合併設立株式会社の株式」とあるのは、「新設合併設立株式会社の社員等」と読み替えるものとする。

第七百五十四条 新設合併設立株式会社は、その成立の日、新設合併消滅会社の権利義務を承継する。

2 前条第一項に規定する場合には、新設合併消滅株式会社の株主又は新設合併消滅持分会社の社員は、新設合併設立株式会社の成立の日、同項第七号に掲げる事項についての定めに従い、同項第六号の株式の株主となる。

3 次の各号に掲げる場合には、新設合併消滅株式会社の株主又は新設合併消滅持分会社の社員

は、新設合併設立株式会社の成立の日に、前条第二項第九号に掲げる事項についての定めに従い、当該各号に定める者となる。

一 前条第一項第八号イに掲げる事項についての定めがある場合 同号イの社債の社債権者

二 前条第一項第八号ロに掲げる事項についての定めがある場合 同号ロの新株予約権の新株予約権者

三 前条第一項第八号ハに掲げる事項についての定めがある場合 同号ハの新株予約権付社債についての社債の社債権者及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者

四 新設合併消滅株式会社の新株予約権は、新設合併設立株式会社の成立の日に、消滅する。

五 前条第一項第十号イに規定する場合には、新設合併消滅株式会社の新株予約権の新株予約権者は、新設合併設立株式会社の成立の日に、同項第十一号に掲げる事項についての定めに従い、同項第十号イの新設合併設立株式会社の新株予約権の新株予約権者となる。

第二款 持分会社を設立する新設合併（持分会社を設立する新設合併契約）

第七百五十五条 二以上の会社が新設合併をする場合において、新設合併設立会社が持分会社であるときは、新設合併契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 新設合併消滅会社の商号及び住所

二 持分会社である新設合併設立会社（以下この編において「新設合併設立持分会社」という。）が合名会社、合資会社又は合同会社のいずれであるかの別

三 新設合併設立持分会社の目的、商号及び本店の所在地

四 新設合併設立持分会社の社員についての次に掲げる事項

イ 当該社員の氏名又は名称及び住所

ロ 当該社員が無限責任社員又は有限責任社員に代わる当該新設合併設立持分会社の社債を交付するときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

ハ 当該社員の出資の価額

五 前二号に掲げるもののほか、新設合併設立持分会社の定款で定める事項

六 新設合併設立持分会社が新設合併に際して新設合併消滅株式会社の株主又は新設合併消滅持分会社の社員に対してその株式又は持分に代わる当該新設合併設立持分会社の社債を交付するときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

七 前号に規定する場合には、新設合併消滅株式会社の株主（新設合併消滅株式会社の株主を除く。）又は新設合併消滅持分会社の社員に対する同号の社債の割当てに関する事項

八 新設合併消滅株式会社が新株予約権を発行しているときは、新設合併設立持分会社が新設合併に際して当該新株予約権の新株予約権者に対して交付する当該新株予約権に代わる金銭の額又はその算定方法

九 前号に規定する場合には、新設合併消滅株式会社の新株予約権の新株予約権者に対する同号の金銭の割当てに関する事項

二 新設合併設立持分会社が合名会社であるときは、前項第四号ロに掲げる事項として、その社員の全部を無限責任社員とする旨を定めなければならない。

三 新設合併設立持分会社が合資会社であるときは、第一項第四号ロに掲げる事項として、その社員の一部を無限責任社員とし、その他の社員を有限責任社員とする旨を定めなければならない。

四 新設合併設立持分会社が合同会社であるときは、第一項第四号ロに掲げる事項として、その社員の全部を有限責任社員とする旨を定めなければならない。

第七百五十六条 新設合併設立持分会社は、その成立の日に、新設合併消滅会社の権利義務を承継する。

二 前条第一項に規定する場合には、新設合併消滅株式会社の株主又は新設合併消滅持分会社の社員は、新設合併設立持分会社の成立の日に、同項第四号に掲げる事項についての定めに従い、当該新設合併設立持分会社の社員となる。

三 前条第一項第六号に掲げる事項についての定めがある場合には、新設合併消滅株式会社の株主又は新設合併消滅持分会社の社員は、新設合併設立持分会社の成立の日に、同項第七号に掲げる事項についての定めに従い、同項第六号の社債の社債権者となる。

四 新設合併消滅株式会社の新株予約権は、新設合併設立持分会社の成立の日に、消滅する。

第三章 会社分割

第一節 吸収分割

第七百五十七条 会社（株式会社又は合同会社に限る。）は、吸収分割をすることができる。（吸収分割契約の締結）

の場合においては、当該会社がその事業に関し有する権利義務の全部又は一部を当該会社から承継する会社（以下この編において「吸収分割承継会社」という。）との間で、吸収分割契約を締結しなければならない。

第二款 株式会社に権利義務を承継させる吸収分割

（株式会社は権利義務を承継させる吸収分割契約）

第七百五十八条 会社が吸収分割をする場合において、吸収分割承継会社が株式会社であるときは、吸収分割契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 吸収分割をする会社（以下この編において「吸収分割会社」という。）及び株式会社である吸収分割承継会社（以下この編において「吸収分割承継株式会社」という。）の商号及び住所

二 吸収分割承継株式会社が吸収分割により吸収分割会社から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（株式会社である吸収分割会社（以下この編において「吸収分割株式会社」という。）及び吸収分割承継株式会社の株式並びに吸収分割株式会社の新株予約権に係る義務を除く。）に関する事項

三 吸収分割により吸収分割株式会社が吸収分割承継株式会社の株式を吸収分割承継株式会社に承継させるときは、当該株式に関する事項

四 吸収分割承継株式会社が吸収分割に際して吸収分割会社に対してその事業に関する権利義務の全部又は一部に代わる金銭等を交付するときは、当該金銭等についての次に掲げる事項

イ 当該金銭等が吸収分割承継株式会社の株式であるときは、当該株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法並びに当該吸収分割承継株式会社の資本金及び準備金の額に関する事項

ロ 当該金銭等が吸収分割承継株式会社の社債（新株予約権付社債についてのものを除く。）であるときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

ハ 当該金銭等が吸収分割承継株式会社の新株予約権（新株予約権付社債に付されたもの

を除く。）であるときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法

二 当該金銭等が吸収分割承継株式会社の新株予約権付社債であるときは、当該新株予約権付社債についてのロに規定する事項及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権についてのハに規定する事項

ホ 当該金銭等が吸収分割承継株式会社の株式等以外の財産であるときは、当該財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法

五 吸収分割承継株式会社が吸収分割に際して吸収分割株式会社の新株予約権の新株予約権者に対して当該新株予約権に代わる当該吸収分割承継株式会社の新株予約権を交付するときは、当該新株予約権についての次に掲げる事項

イ 当該吸収分割承継株式会社の新株予約権の交付を受ける吸収分割株式会社の新株予約権の新株予約権者の有する新株予約権（以下この編において「吸収分割契約新株予約権」という。）の内容

ロ 吸収分割契約新株予約権の新株予約権者に対して交付する吸収分割承継株式会社の新株予約権の内容及び数又はその算定方法

ハ 吸収分割契約新株予約権が新株予約権付社債に付された新株予約権であるときは、吸収分割承継株式会社が当該新株予約権付社債についての社債に係る債務を承継する旨並びにその承継に係る社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

六 前号に規定する場合には、吸収分割契約新株予約権の新株予約権者に対する同号の吸収分割承継株式会社の新株予約権の割当てに関する事項

七 吸収分割がその効力を生ずる日（以下この節において「効力発生日」という。）

八 吸収分割株式会社が効力発生日に次に掲げる行為をするときは、その旨

イ 第七百七十一条第一項の規定による株式の取得（同項第一号に規定する取得対価が吸収分割承継株式会社の株式（吸収分割株式会社が吸収分割をする前から有するものを除き、吸収分割承継株式会社の株式に準ずるものとして法務省令で定めるものを含む

む。ロにおいて同じ。）のみであるものに限る。）

ロ 剰余金の配当（配当財産が吸収分割承継株式会社株式のみであるものに限る。）
（株式会社は権利義務を承継させる吸収分割の効力の発生等）

第七百五十九条 吸収分割承継株式会社は、効力発生日に、吸収分割契約の定めに従い、吸収分割会社の権利義務を承継する。

2 前項の規定にかかわらず、第七百八十九条第一項第二号（第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により異議を述べることができる吸収分割会社の債権者であつて、第七百八十九条第二項（第三号を除き、第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の各別の催告を受けなかったもの（第七百八十九条第三項（第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。）に規定する場合にあつては、不法行為によつて生じた債務の債権者であるものに限る。次項において同じ。）は、吸収分割契約において吸収分割後に吸収分割会社に対して債務の履行を請求することができないものとして、吸収分割会社が効力発生日に有していた財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。

3 第一項の規定にかかわらず、第七百八十九条第一項第二号の規定により異議を述べることができる吸収分割会社の債権者であつて、同条第二項の各別の催告を受けなかったものは、吸収分割契約において吸収分割後に吸収分割承継株式会社に対して債務の履行を請求することができないものとして、吸収分割会社が効力発生日に有していた財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。

4 第一項の規定にかかわらず、吸収分割会社が吸収分割承継株式会社に承継されない債務の債権者（以下この条において「残存債権者」という。）を害することを知らずして吸収分割をした場合には、残存債権者は、吸収分割承継株式会社に對して、承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。ただし、吸収分割承継株式会社が吸収分割の効力が生じた時において残存債権者を害することを知らなかったときは、この限りでない。

5 前項の規定は、前条第八号に掲げる事項についての定めがある場合には、適用しない。

6 吸収分割承継株式会社が第四項の規定により同項の債務を履行する責任を負う場合には、当該責任は、吸収分割会社が残存債権者を害することを知らずして吸収分割をしたことを知った時から二年以内に請求又は請求の予告をしない残存債権者に対しては、その期間を経過した時に消滅する。効力発生日から十年を経過したときも、同様とする。

7 吸収分割会社について破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定があつたときは、残存債権者は、吸収分割承継株式会社に對して第四項の規定による請求をする権利を行使することができない。

8 次の各号に掲げる場合には、吸収分割会社は、効力発生日に、吸収分割契約の定めに従い、当該各号に定める者となる。

一 前条第四号イに掲げる事項についての定めがある場合 同号イの株式の株主
二 前条第四号ロに掲げる事項についての定めがある場合 同号ロの社債の債権者
三 前条第四号ハに掲げる事項についての定めがある場合 同号ハの新株予約権の新株予約権者
四 前条第四号ニに掲げる事項についての定めがある場合 同号ニの新株予約権付社債について

の社債の債権者及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者に、前条第五号に規定する場合には、効力発生日に、吸収分割契約新株予約権は、消滅し、当該吸収分割契約新株予約権の新株予約権者は、同条第六号に掲げる事項についての定めに従い、同条第五号ロの吸収分割承継株式会社の新株予約権の新株予約権者となる。

10 前各項の規定は、第七百八十九条（第一項第三号及び第二項第三号を除き、第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第七百九十九条の規定による手続が終了してない場合又は吸収分割を中止した場合に、適用しない。

第三款 持分会社に権利義務を承継させる吸収分割

（持分会社に権利義務を承継させる吸収分割契約）
第七百六十条 会社が吸収分割をする場合において、吸収分割承継会社が持分会社であるとき

は、吸収分割契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 吸収分割会社及び持分会社である吸収分割承継会社（以下この節において「吸収分割承継持分会社」という。）の商号及び住所
二 吸収分割承継持分会社が吸収分割により吸収分割会社から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（吸収分割株式会社の株式及び新株予約権に係る義務を除く。）に関する事項

三 吸収分割により吸収分割株式会社の株式を吸収分割承継持分会社に承継させるときは、当該株式に関する事項

四 吸収分割会社が吸収分割に際して吸収分割承継持分会社の社員となるときは、次のイからハまでに掲げる吸収分割承継持分会社の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ 合名会社 当該社員の氏名又は名称及び住所並びに出資の価額
ロ 合資会社 当該社員の氏名又は名称及び住所、当該社員が無限責任社員又は有限責任社員のうちいずれであるかの別並びに当該社員の出資の価額
ハ 合同会社 当該社員の氏名又は名称及び住所並びに出資の価額

五 吸収分割承継持分会社が吸収分割に際して吸収分割会社に対してその事業に関する権利義務の全部又は一部に代わる金銭等（吸収分割承継持分会社の持分を除く。）を交付するときは、当該金銭等についての次に掲げる事項

イ 当該金銭等が吸収分割承継持分会社の社債であるときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法
ロ 当該金銭等が吸収分割承継持分会社の社債以外の財産であるときは、当該財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法
効力発生日

六 吸収分割株式会社が効力発生日に次に掲げる行為をするときは、その旨
イ 第七百七十一条第一項の規定による株式の取得（同項第一号に規定する取得対価が吸収分割承継持分会社の持分（吸収分割株式会社の株式）を吸収分割をする前から有するものを除き、吸収分割承継持分会社の持分に準ずるものとして法務省令で定めるものを含む

む。ロにおいて同じ。）のみであるものに限る。）

ロ 剰余金の配当（配当財産が吸収分割承継持分会社の持分のみであるものに限る。）
（持分会社に権利義務を承継させる吸収分割の効力の発生等）

第七百六十一条 吸収分割承継持分会社は、効力発生日に、吸収分割契約の定めに従い、吸収分割会社の権利義務を承継する。

2 前項の規定にかかわらず、第七百八十九条第一項第二号（第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により異議を述べることができる吸収分割会社の債権者であつて、第七百八十九条第二項（第三号を除き、第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の各別の催告を受けなかったもの（第七百八十九条第三項（第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。）に規定する場合にあつては、不法行為によつて生じた債務の債権者であるものに限る。次項において同じ。）は、吸収分割契約において吸収分割後に吸収分割会社に対して債務の履行を請求することができないものとして、吸収分割会社が効力発生日に有していた財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。

3 第一項の規定にかかわらず、第七百八十九条第一項第二号の規定により異議を述べることができる吸収分割会社の債権者であつて、同条第二項の各別の催告を受けなかったものは、吸収分割契約において吸収分割後に吸収分割承継持分会社に対して債務の履行を請求することができないものとして、吸収分割会社が効力発生日に有していた財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。

4 第一項の規定にかかわらず、吸収分割会社が吸収分割承継持分会社に承継されない債務の債権者（以下この条において「残存債権者」という。）を害することを知らずして吸収分割をした場合には、残存債権者は、吸収分割承継持分会社に對して、承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。ただし、吸収分割承継持分会社が吸収分割の効力が生じた時において残存債権者を害することを知らなかったときは、この限りでない。

5 前項の規定は、前条第七号に掲げる事項についての定めがある場合には、適用しない。

6 吸収分割承継分会社が第四項の規定により同項の債務を履行する責任を負う場合には、当該責任は、吸収分割会社が残存債権者を害することを知らずして吸収分割をしたことを知った時から二年以内に請求又は請求の予告をしない残存債権者に対しては、その期間を経過した時に消滅する。効力発生日から十年を経過したときも、同様とする。

7 吸収分割会社について破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定があつたときは、残存債権者は、吸収分割承継分会社に対して第四項の規定による請求をする権利を行使することができない。

8 前条第四号に規定する場合には、吸収分割会社は、効力発生日に、同号に掲げる事項についての定めに従い、吸収分割承継分会社の社員となる。この場合においては、吸収分割承継分会社は、効力発生日に、同号の社員に係る定款の変更をしたものとみなす。

9 前条第五号イに掲げる事項についての定めがある場合には、吸収分割会社は、効力発生日に、吸収分割契約の定めに従い、同号イの社債の社債権者となる。

10 前各項の規定は、第七百八十九条（第一項第三号及び第二項第三号を除き、第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第八百二条第二項において準用する第七百九十九条（第二項第三号を除く。）の規定による手続が終了していない場合又は吸収分割を中止した場合には、適用しない。

第二節 新設分割

第一款 通則

第七百六十二条（新設分割計画の作成）
 一 又は二以上の株式会社又は合同会社は、新設分割をすることができる。この場合においては、新設分割計画を作成しなければならない。

2 二以上の株式会社又は合同会社が共同して新設分割をする場合には、当該二以上の株式会社又は合同会社は、共同して新設分割計画を作成しなければならない。

第二款 株式会社を設立する新設分割（株式会社を設立する新設分割計画）

第七百六十三条 一 又は二以上の株式会社又は合同会社が新設分割をする場合において、新設分割により設立する会社（以下この編において「新設分割設立会社」という。）が株式会社であるときは、新設分割計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 株式会社である新設分割設立会社（以下この編において「新設分割設立株式会社」という。）の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数

二 前号に掲げるもののほか、新設分割設立株式会社の定款で定める事項

三 新設分割設立株式会社の設立時取締役の氏名

四 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ 新設分割設立株式会社が会計参与設置会社である場合 新設分割設立株式会社の設立時会計参与の氏名又は名称

ロ 新設分割設立株式会社が監査役設置会社（監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。）である場合 新設分割設立株式会社の設立時監査役の氏名

ハ 新設分割設立株式会社が会計監査人設置会社である場合 新設分割設立株式会社の設立時会計監査人の氏名又は名称

五 新設分割設立株式会社が新設分割により新設分割をする会社（以下この編において「新設分割会社」という。）から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（株式会社である新設分割会社（以下この編において「新設分割株式会社」という。）の株式及び新株予約権に係る義務を除く。）に関する事項

六 新設分割設立株式会社が新設分割に際して新設分割会社に対して交付するその事業に関する権利義務の全部又は一部に代わる当該新設分割設立株式会社の株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法並びに当該新設分割設立株式会社の資本金及び準備金の額に関する事項

七 二以上の株式会社又は合同会社が共同して新設分割をするときは、新設分割会社に対する前号の株式の割当に関する事項

八 新設分割設立株式会社が新設分割に際して新設分割会社に対してその事業に関する権利義務の全部又は一部に代わる当該新設分割設立株式会社の社債等を交付するときは、当該社債等についての次に掲げる事項

イ 当該社債等が新設分割設立株式会社の社債（新株予約権付社債についてのものを除く。）であるときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

ロ 当該社債等が新設分割設立株式会社の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）であるときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法

ハ 当該社債等が新設分割設立株式会社の新株予約権付社債であるときは、当該新株予約権付社債についてのイに規定する事項及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権についてのロに規定する事項

九 前号に規定する場合において、二以上の株式会社又は合同会社が共同して新設分割をするときは、新設分割会社に対する同号の社債等の割当に関する事項

十 新設分割設立株式会社が新設分割に際して新設分割株式会社の新株予約権の新株予約権者に対して当該新株予約権に代わる当該新設分割設立株式会社の新株予約権を交付するときは、当該新株予約権についての次に掲げる事項

イ 当該新設分割設立株式会社の新株予約権の交付を受ける新設分割株式会社の新株予約権の新株予約権者の有する新株予約権（以下この編において「新設分割計画新株予約権」という。）の内容

ロ 新設分割計画新株予約権の新株予約権者に対して交付する新設分割設立株式会社の新株予約権の内容及び数又はその算定方法

ハ 新設分割計画新株予約権が新株予約権付社債に付された新株予約権であるときは、新設分割設立株式会社が当該新株予約権付社債についての社債に係る債務を承継する旨並びにその承継に係る社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

十一 前号に規定する場合には、新設分割計画新株予約権の新株予約権者に対する同号の新設分割設立株式会社の新株予約権の割当に関する事項

十二 新設分割株式会社が新設分割設立株式会社の成立の日に次に掲げる行為をするときは、その旨

イ 第一百七十一条第一項の規定による株式の取得（同項第一号に規定する取得対価が新

設分割設立株式会社の株式（これに準ずるものとして法務省令で定めるものを含む。ロにおいて同じ。）のみであるものに限る。）

ロ 剰余金の配当（配当財産が新設分割設立株式会社の株式のみであるものに限る。）

2 新設分割設立株式会社が監査等委員会設置会社である場合には、前項第三号に掲げる事項は、設立時監査等委員会である設立時取締役とそれ以外の設立時取締役とを区別して定めなければならない。

第七百六十四条 新設分割の効力の発生等（株式会社を設立する新設分割の効力の発生等）
 成立の日に、新設分割計画の定めに従い、新設分割会社の権利義務を承継する。

2 前項の規定にかかわらず、第八百十条第一項第二号（第八百十三条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により異議を述べることができる新設分割会社の債権者であつて、第八百十条第二項（第三号を除き、第八百十三条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の各別の催告を受けなかったもの（第八百十条第三項（第八百十三条第二項において準用する場合を含む。）に規定する場合にあつては、不法行為によつて生じた債務の債権者であるものに限る。次項において同じ。）は、新設分割計画において新設分割後に新設分割会社に対して債務の履行を請求することができないものとされているときであつても、新設分割会社に対して、新設分割会社の新設分割設立株式会社の成立の日有していた財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。

3 第一項の規定にかかわらず、第八百十条第一項第二号の規定により異議を述べることができる新設分割会社の債権者であつて、同条第二項の各別の催告を受けなかったものは、新設分割計画において新設分割後に新設分割設立株式会社にに対して債務の履行を請求することができないものとされているときであつても、新設分割設立株式会社にに対して、承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。

4 第一項の規定にかかわらず、新設分割会社が新設分割設立株式会社に承継されない債務の債権者（以下この条において「残存債権者」という。）を害することを知らずして新設分割をした場

合には、残存債権者は、新設分割設立株式会社に対して、承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。

5 前項の規定は、前条第一項第十二号に掲げる事項についての定めがある場合には、適用しない。

6 新設分割設立株式会社が第四項の規定により同項の債務を履行する責任を負う場合には、当該責任は、新設分割会社が残存債権者を害することを知って新設分割をしたことを知った時から二年以内に請求又は請求の予告をしない残存債権者に対しては、その期間を経過した時に消滅する。新設分割設立株式会社の成立の日から十年を経過したときも、同様とする。

7 新設分割会社について破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定があったときは、残存債権者は、新設分割設立株式会社に對して第四項の規定による請求をする権利を行使することができない。

8 前条第一項に規定する場合には、新設分割会社は、新設分割設立株式会社の成立の日、新設分割計画の定めに従い、同項第六号の株式の株主となる。

9 次の各号に掲げる場合には、新設分割会社は、新設分割設立株式会社の成立の日、新設分割計画の定めに従い、当該各号に定める者となる。

一 前条第一項第八号イに掲げる事項についての定めがある場合 同号イの社債の社債権者

二 前条第一項第八号ロに掲げる事項についての定めがある場合 同号ロの新株予約権の新株予約権者

三 前条第一項第八号ハに掲げる事項についての定めがある場合 同号ハの新株予約権付社債についての社債の社債権者及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者

10 二以上の株式会社又は合同会社が共同して新設分割をする場合における前二項の規定の適用については、第八項中「新設分割計画の定め」とあるのは「同項第七号に掲げる事項についての定め」と、前項中「新設分割計画の定め」とあるのは「前条第一項第九号に掲げる事項についての定め」とする。

11 前条第十号に規定する場合には、新設分割設立株式会社の成立の日、新設分割計画新株予約権は、消滅し、当該新設分割計画新株

予約権の新株予約権者は、同項第十一号に掲げる事項についての定めに従い、同項第十号ロの新設分割設立株式会社の新株予約権の新株予約権者となる。

第三款 持分会社を設立する新設分割（持分会社を設立する新設分割計画）

第七百六十五条 一又は二以上の株式会社又は合同会社が新設分割をする場合において、新設分割設立会社が持分会社であるときは、新設分割計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 持分会社である新設分割設立会社（以下この編において「新設分割設立持分会社」という。）が合名会社、合資会社又は合同会社のいずれであるかの別

二 新設分割設立持分会社の目的、商号及び本店の所在地

三 新設分割設立持分会社の社員についての次に掲げる事項

イ 当該社員の名称及び住所

ロ 当該社員が無限責任社員又は有限責任社員のいずれであるかの別

ハ 当該社員の出資の価額

四 前二号に掲げるもののほか、新設分割設立持分会社の定款で定める事項

五 新設分割設立持分会社が新設分割により新設分割会社から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務（新設分割株式会社の株式及び新株予約権に係る義務を除く。）に関する事項

六 新設分割設立持分会社が新設分割に際して新設分割会社に対してその事業に関する権利義務の全部又は一部に代わる当該新設分割設立持分会社の社債を交付するときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

七 前号に規定する場合において、二以上の株式会社又は合同会社が共同して新設分割をするときは、新設分割会社に対する同号の社債の割当てに関する事項

八 新設分割株式会社が新設分割設立持分会社の成立の日次に掲げる行為をするときは、その旨

イ 第百七十一条第一項の規定による株式の取得（同項第一号に規定する取得対価が新設分割設立持分会社の持分（これに準ずるものとして法務省令で定めるものを含む。

ロにおいて同じ。）のみであるものに限る。

ロ 剰余金の配当（配当財産が新設分割設立持分会社の持分のみであるものに限る。）

2 新設分割設立持分会社が合名会社であるときは、前項第三号ロに掲げる事項として、その社員の全部を無限責任社員とする旨を定めなければならない。

3 新設分割設立持分会社が合資会社であるときは、第一項第三号ロに掲げる事項として、その社員の一部を無限責任社員とし、その他の社員を有限責任社員とする旨を定めなければならない。

4 新設分割設立持分会社が合同会社であるときは、第一項第三号ロに掲げる事項として、その社員の全部を有限責任社員とする旨を定めなければならない。

第七百六十六条 新設分割設立持分会社は、その成立の日、新設分割計画の定めに従い、新設分割会社の権利義務を承継する。

2 前項の規定にかかわらず、第八百十條第一項第二号（第八百十三條第二項において準用する場合を含む。）次項において同じ。）の規定により異議を述べることができる新設分割会社の債権者であつて、第八百十條第二項（第三号を除き、第八百十三條第二項において準用する場合を含む。）次項において同じ。）の各別の催告を受けなかったもの（第八百十條第三項（第八百十三條第二項において準用する場合を含む。）に規定する場合にあつては、不法行為によつて生じた債務の債権者であるものに限る。次項において同じ。）は、新設分割計画において新設分割後に新設分割会社に対して債務の履行を請求することができないものとされているときであつても、新設分割会社に対して、新設分割会社が新設分割設立持分会社の成立の日有していた財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。

3 第一項の規定にかかわらず、第八百十條第一項第二号の規定により異議を述べることができる新設分割会社の債権者であつて、同条第二項の各別の催告を受けなかったものは、新設分割計画において新設分割後に新設分割設立持分会社に対して債務の履行を請求することができなかつても、新設分割会社に対して、承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。

限度として、当該債務の履行を請求することができる。

4 第一項の規定にかかわらず、新設分割会社が新設分割設立持分会社に承継されない債務の債権者（以下この条において「残存債権者」という。）を害することを知って新設分割をした場合には、残存債権者は、新設分割設立持分会社に対して、承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。

5 前項の規定は、前条第一項第八号に掲げる事項についての定めがある場合には、適用しない。

6 新設分割設立持分会社が第四項の規定により同項の債務を履行する責任を負う場合には、当該責任は、新設分割会社が残存債権者を害することを知って新設分割をしたことを知った時から二年以内に請求又は請求の予告をしない残存債権者に対しては、その期間を経過した時に消滅する。新設分割設立持分会社の成立の日から十年を経過したときも、同様とする。

7 新設分割会社について破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定があったときは、残存債権者は、新設分割設立持分会社に対して第四項の規定による請求をする権利を行使することができない。

8 前条第一項に規定する場合には、新設分割会社は、新設分割設立持分会社の成立の日、同項第三号に掲げる事項についての定めに従い、当該新設分割設立持分会社の社員となる。

9 前条第一項第六号に掲げる事項についての定めがある場合には、新設分割会社は、新設分割設立持分会社の成立の日、新設分割計画の定めに従い、同号の社債の社債権者となる。

10 二以上の株式会社又は合同会社が共同して新設分割をする場合における前項の規定の適用については、同項中「新設分割計画の定め」に従い、同号」とあるのは、「同項第七号に掲げる事項についての定め」に従い、同項第六号」とする。

第四章 株式交換及び株式移転

第一節 株式交換

第一款 通則

（株式交換契約の締結）

第七百六十七条 株式会社は、株式交換をすることができる。この場合においては、当該株式会社の発行済株式の全部を取得する会社（株式会社又は合同会社に限る。以下この編において

「株式交換完全親会社」という。）との間で、株式交換契約を締結しなければならない。

第二款 株式会社に発行済株式を取得させる株式交換

（株式会社に発行済株式を取得させる株式交換契約）

第七百六十八条 株式会社が株式交換をする場合において、株式交換完全親会社が株式会社であるときは、株式交換契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 株式交換をする株式会社（以下この編において「株式交換完全子会社」という。）及び株式会社である株式交換完全親会社（以下この編において「株式交換完全親株式会社」という。）の商号及び住所

二 株式交換完全親株式会社が株式交換に際して株式交換完全子会社の株主に対してその株式に代わる金銭等を交付するときは、当該金銭等についての次に掲げる事項

イ 当該金銭等が株式交換完全親株式会社の株式であるときは、当該株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法並びに当該株式交換完全親株式会社の資本金及び準備金の額に関する事項

ロ 当該金銭等が株式交換完全親株式会社の社債（新株予約権付社債についてのものを除く。）であるときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

ハ 当該金銭等が株式交換完全親株式会社の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）であるときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法

ニ 当該金銭等が株式交換完全親株式会社の新株予約権付社債であるときは、当該新株予約権付社債についてのロに規定する事項及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権についてのハに規定する事項

ホ 当該金銭等が株式交換完全親株式会社の株式等以外の財産であるときは、当該財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法

三 前号に規定する場合には、株式交換完全子会社の株主（株式交換完全親株式会社を除く。）に対する同号の金銭等の割当てに関する事項

四 株式交換完全親株式会社が株式交換に際して株式交換完全子会社の新株予約権の新株予約権者に対して当該新株予約権に代わる当該株式交換完全親株式会社の新株予約権を交付するときは、当該新株予約権についての次に掲げる事項

イ 当該株式交換完全親株式会社の新株予約権の交付を受ける株式交換完全子会社の新株予約権の新株予約権者の有する新株予約権（以下この編において「株式交換契約新株予約権」という。）の内容

ロ 株式交換契約新株予約権の新株予約権者に対して交付する株式交換完全親株式会社の新株予約権の内容及び数又はその算定方法

ハ 株式交換契約新株予約権が新株予約権付社債に付された新株予約権であるときは、株式交換完全親株式会社が当該新株予約権付社債についての社債に係る債務を継承する旨並びにその承継に係る社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

五 前号に規定する場合には、株式交換契約新株予約権の新株予約権者に対する同号の株式交換完全親株式会社の新株予約権の割当てに関する事項

六 株式交換がその効力を生ずる日（以下この節において「効力発生日」という。）前項に規定する場合においては、株式交換完全子会社が種類株式発行会社であるときは、株式交換完全子会社及び株式交換完全親株式会社の株式交換完全子会社の発行する種類の株式の内容に応じ、同項第三号に掲げる事項として次に掲げる事項を定めることができる。

一 ある種類の株式の株主に対して金銭等の割当てをしないこととするときは、その旨及び当該株式の種類

二 前号に掲げる事項のほか、金銭等の割当てについて株式の種類ごとに異なる取扱いを行うこととするときは、その旨及び当該異なる取扱いの内容

三 第一項に規定する場合には、同項第三号に掲げる事項についての定めは、株式交換完全子会社の株主（株式交換完全親株式会社及び前項第一号の種類の株式の株主を除く。）の有する株式の数（前項第二号に掲げる事項についての定めがある場合にあっては、各種類の株式の数）

に於いて金銭等を交付することを内容とするものでなければならない。

（株式会社に発行済株式を取得させる株式交換の効力の発生等）

第七百六十九条 株式交換完全親株式会社は、効力発生日に、株式交換完全子会社の発行済株式（株式交換完全親株式会社の有する株式交換完全子会社の株式を除く。）の全部を取得する。

2 前項の場合には、株式交換完全親株式会社が株式交換完全子会社の株式（譲渡制限株式に限り、当該株式交換完全親株式会社が効力発生日前から有するものを除く。）を取得したことに於いて、当該株式交換完全子会社が第百三十七条第一項の承認をしたものとみなす。

3 次の各号に掲げる場合には、株式交換完全子会社の株主は、効力発生日に、前条第一項第三号に掲げる事項についての定めに従い、当該各号に定める者となる。

一 前条第一項第二号イに掲げる事項についての定めがある場合 同号イの株式の株主

二 前条第一項第二号ロに掲げる事項についての定めがある場合 同号ロの社債の社債権者

三 前条第一項第二号ハに掲げる事項についての定めがある場合 同号ハの新株予約権の新株予約権者

四 前条第一項第二号ニに掲げる事項についての定めがある場合 同号ニの新株予約権付社債についての社債の社債権者及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者

5 前条第一項第四号ハに規定する場合には、株式交換完全親株式会社は、効力発生日に、同号ハの新株予約権付社債についての社債に係る債務を継承する。

6 前各項の規定は、第七百八十九条若しくは第七百九十九条の規定による手続が終了していない場合又は株式交換を中止した場合には、適用しない。

第三款 合同会社に発行済株式を取得させる株式交換

第七百七十条 株式会社が株式交換をする場合において、株式交換完全親会社が合同会社であるときは、株式交換契約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 株式交換完全子会社及び合同会社である株式交換完全親合同会社（以下この編において「株式交換完全親合同会社」という。）の商号及び住所

二 株式交換完全子会社の株主が株式交換に際して株式交換完全親合同会社の社員となるときは、当該社員の氏名又は名称及び住所並びに出資の価額

三 株式交換完全親合同会社が株式交換に際して株式交換完全子会社の株主に対してその株式に代わる金銭等（株式交換完全親合同会社の持分を除く。）を交付するときは、当該金銭等についての次に掲げる事項

イ 当該金銭等が当該株式交換完全親合同会社の社債であるときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

ロ 当該金銭等が当該株式交換完全親合同会社の社債以外の財産であるときは、当該財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法

四 前号に規定する場合には、株式交換完全子会社の株主（株式交換完全親合同会社を除く。）に対する同号の金銭等の割当てに関する事項

五 効力発生日 前項に規定する場合においては、株式交換完全子会社が種類株式発行会社であるときは、株式交換完全子会社及び株式交換完全親合同会社は、株式交換完全子会社の発行する種類の株式の内容に応じ、同項第四号に掲げる事項として次に掲げる事項を定めることができる。

一 ある種類の株式の株主に対して金銭等の割当てをしないこととするときは、その旨及び当該株式の種類

二 前号に掲げる事項のほか、金銭等の割当てについて株式の種類ごとに異なる取扱いを行うこととするときは、その旨及び当該異なる取扱いの内容

三 第一項に規定する場合には、同項第四号に掲げる事項についての定めは、株式交換完全子会社の株主（株式交換完全親合同会社及び前項第一号の種類の株式の株主を除く。）の有する株式の数（前項第二号に掲げる事項についての定めがある場合にあっては、各種類の株式の数）

に応じて金銭等を交付することを内容とするものでなければならぬ。

（合同会社が発行済株式を取得させる株式交換の効力の発生等）

第七百七十一条 株式交換完全親合会社は、効力発生日に、株式交換完全子会社の発行済株式（株式交換完全親合会社の有する株式交換完全子会社の株式を除く。）の全部を取得する。

2 前項の場合には、株式交換完全親合会社が株式交換完全子会社の株式（譲渡制限株式に限り、当該株式交換完全親合会社が効力発生日前から有するものを除く。）を取得したことに付いて、当該株式交換完全子会社が第三百三十七条第一項の承認をしたものとみなす。

3 前条第一項第二号に規定する場合には、株式交換完全子会社の株主は、効力発生日に、同号に掲げる事項についての定めに従い、株式交換完全親合会社の社員となる。この場合においては、株式交換完全親合会社は、効力発生日に、同号の社員に係る定款の変更をしたものとみなす。

4 前条第一項第三号に掲げる事項についての定めがある場合には、株式交換完全子会社の株主は、効力発生日に、同項第四号に掲げる事項についての定めに従い、同項第三号の株主の社債権者となる。

5 前各項の規定は、第八百二条第二項において準用する第七百九十九条（第二項第三号を除く。）の規定による手続が終了していない場合又は株式交換を中止した場合には、適用しない。

第二節 株式移転

（株式移転計画の作成）

第七百七十二条 一又は二以上の株式会社は、株式移転をすることができる。この場合においては、株式移転計画を作成しなければならない。

2 二以上の株式会社が共同して株式移転をする場合には、当該二以上の株式会社は、共同して株式移転計画を作成しなければならない。

（株式移転計画）

第七百七十三条 一又は二以上の株式会社が株式移転をする場合には、株式移転計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 株式移転により設立する株式会社（以下この編において「株式移転設立完全親会社」という。）の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数

二 前号に掲げるもののほか、株式移転設立完全親会社の定款で定める事項

三 株式移転設立完全親会社の設立時取締役の氏名

四 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ 株式移転設立完全親会社が会計参与設置会社である場合 株式移転設立完全親会社の設立時会計参与の氏名又は名称

ロ 株式移転設立完全親会社が監査役設置会社（監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。）である場合 株式移転設立完全親会社の設立時監査役の氏名

ハ 株式移転設立完全親会社が会計監査人設置会社である場合 株式移転設立完全親会社の設立時会計監査人の氏名又は名称

五 株式移転設立完全親会社が株式移転に際して株式移転をする株式会社（以下この編において「株式移転完全子会社」という。）の株主に対して交付するその株式に代わる当該株式移転設立完全親会社の株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法並びに当該株式移転設立完全親会社の資本金及び準備金の額に関する事項

六 株式移転完全子会社の株主に対する前号の株式の割当てに関する事項

七 株式移転設立完全親会社が株式移転に際して株式移転完全子会社の株主に対してその株式に代わる当該株式移転設立完全親会社の社債等を交付するときは、当該社債等についての次に掲げる事項

イ 当該社債等が株式移転設立完全親会社の社債（新株予約権付社債についてのものを除く。）であるときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

ロ 当該社債等が株式移転設立完全親会社の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）であるときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法

ハ 当該社債等が株式移転設立完全親会社の新株予約権付社債であるときは、当該新株予約権付社債についてのイに規定する事項及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権についてのロに規定する事項

八 前号に規定する場合には、株式移転完全子会社の株主に対する同号の社債等の割当てに関する事項

九 株式移転設立完全親会社が株式移転に際して株式移転完全子会社の新株予約権の新株予約権者に対して当該新株予約権に代わる当該株式移転設立完全親会社の新株予約権を交付するときは、当該新株予約権についての次に掲げる事項

イ 当該株式移転設立完全親会社の新株予約権の交付を受ける株式移転完全子会社の新株予約権の新株予約権者の有する新株予約権（以下この編において「株式移転計画新株予約権」という。）の内容

ロ 株式移転計画新株予約権の新株予約権者に対して交付する株式移転設立完全親会社の新株予約権の内容及び数又はその算定方法

ハ 株式移転計画新株予約権が新株予約権付社債に付された新株予約権であるときは、株式移転設立完全親会社が当該新株予約権付社債についての社債に係る債務を承継する旨並びにその承継に係る社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法

十 前号に規定する場合には、株式移転計画新株予約権の新株予約権者に対する同号の株式移転設立完全親会社の新株予約権の割当てに関する事項

2 株式移転設立完全親会社が監査等委員会設置会社である場合には、前項第三号に掲げる事項は、設立時監査等委員である設立時取締役とそれ以外の設立時取締役とを区別して定めなければならない。

3 第一項に規定する場合において、株式移転完全子会社が種類株式発行会社であるときは、株式移転完全子会社は、その発行する種類の株式の内容に応じ、同項第六号に掲げる事項として次に掲げる事項を定めることができる。

一 ある種類の株式の株主に対して株式移転設立完全親会社の株式の割当てをしないこととするときは、その旨及び当該株式の種類

二 前号に掲げる事項のほか、株式移転設立完全親会社の株式の割当てについて株式の種類ごとに異なる取扱いを行うこととするときは、その旨及び当該異なる取扱いの内容

社の株主（前項第一号の種類の株式の株主を除く。）の有する株式の数（前項第二号に掲げる事項についての定めがある場合にあっては、各種類の株式の数）に応じ、株式移転設立完全親会社の株式を交付することを内容とするものでなければならない。

5 前二項の規定は、第一項第八号に掲げる事項について準用する。この場合において、前二項中「株式移転設立完全親会社の株式」とあるのは、「株式移転設立完全親会社の社債等」と読み替えるものとする。

第七百七十四条 株式移転設立完全親会社は、その成立の日、株式移転完全子会社の発行済株式の全部を取得する。

2 株式移転完全子会社の株主は、株式移転設立完全親会社の成立の日、前条第一項第六号に掲げる事項についての定めに従い、同項第五号の株式の株主となる。

3 次の各号に掲げる場合には、株式移転完全子会社の株主は、株式移転設立完全親会社の成立の日、前条第一項第八号に掲げる事項についての定めに従い、当該各号に定める者となる。

一 前条第一項第七号に掲げる事項について定めがある場合 同号イの社債の社債権者の定めがある場合 同号ロの新株予約権の新株予約権者

二 前条第一項第七号に掲げる事項について定めがある場合 同号ハの新株予約権付社債についての社債の社債権者及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者

3 前条第一項第七号ハに掲げる事項について定めがある場合 同号ハの新株予約権付社債についての社債の社債権者及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者

4 前条第一項第九号に規定する場合には、株式移転設立完全親会社の成立の日、株式移転計画新株予約権は、消滅し、当該株式移転計画新株予約権の新株予約権者は、同項第十号に掲げる事項についての定めに従い、同項第九号ロの株式移転設立完全親会社の新株予約権の新株予約権者となる。

5 前条第一項第九号ハに規定する場合には、株式移転設立完全親会社は、その成立の日、同号ハの新株予約権付社債についての社債に係る債務を承継する。

第四章の二 株式交付

(株式交付計画の作成)

第七百七十四条の二 株式会社は、株式交付をすることができ、この場合においては、株式交付計画を作成しなければならない。

(株式交付計画)

第七百七十四条の三 株式会社が株式交付をする場合には、株式交付計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 株式交付子会社（株式交付親会社（株式交付をする株式会社をいう。以下同じ。）が株式交付に際して譲り受ける株式を発行する株式会社をいう。以下同じ。）の商号及び住所
- 二 株式交付親会社が株式交付に際して譲り受ける株式交付子会社の株式の数（株式交付子会社が種類株式発行会社である場合にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）の下限
- 三 株式交付親会社が株式交付に際して株式交付子会社の株式の譲渡人に対して当該株式の対価として交付する株式交付親会社の株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法並びに当該株式交付親会社の資本金及び準備金の額に関する事項
- 四 株式交付子会社の株式の譲渡人に対する前号の株式交付親会社の株式の割当てに関する事項
- 五 株式交付親会社が株式交付に際して株式交付子会社の株式の譲渡人に対して当該株式の対価として金銭等（株式交付親会社の株式を除く。以下この号及び次号において同じ。）を交付するときは、当該金銭等についての次に掲げる事項
 - イ 当該金銭等が株式交付親会社の社債（新株予約権付社債についてのものを除く。）であるときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法
 - ロ 当該金銭等が株式交付親会社の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）であるときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法
 - ハ 当該金銭等が株式交付親会社の新株予約権付社債であるときは、当該新株予約権付社債についてのイに規定する事項及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権についてのロに規定する事項

- 二 当該金銭等が株式交付親会社の社債及び新株予約権以外の財産であるときは、当該財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法
- 六 前号に規定する場合には、株式交付子会社の株式の譲渡人に対する同号の金銭等の割当てに関する事項
- 七 株式交付親会社が株式交付に際して株式交付子会社の株式と併せて株式交付子会社の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債（以下「新株予約権等」と総称する。）を譲り受けるときは、当該新株予約権等の内容及び数又はその算定方法
- 八 前号に規定する場合において、株式交付親会社が株式交付に際して株式交付子会社の新株予約権等の譲渡人に対して当該新株予約権等の対価として金銭等を交付するときは、当該金銭等についての次に掲げる事項
 - イ 当該金銭等が株式交付親会社の株式であるときは、当該株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）又はその数の算定方法並びに当該株式交付親会社の資本金及び準備金の額に関する事項
 - ロ 当該金銭等が株式交付親会社の社債（新株予約権付社債についてのものを除く。）であるときは、当該社債の種類及び種類ごとの各社債の金額の合計額又はその算定方法
 - ハ 当該金銭等が株式交付親会社の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）であるときは、当該新株予約権の内容及び数又はその算定方法
 - ニ 当該金銭等が株式交付親会社の新株予約権付社債であるときは、当該新株予約権付社債についてのロに規定する事項及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権についてのハに規定する事項
 - ホ 当該金銭等が株式交付親会社の株式等以外の財産であるときは、当該財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法
 - 九 前号に規定する場合には、株式交付子会社の新株予約権等の譲渡人に対する同号の金銭等の割当てに関する事項
 - 十 株式交付子会社の株式及び新株予約権等の譲渡しの申込みの期日

- 十一 株式交付がその効力を生ずる日（以下この章において「効力発生日」という。）
- 二 前項に規定する場合には、同項第二号に掲げる事項についての定めは、株式交付子会社が効力発生日において株式交付親会社の子会社となる数と内容とするものでなければならない。
- 三 第一項に規定する場合において、株式交付子会社が種類株式発行会社であるときは、株式交付親会社は、株式交付子会社の発行する種類の株式の内容に応じ、同項第四号に掲げる事項として次に掲げる事項を定めることができる。
 - 一 ある種類の株式の譲渡人に対して株式交付親会社の株式の割当てをしないこととするときは、その旨及び当該株式の種類
 - 二 前号に掲げる事項のほか、株式交付親会社の株式の割当てについて株式の種類ごとに異なる取扱いを行うこととするときは、その旨及び当該異なる取扱いの内容
- 四 第一項に規定する場合は、同項第四号に掲げる事項についての定めは、株式交付子会社の株式の譲渡人（前項第一号の種類の株式の譲渡人を除く。）が株式交付親会社に譲り渡す株式交付子会社の株式の数（前項第二号に掲げる事項についての定めがある場合にあつては、各種類の株式の数）に応じて株式交付親会社の株式を交付することを内容とするものでなければならない。
- 五 前二項の規定は、第一項第六号に掲げる事項について準用する。この場合において、前二項中「株式交付親会社の株式」とあるのは、「金銭等（株式交付親会社の株式を除く。）」と読み替えるものとする。
- 第七百七十四条の四 株式交付親会社は、株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みをしようにする者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。
 - 一 株式交付親会社の商号
 - 二 株式交付計画の内容
 - 三 前二号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項
 - 二 株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みをする者は、前条第一項第十号の期日までに、次に掲げる事項を記載した書面を株式交付親会社に交付しなければならない。
 - 一 申込みをする者の氏名又は名称及び住所
 - 二 譲り渡そうとする株式交付子会社の株式の数（株式交付子会社が種類株式発行会社であ

- る場合にあっては、株式の種類及び種類ごとの数）
- 三 前項の申込みをする者は、同項の書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、株式交付親会社の承諾を得て、同項の書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該申込みをした者は、同項の書面を交付したものとみなす。
- 四 第一項の規定は、株式交付親会社が同項各号に掲げる事項を記載した金融商品取引法第二十条第十項に規定する目論見書を第一項の申込みをしようにする者に対して交付している場合その他株式交付子会社の株式の譲渡しの申込みをしようにする者の保護に欠けるおそれがないものとして法務省令で定める場合には、適用しない。
- 五 株式交付親会社は、第一項各号に掲げる事項について変更があつたとき（第八百六条の九第一項の規定により効力発生日を変更したとき及び同条第五項の規定により前条第一項第十号の期日を変更したときを含む。）は、直ちに、その旨及び当該変更があつた事項を第二項の申込みをした者（以下この章において「申込者」という。）に通知しなければならない。
- 六 株式交付親会社が申込者に対してする通知又は催告は、第二項第一号の住所（当該申込者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を当該株式交付親会社に通知した場合にあつては、その場所又は連絡先）に宛てて発すれば足りる。
- 七 前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。
- 第七百七十四条の五 株式交付親会社が譲り受ける株式交付子会社（株式交付親会社が譲り受ける株式交付子会社の中から当該株式交付親会社が株式交付子会社の株式を譲り受ける者を定め、かつ、その者に割り当てる当該株式交付親会社が譲り受ける株式交付子会社の株式の数（株式交付子会社が種類株式発行会社である場合にあつては、株式の種類ごとの数。以下この条において同じ。）を定めなければならない。この場合において、株式交付親会社は、申込者に割り当てる当該株式の数の合計が第七百七十四条の三第一項第二号の下限の数を下回らない範囲内で、当該株式の

数を、前条第二項第二号の数よりも減少することができ。

2 株式交付親会社は、効力発生日の前日まで、申込者に対し、当該申込者から当該株式交付親会社が譲り受ける株式交付子会社の株式の数を通知しなければならない。

（株式交付子会社の株式の譲渡しの申込み及び株式交付親会社が譲り受ける株式交付子会社の株式の割当てに関する特則）

第七百七十四条の六 前二条の規定は、株式交付子会社の株式を譲り渡そうとする者が、株式交付親会社が株式交付に際して譲り受ける株式交付子会社の株式の総数の譲渡しを行う契約を締結する場合には、適用しない。

（株式交付子会社の株式の譲渡し）

第七百七十四条の七 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める株式交付子会社の株式の数について株式交付における株式交付子会社の株式の譲渡人となる。

一 申込者 第七百七十四条の五第二項の規定により通知を受けた株式交付子会社の株式の数

二 前条の契約により株式交付親会社が株式交付に際して譲り受ける株式交付子会社の株式の総数を譲り渡すことを約した者 その者が譲り渡すことを約した株式交付子会社の株式の数

2 前項各号の規定により株式交付子会社の株式の譲渡人となった者は、効力発生日に、それぞれ当該各号に定める数の株式交付子会社の株式を株式交付親会社に給付しなければならない。

（株式交付子会社の株式の譲渡しの無効又は取消しの制限）

第七百七十四条の八 民法第九十三条第一項ただし書及び第九十四条第一項の規定は、第七百七十四条の四第二項の申込み、第七百七十四条の五第一項の規定による割当て及び第七百七十四条の六の契約に係る意思表示については、適用しない。

2 株式交付における株式交付子会社の株式の譲渡人は、第七百七十四条の十一第二項の規定により株式交付親会社の株式の株主となった日から一年を経過した後又はその株式について権利を行使した後は、錯誤、詐欺又は強迫を理由として株式交付子会社の株式の譲渡しの取消しをすることができない。

（株式交付子会社の株式の譲渡しに関する規定の準用）

第七百七十四条の九 第七百七十四条の四から前条までの規定は、第七百七十四条の三第一項第

七号に規定する場合における株式交付子会社の新株予約権等の譲渡しについて準用する。この場合において、第七百七十四条の四第二項第二号中「数（株式交付子会社が種類株式発行会社である場合にあっては、株式の種類及び種類ごとの数）」とあるのは「内容及び数」と、第七百七十四条の五第一項中「数（株式交付子会社が種類株式発行会社である場合にあっては、株式の種類ごとの数。以下この条において同じ。）」とあるのは「数」と、「申込者に割り当てる当該株式の数の合計が第七百七十四条の三第一項第二号の下限の数を下回らない範囲内で、当該株式」とあるのは「当該新株予約権等」と、前条第二項中「第七百七十四条の十一第二項」とあるのは「第七百七十四条の十一第四項第一号」と読み替えるものとする。

（申込みがあつた株式交付子会社の株式の数が下限の数に満たない場合）

第七百七十四条の十 第七百七十四条の五及び第七百七十四条の七（第一項第二号に係る部分を除く。）（これらの規定を前条において準用する場合を含む。）の規定は、第七百七十四条の三第一項第十号の期日において、申込者が譲渡しの申込みをした株式交付子会社の株式の総数が同項第二号の下限の数に満たない場合には、適用しない。この場合においては、株式交付親会社は、申込者に対し、遅滞なく、株式交付をしない旨を通知しなければならない。

（株式交付の効力の発生等）

第七百七十四条の十一 株式交付親会社は、効力発生日に、第七百七十四条の七第二項（第七百七十四条の九において準用する場合を含む。）の規定による給付を受けた株式交付子会社の株式及び新株予約権等を譲り受ける。

2 第七百七十四条の七第二項の規定による給付をした株式交付子会社の株式の譲渡人は、効力発生日に、第七百七十四条の三第一項第四号に掲げる事項についての定めに従い、同項第三号の株式交付親会社の株式の株主となる。

3 次の各号に掲げる場合には、第七百七十四条の七第二項の規定による給付をした株式交付子会社の株式の譲渡人は、効力発生日に、第七百七十四条の三第一項第六号に掲げる事項についての定めに従い、当該各号に定める者となる。

一 第七百七十四条の三第一項第五号イに掲げる事項についての定めがある場合 同号イの社債の社債権者

二 第七百七十四条の三第一項第五号ロに掲げる事項についての定めがある場合 同号ロの新株予約権の新株予約権者

三 第七百七十四条の三第一項第五号ハに掲げる事項についての定めがある場合 同号ハの新株予約権付社債についての社債の社債権者及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者

4 次の各号に掲げる場合には、第七百七十四条の九において準用する第七百七十四条の七第二項の規定による給付をした株式交付子会社の新株予約権等の譲渡人は、効力発生日に、第七百七十四条の三第一項第九号に掲げる事項についての定めに従い、当該各号に定める者となる。

一 第七百七十四条の三第一項第八号イに掲げる事項についての定めがある場合 同号イの株式の株主

二 第七百七十四条の三第一項第八号ロに掲げる事項についての定めがある場合 同号ロの社債の社債権者

三 第七百七十四条の三第一項第八号ハに掲げる事項についての定めがある場合 同号ハの新株予約権の新株予約権者

四 第七百七十四条の三第一項第八号ニに掲げる事項についての定めがある場合 同号ニの新株予約権付社債についての社債の社債権者及び当該新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者

5 前各項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 効力発生日において第八百十六条の八の規定による手続が終了していない場合

二 株式交付を中止した場合

三 効力発生日において株式交付親会社が第七百七十四条の七第二項の規定による給付を受けた株式交付子会社の株式の総数が第七百七十四条の三第一項第二号の下限の数に満たない場合

四 効力発生日において第二項の規定により第七百七十四条の三第一項第三号の株式交付親会社の株式の株主となる者がいない場合

6 前項各号に掲げる場合には、株式交付親会社は、第七百七十四条の七第一項各号（第七百七十四条の九において準用する場合を含む。）に掲げる者に対し、遅滞なく、株式交付をしない旨を通知しなければならない。この場合において、第七百七十四条の七第二項（第七百七十四

条の九において準用する場合を含む。）の規定による給付を受けた株式交付子会社の株式又は新株予約権等があるときは、株式交付親会社は、遅滞なく、これらをその譲渡人に返還しなければならない。

第五章 組織変更、合併、会社分割、株式交換、株式移転及び株式交付の手続

第一節 組織変更の手続

第一款 株式会社の手続

（組織変更計画に関する書面等の備置き及び閲覧等）

第七百七十五条 組織変更をする株式会社は、組織変更計画備置開始日から組織変更がその効力を生ずる日（以下この節において「効力発生日」という。）までの間、組織変更計画の内容その他法務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。

2 前項に規定する「組織変更計画備置開始日」とは、次に掲げる日のいずれか早い日をいう。

一 組織変更計画について組織変更をする株式会社の総株主の同意を得た日

二 組織変更をする株式会社が新株予約権を発行してるときは、第七百七十七条第三項の規定による通知の日又は同条第四項の公告の日のいずれか早い日

三 第七百七十九条第二項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日

3 組織変更をする株式会社の株主及び債権者は、当該株式会社に対して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該株式会社の定めた費用を支払わなければならない。

一 第一項の書面の閲覧の請求

二 第一項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 第一項の電磁的記録に記載された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 第一項の電磁的記録に記載された事項を電磁的方法であつて株式会社の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

（株式会社の組織変更計画の承認等）

第七百七十六条 組織変更をする株式会社は、効力発生日の前日までに、組織変更計画について

当該株式会社の総株主の同意を得なければならない。

2 組織変更をする株式会社は、効力発生日の二十日前までに、その登録株式質権者及び登録新株予約権質権者に對し、組織変更をする旨を通知しなければならない。

3 前項の規定による通知は、公告をもってこれに代えることができる。

(新株予約権買取請求)

第七百七十七条 株式会社組織変更をする場合には、組織変更をする株式会社の新株予約権の新株予約権者は、当該株式会社に対し、自己の有する新株予約権を公正な価格で買い取することを請求することができる。

2 新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者は、前項の規定による請求（以下この款において「新株予約権買取請求」という。）をするときは、併せて、新株予約権付社債についての社債を買い取することを請求しなければならない。ただし、当該新株予約権付社債に付された新株予約権について別段の定めがある場合は、この限りでない。

3 組織変更をしようとする株式会社は、効力発生日の二十日前までに、その新株予約権の新株予約権者に對し、組織変更をする旨を通知しなければならない。

4 前項の規定による通知は、公告をもってこれに代えることができる。

5 新株予約権買取請求は、効力発生日の二十日前の日から効力発生日の前日までの間に、その新株予約権買取請求に係る新株予約権の内容及び数を明らかにしてしなければならない。

6 新株予約権証券が発行されている新株予約権について新株予約権買取請求をしようとするときは、当該新株予約権の新株予約権者は、組織変更をする株式会社に対し、その新株予約権証券を提出しなければならない。ただし、当該新株予約権証券について非訟事件手続法第一百四十四条に規定する公示催告の申立てをした者については、この限りでない。

7 新株予約権付社債が発行されている新株予約権付社債に付された新株予約権について新株予約権買取請求をしようとするときは、当該新株予約権の新株予約権者は、組織変更をする株式会社に対し、その新株予約権付社債を提出しなければならない。ただし、当該新株予約権付社債について非訟事件手続法第一百四十四条に

規定する公示催告の申立てをした者については、この限りでない。

8 新株予約権買取請求をした新株予約権者は、組織変更をする株式会社の承諾を得た場合に限り、その新株予約権買取請求を撤回することができる。

9 組織変更を中止したときは、新株予約権買取請求は、その効力を失う。

10 第二百六十条の規定は、新株予約権買取請求に係る新株予約権については、適用しない。

(新株予約権の価格の決定等)

第七百七十八條 新株予約権買取請求があつた場合において、新株予約権（当該新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合において、当該新株予約権付社債についての社債の買取りの請求があつたときは、当該社債を含む。以下この条において同じ。）の価格の決定について、新株予約権者と組織変更をする株式会社（効力発生日後にあつては、組織変更後持分会社。以下この条において同じ。）との間に協議が調つたときは、当該株式会社は、効力発生日から六十日以内にその支払をしなければならない。

2 新株予約権の価格の決定について、効力発生日から三十日以内に協議が調わないときは、新株予約権者又は組織変更後持分会社は、その期間の満了の日後三十日以内に、裁判所に對し、価格の決定の申立てをすることができる。

3 前条第八項の規定にかかわらず、前項に規定する場合において、効力発生日から六十日以内に同項の申立てがないときは、その期間の満了後は、新株予約権者は、いつでも、新株予約権買取請求を撤回することができる。

4 組織変更後持分会社は、裁判所の決定した価格に對する第一項の期間の満了の日後の法定利率による利息を支払わなければならない。

5 組織変更をする株式会社は、新株予約権の価格の決定があるまでは、新株予約権者に對し、当該株式会社が公正な価格と認める額を支払うことができる。

6 新株予約権買取請求に係る新株予約権の買取りは、効力発生日に、その効力を生ずる。

7 組織変更をする株式会社は、新株予約権証券が発行されている新株予約権について新株予約権買取請求があつたときは、新株予約権証券と引換えに、その新株予約権買取請求に係る新株予約権の代金を支払わなければならない。

8 組織変更をする株式会社は、新株予約権付社債が発行されている新株予約権付社債に付された新株予約権について新株予約権買取請求があつたときは、新株予約権付社債と引換えに、その新株予約権買取請求に係る新株予約権の代金を支払わなければならない。

(債権者の異議)

第七百七十九條 組織変更をする株式会社の債権者は、当該株式会社に對し、組織変更について異議を述べることができる。

2 組織変更をする株式会社は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第三号の期間は、一箇月を下ることができない。

一 組織変更をする旨

二 組織変更をする株式会社の計算書類（第四百三十五條第二項に規定する計算書類をいう。以下この章において同じ。）に関する事項として法務省令で定めるもの

三 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

3 前項の規定にかかわらず、組織変更をする株式会社が同項の規定による公告を、官報のほか、第九百三十九條第一項の規定による定款の定めに従ひ、同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。

4 債権者が第二項第三号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該組織変更について承認をしたものとみなす。

5 債権者が第二項第三号の期間内に異議を述べたときは、組織変更をする株式会社は、当該債権者に對し、弁済し、若しくは相當の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相當の財産を信託しなければならない。ただし、当該組織変更をして当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

(組織変更の効力発生日の変更)

第七百八十條 組織変更をする株式会社は、効力発生日を変更することができる。

2 前項の場合には、組織変更をする株式会社は、変更前の効力発生日（変更後の効力発生日が変更前の効力発生日前の日である場合にあっては、当該変更後の効力発生日）の前日までに、変更後の効力発生日を公告しなければならない。

3 第一項の規定により効力発生日を変更したときは、変更後の効力発生日を効力発生日とみなして、この款及び第七百四十五條の規定を適用する。

第二款 持分会社の手続

第七百八十一條 組織変更をする持分会社は、効力発生日の前日までに、組織変更計画について当該持分会社の総株員の同意を得なければならない。ただし、定款に別段の定めがある場合は、この限りでない。

2 第七百七十九條（第二項第二号を除く。）及び前条の規定は、組織変更をする持分会社について準用する。この場合において、第七百七十九條第三項中「組織変更をする株式会社」とあるのは「組織変更をする持分会社（合同会社に限る。）」と、前条第三項中「及び第七百四十五條」とあるのは「並びに第七百四十七條及び次条第一項」と読み替へるものとする。

第二節 吸収合併等の手続

第一款 吸収合併消滅会社、吸収分割会社及び株式交換完全子会社の手続

第一目 株式会社の手続

第七百八十二條 次の各号に掲げる株式会社（以下この目において「消滅株式会社等」という。）は、吸収合併契約等備置開始日から吸収合併、吸収分割又は株式交換（以下この節において「吸収合併等」という。）がその効力を生ずる日（以下この節において「効力発生日」という。）後六箇月を経過する日（吸収合併消滅株式会社にあつては、効力発生日）までの間、当該各号に定めるもの（以下この節において「吸収合併契約等」という。）の内容その他法務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。

一 吸収合併消滅株式会社 吸収合併契約

二 吸収分割株式会社 吸収分割契約

三 株式交換完全子会社 株式交換契約

前項に規定する「吸収合併契約等備置開始日」とは、次に掲げる日のいずれか早い日をいう。

一 吸収合併契約等について株主総会（種類株主総会を含む。）の決議によつてその承認を受けなければならないときは、当該株主総会

の日の二週間前の日（第三百十九条第一項の場合にあつては、同項の提案があつた日）

二 第七百八十五条第三項の規定による通知を受けるべき株主があるときは、同項の規定による通知の日又は同条第四項の公告の日のいずれか早い日

三 第七百八十七条第三項の規定による通知を受けるべき新株予約権者があるときは、同項の規定による通知の日又は同条第四項の公告の日のいずれか早い日

四 第七百八十九条の規定による手続をしなければならないときは、同条第二項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日

五 前各号に規定する場合以外の場合には、吸収分割契約又は株式交換契約の締結の日から二週間を経過した日

3 消滅株式会社等の株主及び債権者（株式交換完全子会社にあつては、株主及び新株予約権者）は、消滅株式会社等に対して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該消滅株式会社等の定めた費用を支払わなければならない。

一 第一項の書面の閲覧の請求

二 第一項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 第一項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 第一項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて消滅株式会社等の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

（吸収合併契約等の承認等）
第七百八十三条 消滅株式会社等は、効力発生日の前日までに、株主総会の決議によつて、吸収合併契約等の承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、吸収合併消滅株式会社又は株式交換完全子会社が種類株式発行会社でない場合において、吸収合併消滅株式会社又は株式交換完全子会社の株主に対して交付する金銭等（以下この条及び次条第一項において「合併対価等」という。）の全部又は一部が持分等（持分会社の持分その他これに準ずるものとして法務省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）であるときは、吸収合併契約又は株式交換契約について吸収合併消滅株式

社又は株式交換完全子会社の総株主の同意を得なければならない。

3 吸収合併消滅株式会社又は株式交換完全子会社が種類株式発行会社である場合において、合併対価等の全部又は一部が譲渡制限株式等（譲渡制限株式その他これに準ずるものとして法務省令で定めるものをいう。以下この章において同じ。）であるときは、吸収合併又は株式交換は、当該譲渡制限株式等の割当てを受ける種類の株式（譲渡制限株式を除く。）の種類株主に構成員とする種類株主総会（当該種類株主に係る種類の種類が二以上ある場合にあつては、当該二以上の株式の種類別に区分された種類株主を構成員とする各種類株主総会）の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主が存しない場合は、この限りでない。

4 吸収合併消滅株式会社又は株式交換完全子会社が種類株式発行会社である場合において、合併対価等の全部又は一部が持分等であるときは、吸収合併又は株式交換は、当該持分等の割当てを受ける種類の株主の全員の同意がなければ、その効力を生じない。

5 消滅株式会社等は、効力発生日の二十日前までに、その登録株式質権者（次条第二項に規定する場合における登録株式質権者を除く。）及び第七百八十七条第三項各号に定める新株予約権の登録新株予約権質権者に対し、吸収合併等をする旨を通知しなければならない。

6 前項の規定による通知は、公告をもつてこれに代えることができる。

（吸収合併契約等の承認を要しない場合）
第七百八十四条 前条第一項の規定は、吸収合併存続会社、吸収分割承継会社又は株式交換完全親会社（以下この目において「存続会社等」という。）が消滅株式会社等の特別支配会社である場合には、適用しない。ただし、吸収合併又は株式交換における合併対価等の全部又は一部が譲渡制限株式等である場合であつて、消滅株式会社が公開会社であり、かつ、種類株式発行会社でないときは、この限りでない。

2 前条の規定は、吸収分割により吸収分割承継会社に承継させる資産の帳簿価額の合計額が吸収分割株式会社の総資産額として法務省令で定める方法により算定される額の五分の一（これを下回る割合を吸収分割株式会社の定款で定めた場合にあつては、その割合）を超えない場合には、適用しない。

（吸収合併等をやることの請求）
第七百八十四条の二 次に掲げる場合において、消滅株式会社等の株主が不利益を受けるおそれがあるときは、消滅株式会社等の株主は、消滅株式会社等に対し、吸収合併等をやることを請求することができる。ただし、前条第二項に規定する場合は、この限りでない。

一 当該吸収合併等が法令又は定款に違反する場合
二 前条第一項本文に規定する場合において、第七百四十九条第一項第二号若しくは第三号、第七百五十一条第一項第三号若しくは第四号、第七百五十八条第四号、第七百六十条第四号若しくは第五号、第七百六十八条第一項第二号若しくは第三号又は第七百七十条第一項第三号若しくは第四号に掲げる事項が消滅株式会社等又は存続会社等の財産の状況その他の事情に照らして著しく不当であると

（反対株主の株式買取請求）
第七百八十五条 吸収合併等をする場合（次に掲げる場合を除く。）には、反対株主は、消滅株式会社等に対し、自己の有する株式を公正な価格で買い取することを請求することができる。

一 第七百八十三条第二項に規定する場合
二 第七百八十四条第二項に規定する場合

2 前項に規定する「反対株主」とは、次の各号に掲げる場合における当該各号に定める株主（第七百八十三条第四項に規定する場合における同項に規定する持分等の割当てを受ける株主を除く。）をいう。

一 吸収合併等をするために株主総会（種類株主総会を含む。）の決議を要する場合 次に掲げる株主

イ 当該株主総会に先立って当該吸収合併等に反対する旨を当該消滅株式会社等に対して通知し、かつ、当該株主総会において当該吸収合併等に反対した株主（当該株主総会において議決権を行使することができるものに限る。）

ロ 当該株主総会において議決権を行使することができない株主

二 前号に規定する場合以外の場合 全ての株主（第七百八十四条第一項本文に規定する場合における当該特別支配会社を除く。）
消滅株式会社等は、効力発生日の二十日前までに、その株主（第七百八十三条第四項に規定

する場合における同項に規定する持分等の割当てを受ける株主及び第七百八十四条第一項本文に規定する場合における当該特別支配会社を除く。）に対し、吸収合併等をする旨並びに存続会社等の商号及び住所を通知しなければならない。ただし、第一項各号に掲げる場合は、この限りでない。

4 次に掲げる場合には、前項の規定による通知は、公告をもつてこれに代えることができる。

一 消滅株式会社等が公開会社である場合
二 消滅株式会社等が第七百八十三条第一項の株主総会の決議によつて吸収合併契約等の承認を受けた場合

5 第一項の規定による請求（以下この目において「株式買取請求」という。）は、効力発生日の二十日前の日から効力発生日の前日までの間に、その株式買取請求に係る株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）を明らかにしなければならない。

6 株券が発行されている株式について株式買取請求をしようとするときは、当該株式の株主は、消滅株式会社等に対し、当該株式に係る株券を提出しなければならない。ただし、当該株券について第二百二十三条の規定による請求をした者については、この限りでない。

7 株式買取請求をした株主は、消滅株式会社等の承諾を得た場合に限り、その株式買取請求を撤回することができる。

8 吸収合併等を中止したときは、株式買取請求は、その効力を失う。

9 第三百三十三条の規定は、株式買取請求に係る株式については、適用しない。

（株式の価格の決定等）
第七百八十六条 株式買取請求があつた場合において、株式の価格の決定について、株主と消滅株式会社等（吸収合併をする場合における効力発生日後にあつては、吸収合併存続会社）以下この条において同じ。）との間に協議が調ったときは、消滅株式会社等は、効力発生日から六十日以内にその支払をしなければならない。

2 株式の価格の決定について、効力発生日から三十日以内に協議が調わないときは、株主又は消滅株式会社等は、その期間の満了の日後三十日以内に、裁判所に對し、価格の決定の申立てをすることができる。

3 前条第七項の規定にかかわらず、前項に規定する場合において、効力発生日から六十日以内

に同項の申立てがないときは、その期間の満了後は、株主は、いつでも、株式買取請求を撤回することができる。

4 消滅株式会社等は、裁判所の決定した価格に對する第一項の期間の満了の日後の法定利率による利息を支払わなければならない。

5 消滅株式会社等は、株式の価格の決定があるまでは、株主に対し、当該消滅株式会社等が公正な価格と認める額を支払うことができる。

6 株式買取請求に係る株式の買取りは、効力発生日に、その効力を生ずる。

7 株券発行会社は、株券が発行されている株式について株式買取請求があつたときは、株券と引換えに、その株式買取請求に係る株式の代金を支払わなければならない。

(新株予約権買取請求)

第七百八十七条 次の各号に掲げる行為をする場合には、当該各号に定める消滅株式会社等の新株予約権の新株予約権者は、消滅株式会社等に対し、自己の有する新株予約権を公正な価格で買い取ることを請求することができる。

一 吸収合併 第七百四十九条第一項第四号又は第五号に掲げる事項についての定めが第二百三十六条第一項第八号の条件(同号イに關するものに限る。)に合致する新株予約権以外の新株予約権

二 吸収分割(吸収分割承継会社が株式会社である場合に限る。) 次に掲げる新株予約権のうち、第七百五十八条第五号又は第六号に掲げる事項についての定めが第二百三十六条第一項第八号の条件(同号ロに關するものに限る。)に合致する新株予約権以外の新株予約権

イ 吸収分割契約新株予約権
ロ 吸収分割契約新株予約権以外の新株予約権であつて、吸収分割をする場合において当該新株予約権の新株予約権者に吸収分割承継株式会社の新株予約権を交付することとする旨の定めがあるもの

三 株式交換(株式交換完全親会社が株式会社である場合に限る。) 次に掲げる新株予約権のうち、第七百六十八条第一項第四号又は第五号に掲げる事項についての定めが第二百三十六条第一項第八号の条件(同号ニに關するものに限る。)に合致する新株予約権以外の新株予約権
イ 株式交換契約新株予約権

ロ 株式交換契約新株予約権以外の新株予約権であつて、株式交換をする場合において当該新株予約権の新株予約権者に株式交換完全親株式会社の新株予約権を交付することとする旨の定めがあるもの

2 新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者は、前項の規定による請求(以下この目において「新株予約権買取請求」という。)をするときは、併せて、新株予約権付社債についての社債を買い取ることを請求しなければならない。ただし、当該新株予約権付社債に付された新株予約権について別段の定めがある場合は、この限りでない。

3 次の各号に掲げる消滅株式会社等は、効力発生日の二十日前までに、当該各号に定める新株予約権の新株予約権者に対し、吸収合併等をする旨並びに存続会社等の商号及び住所を通知しなければならない。

一 吸収合併消滅株式会社 全部の新株予約権
二 吸収分割承継会社が株式会社である場合における吸収分割株式会社 次に掲げる新株予約権

イ 吸収分割契約新株予約権
ロ 吸収分割契約新株予約権以外の新株予約権であつて、吸収分割をする場合において当該新株予約権の新株予約権者に吸収分割承継株式会社の新株予約権を交付することとする旨の定めがあるもの

三 株式交換完全親会社が株式会社である場合における株式交換完全子会社 次に掲げる新株予約権

イ 株式交換契約新株予約権
ロ 株式交換契約新株予約権以外の新株予約権であつて、株式交換をする場合において当該新株予約権の新株予約権者に株式交換完全親株式会社の新株予約権を交付することとする旨の定めがあるもの

4 前項の規定による通知は、公告をもつてこれに代えることができる。

5 新株予約権買取請求は、効力発生日の二十日前の日から効力発生日の前日までの間に、その新株予約権買取請求に係る新株予約権の内容及び数を明らかにしてしなければならない。
6 新株予約権証券が発行されている新株予約権について新株予約権買取請求をしよとすることは、当該新株予約権の新株予約権者は、消滅株式会社等に対し、その新株予約権証券を提出

しなければならない。ただし、当該新株予約権証券について非訟事件手続法第一百四十四条に規定する公示催告の申立てをした者については、この限りでない。

7 新株予約権付社債が発行されている新株予約権付社債に付された新株予約権について新株予約権買取請求をしよとするとときは、当該新株予約権の新株予約権者は、消滅株式会社等に対し、その新株予約権付社債を提出しなければならない。ただし、当該新株予約権付社債について非訟事件手続法第一百四十四条に規定する公示催告の申立てをした者については、この限りでない。

8 新株予約権買取請求をした新株予約権者は、消滅株式会社等の承諾を得た場合に限り、その新株予約権買取請求を撤回することができる。

9 吸収合併等を中心としたときは、新株予約権買取請求は、その効力を失う。

10 第二百六十条の規定は、新株予約権買取請求に係る新株予約権については、適用しない。
(新株予約権の価格の決定等)

第七百八十八条 新株予約権買取請求があつた場合において、新株予約権(当該新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合において、当該新株予約権付社債についての社債の買取りの請求があつたときは、当該社債を含む。以下この条において同じ。)の価格の決定について、新株予約権者と消滅株式会社等(吸収合併をする場合における効力発生日後において、吸収合併存続会社。以下この条において同じ。)との間に協議が調つたときは、消滅株式会社等は、効力発生日から六十日以内にその支払をしなければならない。

2 新株予約権の価格の決定について、効力発生日から三十日以内に協議が調わないときは、新株予約権者又は消滅株式会社等は、その期間の満了の日後三十日以内に、裁判所に対し、価格の決定の申立てをすることができる。

3 前条第八項の規定にかかわらず、前項に規定する場合において、効力発生日から六十日以内に同項の申立てがないときは、その期間の満了後は、新株予約権者は、いつでも、新株予約権買取請求を撤回することができる。

4 消滅株式会社等は、裁判所の決定した価格に對する第一項の期間の満了の日後の法定利率による利息を支払わなければならない。
5 消滅株式会社等は、新株予約権の価格の決定があるまでは、新株予約権者に対し、当該消滅

株式会社等が公正な価格と認める額を支払うことができる。

6 新株予約権買取請求に係る新株予約権の買取りは、効力発生日に、その効力を生ずる。

7 消滅株式会社等は、新株予約権証券が発行されている新株予約権について新株予約権買取請求があつたときは、新株予約権証券と引換えに、その新株予約権買取請求に係る新株予約権の代金を支払わなければならない。

8 消滅株式会社等は、新株予約権付社債が発行されている新株予約権付社債に付された新株予約権について新株予約権買取請求があつたときは、新株予約権付社債と引換えに、その新株予約権買取請求に係る新株予約権の代金を支払わなければならない。

(債権者の異議)

第七百八十九条 次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める債権者は、消滅株式会社等に対し、吸収合併等について異議を述べることができる。

一 吸収合併をする場合 吸収合併消滅株式会社の債権者

二 吸収分割をする場合 吸収分割後吸収分割株式会社に對して債務の履行(当該債務の保証人として吸収分割承継会社と連帯して負担する保証債務の履行を含む。)を請求することができない吸収分割株式会社の債権者(第七百五十八条第八号又は第七百六十条第七号に掲げる事項についての定めがある場合にあつては、吸収分割株式会社の債権者)

三 株式交換契約新株予約権が新株予約権付社債に付された新株予約権である場合 当該新株予約権付社債についての社債権者

前項の規定により消滅株式会社等の債権者の全部又は一部が異議を述べることができる場合には、消滅株式会社等は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者(同項の規定により異議を述べることができるものに限る。)には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第四号の期間は、一箇月を下ることができない。

一 吸収合併等をする旨

二 存続会社等の商号及び住所

三 消滅株式会社等及び存続会社等(株式会社に限る。)の計算書類に關する事項として法務省令で定めるもの

四 債権者が一定の期間内に異議を述べることでできる旨

3 前項の規定にかかわらず、消滅株式会社会等が同項の規定による公告を、官報のほか、第九百三十九条第一項の規定による定款の定めに従い、同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によりするときは、前項の規定による各別の催告（吸収分割をする場合における不法行為によつて生じた吸収分割株式会社の債務の債権者に対するものを除く。）は、することを要しない。

4 債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該吸収合併等について承認をしたものとみなす。

5 債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べたときは、消滅株式会社会等は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該吸収合併等をして当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

（吸収合併等の効力発生日の変更）

第七百九十条 消滅株式会社会等は、存続会社等との合意により、効力発生日を変更することができる。

2 前項の場合には、消滅株式会社会等は、変更前の効力発生日（変更後の効力発生日が変更前の効力発生日前の日である場合にあっては、当該変更後の効力発生日）の前日までに、変更後の効力発生日を公告しなければならない。

3 第一項の規定により効力発生日を変更したときは、変更後の効力発生日を効力発生日とみなして、この節並びに第七百五十条、第七百五十二条、第七百五十九条、第七百六十一条、第七百六十九条及び第七百七十一条の規定を適用する。

（吸収分割又は株式交換に関する書面等の備置き及び閲覧等）

第七百九十一条 吸収分割株式会社会又は株式交換完全子会社会は、効力発生日後遅滞なく、吸収分割承継会社又は株式交換完全親会社と共同して、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものを作成しなければならない。

一 吸収分割株式会社会 吸収分割により吸収分割承継会社が承継した吸収分割株式会社の権利義務その他の吸収分割に関する事項として法務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録

二 株式交換完全子会社会 株式交換により株式交換完全親会社が取得した株式交換完全子会社会の株式の数その他の株式交換に関する事項として法務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録

2 吸収分割株式会社会又は株式交換完全子会社会は、効力発生日から六箇月間、前項各号の書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。

3 吸収分割株式会社会の株主、債権者その他の利害関係人は、吸収分割株式会社会に対して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸収分割株式会社会の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求
二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
三 前項の電磁的記録に記載された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記載された事項を電磁的方法であつて吸収分割株式会社会の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

4 前項の規定は、株式交換完全子会社会について準用する。この場合において、同項中「吸収分割株式会社会の株主、債権者その他の利害関係人」とあるのは、「効力発生日に株式交換完全子会社会の株主又は新株予約権者であつた者」と読み替へるものとする。

（剰余金の配当等に関する特則）

第七百九十二条 第四百四十五条第四項、第四百五十八条及び第二編第五章第六節の規定は、次に掲げる行為については、適用しない。

一 第七百五十八号イ又は第七百六十条第七号イの株式の取得
二 第七百五十八号ロ又は第七百六十条第七号ロの剰余金の配当

第二目 持分会社の手続

第七百九十三条 次に掲げる行為をする持分会社会は、効力発生日の前日までに、吸収合併契約等について当該持分会社会の総社員の同意を得なければならない。ただし、定款に別段の定めがある場合は、この限りでない。

一 吸収合併（吸収合併により当該持分会社会が消滅する場合に限る。）
二 吸収分割（当該持分会社会（合同会社に限る。）がその事業に関し有する権利義務の全部を他の会社に承継させる場合に限る。）

2 第七百八十九条（第一項第三号及び第二項第三号を除く。）及び第七百九十条の規定は、吸収合併消滅持分会社会又は合同会社である吸収分割会社（以下この節において「吸収分割合同会社」という。）について準用する。この場合において、第七百八十九条第一項第二号中「債権者（第七百五十八号イ又は第七百六十条第七号に掲げる事項についての定めがある場合にあっては、吸収分割株式会社会の債権者）」とあるのは「債権者」と、同条第三項中「消滅株式会社会等」とあるのは「吸収合併消滅持分会社会（吸収合併存続株式会社会又は合同会社である場合にあっては、合同会社に限る。）又は吸収分割合同会社」と読み替へるものとする。

第二款 吸収合併存続会社、吸収分割承継会社及び株式交換完全親会社の手続

第一目 株式会社会の手続

第七百九十四条 吸収合併存続株式会社会、吸収分割承継株式会社会又は株式交換完全親株式会社会（以下この目において「存続株式会社会等」という。）は、吸収合併契約等備置開始日から効力発生日後六箇月を経過する日までの間、吸収合併契約等の内容その他法務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。

2 前項に規定する「吸収合併契約等備置開始日」とは、次に掲げる日のいずれか早い日という。

一 吸収合併契約等について株主総会（種類株主総会を含む。）の決議によつてその承認を受けなければならないときは、当該株主総会の日（二週間前日）（第三百九十九条第一項の場合にあっては、同項の提案があつた日）
二 第七百九十七条第三項の規定による通知の日又は同条第四項の公告の日のいずれか早い日

三 第七百九十九条の規定による手続をしなければならないときは、同条第二項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日

3 存続株式会社会等の株主及び債権者（株式交換完全子会社会の株主に対して交付する金銭等が株式交換完全親株式会社会の株式その他これに準ずるものとして法務省令で定めるもののみである場合（第七百六十八条第一項第四号ハに規定する場合を除く。））にあつては、株主）は、存続株式会社会等に対して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該存続株式会社会等の定めた費用を支払わなければならない。

一 第一項の書面の閲覧の請求
二 第一項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
三 第一項の電磁的記録に記載された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 第一項の電磁的記録に記載された事項を電磁的方法であつて存続株式会社会等の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

（吸収合併契約等の承認等）

第七百九十五条 存続株式会社会等は、効力発生日の前日までに、株主総会の決議によつて、吸収合併契約等の承認を受けなければならない。

一 吸収合併存続株式会社会又は吸収分割承継株式会社会が承継する吸収合併消滅会社又は吸収分割会社の債務の額として法務省令で定める額（次号において「承継債務額」という。）が吸収合併存続株式会社会又は吸収分割承継株式会社会が承継する吸収合併消滅会社又は吸収分割会社の資産の額として法務省令で定める額（同号において「承継資産額」という。）を超える場合

二 吸収合併存続株式会社会又は吸収分割承継株式会社会が吸収合併消滅株式会社会の株主、吸収合併消滅持分会社会の社員又は吸収合併株式会社会に対して交付する金銭等（吸収合併存続株式会社会又は吸収分割承継株式会社会の株式等を除く。）の帳簿価額が承継資産額から承継債務額を控除して得た額を超える場合

三 株式交換完全親株式会社会が株式交換完全子会社会の株主に対して交付する金銭等（株式交換完全親株式会社会の株式等を除く。）の帳簿価額が株式交換完全親株式会社会が取得する株式交換完全子会社会の株式の額として法務省令で定める額を超える場合

承継する吸収合併消滅会社又は吸収分割承継の資産に吸収合併存続株式会社会又は吸収分割承

3 存続株式会社会等の株主及び債権者（株式交換完全子会社会の株主に対して交付する金銭等が株式交換完全親株式会社会の株式その他これに準ずるものとして法務省令で定めるもののみである場合（第七百六十八条第一項第四号ハに規定する場合を除く。））にあつては、株主）は、存続株式会社会等に対して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該存続株式会社会等の定めた費用を支払わなければならない。

一 第一項の書面の閲覧の請求
二 第一項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
三 第一項の電磁的記録に記載された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 第一項の電磁的記録に記載された事項を電磁的方法であつて存続株式会社会等の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

（吸収合併契約等の承認等）

第七百九十五条 存続株式会社会等は、効力発生日の前日までに、株主総会の決議によつて、吸収合併契約等の承認を受けなければならない。

継株式会社の株式が含まれる場合には、取締役は、第一項の株主総会において、当該株式に関する事項を説明しなければならない。

4 存続株式会社等が種類株式発行会社である場合において、次の各号に掲げる場合には、吸収合併等は、当該各号に定める種類の株式（譲渡制限株式であつて、第百九十九条第四項の定めがないものに限る。）の種類株主を構成員とする種類株主総会（当該種類株主に係る株式の種類が二以上ある場合にあっては、当該二以上の株式の種類別に区分された種類株主を構成員とする各種類株主総会）の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主が存しない場合は、この限りでない。

一 吸収合併消滅株式会社の株主又は吸収合併消滅持分会社の社員に対して交付する金銭等が吸収合併存続株式会社の株式である場合
第七百四十九条第一項第二号イの種類株式
二 吸収分割会社に対して交付する金銭等が吸収分割継株式会社の株式である場合
第七百五十八条第四号イの種類株式
三 株式交換完全子会社の株主に対して交付する金銭等が株式交換完全親株式会社の株式である場合
第七百六十八条第一項第二号イの種類株式

（吸収合併契約等の承認を要しない場合等）
第七百九十六条 前条第一項から第三項までの規定は、吸収合併消滅会社、吸収分割会社又は株式交換完全子会社（以下この目において「消滅会社等」という。）が存続株式会社等の特別支配会社である場合には、適用しない。ただし、吸収合併消滅株式会社若しくは株式交換完全子会社の株主、吸収合併消滅持分会社の社員又は吸収分割会社に対して交付する金銭等の全部又は一部が存続株式会社等の譲渡制限株式である場合であつて、存続株式会社等が公開会社でないときは、この限りでない。

2 前条第一項から第三項までの規定は、第一号に掲げる額の第二号に掲げる額に対する割合が五分の一（これを下回る割合を存続株式会社等の定款で定めた場合にあっては、その割合）を超えない場合には、適用しない。ただし、同条第二項各号に掲げる場合又は前項ただし書に規定する場合は、この限りでない。

一 次に掲げる額の合計額
イ 吸収合併消滅株式会社若しくは株式交換完全子会社の株主、吸収合併消滅持分会社

の社員又は吸収分割会社（以下この号において「消滅会社等の株主等」という。）に対して交付する存続株式会社等の株式の数の一株当たり純資産額を乗じて得た額
ロ 消滅会社等の株主等に対して交付する存続株式会社等の株債、新株予約権又は新株予約権付株債の帳簿価額の合計額
ハ 消滅会社等の株主等に対して交付する存続株式会社等の株式等以外の財産の帳簿価額の合計額
ニ 存続株式会社等の純資産額として法務省令で定める方法により算定される額
前項本文に規定する場合において、法務省令で定める数の株式（前条第一項の株主総会において議決権を行使することができるものに限る。）を有する株主が第七百九十七条第三項の規定による通知又は同条第四項の公告の日から二週間以内に吸収合併等に反対する旨を存続株式会社等に対し通知したときは、当該存続株式会社等は、効力発生日の前日までに、株主総会の決議によつて、吸収合併契約等の承認を受けなければならない。

3 （吸収合併等をやめることの請求）
第七百九十六条の二 次に掲げる場合において、存続株式会社等の株主が不利益を受けるおそれがあるときは、存続株式会社等の株主は、存続株式会社等に対し、吸収合併等をやめることを請求することができる。ただし、前条第二項本文に規定する場合（第七百九十五条第二項各号に掲げる場合及び前条第一項ただし書又は第三項に規定する場合を除く。）は、この限りでない。

一 当該吸収合併等が法令又は定款に違反する場合
二 前条第一項本文に規定する場合において、第七百四十九条第一項第二号若しくは第三号、第七百五十八条第四号又は第七百六十八条第一項第二号若しくは第三号に掲げる事項が存続株式会社等又は消滅会社等の財産の状況その他の事情に照らして著しく不当であるとき。

（反対株主の株式買取請求）
第七百九十七条 吸収合併等をする場合には、反対株主は、存続株式会社等に対し、自己の有する株式を公正な価格で買い取することを請求することができる。ただし、第七百九十六条第二項本文に規定する場合（第七百九十五条第二項各

号に掲げる場合及び第七百九十六条第一項ただし書又は第三項に規定する場合を除く。）は、この限りでない。
2 前項に規定する「反対株主」とは、次の各号に掲げる場合における当該各号に定める株主をいう。

一 吸収合併等をするために株主総会（種類株主総会を含む。）の決議を要する場合
次に掲げる株主
イ 当該株主総会に先立って当該吸収合併等に反対する旨を当該存続株式会社等に対し通知し、かつ、当該株主総会において当該吸収合併等に反対した株主（当該株主総会において議決権を行使することができるものに限る。）
ロ 当該株主総会において議決権を行使することができない株主

二 前号に規定する場合以外の場合
全ての株主（第七百九十六条第一項本文に規定する場合における当該特別支配会社を除く。）
三 存続株式会社等は、効力発生日の二十日前までに、その株主（第七百九十六条第一項本文に規定する場合における当該特別支配会社を除く。）に対し、吸収合併等をする旨並びに消滅会社等の商号及び住所（第七百九十五条第三項に規定する場合にあっては、吸収合併等をする旨、消滅会社等の商号及び住所並びに同項の株式に関する事項）を通知しなければならない。次に掲げる場合には、前項の規定による通知は、公告をもつてこれに代えることができる。

4 一 存続株式会社等が公開会社である場合
二 存続株式会社等が第七百九十五条第一項の株主総会の決議によつて吸収合併契約等の承認を受けた場合
5 第一項の規定による請求（以下この目において「株式買取請求」という。）は、効力発生日の二十日前の日から効力発生日の前日までの間に、その株式買取請求に係る株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）を明らかにしてしなければならない。株券が発行されている株式については株式買取請求をしようとするときは、当該株式に係る株主は、存続株式会社等に対し、当該株式に係る株券を提出しなければならない。ただし、当該株券について第二百二十三条の規定による請求をした者については、この限りでない。

6 株式買取請求をした株主は、存続株式会社等承諾を得た場合に限り、その株式買取請求を撤回することができる。

8 吸収合併等を中止したときは、株式買取請求は、その効力を失う。

9 第百三十三条の規定は、株式買取請求に係る株式については、適用しない。

（株式の価格の決定等）

第七百九十八条 株式買取請求があつた場合において、株式の価格の決定について、株主と存続株式会社等との間に協議が調つたときは、存続株式会社等は、効力発生日から六十日以内にその支払をしなければならない。

2 株式の価格の決定について、効力発生日から三十日以内に協議が調わないときは、株主又は存続株式会社等は、その期間の満了の日後三十日以内に、裁判所に対し、価格の決定の申立てをすることができる。

3 前条第七項の規定にかかわらず、前項に規定する場合において、効力発生日から六十日以内に同項の申立てがないときは、その期間の満了後は、株主は、いつでも、株式買取請求を撤回することができる。

4 存続株式会社等は、裁判所の決定した価格に対する第一項の期間の満了の日後の法定利率による利息をも支払わなければならない。

5 存続株式会社等は、株式の価格の決定があるまでは、株主に対し、当該存続株式会社等が公正な価格と認める額を支払うことができる。

6 株式買取請求に係る株式の買取りは、効力発生日に、その効力を生ずる。

7 株券発行会社は、株券が発行されている株式について株式買取請求があつたときは、株券と引換えに、その株式買取請求に係る株式の代金を支払わなければならない。

（債権者の異議）

第七百九十九条 次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める債権者は、存続株式会社等に対し、吸収合併等について異議を述べることができる。

一 吸収合併をする場合
吸収合併存続株式会社の債権者
二 吸収分割をする場合
吸収分割承継株式会社の債権者
三 株式交換をする場合において、株式交換完全子会社の株主に対して交付する金銭等が株式交換完全親株式会社の株式その他これに準ずるものとして法務省令で定めるもののみである場合以外の場合又は第七百六十八条第一

- 項第四号ハに規定する場合 株式交換完全親株式会社
- 2 前項の規定により存続株式会社等の債権者が異議を述べることができるときは、存続株式会社等は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならぬ。ただし、第四号の期間は一箇月を下ることができない。
- 一 吸収合併等をする旨
- 二 消滅会社等の商号及び住所
- 三 存続株式会社等及び消滅会社等（株式会社に限る。）の計算書類に関する事項として法務省令で定めるもの
- 四 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨
- 3 前項の規定にかかわらず、存続株式会社等が同項の規定による公告を、官報のほか、第九百三十九条第一項の規定による定款の定めに従い、同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。
- 4 債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該吸収合併等について承認をしたものとみなす。
- 5 債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べたときは、存続株式会社等は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならぬ。ただし、当該吸収合併等をして当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。
- （消滅会社等の株主等に対して交付する金銭等が存続株式会社等の親会社株式である場合の特則）
- 第八百条** 第三百三十五条第一項の規定にかかわらず、吸収合併消滅株式会社若しくは株式交換完全子会社の株主 吸収合併消滅持分会社の社員又は吸収分割会社（以下この項において「消滅会社等の株主等」という。）に対して交付する金銭等の全部又は一部が存続株式会社等の親会社株式（同条第一項に規定する親会社株式をいう。以下この条において同じ。）である場合には、当該存続株式会社等は、吸収合併等に際して消滅会社等の株主等に対して交付する当該親会社株式の総数を超えない範囲において当該親会社株式を取得することができる。

- 2 第三百三十五条第三項の規定にかかわらず、前項の存続株式会社等は、効力発生日までの間は、存続株式会社等の親会社株式を保有することができ。ただし、吸収合併等を中止したときは、この限りでない。
- （吸収合併等に関する書面等の備置き及び閲覧等）
- 第八百一条** 吸収合併存続株式会社は、効力発生日後遅滞なく、吸収合併により吸収合併存続株式会社が承継した吸収合併消滅会社の権利義務その他の吸収合併に関する事項として法務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならぬ。
- 2 吸収分割承継株式会社（合同会社が吸収分割をする場合における当該吸収分割承継株式会社に限る。）は、効力発生日後遅滞なく、吸収分割合同会社と共同して、吸収分割により吸収分割承継株式会社が承継した吸収分割合同会社の権利義務その他の吸収分割に関する事項として法務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならぬ。
- 3 次の各号に掲げる存続株式会社等は、効力発生日から六箇月間、当該各号に定めるものをその本店に備え置かなければならぬ。
- 一 吸収合併存続株式会社 第一項の書面又は電磁的記録
- 二 吸収分割承継株式会社 前項又は第七百九十一条第一項第一号の書面又は電磁的記録
- 三 株式交換完全親株式会社 第七百九十一条第一項第二号の書面又は電磁的記録
- 4 吸収合併存続株式会社の株主及び債権者は、吸収合併存続株式会社に対して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該吸収合併存続株式会社の定めた費用を支払わなければならない。
- 一 前項第一号の書面の閲覧の請求
- 二 前項第一号の書面の謄本又は抄本の交付の請求
- 三 前項第一号の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
- 四 前項第一号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて吸収合併存続株式会社の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

- 5 前項の規定は、吸収分割承継株式会社について準用する。この場合において、同項中「株主及び債権者」とあるのは「株主 債権者その他の利害関係人」と、同項各号中「前項第一号」とあるのは「前項第二号」と読み替えるものとする。
- 6 第四項の規定は、株式交換完全親株式会社について準用する。この場合において、同項中「株主及び債権者」とあるのは「株主及び債権者（株式交換完全子会社の株主に対して交付する金銭等が株式交換完全親株式会社の株式その他これに準ずるものとして法務省令で定めるもののみである場合（第七百六十八条第一項第四号ハに規定する場合を除く。）にあつては、株式交換完全親株式会社の株主」と、同項各号中「前項第一号」とあるのは「前項第三号」と読み替えるものとする。
- 第二目 持分会社の手続**
- 第八百二条** 次の各号に掲げる行為をする持分会社（以下この条において「存続持分会社等」という。）は、当該各号に定める場合においては、効力発生日の前日までに、吸収合併契約等について存続持分会社等の総社員の同意を得なければならぬ。ただし、定款に別段の定めがある場合は、この限りでない。
- 一 吸収合併（吸収合併により当該持分会社が存続する場合に限る。） 第七百五十一条第一項第二号に規定する場合
- 二 吸収分割による他の会社がその事業に関し有する権利義務の全部又は一部の承継 第七百六十条第四号に規定する場合
- 三 株式交換による株式会社の発行済株式の全部の取得 第七百七十条第一項第二号に規定する場合
- 2 第七百九十九条（第二項第三号を除く。）及び第八百条の規定は、存続持分会社等について準用する。この場合において、第七百九十九条第一項第三号中「株式交換完全親株式会社の株式」とあるのは「株式交換完全親株式会社の持分」と、「場合又は第七百六十八条第一項第四号ハに規定する場合」とあるのは「場合」と読み替えるものとする。
- 第三節 新設合併等の手続**
- 第一款 新設合併消滅会社、新設分割会社及び株式移転完全子会社の手続**
- 第一目 株式会社の手続**
- （新設合併契約等に関する書面等の備置き及び閲覧等）
- 第八百三条** 次の各号に掲げる株式会社（以下この目において「消滅株式会社等」という。）は、

- 新設合併契約等備置開始日から新設合併設立会社、新設分割設立会社又は株式移転設立完全親会社（以下この目において「設立会社」という。）の成立の日後六箇月を経過する日（新設合併消滅株式会社にあっては、新設合併設立会社の成立の日）までの間、当該各号に定めるもの（以下この節において「新設合併契約等」という。）の内容その他法務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならぬ。
- 一 新設合併消滅株式会社 新設合併契約
- 二 新設分割株式会社 新設分割計画
- 三 株式移転完全子会社 株式移転計画
- 2 前項に規定する「新設合併契約等備置開始日」とは、次に掲げる日のいずれか早い日をいう。
- 一 新設合併契約等について株主総会（種類株主総会を含む。）の決議によつてその承認を受けなければならないときは、当該株主総会の日の二週間前日（第三百九十九条第一項の場合にあつては、同項の提案があつた日）
- 二 第八百六条第三項の規定による通知を受けるべき株主があるときは、同項の規定による通知の日又は同条第四項の公告の日のいずれか早い日
- 三 第八百八条第三項の規定による通知を受けるべき新株予約権者があるときは、同項の規定による通知の日又は同条第四項の公告の日のいずれか早い日
- 四 第八百十條の規定による手続をしなければならないときは、同条第二項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日
- 五 前各号に規定する場合以外の場合には、新設分割計画の作成の日から二週間を経過した日
- 3 消滅株式会社の株主及び債権者（株式移転完全子会社にあっては、株主及び新株予約権者）は、消滅株式会社に對して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該消滅株式会社の定めた費用を支払わなければならない。
- 一 第一項の書面の閲覧の請求
- 二 第一項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 第一項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 第一項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて消滅株式会社等の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求
(新設合併契約等の承認)

第八百四條 消滅株式会社等は、株主総会の決議によつて、新設合併契約等の承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、新設合併設立会社が持分会社である場合には、新設合併契約について新設合併消滅株式会社の株主の同意を得なければならない。

3 新設合併消滅株式会社又は株式移転完全子会社の種類株式発行会社である場合において、新設合併消滅株式会社又は株式移転完全子会社の株主に対して交付する新設合併設立株式会社又は株式移転設立完全親会社の株式等の全部又は一部が譲渡制限株式等であるときは、当該新設合併又は株式移転は、当該譲渡制限株式等の割当てを受ける種類の株式（譲渡制限株式を除く。）の種類株主を構成員とする種類株主総会（当該種類株主に係る株式の種類が二以上ある場合にあっては、当該二以上の株式の種類別に区分された種類株主を構成員とする各種別株主総会）の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主が存しない場合は、この限りでない。

4 消滅株式会社等は、第一項の株主総会の決議の日（第二項に規定する場合にあっては、同項の株主の同意を得た日）から二週間以内、その登録株式質権者（次条に規定する場合における登録株式質権者を除く。）及び第八百八条第三項各号に定める新株予約権の登録新株予約権質権者に対し、新設合併、新設分割又は株式移転（以下この節において「新設合併等」という。）をする旨を通知しなければならない。

5 前項の規定による通知は、公告をもつてこれに代えることができる。

(新設分割計画の承認を要しない場合)

第八百五條 前条第一項の規定は、新設分割により新設分割設立会社に承継させる資産の帳簿価額の合計額が新設分割株式会社の総資産額として法務省令で定める方法により算定される額に

五分の一（これを下回る割合を新設分割株式会社の定款で定めた場合にあっては、その割合）を超えない場合には、適用しない。

(新設合併等をやめることの請求)

第八百五條之二 新設合併等が法令又は定款に違反する場合において、消滅株式会社等の株主が不利益を受けるおそれがあるときは、消滅株式会社等の株主は、消滅株式会社等に対し、当該新設合併等をやめることを請求することができる。ただし、前条に規定する場合は、この限りでない。

(反対株主の株式買取請求)

第八百六條 新設合併等をする場合（次に掲げる場合を除く。）には、反対株主は、消滅株式会社等に対し、自己の有する株式を公正な価格で買い取ることが請求することができる。

一 第八百四條第二項に規定する場合

二 第八百五條に規定する場合
前項に規定する「反対株主」とは、次に掲げる株主をいう。

一 第八百四條第一項の株主総会（新設合併等をするために種類株主総会の決議を要する場合にあっては、当該種類株主総会を含む。）に先立つて当該新設合併等に反対する旨を当該消滅株式会社等に対し通知し、かつ、当該株主総会において当該新設合併等に反対した株主（当該株主総会において議決権を行使することができるものに限る。）

二 当該株主総会において議決権を行使することができない株主

3 消滅株式会社等は、第八百四條第一項の株主総会の決議の日から二週間以内に、その株主に対し、新設合併等をする旨並びに他の新設合併消滅株式会社、新設分割会社又は株式移転完全子会社（以下この節において「消滅会社等」という。）及び設立会社の商号及び住所を通知しなければならない。ただし、第一項各号に掲げる場合は、この限りでない。

4 前項の規定による通知は、公告をもつてこれに代えることができる。

5 第一項の規定による請求（以下この目において「株式買取請求」という。）は、第三項の規定による通知又は前項の公告をした日から二十日以内に、その株式買取請求に係る株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）を明らかにしてしなければならない。

6 株券が発行されている株式について株式買取請求をしようとするときは、当該株式の株主は、消滅株式会社等に対し、当該株式に係る株券を提出しなければならない。ただし、当該株券について第二百二十三條の規定による請求をした者については、この限りでない。

7 株式買取請求をした株主は、消滅株式会社等の承諾を得た場合に限り、その株式買取請求を撤回することができる。

8 新設合併等を中止したときは、株式買取請求は、その効力を失う。

9 第三百三十三條の規定は、株式買取請求に係る株式については、適用しない。

(株式の価格の決定等)

第八百七條 株式買取請求があつた場合において、株式の価格の決定について、株主と消滅株式会社等（新設合併をする場合における新設合併設立会社の成立の日後であつては、新設合併設立会社。以下この条において同じ。）との間に協議が調つたときは、消滅株式会社等は、設立会社の成立の日から六十日以内にその支払をしなければならない。

2 株式の価格の決定について、設立会社の成立の日から三十日以内に協議が調わないときは、株主又は消滅株式会社等はその期間の満了の日後三十日以内に、裁判所に対し、価格の決定の申立てをすることができる。

3 前条第七項の規定にかかわらず、前項に規定する場合において、設立会社の成立の日から六十日以内に同項の申立てがないときは、その期間の満了後は、株主は、いつでも、株式買取請求を撤回することができる。

4 消滅株式会社等は、裁判所の決定した価格に対する第一項の期間の満了の日後の法定利率による利息をも支払わなければならない。

5 消滅株式会社等は、株式の価格の決定があるまでは、株主に対し、当該消滅株式会社等が公正な価格と認める額を支払うことができる。

6 株式買取請求に係る株式の買取りは、設立会社の成立の日に、その効力を生ずる。

7 株券発行会社は、株券が発行されている株式について株式買取請求があつたときは、株券と引換へ、その株式買取請求に係る株式の代金を支払わなければならない。

(新株予約権買取請求)

第八百八條 次の各号に掲げる行為をする場合には、当該各号に定める消滅株式会社等の新株予

約権の新株予約権者は、消滅株式会社等に対し、自己の有する新株予約権を公正な価格で買い取ることが請求することができる。

一 新設合併 第七百五十三條第一項第十号又は第十一号に掲げる事項についての定めが第二百三十六條第一項第八号の条件（同号イに關するものに限る。）に合致する新株予約権以外の新株予約権

二 新設分割（新設分割設立会社が株式会社である場合に限る。） 次に掲げる新株予約権のうち、第七百六十三條第一項第十号又は第十一号に掲げる事項についての定めが第二百三十六條第一項第八号の条件（同号ハに關するものに限る。）に合致する新株予約権以外の新株予約権

イ 新設分割計画新株予約権
ロ 新設分割計画新株予約権以外の新株予約権であつて、新設分割をする場合において当該新株予約権の新株予約権者に新設分割設立株式会社の新株予約権を交付することとする旨の定めがあるもの

三 株式移転 次に掲げる新株予約権のうち、第七百七十三條第一項第九号又は第十号に掲げる事項についての定めが第二百三十六條第一項第八号の条件（同号ホに關するものに限る。）に合致する新株予約権以外の新株予約権

イ 株式移転計画新株予約権
ロ 株式移転計画新株予約権以外の新株予約権であつて、株式移転をする場合において当該新株予約権の新株予約権者に株式移転設立完全親会社の新株予約権を交付することとする旨の定めがあるもの

2 新株予約権付社債に付された新株予約権の新株予約権者は、前項の規定による請求（以下この目において「新株予約権買取請求」という。）をするときは、併せて、新株予約権付社債についての社債を買い取ることが請求しなければならない。ただし、当該新株予約権付社債に付された新株予約権について別段の定めがある場合は、この限りでない。

3 次の各号に掲げる消滅株式会社等は、第八百四條第一項の株主総会の決議の日（同条第二項に規定する場合にあっては同項の株主の同意を得た日、第八百五條に規定する場合にあっては新設分割計画の作成の日）から二週間以内に、当該各号に定める新株予約権の新株予約権

者に対し、新設合併等をする旨並びに他の消滅会社等及び設立会社の商号及び住所を通知しなければならぬ。

一 新設合併消滅株式会社 全部の新株予約権

二 新設分割設立会社が株式会社である場合における新設分割株式会社 次に掲げる新株予約権

イ 新設分割計画新株予約権

ロ 新設分割計画新株予約権以外の新株予約権であつて、新設分割をする場合において当該新株予約権の新株予約権者に新設分割設立株式会社の新株予約権を交付することとする旨の定めがあるもの

三 株式移転完全子会社 次に掲げる新株予約権

イ 株式移転計画新株予約権

ロ 株式移転計画新株予約権以外の新株予約権であつて、株式移転をする場合において当該新株予約権の新株予約権者に株式移転設立完全親会社の新株予約権を交付することとする旨の定めがあるもの

4 前項の規定による通知は、公告をもってこれに代えることができる。

5 新株予約権買取請求は、第三項の規定による通知又は前項の公告をした日から二十日以内に、その新株予約権買取請求に係る新株予約権の内容及び数を明らかにしなければならない。

6 新株予約権証券が発行されている新株予約権について新株予約権買取請求をしようとするときは、当該新株予約権の新株予約権者は、消滅株式会社等に対し、その新株予約権証券を提出しなければならない。ただし、当該新株予約権証券について非訟事件手続法第一百四十四条に規定する公示催告の申立てをした者については、この限りでない。

7 新株予約権付社債券が発行されている新株予約権付社債に付された新株予約権について新株予約権買取請求をしようとするときは、当該新株予約権の新株予約権者は、消滅株式会社等に対し、その新株予約権付社債券を提出しなければならない。ただし、当該新株予約権付社債券について非訟事件手続法第一百四十四条に規定する公示催告の申立てをした者については、この限りでない。

8 新株予約権買取請求をした新株予約権者は、消滅株式会社等の承諾を得た場合に限り、その新株予約権買取請求を撤回することができる。

9 新設合併等を中止したときは、新株予約権買取請求は、その効力を失う。

10 第二百六十条の規定は、新株予約権買取請求に係る新株予約権については、適用しない。

(新株予約権の価格の決定等)

第八百九条 新株予約権買取請求があつた場合において、新株予約権(当該新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合において、当該新株予約権付社債についての社債の買取りの請求があつたときは、当該社債を含む以下この条において同じ。)の価格の決定について、新株予約権者と消滅株式会社等(新設合併をする場合における新設合併設立会社の成立の日後にあつては、新設合併設立会社。以下この条において同じ。)との間に協議が調つたときは、消滅株式会社等は、設立会社の成立の日から六十日以内にその支払をしなければならない。

2 新株予約権の価格の決定について、設立会社の成立の日から三十日以内に協議が調わないときは、新株予約権者又は消滅株式会社等は、その期間の満了の日後三十日以内に、裁判所に対し、価格の決定の申立てをすることができる。

3 前条第八項の規定にかかわらず、前項に規定する場合において、設立会社の成立の日から六十日以内に同項の申立てがないときは、その期間の満了後は、新株予約権者は、いつでも、新株予約権買取請求を撤回することができる。

4 消滅株式会社等は、裁判所の決定した価格に対する第一項の期間の満了の日後の法定利率による利息をも支払わなければならない。

5 消滅株式会社等は、新株予約権の価格の決定があるまでは、新株予約権者に対し、当該消滅株式会社等が公正な価格と認める額を支払うことができる。

6 新株予約権買取請求に係る新株予約権の買取りは、設立会社の成立の日、その効力を生ずる。

7 消滅株式会社等は、新株予約権証券が発行されている新株予約権について新株予約権買取請求があつたときは、新株予約権証券と引換えに、その新株予約権買取請求に係る新株予約権の代金を支払わなければならない。

8 消滅株式会社等は、新株予約権付社債券が発行されている新株予約権付社債に付された新株予約権について新株予約権買取請求があつたときは、新株予約権付社債券と引換えに、その新株予約権買取請求に係る新株予約権の代金を支払わなければならない。

新株予約権買取請求に係る新株予約権の代金を支払わなければならない。

(債権者の異議)

第八百十条 次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める債権者は、消滅株式会社等に対し、新設合併等について異議を述べることができる。

一 新設合併をする場合 新設合併消滅株式会社の債権者

二 新設分割をする場合 新設分割後新設分割株式会社に対して債務の履行(当該債務の保証人として新設分割設立会社と連帯して負担する保証債務の履行を含む。)を請求することのできない新設分割株式会社の債権者(第七百六十三条第一項第十二号又は第七百六十五条第一項第八号に掲げる事項についての定めがある場合にあつては、新設分割株式会社の債権者)

三 株式移転計画新株予約権が新株予約権付社債に付された新株予約権である場合 当該新株予約権付社債についての社債権者

2 前項の規定により消滅株式会社等の債権者の全部又は一部が異議を述べることのできる場合には、消滅株式会社等は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者(同項の規定により異議を述べることのできるものに限る)には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第四号の期間は、一箇月を下ることができない。

一 新設合併等をする旨

二 他の消滅会社等及び設立会社の商号及び住所

三 消滅株式会社等の計算書類に関する事項として法務省令で定めるもの

四 債権者が一定の期間内に異議を述べることをできる旨

3 前項の規定にかかわらず、消滅株式会社等が同項の規定による公告を、官報のほか 第九百三十九条第一項の規定による定款の定めに従い、同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によりするときは、前項の規定による各別の催告(新設分割をする場合における不法行為によつて生じた新設分割株式会社の債務の債権者に対するものを除く。)は、することを要しない。

4 債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該新設合併等について承認をしたものとみなす。

5 債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べたときは、消滅株式会社等は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該新設合併等をして当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

(新設分割又は株式移転に関する書面等の備置き及び閲覧等)

第八百一十一條 新設分割株式会社又は株式移転完全子会社は、新設分割設立会社又は株式移転設立完全親会社の成立の日後遅滞なく、新設分割設立会社又は株式移転設立完全親会社と共同して、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものを作成しなければならない。

一 新設分割株式会社 新設分割により新設分割設立会社が承継した新設分割株式会社の権利義務その他の新設分割に関する事項として法務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録

二 株式移転完全子会社 株式移転により株式移転設立完全親会社が取得した株式移転完全子会社の株式の数その他の株式移転に関する事項として法務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録

2 新設分割株式会社又は株式移転完全子会社は、新設分割設立会社又は株式移転設立完全親会社の成立の日から六箇月間、前項各号の書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。

3 新設分割株式会社の株主、債権者その他の利害関係人は、新設分割株式会社に對して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該新設分割株式会社の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求

二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 前項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて新設分割株式会社の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

前項の規定は、株式移転完全子会社について準用する。この場合において、同項中「新設分

割株式会社の株主、債権者その他の利害関係人」とあるのは、「株式移転設立完全親会社の成立の日に株式移転完全子会社の株主又は新株予約権者であった者」と読み替えるものとする。

(剰余金の配当等に関する特則)

第八百十二条 第四百四十五条第四項、第四百五十八条及び第二編第五章第六節の規定は、次に掲げる行為については、適用しない。

- 一 第七百六十三条第一項第十二号イ又は第七百六十五条第一項第八号イの株式の取得
- 二 第七百六十三条第一項第十二号ロ又は第七百六十五条第一項第八号ロの剰余金の配当

第二目 持分会社の手続

第八百十三条 次に掲げる行為をする持分会社は、新設合併契約等について当該持分会社の総社員の同意を得なければならない。ただし、定款に別段の定めがある場合は、この限りでない。

一 新設合併

二 新設分割 (当該持分会社 (合同会社に限る。) がその事業に関して有する権利義務の全部を他の会社に承継させる場合に限る。)

2 第八百十条 (第一項第三号及び第二項第三号を除く。) の規定は、新設合併消滅持分会社又は合同会社である新設分割会社 (以下この節において「新設分割合同会社」という。) について準用する。この場合において、同条第一項第二号中「債権者 (第七百六十三条第一項第十二号又は第七百六十五条第一項第八号に掲げる事項についての定めがある場合にあつては、新設分割株式会社の債権者)」とあるのは「債権者」と、同条第三項中「消滅株式会社等」とあるのは「新設合併消滅持分会社 (新設合併設立会社又は株式会社又は合同会社である場合にあつては、合同会社に限る。)」又は「新設分割合同会社」と読み替えるものとする。

第二款 新設合併設立会社、新設分割設立会社及び株式移転設立完全親会社の手続

第一目 株式会社の手続

(株式会社の設立の特則)

第八百十四条 第二編第一章 (第二十七条 (第四号及び第五号を除く。)、第二十九条、第三十一条、第三十七条第三項、第三十九条、第六節及び第四十九号を除く。) の規定は、新設合併設立株式会社、新設分割設立株式会社又は株式移

転設立完全親会社 (以下この目において「設立株式会社」という。) の設立については、適用しない。

2 設立株式会社の定款は、消滅会社等が作成する。

(新設合併契約等に関する書面等の備置き及び閲覧等)

第八百十五条 新設合併設立株式会社は、その成立の日後遅滞なく、新設合併により新設合併設立株式会社が承継した新設合併消滅会社の権利義務その他の新設合併に関する事項として法務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

2 新設分割設立株式会社 (一又は二以上の合同会社のみが新設分割をする場合における当該新設分割設立株式会社に限る。) は、その成立の日後遅滞なく、新設分割合同会社と共同して、新設分割により新設分割設立株式会社が承継した新設分割合同会社の権利義務その他の新設分割に関する事項として法務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

3 次の各号に掲げる設立株式会社は、その成立の日から六箇月間、当該各号に定めるものをその本店に備え置かなければならない。

- 一 新設合併設立株式会社 第一項の書面又は電磁的記録及び新設合併契約の内容その他法務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録
- 二 新設分割設立株式会社 前項又は第八百十一条第一項第一号の書面又は電磁的記録
- 三 株式移転設立完全親会社 第八百十一条第一項第二号の書面又は電磁的記録

4 新設合併設立株式会社の株主及び債権者は、新設合併設立株式会社に對して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができ。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該新設合併設立株式会社の定めた費用を支払わなければならない。

- 一 前項第一号の書面の閲覧の請求
- 二 前項第一号の書面の謄本又は抄本の交付の請求
- 三 前項第一号の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
- 四 前項第一号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて新設合併設立株式会社に對して交付することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

5 前項の規定は、新設分割設立株式会社について準用する。この場合において、同項中「株主及び債権者」とあるのは「株主、債権者その他の利害関係人」と、同項各号中「前項第一号」とあるのは「前項第二号」と読み替えるものとする。

6 第四項の規定は、株式移転設立完全親会社について準用する。この場合において、同項中「株主及び債権者」とあるのは「株主及び新株予約権者」と、同項各号中「前項第一号」とあるのは「前項第三号」と読み替えるものとする。

第二目 持分会社の手続

(持分会社の設立の特則)

第八百十六条 第五百七十五条及び第五百七十八条の規定は、新設合併設立持分会社又は新設分割設立持分会社 (次項において「設立持分会社」という。) の設立については、適用しない。

2 設立持分会社の定款は、消滅会社等が作成する。

第四節 株式交付の手続

(株式交付計画に関する書面等の備置き及び閲覧等)

第八百十六条の二 株式交付親会社は、株式交付計画 (計画開始日から株式交付がその効力を生ずる日 (以下この節において「効力発生日」という。)) 後六箇月を経過する日までの間、株式交付計画の内容その他法務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。

2 前項に規定する「株式交付計画 (計画開始日)」とは、次に掲げる日のいずれか早い日をいう。

- 一 株式交付計画について株主総会 (種類株主と総会を含む。) の決議によつてその承認を受けた後六箇月を経過する日 (第三百九十九条第一項の日) の二週間前日 (第三百九十九条第一項の場合にあつては、同項の提案があつた日)
- 二 第八百十六条の六第三項の規定による通知の日又は同条第四項の公告の日のいずれか早い日

3 第八百十六条の八の規定による手続をしなければならぬときは、同条第二項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日

株式交付親会社の株主 (株式交付に際して株式交付子会社の株式及び新株予約権等の譲渡人

に對して交付する金銭等 (株式交付親会社の株式を除く。)) が株式交付親会社の株式に準ずるものとして法務省令で定めるもののみである場合以外の場合にあつては、株主及び債権者は、株式交付親会社に対して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができ。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該株式交付親会社の定めた費用を支払わなければならない。

- 一 第一項の書面の閲覧の請求
- 二 第一項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
- 三 第一項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

4 第一項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて株式交付親会社の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

第八百十六条の三 株式交付親会社の承認等

(株式交付計画の承認等)

2 株式交付親会社が株式交付子会社の株式及び新株予約権等の譲渡人に対して交付する金銭等 (株式交付親会社の株式等を除く。) の帳簿価額が株式交付親会社が譲り受ける株式交付子会社の株式及び新株予約権等の額として法務省令で定める額を超える場合には、取締役は、前項の株主総会において、その旨を説明しなければならない。

3 株式交付親会社が種類株式発行会社である場合において、次の各号に掲げるときは、株式交付は、当該各号に定める種類の株式 (譲渡制限株式であつて、第九百九十九条第四項の定款の定めがないものに限る。) の種類株主を構成員とする種類株主総会 (当該種類株主に係る株式の種類が二以上ある場合にあつては、当該二以上の株式の種類別に区分された種類株主を構成員とする各種類株主総会) の決議がなければ、その効力を生じない。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主が存しない場合は、この限りでない。

- 一 株式交付子会社の株式の譲渡人に対して交付する金銭等が株式交付親会社の株式であるとき 第七百七十四条の三第一項第三号の種類株式
- 二 株式交付子会社の新株予約権等の譲渡人に対して交付する金銭等が株式交付親会社の株

式であるとき 第七百七十四条の三第一項第八号イの種類の株式

(株式交付計画の承認を要しない場合等)

第八百十六条の四 前条第一項及び第二項の規定は、第一号に掲げる額の第二号に掲げる額に対する割合が五分の一（これを下回る割合を株式交付親会社の定款で定めた場合にあつては、その割合）を超えない場合には、適用しない。ただし、同項に規定する場合又は株式交付親会社が公開会社でない場合は、この限りでない。

一 次に掲げる額の合計額

イ 株式交付子会社の株式及び新株予約権等の譲渡人に対して交付する株式交付親会社の株式の数に一株当たり純資産額を乗じて得た額

ロ 株式交付子会社の株式及び新株予約権等の譲渡人に対して交付する株式交付親会社の社債、新株予約権又は新株予約権付社債の帳簿価額の合計額

ハ 株式交付子会社の株式及び新株予約権等の譲渡人に対して交付する株式交付親会社の株式等以外の財産の帳簿価額の合計額

ニ 株式交付親会社の純資産額として法務省令で定める方法により算定される額

2 前項本文に規定する場合において、法務省令で定める数の株式（前条第一項の株主総会において議決権を行使することができるとに限る。）を有する株主が第八百十六条の六第三項の規定による通知又は同条第四項の公告の日から二週間以内に株式交付に反対する旨を株式交付親会社に対し通知したときは、当該株式交付親会社は、効力発生日の前日までに、株主総会の決議によって、株式交付計画の承認を受けなければならない。

(株式交付をやめることの請求)

第八百十六条の五 株式交付が法令又は定款に違反する場合において、株式交付親会社の株主が不利益を受けるおそれがあるときは、株式交付親会社の株主は、株式交付親会社に対し、株式交付をやめることを請求することができる。ただし、前条第一項本文に規定する場合（同項ただし書又は同条第二項に規定する場合を除く。）は、この限りでない。

(反対株主の株式買取請求)

第八百十六条の六 株式交付をする場合には、反対株主は、株式交付親会社に対し、自己の所有する株式を公正な価格で買い取ることを請求する

ことができる。ただし、第八百十六条の四第一項本文に規定する場合（同項ただし書又は同条第二項に規定する場合を除く。）は、この限りでない。

2 前項に規定する「反対株主」とは、次の各号に掲げる場合における当該各号に定める株主をいう。

一 株式交付をするために株主総会（種類株主総会を含む。）の決議を要する場合 次に掲げる株主

イ 当該株主総会に先立って当該株式交付に反対する旨を当該株式交付親会社に対し通知し、かつ、当該株主総会において当該株式交付に反対した株主（当該株主総会において議決権を行使することができるものに限る。）

ロ 当該株主総会において議決権を行使することができない株主

3 株式交付親会社は、効力発生日の二十日前までに、その株主に対し、株式交付をする旨並びに株式交付子会社の商号及び住所を通知しなければならない。

4 次に掲げる場合には、前項の規定による通知は、公告をもってこれに代えることができる。

一 株式交付親会社が公開会社である場合

二 株式交付親会社が第八百十六条の三第一項の株主総会の決議によって株式交付計画の承認を受けた場合

5 第一項の規定による請求（以下この節において「株式買取請求」という。）は、効力発生日の二十日前の日から効力発生日の前日までの間に、その株式買取請求に係る株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）を明らかにしてしなければならない。

6 株券が発行されている株式について株式買取請求をしようとするときは、当該株式の株主は、株式交付親会社に対し、当該株式に係る株券を提出しなければならない。ただし、当該株券について第二百二十三条の規定による請求をした者については、この限りでない。

7 株式買取請求をした株主は、株式交付親会社の承諾を得た場合に限り、その株式買取請求を撤回することができる。

8 株式交付を中止したときは、株式買取請求は、その効力を失う。

9 第三百三十三条の規定は、株式買取請求に係る株式については、適用しない。

(株式の価格の決定等)

第八百十六条の七 株式買取請求があつた場合において、株式の価格の決定について、株主と株式交付親会社との間に協議が調つたときは、株式交付親会社は、効力発生日から六十日以内にその支払をしなければならない。

2 株式の価格の決定について、効力発生日から三十日以内に協議が調わないときは、株主又は株式交付親会社は、その期間の満了の日後三十日以内に、裁判所に対し、価格の決定の申立てをすることができる。

3 前条第七項の規定にかかわらず、前項に規定する場合において、効力発生日から六十日以内に同項の申立てがないときは、その期間の満了後は、株主は、いつでも、株式買取請求を撤回することができる。

4 株式交付親会社は、裁判所の決定した価格に対する第一項の期間の満了の日後の法定利率による利息をも支払わなければならない。

5 株式交付親会社は、株式の価格の決定があるまでは、株主に対し、当該株式交付親会社が公正な価格と認める額を支払うことができる。

6 株式買取請求に係る株式の買取りは、効力発生日に、その効力を生ずる。

7 株券発行会社は、株券が発行されている株式について株式買取請求があつたときは、株券と引換えに、その株式買取請求に係る株式の代金を支払わなければならない。

(債権者の異議)

第八百十六条の八 株式交付に際して株式交付子会社の株式及び新株予約権等の譲渡人に対して交付する金銭等（株式交付親会社の株式を除く。）が株式交付親会社の株式に準ずるものとして法務省令で定めるもののみである場合以外の場合には、株式交付親会社の債権者は、株式交付親会社に対し、株式交付について異議を述べることができる。

2 前項の規定により株式交付親会社の債権者が異議を述べることができる場合には、株式交付親会社は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第四号の期間は、一箇月を下ることができない。

一 株式交付をする旨

二 株式交付子会社の商号及び住所

三 株式交付親会社及び株式交付子会社の計算書類に関する事項として法務省令で定めるもの

四 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

3 前項の規定にかかわらず、株式交付親会社が同項の規定による公告を、官報のほか、第九百三十九条第一項の規定による定款の定めに従い、同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。

4 債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該株式交付について承認をしたものとみなす。

5 債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べたときは、株式交付親会社は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該株式交付しても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

(株式交付の効力発生日の変更)

第八百十六条の九 株式交付親会社は、効力発生日を変更することができる。

2 前項の規定による変更後の効力発生日は、株式交付計画において定めた当初の効力発生日から三箇月以内の日でなければならない。

3 第一項の場合には、株式交付親会社は、変更前の効力発生日（変更後の効力発生日が変更前の効力発生日の前日である場合にあつては、当該変更後の効力発生日）の前日までに、変更後の効力発生日を公告しなければならない。

4 第一項の規定により効力発生日を変更したときは、変更後の効力発生日を効力発生日とみなして、この節（第二項を除く。）及び前章（第七百七十四条の三第一項第十一号を除く。）の規定を適用する。

5 株式交付親会社は、第一項の規定による効力発生日の変更をする場合には、当該変更と同時に第七百七十四条の三第一項第十号の期日を変更することができる。

6 第三項及び第四項の規定は、前項の規定による第七百七十四条の三第一項第十号の期日の変更について準用する。この場合において、第四項中「この節（第二項を除く。）及び前章（第七百七十四条の三第一項第十一号を除く。）」とあるのは、「第七百七十四条の四、第七百七十四条の十及び前項」と読み替えるものとする。

(株式交付に関する書面等の備置き及び閲覧等)
第八百十六條の十 株式交付親会社は、効力発生日後遅滞なく、株式交付に際して株式交付親会社が譲り受けた株式交付子会社の株式の数その他の株式交付に関する事項として法務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

2 株式交付親会社は、効力発生日から六箇月間、前項の書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。

3 株式交付親会社の株主（株式交付に際して株式交付子会社の株式及び新株予約権等の譲渡人に対して交付する金銭等（株式交付親会社の株式を除く。）が株式交付親会社の株式に準ずるものとして法務省令で定めるもののみである場合以外の場合にあつては、株主及び債権者）は、株式交付親会社に対して、その営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、当該株式交付親会社の定めた費用を支払わなければならない。

一 前項の書面の閲覧の請求
 二 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求
 三 前項の電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
 四 前項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて株式交付親会社の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

第六編 外国会社
（外国会社の日本における代表者）
第八百十七條 外国会社は、日本において取引を継続しようとするときは、日本における代表者を定めなければならない。この場合においては、その日本における代表者のうち一人以上は、日本に住所を有する者でなければならない。

2 外国会社の日本における代表者は、当該外国会社の日本における業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

3 前項の権限に加えた制限は、善意の第三者に對抗することができない。

4 外国会社は、その日本における代表者がその職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。

(登記前の継続取引の禁止等)
第八百十八條 外国会社は、外国会社の登記をするまでは、日本において取引を継続してすることができない。

2 前項の規定に違反して取引をした者は、相手方に対し、外国会社と連帯して、当該取引によって生じた債務を弁済する責任を負う。

(貸借対照表に相当するものの公告)
第八百十九條 外国会社の登記をした外国会社（日本における同種の会社又は最も類似する会社が株式会社であるものに限り。）は、法務省令で定めるところにより、第四百三十八條第二項の承認と同種の手続又はこれに類似する手続の終結後遅滞なく、貸借対照表に相当するものを日本において公告しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、その公告方法が第九百三十九條第一項第一号又は第二号に掲げる方法である外国会社は、前項に規定する貸借対照表に相当するものの要旨を公告することで足りる。

3 前項の外国会社は、法務省令で定めるところにより、第一項の手続の終結後遅滞なく、同項に規定する貸借対照表に相当するものの内容である情報を、当該手続の終結の日後五年を経過する日までの間、継続して電磁的方法により日本において不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとることができる。この場合においては、前二項の規定は、適用しない。

4 金融商品取引法第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない外国会社については、前三項の規定は、適用しない。

(日本に住所を有する日本における代表者の退任)
第八百二十條 外国会社の登記をした外国会社は、日本における代表者（日本に住所を有するものに限り。）の全員が退任しようとするときは、当該外国会社の債権者に対し異議があれば一定の期間内にこれを述べることができる旨を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、当該期間は、一箇月を下ることができない。

2 債権者が前項の期間内に異議を述べたときは、同項の外国会社は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。ただし、同項の退任をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

3 第一項の退任は、前二項の手続が終了した後にその登記をすることによって、その効力を生ずる。

(擬似外国会社)
第八百二十一條 日本に本店を置き、又は日本において事業を行うことを主たる目的とする外国会社は、日本において取引を継続してすることができない。

2 前項の規定に違反して取引をした者は、相手方に対し、外国会社と連帯して、当該取引によって生じた債務を弁済する責任を負う。

(日本にある外国会社の財産についての清算)
第八百二十二條 裁判所は、次に掲げる場合には、利害関係人の申立てにより又は職権で、日本にある外国会社の財産の全部について清算の開始を命ずることができる。

一 外国会社が第八百二十七條第一項の規定による命令を受けた場合
 二 外国会社が日本において取引を継続してすることをやめた場合

2 前項の場合には、裁判所は、清算人を選任する。

3 第四百七十六條、第二編第九章第一節第二款、第四百九十二條、同節第四款及び第五百八條の規定並びに同章第二節（第五百十條、第五百十一條及び第五百十四條を除く。）の規定は、その性質上許されないものを除き、第一項の規定による日本にある外国会社の財産についての清算について準用する。

4 第八百二十條の規定は、外国会社が第一項の清算の開始を命じられた場合において、当該外国会社の日本における代表者（日本に住所を有するものに限り。）の全員が退任しようとするときは、適用しない。

(他の法律の適用関係)
第八百二十三條 外国会社は、他の法律の適用については、日本における同種の会社又は最も類似する会社とみなす。ただし、他の法律に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第七章 雑則
第一節 会社の解散命令等
（会社の解散命令）
第八百二十四條 裁判所は、次に掲げる場合において、公益を確保するため会社の存立を許すことができないと認めるときは、法務大臣又は株主、社員、債権者その他の利害関係人の申立てにより、会社の解散を命ずることができる。

1 会社の設立が不法な目的に基づいてされたとき。
 2 会社が正当な理由がないのにその成立の日から一年以上にその事業を開始せず、又は引き続き一年以上その事業を休止したとき。
 三 業務執行取締役、執行役又は業務を執行する社員が、法令若しくは定款で定める会社の権限を逸脱し若しくは濫用する行為又は刑罰法令に触れる行為をした場合において、法務大臣から書面による警告を受けたにもかかわらず、なお継続的に又は反覆して当該行為をしたとき。

2 株主、社員、債権者その他の利害関係人が前項の申立てをしたときは、裁判所は、会社の申立てにより、同項の申立てをした者に対し、相当の担保を立てるべきことを命ずることができる。

3 会社は、前項の規定による申立てをするには、第一項の申立てが善意によるものであることを疎明しなければならない。

4 民事訴訟法（平成八年法律第九号）第七十五條第五項及び第七項並びに第七十六條から第八十條までの規定は、第二項の規定により第一項の申立てについて立てるべき担保について準用する。

(会社の財産に関する保全処分)
第八百二十五條 裁判所は、前条第一項の申立てがあつた場合には、法務大臣若しくは株主、社員、債権者その他の利害関係人の申立てにより又は職権で、同項の申立てにつき決定があるまでの間、会社の財産に関し、管理人による管理を命ずる処分（次項において「管理命令」という。）その他の必要な保全処分を命ずることができる。

2 裁判所は、管理命令をする場合には、当該管理命令において、管理人を選任しなければならない。

3 裁判所は、法務大臣若しくは株主、社員、債権者その他の利害関係人の申立てにより又は職権で、前項の管理人を解任することができる。

4 裁判所は、第二項の管理人を選任した場合には、会社が当該管理人に対して支払う報酬の額を定めることができる。

5 第二項の管理人は、裁判所が監督する。

6 裁判所は、第二項の管理人に対し、会社の財産の状況の報告をし、かつ、その管理の計算をすることを命ずることができる。

1 会社は、前項の規定による申立てをするには、第一項の申立てが善意によるものであることを疎明しなければならない。

2 民事訴訟法（平成八年法律第九号）第七十五條第五項及び第七項並びに第七十六條から第八十條までの規定は、第二項の規定により第一項の申立てについて立てるべき担保について準用する。

(会社の財産に関する保全処分)
第八百二十五條 裁判所は、前条第一項の申立てがあつた場合には、法務大臣若しくは株主、社員、債権者その他の利害関係人の申立てにより又は職権で、同項の申立てにつき決定があるまでの間、会社の財産に関し、管理人による管理を命ずる処分（次項において「管理命令」という。）その他の必要な保全処分を命ずることができる。

2 裁判所は、管理命令をする場合には、当該管理命令において、管理人を選任しなければならない。

3 裁判所は、法務大臣若しくは株主、社員、債権者その他の利害関係人の申立てにより又は職権で、前項の管理人を解任することができる。

4 裁判所は、第二項の管理人を選任した場合には、会社が当該管理人に対して支払う報酬の額を定めることができる。

5 第二項の管理人は、裁判所が監督する。

6 裁判所は、第二項の管理人に対し、会社の財産の状況の報告をし、かつ、その管理の計算をすることを命ずることができる。

7 民法第六百四十四条、第六百四十六条、第六百四十七条及び第六百五十条の規定は、第二項の管理人について準用する。この場合において、同法第六百四十六条、第六百四十七条及び第六百五十条中「委任者」とあるのは、「会社」と読み替えるものとする。

（官庁等の法務大臣に対する通知義務）

第八百二十六条 裁判所その他の官庁、検察官又は吏員は、その職務上第八百二十四条第一項の申立て又は同項第三号の警告をすべき事由があることを知ったときは、法務大臣にその旨を通知しなければならない。

第二節 外国会社の取引継続禁止又は営業所閉鎖の命令

第八百二十七条 裁判所は、次に掲げる場合には、法務大臣又は株主、社員、債権者その他の利害関係人の申立てにより、外国会社が日本において取引を継続してすることの禁止又はその日本に設けられた営業所の閉鎖を命ずることができる。

一 外国会社の事業が不法な目的に基づいて行われたとき。

二 外国会社が正当な理由がないのに外国会社の登記の日から一年以上にその事業を開始せず、又は引き続き一年以上その事業を休止したとき。

三 外国会社が正当な理由がないのに支払を停止したとき。

2

第八百二十四条第二項から第四項まで及び前二条の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第八百二十四条第二項中「前項」とあり、同条第三項及び第四項中「第一項」とあり、並びに第八百二十五条第一項中「前条第一項」とあるのは、「第八百二十七条第一項」と、前条中「第八百二十四条第一項」とあるのは、「次条第一項」と、「同項第三号」とあるのは、「同項第四号」と読み替えるものとする。

第二章 訴訟

第一節 会社の組織に関する訴え

（会社の組織に関する行為の無効の訴え）
第八百二十八条 次の各号に掲げる行為の無効は、当該各号に定める期間に、訴えをもってのみ主張することができる。

- 一 会社の設立 会社の成立の日から二年以内
- 二 株式会社の成立後における株式の発行 株式の発行の効力が生じた日から六箇月以内（公開会社でない株式会社にあつては、株式の発行の効力が生じた日から一年以上以内）
- 三 自己株式の処分 自己株式の処分の効力が生じた日から六箇月以内（公開会社でない株式会社にあつては、自己株式の処分の効力が生じた日から一年以上以内）
- 四 新株予約権（当該新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合にあっては、当該新株予約権付社債についての社債を含む。以下この章において同じ。）の発行 新株予約権の発行の効力が生じた日から六箇月以内（公開会社でない株式会社にあつては、新株予約権の発行の効力が生じた日から一年以上以内）
- 五 株式会社における資本金の額の減少 資本金の額の減少の効力が生じた日から六箇月以内
- 六 会社の組織変更 組織変更の効力が生じた日から六箇月以内
- 七 会社の吸収合併 吸収合併の効力が生じた日から六箇月以内
- 八 会社の新設合併 新設合併の効力が生じた日から六箇月以内
- 九 会社の吸収分割 吸収分割の効力が生じた日から六箇月以内
- 十 会社の新設分割 新設分割の効力が生じた日から六箇月以内
- 十一 株式会社の株式交換 株式交換の効力が生じた日から六箇月以内
- 十二 株式会社の株式移転 株式移転の効力が生じた日から六箇月以内
- 十三 株式会社の株式交付 株式交付の効力が生じた日から六箇月以内

2

次の各号に掲げる行為の無効の訴えは、当該各号に定める者に限り、提起することができる。

- 一 前項第一号に掲げる行為 設立する株式会社の株主等（株主、取締役又は清算人（監査役設置会社にあつては株主、取締役、監査役又は清算人、指名委員会等設置会社にあつては株主、取締役、執行役又は清算人）をいう。以下この節において同じ。）又は設立する持分会社の社員等（社員又は清算人をいう。以下この項において同じ。）

- 二 前項第二号に掲げる行為 当該株式会社の株主等
- 三 前項第三号に掲げる行為 当該株式会社の株主等
- 四 前項第四号に掲げる行為 当該株式会社の株主等又は新株予約権者
- 五 前項第五号に掲げる行為 当該株式会社の株主等、破産管財人又は資本金の額の減少について承認をしなかつた債権者
- 六 前項第六号に掲げる行為 当該行為の効力が生じた日において組織変更をする会社の株主等若しくは社員等であつた者又は組織変更後の会社の株主等、社員等、破産管財人若しくは組織変更について承認をしなかつた債権者
- 七 前項第七号に掲げる行為 当該行為の効力が生じた日において吸収合併をする会社の株主等若しくは社員等であつた者又は吸収合併後存続する会社の株主等、社員等、破産管財人若しくは吸収合併について承認をしなかつた債権者
- 八 前項第八号に掲げる行為 当該行為の効力が生じた日において新設合併をする会社の株主等若しくは社員等であつた者又は新設合併により設立する会社の株主等、社員等、破産管財人若しくは新設合併について承認をしなかつた債権者
- 九 前項第九号に掲げる行為 当該行為の効力が生じた日において吸収分割契約をした会社の株主等若しくは社員等であつた者又は吸収分割契約をした会社の株主等、社員等、破産管財人若しくは吸収分割について承認をしなかつた債権者
- 十 前項第十号に掲げる行為 当該行為の効力が生じた日において新設分割をする会社の株主等若しくは社員等であつた者又は新設分割をする会社若しくは新設分割により設立する会社の株主等、社員等、破産管財人若しくは新設分割について承認をしなかつた債権者
- 十一 前項第十一号に掲げる行為 当該行為の効力が生じた日において株式交換契約をした会社の株主等若しくは社員等であつた者又は株式交換契約をした会社の株主等、社員等、破産管財人若しくは株式交換について承認をしなかつた債権者
- 十二 前項第十二号に掲げる行為 当該行為の効力が生じた日において株式移転をする株式

会社の株主等であつた者又は株式移転により設立する株式会社の株主等、破産管財人若しくは株式移転について承認をしなかつた債権者

十三 前項第十三号に掲げる行為 当該行為の効力が生じた日において株式交付親会社の株主等であつた者、株式交付に際して株式交付親会社に株式交付子会社の株式若しくは新株予約権等を譲り渡した者又は株式交付親会社の株主等、破産管財人若しくは株式交付について承認をしなかつた債権者

（新株発行等の不存在の確認の訴え）
第八百二十九条 次に掲げる行為については、当該行為が存在しないことの確認を、訴えをもって請求することができる。

- 一 株式会社の成立後における株式の発行
- 二 自己株式の処分
- 三 新株予約権の発行

（株主総会等の決議の不存在又は無効の確認の訴え）

第八百三十条 株主総会若しくは種類株主総会又は創立総会若しくは種類創立総会（以下この節及び第九百三十七条第一項第一号において「株主総会等」という。）の決議については、決議が存在しないことの確認を、訴えをもって請求することができる。

2 株主総会等の決議については、決議の内容が法令に違反することを理由として、決議が無効であることの確認を、訴えをもって請求することができる。

（株主総会等の決議の取消しの訴え）
第八百三十一条 次の各号に掲げる場合には、株主等（当該各号の株主総会等が創立総会又は種類創立総会である場合にあっては、株主等、設立時株主、設立時取締役又は設立時監査役）は、株主総会等の決議の日から三箇月以内に、訴えをもって当該決議の取消しを請求することができる。当該決議の取消しにより株主（当該決議が創立総会の決議である場合にあっては、設立時株主）又は取締役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役。以下この項において同じ。）、監査役若しくは清算人（当該決議が株主総会又は種類株主総会の決議である場合にあっては第三百四十六条第一項（第四百七十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定により取締役、監査役又は清算人としての権利義務を有

する者を含み、当該決議が創立総会又は種類創立総会の決議である場合にあっては設立時取締役（設立しようとする株式会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、設立時監査等委員である設立時取締役又はそれ以外の設立時取締役）又は設立時監査役を含む。）となる者も、同様とする。

一 株主総会等の招集の手続又は決議の方法が法令若しくは定款に違反し、又は著しく不正なとき。

二 株主総会等の決議の内容が定款に違反するとき。

三 株主総会等の決議について特別の利害関係を有する者が議決権を行使したことによって、著しく不当な決議がされたとき。

2 前項の訴えの提起があった場合において、株主総会等の招集の手続又は決議の方法が法令又は定款に違反するときであつても、裁判所は、その違反する事実が重大でなく、かつ、決議に影響を及ぼさないものであると認めるときは、同項の規定による請求を棄却することができる。

（持分会社の設立の取消しの訴え）

第八百三十二条 次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める者は、持分会社の成立の日から二年以内に、訴えをもって持分会社の設立の取消しを請求することができる。

一 社員が民法その他の法律の規定により設立に係る意思表示を取り消すことができるとき、当該社員

二 社員がその債権者を害することを知って持分会社を設立したとき、当該債権者

（会社の解散の訴え）

第八百三十三条 次に掲げる場合において、やむを得ない事由があるときは、総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）の議決権の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の議決権を有する株主又は発行済株式（自己株式を除く。）の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の数の株式を有する株主は、訴えをもって株式会社を解散を請求することができる。

一 株式会社が業務の執行において著しく困難な状況に至り、当該株式会社に回復することができない損害が生じ、又は生ずるおそれがあるとき。

二 株式会社の財産の管理又は処分が著しく失当で、当該株式会社の存立を危うくするとき。

2 やむを得ない事由がある場合には、持分会社の社員は、訴えをもって持分会社の解散を請求することができる。

（被告）

第八百三十四条 次の各号に掲げる訴え（以下この節において「会社の組織に関する訴え」と総称する。）については、当該各号に定める者を被告とする。

一 会社の設立の無効の訴え、設立する会社

二 株式会社の成立後における株式の発行の無効の訴え（第八百四十条第一項において「新株発行の無効の訴え」という。）株式の発行をした株式会社

三 自己株式の処分の無効の訴え、自己株式の処分をした株式会社

四 新株予約権の発行の無効の訴え、新株予約権の発行をした株式会社

五 株式会社の組織変更の無効の訴え、組織変更後の訴え、当該株式会社

六 株式会社の組織変更の無効の訴え、組織変更後の訴え、当該株式会社

七 株式会社の吸収合併の無効の訴え、吸収合併後存続する会社

八 株式会社の新設合併の無効の訴え、新設合併により設立する会社

九 株式会社の吸収分割の無効の訴え、吸収分割契約をした会社

十 株式会社の新設分割の無効の訴え、新設分割をする会社及び新設分割により設立する会社

十一 株式会社の株式交換の無効の訴え、株式交換契約をした会社

十二 株式会社の株式移転の無効の訴え、株式移転をする株式会社及び株式移転により設立する株式会社

十三 株式会社の株式交付の無効の訴え、株式交付親会社

十四 株式会社の株式交付の無効の訴え、株式交付親会社

十五 自己株式の処分が存在しないことの確認の訴え、自己株式の処分をした株式会社

十六 新株予約権の発行が存在しないことの確認の訴え、新株予約権の発行をした株式会社

十七 株主総会等の決議の取消しの訴え、当該株主総会等の決議の取消しの訴え、当該株主総会

十八 株主総会等の決議の取消しの訴え、当該株主総会等の決議の取消しの訴え、当該株主総会

十九 株主総会等の決議の取消しの訴え、当該株主総会等の決議の取消しの訴え、当該株主総会

二十 株主総会等の決議の取消しの訴え、当該株主総会等の決議の取消しの訴え、当該株主総会

二十一 株主総会等の決議の取消しの訴え、当該株主総会等の決議の取消しの訴え、当該株主総会

二十二 株主総会等の決議の取消しの訴え、当該株主総会等の決議の取消しの訴え、当該株主総会

二十三 株主総会等の決議の取消しの訴え、当該株主総会等の決議の取消しの訴え、当該株主総会

二十四 株主総会等の決議の取消しの訴え、当該株主総会等の決議の取消しの訴え、当該株主総会

二十五 株主総会等の決議の取消しの訴え、当該株主総会等の決議の取消しの訴え、当該株主総会

二十六 株主総会等の決議の取消しの訴え、当該株主総会等の決議の取消しの訴え、当該株主総会

二十七 株主総会等の決議の取消しの訴え、当該株主総会等の決議の取消しの訴え、当該株主総会

二十八 株主総会等の決議の取消しの訴え、当該株主総会等の決議の取消しの訴え、当該株主総会

二十九 株主総会等の決議の取消しの訴え、当該株主総会等の決議の取消しの訴え、当該株主総会

三十 株主総会等の決議の取消しの訴え、当該株主総会等の決議の取消しの訴え、当該株主総会

三十一 株主総会等の決議の取消しの訴え、当該株主総会等の決議の取消しの訴え、当該株主総会

三十二 株主総会等の決議の取消しの訴え、当該株主総会等の決議の取消しの訴え、当該株主総会

三十三 株主総会等の決議の取消しの訴え、当該株主総会等の決議の取消しの訴え、当該株主総会

三十四 株主総会等の決議の取消しの訴え、当該株主総会等の決議の取消しの訴え、当該株主総会

三十五 株主総会等の決議の取消しの訴え、当該株主総会等の決議の取消しの訴え、当該株主総会

三十六 株主総会等の決議の取消しの訴え、当該株主総会等の決議の取消しの訴え、当該株主総会

とを理由として当該決議が無効であることの確認の訴え、当該株式会社

十七 株主総会等の決議の取消しの訴え、当該株主総会

十八 株主総会等の決議の取消しの訴え、当該株主総会

十九 株主総会等の決議の取消しの訴え、当該株主総会

二十 株主総会等の決議の取消しの訴え、当該株主総会

二十一 株主総会等の決議の取消しの訴え、当該株主総会

二十二 株主総会等の決議の取消しの訴え、当該株主総会

二十三 株主総会等の決議の取消しの訴え、当該株主総会

二十四 株主総会等の決議の取消しの訴え、当該株主総会

二十五 株主総会等の決議の取消しの訴え、当該株主総会

二十六 株主総会等の決議の取消しの訴え、当該株主総会

二十七 株主総会等の決議の取消しの訴え、当該株主総会

二十八 株主総会等の決議の取消しの訴え、当該株主総会

二十九 株主総会等の決議の取消しの訴え、当該株主総会

三十 株主総会等の決議の取消しの訴え、当該株主総会

三十一 株主総会等の決議の取消しの訴え、当該株主総会

三十二 株主総会等の決議の取消しの訴え、当該株主総会

三十三 株主総会等の決議の取消しの訴え、当該株主総会

三十四 株主総会等の決議の取消しの訴え、当該株主総会

三十五 株主総会等の決議の取消しの訴え、当該株主総会

三十六 株主総会等の決議の取消しの訴え、当該株主総会

三十七 株主総会等の決議の取消しの訴え、当該株主総会

三十八 株主総会等の決議の取消しの訴え、当該株主総会

三十九 株主総会等の決議の取消しの訴え、当該株主総会

四十 株主総会等の決議の取消しの訴え、当該株主総会

四十一 株主総会等の決議の取消しの訴え、当該株主総会

四十二 株主総会等の決議の取消しの訴え、当該株主総会

四十三 株主総会等の決議の取消しの訴え、当該株主総会

四十四 株主総会等の決議の取消しの訴え、当該株主総会

四十五 株主総会等の決議の取消しの訴え、当該株主総会

四十六 株主総会等の決議の取消しの訴え、当該株主総会

四十七 株主総会等の決議の取消しの訴え、当該株主総会

四十八 株主総会等の決議の取消しの訴え、当該株主総会

四十九 株主総会等の決議の取消しの訴え、当該株主総会

五十 株主総会等の決議の取消しの訴え、当該株主総会

五十一 株主総会等の決議の取消しの訴え、当該株主総会

五十二 株主総会等の決議の取消しの訴え、当該株主総会

五十三 株主総会等の決議の取消しの訴え、当該株主総会

五十四 株主総会等の決議の取消しの訴え、当該株主総会

五十五 株主総会等の決議の取消しの訴え、当該株主総会

五十六 株主総会等の決議の取消しの訴え、当該株主総会

五十七 株主総会等の決議の取消しの訴え、当該株主総会

五十八 株主総会等の決議の取消しの訴え、当該株主総会

五十九 株主総会等の決議の取消しの訴え、当該株主総会

六十 株主総会等の決議の取消しの訴え、当該株主総会

するときは、その弁論及び裁判は、併合してしなければならない。

（認容判決の効力が及ぶ者の範囲）

第八百三十八条 会社の組織に関する訴えに係る請求を認容する確定判決は、第三者に対してもその効力を有する。

（無効又は取消しの判決の効力）

第八百三十九条 会社の組織に関する訴え（第八百三十四条第一号から第十二号の二まで、第十八号及び第十九号に掲げる訴えに限る。）に係る請求を認容する判決が確定したときは、当該判決において無効とされ、又は取り消された行為（当該行為によつて会社が設立された場合にあっては当該設立を含み、当該行為に際して株式又は新株予約権が交付された場合にあっては当該株式又は新株予約権を含む。）は、将来に向かってその効力を失う。

（新株発行の無効判決の効力）

第八百四十条 新株発行の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該株式会社が、当該判決の確定時における当該株式に係る株主に対し、払込みを受けた金額又は給付を受けた財産の給付の時における価額に相当する金銭を支払わなければならない。この場合において、当該株式会社が株券発行会社であるときは、当該株式会社が、当該株主に対し、当該金銭の支払をするのと引換えに、当該株式に係る旧株券（前条の規定により効力を失った株式に係る株券をいう。以下この節において同じ。）を返還することを請求することができる。

2 前項の金銭の金額が同項の判決が確定した時における会社財産の状況に照らして著しく不当であるときは、裁判所は、同項前段の株式会社が株主の申立てにより、当該金額の増減を命ずることができる。

3 前項の申立ては、同項の判決が確定した日から六箇月以内になければならない。

4 第一項前段に規定する場合には、同項前段の株式を目的とする質権は、同項の金銭について存在する。

5 第一項前段に規定する場合には、前項の質権の登録株式質権者は、第一項前段の株式会社から同項の金銭を受領し、他の債権者に先立って自己の債権の弁済に充てることができる。

6 前項の債権の弁済期が到来していないときは、同項の登録株式質権者は、第一項前段の株式会社に同項の金銭に相当する金額を供託させ

ることができる。この場合において、質権は、その供託金について存在する。

（自己株式の処分は無効判決の効力）

第八百四十一条 自己株式の処分の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該株式会社は、当該判決の確定時における当該自己株式に係る株主に對し、払込みを受けた金額又は給付を受けた財産の給付の時における価額に相当する金銭を支払わなければならない。この場合において、当該株式会社が株券発行会社であるときは、当該株式会社が、当該株主に對し、当該金銭の支払をするのと引換えに、当該自己株式に係る旧株券を返還することを請求することができる。

2 前条第二項から第六項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第四項中「株式」とあるのは、「自己株式」と読み替えるものとする。

（新株予約権発行之無効判決の効力）

第八百四十二条 新株予約権の発行之無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該株式会社は、当該判決の確定時における当該新株予約権に係る新株予約権者に對し、払込みを受けた金額又は給付を受けた財産の給付の時における価額に相当する金銭を支払わなければならない。この場合において、当該新株予約権に係る新株予約権証券（当該新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合にあっては、当該新株予約権付社債に係る新株予約権付社債債権）以下この項において同じ。）を発行しているときは、当該株式会社は、当該新株予約権者に對し、当該金銭の支払をするのと引換えに、第八百三十九条の規定により効力を失った新株予約権に係る新株予約権証券を返還することを請求することができる。

2 第八百四十条第二項から第六項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「株主」とあるのは、「新株予約権者」と、同条第四項中「株式」とあるのは、「新株予約権」と、同条第五項及び第六項中「登録株式質権者」とあるのは、「登録新株予約権質権者」と読み替えるものとする。

（合併又は会社分割の無効判決の効力）

第八百四十三条 次の各号に掲げる行為の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該行為をした会社は、当該行為の効力が生じた日後に当該各号に定める会社が負担した債務について、連帯して弁済する責任を負う。

一 会社の吸収合併 吸収合併後存続する会社
二 会社の新設合併 新設合併により設立する会社
三 会社の吸収分割 吸収分割をする会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を当該会社から承継する会社
四 会社の新設分割 新設分割により設立する会社

2 前項に規定する場合においては、同項各号に掲げる行為の効力が生じた日後に当該各号に定める会社が取得した財産は、当該行為をした会社の共有に属する。ただし、同項第四号に掲げる行為を一の会社がした場合には、同号に定める会社が取得した財産は、当該行為をした一の会社に属する。

3 第一項及び前項本文に規定する場合には、各会社の第一項の債務の負担部分及び前項本文の財産の共有持分は、各会社の協議によつて定めらる。

4 各会社の第一項の債務の負担部分又は第二項本文の財産の共有持分について、前項の協議が調わないときは、裁判所は、各会社の申立てにより、第一項各号に掲げる行為の効力が生じた時における各会社の財産の額その他一切の事情を考慮して、これを定める。

（株式交換又は株式移転の無効判決の効力）

第八百四十四条 株式会社の株式交換又は株式移転の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合において、株式交換又は株式移転をする株式会社（以下この条において「旧完全子会社」という。）の発行済株式の全部を取得する株式会社（以下この条において「旧完全親会社」という。）が当該株式交換又は株式移転に際して当該旧完全親会社の株式（以下この条において「旧完全親会社株式」という。）を交付したときは、当該旧完全親会社は、当該判決の確定時における当該旧完全親会社株式に係る株主に對し、当該株式交換又は株式移転の際に当該旧完全親会社株式の交付を受けた者が有していた旧完全子会社の株式（以下この条において「旧完全子会社株式」という。）を交付しなければならない。この場合において、旧完全親会社が株券発行会社であるときは、当該旧完全親会社は、当該株主に對し、当該旧完全子会社株式を交付するのと引換えに、当該旧完全親会社株式に係る旧株券を返還することを請求することができる。

2 前項前段に規定する場合においては、旧完全親会社株式を目的とする質権は、旧完全子会社株式について存在する。

3 前項の質権の質権者が登録株式質権者であるときは、旧完全親会社は、第一項の判決の確定後遅滞なく、旧完全子会社株式に對し、当該登録株式質権者についての第百四十八条各号に掲げる事項を通知しなければならない。

4 前項の規定による通知を受けた旧完全子会社は、その株主名簿に同項の登録株式質権者の質権の目的である株式に係る株主名簿記載事項を記載し、又は記録した場合においては、直ちに、当該株主名簿に当該登録株式質権者についての第百四十八条各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

5 第三項に規定する場合において、同項の旧完全子会社が株券発行会社であるときは、旧完全親会社は、登録株式質権者に對し、第二項の旧完全子会社株式に係る株券を引き渡さなければならない。ただし、第一項前段の株主が旧完全子会社株式の交付を受けるために旧完全親会社株式に係る旧株券を提出しなければならない場合には、旧株券の提出があるまでの間は、この限りでない。

（株式交付の無効判決の効力）

第八百四十四条の二 株式会社の株式交付の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合において、株式交付親会社が当該株式交付に際して当該株式交付親会社の株式（以下この条において「旧株式交付親会社株式」という。）を交付したときは、当該株式交付親会社は、当該判決の確定時における当該旧株式交付親会社株式に係る株主に對し、当該株式交付の際に当該旧株式交付親会社株式の交付を受けた者から給付を受けた株式交付子会社の株式及び新株予約権等（以下この条において「旧株式交付子会社株式等」という。）を返還しなければならない。この場合において、株式交付親会社が株券発行会社であるときは、当該株式交付親会社は、当該株主に對し、当該旧株式交付子会社株式等を返還するのと引換えに、当該旧株式交付親会社株式に係る旧株券を返還することを請求することができる。

2 前項前段に規定する場合においては、旧株式交付親会社株式を目的とする質権は、旧株式交付子会社株式等について存在する。

（持分会社の設立の無効又は取消しの判決の効力）

第八百四十五条 持分会社の設立の無効又は取消しの訴えに係る請求を認容する判決が確定した

場合において、その無効又は取消しの原因が一部の社員のみにあるときは、他の社員の全員の同意によつて、当該持分会社を継続することができる。この場合においては、当該原因がある社員は、退社したものとみなす。

（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）

第八百四十六条 会社の組織に関する訴えを提起した原告が敗訴した場合において、原告に悪意又は重大な過失があったときは、原告は、被告に對し、連帯して損害を賠償する責任を負う。

第一節の二 売渡株式等の取得の無効の訴え

（売渡株式等の取得の無効の訴え）

第八百四十六条の二 株式等売渡請求に係る売渡株式等の全部の取得の無効は、取得日（第百七十九条の二第一項第五号に規定する取得日をいう。以下この条において同じ。）から六箇月以内（対象会社が公開会社でない場合にあっては、当該取得日から一年以内）に、訴えをもつてのみ主張することができる。

2 前項の訴え（以下この節において「売渡株式等の取得の無効の訴え」という。）は、次に掲げる者に限り、提起することができる。

一 取得日において売渡株主（株式売渡請求に併せて新株予約権売渡請求がされた場合にあっては、売渡株主又は売渡新株予約権者。第百四十六条の五第一項において同じ。）であつた者

二 取得日において対象会社の取締役（監査役設置会社にあつては取締役又は監査役、指名委員会等設置会社にあつては取締役又は執行役。以下この号において同じ。）であつた者又は対象会社の取締役若しくは清算人（被告）

第八百四十六条の三 売渡株式等の取得の無効の訴えについては、特別支配株主を被告とする。

（訴えの管轄）

第八百四十六条の四 売渡株式等の取得の無効の訴えは、対象会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

（担保提供命令）

第八百四十六条の五 売渡株式等の取得の無効の訴えについては、裁判所は、被告の申立てにより、当該売渡株式等の取得の無効の訴えを提起した売渡株主に對し、相当の担保を立てるべきことを命ずることができる。ただし、当該売渡

株主が対象会社の取締役、監査役、執行役又は清算人であるときは、この限りでない。

2 被告は、前項の申立てをするには、原告の訴えの提起が悪意によるものであることを疎明しなければならない。

（弁論等の必要の併合）

第八百四十六條の六 同一の請求を目的とする売渡株式等の取得の無効の訴えに係る訴訟が数個同時に係属するときは、その弁論及び裁判は、併合してしなければならない。

（認容判決の効力が及ぶ者の範囲）

第八百四十六條の七 売渡株式等の取得の無効の訴えに係る請求を認容する確定判決は、第三者に対してもその効力を有する。

（無効の判決の効力）

第八百四十六條の八 売渡株式等の取得の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該判決において無効とされた売渡株式等の全部の取得は、将来に向かってその効力を失う。

（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）

第八百四十六條の九 売渡株式等の取得の無効の訴えを提起した原告が敗訴した場合において、原告に悪意又は重大な過失があったときは、原告は、被告に対し、連帯して損害を賠償する責任を負う。

第二節 株式会社における責任追及等の訴え

（株主による責任追及等の訴え）

第八百四十七條 六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前から引き続き株式を有する株主（第八百八十九條第二項の定款の定めによりその権利を行使することができない単元未満株主を除く。）は、株式会社に對し、書面その他の法務省令で定める方法により、発起人、設立時取締役、設立時監査役、役員等（第四百二十三條第一項に規定する役員等をいう。）若しくは清算人（以下この節において「発起人等」という。）の責任を追及する訴え、第二百二條の二第一項、第二百二十二條第一項若しくは第二百八十五條第一項の規定による支払を求める訴え、第二百二十條第三項の利益の返還を求める訴え又は第二百二十三條の二第二項若しくは第二百八十六條の二第二項の規定による支払若しくは給付を求める訴え（以下この節において「責任追及等の訴え」という。）の提起を請求することができる。ただし、責任

追及等の訴えが当該株主若しくは第三者の不正な利益を図り又は当該株式会社に損害を加えることを目的とする場合は、この限りでない。

2 公開会社でない株式会社における前項の規定の適用については、同項中「六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前から引き続き株式を有する株主」とあるのは、「株主」とする。

3 株式会社が第一項の規定による請求の日から六十日以内に責任追及等の訴えを提起しないときは、当該請求をした株主は、株式会社のために、責任追及等の訴えを提起することができる。

4 株式会社は、第一項の規定による請求の日から六十日以内に責任追及等の訴えを提起しない場合において、当該請求をした株主又は同項の発起人等から請求を受けたときは、当該請求をした者に対し、遅滞なく、責任追及等の訴えを提起しない理由を書面その他の法務省令で定める方法により通知しなければならない。

5 第一項及び第三項の規定にかかわらず、同項の期間の経過により株式会社に回復することができない損害が生ずるおそれがある場合には、第一項の株主は、株式会社のために、直ちに責任追及等の訴えを提起することができる。ただし、同項ただし書に規定する場合は、この限りでない。

（旧株主による責任追及等の訴え）

第八百四十七條の二 次の各号に掲げる行為の効力が生じた日の六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前から当該日まで引き続き株式会社の株主であった者（第八百八十九條第二項の定款の定めによりその権利を行使することができない単元未満株主であった者を除く。以下この条において「旧株主」という。）は、当該株式会社の株主でなくなった場合であっても、当該各号に定めるときは、当該株式会社が（第二号に定める場合にあっては、同号の吸収合併後存続する株式会社。以下この節において「株式交換等完全子会社」という。）に対し、書面その他の法務省令で定める方法により、責任追及等の訴え（次の各号に掲げる行為の効力が生じた時までにその原因となった事実が生じた責任又は義務に係るものに限る。以下この条において同じ。）の提起を請求することができる。ただし、責任追及等の訴えが当該旧株主若しくは第三者の不正な利益を

図り又は当該株式交換等完全子会社若しくは次の各号の完全親会社（特定の株式会社の発行済株式の全部を有する株式会社その他これと同等のものとして法務省令で定める株式会社をいう。以下この節において同じ。）に損害を加えることを目的とする場合は、この限りでない。

一 当該株式会社の株式交換又は株式移転 当該株式交換又は株式移転により当該株式会社の完全親会社の株式を取得し、引き続き当該株式を有するとき。

二 当該株式会社が吸収合併により消滅する会社となる吸収合併 当該吸収合併により、吸収合併後存続する株式会社の完全親会社の株式を取得し、引き続き当該株式を有するとき。

2 公開会社でない株式会社における前項の規定の適用については、同項中「次の各号に掲げる行為の効力が生じた日の六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前から当該日まで引き続き」とあるのは、「次の各号に掲げる行為の効力が生じた日において」とする。

3 旧株主は、第一項各号の完全親会社の株主でなくなった場合であっても、次に掲げるときは、株式交換等完全子会社に対し、書面その他の法務省令で定める方法により、責任追及等の訴えの提起を請求することができる。ただし、責任追及等の訴えが当該旧株主若しくは第三者の不正な利益を図り又は当該株式交換等完全子会社若しくは次の各号の株式を発行している株式会社に損害を加えることを目的とする場合は、この限りでない。

一 当該完全親会社の株式交換又は株式移転により当該完全親会社の完全親会社の株式を取得し、引き続き当該株式を有するとき。

二 当該完全親会社が合併により消滅する会社となる合併により、合併により設立する株式会社が又は合併後存続する株式会社が若しくはその完全親会社の株式を取得し、引き続き当該株式を有するとき。

4 前項の規定は、同項第一号（この項又は次項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に掲げる場合において、旧株主が同号の株式の株主でなくなったときについて準用する。

5 第三項の規定は、同項第二号（前項又はこの項において準用する場合を含む。以下この項に

において同じ。）に掲げる場合において、旧株主が同号の株式の株主でなくなったときについて準用する。この場合において、第三項（前項又はこの項において準用する場合を含む。）中「当該完全親会社」とあるのは、「合併により設立する株式会社又は合併後存続する株式会社若しくはその完全親会社」と読み替えるものとする。

6 株式交換等完全子会社が第一項又は第三項（前二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による請求（以下この条において「提訴請求」という。）の日から六十日以内に責任追及等の訴えを提起しないときは、当該提訴請求をした旧株主は、株式交換等完全子会社のために、責任追及等の訴えを提起することができる。

7 株式交換等完全子会社は、提訴請求の日から六十日以内に責任追及等の訴えを提起しない場合において、当該提訴請求をした旧株主又は当該提訴請求に係る責任追及等の訴えの被告となることとなる発起人等から請求を受けたときは、当該請求をした者に対し、遅滞なく、責任追及等の訴えを提起しない理由を書面その他の法務省令で定める方法により通知しなければならない。

8 第一項、第三項及び第六項の規定にかかわらず、同項の期間の経過により株式交換等完全子会社に回復することができない損害が生ずるおそれがある場合には、提訴請求をすることができる旧株主は、株式交換等完全子会社のために、直ちに責任追及等の訴えを提起することができる。

9 株式交換等完全子会社に係る適格旧株主（第一項本文又は第三項本文の規定によれば提訴請求をすることができることとなる旧株主をいう。以下この節において同じ。）がある場合において、第一項各号に掲げる行為の効力が生じた時までにその原因となった事実が生じた責任又は義務を免除するときにおける第五十五條、第二百二條の二第二項、第二百二十三條第三項、第二百三十五條第五項、第二百三十三條の二第二項、第二百八十六條の二第二項、第四百二十四條（第四百八十六條第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二條第三項ただし書、第四百六十四條第二項及び第四百六十五條第二項の規定の適用については、これらの規定中「総株主」と

あるのは、「総株主及び第八百四十七条の二第九項に規定する適格旧株主の全員」とする。
(最終完全親会社等の株主による特定責任追及の訴え)

第八百四十七条の三 六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前

から引き続き株式会社等の最終完全親会社等（当該株式会社等の完全親会社等であつて、その完全親会社等がないものをいう。以下この節において同じ。）の総株主（株主総会において決議をすることができず事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）の議決権の百分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の議決権を有する株主又は当該最終完全親会社等の発行済株式（自己株式を除く。）の百分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の数の株式を有する株主は、当該株式会社に対し、書面その他の法務省令で定める方法により、特定責任に係る責任追及等の訴え（以下この節において「特定責任追及の訴え」という。）の提起を請求することができ、ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 特定責任追及の訴えが当該株主若しくは第三者の不正な利益を図り又は当該株式会社若しくは当該最終完全親会社等に損害を加えることを目的とする場合
二 当該特定責任の原因となった事実によつて当該最終完全親会社等に損害が生じていない場合

2 前項に規定する「完全親会社等」とは、次に掲げる株式会社をいう。

一 完全親会社
二 株式会社の発行済株式の全部を他の株式会社及びその完全子会社等（株式会社等がその株式又は持分の全部を有する法人をいう。以下この条及び第八百四十九条第三項において同じ。）又は他の株式会社の完全子会社等が有する場合における当該他の株式会社（完全親会社を除く。）

3 前項第二号の場合において、同号の他の株式会社及びその完全子会社等又は同号の他の株式会社の完全子会社等が他の法人の株式又は持分の全部を有する場合における当該他の法人は、当該他の株式会社の完全子会社等とみなす。

4 第一項に規定する「特定責任」とは、当該株式会社の発起人等の責任の原因となった事実が

生じた日において最終完全親会社等及びその完全子会社等（前項の規定により当該完全子会社等とみなされるものを含む。次項及び第八百四十九条第三項において同じ。）における当該株式会社の株式の帳簿価額が当該最終完全親会社等の総資産額として法務省令で定める方法により算定される額の五分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）を超える場合における当該発起人等の責任をいう（第十項及び同条第七項において同じ。）。

5 最終完全親会社等が、発起人等の責任の原因となった事実が生じた日において最終完全親会社等であった株式会社をその完全子会社等として、当該最終完全親会社等であった株式会社を同項の最終完全親会社等とみなす。

6 公開会社でない最終完全親会社等における第一項の規定の適用については、同項中「六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前」から引き続き株式会社」とあるのは、「株式会社」とする。

7 株式会社が第一項の規定による請求の日から六十日以内に特定責任追及の訴えを提起しないときは、当該請求をした最終完全親会社等の株主は、株式会社のために、特定責任追及の訴えを提起することができる。

8 株式会社は、第一項の規定による請求の日から六十日以内に特定責任追及の訴えを提起しない場合において、当該請求をした最終完全親会社等の株主又は当該請求に係る特定責任追及の訴えの被告となることとなる発起人等から請求を受けたときは、当該請求をした者に対し、遅滞なく、特定責任追及の訴えを提起しない理由を書面その他の法務省令で定める方法により通知しなければならない。

9 第一項及び第七項の規定にかかわらず、同項の期間の経過により株式会社に回復することができない損害が生ずるおそれがある場合には、第一項に規定する株主は、株式会社のために、直ちに特定責任追及の訴えを提起することができる。ただし、同項ただし書に規定する場合は、この限りでない。

10 株式会社に最終完全親会社等がある場合において、特定責任を免除するときにおける第五十五条、第二百三十三条第三項、第二百二十条第五項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項

ただし書、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項の規定の適用については、これらの規定中「総株主」とあるのは、「総株主及び株式会社（第八百四十七条の三第一項に規定する最終完全親会社等の総株主）」とする。
(責任追及等の訴えに係る訴訟費用等)

第八百四十七条の四 第八百四十七条第三項若しくは第五項、第八百四十七条の二第六項若しくは第八項又は前条第七項若しくは第九項の責任追及等の訴えは、訴訟の目的の価額の算定については、財産権上の請求でない請求に係る訴えとみなす。

2 株主等（株主、適格旧株主又は最終完全親会社等の株主をいう。以下この節において同じ。）が責任追及等の訴えを提起したときは、裁判所は、被告の申立てにより、当該株主等に対し、相当の担保を立てるべきことを命ずることができ、

3 被告が前項の申立てをするには、責任追及等の訴えの提起が悪意によるものであることを疎明しなければならない。
(訴えの管轄)

第八百四十八条 責任追及等の訴えは、株式会社又は株式交換等完全子会社（以下この節において「株式会社等」という。）の本店の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。
(訴訟参加)

第八百四十九条 株主等又は株式会社等は、共同訴訟人として、又は当事者の一方を補助するため、責任追及等の訴え（適格旧株主にあつては第八百四十七条の二第一項各号に掲げる行為の効力が生じた時までにその原因となった事実が生じた責任又は義務に係るもの）に限り、最終完全親会社等の株主にあつては特定責任追及の訴えに限る。）に係る訴訟に参加することができる。ただし、不当に訴訟手続を遅延させることとなるとき、又は裁判所に対し過大な事務負担を及ぼすこととなるときは、この限りでない。

2 次の各号に掲げる者は、株式会社等の株主でない場合であっても、当事者の一方を補助するため、当該各号に定める者が提起した責任追及等の訴えに係る訴訟に参加することができる。ただし、前項ただし書に規定するときは、この限りでない。

一 株式交換等完全親会社（第八百四十七条の二第一項各号に定める場合又は同条第三項第一号（同条第四項及び第五項において準用す

る場合を含む。以下この号において同じ。）若しくは第二号（同条第四項及び第五項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に掲げる場合における株式交換等完全子会社の完全親会社（同条第一項各号に掲げる行為又は同条第三項第一号の株式交換若しくは株式移転若しくは同項第二号の合併の効力が生じた時においてその完全親会社が、あるものを除く。）であつて、当該完全親会社の株式交換若しくは株式移転又は当該完全親会社が合併により消滅する会社となる合併によりその完全親会社となった株式会社が、適格旧株主

二 最終完全親会社等 当該最終完全親会社等の株主

3 株式会社等、株式交換等完全親会社又は最終完全親会社等が、当該株式会社等、当該株式交換等完全親会社の株式交換等完全子会社又は当該最終完全親会社等の完全子会社等である株式会社の取締役（監査等委員及び監査委員を除く。）、執行役員及び清算人並びにこれらの者であつた者を補助するため、責任追及等の訴えに係る訴訟に参加するには、次の各号に掲げる株式会社の区分に応じ、当該各号に定める者の同意を得なければならない。

一 監査役設置会社 監査役（監査役が二人以上ある場合にあつては、各監査役）
二 監査等委員会設置会社 各監査等委員
三 指名委員会等設置会社 各監査委員

4 株主等は、責任追及等の訴えを提起したときは、遅滞なく、当該株式会社等に対し、訴訟告知をしなければならない。

5 株式会社等は、責任追及等の訴えを提起したとき、又は前項の訴訟告知を受けたときは、遅滞なく、その旨を公告し、又は株主に通知しなければならない。

6 株式会社等に株式交換等完全親会社がある場合であつて、前項の責任追及等の訴え又は訴訟告知が第八百四十七条の二第一項各号に掲げる行為の効力が生じた時までにその原因となった事実が生じた責任又は義務に係るものであるときは、当該株式会社等は、前項の規定による公告又は通知のほか、当該株式交換等完全親会社に対し、遅滞なく、当該責任追及等の訴えを提起し、又は当該訴訟告知を受けた旨を通知しなければならない。

7 株式会社等に最終完全親会社等がある場合であつて、第五項の責任追及等の訴え又は訴訟告知が特定責任に係るものであるときは、当該株式会社等は、同項の規定による公告又は通知のほか、当該最終完全親会社等に対し、遅滞なく、当該責任追及等の訴えを提起し、又は当該訴訟告知を受けた旨を通知しなければならない。

8 第六項の株式交換等完全親会社が株式交換等完全子会社の発行済株式の全部を有する場合における同項の規定及び前項の最終完全親会社等が株式会社等の発行済株式の全部を有する場合における同項の規定の適用については、これらの規定中「のほか」とあるのは、「に代えて」とする。

9 公開会社でない株式会社等における第五項から第七項までの規定の適用については、第五項中「公告し、又は株主に通知し」とあるのは「株主に通知し」と、第六項及び第七項中「公告又は通知」とあるのは「通知」とする。

10 次の各号に掲げる場合には、当該各号に規定する株式会社は、遅滞なく、その旨を公告し、又は当該各号に定める者に通知しなければならない。

一 株式交換等完全親会社が第六項の規定による通知を受けた場合 適格旧株主

二 最終完全親会社等が第七項の規定による通知を受けた場合 当該最終完全親会社等の株主

11 前項各号に規定する株式会社が公開会社でない場合における同項の規定の適用については、同項中「公告し、又は当該各号に定める者に通知し」とあるのは、「当該各号に定める者に通知し」とする。

(和解)

第八百四十九条の二 株式会社等が、当該株式会社等の取締役（監査等委員及び監査委員を除く。）の執行役及び清算人並びにこれらの者であつた者の責任を追及する訴えに係る訴訟における和解をするには、次の各号に掲げる株式会社の区分に応じ、当該各号に定める者の同意を得なければならない。

一 監査役設置会社 監査役（監査役が二人以上ある場合にあつては、各監査役）

二 監査等委員会設置会社 各監査等委員

三 指名委員会等設置会社 各監査委員

における和解の当事者でない場合には、当該訴訟における訴訟の目的については、適用しない。ただし、当該株式会社等の承認がある場合は、この限りでない。

2 前項に規定する場合において、裁判所は、株式会社等に対し、和解の内容を通知し、かつ、当該和解に異議があるときは二週間以内に異議を述べるべき旨を催告しなければならない。

3 株式会社等が前項の期間内に書面により異議を述べなかつたときは、同項の規定による通知の内容で株主等が和解することを承認したものとみなす。

4 第五十五条、第二百二条の二第二項、第二百三十三条、第二百八十六条の二第二項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項の規定は、責任追及等の訴えに係る訴訟における和解をする場合には、適用しない。

(株主でなくかつた者の訴訟提起)

第八百五十一条 責任追及等の訴えを提起した株主又は第八百四十九条の規定により共同訴訟人として当該責任追及等の訴えに係る訴訟に参加した株主が当該訴訟の係属中に株主でなくなつた場合であつても、次に掲げるときは、その者が、訴訟を進行することができる。

一 その者が当該株式会社の株式交換又は株式移転により当該株式会社の完全親会社の株式を取得したとき。

二 その者が当該株式会社が合併により消滅する会社となる合併により、合併により設立する株式会社又は合併後存続する株式会社若しくはその完全親会社の株式を取得したとき。

2 前項の規定は、同項第一号（この項又は次項において準用する場合を含む。）に掲げる場合において、前項の株主が同項の訴訟の係属中に当該株式会社の完全親会社の株式の株主でなくなつたときについて準用する。この場合において、同項（この項又は次項において準用する場合を含む。）中「当該株式会社」とあるのは、「当該完全親会社」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定は、同項第二号（前項又はこの項において準用する場合を含む。）に掲げる場合において、第一項の株主が同項の訴訟の係属中に合併により設立する株式会社又は合併後存続する株式会社若しくはその完全親会社の株式の株主でなくなつたときについて準用する。この場合において、同項（前項又はこの項において準用する場合を含む。）中「当該株式会社」とあるのは、「合併により設立する株式会社」と読み替えるものとする。

中合併により設立する株式会社又は合併後存続する株式会社若しくはその完全親会社の株式の株主でなくなつたときについて準用する。この場合において、同項（前項又はこの項において準用する場合を含む。）中「当該株式会社」とあるのは、「合併により設立する株式会社又は合併後存続する株式会社若しくはその完全親会社」と読み替えるものとする。

(費用等の請求)

第八百五十二条 責任追及等の訴えを提起した株主等が勝訴（一部勝訴を含む。）した場合において、当該責任追及等の訴えに係る訴訟に関して、必要な費用（訴訟費用を除く。）を支出したとき又は弁護士、弁護士法人若しくは弁護士・外国法事務弁護士共同法人に報酬を支払うべきときは、当該株式会社等に対し、その費用の額の範囲内又はその報酬額の範囲内で相当と認められる額の支払を請求することができる。

2 責任追及等の訴えを提起した株主等が敗訴した場合であつても、悪意があつたときを除き、当該株主等は、当該株式会社等に対し、これによつて生じた損害を賠償する義務を負わない。

3 前二項の規定は、第八百四十九条第一項の規定により同項の訴訟に参加した株主等について準用する。

(再審の訴え)

第八百五十三条 責任追及等の訴えが提起された場合において、原告及び被告が共謀して責任追及等の訴えに係る訴訟の目的である株式会社等の権利を害する目的をもつて判決をさせたときは、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める訴えに係る確定した終局判決に対し、再審の訴えをもつて、不服を申し立てることができる。

一 株主又は株式会社等 責任追及等の訴え 二 適格旧株主 責任追及等の訴え（第八百四十七条の二第二項各号に掲げる行為の効力が生じた時までにその原因となつた事実が生じた責任又は義務に係るものに限る。）

三 最終完全親会社等の株主 特定責任追及の訴え

2 前条の規定は、前項の再審の訴えについて準用する。

第三節 株式会社の役員の解任の訴え

第八百五十四条 役員（第三百二十九条第一項に規定する役員をいう。以下この節において同じ。）の職務の執行に關し不正の行為又は法令

若しくは定款に違反する重大な事実があつたにもかかわらず、当該役員を解任する旨の議案が株主総会において否決されたとき又は当該役員を解任する旨の株主総会の決議が第三百二十三条の規定によりその効力を生じないときは、次に掲げる株主は、当該株主総会の日から三十日以内に、訴えをもつて当該役員の解任を請求することができる。

一 総株主（次に掲げる株主を除く。）の議決権の百分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の議決権を六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前から引き続き有する株主（次に掲げる株主を除く。）

イ 当該役員を解任する旨の議案について議決権を行使することができない株主

ロ 当該請求に係る役員である株主

二 発行済株式（次に掲げる株主の有する株式を除く。）の百分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の数の株式を六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前から引き続き有する株主（次に掲げる株主を除く。）

イ 当該株式会社である株主

ロ 当該請求に係る役員である株主

2 公開会社でない株式会社における前項各号の規定の適用については、これらの規定中「六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前から引き続き有する」とあるのは、「有する」とする。

3 第八百八条第一項第九号に掲げる事項（取締役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役）に関するものに限る。）についての定めがある種類の株式を発行している場合における第一項の規定の適用については、同項中「株主総会」とあるのは、「株主総会（第三百四十七条第一項の規定により読み替えて適用する第三百三十九条第一項の種類株主総会を含む。）」とする。

4 第八百八条第一項第九号に掲げる事項（監査役に関するものに限る。）についての定めがある種類の株式を発行している場合における第一項の規定の適用については、同項中「株主総会」とあるのは、「株主総会（第三百四十七条第二項の規定により読み替えて適用する第三百三十九条第一項の種類株主総会を含む。）」とする。

(被告)
第八百五十五条 前条第一項の訴え(次条及び第九百三十七条第一項第一号において「株式会社」の役員等の解任の訴え」という。)については、当該株式会社及び前条第一項の役員を被告とする。

(訴えの管轄)

第八百五十六条 株式会社の役員等の解任の訴えは、当該株式会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

第四節 特別清算に関する訴え

(役員等の責任の免除の取消しの訴えの管轄)
第八百五十七条 第五百四十四条第二項の訴えは、特別清算裁判所(第八百八十条第一項に規定する特別清算裁判所をいう。次条第三項において同じ。)の管轄に専属する。

(役員等責任査定決定に対する異議の訴え)
第八百五十八条 役員等責任査定決定(第五百四十五条第一項に規定する役員等責任査定決定をいう。以下この条において同じ。)に不服がある者は、第八百九十九条第四項の規定による送達を受けた日から一箇月の不変期間内に、異議の訴えを提起することができる。

2 前項の訴えは、これを提起する者が、対象役員等(第五百四十二条第一項に規定する対象役員等をいう。以下この項において同じ。)であるときは清算株式会社を、清算株式会社であるときは対象役員等を、それぞれ被告としなければならない。

3 第一項の訴えは、特別清算裁判所の管轄に専属する。

4 第一項の訴えについての判決においては、訴えを不適法として却下する場合を除き、役員等責任査定決定を認可し、変更し、又は取り消す。

5 役員等責任査定決定を認可し、又は変更した判決は、強制執行に関しては、給付を命ずる判決と同一の効力を有する。

6 役員等責任査定決定を認可し、又は変更した判決については、受訴裁判所は、民事訴訟法第二百五十九条第一項の定めるところにより、仮執行の宣言をすることができる。

第五節 持分会社の社員の除名の訴え等
 (持分会社の社員の除名の訴え)
第八百五十九条 持分会社の社員(以下この条及び第八百六十一条第一号において「対象社員」という。)について次に掲げる事由があるとき

は、当該持分会社は、対象社員以外の社員の過半数の決議に基づき、訴えをもって対象社員の除名を請求することができる。

一 出資の義務を履行しないこと。

二 第五百九十四条第一項(第五百九十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反したこと。

三 業務を執行するに当たって不正の行為をし、又は業務を執行する権利がないのに業務の執行に関与したこと。

四 持分会社を代表するに当たって不正の行為をし、又は代表権がないのに持分会社を代表して行為をしたこと。

五 前各号に掲げるもののほか、重要な義務を尽くさないこと。

(持分会社の業務を執行する社員の業務執行権又は代表権の消滅の訴え)
第八百六十条 持分会社の業務を執行する社員(以下この条及び次条第二号において「対象業務執行社員」という。)について次に掲げる事由があるときは、当該持分会社は、対象業務執行社員以外の社員の過半数の決議に基づき、訴えをもって対象業務執行社員の業務を執行する権利又は代表権の消滅を請求することができる。

一 前条各号に掲げる事由があるとき。

二 持分会社の業務を執行し、又は持分会社を代表することに著しく不適任なとき。

(被告)
第八百六十一条 次の各号に掲げる訴えについては、当該各号に定める者を被告とする。

一 第八百五十九条の訴え(次条及び第九百三十七条第一項第一号において「持分会社の社員の除名の訴え」という。) 対象社員

二 前条の訴え(次条及び第九百三十七条第一項第一号において「持分会社の業務を執行する社員の業務執行権又は代表権の消滅の訴え」という。) 対象業務執行社員

(訴えの管轄)
第八百六十二条 持分会社の社員の除名の訴え及び持分会社の業務を執行する社員の業務執行権又は代表権の消滅の訴えは、当該持分会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

第六節 清算持分会社の財産処分
 (清算持分会社の財産処分の取消しの訴え)
第八百六十三条 清算持分会社(合名会社及び合資会社に限る。以下この項において同じ。)が

次の各号に掲げる行為をしたときは、当該各号に定める者は、訴えをもって当該行為の取消しを請求することができる。ただし、当該行為がその者を害しないものであるときは、この限りでない。

一 第六百七十条の規定に違反して行った清算持分会社の財産の処分 清算持分会社の債権者

二 第六百七十一条の規定に違反して行った清算持分会社の財産の処分 清算持分会社の社員の持分を差し押さえた債権者

民法第四百二十四条第一項ただし書、第四百二十四条の五、第四百二十四条の七第二項及び第四百二十五条から第四百二十六条までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同法第四百二十四条第一項ただし書中「その行為によつて」とあるのは「会社法(平成十七年法律第八十六号)第八百六十三条第一項各号に掲げる行為によつて」と、同法第四百二十四条の五第一号中「債務者」とあるのは「清算持分会社(会社法第六百四十五条に規定する清算持分会社をいい、合名会社及び合資会社に限る。以下同じ。)」と、同条第二号並びに同法第四百二十四条の七第二項及び第四百二十五条から第四百二十六条までの規定中「債務者」とあるのは「清算持分会社」と読み替えるものとする。

(被告)
第八百六十四条 前条第一項の訴えについては、同項各号に掲げる行為の相手方又は転得者を被告とする。

第七節 社債発行会社の弁済等の取消しの訴え
第八百六十五条 社債を発行した会社が社債権者に対してした弁済、社債権者との間でした和解その他の社債権者に対してし、又は社債権者との間でした行為が著しく不正であるときは、社債管理者は、訴えをもって当該行為の取消しを請求することができる。

2 前項の訴えは、社債管理者が同項の行為の取消しの原因となる事実を知った時から六箇月を経過したときは、提起することができない。同項の行為の時から一年を経過したときも、同様とする。

3 第一項に規定する場合において、社債権者集会の決議があるときは、代表社債権者又は決議執行者(第七百三十七条第二項に規定する決議執行者をいう。)も、訴えをもって第一項の行為の取消しを請求することができる。ただし、同項の行為の時から一年を経過したときは、この限りでない。

4 民法第四百二十四条第一項ただし書、第四百二十四条の五、第四百二十四条の七第二項及び第四百二十五条から第四百二十五条の四までの規定は、第一項及び前項本文の場合について準用する。この場合において、同法第四百二十四条第一項ただし書中「その行為によつて」とあるのは「会社法第八百六十五条第一項に規定する行為によつて」と、「債権者を害すること」とあるのは「その行為が著しく不正であること」と、同法第四百二十四条の五各号中「債権者を害すること」とあるのは「著しく不正であること」と、同法第四百二十五条中「債権者」とあるのは「社債権者」と読み替えるものとする。

(被告)
第八百六十六条 前条第一項又は第三項の訴えについては、同条第一項の行為の相手方又は転得者を被告とする。

(訴えの管轄)
第八百六十七条 第八百六十五条第一項又は第三項の訴えは、社債を発行した会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

第三章 非訟
第一節 総則
第八百六十八条 (非訟事件の管轄)
 この法律の規定による非訟事件(次項から第六項までに規定する事件を除く。)は、会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 親会社社員(会社である親会社の株主又は社員に限る。)によるこの法律の規定により株式会社が作成し、又は備え置いた書面又は電磁的記録についての次に掲げる閲覧等(閲覧、謄写、謄本若しくは抄本の交付、事項の提供又は事項を記載した書面の交付をいう。第八百七十条第二項第一号において同じ。)の許可の申立てに係る事件は、当該株式会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

一 当該書面の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付

二 当該電磁的記録に記録された事項を表示したものの閲覧若しくは謄写又は電磁的方法に

3 第一項に規定する場合において、社債権者集会の決議があるときは、代表社債権者又は決議執行者(第七百三十七条第二項に規定する決議執行者をいう。)も、訴えをもって第一項の行為の取消しを請求することができる。ただし、同項の行為の時から一年を経過したときは、この限りでない。

よる当該事項の提供若しくは当該事項を記載した書面の交付

3 第百七十九条の八第一項の規定による売渡株式等の売買価格の決定の申立てに係る事件は、対象会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

4 第七百五十五条第四項及び第七百六条第四項の規定、第七百七条、第七百一十一条第三項、第七百一十三条並びに第七百一十四条第一項及び第三項（これらの規定を第七百一十四条の七において準用する場合を含む。）の規定並びに第七百一十八条第三項、第七百三十二条、第七百四十条第一項及び第七百四十一条第一項の規定による裁判の申立てに係る事件は、社債を発行した会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

5 第八百二十二条第一項の規定による外国会社の清算に係る事件並びに第八百二十七条第一項の規定による裁判及び同条第二項において準用する第八百二十五条第一項の規定による保全処分に係る事件は、当該外国会社の日本における営業所の所在地（日本に営業所を設けていない場合にあつては、日本における代表者の住所）を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

6 第八百四十三条第四項の申立てに係る事件は、同条第一項各号に掲げる行為の無効の訴えの第一審の受訴裁判所の管轄に属する。

（疎明）

第八百六十九条 この法律の規定による許可の申立てをする場合には、その原因となる事実を疎明しなければならない。

（陳述の聴取）

第八百七十条 裁判所は、この法律の規定（第二編第九章第二節を除く。）による非訟事件についての裁判のうち、次の各号に掲げる裁判をする場合には、当該各号に定める者の陳述を聴かなければならない。ただし、不適法又は理由がないことが明らかであるとして申立てを却下する裁判をするときは、この限りでない。

一 第三百四十六条第二項、第三百五十一条第二項若しくは第四百一条第三項（第四百三条第三項及び第四百二十条第三項において準用する場合を含む。）の規定により選任された一時取締役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役）、会計参与、監査役、代表取締役、委員（指名委員会、監査委員会又は報酬委員

会の委員をいう。第八百七十四条第一号において同じ。）、執行役若しくは代表執行役の職務を行うべき者、清算人、第四百六十六条第二項若しくは第四百八十三条第六項において準用する第三百五十一条第二項の規定により選任された一時清算人若しくは代表清算人の職務を行うべき者、検査役又は第八百二十五条第二項（第八百二十七条第二項において準用する場合を含む。）の管理人の報酬の額の決定

当該会社（第八百二十七条第二項において準用する第八百二十五条第二項の管理人の報酬の額の決定にあつては、当該外国会社）及び報酬を受ける者

二 清算人、社債管理者又は社債管理補助者の解任についての裁判 当該清算人、社債管理者又は社債管理補助者

三 第三十三条第七項の規定による裁判 設立時取締役、第二十八条第一号の金銭以外の財産を出資する者及び同条第二号の譲渡人

四 第二百七条第七項又は第二百八十四条第七項の規定による裁判 当該株式会社及び第九十九条第三号又は第二百三十六条第一項第三号の規定により金銭以外の財産を出資する者

五 第四百五十五条第二項第二号又は第五百五十五条第三項第二号の規定による裁判 当該株主

六 第四百五十六条又は第五百六条の規定による裁判 当該株主

七 第七百三十二条の規定による裁判 利害関係人

八 第七百四十条第一項の規定による申立てを認容する裁判 社債を発行した会社

九 第七百四十一条第一項の許可の申立てについての裁判 社債を発行した会社

十 第八百二十四条第一項の規定による裁判 当該会社

十一 第八百二十七条第一項の規定による裁判 当該外国会社

裁判 裁判所は、次の各号に掲げる裁判をする場合には、審問の期日を開いて、申立人及び当該各号に定める者の陳述を聴かなければならない。ただし、不適法又は理由がないことが明らかであるとして申立てを却下する裁判をするときは、この限りでない。

一 この法律の規定により株式会社が作成し、又は備え置いた書面又は電磁的記録について

の閲覧等の許可の申立てについての裁判 当該株式会社

二 第八百七条第二項、第一百九条第二項、第一百八十二条の五第二項、第九十九条第三項第二項（第九十九条第四項において準用する場合を含む。）、第四百七十条第二項、第七百七十八条第二項、第七百八十六条第二項、第七百八十八条第二項、第七百九十八条第二項、第八百七条第二項、第八百九条第二項又は第八百十六条の七第二項の規定による株式又は新株予約権（当該新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合において、当該新株予約権付社債についての社債の買取りの請求があつたときは、当該社債を含む。）の価格の決定 価格の決定の申立てをすることが

三 第三百四十四条第二項（同条第七項において準用する場合を含む。）又は第七百七条第二項の規定による株式の売買価格の決定 売買価格の決定の申立てをすることができる者（申立人を除く。）

四 第七百七十二条第一項の規定による株式の価格の決定 当該株式会社

五 第七百九条の八第一項の規定による売渡株式等の売買価格の決定 特別支配株主

六 第八百四十三条第四項の申立てについての裁判 同項に規定する行為をした会社（申立書の写しの送付等）

第八百七十条の二 裁判所は、前条第二項各号に掲げる裁判の申立てがあつたときは、当該各号に定める者に対し、申立書の写しを送付しなければならない。

2 前項の規定により申立書の写しを送付することができない場合には、裁判長は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じなければならない。申立書の写しの送付に必要な費用を予納しない場合も、同様とする。

3 前項の場合において、申立人が不備を補正しないときは、裁判長は、命令で、申立書を却下しなければならない。

4 前項の命令に対しては、即時抗告をすることが

5 裁判所は、第一項の申立てがあつた場合において、当該申立てについての裁判をするときは、相当の猶予期間を置いて、審理を終結する日を定め、申立人及び前条第二項各号に定める者に告知しなければならない。ただし、これら

の者が立ち会うことができる期日においては、直ちに審理を終結する旨を宣言することができる。

6 裁判所は、前項の規定により審理を終結したときは、裁判をする日を定め、これを同項の者に告知しなければならない。

7 裁判所は、第一項の申立てが不適法であるとき、又は申立てに理由がないことが明らかなきは、同項及び前二項の規定にかかわらず、直ちに申立てを却下することができる。

8 前項の規定は、前条第二項各号に掲げる裁判の申立てがあつた裁判所が民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の規定に従い当該各号に定める者に対する期日の呼出しに必要な費用の予納を相当の期間を定めて申立人に命じた場合において、その予納がないときについて準用する。

（理由の付記）

第八百七十一条 この法律の規定による非訟事件についての裁判には、理由を付さなければならない。ただし、次に掲げる裁判については、この限りでない。

一 第八百七十条第一項第一号に掲げる裁判

二 第八百七十四条各号に掲げる裁判

（即時抗告）

第八百七十二条 次の各号に掲げる裁判に対しては、当該各号に定める者に限り、即時抗告をすることが

一 第六百九条第三項又は第八百二十五条第一項（第八百二十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定による保全処分についての裁判 利害関係人

二 第八百四十条第二項（第八百四十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による申立てについての裁判 申立人、株主及び株式会社

三 第八百四十二条第二項において準用する第八百四十条第二項の規定による申立てについての裁判 申立人、新株予約権者及び株式会社

四 第八百七十条第一項各号に掲げる裁判 申立人及び当該各号に定める者（同項第一号、第三号及び第四号に掲げる裁判にあつては、当該各号に定める者）

五 第八百七十条第二項各号に掲げる裁判 申立人及び当該各号に定める者

(抗告状の写しの送付等)

第八百七十二条の二 裁判所は、第八百七十条第二項各号に掲げる裁判に対する即時抗告があつたときは、申立人及び当該各号に定める者(抗告人を除く。)に対し、抗告状の写しを送付しなければならない。この場合においては、第八百七十条の二第二項及び第三項の規定を準用する。

2 第八百七十条の二第五項から第八項までの規定は、前項の即時抗告があつた場合について準用する。

(原裁判の執行停止)

第八百七十三条 第八百七十二条の即時抗告は、執行停止の効力を有する。ただし、第八百七十条第一項第一号から第四号まで及び第八号に掲げる裁判に対するものについては、この限りでない。

(不服申立ての制限)

第八百七十四条 次に掲げる裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

一 第八百七十条第一項第一号に規定する一時取締役、会計参与、監査役、代表取締役、委員、執行役若しくは代表執行役の職務を行うべき者、清算人、代表清算人、清算持分会社を代表する清算人、同号に規定する一時清算人若しくは代表清算人の職務を行うべき者、検査役、第五百一条第一項(第八百二十二条第三項において準用する場合を含む。)若しくは第六百六十二条第一項の鑑定人、第五百八条第二項(第八百二十二条第三項において準用する場合を含む。)若しくは第六百七十二条第三項の帳簿資料の保存をする者、社債管理者若しくは社債管理補助者の特別代理人又は第七百四十四条第三項(第七百四十四条の七において準用する場合を含む。)の事務を承継する社債管理者若しくは社債管理補助者の選任又は選定の裁判

二 第八百二十五条第二項(第八百二十七条第二項において準用する場合を含む。)の管理人の選任又は解任についての裁判

三 第八百二十五条第六項(第八百二十七条第二項において準用する場合を含む。)の規定による裁判

四 この法律の規定による許可の申立てを認容する裁判(第八百七十条第一項第九号及び第二項第一号に掲げる裁判を除く。)

(非訟事件手続法の規定の適用除外)

第八百七十五条 この法律の規定による非訟事件については、非訟事件手続法第四十条及び第五十七條第二項第二号の規定は、適用しない。

(最高裁判所規則)

第八百七十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による非訟事件の手続に關し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第二節 新株発行の無効判決後の払戻金増減の手続に關する特則

(審問等の必要的併合)

第八百七十七条 第八百四十条第二項(第八百四十一条第二項及び第八百四十二条第二項において準用する場合を含む。)の申立てに係る事件が数個同時に係属するときは、審問及び裁判は、併合してしなければならない。

(裁判の効力)

第八百七十八条 第八百四十条第二項(第八百四十一条第二項において準用する場合を含む。)の申立てについての裁判は、総株主に對してその効力を生ずる。

2 第八百四十二条第二項において準用する第八百四十条第二項の申立てについての裁判は、総新株予約権者に対してその効力を生ずる。

第三節 特別清算の手続に關する特則

第一款 通則

(特別清算事件の管轄)

第八百七十九条 第八百六十八條第一項の規定にかかわらず、法人が株式会社(株主総会)において決議権を行使することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。次項において同じ。)の議決権の過半数を有する場合には、当該法人(以下この条において「親法人」という。)について特別清算事件、破産事件、再生事件又は更生事件(以下この条において「特別清算事件等」という。)が係属しているときにおける当該株式会社について特別清算開始の申立ては、親法人の特別清算事件等が係属している地方裁判所にもすることができ。

2 前項に規定する株式会社又は親法人及び同項に規定する株式会社が他の株式会社の株主の議決権の過半数を有する場合には、当該他の株式会社についての特別清算開始の申立ては、親法人の特別清算事件等が係属している地方裁判所にもすることができ。

3 前二項の規定の適用については、第三百八条第一項の法務省令で定める株主は、その有する株式について、議決権を有するものとみなす。

4 第八百六十八條第一項の規定にかかわらず、株式会社(最終事業年度について第四百四十四

条の規定により当該株式会社及び他の株式会社に係る連結計算書類を作成し、かつ、当該株式会社の定時株主総会においてその内容が報告された場合には、当該株式会社について特別清算事件等が係属しているときにおける当該他の株式会社についての特別清算開始の申立ては、当該株式会社の特別清算事件等が係属している地方裁判所にもすることができ。

(特別清算開始後の通常清算事件の管轄及び移送)

第八百八十条 第八百六十八條第一項の規定にかかわらず、清算株式会社について特別清算開始の命令があつたときは、当該清算株式会社についての第二編第九章第一節(第五百八条を除く。)の規定による申立てに係る事件(次項において「通常清算事件」という。)は、当該清算株式会社の特別清算事件が係属する地方裁判所(以下この節において「特別清算裁判所」という。)が管轄する。

2 通常清算事件が係属する地方裁判所以外の地方裁判所に同一の清算株式会社について特別清算事件が係属し、かつ、特別清算開始の命令があつた場合において、当該通常清算事件を処理するために相当と認めるときは、裁判所(通常清算事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体をいう。)は、職権で、当該通常清算事件を特別清算裁判所に移送することができ。

(疎明)

第八百八十一条 第二編第九章第二節(第五百四十七條第三項を除く。)の規定による許可の申立てについては、第八百六十九條の規定は、適用しない。

(理由の付記)

第八百八十二条 特別清算の手続に關する決定で即時抗告をすることができるときは、理由を付さなければならない。ただし、第五百二十六條第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)及び第五百三十二条第一項(第五百三十四條において準用する場合を含む。)の規定による決定については、この限りでない。

2 特別清算の手続に關する決定については、第八百七十一条の規定は、適用しない。

(裁判書の送達)

第八百八十三条 この節の規定による裁判書の送達については、民事訴訟法第一編第五章第四節(第四百四条を除く。)の規定を準用する。

(不服申立て)

第八百八十四条 特別清算の手続に關する裁判につき利害關係を有する者は、この節に特別の定めがある場合に限り、当該裁判に對し即時抗告をすることができ。

めがある場合に限り、当該裁判に對し即時抗告をすることができ。

2 前項の即時抗告は、この節に特別の定めがある場合を除き、執行停止の効力を有する。

(公告)

第八百八十五条 この節の規定による公告は、官報に掲載してする。

2 前項の公告は、掲載があつた日の翌日に、その効力を生ずる。

(事件に關する文書の閲覧等)

第八百八十六条 利害關係人は、裁判所書記官に對し、第二編第九章第二節若しくはこの節又は非訟事件手続法第二編(特別清算開始の命令があつた場合にあつては、同章第一節若しくは第二節若しくは第一節(同章第一節の規定による申立てに係る事件に係る部分に限る。))若しくはこの節又は非訟事件手続法第二編の規定(これらの規定において準用するこの法律その他の法律の規定を含む。)に基づき、裁判所に提出され、又は裁判所が作成した文書その他の物件(以下この条及び次条第一項において「文書等」という。)の閲覧を請求することができ。

2 利害關係人は、裁判所書記官に對し、文書等の謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に關する事項の証明書の交付を請求することができ。

3 前項の規定は、文書等のうち録音テープ又はビデオテープ(これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。)に關しては、適用しない。この場合において、これらの物について利害關係人の請求があるときは、裁判所書記官は、その複製を許さなければならない。

4 前三項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める命令、保全処分、処分又は裁判のいづれかがあるまでの間は、前三項の規定による請求をすることができない。ただし、当該者が特別清算開始の申立人である場合は、この限りでない。

一 清算株式会社以外の利害關係人 第五百十二条の規定による中止の命令、第五百四十条第二項の規定による保全処分、第五百四十一条第二項の規定による処分又は特別清算開始の申立てについての裁判

二 清算株式会社 特別清算開始の申立てに關する清算株式会社を呼び出す審問の期日の指

示

5 定の裁判又は前号に定める命令、保全処分、処分若しくは裁判
非訟事件手続法第三十二条第一項から第四項までの規定は、特別清算の手続には、適用しない。
(支障部分の閲覧等の制限)

第八百八十七条 次に掲げる文書等について、利害関係人がその閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製（以下この条において「閲覧等」という。）を行うことにより、清算株式会社等の清算の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある部分（以下この条において「支障部分」という。）があることにつき疎明があつた場合には、裁判所は、当該文書等を提出した清算株式会社又は調査委員の申立てにより、支障部分の閲覧等の請求をすることができる者を、当該申立てをした者及び清算株式会社に限ることができる。

一 第五百二十条の規定による報告又は第五百二十二条第一項に規定する調査の結果の報告に係る文書等
二 第五百三十五条第一項又は第五百三十六条第一項の許可を得るために裁判所に提出された文書等

2 前項の申立てがあつたときは、その申立てについての裁判が確定するまで、利害関係人（同項の申立てをした者及び清算株式会社を除く。次項において同じ。）は、支障部分の閲覧等の請求をすることができない。

3 支障部分の閲覧等の請求をしようとする利害関係人は、特別清算裁判所に対し、第一項に規定する要件を欠くこと又はこれを欠くに至つたことを理由として、同項の規定による決定の取消しの申立てをすることができ。

4 第一項の申立てを却下する決定及び前項の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができ。

5 第一項の規定による決定を取り消す決定は、確定しなければその効力を生じない。

第二款 特別清算の開始の手続に関する特則

第八百八十八条 債権者又は株主が特別清算開始の申立てをするときは、特別清算開始の原因となる事由を疎明しなければならない。

2 債権者が特別清算開始の申立てをするときは、その有する債権の存在をも疎明しなければならない。

3 特別清算開始の申立てをするときは、申立人は、第五百十四条第一号に規定する特別清算の手続の費用として裁判所の定める金額を予納しなければならない。

4 前項の費用の予納に関する決定に対しては、即時抗告をすることができ。

(他の手続の中止命令)

第八百八十九条 裁判所は、第五百十二条の規定による中止の命令を変更し、又は取り消すことができる。

2 前項の中止の命令及び同項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができ。

3 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

4 第二項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。

3 特別清算開始の命令があつたときは、特別清算の手続の費用は、清算株式会社社の負担とする。

4 特別清算開始の命令に対しては、清算株式会社社に限り、即時抗告をすることができ。

5 特別清算開始の申立てを却下した裁判に対しては、申立人に限り、即時抗告をすることができ。

6 特別清算開始の命令をした裁判所は、第四項の即時抗告があつた場合において、当該命令を取り消す決定が確定したときは、直ちに、その旨を公告しなければならない。

(担保権の実行の手続等の中止命令)

第八百九十一条 裁判所は、第五百十六條の規定による中止の命令を発する場合に、同条に規定する担保権の実行の手続等の申立人の陳述を聴かなければならない。

2 裁判所は、前項の中止の命令を変更し、又は取り消すことができる。

3 第一項の中止の命令及び前項の規定による変更の決定に対しては、第一項の申立人に限り、即時抗告をすることができ。

4 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

5 第三項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。

第三款 特別清算の実行の手続に関する特則

(調査命令)

第八百九十二条 裁判所は、調査命令（第五百二十二条第一項に規定する調査命令をいう。次項において同じ。）を変更し、又は取り消すことができる。

2 調査命令及び前項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができ。

3 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

4 第二項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。

5 清算人の解任及び報酬等

4 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

5 第三項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。

(事業の譲渡の許可の申立て)

第八百九十六条 清算人は、第五百三十六條第一項の許可の申立てをする場合には、知れている債権者の意見を聴き、その内容を裁判所に報告しなければならない。

2 裁判所は、第五百三十六條第一項の許可をする場合には、労働組合等（清算株式会社の使用人その他の従業員の過半数で組織する労働組合人その他の従業員の過半数で組織する労働組合

があるときはその労働組合、清算株式会社の使用人その他の従業員の過半数で組織する労働組合がないときは清算株式会社の使用人その他の従業員の過半数を代表する者をいう。）の意見を聴かなければならない。

(担保権者が処分をすべき期間の指定)

第八百九十七条 第五百三十九条第一項の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができ。

2 前項の裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。

(清算株式会社等の財産に関する保全処分等)

第八百九十八条 裁判所は、次に掲げる裁判を変更し、又は取り消すことができる。

一 第五百四十条第一項又は第二項の規定による保全処分
二 第五百四十一条第一項又は第二項の規定による保全処分
三 第五百四十二条第一項又は第二項の規定による保全処分
四 第五百四十三条の規定による処分

2 前項各号に掲げる裁判及び同項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができ。

3 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

4 第二項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。

5 裁判所は、第一項第二号に掲げる裁判をしたときは、直ちに、その旨を公告しなければならない。当該裁判を変更し、又は取り消す決定があつたときも、同様とする。

(役員等責任査定決定)

第八百九十九条 清算株式会社は、第五百四十五条第一項の申立てをするときは、その原因となる事実を疎明しなければならない。

2 役員等責任査定決定（第五百四十五条第一項に規定する役員等責任査定決定をいう。以下この条において同じ。）及び前項の申立てを却下する決定には、理由を付さなければならない。

3 裁判所は、前項に規定する裁判をする場合には、対象役員等（第五百四十二条第一項に規定する対象役員等をいう。）の陳述を聴かなければならない。

4 第二項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。

5 裁判所は、第一項第二号に掲げる裁判をしたときは、直ちに、その旨を公告しなければならない。当該裁判を変更し、又は取り消す決定があつたときも、同様とする。

(役員等責任査定決定)

第八百九十九条 清算株式会社は、第五百四十五条第一項の申立てをするときは、その原因となる事実を疎明しなければならない。

2 役員等責任査定決定（第五百四十五条第一項に規定する役員等責任査定決定をいう。以下この条において同じ。）及び前項の申立てを却下する決定には、理由を付さなければならない。

3 裁判所は、前項に規定する裁判をする場合には、対象役員等（第五百四十二条第一項に規定する対象役員等をいう。）の陳述を聴かなければならない。

4 第二項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。

5 裁判所は、第一項第二号に掲げる裁判をしたときは、直ちに、その旨を公告しなければならない。当該裁判を変更し、又は取り消す決定があつたときも、同様とする。

(役員等責任査定決定)

第八百九十九条 清算株式会社は、第五百四十五条第一項の申立てをするときは、その原因となる事実を疎明しなければならない。

2 役員等責任査定決定（第五百四十五条第一項に規定する役員等責任査定決定をいう。以下この条において同じ。）及び前項の申立てを却下する決定には、理由を付さなければならない。

3 裁判所は、前項に規定する裁判をする場合には、対象役員等（第五百四十二条第一項に規定する対象役員等をいう。）の陳述を聴かなければならない。

4 第二項に規定する裁判及び同項の即時抗告についての裁判があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。

5 裁判所は、第一項第二号に掲げる裁判をしたときは、直ちに、その旨を公告しなければならない。当該裁判を変更し、又は取り消す決定があつたときも、同様とする。

4 役員等責任査定決定があつた場合には、その裁判書を当事者に送達しなければならない。

5 第八百五十八条第一項の訴えは、同項の期間内に提起されなかつたとき、又は却下されたときは、役員等責任査定決定は、給付を命ずる確定判決と同一の効力を有する。

(債権者集会の招集の許可の申立てについての裁判)

第九百条 第五百四十七条第三項の許可の申立てを却下する決定に対しては、即時抗告をすることができる。

(協定の認可又は不認可の決定)

第九百一条 利害関係人は、第五百六十八条の申立てに係る協定を認可すべからずかについて、意見を述べるることができる。

2 共助対象外国租税の請求権について、協定において減免その他権利に影響を及ぼす定めをする場合には、徴収の権限を有する者の意見を聴かなければならない。

3 第五百六十九条第一項の協定の認可の決定をしたときは、裁判所は、直ちに、その旨を公告しなければならない。

4 第五百六十八条の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。この場合において、前項の協定の認可の決定に対する即時抗告の期間は、同項の規定による公告が効力を生じた日から起算して二週間とする。

5 前各項の規定は、第五百七十二条の規定により協定の内容を変更する場合について準用する。

第四款 特別清算の終了の手續に関する特則

(特別清算終結の申立てについての裁判)

第九百二条 特別清算終結の決定をしたときは、裁判所は、直ちに、その旨を公告しなければならない。

2 特別清算終結の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。この場合において、特別清算終結の決定に対する即時抗告の期間は、前項の規定による公告が効力を生じた日から起算して二週間とする。

3 特別清算終結の決定は、確定しなければその効力を生じない。

4 特別清算終結の決定をした裁判所は、第二項の即時抗告があつた場合において、当該決定を取り消す決定が確定したときは、直ちに、その旨を公告しなければならない。

第四節 外国会社の清算の手續に関する特則

(特別清算の手續に関する規定の準用)

第九百三条 前節の規定は、その性質上許されないものを除き、第八百二十二条第一項の規定による日本にある外国会社の財産についての清算について準用する。

第五節 会社の解散命令等の手續に関する特則

(法務大臣の関与)

第九百四条 裁判所は、第八百二十四条第一項又は第八百二十七条第一項の申立てについての裁判をする場合には、法務大臣に対し、意見を求めなければならない。

2 法務大臣は、裁判所が前項の申立てに係る事件について審問をするときは、当該審問に立ち会ふことができる。

3 裁判所は、法務大臣に対し、第一項の申立てに係る事件が係属したこと及び前項の審問の期日を通知しなければならない。

4 第一項の申立てを却下する裁判に対しては、第八百七十二条第四号に定める者のほか、法務大臣も、即時抗告をすることができる。

(公社の財産に関する保全処分についての特則)

第九百五条 裁判所が第八百二十五条第一項(第八百二十七条第二項において準用する場合を含む。)の保全処分をした場合には、非訟事件の手續の費用は、会社又は外国会社の負担とする。当該保全処分について必要な費用も、同様とする。

2 前項の保全処分又は第八百二十五条第一項(第八百二十七条第二項において準用する場合を含む。)の規定による申立てを却下する裁判に対しては即時抗告があつた場合において、抗告裁判所が当該即時抗告を理由と認めて原裁判を取り消したときは、その抗告審における手續に要する裁判費用及び抗告人が負担した前審における手續に要する裁判費用は、会社又は外国会社の負担とする。

第九百六条 利害関係人は、裁判所書記官に対し、第八百二十五条第六項(第八百二十七条第二項において準用する場合を含む。)の報告又は計算に関する資料の閲覧を請求することができる。

2 利害関係人は、裁判所書記官に対し、前項の資料の謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付を請求することができる。

3 前項の規定は、第一項の資料のうち録音テープ又はビデオテープ(これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。)に関しては、適用しない。この場合において、これらの物について利害関係人の請求があるときは、裁判所書記官は、その複製を許さなければならない。

4 法務大臣は、裁判所書記官に対し、第一項の資料の閲覧を請求することができる。

5 民事訴訟法第九十一条第五項の規定は、第一項の資料について準用する。

第四章 登記

第一節 総則

(通則)

第九百七条 この法律の規定により登記すべき事項(第九百三十八条第三項の保全処分の登記に係る事項を除く。)は、当事者の申請又は裁判所書記官の嘱託により、商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)の定めるところに従い、商業登記簿にこれを登記する。

(登記の効力)

第九百八条 この法律の規定により登記すべき事項は、登記の後でなければ、これをもって善意の第三者に対抗することができない。登記の後であっても、第三者が正当な事由によつてその登記があることを知らなかつたときは、同様とする。

2 故意又は過失によつて不実の事項を登記した者は、その事項が不実であることをもつて善意の第三者に対抗することができない。

(変更の登記及び消滅の登記)

第九百九条 この法律の規定により登記した事項に変更が生じ、又はその事項が消滅したときは、当事者は、遅滞なく、変更の登記又は消滅の登記をしなければならない。

(登記の期間)

第九百十条 この法律の規定により登記すべき事項のうち官庁の許可を要するものの登記の期間については、その許可書の到達した日から起算する。

第二節 会社の登記

(株式会社の設立の登記)

第九百十一条 株式会社の設立の登記は、その本店の所在地において、次に掲げる日のいずれか遅い日から二週間以内にしなければならない。

一 第四十六条第一項の規定による調査が終了した日(設立しようとする株式会社が指名委員

員会等設置会社である場合にあつては、設立時代表執行役が同条第三項の規定による通知を受けた日)

二 発起人が定めた日

2 前項の規定にかかわらず、第五十七条第一項の募集をする場合には、前項の登記は、次に掲げる日のいずれか遅い日から二週間以内にしなければならない。

一 創立総会の終結の日

二 第八十四条の種類の創立総会の決議をしたときは、当該決議の日

三 第九十七条の創立総会の決議をしたときは、当該決議の日から二週間を経過した日

四 第一百条第一項の種類の創立総会の決議をしたときは、当該決議の日から二週間を経過した日

五 第五百一条第一項の種類の創立総会の決議をしたときは、当該決議の日

一 目的

二 商号

三 本店及び支店の所在場所

四 株式会社存続期間又は解散の事由についての定款の定めがあるときは、その定め

五 資本金の額

六 発行可能株式総数

七 発行する株式の内容(種類株式発行会社にあつては、発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容)

八 単元株式数についての定款の定めがあるときは、その単元株式数

九 発行済株式の総数並びにその種類及び種類ごとの数

十 株券発行会社であるときは、その旨

十一 株主名簿管理人を置いたときは、その氏名又は名称及び住所並びに営業所

十二 新株予約権を発行したときは、次に掲げる事項

イ 新株予約権の数

ロ 第二百三十六条第一項第一号から第四号まで(ハに規定する場合にあつては、第二号を除く。)に掲げる事項

ハ 第二百三十六条第三項各号に掲げる事項を定めたときは、その定め

ニ ロ及びハに掲げる事項のほか、新株予約権の行使の条件を定めたときは、その条件

ホ 第二百三十六条第一項第七号及び第二百三十八条第一項第二号に掲げる事項
ヘ 第二百三十八条第一項第三号に掲げる事項を定めたときは、募集新株予約権（同項に規定する募集新株予約権をいう。以下へにおいて同じ。）の払込金額（同号に規定する払込金額をいう。以下へにおいて同じ。）（同号に掲げる事項として募集新株予約権の払込金額の算定方法を定めた場合において、登記の申請の時点で募集新株予約権の払込金額が確定していないときは、当該算定方法）
十二の二 第三百二十五条の二の規定による電子提供措置をとる旨の定款の定めがあるときは、その定め
十三 取締役（監査等委員会設置会社の取締役を除く。）の氏名
十四 代表取締役の氏名及び住所（第二十三号に規定する場合を除く。）
十五 取締役会設置会社であるときは、その旨
十六 会計参与設置会社であるときは、その旨並びに会計参与の氏名又は名称及び第三百七十八条第一項の場所
十七 監査役設置会社（監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社が含む。）であるときは、その旨及び次に掲げる事項
イ 監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社であるときは、その旨
ロ 監査役の氏名
十八 監査役会設置会社であるときは、その旨及び監査役のうち社外監査役であるものについて社外監査役である旨
十九 会計監査人設置会社であるときは、その旨及び会計監査人の氏名又は名称
二十 第三百四十六条第四項の規定により選任された一時会計監査人の職務を行うべき者を置いたときは、その氏名又は名称
二十一 第三百七十三条第一項の規定による特別取締役による議決の定めがあるときは、次に掲げる事項
イ 第三百七十三条第一項の規定による特別取締役に係る議決の定めがある旨
ロ 特別取締役の氏名
ハ 取締役のうち社外取締役であるものについて、社外取締役である旨

二十二 監査等委員会設置会社であるときは、その旨及び次に掲げる事項
イ 監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役の氏名
ロ 取締役のうち社外取締役であるものについて、社外取締役である旨
ハ 第三百九十九条の十三第六項の規定による重要な業務執行の決定の取締役への委任についての定款の定めがあるときは、その旨
二十三 指名委員会等設置会社であるときは、その旨及び次に掲げる事項
イ 取締役のうち社外取締役であるものについて、社外取締役である旨
ロ 各委員会の委員及び執行役の氏名
ハ 代表執行役の氏名及び住所
ニ 第四百二十六条第一項の規定による取締役、会計参与、監査役、執行役又は会計監査人の責任の免除についての定款の定めがあるときは、その定め
二十五 第四百二十七条第一項の規定による非業務執行取締役等が負う責任の限度に関する契約の締結についての定款の定めがあるときは、その定め
二十六 第四百四十条第三項の規定による措置をとることとするときは、同条第一項に規定する貸借対照表の内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であつて法務省令で定めるもの
二十七 第九百三十九条第一項の規定による公告方法についての定款の定めがあるときは、その定め
二十八 前号の定款の定めが電子公告を公告方法とする旨のものであるときは、次に掲げる事項
イ 電子公告により公告すべき内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であつて法務省令で定めるもの
ロ 第九百三十九条第三項後段の規定による定款の定めがあるときは、その定め
二十九 第二十七号の定款の定めがないときは、第九百三十九条第四項の規定により官報に掲載する方法を公告方法とする旨
（合名会社の設立の登記）
第九百三十二条 合名会社の設立の登記は、その本店の所在地において、次に掲げる事項を登記しなくてはならない。

一 目的
二 商号
三 本店及び支店の所在場所
四 合名会社の存続期間又は解散の事由についての定款の定めがあるときは、その定め
五 社員の氏名又は名称及び住所
六 合名会社を代表する社員の氏名又は名称（合名会社を代表しない社員がある場合に限る。）
七 合名会社を代表する社員が法人であるときは、当該社員の職務を行うべき者の氏名及び住所
八 第九百三十九条第一項の規定による公告方法についての定款の定めがあるときは、その定め
九 前号の定款の定めが電子公告を公告方法とする旨のものであるときは、次に掲げる事項
イ 電子公告により公告すべき内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であつて法務省令で定めるもの
ロ 第九百三十九条第三項後段の規定による定款の定めがあるときは、その定め
十 第八号の定款の定めがないときは、第九百三十九条第四項の規定により官報に掲載する方法を公告方法とする旨
（合資会社の設立の登記）
第九百三十三条 合資会社の設立の登記は、その本店の所在地において、次に掲げる事項を登記しなくてはならない。
一 目的
二 商号
三 本店及び支店の所在場所
四 合資会社の存続期間又は解散の事由についての定款の定めがあるときは、その定め
五 社員の氏名又は名称及び住所
六 社員が有限責任社員又は無限責任社員のいずれであるかの別
七 有限責任社員の出資の目的及びその価額並びに既に履行した出資の価額
八 合資会社を代表する社員の氏名又は名称（合資会社を代表しない社員がある場合に限る。）
九 合資会社を代表する社員が法人であるときは、当該社員の職務を行うべき者の氏名及び住所
十 第九百三十九条第一項の規定による公告方法についての定款の定めがあるときは、その定め

十一 前号の定款の定めが電子公告を公告方法とする旨のものであるときは、次に掲げる事項
イ 電子公告により公告すべき内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であつて法務省令で定めるもの
ロ 第九百三十九条第三項後段の規定による定款の定めがあるときは、その定め
十二 第十号の定款の定めがないときは、第九百三十九条第四項の規定により官報に掲載する方法を公告方法とする旨
（合同会社の設立の登記）
第九百三十四条 合同会社の設立の登記は、その本店の所在地において、次に掲げる事項を登記しなくてはならない。
一 目的
二 商号
三 本店及び支店の所在場所
四 合同会社の存続期間又は解散の事由についての定款の定めがあるときは、その定め
五 資本金の額
六 合同会社の業務を執行する社員の氏名又は名称
七 合同会社を代表する社員の氏名又は名称及び住所
八 合同会社を代表する社員が法人であるときは、当該社員の職務を行うべき者の氏名及び住所
九 第九百三十九条第一項の規定による公告方法についての定款の定めがあるときは、その定め
十 前号の定款の定めが電子公告を公告方法とする旨のものであるときは、次に掲げる事項
イ 電子公告により公告すべき内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であつて法務省令で定めるもの
ロ 第九百三十九条第三項後段の規定による定款の定めがあるときは、その定め
十一 第九号の定款の定めがないときは、第九百三十九条第四項の規定により官報に掲載する方法を公告方法とする旨
（変更の登記）
第九百三十五条 会社において第九百三十一条第三項各号又は前三条各号に掲げる事項に変更が生じ

たときは、二週間以内に、その本店の所在地において、変更の登記をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第九十九条第一項第四号の期間を定めた場合における株式の発行による変更の登記は、当該期間の末日現在により、当該末日から二週間以内にすれば足りる。

3 第一項の規定にかかわらず、次に掲げる事由による変更の登記は、毎月末日現在により、当該末日から二週間以内にすれば足りる。

一 新株予約権の行使

二 第六十六条第一項の規定による請求（株式の内容として第七十二条第二号ハ若しくは二又は第八十条第二項第五号ロに掲げる事項についての定めがある場合に限る。）

（他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）

第九十六條 会社がその本店を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては次の各号に掲げる会社の区分に応じ当該各号に定める事項を登記しなければならない。

一 株式会社 第九十一条第三項各号に掲げる事項

二 合名会社 第九十二条各号に掲げる事項

三 合資会社 第九十三条各号に掲げる事項

四 合同会社 第九十四条各号に掲げる事項

（職務執行停止の仮処分等の登記）

第九十七條 次の各号に掲げる会社の区分に応じ、当該各号に定める者の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、その本店の所在地において、その登記をしなければならない。

一 株式会社 取締役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役）、会計参与、監査役、代表取締役、委員（指名委員会、監査委員会又は報酬委員会の委員をいう）、執行役又は代表執行役

二 合名会社 社員

三 合資会社 社員

四 合同会社 業務を執行する社員

（支配人の登記）

第九十八條 会社が支配人を選任し、又はその代理権が消滅したときは、その本店の所在地において、その登記をしなければならない。

（持分会社の種類の変更の登記）

第九十九條 持分会社が第六百三十八条の規定により他の種類の持分会社となつたときは、同条に規定する定款の変更の効力が生じた日から二週間以内に、その本店の所在地において、種類の変更前の持分会社については解散の登記をし、種類の変更後の持分会社については設立の登記をしなければならない。

（組織変更の登記）

第二百十條 会社が組織変更をしたときは、その効力が生じた日から二週間以内に、その本店の所在地において、組織変更前の会社については解散の登記をし、組織変更後の会社については設立の登記をしなければならない。

（吸収合併の登記）

第二百十一條 会社が吸収合併をしたときは、その効力が生じた日から二週間以内に、その本店の所在地において、吸収合併により消滅する会社については解散の登記をし、吸収合併後存続する会社については変更の登記をしなければならない。

（新設合併の登記）

第二百十二條 二以上の会社が新設合併をする場合において、新設合併により設立する会社が株式会社であるときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日から二週間以内に、その本店の所在地において、新設合併により消滅する会社については解散の登記をし、新設合併により設立する会社については設立の登記をしなければならない。

一 新設合併により消滅する会社が株式会社のみである場合 次に掲げる日のいずれか遅い日

イ 第八百四条第一項の株主総会の決議の日

ロ 新設合併をするために種類株主総会の決議を要するときは、当該決議の日

ハ 第八百六条第三項の規定による通知又は同条第四項の公告をした日から二十日を経過した日

ニ 新設合併により消滅する会社が新株予約権を発行しているときは、第八百八条第三項の規定による通知又は同条第四項の公告をした日から二十日を経過した日

ホ 第八百十条の規定による手続が終了した日

ヘ 新設合併により消滅する会社が合意により定めた日

二 新設合併により消滅する会社が新株予約権を発行しているときは、第八百八条第三項の規定による通知又は同条第四項の公告をした日から二十日を経過した日

ホ 第八百十条の規定による手続が終了した日

ヘ 新設合併により消滅する会社が合意により定めた日

三 新設合併により消滅する会社が株式会社及び持分会社である場合 前二号に定める日のいずれか遅い日

二 新設合併により消滅する会社が持分会社のみである場合 次に掲げる日のいずれか遅い日

イ 第八百十三条第一項の総社員の同意を得た日（同項ただし書に規定する場合にあつては、定款の定めによる手続を終了した日）

ロ 第八百十三条第二項において準用する第八百十条の規定による手続が終了した日

ハ 新設合併により消滅する会社が合意により定めた日

三 新設合併により消滅する会社が株式会社及び持分会社である場合 前二号に定める日のいずれか遅い日

二 新設合併により消滅する会社が持分会社のみである場合 次に掲げる日のいずれか遅い日

イ 第八百十三条第一項の総社員の同意を得た日（同項ただし書に規定する場合にあつては、定款の定めによる手続を終了した日）

ロ 第八百十三条第二項において準用する第八百十条の規定による手続が終了した日

ハ 新設合併により消滅する会社が合意により定めた日

三 新設合併により消滅する会社が株式会社及び持分会社である場合 前二号に定める日のいずれか遅い日

二 新設合併により消滅する会社において、新設合併により設立する会社が持分会社であるときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日から二週間以内に、その本店の所在地において、新設合併により消滅する会社については解散の登記をし、新設合併により設立する会社については設立の登記をしなければならない。

一 新設合併により消滅する会社が株式会社のみである場合 次に掲げる日のいずれか遅い日

イ 第八百四条第二項の総株主の同意を得た日

ロ 新設合併により消滅する会社が新株予約権を発行しているときは、第八百八条第三項の規定による通知又は同条第四項の公告をした日から二十日を経過した日

ハ 第八百十条の規定による手続が終了した日

ニ 新設合併により消滅する会社が合意により定めた日

三 新設合併により消滅する会社が持分会社のみである場合 次に掲げる日のいずれか遅い日

イ 第八百十三条第一項の総社員の同意を得た日（同項ただし書に規定する場合にあつては、定款の定めによる手続を終了した日）

ロ 第八百十三条第二項において準用する第八百十条の規定による手続が終了した日

ハ 新設合併により消滅する会社が合意により定めた日

三 新設合併により消滅する会社が株式会社及び持分会社である場合 前二号に定める日のいずれか遅い日

二 新設合併により消滅する会社が持分会社のみである場合 次に掲げる日のいずれか遅い日

イ 第八百十三条第一項の総社員の同意を得た日（同項ただし書に規定する場合にあつては、定款の定めによる手続を終了した日）

ロ 第八百十三条第二項において準用する第八百十条の規定による手続が終了した日

ハ 新設合併により消滅する会社が合意により定めた日

三 新設合併により消滅する会社が株式会社及び持分会社である場合 前二号に定める日のいずれか遅い日

二 新設合併により消滅する会社が持分会社のみである場合 次に掲げる日のいずれか遅い日

イ 第八百十三条第一項の総社員の同意を得た日（同項ただし書に規定する場合にあつては、定款の定めによる手続を終了した日）

ロ 第八百十三条第二項において準用する第八百十条の規定による手続が終了した日

ハ 新設合併により消滅する会社が合意により定めた日

三 新設合併により消滅する会社が株式会社及び持分会社である場合 前二号に定める日のいずれか遅い日

二 新設合併により消滅する会社が持分会社のみである場合 次に掲げる日のいずれか遅い日

イ 第八百十三条第一項の総社員の同意を得た日（同項ただし書に規定する場合にあつては、定款の定めによる手続を終了した日）

ロ 第八百十三条第二項において準用する第八百十条の規定による手続が終了した日

ハ 新設合併により消滅する会社が合意により定めた日

三 新設合併により消滅する会社が株式会社及び持分会社である場合 前二号に定める日のいずれか遅い日

二 新設合併により消滅する会社が持分会社のみである場合 次に掲げる日のいずれか遅い日

イ 第八百十三条第一項の総社員の同意を得た日（同項ただし書に規定する場合にあつては、定款の定めによる手続を終了した日）

ロ 第八百十三条第二項において準用する第八百十条の規定による手続が終了した日

ハ 新設合併により消滅する会社が合意により定めた日

三 新設合併により消滅する会社が株式会社及び持分会社である場合 前二号に定める日のいずれか遅い日

二 新設合併により消滅する会社が持分会社のみである場合 次に掲げる日のいずれか遅い日

イ 第八百十三条第一項の総社員の同意を得た日（同項ただし書に規定する場合にあつては、定款の定めによる手続を終了した日）

ロ 第八百十三条第二項において準用する第八百十条の規定による手続が終了した日

ハ 新設合併により消滅する会社が合意により定めた日

三 新設合併により消滅する会社が株式会社及び持分会社である場合 前二号に定める日のいずれか遅い日

二 新設合併により消滅する会社が持分会社のみである場合 次に掲げる日のいずれか遅い日

イ 第八百十三条第一項の総社員の同意を得た日（同項ただし書に規定する場合にあつては、定款の定めによる手続を終了した日）

ロ 第八百十三条第二項において準用する第八百十条の規定による手続が終了した日

ハ 新設合併により消滅する会社が合意により定めた日

三 新設合併により消滅する会社が株式会社及び持分会社である場合 前二号に定める日のいずれか遅い日

二 新設合併により消滅する会社が持分会社のみである場合 次に掲げる日のいずれか遅い日

イ 第八百十三条第一項の総社員の同意を得た日（同項ただし書に規定する場合にあつては、定款の定めによる手続を終了した日）

（吸収分割の登記）

第九百二十三條 会社が吸収分割をしたときは、その効力が生じた日から二週間以内に、その本店の所在地において、吸収分割をする会社及び当該会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を当該会社から承継する会社についての変更の登記をしなければならない。

（新設分割の登記）

第九百二十四條 一又は二以上の株式会社又は合同会社が新設分割をする場合において、新設分割により設立する会社が株式会社であるときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日から二週間以内に、その本店の所在地において、新設分割をする会社については変更の登記をし、新設分割により設立する会社については設立の登記をしなければならない。

一 新設分割をする会社が株式会社のみである場合 次に掲げる日のいずれか遅い日

イ 第八百五条に規定する場合以外の場合には、第八百六条第三項の規定による通知又は同条第四項の公告をした日から二十日を経過した日

ニ 第八百八条第三項の規定による通知を受けるべき新株予約権者があるときは、同項の規定による通知又は同条第四項の公告をした日から二十日を経過した日

ホ 第八百十条の規定による手続をしなければならないときは、当該手続が終了した日

ヘ 新設分割をする株式会社（二以上の株式会社共同して新設分割をする株式会社）が共同して新設分割をする株式会社と合意により定めた日

ニ 新設分割をする会社が合同会社のみである場合 次に掲げる日のいずれか遅い日

イ 第八百十三条第一項の総社員の同意を得た日（同項ただし書の場合にあつては、定款の定めによる手続を終了した日）

ロ 第八百十三条第二項において準用する第八百十条の規定による手続をしなければならないときは、当該手続が終了した日

ハ 新設分割をする合同会社が定めた日（二以上の合同会社が共同して新設分割をする

場合にあつては、当該二以上の新設分割をする合同会社が合意により定めた日）

三 新設分割をする会社が株式会社及び合同会社である場合 前二号に定める日のいずれか遅い日

2

一又は二以上の株式会社又は合同会社が新設分割をする場合において、新設分割により設立する会社が持分会社であるときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日から二週間以内に、その本店の所在地において、新設分割をする会社については変更の登記をし、新設分割により設立する会社については設立の登記をしなければならない。

一 新設分割をする会社が株式会社のみである場合 次に掲げる日のいずれか遅い日

イ 第八百五条に規定する場合以外の場合には、第八百四条第一項の株主総会の決議の日

ロ 新設分割をするために種類株主総会の決議を要するときは、当該決議の日

ハ 第八百五条に規定する場合以外の場合には、第八百六条第三項の規定による通知又は同条第四項の公告をした日から二十日を経過した日

ニ 第八百十條の規定による手続をしなければならないときは、当該手続が終了した日

ホ 新設分割をする株式会社が定めた日（二以上の株式会社が共同して新設分割をする場合にあつては、当該二以上の新設分割をする株式会社が合意により定めた日）

二 新設分割をする会社が合同会社のみである場合 次に掲げる日のいずれか遅い日

イ 第八百十三條第一項の総社員の同意を得た日（同項ただし書の場合にあつては、定款の定めによる手続を終了した日）

ロ 第八百十三條第二項において準用する第八百十條の規定による手続をしなければならないときは、当該手続が終了した日

ハ 新設分割をする合同会社が定めた日（二以上の合同会社が共同して新設分割をする場合にあつては、当該二以上の新設分割をする合同会社が合意により定めた日）

三 新設分割をする会社が株式会社及び合同会社である場合 前二号に定める日のいずれか遅い日

（株式移転の登記）

第九百二十五条 一又は二以上の株式会社が株式移転をする場合には、次に掲げる日のいずれか

遅い日から二週間以内に、株式移転により設立する株式会社について、その本店の所在地において、設立の登記をしなければならない。

一 第八百四条第一項の株主総会の決議の日

二 株式移転をするために種類株主総会の決議を要するときは、当該決議の日

三 第八百六条第三項の規定による通知又は同条第四項の公告をした日から二十日を経過した日

四 第八百八条第三項の規定による通知を受けるときは、新株主約権者があるときは、同項の規定による通知をした日又は同条第四項の公告をした日から二十日を経過した日

五 第八百十條の規定による手続をしなければならないときは、当該手続が終了した日

六 株式移転をする株式会社が定めた日（二以上の株式会社が共同して株式移転をする場合にあつては、当該二以上の株式移転をする株式会社が合意により定めた日）

（解散の登記）

第九百二十六条 第四百七十一條第一号から第三号まで又は第六百四十一條第一号から第四号までの規定により会社が解散したときは、二週間以内に、その本店の所在地において、解散の登記をしなければならない。

（継続の登記）

第九百二十七条 第四百七十三條、第六百四十二條第一項又は第八百四十五條の規定により会社が継続したときは、二週間以内に、その本店の所在地において、継続の登記をしなければならない。

（清算人の登記）

第九百二十八条 第四百七十八條第一項第一号に掲げる者が清算株式会社の清算人となったときは、解散の日から二週間以内に、その本店の所在地において、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一 清算人の氏名

二 代表清算人の氏名及び住所

三 清算株式会社が清算人会設置会社であるときは、その旨

四 第六百四十七條第一項第一号に掲げる者が清算持分会社の清算人となったときは、解散の日から二週間以内に、その本店の所在地において、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一 清算人の氏名又は名称及び住所

二 清算持分会社を代表する清算人の氏名又は名称（清算持分会社を代表しない清算人がある場合に限る。）

三 清算持分会社の職務を行うべき者の氏名及び住所

四 清算人が選任されたときは、二週間以内に、その本店の所在地において、清算株式会社にあつては第一項各号に掲げる事項を、清算持分会社にあつては前項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

第九百二十五条 第一項の規定は前三項の規定による登記について、第九百七条の規定は清算人、代表清算人又は清算持分会社を代表する清算人について、それぞれ準用する。

（清算終了の登記）

第九百二十九条 清算が終了したときは、次の各号に掲げる会社の区分に応じ、当該各号に定める日から二週間以内に、その本店の所在地において、清算終了の登記をしなければならない。

一 清算持分会社（合名会社及び合資会社に限る。）

二 清算持分会社（合名会社及び合資会社に限る。）

三 清算持分会社（合名会社及び合資会社に限る。）

四 清算持分会社（合名会社及び合資会社に限る。）

五 清算持分会社（合名会社及び合資会社に限る。）

六 清算持分会社（合名会社及び合資会社に限る。）

七 清算持分会社（合名会社及び合資会社に限る。）

八 清算持分会社（合名会社及び合資会社に限る。）

九 清算持分会社（合名会社及び合資会社に限る。）

十 清算持分会社（合名会社及び合資会社に限る。）

十一 清算持分会社（合名会社及び合資会社に限る。）

十二 清算持分会社（合名会社及び合資会社に限る。）

十三 清算持分会社（合名会社及び合資会社に限る。）

十四 清算持分会社（合名会社及び合資会社に限る。）

十五 清算持分会社（合名会社及び合資会社に限る。）

十六 清算持分会社（合名会社及び合資会社に限る。）

十七 清算持分会社（合名会社及び合資会社に限る。）

十八 清算持分会社（合名会社及び合資会社に限る。）

十九 清算持分会社（合名会社及び合資会社に限る。）

二十 清算持分会社（合名会社及び合資会社に限る。）

二十一 清算持分会社（合名会社及び合資会社に限る。）

二十二 清算持分会社（合名会社及び合資会社に限る。）

二十三 清算持分会社（合名会社及び合資会社に限る。）

二十四 清算持分会社（合名会社及び合資会社に限る。）

二十五 清算持分会社（合名会社及び合資会社に限る。）

二十六 清算持分会社（合名会社及び合資会社に限る。）

二十七 清算持分会社（合名会社及び合資会社に限る。）

二十八 清算持分会社（合名会社及び合資会社に限る。）

二十九 清算持分会社（合名会社及び合資会社に限る。）

三十 清算持分会社（合名会社及び合資会社に限る。）

一 外国会社の設立の準拠法

二 日本における代表者の氏名及び住所

三 日本における同種の会社又は最も類似する会社が株式会社であるときは、第一号に規定する準拠法の規定による公告する方法

四 前号に規定する場合において、第八百十九條第三項に規定する措置をとることとするときは、同条第一項に規定する貸借対照表に相当するものの内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であつて法務省令で定めるもの

五 第九百三十九條第二項の規定による公告方法についての定めがあるときは、その定め

六 前号の定めが電子公告を公告方法とする旨のものであるときは、次に掲げる事項

イ 電子公告により公告すべき内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であつて法務省令で定めるもの

ロ 第九百三十九條第三項後段の規定による定めがあるときは、その定め

七 第五号の定めがないときは、第九百三十九條第四項の規定により官報に掲載する方法を公告方法とする旨

八 外国会社が日本に設けた営業所に關する前項の規定の適用については、当該営業所を第九百三十一條第三項第三号、第九百三十二條第三号、第九百三十三條第三号又は第九百三十四條第三号に規定する支店とみなす。

九 第九百三十五條及び第九百三十八條から第九百三十九條までの規定は、外国会社について準用する。この場合において、これらの規定中「二週間」とあるのは「三週間」と、「本店の所在地」とあるのは「日本における代表者（日本に住所を有するものに限る。）の住所（日本に営業所を設けた外国会社にあつては、当該営業所の所在地）」と読み替えるものとする。

十 前各項の規定により登記すべき事項が外国において生じたときは、登記の期間は、その通知が日本における代表者に到達した日から起算する。

（日本における代表者の選任の登記等）

第九百三十四條 日本に営業所を設けていない外国会社が外国会社の登記後に日本における代表者を新たに定めた場合（その住所が登記がされた他の日本における代表者の住所を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）に

は、三週間以内に、その新たに定めた日本における代表者の住所地においても、外国会社の登記をしなければならない。

2 日本に営業所を設けた外国会社が外国会社の登記後に日本に営業所を新たに設けた場合（その所在地が登記がされた他の営業所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）には、三週間以内に、その新たに設けた日本における営業所の所在地においても、外国会社の登記をしなければならない。

（日本における代表者の住所の移転の登記等）

第九百三十五條 日本に営業所を設けていない外国会社の日本における代表者が外国会社の登記後にその住所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、旧住所地においては三週間以内に移転の登記をし、新住所地においては四週間以内に外国会社の登記をしなければならない。ただし、登記がされた他の日本における代表者の住所地を管轄する登記所の管轄区域内に住所を移転したときは、新住所地においては、その住所を移転したことを登記すれば足りる。

2 日本に営業所を設けた外国会社が外国会社の登記後に営業所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、旧所在地においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地においては四週間以内に外国会社の登記をしなければならない。ただし、登記がされた他の営業所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に営業所を移転したときは、新所在地においては、その営業所を移転したことを登記すれば足りる。

（日本における営業所の設置の登記等）

第九百三十六條 日本に営業所を設けていない外国会社が外国会社の登記後に日本に営業所を設けたときは、日本における代表者の住所地においては三週間以内に営業所を設けたことを登記し、その営業所の所在地においては四週間以内に外国会社の登記をしなければならない。ただし、登記がされた日本における代表者の住所地を管轄する登記所の管轄区域内に営業所を設けたときは、その営業所を設けたことを登記すれば足りる。

2 日本に営業所を設けた外国会社が外国会社の登記後にすべての営業所を閉鎖した場合には、その外国会社の日本における代表者の全員が退任しようとするときを除き、その営業所の所在地においては三週間以内に営業所を閉鎖したことを登記し、日本における代表者の住所地にお

いては四週間以内に外国会社の登記をしなければならない。ただし、登記がされた営業所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に日本における代表者の住所地があるときは、すべての営業所を閉鎖したことを登記すれば足りる。

第四節 登記の嘱託

（裁判による登記の嘱託）

第九百三十七條 次に掲げる場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、会社の本店の所在地を管轄する登記所にその登記を嘱託しなければならない。

一 次に掲げる訴えに係る請求を認容する判決が確定したとき。

イ 会社の設立の無効の訴え

ロ 株式会社の成立後における株式の発行の無効の訴え

ハ 新株予約権（当該新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合にあっては、当該新株予約権付社債についての社債を含む。以下この節において同じ。）の発行の無効の訴え

ニ 株式会社における資本金の額の減少の無効の訴え

ホ 株式会社の成立後における株式の発行が存在しないことの確認の訴え

ヘ 新株予約権の発行が存在しないことの確認の訴え

ト 株主総会等の決議した事項についての登記があつた場合における次に掲げる訴え

(1) 株主総会等の決議が存在しないこと又は株主総会等の決議の内容が法令に違反することを理由として当該決議が無効であることの確認の訴え

(2) 株主総会等の決議の取消しの訴え

チ 持分会社の設立の取消しの訴え

リ 会社の解散の訴え

又 株式会社の役員の解任の訴え

ル 持分会社の社員の除名の訴え

ヲ 持分会社の業務を執行する社員の業務執行権又は代表権の消滅の訴え

二 次に掲げる裁判があつたとき。

イ 第三百四十六條第二項、第三百五十一條第二項又は第四百一十條第三項（第四百三十三條第三項及び第四百二十條第三項において準用する場合を含む。）の規定による一時取締役（監査等委員会設置会社にあつては、

監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役）、会計参与、監査役、代表取締役委員（指名委員会）、監査委員会又は報酬委員会の委員をいう。）、執行役又は代表執行役の職務を行うべき者の選任の裁判

ロ 第四百七十九條第四項において準用する第三百四十六條第二項又は第四百八十三條第六項において準用する第三百五十一條第二項の規定による一時清算人又は代表清算人の職務を行うべき者の選任の裁判（次条第二項第一号に規定する裁判を除く。）

ハ イ又はロに掲げる裁判を取り消す裁判（次条第二項第二号に規定する裁判を除く。）

ニ 清算人又は代表清算人若しくは清算持分会社を代表する清算人の選任又は選定の裁判を取り消す裁判（次条第二項第三号に規定する裁判を除く。）

ホ 清算人の解任の裁判（次条第二項第四号に規定する裁判を除く。）

三 次に掲げる裁判が確定したとき。

イ 前号ホに掲げる裁判を取り消す裁判

ロ 第八百二十四條第一項の規定による会社の解散を命ずる裁判

2 第八百二十七條第一項の規定による外国会社の日本における取引の継続の禁止又は営業所の閉鎖を命ずる裁判が確定したときは、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、次の各号に掲げる外国会社の区分に応じ、当該各号に定める地を管轄する登記所にその登記を嘱託しなければならない。

一 日本に営業所を設けていない外国会社（日本における代表者（日本に住所を有するものに限る。）の住所地

二 日本に営業所を設けている外国会社（当該営業所の所在地

3 次の各号に掲げる訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、各会社の本店の所在地を管轄する登記所に当該各号に定める登記を嘱託しなければならない。

一 会社の組織変更の無効の訴え 組織変更後の会社についての解散の登記及び組織変更をする会社についての回復の登記

二 会社の吸収合併の無効の訴え 吸収合併後存続する会社についての変更の登記及び吸収合併により消滅する会社についての回復の登記

三 会社の新設合併の無効の訴え 新設合併により設立する会社についての解散の登記及び新設合併により消滅する会社についての回復の登記

四 会社の吸収分割の無効の訴え 吸収分割をする会社及び当該会社がその事業に關して有する権利義務の全部又は一部を当該会社から承継する会社についての変更の登記

五 会社の新設分割の無効の訴え 新設分割をする会社についての変更の登記及び新設分割により設立する会社についての解散の登記

六 株式会社の株式交換の無効の訴え 株式交換をする株式会社（第七百六十八條第一項第四号に掲げる事項についての定めがある場合に限る。）及び株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する会社についての変更の登記

七 株式会社の株式移転の無効の訴え 株式移転をする株式会社（第七百七十三條第一項第九号に掲げる事項についての定めがある場合に限る。）についての変更の登記及び株式移転により設立する株式会社についての解散の登記

八 株式会社の株式交付の無効の訴え 株式交付親会社についての変更の登記

（特別清算に関する裁判による登記の嘱託）

第九百三十八條 次の各号に掲げる場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、清算株式会社の本店の所在地を管轄する登記所に当該各号に定める登記を嘱託しなければならない。

一 特別清算開始の命令があつたとき 特別清算開始の登記

二 特別清算開始の命令を取り消す決定が確定したとき 特別清算開始の取消しの登記

三 特別清算終結の決定が確定したとき 特別清算終結の登記

2 次に掲げる場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、清算株式会社の本店の所在地を管轄する登記所にその登記を嘱託しなければならない。

一 特別清算開始後における第四百七十九條第四項において準用する第三百四十六條第二項又は第四百八十三條第六項において準用する第三百五十一條第二項の規定による一時清算人又は代表清算人の職務を行うべき者の選任の裁判があつたとき。

二 前号の裁判を取り消す裁判があつたとき。

- 三 特別清算開始後における清算人又は代表清算人の選任又は選定の裁判を取り消す裁判があったとき。
- 四 特別清算開始後における清算人の解任の裁判があったとき。
- 五 前号の裁判を取り消す裁判が確定したとき。
- 三 次に掲げる場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、当該保全処分の登記を嘱託しなければならない。
- 一 清算株式会社財産に属する権利で登記されたものに関し第五百四十条第一項又は第二項の規定による保全処分があったとき。
- 二 登記のある権利に関し第五百四十二条第一項又は第二項の規定による保全処分があったとき。
- 四 前項の規定は、同項に規定する保全処分の変更若しくは取消しがあった場合又は当該保全処分が効力を失った場合について準用する。
- 五 前二項の規定は、登録のある権利について準用する。
- 六 前各項の規定は、その性質上許されないものを除き、第八百二十二条第一項の規定による日本にある外国会社の財産についての清算について準用する。
- 第五章 公告
- 第一節 総則
- （会社の公告方法）
- 第九百三十九条 会社は、公告方法として、次に掲げる方法のいずれかを定款で定めることができる。
- 一 官報に掲載する方法
- 二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法
- 三 電子公告
- 二 外国会社は、公告方法として、前項各号に掲げる方法のいずれかを定めることができる。
- 三 会社又は外国会社が第一項第三号に掲げる方法を公告方法とする旨を定めれば足りる。この場合においては、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法として、同項第一号又は第二号に掲げる方法のいずれかを定めることができる。
- 四 第一項又は第二項の規定による定めがない会社又は外国会社の公告方法は、第一項第一号の方法とする。

- （電子公告の公告期間等）
- 第九百四十条 株式会社又は持分会社が電子公告によりこの法律の規定による公告をする場合には、次の各号に掲げる公告の区分に応じ、当該各号に定める日までの間、継続して電子公告による公告をしなければならない。
- 一 この法律の規定により特定の日の一定の期間前に公告しなければならない場合における当該公告 当該特定の日
- 二 第四百四十条第一項の規定による公告 同項の定時株主総会の終結の日後五年を経過する日
- 三 公告に定める期間内に異議を述べることができ旨の公告 当該期間を経過する日
- 四 前三号に掲げる公告以外の公告 当該公告の開始後一箇月を経過する日
- 二 外国会社が電子公告により第八百九十九条第一項の規定による公告をする場合には、同項の連続の終結の日後五年を経過する日までの間、継続して電子公告による公告をしなければならない。
- 三 前二項の規定にかかわらず、これらの規定により電子公告による公告をしなければならない（以下この章において「公告期間」という。）中公告の中断（不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置かれた情報がその状態に置かれなくなったこと又はその情報がその状態に置かれた後改変されたことをいう。以下この項において同じ。）が生じた場合において、次のいずれにも該当するときは、その公告の中断は、当該公告の効力に影響を及ぼさない。
- 一 公告の中断が生ずることにつき会社が善意でかつ重大な過失がないこと又は会社に正当な事由があること。
- 二 公告の中断が生じた時間の合計が公告期間の十分の一を超えないこと。
- 三 会社が公告の中断が生じたことを知った後速やかにその旨、公告の中断が生じた時間及び公告の中断の内容を当該公告に付して公告したこと。
- 第二節 電子公告調査機関
- （電子公告調査）
- 第九百四十一条 この法律又は他の法律の規定による公告（第四百四十条第一項の規定による公告を除く。以下この節において同じ。）を電子公告によりしようとする会社は、公告期間中、

- 当該公告の内容である情報が不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置かれているかどうかについて、法務省令で定めるところにより、法務大臣の登録を受けた者（以下この節において「調査機関」という。）に対し、調査を行うことを求めなければならない。
- （登録）
- 第九百四十二条 前条の登録（以下この節において単に「登録」という。）は、同条の規定による調査（以下この節において「電子公告調査」という。）を行おうとする者の申請により行う。登録を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。
- （欠格事由）
- 第九百四十三条 次のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。
- 一 この節の規定若しくは農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第九十七条の四第五項、金融商品取引法第五十条の第二項及び第六十六条の第四第六項、公認会計士法第三十四条の二十第六項及び第三十四条の二十三第四項、消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第二十六条第六項、水産業協同組合法（昭和二十六年法律第二百四十二号）第二百六条の四第五項、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第三十三条第七項（輸出水産業の振興に関する法律（昭和十九年法律第百五十四号）第二十條並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十三年法律第百八十五号）第五條の二十三第三項及び第四十七條第二項において準用する場合を含む。）、弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三十条の二十八第六項（同法第四十三條第三項並びに外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）第六十七條第二項、第八十條第一項及び第八十二条第三項において準用する場合を含む。）、船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第百七十七号）第五十五條第三項、司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）第四十五條の二第六項、土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第百二十八号）第四十條の二第六項、商品先物取引法（昭和二十五年法律第百三十九号）第十一条第九項、行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第十三條の二十の二第

- 六項、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二十五条第二項（同法第五十九條において準用する場合を含む。）及び第百九十八條の二第四項、税理士法第四十八條の十九の二第六項（同法第四十九條の十二第三項において準用する場合を含む。）、信用金庫法（昭和二十六年法律第百三十八号）第八十七條の四第四項、輸出入取引法（昭和二十七年法律第百九十九号）第十五條第六項（同法第十九條の六において準用する場合を含む。）、中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第百四十六号）第五十五條第五項、労働金庫法（昭和二十八年法律第百二十七号）第九十一条の四第四項、技術研究組合法（昭和三十一年法律第八十一号）第三十六條第八項、農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）第四十八條の三第五項（同法第四十八條の九第七項において準用する場合を含む。）、社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二十五条の二十三の二第六項、森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）第八條の二第五項、銀行法第四十九條の二第二項及び第五十二條の六十の三十六第七項（協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六條の五第一項及び信用金庫法第八十九條第七項において準用する場合を含む。）、保険業法（平成七年法律第百五号）第六十七條の二及び第二百七十七條第三項、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第百九十四條第四項、弁理士法（平成十二年法律第四十九号）第五十三條の二第六項、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十六條の二第四項、信託業法第五十七條第六項、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百三十三條、資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二十條第四項、第六十一条第七項、第六十二条の二十五第七項及び第六十三條の二十第七項並びに労働者協同組合法（令和二年法律第七十八号）第二十九條第六項（同法第百十一条第二項において準用する場合を含む。）（以下この節において「電子公告関係規定」と総称する。）において準用する第九百五十五條第一項の規定又はこの節の規定に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、そ

の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

二 第九百五十四条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う理事等（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。第九百四十七条において同じ。）のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

（登録基準）

第九百四十四条 法務大臣は、第九百四十二条第一項の規定により登録を申請した者が、次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関し必要な手続は、法務省令で定める。

一 電子公告調査に必要な電子計算機（入出力装置を含む。以下この号において同じ。）及びプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下この号において同じ。）であつて次に掲げる要件のすべてに適合するものを用いて電子公告調査を行うものであること。

イ 当該電子計算機及びプログラムが電子公告により公告されている情報をインターネットを利用して閲覧することができるものであること。

ロ 当該電子計算機若しくはその用に供する電磁的記録を損壊し、若しくは当該電子計算機に虚偽の情報若しくは不正な指令を与え、又はその他の方法により、当該電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせることを防ぐために必要な措置が講じられていること。

ハ 当該電子計算機及びプログラムがその電子公告調査を行う期間を通じて当該電子計算機に入力された情報及び指令並びにインターネットを利用して提供を受けた情報を保存する機能を有していること。

二 電子公告調査を適正に行うために必要な実施方法が定められていること。

登録は、調査機関登録簿に次に掲げる事項を記載し、又は記録してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

三 登録を受けた者が電子公告調査を行う事業所の所在地

（登録の更新）

第九百四十五条 登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

二 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

（調査の義務等）

第九百四十六条 調査機関は、電子公告調査を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、電子公告調査を行わなければならない。

二 調査機関は、公正に、かつ、法務省令で定める方法により電子公告調査を行わなければならない。

三 調査機関は、電子公告調査を行う場合には、法務省令で定めるところにより、電子公告調査を行うことを求めた者（以下この節において「調査委託者」という。）の商号その他の法務省令で定める事項を法務大臣に報告しなければならない。

四 調査機関は、電子公告調査の後遅滞なく、調査委託者に対して、法務省令で定めるところにより、当該電子公告調査の結果を通知しなければならない。

（電子公告調査を行うことができない場合）

第九百四十七条 調査機関は、次に掲げる者の電子公告による公告又はその者若しくはその理事等が電子公告による公告に関与した場合として法務省令で定める場合における当該公告については、電子公告調査を行うことができない。

一 当該調査機関

二 当該調査機関が株式会社である場合における親株式会社（当該調査機関を子会社とする株式会社をいう。）

三 理事等又は職員（過去二年間にそのいずれかであつた者を含む。次号において同じ。）が当該調査機関の理事等に占める割合が二分の一を超える法人

四 理事等又は職員のうちに当該調査機関（法人であるものを除く。）又は当該調査機関の代表権を有する理事等が含まれている法人

（事業所の変更の届出）

第九百四十八条 調査機関は、電子公告調査を行う事業所の所在地を変更しようとするときは、

変更しようとする日の二週間前までに、法務大臣に届け出なければならない。

（業務規程）

第九百四十九条 調査機関は、電子公告調査の業務に関する規程（次項において「業務規程」という。）を定め、電子公告調査の業務の開始前に、法務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

二 業務規程には、電子公告調査の実施方法、電子公告調査に関する料金その他の法務省令で定める事項を定めておかなければならない。

（業務の休廃止）

第九百五十条 調査機関は、電子公告調査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、法務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を法務大臣に届け出なければならない。

（財務諸表等の備置き及び閲覧等）

第九百五十一条 調査機関は、毎事業年度経過後三箇月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（これらの作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備え置かなければならない。

二 調査委託者その他の利害関係人は、調査機関に対し、その業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、次に掲げる第四号に掲げる請求をするには、当該調査機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて調査機関の定めたものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

（適合命令）

第九百五十二条 法務大臣は、調査機関が第九百四十四条第一項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その調査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（改善命令）

第九百五十三条 法務大臣は、調査機関が第九百四十六条の規定に違反していると認めるときは、その調査機関に対し、電子公告調査を行うべきこと又は電子公告調査の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（登録の取消し等）

第九百五十四条 法務大臣は、調査機関が次のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて電子公告調査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第九百四十三条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

二 第九百四十七条（電子公告関係規定において準用する場合を含む。）から第九百五十条まで、第九百五十一条第一項又は次条第一項（電子公告関係規定において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

三 正当な理由がないのに第九百五十一条第二項各号又は次条第二項各号（電子公告関係規定において準用する場合を含む。）の規定による請求を拒んだとき。

四 第九百五十二条又は前条（電子公告関係規定において準用する場合を含む。）の命令に違反したとき。

五 不正の手段により第九百四十一条の登録を受けたとき。

（調査記録簿等の記載等）

第九百五十五条 調査機関は、法務省令で定めるところにより、調査記録又はこれに準ずるものとして法務省令で定めるもの（以下この条において「調査記録簿等」という。）を備え、電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載し、又は記録し、及び当該調査記録簿等を保存しなければならない。

二 調査委託者その他の利害関係人は、調査機関に対し、その業務時間内は、いつでも、当該調査機関が前項又は次条第二項の規定により保存している調査記録簿等（利害関係がある部分に限る。）について、次に掲げる請求をすることができる。ただし、当該請求をするには、当該調査機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 調査記録簿等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の写しの交付の請求

二 調査記録簿等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録され

た事項を電磁的方法であつて調査機関の定め
たものにより提供することの請求又は当該事
項を記載した書面の交付の請求
(調査記録簿等の引継ぎ)

第九百五十六条 調査機関は、電子公告調査の業
務の全部の廃止をしようとするとき、又は第九
百五十四条の規定により登録が取り消されたとき
は、その保存に係る前条第一項(電子公告開
係規定において準用する場合を含む。)の調査
記録簿等を他の調査機関に引き継がなければな
らない。

2 前項の規定により同項の調査記録簿等の引継
ぎを受けた調査機関は、法務省令で定めるとこ
ろにより、その調査記録簿等を保存しなければ
ならない。

(法務大臣による電子公告調査の業務の実施)

第九百五十七条 法務大臣は、登録を受ける者が
ないとき、第九百五十条の規定による電子公告
調査の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届
出があつたとき、第九百五十四条の規定により
登録を取り消し、又は調査機関に対し電子公告
調査の業務の全部若しくは一部の停止を命じた
とき、調査機関が天災その他の事由によつて電
子公告調査の業務の全部又は一部を実施すると
ことが困難となつたとき、その他必要があると認
めるときは、当該電子公告調査の業務の全部又
は一部を自ら行うことができる。

2 法務大臣が前項の規定により電子公告調査の
業務の全部又は一部を自ら行う場合における電
子公告調査の業務の引継ぎその他の必要な事項
については、法務省令で定める。

3 第一項の規定により法務大臣が行う電子公告
調査を求める者は、実費を勘案して政令で定め
る額の手数料を納付しなければならない。

(報告及び検査)

第九百五十八条 法務大臣は、この法律の施行に
必要な限度において、調査機関に対し、その業
務若しくは経理の状況に関し報告をさせ、又は
その職員に、調査機関の事務所若しくは事業所
に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類そ
の他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査する場合
には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人
にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪
捜査のために認められたものと解釈してはなら
ない。

(公示)

第九百五十九条 法務大臣は、次に掲げる場合に
は、その旨を官報に公示しなければならない。

一 登録をしたとき。

二 第九百四十五条第一項の規定により登録が
効力を失つたことを確認したとき。

三 第九百四十八条又は第九百五十条の届出が
あつたとき。

四 第九百五十四条の規定により登録を取り消
し、又は電子公告調査の業務の全部若しくは
一部の停止を命じたとき。

五 第九百五十七条第一項の規定により法務大
臣が電子公告調査の業務の全部若しくは一部
を自ら行うものとするとき、又は自ら行つて
いた電子公告調査の業務の全部若しくは一部
を行わないこととするとき。

第八編 罰則

(取締役等の特別背任罪)

第九百六十条 次に掲げる者が、自己若しくは第
三者の利益を図り又は株式会社に損害を加える
目的で、その任務に背く行為をし、当該株式会
社に財産上の損害を加えたときは、十年以下の
拘禁刑若しくは千万円以下の罰金に処し、又は
これを併科する。

一 発起人

二 設立時取締役又は設立時監査役

三 取締役、会計参与、監査役又は執行役

四 民事保全法第五十六条に規定する仮処分命
令により選任された取締役、監査役又は執行
役の職務を代行する者

五 第三百四十六条第二項、第三百五十一条第
二項又は第四百一条第三項(第四百三条第三
項及び第四百二十条第三項において準用する
場合を含む。)の規定により選任された一時
取締役(監査等委員会設置会社において、は、
監査等委員である取締役又はそれ以外の取締
役)、会計参与、監査役、代表取締役、委員
(指名委員会、監査委員会又は報酬委員会の
委員をいう。)、執行役又は代表執行役の職務
を行うべき者

六 支配人

七 事業に関するある種類又は特定の事項の委
任を受けた使用人

八 検査役

2 次に掲げる者が、自己若しくは第三者の利益
を図り又は清算株式会社に損害を加える目的
で、その任務に背く行為をし、当該清算株式会

社に財産上の損害を加えたときも、前項と同様
とする。

一 清算株式会社の清算人

二 民事保全法第五十六条に規定する仮処分命
令により選任された清算株式会社の清算人の
職務を代行する者

三 第四百七十九条第四項において準用する第
三百四十六条第二項又は第四百八十三条第六
項において準用する第三百五十一条第二項の
規定により選任された一時清算人又は代表清
算人の職務を行うべき者

四 清算人代理

五 監督委員

六 調査委員

(代表社債権者等の特別背任罪)

第九百六十一条 代表社債権者又は決議執行者
(第七百三十七条第二項に規定する決議執行者
をいう。以下同じ。)が、自己若しくは第三者
の利益を図り又は社債権者に損害を加える目的
で、その任務に背く行為をし、社債権者に財産
上の損害を加えたときは、五年以下の拘禁刑若
しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを
併科する。

(未遂罪)

第九百六十二条 前二条の罪の未遂は、罰する。

(会社財産を危うくする罪)

第九百六十三条 第九百六十条第一項第一号又は
第二号に掲げる者が、第三十四条第一項若しく
は第六十三条第一項の規定による払込み若しく
は給付について、又は第二十八条各号に掲げる
事項について、裁判所又は創立総会若しくは種
類創立総会に対し、虚偽の申述を行い、又は事
実を隠蔽したときは、五年以下の拘禁刑若しく
は五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科
する。

2 第九百六十条第一項第三号から第五号までに
掲げる者が、第九百九十九条第一項第三号又は第
二百三十六条第一項第三号に掲げる事項につい
て、裁判所又は株主総会若しくは種類株主総会
に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠蔽し
たときも、前項と同様とする。

3 検査役が、第二十八条各号、第九百九十九条第
一項第三号又は第二百三十六条第一項第三号に
掲げる事項について、裁判所に対し、虚偽の申
述を行い、又は事実を隠蔽したときも、第一項
と同様とする。

4 第九百六十一条の規定により選任された者
が、第三十四条第一項若しくは第六十三条第一

項の規定による払込み若しくは給付について、
又は第二十八条各号に掲げる事項について、創
立総会に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を
隠蔽したときも、第一項と同様とする。

5 第九百六十条第一項第三号から第七号までに
掲げる者が、次のいずれかに該当する場合にも、
第一項と同様とする。

一 何人の名義をもつてするかを問わず、株式
会社の計算において不正にその株式を取得し
たとき。

二 法令又は定款の規定に違反して、剰余金の
配当をしたとき。

三 株式会社社長の目的の範囲外において、投機取
引のために株式会社社長の財産を処分したとき。
(虚偽文書行使等の罪)

第九百六十四条 次に掲げる者が、株式、新株予
約権、社債又は新株予約権付社債を引き受ける
者の募集をするに当たり、会社の事業その他の
事項に関する説明を記載した資料若しくは当該
募集の広告その他の当該募集に関する文書であ
つて重要な事項について虚偽の記載のあるもの
を行使し、又はこれらの書類の作成に代えて電
磁的記録の作成がされている場合における当該
電磁的記録であつて重要な事項について虚偽の
記録のあるものをその募集の事務の用に供した
ときは、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以
下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第九百六十条第一項第一号から第七号まで
に掲げる者

二 持分会社の業務を執行する社員

三 民事保全法第五十六条に規定する仮処分命
令により選任された持分会社の業務を執行す
る社員の職務を代行する者

四 株式、新株予約権、社債又は新株予約権付
社債を引き受ける者の募集又は新株予約権付社
債の売出しを行う者が、その売出しに関する文
書であつて重要な事項について虚偽の記載のあ
るものを行使し、又は当該文書の作成に代えて
電磁的記録の作成がされている場合における当
該電磁的記録であつて重要な事項について虚偽
の記録のあるものをその売出しの事務の用に供
したときも、前項と同様とする。

(預合いの罪)

第九百六十五条 第九百六十条第一項第一号から
第七号までに掲げる者が、株式の発行に係る払
込みを仮装するため預合いを行ったときは、五

年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。預合いに応じた者も、同様とする。

（株式の超過発行の罪）

第九百六十六條 次に掲げる者が、株式会社が発行することができる株式の総数を超えて株式を発行したときは、五年以下の拘禁刑又は五百万円以下の罰金に処する。

一 発起人

二 設立時取締役又は設立時執行役

三 取締役、執行役又は清算株式会社の清算人
民事保全法第五十六條に規定する仮処分命令により選任された取締役、執行役又は清算株式会社の清算人の職務を代行する者

五 第三百四十六條第二項（第四百七十九條第四項において準用する場合を含む。）又は第四百三十三條第三項において準用する第四百一條

第三項の規定により選任された一時取締役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役）、執行役又は清算株式会社の清算人の職務を行うべき者

（取締役等の贈収賄罪）

第九百六十七條 次に掲げる者が、その職務に關し、不正の請託を受けて、財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の拘禁刑又は五百万円以下の罰金に処する。

一 第九百六十條第一項各号又は第二項各号に掲げる者

二 第九百六十一條に規定する者

三 会計監査人又は第三百四十六條第四項の規定により選任された一時会計監査人の職務を行うべき者

四 前項の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

（株主等の権利の行使に關する贈収賄罪）

第九百六十八條 次に掲げる事項に關し、不正の請託を受けて、財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をした者は、五年以下の拘禁刑又は五百万円以下の罰金に処する。

一 株主總會若しくは種類株主總會、創立總會

若しくは種類創立總會、社債権者集會又は債権者集會における發言又は議決權の行使

二 第二百十條若しくは第二百四十七條、第二百九十七條第一項若しくは第四項、第三百三

條第一項若しくは第二項、第三百四條、第三百五條第一項若しくは第三百六條第一項若しくは第二項（これらの規定を第三百二十五條において準用する場合を含む。）、第三百五十八條第一項、第三百六十條第一項若しくは第二項（これらの規定を第四百八十二條第四項において準用する場合を含む。）、第四百二十二條第一項若しくは第二項、第四百二十六條第七項、第四百三十三條第一項若しくは第四百七十九條第二項に規定する株主の権利の行使、第五百十一條第一項若しくは第五百二十二條第一項に規定する株主若しくは債権者の権利の行使又は第五百四十七條第一項若しくは第三項に規定する債権者の権利の行使

三 社債の総額（償還済みの額を除く。）の十分の一以上に當たる社債を有する社債権者の権利の行使

四 第八百二十八條第一項、第八百二十九條から第八百三十一條まで、第八百三十三條第一項、第八百四十七條第三項若しくは第五項、第八百四十七條の二第六項若しくは第八項、第八百四十七條の三第七項若しくは第九項、第八百五十三條、第八百五十四條又は第八百五十八條に規定する訴えの提起（株主等（第八百四十七條の四第二項に規定する株主等）をいう。次号において同じ。）、株式会社の債権者又は新株予約権若しくは新株予約権付社債を有する者がするものに限る。）

五 第八百四十九條第一項の規定による株主等の訴訟參加

六 前項の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者も、同項と同様とする。

（没収及び追徴）

第九百六十九條 第九百六十七條第一項又は前条第一項の場合において、犯人の收受した利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

（株主等の権利の行使に關する利益供与の罪）

第九百七十條 第九百六十條第一項第三号から第六号までに掲げる者又はその他の株式会社の使用者が、株主の権利、当該株式会社に係る適格旧株主（第八百四十七條の二第九項に規定する適格旧株主をいう。第三項において同じ。）の権利又は当該株式会社の最終完全親会社等（第八百四十七條の三第一項に規定する最終完全親会社等をいう。第三項において同じ。）の株主の権利の行使に關し、当該株式会社又はその子

会社の計算において財産上の利益を供与したときは、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

二 情を知つて、前項の利益の供与を受け、又は第三者にこれを供与させた者も、同項と同様とする。

三 株主の権利、株式会社に係る適格旧株主の権利又は株式会社の最終完全親会社等の株主の権利の行使に關し、当該株式会社又はその子会社の計算において第一項の利益を自己又は第三者に供与することを同項に規定する者に要求した者も、同項と同様とする。

四 前二項の罪を犯した者が、その実行について第一項に規定する者に対し威迫の行為をしたときは、五年以下の拘禁刑又は五百万円以下の罰金に処する。

五 前三項の罪を犯した者には、情状により、拘禁刑及び罰金を併科することができる。

六 第一項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

（国外犯）

第九百七十一條 第九百六十條から第九百六十三條まで、第九百六十五條、第九百六十六條、第九百六十七條第一項、第九百六十八條第一項及び前条第一項の罪は、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

二 第九百六十七條第二項、第九百六十八條第二項及び前条第二項から第四項までの罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二条の例に従う。

（法人における罰則の適用）

第九百七十二條 第九百六十條、第九百六十一條、第九百六十三條から第九百六十六條まで、第九百六十七條第一項又は第九百七十條第一項に規定する者が法人であるときは、これらの規定及び第九百六十二條の規定は、その行為をした取締役、執行役その他業務を執行する役員又は支配人に対してそれぞれ適用する。

（業務停止命令違反の罪）

第九百七十三條 第九百五十四條の規定による電子公告調査（第九百四十二條第一項に規定する電子公告調査をいう。以下同じ。）の業務の全部又は一部の停止の命令に違反した者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（虚偽届出等の罪）

第九百七十四條 次のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第九百五十條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第九百五十五條第一項の規定に違反して、調査記録簿等（同項に規定する調査記録簿等をいう。以下この号において同じ。）に同項に規定する電子公告調査に關し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は同項若しくは第九百五十六條第二項の規定に違反して調査記録簿等を保存しなかつた者

三 第九百五十八條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

（両罰規定）

第九百七十五條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

（過料に処すべき行為）

第九百七十六條 発起人、設立時取締役、設立時監査役、設立時執行役、取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、執行役、会計監査人若しくはその職務を行うべき社員、清算人、清算人代理、持分会社の業務を執行する社員、民事保全法第五十六條に規定する仮処分命令により選任された取締役、監査役、執行役、清算人若しくは持分会社の業務を執行する社員の職務を代行する者、第九百六十條第一項第五号に規定する一時取締役、会計参与、監査役、代表取締役、委員、執行役若しくは代表執行役の職務を行うべき者、同条第二項第三号に規定する一時清算人若しくは代表清算人の職務を行うべき者、第九百六十七條第一項第三号に規定する一時会計監査人の職務を行うべき者、検査役、監督委員、調査委員、株主名簿管理人、社債原簿管理人、社債管理者、事務を承継する社債管理者、社債管理補助者、事務を承継する社債管理補助者、代表社債権者、決議執行者、外国会社の日本における代表者又は支配人、次のいずれかに該当する場合又は、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 この法律の規定による登記をすることを怠つたとき。

の十第二項、第百八十二条の二第一項、第百八十二条の六第二項、第二百三十一条第一項若しくは第二百五十二条第一項、第三百十条第六項、第三百十一条第三項、第三百十二条第四項、第三百十八条第二項若しくは第三項若しくは第三百十九条第二項（これらの規定を第三百二十五条において準用する場合を含む。）、第三百七十五条において準用（第四百九十条第五項において準用する場合を含む。）、第三百七十八条第一項、第三百九十四条第一項、第三百九十九条の十二第一項、第四百十三条第一項、第四百四十二条第一項若しくは第二項、第四百九十六条第一項、第六百八十四条第一項、第七百三十一条第二項、第七百八十二条第一項、第七百九十一条第三項、第七百九十四条第一項、第八百一条第三項、第八百三条第三項、第八百六十一条第二項、第八百八十五条第三項、第八百八十六条の二第一項又は第八百八十六条の十第二項の規定に違反して、帳簿又は書類若しくは電磁的記録を備え置かなかったとき。

九 正当な理由がないのに、株主総会若しくは種類株主総会又は創立総会若しくは種類創立総会において、株主又は設立時株主の求めた事項について説明をしなかったとき。

十 第百三十五条第一項の規定に違反して株式を取得したとき、又は同条第三項の規定に違反して株式の処分することを怠ったとき。

十一 第百七十八条第一項又は第二項の規定に違反して、株式の消却をしたとき。

十二 第百九十七条第一項又は第二項の規定に違反して、株式の競売又は売却をしたとき。

十三 株式、新株予約権又は社債の発行の日に株券、新株予約権証券又は社債券を発行したとき。

十四 第百二十五条第一項、第二百八十八条第一項又は第百九十六条の規定に違反して、遅滞なく、株券、新株予約権証券又は社債券を発行しなかったとき。

十五 株券、新株予約権証券又は社債券に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

十六 第二百二十五条第四項、第二百二十六条第二項、第二百二十七条又は第二百二十九条第二項の規定に違反して、株券喪失登録を抹消しなかったとき。

十七 第二百三十条第一項の規定に違反して、株主名簿に記載し、又は記録したとき。

十八 第二百九十六条第一項の規定又は第三百七条第一項第一号（第三百二十五条において準用する場合を含む。）若しくは第三百五十九条第一項第一号の規定による裁判所の命令に違反して、株主総会を招集しなかつたとき。

十八の二、第三百三条第一項又は第二項（これらの規定を第三百二十五条において準用する場合を含む。）の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事項を株主総会又は種類株主総会の目的としなかつたとき。

十九 第三百二十五条の第三項(第三百二十五条の七において準用する場合を含む。)の規定に違反して、電子提供措置をとらなかつたとき。

十九の二 第三百二十七条の二の規定に違反して、社外取締役を選任しなかつたとき。

十九の三 第三百三十一条第六項の規定に違反

して、社外取締役を監査等委員である取締役の過半数に選任しなかったとき。

第二百三十五條第三項の規定に違反して、社外監査役を監査役の半数以上に選任しなかつたとき。

第二十一 第三百四十三條第二項（第三百四十七條第二項の見定により売替えて適用する場

多第二項の規定により読み替えて適用する場合（第三百四十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による請

求があつた場合において、その請求に係る事項を株主総会若しくは種類株主総会の目的とせず、又はその請求に係る議案を株主総会若しくは種類株主総会に提出しなかつたとき。

二十二 取締役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役）、会計参与、監査役、執行役又は

会計監査人がこの法律又は定款で定めたその員数を欠くこととなった場合において、その選任（一時会計監査人の職務を行うべき者の選任を含む。）の手續することを怠つたとき。

二十三 第三百六十五條第二項（第四百十九條第二項及び第四百八十九條第八項において準用する場合を含む。）又は第四百三十條の二第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、取締役会又は清算人会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

二十四 第三百九十条第三項の規定に違反して、常勤の監査役を選定しなかつたとき。

二十五 第四百四十五条第三項若しくは第四項の規定に違反して資本準備金若しくは準備金を計上せず、又は第四百四十八条の規定に違反して準備金の額の減少をしたとき。

二十六 第四百四十九条第二項若しくは第五

項 第六百二十七条第二項若しくは第五項
第六百三十五条第二項若しくは第五項、第六
百七十条第二項若しくは第五項、第七百七十
九条第二項若しくは第五項（これらの規定を

第七百八十一条第二項において準用する場合を含む）、第七百八十九条第二項若しくは第五項（これらの規定を第七百九十三条第二項において準用する場合を含む）、第七百九十

九条第二項若しくは第五項（これらの規定を第八百二条第二項において準用する場合を含む。）、第八百十條第二項若しくは第五項（こ

これらの規定を第八百十三条第二項において準用する場合を含む。)、第八百十六条の八第二

項若しくは第五項又は第八百二十条第一項若しくは第二項の規定に違反して、資本金若しくは準備金の額の減少、持分の払戻し、持分

会社、合併、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転、株式交付又は外国会社の日本における代表者の全員の退任をしたとき。

第二十七 第四百八十四条第一項若しくは第六百五十六条第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠ったとき、又は第五百十一条第二項の規定に違反して特別清算開始の申立てをすることを怠ったとき。

二十八 清算の結了を遅延させる目的で 第四百九十九条第一項、第六百六十条第一項又は第六百七十条第二項の期間を不当に定めたと

第百十一條第二項の期間を三日に定めたり

二十九 第五百条第一項、第五百三十七條第一

項又は第六百六十一条第一項の規定に違反し

で、債務の弁済をしたとき。

三十 第五百二条又は第六百六十四条の規定に
皇^ニ又して、青算株式会社又は青算寺分会社の

財産を分配したとき。

三十一 第五百三十五条第一項又は第五百三十

六条第一項の規定に違反したとき。

三十二 第五百四十条第一項若しくは第二項又は第五百四十二条第一項若しくは第二項の見

は第五百四十二条第一項若しくは第二項の規定による保全処分を違反したとき。

三十三 第七百二条の規定に違反して社債を発行し、又は第七百十四条第一項（第七百十四條の七において準用する場合を含む。）の規定に違反して事務を承継する社債管理者若しくは社債管理補助者を定めなかったとき。

三十四 第八百二十七条第一項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

三十五 第九百四十一条の規定に違反して、電子公告調査を求めなかったとき。

第九百七十七條 次のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一 第九百四十六条第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第九百五十一条第一項の規定に違反して、財務諸表等（同項に規定する財務諸表等をいう。以下同じ。）を備え置かず、又は財務諸表等に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をした者

三 正当な理由がないのに、第九百五十一条第二項各号又は第九百五十五条第二項各号に掲げる請求を拒んだ者

第九百七十八條 次のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一 第六条第三項の規定に違反して、他の種類の会社であると誤認されるおそれのある文字をその商号中に用いた者

二 第七条の規定に違反して、会社であると誤認されるおそれのある文字をその名称又は商号中に使用した者

三 第八条第一項の規定に違反して、他の会社（外国会社を含む。）であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者

第九百七十九條 会社の成立前に当該会社の名義を使用して事業をした者は、会社の設立の登録免許税の額に相当する過料に処する。

2 第八百八十八条第一項又は第八百二十一条第一項の規定に違反して取引をした者も、前項と同様とする。

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置の原則）

2 この法律の規定（罰則を除く。）は、他の法律に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。

（商号の使用に関する経過措置）

3 第六条第三項の規定は、この法律の施行の際現にその商号中に合同会社であると誤認されるおそれのある文字を用いている場合における会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）第三条第二項に規定する特例有限会社、同法第六十六条第一項前段の規定により存続する株式会社又は同条第三項前段の規定により存続する合名会社若しくは合資会社については、この法律の施行の日から起算して六月間（これらの会社が当該期間内に商号の変更をした場合にあっては、当該商号の変更をするまでの期間）は、適用しない。（合併等の際に株主等に対して交付する金銭等に関する経過措置）

4 この法律の施行の日から一年を経過する日までの間において合併契約が締結される合併、吸収分割契約が締結される吸収分割若しくは新設分割計画が作成される新設分割、株式交換契約が締結される株式交換又は株式移転計画が作成される株式移転の手続に関する第七百四十九条第一項第二号、第七百五十一条第一項、第七百五十三条第一項、第七百五十五条第一項、第七百五十八条第四号、第七百六十条、第七百六十一条、第七百六十五条第一項、第七百六十八条第一項第二号、第七百七十条第一項及び第七百七十三条第一項の規定の適用については、第七百四十九条第一項第二号中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項（ロからホまでに掲げる事項を除く。）」と、第七百五十一条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項（第三号及び第四号に掲げる事項を除く。）」と、第七百五十三条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項（第八号及び第九号に掲げる事項を除く。）」と、第七百五十五条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項（第一号及び第二号に掲げる事項を除く。）」と、第七百五十八条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項（第六号及び第七号に掲げる事項を除く。）」と、第七百五十九条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項（第七号及び第八号に掲げる事項を除く。）」とする。

附則（平成一八年六月二日法律第五〇号）抄

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

附則（平成一八年六月二日法律第六六号）抄

この法律は、平成十八年証券取引法改正法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二百二十七条中公認会計士法第四条第二号の改正規定（「若しくは第百九十八条」を「から第百九十八条まで」に改める部分に限る。）、第二百二十八条第一項の規定、第二百五条中会社法第三百三十一条第一項第三号の改正規定（「第百九十七号第一項第一号から第四号まで若しくは第七号若しくは第二項、第百九十八号第一号から第十号まで、第百九十七号若しくは第九十九号」を「第百九十七号、第百九十七号の二第一号から第十号まで若しくは第十三号、第百九十八号第八号」に改める部分に限る。）、第二百六条第一項の規定及び第二百三十三条中金融庁設置法第二十条若しくは第一項の改正規定（「検査」の下に「報告若しくは資料の提出の命令、質問若しくは意見の徴取」を加える部分に限る。）、平成十八年証券取引法改正法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日

附則（平成一八年二月一五日法律第一〇九号）抄

この法律は、新信託法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九条（商法第七条の改正規定に限る。）、第二十五条（投資信託及び投資法人に関する法律第二百五十一条第二十四号の改正規定に限る。）

、第三十七條（金融機関の合併及び転換に関する法律第七十六條第七号の改正規定に限る。）、第四十九條（保険業法第七十七條の六第一項第七号、第五十三條の十二第八項、第五十三條の十五、第五十三條の二十五第二項、第五十三條の二十七第三項、第五十三條の三十二、第百八十条の五第三項及び第四項並びに第百八十条の九第五項の改正規定に限る。）、第五十五条（資産の流動化に関する法律第七十六條第六項、第八十五條、第百六十八條第五項、第百七十一條第六項及び第三百六十六條第一項第二十三号の改正規定に限る。）、第五十九條、第七十五條及び第七十七條（会社法目次の改正規定、同法第百三十二条に二項を加える改正規定、同法第二編第二章第三節第百五十四條の次に一款を加える改正規定、同法第二編第三章第四節中第二百七十二條の次に一款を加える改正規定、同法第六百九十五條の次に一款を加える改正規定及び同法第九百四十三條第一号の改正規定を除く。）の規定 公布の日

附則（平成一九年五月一六日法律第四七号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。

附則（平成一九年六月二七日法律第九九号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第二十八條 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十九條 附則第二条から第十九条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二〇年六月一三日法律第六五号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二十二年四月三〇日法律第二十九号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二十二年六月二四日法律第五八号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第十九条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二十条 附則第二条から第五条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に 필요한経過措置は、政令で定める。

附則（平成二十二年七月一〇日法律第七四号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

附則（平成二十三年五月二五日法律第五三号）抄

この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。

附則（平成二十三年六月二四日法律第七四号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附則（平成二十四年三月三十一日法律第一六号）抄

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から五まで 略

六 次に掲げる規定 平成二十五年七月一日イ及びロ 略

ハ 第七条の規定及び附則第七十二条から第七十八条までの規定

七十八条までの規定

（罰則の適用に関する経過措置）

第七十九条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第八十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二五年六月一九日法律第四五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中金融商品取引法第九十七条の二の次に一条を加える改正規定、同法第九十八條第二号の次に二号を加える改正規定並びに同法第九十八條の三、第九十九條の六の二、第二百五條第十四号並びに第二百七條第二項第二号及び第二項の改正規定、第三條の規定、第四條中農業協同組合法第十一条の四第四項の次に一項を加える改正規定、第五條のうち水産業協同組合法第十一条の十一を加える改正規定、第八條の規定（投資信託及び投資法人に関する法律第二百五十二条の改正規定を除く）、第十四條のうち銀行法第十三條中第五項を第六項とし、第四項の次に一項を加える改正規定及び同法第五十二条の二、第十二條第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次

に項を加える改正規定、第十五条の規定、第十九条のうち農林中央金庫法第五十八条中第五項を第六項とし、第四項の次に一項を加える改正規定、第二十一条中信託業法第九十一条、第九十三条、第九十六条及び第九十八条第一項の改正規定、第二十二條の規定並びに附則第三十条（株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十三条第二項の改正規定に限る。）、第三十一条（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）第十七条第二項の改正規定に限る。）、第三十一条、第三十六条及び第三十七条の規定、公布の日から起算して二十日を経過した日（罰則の適用に関する経過措置）

第三十六条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三十七条 附則第二条から第十五条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含まむ。）は、政令で定める。

附 則（平成二六年五月三〇日法律第四二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二六年六月二七日法律第九〇号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置の原則）

第二条 この法律による改正後の会社法（以下「新会社法」という。）の規定（罰則を除く。）は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前の会社法（以下「旧会社法」という。）の規定によつて生じた効力を妨げない。

（委員会設置会社に関する経過措置）

第三条 この法律の施行の際現に委員会設置会社（旧会社法第十二号に規定する委員会設置会社をいう。次項において同じ。）である株式会社又は施行日前に旧会社法第三十条第一項の規定による定款（同号に規定する委員会を置く旨の定めがあるものに限る。）の認証を受けたこの法律の施行後に成立する株式会社の定款には、新会社法第十二号に規定する指名委員会等を置く旨の定めがあるものとみなす。

2 旧会社法の規定による委員会設置会社の登記記録は、新会社法第九百十一条第三項第二十三号に掲げる事項の登記とみなす。

（社外取締役及び社外監査役の要件に関する経過措置）

第四条 この法律の施行の際現に旧会社法第二十五条第十五号に規定する社外取締役又は同条第十六号に規定する社外監査役を置く株式会社の社外取締役又は社外監査役については、この法律の施行後最初に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までは、新会社法第二十五条第十五号又は第十六号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（詐害事業譲渡等に関する経過措置）

第五条 施行日前に会社の他の会社に対する事業の譲渡に係る契約が締結された場合におけるその事業の譲渡については、新会社法第二十三条の二の規定は、適用しない。

2 施行日前に会社の商人（会社を除く。以下この項において同じ。）に対する事業の譲渡又は他の商人の営業の譲受けに係る契約が締結された場合におけるその事業の譲渡又は営業の譲受けについては、新会社法第二十四条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（設立時発行株式に関する経過措置）

第六条 施行日前に旧会社法第三十条第一項の認証を受けた定款に係る株式会社の設立に際して発行する設立時発行株式については、新会社法第五十二条の二、第二百三条第三項及び第四項、第二百二条の二並びに第二百三条第二項及び第三項の規定は、適用しない。

（公開会社となる場合における発行可能株式総数に関する経過措置）

第七条 施行日前に公開会社でない株式会社が公開会社となる旨の定款の変更に係る決議をするための株主総会の招集手続が開始された場合におけるその定款の変更後の発行可能株式総数に

つては、新会社法第百十三条第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（定款の変更等に係る株式買取請求に関する経過措置）

第八条 施行日前に旧会社法第百十六條第一項各号の行為に係る決議をするための株主総会の招集手続が開始された場合（同項各号の行為をするために株主総会の決議を要しない場合にあっては、当該行為に係る取締役会の決議又は取締役若しくは執行役の決定が行われたとき）におけるその行為に係る株式買取請求については、なお従前の例による。

（定款の変更に係る新株予約権買取請求に関する経過措置）

第九条 施行日前に旧会社法第百十八條第一項各号に掲げる定款の変更に係る決議をするための株主総会の招集手続が開始された場合におけるその定款の変更に係る新株予約権買取請求については、なお従前の例による。

（全部取得条項付種類株式の取得に関する経過措置）

第十条 施行日前に旧会社法第百七十一條第一項の決議をするための株主総会の招集手続が開始された場合におけるその全部取得条項付種類株式の取得については、なお従前の例による。

（株式の併合に関する経過措置）

第十一条 施行日前に旧会社法第百八十條第二項の決議をするための株主総会の招集手続が開始された場合におけるその株式の併合については、なお従前の例による。

（募集株式に関する経過措置）

第十二条 施行日前に旧会社法第百九十九條第二項に規定する募集事項の決定があつた場合におけるその募集株式については、新会社法第百二十五條第二項、第二百六條の二、第二百九條第二項及び第三項、第二百十三條の二並びに第二百十三條の三の規定は、適用しない。

（新株予約権に関する経過措置）

第十三条 施行日前に旧会社法第二百三十八條第一項に規定する募集事項の決定があつた場合におけるその募集新株予約権については、新会社法第二百四十四條第三項、第二百四十四條の二、第二百八十二條第二項及び第三項、第二百八十六條の二並びに第二百八十六條の三の規定は、適用しない。

2 施行 施行日前に発行された新株予約権（募集新株予約権を除く。）については、新会社法第二百

八十二條第二項及び第三項、第二百八十六條の二並びに第二百八十六條の三の規定は、適用しない。

（新株予約権無償割当てに関する経過措置）

第十四条 施行日前に旧会社法第二百七十八條第一項各号に掲げる事項の決定があつた場合におけるその新株予約権無償割当てについては、なお従前の例による。

（会計監査人の選任等に関する議案の内容の決定に関する経過措置）

第十五条 施行日前に会計監査人の選任若しくは解任又は会計監査人を再任しないことに関する決議をするための株主総会の招集手続が開始された場合における会計監査人の選任若しくは解任又は会計監査人を再任しないことに係る手続については、新会社法第三百四十四條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（取締役等の責任の一部の免除等に関する経過措置）

第十六条 取締役、会計参与、監査役、執行役又は会計監査人の施行日前の行為に基づく責任の一部の免除及び当該責任の限度に関する契約については、新会社法第四百二十五條から第四百二十七條までの規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合において、当該責任の一部の免除をしようとする時に監査等委員会設置会社（新会社法第二条第十一号の二に規定する監査等委員会設置会社をいう。）である株式会社についての旧会社法第四百二十五條第三項（旧会社法第四百二十六條第二項及び第四百二十七條第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、旧会社法第四百二十五條第三項中「監査役設置会社又は委員会設置会社」とあるのは「監査等委員会設置会社（会社法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第九十号）による改正後の会社法（以下この項において「新会社法」という。）第二条第十一号の二に規定する監査等委員会設置会社をいう。）と、次の各号に掲げる株式会社との区分に応じ、当該各号に定める者」とあるのは「各監査等委員（新会社法第三十八條第二項に規定する監査等委員をいう。）とする。

（子会社の株式又は持分の譲渡に関する経過措置）

第十七条 施行日前に子会社の株式又は持分の全部又は一部の譲渡に係る契約が締結された場合

におけるその譲渡については、新会社法第四百六十七條第一項及び第五百三十六條第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（事業譲渡等に関する経過措置）

第十八条 施行日前に旧会社法第四百六十八條第一項に規定する事業譲渡等に係る契約が締結された場合におけるその事業譲渡等については、新会社法第四百六十九條及び第四百七十條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（株式会社清算に関する経過措置）

第十九条 施行日前に旧会社法第四百七十五條各号に掲げる場合に該当することとなつた清算株式会社（株式会社）の監査役については、新会社法第四百七十八條第六項及び第七項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（株式会社合併等に関する経過措置）

第二十条 施行日前に合併契約、吸収分割契約若しくは株式交換契約が締結され、又は組織変更計画、新設分割計画若しくは株式移転計画が作成された組織変更、合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転については、なお従前の例による。

（責任追及等の訴えに関する経過措置）

第二十一条 施行日前に旧会社法第八百四十七條第一項に規定する責任追及等の訴えが提起された場合における当該責任追及等の訴えについては、なお従前の例による。

2 施行 施行日前に新会社法第八百四十七條の二第一項各号に掲げる行為の効力が生じた場合については、同条の規定は、適用しない。

3 施行 施行日前にその原因となつた事実が生じた特定責任（新会社法第八百四十七條の三第四項に規定する特定責任をいう。）については、同条の規定は、適用しない。

（監査役の監査の範囲の限定等に係る登記に関する経過措置）

第二十二条 この法律の施行の際現に監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社は、この法律の施行後最初に監査役が就任し、又は退任するまでの間は、新会社法第九百一十一條第三項第十七号イに掲げる事項の登記をすることを要しない。

2 株式会社 株式会社についてこの法律の施行の際現に旧会社法第九百一十一條第三項第二十五号又は第二十六号の規定による登記がある場合は、当該株式会社は、当該登記に係る取締役又は監査役の任期中に限り、当該登記の抹消をすることを要しない。

（罰則に関する経過措置）

第二十三条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第二十五条 政府は、この法律の施行後二年を経過した場合において、社外取締役の選任状況その他の社会経済情勢の変化等を勘案し、企業統治に係る制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、社外取締役を置くことの義務付け等所要の措置を講ずるものとする。

附則（平成二六年六月二七日法律第九十一号）抄

この法律は、会社法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附則（平成二七年九月四日法律第六十三号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

（会社法の一部改正に伴う経過措置）

第九十六条 前条の規定による改正後の会社法（以下この条において「新会社法」という。）第九百四十三條の規定の適用については、旧農協法第九十二條第五項（附則第十条の規定によりなおその効力を有することとされる場合を含む。）において準用する前条の規定による改正前の会社法第九百五十五條第一項の規定に違反し、刑に処せられた者は、新農協法第九十七條の四第五項において準用する新会社法第九百五十五條第一項の規定に違反し、刑に処せられたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第一百四十条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二八年六月三日法律第六十二号）抄

二 第二十一条中民事執行法第二十二條第五号の改正規定、同法第二十五條の改正規定、同法第二十六條の改正規定、同法第二十九條の改正規定（「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く）、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第四百十一条第一項第三号の改正規定、同法第四百八十一条第一項の改正規定、同法第四百八十一条第一項の改正規定、同法第四項の改正規定、同法第四百八十三條の改正規定、同法第四百八十九條の改正規定及び同法第四百九十三條第一項の改正規定、第十二條、第三十三條、第三十四條、第三十六條及び第三十七條の規定、第四十二條中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九條第二項の改正規定、第四十五條の規定（民法第九十八條第二項及び第四百五十一条第四